決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月６日（火） １０：００～ 議　会　室	令和３年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・監査委員 ・議会事務局 ・総務課 ・企画財政課 ・会計室
９月８日（木） １０：００～ 議　会　室	令和３年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・町民生活課 ・環境資源課 ・税務課 ・住民課
９月１２日（月） １０：００～ 議　会　室	令和３年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月１４日（水） １０：００～ 議　会　室	令和３年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育委員会
９月１６日（金） １０：００～ 議　会　室	１．令和３年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２．令和３年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３．令和３年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決）

	・健康介護課 ４．令和３年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５．令和３年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・　山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角・　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	代表監査委員	新　祖　　章　君
会計管理者兼 会計室長	佐　藤　賢　治　君	総務課長	福　田　拓　也　君
総務課副課長	鈴　木　淳　史　君	人権推進室長	野　口　延　寿　君
総務課主幹	飯　山　保　孝　君	総務課主幹	青　栁　　誠　君
総務課主幹	高　澤　　学　君	庶務職員 担当主査	齋　藤　千　洋　君
秘書広報 担当主査	平　向　優　子　君	企画財政課長	菅　原　隆　行　君
企画財政課 副課長	飯　山　　武　君	企画財政課 主幹	宮　下　義　樹　君
企画財政課 主幹	田　原　浩　介　君	対話のまちづ くり推進担当 主査	大　越　一　範　君
財政担当主査	中　村　淳　一　君	情報担当主査	飯　尾　浩　之　君
管財担当主査	島　村　　剛　君	会計担当主査	髙　林　優　子　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　　幹	青　木　　豊
主　　任	岡　村　恵美子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君）　皆さん、おはようございます。

決算特別委員会委員長の川野でございます。

本日、９月６日から16日までのうち、５日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございますが、皆様には円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計決算、水道、下水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思います。また、審議につきましては、最初に監査委員に対しての質疑、その後一般会計については、課ごとに議会事務局、総務課、企画財政課、会計室、町民生活課、環境資源課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育委員会の順に審議をお願いしたいと思います。議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、本特別委員会への町長及び副町長の出席につきましては、ほかの公務との調整を図りながら交代で出席をするとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会の運営上のお知らせとお願いがございます。

初めに、運営上のお知らせでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回の決算特別委員会については、傍聴人数の制限をさせていただいております。また、出席職員についても、議会室内への入室制限をさせていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、運営上のお願いでございます。質問者、答弁者とも発言されるときには、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから、質問者、答弁者の氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願い申し上げます。

最後に、委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特別のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（川野武志君）　ただいまの出席委員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（川野武志君）　それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（合川泰治君）　皆様、おはようございます。

本日は決算の特別委員会ということで、適正な支出とともに、また１年間、町がどのような積み重ねができたのか、そしてどの程度前にこの町が進むことができたのか、皆さんにご審議いただく大事な時間でございますので、ただ、前回のお話を聞きますと、６時半までかかっているということで、スムーズな進行に皆様へご協力をいただければと思いますので、どうぞ慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３９号～議案第４４号の監査委員質疑（監査委員）

○委員長（川野武志君）　本日は、新祖代表監査委員に出席していただいておりますので、一般会計、各特別会計の決算、上下水道事業会計について代表監査委員に質疑が皆様ございましたら、よろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

いろいろと監査ご苦労さまでした。

膨大な量の監査等で大変だったんじゃないかなと。

１つだけお伺いします。

今、テレビとかマスコミで大問題になっている宗教法人、韓国にもあるらしいんですけれども、それの、宮代にはないと思うんですけれども、監査をして、訳の分からない寄附金があったのかどうか、その辺のところ、重点にどの辺を見てやったのかどうか、教えていただければありがたいなと思っております。

決算の中で寄附金と書いてありますので、どういうところを団体が頂いたのか。

○委員長（川野武志君）　答弁をいただきます。

代表監査委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　どのような視点で決算審査をやってきたのかという趣旨でよろしいんでしょうか。

○委員（山下秋夫君）　はい。

○代表監査委員（新祖　章君）　それぞれ意見書の冒頭に書かれておりますけれども、３の審査方法ですね、そちらのほうに書かれておりますけれども、計数の正確性とか、それから予算の合法性について審査するということでございましたけれども、具体的に計数の正確性で言いますと、歳入歳出決算書、あるいはそれぞれの提出書類がそこに記載された数字が正確なものかどうか。それから、成果書と決算書の数字等、あるいはそれぞれに関連するものの数字が相互に一致をしているかどうか、そういったところを計数の正確性というところについては見てまいりました。

また、予算の合法性という点について言いますと、違法または不当な支出がないかどうか。それから、予算の執行の中で事務の効率化とか経費の節減に努力をしているかどうか。それから、歳入については予算現額や調定額に比べて収入済額に著しい差異がないかどうか。収入未済額とか不納欠損や滞納処分の処理は適切かどうか。また、歳出については、予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。また、あった場合には、不用額の生じた理由は何なのか。それから、当面必要としない物件を購入していないか。今回、昨年もそうですけれども、新型コロナの関係でかなりの国庫支出金がありましたし、非常にある意味裁量の範囲がかなり広いものですから、そういった補助金についての使い道ですね、そういうものについて適切だったのかどうか。そういうところを一応見ながら、今申し上げたような視点で審査を行ったものでございます。

やはり監査の大前提としては、地方自治法の第２条にありますけれども、「住民の福祉の増進に努める」ということと、それから「最少の経費で最大の効果を上げる」と。これは決算審査に限らず、監査の視点としては常に持ちながらやっているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

適切にやっているということで、その辺のところは受け止めました。

また、各欄のところにより一つ一つ問題があったら、また私のほうから各課へ質問させていただきますんで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で代表監査委員への質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時０８分

再開　午前１０時１０分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３９号の審査（議会事務局）

○委員長（川野武志君）　それでは、本委員会に付託されました議案第39号　令和３年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（野口幹雄君）　皆さん、おはようございます。議会事務局長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介で紹介させていただきます。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局、青木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

議会人件費、今年４名になりましたけれども、人件費、その他、この中では人件費３名分ということなんですけれども、やはりこの事務局の議会に対しての議場、大変な作業じゃないかなと私は感じているんですよ。やはりそういう点では、今回ですけれども、それは４名にしたということで受け止めているんですよ。議長だけじゃなくて事務関係も含めて。

この令和３年度の会計では３名ですけれども、そういうところで、事務局として議場設置とかそういうところで大変さというのはあるんでしょうか。その辺のところが負担増というんですか、事務局としての。それの感想がもしあれば出していただきたいということと、それともう一つ、今、新型コロナウイルスがはやっております。事務局は大変な作業だと思いますけれども、事務局で新型コロナに感染をして議会運営が困難な場合、これは他の部局から人員を議会中だったら借りてきて、埋め合わせをするのかどうか、その辺のところも含めてお願いしたいんですけれども。

○委員長（川野武志君）　山下委員、一般会計の歳入歳出決算の認定についての質疑を求めているんですけれども、ちょっと内容的に問題があると思うんですが。

○委員（山下秋夫君）　要するに、今、町民負担が、議会も議会事務局の負担が多くならないのかということなんですよ、人件費で。人件費で負担が大きくならないのかということなんですよ。だから、

今回は４人。私は感じているんですよ。だから、今までの３人体制で議会がうまくいくのかとかどうか。

万が一、あともう一つは、新型コロナに感染した場合は、他の部局から人を派遣するのかとかというところです。新型コロナの感染に限った話はありません。ほかの流行するような病気、例えばインフルエンザでも何でもいいですけれども、全滅しちゃった場合はどんなところかと。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

山下委員の質問にお答え申し上げます。

まず、現状の３人で大丈夫かということだと思うんですが、今年度、会計年度任用職員が入りまして、この方はかなり優秀な方でございまして、パソコン等迅速にやっていただいていますんで、非常に楽になっているのが実感でございます。

続きまして、事務局職員が新型コロナで欠員した場合はどういう措置を取るのかということでございますが、議会中でなければ普通のルーチンで大丈夫だと思いますんで、特に支障はございません。ただし、積み残しの仕事がありますと、やっぱり超過勤務等が増えるとは思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

議会中でなければとの話なんですが、万が一、議会中の場合は、これは大分支障を来すんじゃないかなと思っております。休まれてしまえば、議会の運営が成り立たないんじゃないかなという感じがするんですけれども、その辺のところは他の部署の職員でカバーするという方針というか、そういうのがあるんでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

例えば、私がやっている仕事で申しますと、議事経過というか議事進行をつくっているのが私でございますので、その経験がないとなかなか難しいかなと思います。前にいた職員にお願いするしかないのかなと。あとは、議会中でございますが、今、映像のシステムを入れていますので、カメラワークですとか、あとタッチパネルの操作ですとかを１人でやっているような状況でございます。ですので、その点も経験のある職員にやってもらわざるを得ないかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

経験のある人じゃないとできないと、一つの部署ですから、それは。日頃からその辺のところのマニュアルというのはあるんでしょうね。やっぱり大変なときに休まれてしまったら、議会まで運営が滞ってしまうということになると、やはり考えなくちゃいけないような問題じゃないかなという感じがするんで、その辺のところだけ一つお願いしたいと思っております。

それと、先ほど一番初めに言った負担が軽減になったということで思っているんですけれども、やはりあそこの小さな小ホールで議会をやっているということになると、一回一回設備を移動して設置をして、やっぱり負担というのは大きいと思うんですよね。その辺のところで設置とかそういうのをなくす負担というのは、事務局としてはそれを願っているのかどうか。負担を２年度で、もし３人置く場合はどうだったのかどうか、その辺

のところを２つだけ、もう一つお願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　マニュアルについてでございますが、紙ベースでマニュアルは当然ございます。それに沿って後任の方にやっていただくということになっております。

続きまして、議場の設営についてでございますとか、定例会の設置前に総務課の職員に手伝ってもらっております。その分非常に助かっておりますんで、設営については、特に支障は今のところはないと思います。

これからでございますが、そのまま設置のままでいると、小ホールとして機能しなくなりますので、随時設営したら片すということをしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の45、46ページの議会総務事業の印刷製本費についてです。

こちら、議会だよりの金額になっておりますけれども、議会だよりの部数が足りているのかということを伺いたいんですけれども、足りなくて、ほかからもう少し増やしてほしいとか、そういう要望があったのかということをお伺いいたします。

２点目なんですけれども、決算書の47、48ページの会議録調整事業についてです。

こちら、録画配信の一般質問などをしていただいているんですけれども、議会だよりでもこの録画を見ていただきやすくＱＲコードなどをつけたりちょっと工夫をしたりしているんですけれども、どれくらい閲覧数があって、閲覧数が伸びているのかとか、それに対して、議会事務局で何かしていることなどありましたら、お願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長、野口でございます。

まず、１点目、決算書45ページ、46ページの議会総務事業の10、需用費の印刷製本費についてでございます。

部数については１万1,300ということで印刷をさせていただいています。自治会に加入している方については、広報と同時で区長さんを通じて配布させていただいて、それ以外の主な公共施設等に配布をさせていただいています。

足りるのかというところなんですが、部数をうまく調整しながら今配布しているところですので、中には、今品切れになっているところも多少はございますが、その点は印刷部数等もございますので、随時補充をできるところと、やっぱりできていないところがあるのは事実です。その辺はまた広報のほうの配布、配架の場所もございますので、そちらと調整しながら、部数のほうは、来年度は決めていきたいと思っております。

２番目としまして、決算書47、48ページの会議録調整事業についてですが、動画配信につきましては、件数のほうは、令和３年度は年間で831件になります。昨年度よりちょっと減っております。

そういうところで、先ほど、委員もおっしゃいましたが、議会だよりのほうにＱＲコード、二次元コードをつけて、直接動画配信のほうを見にいける、そういう工夫をしたりとかということをしてもらっていますが、まだまだＰＲが足りないかなと思いますんで、今後も検討してまいりたいと

思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　おはようございます。

議会費について何点かご質問させていただきます。

まず、宮代町の議会基本条例ができて、もうたつわけなんですけれども、もともとこの議会基本条例をつくる過程において、やはり議会の活動に関する情報公開を徹底するということが大きな内容だったと思うんですけれども、それと同時に、町民に対する説明責任を十分に果たしていかなければいけないということが、やっぱり一番大きな基本条例の目的のはずだったわけなんですけれども、そういった意味では、やはり議会というのは、一番そういう意味では、ここをガラス張りにしていかなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、そういうふうになっているのかどうか。

そういう意味では、録画放送、一般質問については始めて、前段の質問でもありましたが、なっているんですけれども、例えば、そういう意味では、きちっと町民に対して説明責任は、今の状況のままでなっているのかどうか、その点についてお願いをしたいと思います。

それから、もう一点は、大きくいえば、前段でもありましたけれども、やはり議場がないというのが、宮代というか、ほかの自治体には考えられない、そういう状況なんですけれども、やはり小ホールを使っているということで町民への影響はあるということもおっしゃっていましたが、これについては、すぐに議場を造れといっても造れない状況なんですけれども、これについては昨年もお聞きしましたが、長期でもいいんですが、どういうふうに考えているのかどうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、もう一点は、私も議会運営委員会のメンバーですので、これまでいろいろ町民からの要望があれば検討もしながらしているんですけれども、いかんせん私、すごく対応が遅いというふうに感じているんですよ。例えば、傍聴人名簿をなくしてほしいと、ほかの自治体でもなくしている事例は幾らでもありますんで。それから議場の傍聴席の階段が急なので何とかしてほしいと、これだって、よくよく考えれば、言っていただければ下から通せることはできると思うし、こんなのは課題にせず、すぐやるべきだというふうに思うんですけれども、そういった点でのなぜ遅れているのか。議題をちゃんと詰めていかないからというのは、そういうことが原因なんですけれども、なぜこういった簡易なことはすぐやれるのに、できないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

３点。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

まず、議会基本条例を踏まえて、開かれた議会運営ということでございますが、現状はどうかということでございます。例えば、会議録検索システムについてでございますが、このシステムは、会議録をインターネット上で公開し検索できるシステムでございます。検索は、キーワードとか会議名、年度指定などで簡単に過去の記録が見つかり、議会用務の効率化、住民への情報の公開を推進しております。

続きまして、インターネットの録画配信システムについてでございます。これも議会ライブ中継、

録画配信に特化した専用システムでございます。議会の当日、傍聴に行けない方などに議会審議の内容を分かりやすく表示することを目的としております。過去の審議内容をキーワードで検索し、見たいところをすぐに見ることができます。こういうことで住民に積極的に情報公開をして、事務的にしていると考えております。

次に、議場でございますが、これはちょっと私が答えるのは非常に難しい問題だと思いますが、進修館は建設から40年ぐらいたっていると思います。宮代町のシンボルであり、歴史的価値がある町の財産でもあると思います。町民にも親しまれていると思いますので、事務局職員としては議場の意匠やデザインを大切に、歴史的価値を損ねないよう議場として使いながら保存していければと考えております。

次に、傍聴人名簿とか議場の階段についてでございます。

これは、傍聴人名簿については、議会の中で相談しながら規定等を改正しながら決めていきたいと思います。

次に、階段でございますが、確かに急階段でお年寄りなんかは非常に危ないと思います。構造的にもなかなか改修が非常にしにくいとは思いますけれども、ちょっと工夫をして考えてみたらと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

第１点目に聞いた議会基本条例を制定して、もうたつわけなんですけれども、これは議会の活動に関する情報公開を徹底するというのが大きな意義で、その辺については十分な町民に対する説明責任も必要だという、果たさなければいけないという、そういう立場から聞いているんですが、これは傍聴しやすい環境整備にももちろんつながっているわけですよね。ですから、こうした住民の要望については、特に議会事務局はやはり親切に、丁寧に対応していただきたいというふうに思います。今、いろんな方が問合せだとかがあると思うんですが、やはりそれも住民への説明責任の一つだということで、ぜひお願いしたいと思います。

議場の関係なんですけれども、先ほど、今の進修館の小ホールをずっと利用しているわけなんですけれども、進修館は住民にも影響を与えますし、議会については、おいそれと、例えば臨時議会が必要だといっても、やはり設営の関係からもぱっと対応できないという状況があります。これは、もう皆さんご承知のように、ほかの自治体ではないことなんですよ。ですから、これは、私はいつも宮代町にとっての最高議決機関なんですよ、議会、議場が。それが、すぐ対応できないというのは、やっぱり欠陥なんですよ。これは住民にとっても損失だし、これは何とかしていただきたいと。

以前、社会福祉協議会があって、西原自然の森のほうに行きました。その後も教育委員会のほうで使っていますけれども、私は議場を造るべきだというふうに思います。そういう声を出さないと、いつまでもこのままの状態になってしまうと。それは議会で十分な審議、即審議ができない。それだけでも十分ではありませんか、必要性が。ですから、宮代はこれに慣れたという、やっぱり悪しき慣習だと思います。

私は、先ほどの答弁はやっぱり行政の目線で、私は擁護しているとは言わないけれども、やっぱりそういう視点からの答弁かなというふうに思います。そのことで一番やはり感じているのは事務局でもあると思いますので、もう一度その点、どうでしょうか。ここに町長もいらっしゃいますの

で、ぜひその点で今後どうするのか、その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、傍聴しやすい環境整備なんですけれども、これは即刻やっていただきたいということでお願いしたいと思います。

その２点について。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長、野口でございます。

３点質問がございまして、１つの情報公開の徹底、基本条例の関係ですが、ここは４年に一回基本条例の検証を行いますので、そのときに議会全体でできているかどうかということも含めて検証をしたいと思っています。

ただ、情報公開につきましては、宮代町は会議のほうは原則公開、また資料についてもホームページ等で公開しているということになっておりますので、情報公開については、そういう意味では公表についてはできていると思っています。ですので、検証のときに、そこも含めて議会のほうで検証していきたいと思っております。

２問目の議場についてでございますが、専用議場は確かにあったほうがやりやすいとは思います。ただ、そこは宮代町としての町の考えもございますので、ここで造る、造らないという議論にはなりませんが、その点については議会のほうの中でも専用議場が欲しいという意見がもしまとまるのであれば、その中で執行部のほうとも話合いを持つとか、そのような形で進めていければと思います。

傍聴人名簿等につきましては、こちらも今、議会のほうでもどうしようかという話が出ていますので、そこを受けまして、改正が必要であれば改正をしながら、今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。

徹底した情報公開をして、また住民にも十分な説明をしていく、それが責任だと思うんですけれども、回り回って町民の中には、監査請求をしてまで情報を得なければいけないと、それは何で監査請求をしなければいけないような状況になりますかと、私のほうに言ってくる方もいるんですよ。回り回ってか分かんないんですけれども。それは、やっぱり議会は特に隠すことはないし、またその住民の方も議員さんと同じような資料を持たなければいけないというふうな考えを持っているかもしれないけれども、私たちにやっぱり与えられている資料というのは、特に必要なところがあればそれはできるだけ住民にやはり知らせていくというのも、基本条例の中のやっぱり大きな目的の一つだと思いますので、そういうふうにならないようにぜひお願いしたいと。やはりそういうふうに言ってくる方も、何でそういうふうになるんだろうと言ってくる方もいらっしゃいますので、お願いしたいと思います。

あと、議場の関係なんですけれども、どうなんでしょうね。私は、ここでおいそれとは言えないんですけれども、これだけの施設になって、当初は、この２階は教育委員会まで議会で使えたんですよ。この下１階はそっくり教育委員会が使う予定だったんですよ。だから、そういうことを考えても、教育委員会だって非常に手狭になっているし、議会としてもそうだし、その頃、議場を要求しなかったというのもあるんですけれども、やはり議場は造るべきだというふうに思いますので、これはぜひ、先ほどからも言っているように、時

間はかかるにしてもどうすればできるのか、そこの点、ぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、これは事務局はどうしても町長もいますし、どうのこうのということは言えないかもしれないんですけれども、町長、急で申し訳ないんですけれども、この議場がないということに対して、私は必要だというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。町長から最後お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　お答え申し上げます。

昔に振り返ってしまうと申し訳ないんですけれども、宮代町役場の旧の庁舎の２階で議会というのを、こんな感じでやっていました。要するに、ですからこの状態でも議場と言えますので、それを進修館ができるときに議場兼小ホールということで、すごく画期的なことだったんですね。

私、いろんな団体、学校の先生、設計を勉強する人たちがたくさん見学に来ていまして、とにかく来る人、来る人、開かれた議場というよりも、町民の使う施設に議場があるという、それのすばらしさというのをいまだに伝えられています。

ですので、まだ議員さんたちが議場が欲しいという思いと、宮代町の今までの在り方の、いわゆる全国的にも有名な議会の在り方、議場の在り方、ふだんは小ホールとして一般町民が使い、議会のときは議場になると、いわゆる議会の月は議場になるという、この在り方が非常にすばらしいという絶賛をされています。評価も非常に高いです。ですから、それを今から変えるのかというのが一つ私の気持ちの中にもございますので、その辺は議会の皆さんと話し合って、本当に必要ならばという、そこに尽きるかと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　２点ほどちょっと聞きたいんですけれども、前段者が議場の問題については質問しておりますので、それは私も同じ思いだということだけ言っておいて、省略したいと思います。

１点目は、一般質問のときの録画をやっていまうけれども、町民の方に何％ぐらい見られているのかどうか。それは教えてもらいたいと思います。

２点目に、議場の問題が出ましたけれども、私は前々からそれも言っていましたけれども、特に委員会室、これがない。いつも常時、いつでも使える委員会室がない。これは近隣の市町村でないのは宮代町だけ。また、議長、副議長の部屋がないのも、議長の部屋がそこにないとは言いませんけれども、あるにはあるけれども、副議長の机がない。これも宮代町だけ。これは多分、日本全国でここだけだと思います。

これがユニークなまちづくりだと思っていたんでは、町の方針は、議会はどうなってもいいんだろうと、私は、適当に提案していれば適当に決まるよというような方針かなと思いますよ。やっぱりほかの市町村は、場合によっては、委員会室じゃなくて、会派別に部屋があるわけ。場所によっては。それで十分議論をしている。そういう場所があるわけです。宮代町はそういう場所がない。適当な日と言うと怒られるけれども、集めて報告すればそれで済むと思っている。私は、それは大きな間違いだと思っています。やはり提案して、各委員会なり会派で議論をしてもらう。それによって、執行部と対等にいろんなことを決めていきたい。それが本当のまちづくりだと思っております。

この間の講演会でも、私よく黙って聞いていましたけれども、やっぱり議員に対しての扱い、宮代町はちょっと外れているなと、あの講演会を聞いて思いました。それで通っているんだから俺は大したものだろうと町長は思っていると思いますよ。俺はそれは大きな間違いだと思っています。それは、我々議会が反発する人は何人かいると思いますよ。ただ言わないだけ。そのことを考えると、どうするのか。造るのか、造らないのか。

予算のときにも私は同じような質問をしています。決算のときにもちっとも変わっていない。この考え方を局長、どう思うか。はっきり言っておいてもらいたいと思います。任期はあと１年、宮代町をそれまでに何とかしないと、これから新しく立候補する議員のためにもならない、町民のためにもならない、そう思いますので、それははっきりしておいてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長、野口でございます。

小河原委員の質問２点ありましたが、１点目、録画放送につきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、年間で831件ということですので、町民１人でちょっと割れば数字が出てくるんですけれども、少ないということは事実だと思いますんで、それについては、議会だよりにＱＲコードをつけるとかという工夫はしていますが、まだまだ足りないと思いますんで、今後検討していきたいと思っています。

もう一つ、副議長席、また会派の打合せをできるスペースというところになりますが、なかなか施設整備、ハードの問題ですと、ちょっと議会事務局だけで回答をするというのはなかなか難しいところはあるんですが、今、議会で与えられたスペースの中でできるのであれば、議会、議員さんと相談しながら、必要であればその辺も検討していきたいと思っています。

新しく増設するとかとなってしまいますと、なかなか議会事務局だけで決められるものでもございませんので、まずはその必要性等について、もっと議会のほうと話を進めていきたいと思います。また、今ここで委員会をやっていますけれども、この部屋も会派で、空いていれば自由に打合せ等はできる部屋ということで言い続けてございますので、そういうふうに会派のほうの打合せをしたいということであれば、ここを使っていただくことは全然支障がないと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　局長にこの先の何やってんだという質問をすると、ちょっときついと思いますので、まず１点目の録画については何％ぐらい聞いているのかというのを知りたいわけです。無駄な金を使いたくない。ほんの一握りしか聞いていなかったら、録画にあれだけのお金を使って無駄だというふうに思われてもやむを得ないと思いますので、それははっきり調べておいてもらいたいと思います。

あと、委員会室。空いていれば使ってくださいという、その発想が私分かんないんだよ。空いていればというの。空いていないときはあるということだよね。というのは、委員会室、または会派別に部屋があれば、資料がいつも置いておけるんですよ、そこへ。今は、会派に対して何かいろんな用とかというのがあると、今は携帯か何かで連絡して、どうだい、これはと、これだけで終わっているわけ。資料を調べる暇もないわけ。まずそれが欠点。

また、委員会室があれば、全員でその資料を常時見ながらできるわけです。前は、ある程度資料が１階にあったんだよね。今は使われちゃったからね。あれがいけないとは言いませんけれども、そういうのもなくなる。

あと、副議長の椅子の問題には一切答えていない。私は横に副議長がいるからごますっているわけじゃない、前々から同じことを言っているわけ。宮代だけこういうのがないというのは、前々から言っているわけ。それができないのは、何回言ってもできない。あと何回言ったらできるんでしょうか。あと100回ぐらい。国会じゃないけれども、110回も言えばできるんでしょうか。それが聞きたい。一向にやる気がない。局長にそういうのを造れといったってできないけれども。判こを押すといえばその横にいる人だからね。どうなんですか、本当に議員さんを粗末にしているんじゃないかなと思われてもしようがない。

できれば、議場の問題は、今、丸藤委員が質問しているから省略しますけれども。かねて委員会室または議長、副議長がちゃんとどんといつもいる部屋、それがないのは、近隣に宮代町だけですから。多分全国でそうだと思います。ないのは宮代町だけ。それ何とか来年はするかどうか、予算請求をするかどうかだけでもいいですから、答えてもらいたい。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長、野口でございます。

まず１点目の録画放送が、町民の何％ぐらいが見ているのかというところなんですが、これは延べの年間を人数で割ると、2.5人くらいになります。ただ、これは実人数ではございませんので、あくまで延べ人数になっていますから、単純に計算すると2.5人ぐらいということになります。

違うか、すみません。失礼しました。少しお待ちください。

失礼しました。単位が違います。2.5％ですね。2.5人だと増えちゃいますので、2.5％です。失礼しました。

２問目の会派打合せ室というか、会派室もしくは副議長席か、もしくは部屋ということなんですが、ちょっと繰り返しになりますが、なかなかハードの問題になってしまうので、議会事務局だけで造るとか今予算要求するというお答えはなかなか難しいところがあるんですが、まずは副議長席については、現状の中でもしやりくりができるのであれば、議会の中で副議長席が必要だということであれば、そこは今のスペースの中でできるのであれば考えたいと思います。ただ、増設するとかとなってしまいますとちょっと難しいところはあるのかなと思います。

会派の打合せの部屋なんですが、ここも同じで、先ほどのここが空いていればという意味は、委員会をやっていたりというそういう意味で、議会として使っている場合は会派の打合せでは使えないという意味ですので、議会以外の利用が優先して使うことはございませんので、議会の利用がないときであれば、ほかの会派さんの方と調整していただければここを使うこともできますし、あとは議員控室のほうを使うこともできますので、そこはそういうことになります。

専用の会派の部屋となってしまいますと、やはり新たにどこかを用意するということになりますので、そこについては、今この場で、議会事務局の立場から造りますとか造れませんとかというお答えは、ちょっと申し訳ございませんが、できかねるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

何点かお願いします。

昨年度も質問したんですが、施策に関する説明書の70ページ。

こちらの会議録作成、後半、下の部分です。会議録調製事業で、定例会、臨時会、予算決算と結構175万8,735円かかっております。それで、このあたり、今なくしている議会も非常に多い。これからどうなるか分かりませんけれども、タブレットを導入するかとかいろんなことを考えて、前段の委員さんとかも出ているけれども、議会にとって必要なもの、金額とかもあるので、去年質問したときはほかの議員さんもどうかなと思ったんですけれども、やはりこれ実際長くやっているとちょっと多くなったり、あとは昨年も申し上げましたけれども、検索システムが非常によくできていて、そこで全部調べられますし、やはりこういうところはかなり大きい金額なので、今後どうしていくのかというか、このあたりからしっかりと考えていっていいのかなと思うのと、予算特別委員会と決算特別委員会の資料が非常に立派なんですけれども、資料は必要だとは思うんですけれども、このあたり、こんな立派な資料じゃなく、私たちの予算書みたいな感じでもいいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり、議会事務局としてはどう考えているのか、１点お聞きします。

あと一点なんですが、前段の委員の方からもお話出たんですけれども、私も議会の形というかとして、議長、副議長席は絶対必要だと思うんですね。やっぱりそれに任されている仕事というものがあるので、やっぱりそれは私自身も必要と考えております。

あと、先ほど新井町長が答弁してくださいましたけれども、確かに進修館の小ホールの評価は、建築とかほかの自治体の議員からとかすると、こういう使い方いいねということもあるんですが、実際、長年議会に携わっている者としたりとか、私もやってきていると、やっぱり不便を感じることが非常に多い。やはりしっかりとした議会室というのは必要ではないかと思っています。やっぱりよく旅行に行って、こういうところに住みたいねというのと、住んでみて、住んでいる人の考えは違うんですよね。それと同じように、見学される方には確かにいいんです。建物も確かにいいというのは私も認めてはいるんですが、議会としての機能が、やはり合わせていかないと、次に出てくる議員がやはり意欲ある議員になってもらうためには、やはりそこのあたりしっかりと考えていくことが大事だと思うんですが、答弁をお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長、野口でございます。

まず、１点目。成果書70ページの会議録調製事業に関してでございます。

会議録の配付については、議会の中でも配付の有無については議論がありますので、今後、そちらの中で議論をさせていただいて、配付をやめるということであれば、議会のほうでそういう合意ができるのであれば、配付をやめるように例規のほうの手続を取っていきたいと思っています。

これはちょっと会議録ではありませんけれども、印刷費そのものというのは、実際この金額というのはどっちかというと調製費、会議録を起こすお金になっていますから、配付をやめたとしてもちょっとお金的にはそれほど下がらないかもしれません。

特別委員会の資料というのはあれですか、会議録ではなくて。

特別委員会自体では、特に資料はこちらからは作っておりませんので、特に予算については要求資料としてのものは、執行部のほうから調整して、委員のほうに配付はさせていただいております。そういう状況でございます。

２問目の議場、あと副議長席についてでございます。

これ先ほどの繰り返しになりますが、議場、副議長席、どちらもなんですが、ハードの問題になりますんで、議会事務局だけで造る、造らないというご答弁はちょっとできないということをお許しいただきたいと思います。その中で、議会の中でも必要性というものをもう少し皆さんで議論を一緒にさせていただいた中で、本当に必要であれば執行部のほうと調整をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

これから議論していただくということでお願いしたいと思います。

結構もうやめているところは非常に多くなり、一気に進んでいる状況なので、よろしくお願いします。

あと、ちょっと私勘違いもしていたところがあるんですが、分かりました。紙代はそんなでもないということで分かりました。

あと、副議長席、議長席に関しても、よろしくお願いします。

１点質問し忘れていたんですけれども、一般質問の録画配信を決めたときに、ユーチューブとかという考えもたしか委員の中で出ていたんですが、その当時、途中で消えてしまうとか何か状態が悪くなるとか、いろんなことでちゃんとした廃止になったんですけれども、今公式で皆さんチャンネルを持っていますけれども、ユーチューブですごくやっている、全国でも先進的なところはもうみんなユーチューブでどんどん発信しているんですね。そういうところをちょっと入れるとか、やはりちょっと議会の中も変えていくことが必要かなと思っているのと、今録画配信って、やっぱり後からわざわざ見る人は、関心がある人は見ますけれども、できたら生配信、それが例えば役場に来た人が住民課の前や税務課の辺りで、テレビがあって生配信していたら、今議会なのかと、どの議員が何を言っているということは関心がある人は見ますけれども、議会中なんだということが分かる、そうしたら、じゃ、見てみよう、配信もしていますと、生配信もしているんだ、じゃ、一般質問でも見てみようとかとつながって件数も増える可能性があるけれども、今、録画配信だけではやっぱり見る人は限られていると思うんですね。そのあたり、事務局、すみません、追加質問になりますけれども、どう考えているのか、お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

インターネットの録画配信についてご答弁申し上げます。

議会ライブ中継録画配信に特化した専用システムを今導入しております。議会当日、傍聴に行けない方などに議会の審議の内容を分かりやすく表示することを目的としております。過去の審議内容をフリーキーワードで検索し、見たいところをすぐに見ることができます。

今は一般質問の中継録画を配信しているところ

でございますが、今後、ほかの日程も行く行くはライブ配信を段階的に進めさせていただきたいと思っております。

また、ユーチューブでございますが、ユーチューブとかユーストリームとか、ほかの自治体では配信していると思いますが、いろいろちょっと聞いてみたんですが、発言者とか質問者の表示ができないと。あとは、配信中固まるとかいうことがあると聞いております。その辺クリアできれば非常に費用も安価で導入しやすいかと思いますので、研究しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

庁内のユーチューブのほうも私よく見させていただくんですけれども、すごくよくできていますよね。やっぱりそこから情報がいっぱい出たり、ああ、こうやってやっているので、町としての発信はいっぱいしているので、議会もだからそのような配信ができたらと思っています。

ライブ配信とか、あと一般質問とかやはり流すということがすごく大事、生って大事だと思うんですよね。そのあたりしっかりと対応してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で議会事務局の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時１８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３９号の審査（総務課）

○委員長（川野武志君）　これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○人権推進室長（野口延寿君）　おはようございます。総務課人権推進室長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹、高澤と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（青柳　誠君）　こんにちは。総務課主幹の青柳です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（飯山保孝君）　総務課主幹の飯山と申します。よろしくお願いします。

○総務課庶務職員担当主査（齋藤千洋君）　総務課庶務職員担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課秘書広報担当主査（平向優子君）　総務課秘書広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点質問させていただきます。

まず、予算書の47、48ページの１目一般管理費の中で、職員手当等ということで、下のほうから３つ目になります超過勤務手当998万759円、こちら、時間ですと、大体どのぐらいになるのかを教えていただきたいと思います。

それから、決算書の57、58ページになります。この中で、２目広報広聴費の中で58ページの真ん中辺なんですが、みやしろズームアッププロジェクト、これ今回が新しい試みだと思うんですが、これについての成果を教えていただきたいと思います。

以上２点です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず１点目、決算書の超過勤務手当のおおよその時間数というところなんですけれども、こちら一般管理費だけですと、総務課、企画財政課、会計室、あとは町民生活課の一部ということで、その職員のみの超過勤務ということになるんですけれども、ちょっと町民生活課について内訳というのが手元の資料で持っていない関係もございまして、具体的な数字というのは申し上げられないんですけれども、おおよそですけれども、約3,000時間から3,500時間ぐらいかなという計算になるかと思います。

○委員（泉　伸一郎君）　昨年は１万超えていましたけれども。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　一般管理費だけですかね。一般管理費ではなくて予算全体、一般管理費だけではなくて、ほかの科目も含め、特別会計も含めますと、総時間で申し上げますと１万6,648時間になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　主幹の高澤です。

２点目のみやしろズームアッププロジェクトの成果につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

恐れ入りますが、成果書35ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのみやしろズームアッププロジェクトは、第５次宮代町総合計画の中の一つの事業として令和３年度より開始のほうをさせていただいております。上段の二重丸のところで令和３年度の事業実績ということなんですが、もともと既存の広報サポーター制度というのがございまして、こちらで宮代広報の製作ですとかそういうものを広報サポーターの方にお手伝いというか、取材ですとかこういうものをお願いしておりました。今回、ズームアッププロジェクトということで、新たな事業といたしましてこれを一新しまして、宮代町の特派員制度というものを開設のほうをしまして、ＳＮＳですとか動画、そういうものを気軽に情報発信する市民参加の仕組み、みんなが地域の特派員というものを創設いたしました。

令和３年度につきましては、12名の方にこちらのほうを登録していただきまして、宮代町インターネット放送局への動画の投稿ですとか、公式ツイッターへの写真の記事、こちらのほうをお願いしてございます。動画の投稿につきましては24本、写真の記事につきましては２本、令和３年度の実績のほうとして掲載させていただいております。

また、特派員のスキルの向上ということで、毎月１回、特派員の皆さんで勉強会のほうを行いまして、今後の情報発信についてのスキルの向上を

皆さんで話し合ったりしていただいたり、スキルアップ研修ということで民間の制作会社の方にお願いして研修会のほうを開いたりしております。

また、今度は36ページになるんですが、地元の魅力の再発見ということで、こちらツイッター上で、宮代町フォトコンテストということで写真展等を行っております。こちらは春夏秋冬ということで年４部門に分けまして、一般の市民の方、住民の方から写真のほうを応募していただいております。３年度に関しては、以上のような実績となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目の超過勤務手当なんですが、令和２年度は5,451万932円だったんですね。このときの答弁いただいた時間が１万1,959時間になるんですが、今回998万759円ということで440万ぐらい増えているということで、先ほど時間で大体１万6,648時間ということなんですが、これはどのような理由でこれだけ超過しているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、２問目なんですが、みやしろズームアッププロジェクトということで、今回12名の登録があり、私はすばらしいことであると考えているんですが、この中で報奨金のところ、これが８万7,500円ということで、広報サポーター謝金が５万7,500円で、講師謝金が３万円とあるんですけれども、これ12名の方にこの謝金を与えたということでしょうか。また、民間動画制作者の協力をいただいたりしてこの講座を行っているということで、講師に対する謝金が３万円ですけれども、民間動画制作会社に対するそういった謝金というのはあるんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。お願いいたします。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹、高澤です。

大変申し訳ございません。ちょっと順番が逆転するんですが、２問目のみやしろズームアッププロジェクトについて、お答えのほうを申し上げます。

謝金につきましては、みやしろズームアッププロジェクトみんなが地域の特派員の中で募集要項というものを作成しておりまして、先ほど申し上げた動画ですとか写真、こちらのほうを一作品当たりについて幾らというものを決めております。単価につきましては、動画につきまして一作品1,500円。こちらインターネット放送局に公開したものに限らせていただいております。写真につきましては、一作品1,000円。こちらに関しましては広報誌に掲載したものというふうにさせていただいております。

続きまして、決算書58ページの講師謝金３万円についてですが、こちらは先ほど申し上げました民間の動画制作会社の協力、こちらのほうから講師をお呼びいたしまして、こちらの方に３万円ということでお支払いしたものでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

時間外勤務手当、超過勤務手当の増ということですけれども、委員おっしゃるとおり、令和３年度につきましては約400万円ぐらい増になっているかなと思います。

この主な理由ですけれども、詳細については把握はしていないですけれども、恐らく新型コロナ

の関係で事業が大分できるようになった部分というのもございますし、あとは第５次総合計画、こちらのほうも進めているというのもございまして、それにかかる時間外もございます。また、時間外については、職員の配置によってというんですか、職員によって単価が異なってくるので、そういった異動による影響というのもあると考えております。

回答については、以上になります。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

民間企業でいいますと、超過手当、こういったものというのは残業に当たると思うんですが、なるべく会社としては残業費を減らして経営努力をしていくというのが当り前なんですね。そういう中で、公務員だからといって残業みたいなものが許されるというわけではないと思うんですよね。でも、新型コロナで結構イベントというのは中止になっていることが継続していたと思うんですよね。そういう中で、これだけ圧倒的に増えているというのがちょっと納得いかないんですが、やはり町でいえば経営努力、こういったものをもっとしっかりとしていっていただければと思います。こちらは要望ということで。

あと、２点目のみやしろズームアッププロジェクト、よく分かりました。

36ページなんですけれども、一番下の表のところで、令和３年度後半から令和７年まで、そういう参加者を拡大していくというふうになっております。これはどのぐらいまで拡大していく予定なのかをお聞きいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

みんなが地域の特派員制度につきましては、ただいま12名ということで令和３年度の実績を申し上げました。たまたま、昨日、１人とてもやる気のある方がぜひともやりたいということで応募されて、１人増えて、今13名で活動のほうを始めるところでございます。

先ほど申し上げました要項の中で、基本的にはやる気のある方大歓迎ですというふうに申し上げておりますので、今13名で、第５次総合計画の目標では10名ということになっていまして、もう３名既に超えて目標は達成はしているんですが、市民参加という観点の中でやる気がある方であれば何名でも結構ですというふうに考えておりますので、その辺は何名までというふうには考えておりません。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、質問させていただきます。

最初に、決算書の47ページ、報酬でございます。

説明の中で、パート職員の任用がこの年度ではなかった、選挙のときのあれはなかったということで説明されたんですけれども、これは任用というのは、国勢調査だけの問題でしょうか、なかったというのは。ひとつお願いします。

それと、同ページ、備考欄のほうに説明ございます給料でございます。

令和３年度の職員異動により減っているとの説明だったんですけれども、総務課から何名の人たちが減って異動したのか、ちょっとその辺のところが分からないんで教えていただきたいと思います。

また、一般職の平均賃金は幾らぐらいなんでしょうかね。分からないんで。これは手当、ボーナ

スなんかも含めてお願いしたいと思っております。かなり減ったという話も聞いたんで、じゃ、若い人が総務課に入ったのかなと感じたんですよ。それは、できればちょっと給料の問題なんですけれども。

あと50ページ、51ページ、総務管理事業です。

52ページの備考欄の13、使用料及び賃借料です。システム技術料の契約年数などがちょっと分かれば教えていただいて、そしてこの契約というのは任意契約なのか、それとも競争入札なのか。総務に関わるそのほかのことも契約についても教えていただきたいと思っております。町の財政です。平等にこれは分け与えられなくちゃいけないんで、どういう契約になっているのか、町のほうからこの業者にという指名競争なのかどうか分からないんでね。

あと、52ページでございます。

これも備考欄、職員の研修事業です。職員の研修事業、上のほうです。このことなんですけれども、これ町独自で共同研修だと県とのところに派遣しています。それでやって、電話や窓口接待などが改善されたと思いますが、令和３年度の、町民や業者委託先やそのほかとのトラブル件数です。内容を、もしあれば説明していただきたい。お願いします。

あと、54ページです。

これは人権・平和推進事業なんですけれども、備考欄の18節負担金、補助及び交付金で埼葛郡市人権施策推進協議会等負担金、越谷人権擁護委員協議会負担金、越谷人権擁護委員協議会杉戸部会負担金となっております。この組織でございます。これは自治体の組織なのか、それとも全く自治体とは関係ない別の組織なのか、民間の組織なのか。それをちょっと教えていただきたいと思っています。

今、なぜこういうことを聞くかというと、韓国の組織で統一教会、旧組織名なんですけれども、社会問題と、今テレビやマスコミでにぎわせています。町はどんなこういう組織を出しているのか町の実態を把握しているのかどうか、相手を。お願いしたいと思っております。

あと、56ページです。

一番下の広聴・広報事業です。備考欄13節使用料及び賃借料です。これは総務管理事業と同じく、契約はどうなっているのか。任意契約なのか、それとも競争入札なのか、ちょっと分からないので、指名なのかちょっと分からないんで、どういうふうな契約内容になっているのかと教えていただければありがたいと思います。

続きまして、64ページになります。

男女共同参画社会推進事業のところで、説明書74ページになります。

性的少数者のＬＧＢＴについて、職員対象の研修を行ったことですが、日本にはこのＬＧＢＴに反対する声もあります。特に、先ほども言いました統一教会は反対をしております。町の対応としてこういう問題点があるのかどうか、どういう方策で対応を行うのか。その辺のところをもうやるとは言っていますけれども、これは職員のあれだけでまだなかなか反対する声もあるんで、その反対する声に対して町はどういう対応をするのか、お願いしたいんですけれども。

続きまして、81、82ページ。

選挙費。選挙の関係でございます。84ページの２項に備考欄で投票所入場券作成委託料、期日前投票事務委託料ですが、委託するわけですから個人情報が流れるわけですよね。個人情報の安全策がどう保護されているのか。総務としてどういうことで気をつけていますよとあればお願いしたいと思います。

それと、ポスター掲示等撤去委託先。さっきから聞いています業者の発注する方法を登録順番でやっているのか、それとも指名してやっているのか、ちょっとどんなふうで発注をしているのか、その辺のところもお願いしたいなと思っております。それと、宮代町内の業者なのか、発注先が。お願いします。

それと、87、88ページ。

監査委員費ですけれども、これ私たまに質問するんですけれども、この報酬、監査委員の、宮代町だけじゃなくて各自治体の報酬というのが分かれば教えていただきたいなと思っております。多分、町のほうでは把握しているんだと思いますけれども、その辺のところも教えていただけるか。で、その報酬は妥当なのかどうか教えていただきたいと思っています。

最後になります。

これは給与担当にお伺いしたいんですけれども、人件費の問題で。総務関係で質問で、これはいいですよね。給与関係の。総務のあれの中ではね。

私は一般質問でもしたんですよ。この給与関係、町民の所得はどうなっているのかということで。平均収入が1991年413万2,400円。そして、2021年度が313万1,800円まで減ってしまった。国補助金なんかもあるんで、個人に渡るお金は、それを差し引けばもっと低くなると思いますよ。例えば、新型コロナ患者に渡した補助金を、これは一過性の問題ですから、その個人の収入が増えたわけじゃないんですから、そういうのはそれと同時に物価も実は上がってしまって、実質はもっと低くなっていると、町民の収入が。

それで、町民がこれだけ下がっているのに、町の税収と賃金の関係をどう考えているのか。税収と賃金。これは私、象徴的な印象的な質問かもしれないですけれども、賃下げを言っているわけじゃないんです。これは国のほうの方針で、そういう結果になってしまったということで現在があると思っておりますので、そういう関係も含めて、宮代町民の税収が減っているのに、どう感じているのか、課として。その辺のところを。これは町としても同じだと思いますけれども、どう感じているのか、その辺を最後にお聞きしたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まずは、１点目のご質問いただきました一般管理費、決算書48ページの報酬の関係ということでよろしかったですかね。会計年度任用職員の報酬の減の理由ということで、国勢調査がなくなったというのは、これは大きな理由の一つでございまして、その減だけではないですけれども、そこは大きな理由ということになっております。

続いて、２点目の給料なんですけれども、町全体ということになりますと、令和３年度は16億9,256万3,841円。数字だけ読み上げますと、1,692,563,841でございます。これが一般会計、特別会計全部含めた人件費の総額になります。

職員の平均の給与ということですと、一般行政職で31万6,128円、316,128。これが給料です。給与になりますと35万8,891円。これは、給与のほうは一部手当を含めた形ということの金額となりますと、そうすると、358,891という金額になります。

これは平均ということで、ボーナスは含まれていないです。

続きまして、決算書52ページの使用料、賃借料の電算機器リース料のこちらの関係ですけれども、

この内容というのは、総務課でシステムを借り上げている関係で、内容というのは人事の関係のシステムですとか、あとは給与のシステムの借り上げになります。これは１者随契で契約をしておりまして、総務課のみで使っているものです。

続きまして、研修事業の関係なんですけれども、具体的なトラブルが何件ですとか、何件解決されたとか、そういったものは把握していないんですけれども、総合的に町の行政運営をしていく上で、様々なノウハウですとか知識というのは非常に重要なものになってきますので、いろんな課題ですとか問題に対応するためにそういったものを身につけるというところで研修を行っておりますので、研修を１回だけ受けてその知識ですとかそういったものが身につくかというと、そういうものではないと思いますので、そういう研修で学んできたものを日々の業務の中でどう生かしていくかというところで、徐々に成果としてつながっていくものなのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書84ページです。

入場券の作成と期日前投票所の運営委託に当たって、個人情報をどのように取り扱っているかということではあるんですけれども、この入場券の作成に当たっては、業者に委託をして作成しております。この委託先というのは、町全体で住民基本台帳関係というんですか、そこを委託しているところ、住民基本台帳が全て基本となってきますので、そこから有権者、選挙人名簿に登録される方について抽出を行いまして作成をしております。

そういったことから、全住民の住民基本台帳のシステムということになりますので、この個人情報については、仮に外部にまた一部委託するような場合には、そういった管理体制というのを徹底するですとか、総務課というよりは住民基本台帳関係のシステム全般に渡っての契約に当たって、個人情報の取扱いというのを契約上で決めているというのが契約の内容ということになっております。

期日前投票の委託に関しましては、個人情報の管理、投票に来られた方の投票の秘密ですとか、選挙に来たか来ていないかというのも秘密になってくるかと思いますので、そういったところを事前に研修等を１日というか期日前投票が始まる前ですけれども、担当する方にはお集りいただいて事前に説明をして、また、個人情報が記載された入場券の紙片、そういった物は個人情報が含まれている物ということで、別に回収して、職員のほうでシュレッダーをかけたりとか適正な処理をしているところです。

期日前投票所で選挙人の方を実際の選挙人名簿と突き合わせをする作業というのは、委託先ではなくて、そこは重要なところということで、現在のところは町職員のほうで期日前投票所に入りまして、対応をしているところです。

それと、ポスター掲示場の契約の内容ですけれども、こちらは１者随契で契約をさせていただいております。

業者につきましては、町外の業者になります。これは、ポスター掲示板、その板の部分、それを容易に調達できる業者ですとか、あとは設置、撤去は当然なんですけれども、設置の期間中におきましても、過去には、台風の関係とかもございまして一時撤去するということもありましたけれども、あと何かトラブルがあったときにはすぐに対応していただける業者ということで、実績のあるところを選んで、契約のほうをしているところです。

続きまして、決算書87ページ、88ページ、監査委員の報酬ということなんですけれども、ほかの

自治体の報酬の金額につきましては、町として把握しているところではあるんですけれども、ただいま手持ちで資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

ただ、報酬の状況というんですか、これはどこの自治体もあまり見直しはされていない状況で、傾向としては、宮代町は低い傾向ということで、変わらない状況にあることは変化ございません。

以上でございます。

あと、人件費ということなんですけれども、町民の収入の減と、あとは賃金というのは職員のということですか。

町民の収入の推移と職員の個々の収入、給与の推移というのを毎年比較して、というのはやってはいないので、どういう状況かというのは今明確にはお伝えできませんけれども、私、に代わって課長からちょっと補足で説明をさせていただきます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。

町民の所得の減少というのと職員給与の関係ということですけれども、先ほど副課長から説明ありましたとおり、基本的には連動というのはしていません。ただ、国のほうの人事院勧告ということで、毎年民間給与の状況に応じて、民間給与を調査した上で、その増減があれば、それを反映させる形で給与改定というのは行ってきておりますので、町民所得といいますか、民間給与に合わせた形での改定というのは、毎年行っているということです。ただ、やはり財政的にも厳しい状況が続いている中で、人件費の管理というのは、引き続きしていく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私からは、まず決算書53ページ、54ページ、人権平和事業の18節負担金、補助及び交付金の、こちらの団体の内訳ということでご質問いただいたかと思います。

まず、埼葛郡市人権施策推進協議会のこちら負担金なんですが、こちらにつきましては、あらゆる差別の撤廃といいますか、そちらのほうの解決を目的としたもので、啓発ですとか教育を推進していく組織でございます。こちら、埼葛地区12市町で構成をしておりまして、構成が三郷市、八潮市、吉川市、越谷市、春日部市、宮代町、杉戸町、松伏町、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市の12市町で構成のほうをしております。会長につきましては、久喜市の梅田市長が会長となっております。

続きまして、越谷人権擁護委員協議会負担金でございます。こちらにつきましては、越谷に法務局がございまして、こちらのほうで人権擁護委員の協議会の事務局がございます。こちらにつきましては、９市町で構成のほうがされております。こちらにつきましては、越谷市、松伏町、春日部市、草加市、吉川市、三郷市、八潮市、杉戸町と宮代町になります。

続きまして、同じような名前なんですけれども、越谷人権擁護委員協議会杉戸部会につきましては、杉戸町と宮代町の２町で構成のほうをしております。

続きまして、成果説明書の74ページ、ＬＧＢＴ等の取組ということで、ここ何年か宮代町のほうでも、性的少数者の方への理解を目的として職員研修のほうを行っておりまして、昨年度につきましては、令和３年10月22日に実施しておりまして、

たしか議員の皆様にも聞いていただいたかと思っております。

こちらについての反対意見ということでご質問であったかと思うんですけれども、今年の４月に、宮代町パートナーシップ・ファミリーシップの制度の要綱のほうを作成させていただいているんですけれども、それに伴いまして、昨年この要綱に対するパブリックコメントのほうをさせていただいております。そのときに、４件ほどご意見のほうをいただいておりまして、その中には、そのうち３件が主に賛成のご意見と思われるご意見が寄せられているのと、あと１件は、あまりふさわしくないんではないかというご意見もございました。こちらの要綱につきましては、宮代町のほうから近隣市町でも作っているところが増えてきているものなんですが、賛成の意見、反対の意見というのはもちろん出てくると思います。それにつきましては、昨年も12月１日から12月20日までの20日間実施させていただいていまして、こちらについてはホームページ上でも回答させていただいているんですけれども、そちらについては個人のご意見ということで、そちらについては尊重をするという形になりまして、町といたしましてはこちらの性的少数者の皆様についての理解が広がるように進めていくというのが、スタンスになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

私のほうからは、広聴・広報事業の使用料及び賃借料についてです。決算書55、56ページになります。

使用料及び賃借料の内容につきまして、主に電子計算システム機器借上料とこちらに記載してあるんですが、こちらにつきましては、ホームページの管理業者ということで１者随契のほうで行っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時０３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

まず、答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

午前中、山下委員からご質問いただきました監査委員の報酬につきまして答弁させていただきます。

まず、近隣の状況ということでして、杉戸町につきましては識見の監査委員の報酬は年額で22万7,500円です。議会選出の監査委員の報酬につきましては17万1,000円、続きまして、松伏町の識見者の報酬ですけれども、年額で18万1,200円、議会選出の委員の報酬につきましては、同じく年額で12万6,000円となっております。

参考までに、白岡市につきましては、識見者が年額で55万2,000円。市になりますと、報酬もそれなりに高くなってきているという状況にございます。久喜市につきましては、識見者は年額で84万円、春日部市の識見者の監査委員の報酬につきましては、102万円、幸手市につきましては、年額で59万4,000円。

近隣ですと以上のような金額ということになっております。

〔「それで、どう思うのか」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

金額にいたしますと、近隣と比べまして、町の監査委員の報酬につきましては低いと認識しているのは、ここ何年間かご質問いただいている中でも、考えは同じでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

再度、再質問させていただきます。

47ページ、これは報酬ですけれども、説明の中ではこれはパートタイマーの国勢調査に携わった人が主に大きいということなんですけれども、そのほかにこういうパートタイマーを頼んでいるというのはどういう職種なんでしょうか。今言ったように国勢調査とかいろいろあると思うんですけれども、どういう種類で頼んでやっているんでしょうか。

それと、給料の問題です。一般職で35万8,891円、これはボーナスを除いた金額ということで、分かりました。この辺のところも監査委員と同じく安いのか高いのか、ちょっと私は分かりませんけれども、近隣の杉戸町との比較、それと松伏町なんかも、分かれば教えていただきたいなという感じがします。町の中の全体としてどうなのか。

それから、この50ページ、51ページ総務管理事業なんですけれども、52ページの備考欄、13節使用料、賃借料でシステムリース料ということでやっているんですけれども、これは総務関係の人事と給与を一緒に契約を結んでいるということなんですけれども、これは１者じゃなくちゃ無理なんでしょうか。これは専門的なあれということで１者契約、ほかのところもそうなんです、あちこち出てきますけれども、１者とやっているんだということで、理由というのがちょっと分からない。例えばリース料が幾らなのか、私なんかも電話なんかで調べるんですけれども、やっぱり安いところと高いところがあるんですよ。町民の税金ですから、なるだけ安いところへ注文するというのが普通の考え方ですよね、同じ内容でしたらですよ。その辺のところがどういうふうなあれになっているのかなという感じがするんですね。誰が決めているの、１者というのは、というふうになってしまうんでね。その辺のところどういうふうに考えているのかおっしゃってください。

あと、備考欄の52ページ、職員研修事業なんだけれども、対町民との折衝とかそういうことで、いろんなところに派遣して勉強としてやることなんだけれども、全体的にはそれはもう少なくしていくということが前提だと思うんです、質問とかそういうのに答えられるようにきちんと対応するということが。そういう内容でよろしいんでしょうか、これは。それでサービスをよくしていくというふうに受け止めたんですけれども、そういうことでよろしいんですか。

これはトラブル件数はちょっと取っていないので分からないみたいなことを言っていましたけれども、この町の中の、例えば庁舎内だけでもいいです、市民が来たとき重大なトラブルがあったということはありますか。なかったらないで結構です。もしトラブルがあったんだったら、それはどういう対応をしたのか、おっしゃってくれればありがたいなと思っております。

あと、54ページの人権平和推進事業なんですけれども、後援として、いろんな町市、近隣の人がやっているということなんですけれども、どうい

う団体さんであるということで私はお聞きしているんですよ。56ページの人権平和推進事業で補助及び何とかと書いてありますけれども、人権擁護委員会、議会並びに杉戸の負担金だということで説明には書いてあるんですけれども、この組織はどういう組織なんですか、どういう人たちがやっているんですかということです。それに宮代町も後援をしているんでしょうと。それは分かるんですね、後援をしている。理解してやっているんですから、だから、後援している以上は、どういう団体なんですかということを聞いているわけです。

昔、越谷で部落解放同盟というのがあったんですよ、それで大分すったもんだしてやったことがあるんですけれども、それの前身じゃないかなという感じが私はしたんですよ。ですから、今問題になっている部落解放だけじゃなくて、統一協会でもそうですよね、担当者に聞くと、知らなかったとよく言うんですよ。やはり相手をよく見ることが必要だと思うんですよ、どういう団体だか、どういう組織なんだか、どういう人たちがやっているのか。それがないと、言われて間違っているからということで、こういうふうにしましょうと。言っていましたよ、越谷の部落解放同盟の差別だとか、昔確かにありましたよ、差別というのは、あちこちに。宮代はないですよ、はっきり言って。人権に対しての差別とかそういうのは。今まで聞いたことありません、宮代町にそういうのがあったということを。茨城でも、そこには大分強いあれがあったということを聞いていますけれども、この近隣ではないというふうに私は分かっている。だから、その辺のところもよく知っていますかということでちょっと質問しているわけですよ。もし知っていたら、詳しくお願いします。

あと、56ページのあれも先ほどと同じです。広聴広報事業ですか、１者と契約をしているんだということなんですけれども、これこそ本当に町にもいろんな業者があると思うんですよ。何で１者じゃなくちゃだめなのという感じはするんですよ。やはり競争入札が一番いいんじゃないかなという感じがするんですよね。何者か募集して競争させて入札する。１者だけじゃ担当者とか癒着が出てきちゃうんですね、いずれは。やっぱりなくす方向を考えていかないとまずいんじゃないかなと、私は感じておるんですが、その辺のところがあるかないか、どうするのか考えていただきたいと思うんです。

64ページ、男女共同参画のＬＧＢＴの問題なんですけれども、これはいろんな考えを持っているのは確かであります。しかし、今の社会、そういう差別をなくしていこうという。だから、人間じゃないみたいなことを言ったら、これは差別ですよね。そういうことで進めていってほしい。これは職員だけの勉強会じゃなくて、やはり社会のほうに入っていく、例えば町民の中に入って理解してもらう、それが普通じゃないかなという感じがするんです。これについては質問は以上とさせていただきたいと思っております。

それから、81、82ページ、選挙費、この個人情報というのは本当にくせ者なんですよ。ちょっとしたところで個人情報が漏れている。１回漏れた情報は取り返しがつかない方向にいってしまうと。これは町のほうは十分知っていると思うんですよ。それをなくす。今、いろんなマスコミで、何かが漏れたとか、全てしていますよね。電気料のあれが幾ら漏れたとか、そのほかにもありますよ、いろんな情報が漏れたとか。そういう情報はいろんな人が携わっていくと、必ず漏れますよ。１人じゃなくて２人、３人、４人、５人、業者も１つ、２つ、３つ、４つといったら、その間で漏れていくというのが必ず出てくると思うんです。そのチ

ェックですよね、町としてチェックをどうやっていくのかなという感じがします。

例えばこの間なんか、テレビでやっていたけれども、データをうちに持って帰ってしまったとかありましたよね。それをなくしていく方向を常に町として考えていかなくちゃまずいんじゃないかなと、私は思っている。これは選挙事務だけじゃありません、ほかのことにも全部言えます。たまたまここには選挙のあれがあったんで、どうやっているのという感じで、名前とかそういうのを業者に渡すわけですよね。住民課からだということを言っていますけれども、住民課からその資料を渡さなくては何もできませんから、提供するわけですよ。その提供が第三者に渡るか渡らないか分かりませんよ、何かのデータに打ち込むのかどうか。それからデータを町の中でやるのか、外でやるのか。それだって必ず情報というのはどこで漏れるか分からないというのが出てくるんで、それのところのチェックというのはどういうふうにやっているのかなと私はいつも思っております。その辺のところを町としてどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしたいと思います。

87、88ページ、先ほど昼休み終わってからというのありました、宮代町は低いんだということで監査委員の報酬。これは総務課でやるわけじゃないんで、町全体でやっていくんだと思うんですけれども、低いというのをいつまでもそういう状況を置いておいてよろしいんですかね。何も変わっていないから宮代町は低いままでいいんだ、町の状況の平均に合わせるとか、何か変えていくということは必要じゃないかなと私は思っております。これは監査委員ということで言っていますけれども、ほかのことも同じですよ、はっきり言って。監査委員だけじゃなくて、町の仕事をやってもらっているのに、やっている人たちがこの宮代町だから今まで放置しておくことがよくないと私は思っております。ですから、やはりそれだけのあれを献身的に、監査委員でも何時間も、何日もかけてやっているわけでしょう町の監査を、誠実に。やはり応えていく必要があるんじゃないかなとつくづく思っているんですよ。

ここで監査委員は誰だったっけ、金子さんだったっけ、議会選出は。金子さんですよね。金子さんもこの監査、専門じゃないですけれども、やはり携わるということは大変なことだと思いますよ。それなりに報酬を上げるべきじゃないかなと感じております。

最後に、これは給与担当にお伺いしたいんですけれども、人件費。町民の収入が落ちているということは、これは税務課のほうにも一般質問の時、お答えがありました。確かに1991年に413万2,400円あったものが、今は2021年度で313万1,800円に落ちてしまった。これだと４分の３ぐらいですか、ちょっと計算していないですけれども。それぐらいに落ちてしまった。人件費を下げろと言っているわけじゃない、町の税率はどうなんだということを言っているわけです。民間の会社だったら、これは下げますよ、はっきり言って。これだけ売上げがなくなったというならば、ボーナスを下げるか何かして、必ずやってきます。これが現実なんですよ、私も民間にいましたから。激しいから、大変な状況なんです。それに甘えて、町民の収入が減ったから、じゃいいんだじゃなくて、どうやったら総務課として町民の収入を上げることができるのか、それを考えてほしいなという感じがするんですよ。そうしないと、やはりいつまでたっても町民は下がりっ放しですよ。

例えば、国がこういう政策をとったんだけれども、国に対しては総務課としてはだめだよということで言えるかどうか。それがなければ、いつま

でたっても職員だけ上がるのというふうに町民の人は感じますよ。それに応えていくというのが必要じゃないかなという感じがするんですよ。その辺のところどう思うのか。もう一度お願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず１点目、決算書47ページ、48ページの一般管理人件費に係る報酬、こちら会計年度任用職員の職種でございますが、庁舎内に主に勤務する事務職ですとか、あと保育園に勤務する保育士、あと学校関係ということで非常勤の職員であったりとか、学校用の補助員であったり、あとは資料館関係で発掘作業員もございます。あとはワクチン接種会場で働いていただいている看護師なんかも会計年度任用職員ということで雇用している状況にございます。

続きまして、職員の給料につきましては、近隣の具体的な数字というのは持ち合わせていないので、大変申し訳ないんですけれども、公務員に限らずという部分はあるかもしれないんですけれども、よく使われるラスパイレス指数、国家公務員の給料を100とした場合に、各自治体どのような水準にあるかといった比較が一つ指標になるのかなというところではあるんですけれども、宮代町については95.8ということで、県内で56番目でございます。隣の杉戸町につきましては96.1で、宮代町の１個上の55番目でございます。松伏町につきましては98.4ということで、県内ですと42番目というところになっております。近隣の白岡市では98.3、県内43番です。あと幸手市については99.3、県内で26番目でございます。続きまして、久喜市につきましては96.9、順番は50番目でございます。続いて、春日部市につきましては99.3ということで、順番としては26番目ということになっております。近隣と比較しますと、宮代町は低いほうに入るのかなと。県内でも低い状況かなということでご理解いただければと思います。

続きまして、決算書51ページ、52ページの総務管理事業における使用料及び賃借料の職員のシステムの関係です、人事、給料のシステムですけれども、こちらのシステムを導入した経緯というのは、先行して給与のシステムを入れておりました。実際にいつ頃入れたかというのは、ちょっと私も分からないので大変申し訳ないんですけれども、給与以外の人事のシステムにつきましては、令和２年度の導入に向けて準備を進めまして導入に至って、今も使っているというところなんですけれども、どうしても給与の情報を使った上で、その人事のほうもやりたいということもございましたので、同じ会社でのシステムということで１者随契ということにしております。

給与のシステムを入れるときに、競争入札でやったのか、１者随契でやったのかというのは、ちょっと今手元では分かりませんので、申し訳ございません。

確かに契約に当たっては、基本は入札というのは職員共々理解はしておるんですけれども、特にシステムについては入札よりもプロポーザルのほうがよく分かりやすいといった考え方もございますので、システムの導入に当たっては、ほかの業者のシステムを見たりとかして選考しているという状況にございますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、決算書の同じページの職員研修の事業の関係で、トラブルの件数は把握はさせていただいていないんですけれども、そのトラブルと

いうのが、どういったものをトラブルとして定義づけるかというのは難しい部分がございます。トラブルなのかどうかというのも判断に迷う部分ございますので、町民からのご意見・要望に対しましては、まずは聞く姿勢というのが大事だとは考えておりますので、その中で、やはり行政運営上重要なもの、必要なもの、そういったものを考えながら、その時々の社会の流れですとか、そういったものもございます。総合的に考えて、いただいたご意見については優先順位をつけて対応していくといった考えのもとに対応しておりますので、その点につきましてはご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、決算書81ページ、82ページの選挙の入場券を作成するに当たっての個人情報の取扱ですけれども、こちらにつきましては当然、職員については個人情報の持ち出しというものはしないことになっておりますし、今は個人でパソコンにデータを抜こうとして機器を差し込んだりする、そういったことはできないというか、ほかの人に分かるような状況にもなってはいるので、そういったところで職員からの個人情報の持ち出しというのは、全くないと言えるかどうかというのは分からないですけれども、そういうことを防ぐシステムにもしておりますので、対応しているかなというところです。

あと、業者に当然、印刷等お願いしているので、それがどこまで徹底できているのかというのは、正直申し上げますと、事細かにチェックができているわけではない状況にはあります。当然委託なので、委託の契約の中でそういった個人情報の管理の仕方といったものは定めている中で、どこまでチェックするかというのは、現場に行ったりするという方法もあるかもしれないですけれども、どこまでやるのが現実的な部分なのかというのもありますので、そこは個人情報の漏えいがないように業者に訴えかけていくというのが、まず第一段階としては重要なことかなと思いますので、引き続き、その点については、こちらとしても周知徹底をしていきたいと考えております。

続きまして、決算書87ページ、88ページの監査委員の報酬でございますが、こちらといたしましても、監査委員さん、議員の皆様から報酬が低いのではないかということで取り組んでいただいておりますので、当然、近隣の状況ですとかは把握はしております。監査委員だけではなくて、ほかの執行機関ということで選挙管理委員会ですとか公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、教育委員会もあります。その全ての報酬について見ていくと、宮代町は低い部分もあれば、多少、高いまではいかなくても平均的な水準かなという報酬の位階にございます。特に監査委員については低いかなというところがございますので、どのくらい上げたらいいかという、そこら辺の目安が非常に難しいところではあるんですけれども、継続して研究はしていきたいと考えてはおります。近隣市ではあるんですけれども、実際、報酬を上げているところもあるみたいなので、そういったところも参考にしながら研究は続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の給料、人件費については課長のほうから説明させていただきます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長、福田です。

人件費のお話の中で、町民の収入というのが、課税所得が平成の初期から比べるとかなり落ちているというお話をいただきましたけれども、公務員については、全く平成の時代を通して横ばいだったわけではなくて、やはり民間企業に合わせて

引下げというのはずっと行ってきたという経緯がございます。民間企業の調査の結果を踏まえて改定は行ってきているというようなご理解を賜れればと思います。

町として、町民の収入をどういうふうに上げていくかというお話なんですけれども、ちょっと総務課の事業の中で町民の生活支援というのがないものですから、総務課としては町の施策ですとか、バックアップということでちょっとかかわらせていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

決算書54ページ、越谷人権擁護委員協議会の組織の内訳ということなんですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました９市町で構成しているんですが、人権擁護委員法で定められています人権擁護委員さんです。

宮代町におきましては３名の擁護委員の方がいらっしゃいます。その方については議会においてご意見を伺いまして、町のほうが推薦をし、法務大臣のほうから委嘱されるものでございます。

人権擁護委員協議会につきましては、まず全国組織がありまして、その下に都道府県、その下に各法務局支局ごとに構成させておりまして、宮代町におきましては越谷協議会の中に入っているというような形で、もちろん人口によって人権擁護委員さんの数が違いますので、宮代町で言いますと３名です。杉戸町で言いますと、４名の方が擁護委員として構成されております。

人権擁護委員さん、９市町で一応48名の方がいらっしゃいまして、こちらの方につきましては越谷支局のほうでの人権相談を輪番制で行っておりまして、毎週月曜日の９時から16時まで越谷支局の会議室のほうで実施しております。またそのほか、人権関係の広報活動ですとか、中学生の人権作文の審査ですとか、人権教室などを行っているような形でございます。

あと、宮代町につきましても人権擁護委員さん３名の方がいらっしゃいますが、毎月第２月曜日、町民相談ということで相談のほうを行っているような形でございます。

あと、ＬＧＢＴの関係でございますが、職員のほうの研修は一通り受講のほうは終わっておりますが、毎年、新採職員がおりますので、今年度については新採職員を対象に研修のほうを実施する予定でございます。

あと、先ほど委員さんのほうからおっしゃられた町民の方などに対してはいかがかということなんですが、こちらにつきましても今後、研修会のほう、対象者はちょっとまだ特に考えておりませんが、広げていけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹、高澤です。

決算書55、56ページ、広聴・広報事業の使用料及び賃借料についてでございます。

もともとこちら、町のホームページの制作に当った会社を決めたときは、競争性のあるプロポーザル方式で決めております。それに伴いまして、その後、毎年毎年、保守及び賃借、システムを借りたりする費用がかかりますので、１者随契、どうしてもつくった会社じゃないとできない保守になりますので、町内業者ではございませんが、そちらの会社にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

総務課のいきさつは分かりました。自分のほうのパソコンでこれだけあるんだよということなんだけれども、国勢調査のときだけは対応に人員を入れるということで理解します。あとは、いろいろな人件費がありますけれども、事務所が変わったり、保育のほうにいたり、学校のほうにいたり、資料館のほうにいたりということでよろしいです。

それと、給料の面、ラスパイレスが宮代町は95.8％ということで、近隣から比べたら低いんだと。私もこれは知っています。確かに低いとなっている、資料ではですよね。実際に担当者から聞かないと、どれが正しいかどうかというのは分かりませんので、低いということは存じております。56番目。

あと、先ほど言った監査役も低いし、宮代町全体的に低いんだというふうに私は受け止めました。ぜひその辺のところも、生活が皆さんかかっているんだと思いますよ、職員でもどこでもね。やはりそれなりの給料は、国が言っているような民間に合わせてやっているんだと。でも95.8ですから、やはり平均ぐらいには持っていく必要があるんじゃないかと私は感じておりますので、その辺のところは働いている人の気持ちは分かっております。

ただ、先ほど言った町民の生活が下がっております、420万円から320万円、この30年間それだけ下がってしまっている。やはり町民の生活をどのようにアップさせていくのか、それが必要じゃないなかという感じがするんですね。ただ働いているだけじゃなくてね。そのためにどうするのか。それがなければ、やっぱり高いんじゃないのというふうに町民からは言われますよ。そういう努力は必要じゃないかなというふうに感じているんで、総務課の中でも結構です、そういう町民の収入アップのことはどうやってつながっていくのか、そのことを一緒に考えていかないとまずいんじゃないかなと私は感じておりますので、ぜひその辺のことは、町長もいますけれども、努力をしてほしい。そういう感じがします。

あと、人権・平和推進事業、これは国のあれだということで言っていますけれども、私が越谷にいたとき、たしかこの問題で大分騒いだんですよ。部落解放同盟という組織があったんですけれども、そことの問題でね。押しつけるということがあったんで、そことの私が勘違いしているのかどうか分かりませんけれども、そういう組織と関わりがあるのかどうか。やはり調べる必要があるんじゃないかなと。私は知りません、国から言われたからやっていますというだけじゃ、それは済まないと思いますよ。先ほども言いました、これは部落解放だけじゃなくて、韓国の一つの組織である統一教会なんかもあったわけです。各自治体もそのつながりは知りませんと言っていることですよ。やはりちゃんと調べてやる必要があるんじゃないかなという感じはするんで、この辺のところはやってほしいなという感じはします。特に今問題になっている統一教会なんかは特にそうですよね。私はそうと思っております。

それと、ＬＧＢＴについては分かりました。

広報の保守をやるんだということで言っていますけれども、これはいずれ壊れるんですよ、そのとき本当にどういうふうな相手との契約が必要なのかよく考えてほしいなと。やはり町の財政でやるんですから、１者でというのはちょっとまずいと私は感じているんですよ。やはりやるたびに契約は競争入札が一番最適じゃないか。自治体では最適じゃないかなという感じがするんですよね。確かに１回導入したやつを保守・点検をするのには、その会社じゃなくちゃまずいと思いますけれども、入札するのはやはり何社とか契約したほう

がいいんじゃないかなと思っておるんで、ぜひその辺のところは、システムが破損したり、取り替えなくちゃいけないときはそうしていただきたいと思っております。

あと、ポスターの掲示・撤去、これ何か町外の方にやっているということを今伺ったんですけれども、これは町内ではできないんですか。町の財政でやるのに、町内の業者が潤っていないですよ、はっきり言って。やっぱり町内にやって、町の財政を町のほうに還元してもらう、そういうことが大事じゃないなかという感じがするんだけれども、町外だと、これは町のほうには入ってきませんよね、はっきり言って。やはり町内にそういう業者がゼロということではないと思いますよ、建築会社なんかできますからね。調べて、こういう条件でどうなんだということで町内の業者に頼む方向、潤うことですから、町の業者が。それが必要じゃないかなという感じがするんで、検討していただきたいかなと思っております。

先ほども給与担当、人件費の問題は、先ほどと同じです。やはり民間の給料が下がっているということですよね。ぜひその上げる方法を考えてほしいと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の51、52ページ、総務管理事業の中のメンタルヘルス委託料についてです。こちら全職員対象なのかとか、内容を教えてください。

２点目がその下なんですけれども、定年延長制度等導入支援業務委託料、こちらについても内容を教えてください。

３点目が、決算書の64ページ、成果書の75ページの男女共同参画社会推進事業についてです。

こちらの成果書の75ページに一時保育の実施ということで男女共同参画社会の実現のために子育て世代の方々が審議会等に参加しやすい環境の整備をしてくださったということで、７回、延べ41人ということなんですけれども、こちらの審議会等ということで、どのような審議会なのか、具体的に教えていただきたいのと、子育て世代の何名の方がこういった審議会に参加されたのか、それを教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

決算書51ページ、52ページ、総務管理事業の委託料、メンタルヘルスの委託料でございますが、こちらの対象者でございますけれども、全職員が対象になるのと、あとは会計年度任用職員の一部、正規職員と同じぐらいの時間を働く職員についても対象としております。

続きまして、その下の定年延長制度等導入支援業務委託料なんですけれども、来年度、令和５年度から定年延長ということで、地方公務員法が改正されて、令和５年４月１日から適用ということになるんですけれども、この地方公務員法が改正されたことに伴いまして、町のほうでも様々な例規の整備、条例をはじめとした規則を制定したりとか改正したり、そういったものもございますので、その改正に係る業務の委託ということでお願いしているものです。

現在のところの予定ですけれども、今年度中に条例改正ということで議会のほうに提出させていただく予定でございます。12月か３月かというこ

とで、今は12月を目標に準備を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

成果書64ページ、一時保育の内訳ということなんですが、こちらにつきましては町のほうの審議会ですとか、イベントの際に子育て世代の方にも参加しやすいような環境ということで、一時保育のほうを実施しております。ただ、どうしてもコロナ禍ということで、イベントですとか、講演会ですとか、様々な事業がかなり中止となっております。昨年度につきましては一部実施された事業がありますので、こちらのほうを申し上げます。

11月16日、保健センターのほうの幼児食教室というのがございました。そのほか、12月４日、進修館大ホールのほうで公共マネジメントの市民ワークショップということで開催されております。

残りの５回につきましては、保健センターのほうで実施されておりますすっきり運動教室というのがございまして、こちらが２月８日、２月10日、15日、17日、24日に、それぞれ保健センターのほうで実施されております。参加者の方につきましては、延べ人数のほうをこちら把握しておりませんで、誠に申し訳ございませんが、預けたお子さんの数だけ分かるんですが、延べで男性17名、女性が24名ということで、令和３年度の実績となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

再質問なんですけれども、52ページのメンタルヘルス委託料についてなんですけれども、全職員と会計年度任用職員の方を対象にということで、承知をいたしました。職員の方々は業務などの中でメンタルヘルスに関してのケアはすごく大切だと思うんですけれども、心身の不調を訴えている職員の方というのがいらっしゃったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、次の定年延長制度の内容は承知をいたしました。

最後の共同参画事業、このように子育て世代の方が参加しやすいように整備をしてくださったのは、とてもありがたいことだと思います。この審議会等というのがイベントも含まれているということで、承知をいたしました。

審議会も、ぜひ子育て世代の方々も参加していただいて、いろんなご意見を伝えてくださったらいいなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

再質問は１点だけです。お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課課長の鈴木と申します。

委員のおっしゃるとおり、職員の心のケアというのは非常に大切なものだと感じてはおるんですけれども、残念ながら、令和３年度中、心身の不調の職員というのはおりまして、３名おりました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

いろいろ多くの質問したいんだけれども、幾つかに絞って聞きたいと思います。

まず、町長選挙、また町議選、投票率は何で低いんだろう。その引上げの運動をどうやっていた

か。それを聞きたいんだけれども、これはいろいろ町民の問題があるから、なかなか引き上げるのは難しいと思うけれども、それがもしあったら、聞かせてもらいたい。

それで、過日の参議院選挙のとき、投票所を変えた場所があるよね。ひどい目に遭ってね。土足で上がれないというのはしようがないにしても、一々靴を脱いで上がっていった。私みたいに足が悪い人は座るところがない、靴が脱げない。そうしたら職員が気を回して、普通の椅子を持ってきて、どうぞお願いしますと。つかまったら、これが揺れてひっくり返りそうだった。そういう投票所だったよね。それはそれで、私みたいな障がいの人だから、あんたが悪いんだと言いたいんでしょうけれども、私が言いたいのは、その先があるの。一々、一々みんな靴を脱いで投票所へ入っていく、スリッパが幾つか置いてあった、そのスリッパを改めたいね、ちょうど新型コロナが発生しているときだから、終わった後スリッパをみんな拭いているわけだ、職員が。そういう投票所だったんです。2,000人からの町民の方が投票に行くんだから、早く言えば2,000回スリッパを拭いたわけだね。そのほか、段差があって足がひっかかる。よく考えないでそういうところを、建物は新しいからいいかもしれないけれども、歩くところがそういう投票所だよ。どう思っているんですか。これからもそういうことをやるんですかどうかと言いたい。本当に町民の人に親切味がないよね。私はすぐそういう憎まれ口言うから憎まれるんだろうけどね。

そんなこともあって、やっぱり投票率だって上がらないよね。ひどい投票所だったよ。職員に、私は黙ってられないから文句は言ったけれどもね、そんな投票所でいいのかというので。町長の耳に入ったかどうか知らないけれども、言っておいてくださいと私は怒った、みんなの前で。こんな投票所があるかというんだよ。ただ来りゃいいというもんじゃないよね。そういうことがあった。それは今後どうするのか。

もう１点、ページ数はないんだけれども、報酬の問題。

ここで聞いておきたいのは、いろんな報酬です。選挙に出られない報酬はどことどこへ出しているのか、それだけ教えてもらいたい。選挙に立候補できない団体あるでしょう、それを教えてもらいたい。今から教えておいてもらいたい。それだけです、質問は。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、ご質問いただきました投票率につきましては、令和３年度町長選挙と議員の補欠選挙を執行したわけですけれども、残念ながら投票率につきましては過去最低ということで、投票率自体は45.58％という状況になったところでございます。なかなかこの向上に向けては具体的な取組というのがどこまで効果を上げるかというのは、非常に難しいものがございまして、一般質問のほうでも課長が答弁させていただきましたけれども、若年層から高齢層まで含めて、県の選挙管理委員会ですとか、近隣の取組とかも参考にしながら、こちらとしては取り組んでいきたいと考えているところです。

さきの参議院選挙の投票所の関係でございますけれども、小河原議員には大変な思いをさせてしまったということで、投票所からも報告いただいておりますし、速やかに町長にも報告をさせていただいたところです。担当職員間でも、そこは大きな課題の一つということで、実際選挙をやる前

にも土足で上がってもらうようにするか、それとも靴を脱いで投票してもらうかということで検討はしたところではあるんですけれども、どうしても初めての施設だったというのもございますし、あと、ちょうど梅雨の時期でもございましたので、床をぬらしてしまってはいけないというのがありましたので、今回は靴を脱いで投票していただこうということでやったところではあるんですけれども、やはり靴を脱いで投票するということで、なかなか困難な方も多くいらっしゃるということで、次回の選挙に向けてはそれが改善できるよう検討をしていこうということで、次は４月に恐らく統一地方選挙ということで、またございますので、今、そのときには靴を脱がないで投票できるようにということを念頭に置きながら、そのためにはどうするかというところで実際のところは準備を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、報酬の関係ですけれども、立候補できない団体に対する報酬ということですか。この辺は、ちょっと具体的にどのような……。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　言わなくても分かると思うんですよ。例えば農業委員だとか、何々委員とか立候補できないでしょう。区長はできない。そういう団体が何と何と何があるか教えておいてもらいたいと、総務委員会としては。議会としては分かるんだけれども、どういうのがあるか教えてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課課長の鈴木と申します。

執行機関の委員に対する報酬ということで、農業委員会につきましては、昔、選挙で選ばれたというのはございますけれども、今は仕組みが変わりまして、議会の承認を得てということになっております。選挙で選ばれる委員というのは選挙管理委員会の委員も選挙ではあるんですけれども、実際のところは指名推選という形で決定されている状況にあるかなと思います。

〔「そういう説明じゃなく、違う委員なんかに立候補できないの。できない団体は、どことどこと、どういうのがあると、それだけでいいんです」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分からなければ、後でペーパーで書いて教えてください。今すぐ出そうもないようだから。

あと、投票所の問題、ひとつ間違いのないように。ひどい投票所だったよね。スリッパを全部一々拭いているんだよ。そんなのは初めて私見た。例えば、小ホールへ出入りするのにみんなスリッパ履くかい、議員が出入りするとき。あれをみんな拭いているわけだ、そのたんび、そのたんび。大したもんだってよ、そういう点は。それもある人に言われたそうだよ、拭けって。そりゃそうだよ、新型コロナで大変な時期なんだ、町の人が履くたんび拭いているわけだ、スリッパを。消毒しているということだよね。そういうの初めて見た、私。それを言っている、問題は。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

その感染対策も含めまして、まだまだ第一投票所、すてっぷ宮代での投票については課題が多いかなと思っておりますので、土足でそのまま投票できるというのも一つの課題ですし、消毒の問題というのもございますので、そこら辺を含めて次

回の選挙に向けましては検討させていただきますので、ご理解賜ればと思います。

もう１点の報酬の関係につきましては、ちょっとここで具体的に回答できませんので、後ほど回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　２問目は後で結構ですから、１問目については間違いのないように、ああいうみじめな思いは町民の方にさせないでもらいたいということ。ああいうことやると、また投票率が減る、あんな投票所に行くかいって、落ちますよ。ちょっとしたことでもみんな反応しますからね。私が来年の春まで生きていたら、もう一回選挙に行きますからね。よく見ますから、第一は私の行く場所ですから。間違いなく変わったかどうかというのをよく調べますから、間違いのないように。私は町民のために言っているんですからね、私のためじゃないからね。投票率を上げるために言っているんですから。そのことを忘れないように。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。何点かお願いします。

私も86ページ、選挙に関してお伺いいたします。

町長選挙及び衆議院選挙は両方とも出ている金額なんですが、投票立会人とか通常の費用と期日前投票の費用って別会計になっているんですが、そのあたりどうしてなのかお伺いいたします。

あと、園舎消毒委託料が結構あるんですが、１回使うとこれくらいの金額は毎回かかるのかということもお伺いいたします。

あと、選挙はがきをお送りして、住民基本台帳できっと出していると思うんですけれども、返却してないのかな。宛先不明みたいなのが結構あるのか、ほとんどないのか、そのあたり、そのあとの対応はどうされているのかということもお聞きします。

あと、一時預かりは、前段の委員の方からも質問ありましたけれども、審議会のときの一時保育業務なんですが、新型コロナで回数も少なかったりということもあるんですが、予算よりかなり実施回数とか金額が減っているかと思います。その差額と、あと今後またいろいろなものが通常のように戻っていくと思いますので、今後の予算措置というのはきちっと取っていかれるのかということもお伺いします。

あと、令和３年度はパートナーシップ、ファミリーシップの男女共同参画に力を入れていただいたんですが、近隣のところを見ると、犯罪被害等の支援の条例とかが近年できているんですけれども、そういうところは宮代町も検討を始めているのか。被害に遭った場合の金額というのはほぼ全国同じなんですが、そういうこともあって、予算措置とかになってくるんですが、そういう歩みは始めているのかということをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

決算書で言うと81ページ、82ページ、83ページ、84ページにかけての投票立会人、期日前投票所の投票立会人と期日前投票の業務委託の関係の報酬等の委託料等の支払いの関係ですけれども、こちらは期日前投票所の立会人については町のほうで直接選任いたしまして配置しているところで、委託の中には含まれておりません。その関係で費用も別になっているということになります。

あとは、各選挙における選挙機器の点検業務委託ですけれども、こちらそれぞれ選挙で使う計数機ですとか、あとは投票所で使う投票用紙の交付機、そういったものを点検するものでございます。いずれの機械も１枚ずつ正確にカウントする必要がありますので、選挙をやる前に必ず点検のほうを実施しているものでございます。

あと、投票所の入場券について戻ってきてしまったものが、まずあるかないか。こちらにつきましては、残念ながら戻ってきてしまうものというのがあります。どういった理由で戻ってくるものが多いかというと、宛て所にないということで戻ってくることが多いんですけれども、一定の期間、選挙管理委員会のほうで保管はしておきます。大体、投票日までは必ずとっておきます。投票が終わった後につきましては、これは住民課のほうに相談にはなるんですけれども、住民記録のほうの対応の資料の一つとして使っていただくために、住民課のほうにお渡ししているといった取扱いをしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

決算書64ページ、男女共同参画社会推進事業の委託料、一時保育業務につきましては、このところ新型コロナの感染者の数字自体は下がってきてはいるんですが、またいつ新たな株といいますか、流行、この後、インフレエンザの流行も考えられますが、徐々に町のほうのイベントですとか、審議会なども対面でできるようになってくるかと思います。

予算につきましては、また来年度の予算編成もございますが、今年度の実績ですとか、ここ何年かの実績、あと来年のイベントですとか、そういったものがどのくらい開かれるのかというのも十分考慮して、予算要求のほうはしてまいりたいと考えております。

続きまして、犯罪被害者の方の支援についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、通常生活する上で、何らかの事件ですとか、そういったことで巻き込まれるおそれというのはどなたにもあるかと思います。その犯罪被害者の方へのフォローということで、特に町のほうでは相談窓口というのが、一応、人権推進室が所管にはなっております。ただ、特に予算措置というのは現在していないところなんですが、相談としましては、町のほうで行っております町民相談、町民法律相談、女性相談のほうで受けられると思うんですが、特に犯罪被害者の方で特出しするような形での相談のほうは現在設けていないところでございます。

県のほうでは、埼玉県、埼玉県警、あと民間支援団体の３機関が、場所といたしましてはさいたま市の武蔵浦和の近くにラムズタワーという施設がございまして、そこが中心に活動のほうをしているところでございます。

犯罪被害者支援につきましては、今年度に入ってからも担当者の会議ですとか、担当主幹課長会議、ほか杉戸警察の担当の方の訪問もございまして、現状などについては伺っているところでございます。

丸山委員さんのほうで先ほど伺っておりますが、その条例化につきましては、今年の４月１日現在、埼玉県では見舞金制度といいますか、被害者の方へのお見舞金を助成するような形の条例が、12市町が今条例化しているところでございます。また、犯罪被害者の方を助けていこうというような理念のような形の、特に金銭を伴わないような形の条例が５市町、合わせて17市町が条例化しているところでございます。

このところ、入間市が条例化をするということと、あと、近隣ですと越谷市が条例化を検討しているということで伺っている次第でございます。

この近隣ですと、条例化していないのが宮代町と杉戸町、幸手市、蓮田市、松伏町が、一応まだ条例化していないというような形なんですけれども、こちらにつきましては近隣市町のほうとも連絡、連携のほうも含めて条例化に向けた業務といいますか、情報交換をしながら行っていきたいかなというふうに考えております。

現状報告という形になりますが、私のほうからは、以上でございます。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

選挙のほうは分かりました。

それで、男女共同参画のほうで子供の預かりなんですが、先ほど前段の委員さんの答弁の中にもあったんですが、保健センターとかでやっているところに入っているんですけれども、この女性の相談業務も総務課はやっていますけれども、そういうときに、例えば小さいお子さんがいるので、ちょっとその間預かって相談をするとか、何かそういうケースがあるのかなと思って私、質問したんですけれども、そういうご相談はないのかということと、そういうときも当然、預かってくれているような気がしたんですけれども、そこを確認をさせていただきます。

犯罪被害者等支援は、自分はちょっと相談も受けていて、見たら令和に入って一斉に結構増えているんですね。この前の渋谷の親子が刺された事件にしても、以前あった秋葉原の事件にあっても、条例がちゃんとあるところは見舞金がある。ないところは本当に露頭に迷ってしまうというのがあって、何かこの近隣では杉戸、宮代、幸手、蓮田あたりがないんですけれども、久喜とか春日部などに住んでいる方には補償があるということで、やはりこの町の安心・安全と、住んでよかったと思ったときに、ないのはどうかなというのは、実はちょっとそういう関係の町民の方の相談も受けたりしたので、それで私も調べたら、うちの町まだやっていないなと思って今回質問させていただきましたので、さっき答弁いただきましたけれども、いつこういうことに巻き込まれるか分からないので、もう一度このあたり質問しますので、ほかの市町村を見てということになると、近隣もやっているので、そこをもう一回お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

まず、一時保育の関係なんですけれども、通常、一時保育、例えば先ほどの保健センターの教室ですとか、企画財政課のほうの行ったものですとか、基本的には、一時保育については募集の段階で、一時保育を希望かどうかということを参加者の方に伺うような形になります。

相談につきましては、あらかじめ例えば女性相談、毎月１回行っていますが、そのときにもしご希望があれば、もちろん一時保育の準備というのはできるんですが、例えば当日どうしても連れてこなくてはならないとか、前日にということであ

れば、その場合は相談のときに一緒に入っていただくような形をとるような形になります。

ですので、事前に申請いただければ、もちろん一時保育のほうの手配ということはできます。

あと、犯罪被害者支援につきましては、今年の５月ぐらいに実際に警察の方がお見えになりましてお話のほうはさせていただきまして、それを前後して主幹課長会議ですとか担当者会議のほうがございました。この先、秋口、10月下旬ですか、また県のほうで担当者会みたいのがございますので、その辺のところをまた伺いつつ、進めていきたいなとは思っております。

あと、近隣ですと宮代と杉戸と幸手ということで、まだ行っていないということだったんですけれども、結局、警察署は宮代と杉戸は杉戸警察管内になりますので、どういった形にするかも含めて、杉戸町との連携というか、情報交換というのは必要になってくるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　女性相談のときも受け入れていくということで、当日は難しいということですが、以前も結構そういう活動をしたりしてくださっていたので、今、保健センターの講座とかにも呼んでくれていて、ありがたいなと思いましたので、今後も相談とか、イベントとか、それによって参加して町に関わる人が増えますので、そのあたりは一生懸命やっていただきたいと思います。

犯罪被害者支援の件に関しましては、杉戸町の町長さんが代わったりもしているので、宮代町、結構、人権を一生懸命やってくださっているなと私は思っておりますので、よく近隣を見てとか、参考にしてといったときに、今回このことに関しては結構皆さんしっかりとやっていらっしゃるので、県とも連絡をとっていただいたりして対応をお願いしたいと思います。

質問はありません。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず１点目は、47、48ページの一般管理人件費の関係でお尋ねします。

まず、職員数についてでありますけれども、これは職員と会計年度任用職員に分けて何人いて、支出額についてもお示しいただきたいと思います。

それから２点目は、前段の委員さんからいろいろ出ましたが、ダブらないように。

総務管理費事業の中、49、50ページの職員の採用試験の委託料もございますが、職員採用人数についても、決算ですので確認をさせていただきたいと思います。

それから３点目は、53、54ページの文書管理事業に当たるんでしょうか、公文書公開条例では手数料が無料となっておりますけれども、例えば提出した控えは有料になってしまっている。これは金額の大小に関わらず無料ということなので、その辺はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

それから４点目は、53、54ページ、顧問弁護士委託事業でございますが、これも町長選のときにちょっと見たんですけれども、宮代は今回決算では184万円ということなんですけれども、ほかの自治体と比べて随分委託費が高くなっているんですけれども、これはどうしてそのようになっているのか。高い理由をご説明お願いしたいと思います。

それから、決算書の47、48ページの一般管理費の不用額もございますが、職員の育児休業等というのがありますけれども、これは男性もあると思

うんですけれども、男性の育児休業の実績はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

それから６点目は、決算書55、56ページの広聴広報事業でございます。以前も広報みやしろについて、前の冊子みたいなものからタブロイド版になって、非常に見づらいという方もいらっしゃったんですけれども、評価についてはオールカラー化になって、字も大きくなって、見やすいのかなというふうに私自身は思うんですけれども、中には元に戻してほしいと、それはどうなっているかというような声もございます。よく聞いてみますと、やはり１回きりじゃなくて、何回も見たいというときに、やはり置いておく場所がかさむんでしょうかね、大きくなっているから。そういう理由かと思うんですけれども、このみやしろ広報の今のタブロイド版についての評価は、町としてはどういうふうに聞いていますでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、決算書の63、64ページの男女共同参画社会推進事業に関わる問題なんですけれども、私は、性的マイノリティーの人たちの人権と社会的地位の向上を図るということは至極当然だと思うし、それから同棲カップルを結婚に相当する関係などと認定するといったのは、ほかの自治体でもあるんですけれども、そういった点では、もう少し正確に覚えていればよかったんですけれども、宮代町もほかの自治体に先駆けてこれを条例化したんでしたか。2021年度はどうか分からないんですけれども、この間、成果として上がっているのかどうか、その点確認をさせていただきたいと思います。

それから、冒頭の職員数との関係もございますが、やはり各種審議会などへの女性の登用あるいは町役場の女性幹部の登用ということで、私は現状を見ると、非常に時間がかかるのかなというふうに思うんですけれども、やはりほかの自治体では盛んにジェンダー平等社会の推進ということで、女性の幹部職員を登用しているところ、改善しているところが見られるんですけれども、宮代ではどういうふうになりますか。これは予算のときも聞いておりますけれども、決算ですので、この点での見解もお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず１点目、決算書47ページ、48ページ、職員の人件費ですとか職員の人数の関係でございますけれども、まず、正規職員の人数につきましては222名になります。人件費の総額といたしましては16億9,256万3,841円、会計年度任用職員につきましては、この人数というのは１年間雇用をしている方というわけではなくて、令和４年３月、年度末の３月現在での雇用の人数にはなりますけれども、197名になります。支出額といたしましては２億8,697万368円、それが人数と金額になります。

続きまして、総務管理事業の職員採用試験、決算書49ページ、50ページの採用試験の結果でございますけれども、応募がございましたのが、全体で56名、男性27名の女性29名ということで56名です。そちらの方について試験が行われました。

続きまして、決算書53ページ、54ページ、文書の関係ということでご質問いただきましたけれども、情報公開の関係も関係するかなと思いますけれども、公文書の手数料ですけれども、宮代町は手数料というのは徴収しておりません。無料ということになっております。情報公開に当たって写

しの交付をするときには、通常の白黒コピーですと、片面で１枚10円をいただいているところになります。手数料は取っておりません。

続きまして、決算書47ページ、48ページの職員の育休の関係、男性職員の育児休業の取得の状況ですけれども、残念ながら、男性職員で育児休業を取得した職員は、令和３年度はおりません。令和２年度においては、お子さんが生まれた職員がおったんですけれども、令和２年度においてもゼロ、令和３年度においてはお子さんが生まれたという職員はいなかったんですけれども、ゼロということになっております。女性職員については、令和３年度４名おりまして、全員取得しているような状況にございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

まず初めに、決算書54ページの顧問弁護士委託事業につきましては、令和２年度までには町民法律相談、あと顧問弁護士研修などを一括して契約していたかと思うんですが、令和３年度からそれぞれ毎月行っております町民法律相談、顧問弁護士のほうを分割して契約のほうを行っております。町民相談は毎月２回、毎月第２火曜日、第４火曜日、第２につきましては午前中、第４につきましては午後、法律相談のほうを行っておりますが、こちらにつきましては埼玉弁護士会のほうに派遣をお願いいたしまして契約をしているような形でございます。それもございまして、決算額184万90円ということで、令和２年度が238万7,000円ですので、若干金額のほうは抑えられているかと思います。

続きまして、今年４月に策定いたしました宮代パートナーシップ、ファミリーシップの届出に関する、こちらは要綱になります。ちょうど今５か月目ぐらいになるんですが、４月当初につきましては、お問い合わせが何件か、特に他の市町村ですとかお問い合わせのほうはいただいておりますが、実際、届出のほうは現在至っておりません。近隣の市町につきましても、同様の要綱を策定する動きがございます。

また、お隣の茨城県などについては、県のほうで制度を定めて行っているところでございます。

成果ということなんですが、今のところ制度は整えたということで、実際届出のほうがあればお受けするような形なんですが、今後の課題といたしましては、その方たちが転入・転出されることもございますので、他の市町村との関係性といいますか、連携のほうが今後の課題と、あとは周知が課題になってくるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

女性管理職登用の関係で答弁が漏れておりましたので、お答えさせていただきたいと思います。

女性の管理職登用に当たりましては、委員おっしゃるとおり、長年の課題となっている現状は変わっていない状況にあります。令和３年度、令和４年度、今年度を含めてなんですけれども、女性職員で主査級から管理職の主幹級に上がった職員ですとかは、いない状況にあります。ただ、令和４年度から女性職員で新たに主査になった職員はおります。そんな関係もございまして、主査級における女性職員というのがおおむね30％、３分の１ぐらいを占めるようになってきております。この職員が引き続き管理職に向けて準備していける

ようにどう取り組んでいくかというところも大事だと考えておりますし、継続して主査になれるような職員というのを増やしていく必要があるということで、取組を継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

広報紙の関係について私のほうからお答えいたします。

ご承知のとおり、令和２年１月号からタブロイド版のほうに変更をさせていただきまして、タブロイド版にした直後、確かに読みにくいですとか、保存がしにくいとのご意見やお電話、町長への手紙等でいただくことが多かったです。変更後２年過ぎまして、令和３年度の状況はといいますと、ご意見につきましてはお電話等で数件、変えないのかとかというお話はあったみたいなんですが、現在に関しましては、そのようなご意見等はもうほとんどない状況にございます。

タブロイド版のほうに変更いたしまして、ＵＤフォント、要は読みやすさに加えて、どこからでも見られる、読み間違いがないような可読性や視認性が高くなるようなデザインを導入しているほか、文字サイズを大きくとりましたり、行間をとるなどして、皆さん、どんな高齢者の方でも読みやすいような書体にするように、工夫のほうを続けております。また、オールカラーにしましたので、華やかさ等もあるということで、最近では評価の声のほうを多くいただくような感じがいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

先ほど職員数と会計年度任用職員の人数、金額を伺いました。その後聞いた職員採用試験については、応募は分かりましたが、そのうち新入職員は何人なのか、その点を確認したいということをお聞きしたつもりなので、その点お願いしたいと思います。

それから、公文書の手数料の関係ですが、確かに手数料は無料となっていますし、無料なんですけれども、それでもらいたい資料については白黒だと10円と。企業でコピーを取るのではありませんので、これぐらいどうなんでしょう、きっちり取らないといけないものなのかどうか。必要だからいただきたいということでもらって、なおかつ、その件についてのコピーが欲しいと言えば、これぐらいサービスの範囲内なんじゃないでしょうか。その点お願いしたいと思います。

それから、顧問弁護士の委託料なんですけれども、ほかの近隣の自治体の状況はどうなっていますでしょうか。先ほど来から監査委員さんのほかの自治体の状況なども、ここでは逆に安いということで、どういうふうに評価するかという質問もあったんですけれども、私は、顧問弁護士の関係では逆に高いというふうに聞いているんですけれども、ほかの自治体との状況ではどうなっているんでしょうか。特にほかの自治体と違って相談件数が非常に多いとか、そういうふうな内容ならば、また違うのかもしれませんけれども、随分高いんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点、この委託料の基準なんかはどういうふうに決めているんでしょうか。もう一度お伺いしたいと思います。

男性の育児休業の実績はないということで、非常に残念なんですけれども、この点では積極的に

取るような、男性も育児休業を取っていかないと、本当に男女平等にはならないのかなというふうに思うんですけれども、その点ではどういうふうに指導されているのか、伺いたいと思います。

それから、広報みやしろなんですが、私も冒頭言ったように、私の評価はあるんですけれども、もう一方ではそういう評価があって、聞きたいのは、もうそれ以後、余り批判めいた声、意見などはないということで、もう元には戻らないのかという、そういうふうな声もあるんですけれども、それははっきり言わなければいけないんですけれども、もう元には戻らないのか、その点について再度お尋ねしたいと思います。

それから、男女共同参画社会の関係で、同棲カップルだとか、性的マイノリティーの方たちの支援に向けた取組なんですけれども、私もうろ覚えですので、ちょっとこれはもう一度確認したいと思うんですけれども、そういった点では、たしか新聞に載っていたという記憶なんですよ。ですから、その点ではないと言われれば、なかったのか。じゃ、研修はきちっとしていますよね、成果書の74ページに載っています、いろいろやられてはいるんですけれども、それの実際効果が上がってきたのかなというふうに思ったんですけれども、その点でもう一度確認させていただきたいと思います。

それと、幹部職員の登用の関係ですが、今、これは長年の課題だということなんですけれども、これを言い始めたのは私だと思うんですけれども、主査級の女性を副課長だの課長級にするとなると、相当時間がかかりますよね。今、分かりませんが、先のことですから。久喜宮代衛生組合に行っている女性もいます。大体、男性は２年後に帰ってくると課長級にはなっているんですが、当面それぐらいで。それから教育委員会の副課長級もございますけれども、目に見えている女性の幹部職員というとそれぐらいで、課長級、副課長級だけを見ているわけではありませんけれども、主査級が主幹になって、副課長になって、課長、そうすると、答弁する課長は当面やっぱり１人、２年後に１人なのか。そうすると、なかなか宮代町の女性幹部職員の登用は見えてこないんですけれども、それでいいのかということになりますよ。

ですから、幹部職員を例えば20％まで引き上げるとか、30％まで引き上げる、そういうことでやっていかないと、進まないんじゃないかなというふうに私は思いますが、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

職員数の中で新規採用職員の人数ですけれども、合計で12名おります。ただ、12名のうち１名は、ちょっと時期を早めまして、令和４年１月１日に前倒しで採用ということでしております。４月１日に入所したのは11名でございます。

続きまして、公文書の控え等、もらいたい資料の料金ということで、コピー代10円の関係でございますけれども、きっちりと取らないといけないのかということもございますけれども、情報公開制度上では、写しの交付ということで請求があった場合には１枚10円ということで実費相当分をいただく取扱いということになっております。ここと行政サービス上どこまで町の資料を無料で差し上げたらいいかというのは、非常に判断の基準とかを設けるのは難しい部分があるかなということで認識しているところでございます。町側の説明責任を果たすに当たってという部分で、町民の方

から問合せをいただいたりとかして、窓口で制度の説明ですとか、説明する際に資料を基に説明するといったことも、様々な窓口であるかと思います。そういったときには、理解をいただくために、こちらとしても無料でお渡ししている部分というのが、実際のところあるかと思います。なので、全てのケースにおいて町から渡すものを10円いただいているというわけではないという認識ではあるんですけれども、どこで線引きをするかというのは非常に難しい部分はあります。各町民の方がいろんな制度に基づく届出、申請等をした場合の、その届書の写しの関係とかは、多くの場合、事前に自分で控えを取っていただいたりとかしているケースもありますけれども、中には、今出したやつの写しをくださいという方もいらっしゃいます。そういった場合には、受け付ける前というか、町のほうで預かる前に、コピー機で取ってきてくださいとか、コピー機が近くにない場合には、町のほうでコピー取りますけれども、その際は10円いただきますよとか、そういったことで対応している。戸籍の届出書なんかはよくあるんですけれども、死亡届なんかを提出する際は、提出してしまうとなかなか簡単に取れないので、提出する前に控えとして、例えば死亡診断書の部分をコピーを取っていただくとか、そういったこともございますし、様々なケースがある中で対応している状況にあるということでご理解いただければと思います。

男性の育休に関してどのような取組にしていくかというところですけれども、この９月議会に、実際のところもう関係条例の改正ということで提出はさせていただいてはいるんですけれども、10月からこの制度も変わるということもありまして、職員向けには年度の終わり、令和４年度の始まる前に、休暇制度全般ですけれども、そういったものを職員に周知する形で情報提供をしているというのがございます。

あとは、子供が生まれた職員に対して直接声がけをしたりというのは、過去もそういったことはやってはおるんですけれども、そういったことは引き続きやっていきたいと考えております。

最後に、幹部職員の登用の関係ですけれども、主査から課長になるまでというのは、やはり年数がどうしてもかかってしまうというのが、現状あります。これは女性に限らず、男性の管理職、幹部と言われる課長になるまでの年数というのはかかっている状況にございます。町としては、女性に限らず、課長に上がるまでというのが確かに時間かかるということで、次の課長職になる職員というのを徐々に昇格させる取組というのはやってはおるんですけれども、ここのところ毎年度、何とか課長職、副課長職を埋める形で人事の配置というのをやってきてはおりますけれども、その中で女性職員というのも同様に、特別扱いという言い方が正しいかどうかは分からないんですけれども、男性職員も女性職員も同様に課長職に上げていくという考えではありますので、女性を優先して上げていくというのも一方ではという見方もあるのかなとは思うんですけれども、ただ、町の行政運営に当たっては、女性の課長職、副課長職もそうですけれども、管理職は必要であるという認識ではおりますので、この取組は具体的な数字を設けるというのも大切ではあるんですけれども、現状の町の状況ですと、なかなか数字を、例えば20%ということで掲げても、それを掲げるのにどうしてもしばらく時間を要してしまうというのがあるので、今現状では、１人でも多くの女性職員、女性職員に限らず男性職員もそうなんですけれども、まずは主査になっていただいて、主査から経験を積んでいただいて、町の幹部職員へとキャリ

アを形成していってもらえるような職員を育成していくというところが重要なのかなと思って取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

私のほうから広報紙についてご説明のほうをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、当初、令和２年１月からタブロイド版のほうに変更しまして、当初は苦情ですとか、戻してもらいたいという声は多くあったんですが、令和３年度に関しましては数件お話があった程度で、逆に評価をいただく声のほうが多くなったと感じております。

そのような中で、委員がおっしゃる元の広報紙に戻すことはもうないのかというところは、将来にわたって私のほうで戻すことはありませんといいう断言はできないんですが、今現状、評価を多くいただいている中で、戻すということは現段階では考えられないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

まずは、顧問弁護士の委託の関係なんですけれども、こちらにつきましては委託形態が法律相談と、あと顧問弁護士に分けたということで、近隣の市町の状況ということでちょっとお尋ねいただいたんですが、どうしてもほかの市町と契約の形態がちょっと異なっているということもございますし、あと、特に近隣市町の数字というのは得ていない状況でございます。

あと、金額につきましては、顧問弁護士の町民相談につきましては１回２万円でございます。顧問弁護士につきましては月６万6,000円ということで契約しております。そのほか、もし研修会ですとか、その他かかる際は、また別という形になります。

あと、町民法律相談につきましては、報酬のほかに交通費ということで、埼玉弁護士会のある浦和駅から東武動物公園駅までの実費の旅費とかが対象となっております。

続きまして、男女共同参画推進事業の関係でございます。こちらの成果ということで、要綱自体は４月に策定して、昨年度につきましては主に研修会、新採用職員、あと議員の皆様に参加していただきました研修会のほうを行っております。

前段の委員さんからのご質問もございましたが、今後広げていくのかというお話もございましたが、一応、今年度につきましては、やはり４月採用の職員を対象に研修のほうを行う予定となっております。そのほか、町民の方ですとかに対しては、今後、対象者をどうするかということも含めまして、来年度以降の課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問を行わせていただいております。

公文書手数料の関係なんですけれども、全てのケースでいただいているわけではないということで、分かるんですけれども、余りにもきっちり、これ以外はいただくようになっているからといって、カラーじゃないんですから、白黒であれば10円で済むので、これはぜひ住民サービスの一つだ

ということで、これぐらいは便宜的にやっていただいていいのかなというふうに思いますので、これについては今後、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、53ページ、54ページの顧問弁護士の委託料の関係ですが、これは確認したいんですよ。杉戸町では、人口で委託費用を比較していいのかちょっと分らないんですけれども、１人当たり21円前後、白岡もそうです、松伏町もそうです。幸手市が29.6円、それから久喜、春日部、人口が多くなると15円前後と。１人当たり。そうすると、宮代は53円にもなってしまうんですよ。これはちょっと高過ぎるんじゃないかなと、逆に言えばね。そういうふうに心配しておりますので、この点については、ほかの自治体との契約形態が違うというふうに答弁ありましたけれども、そんなに違うのかなというふうに思いますので、この点についてはもう少し検討する余地があるんじゃないかなと思いますが、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、最後の63、64ページ、また47、48ページの女性の幹部職登用の関係なんですけれども、これは男女に関わらずということなんですけれども、今ジェンダー平等社会の推進と言われていますので、とにかく女性の管理職の登用をしなければ、目に見えないわけですよ。

全然話は違いますけれども、国会の大臣も本当に１人しかいないんですよね。ですから、女性の登用の考え方なんですけれども、以前は確かにありました、女性はアンケートをとっても、幹部職員には決してなりたくない、今のままで結構ですという人を無理やり幹部にするわけにはいかないんですけれども、しかも、私なんかいろいろ職員に話しかけますけれども、女性でもすばらしいなと思う職員もおりますよ、だから、そういう方をどんどん幹部職に登用するぐらいのことをしても、またそれぐらいしないと女性の幹部職員はこれから出てこないし、育たないのかなというふうに思いますので、その点、具体的な数字は掲げられないのは分かりますけれども、ある程度目標を持っていかないと、これは進まないんじゃないかなと思いますが、その点についてもう一度伺いたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

文書の手数料の関係ですけれども、きっちりと取り過ぎという点もご意見いただきましたけれども、情報公開の観点からの実費分をいただいている方との公平性の部分というんですか、そういった観点もございますので、ただ、ここら辺につきましては検討の余地はあるかと思いますので、ご意見をいただいた内容を基に検討はしていきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

あとは、女性職員の幹部職員への登用の関係ですけれども、確かに行政運営に当たって女性の視点というんですか、感性ですとか、そういったものは必要不可欠なものということで考えております。幹部職員としてそういった力を発揮していただくというのもありますけれども、主査の段階から、丸藤委員からもございましたけれども、能力のある職員というのは潜在しているかと思いますので、そういう職員をできる限り幹部へと近づけていけるように育成していくのが大事かなと思いますので、周囲の職員の期待も込めながら、何とか育成していくということで取り組んでいきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいた

します。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

顧問弁護士の委託につきましてご答弁申し上げます。

人口割にしますと近隣に比べて高いということでご指摘をいただきました。町民法律相談ですとか、顧問弁護費用ですとか、この辺につきましては、近隣、特に接している市町などを中心に、改めて照会のほうをかけさせていただいて、来年度予算の要求に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　３時２６分

再開　午後　３時３８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３９号の審査（企画財政課）

○委員長（川野武志君）　これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（菅原隆行君）　皆さん、こんにちは。企画財政課長の菅原です。よろしくお願いいたします。

以下、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いします。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いします。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課対話のまちづくり推進担当主幹、宮下です。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　企画財政課主幹、田原と申します。よろしくお願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　企画財政課管財担当主査、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○財政担当主査（中村淳一君）　企画財政課財政担当主査、中村と申します。よろしくお願いします。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　企画財政課情報担当主査の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）

企画財政課対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　なお、答弁に当たっては、所属・氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点ほど質問をさせていただきます。

55ページと56ページになります。

一般管理費の中で便利バスが走る事業ということで、2,779万3,311円ということで、これ令和２

年度に比べて大体190万円ほど減額されているんですけれども、これがどういう形で減額されているかということで。その中で委託料のところで、120万円ほど引かれているということなんですが、これについて説明をお願いいたします。

それと、高齢者等タクシー助成事業が始まったということなんですけれども、こちらのほうの成果と、あと課題がありましたら教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長の飯山でございます。

ただいまご質問いただきました件につきまして、順次ご説明いたします。

まず決算書、55ページ、56ページ、便利バスが走る事業でございます。

こちらのほうの費用につきましては、成果書の83ページをちょっとご覧いただきながらご説明させていただこうと思います。

便利バスが走る事業につきましては、町内循環バスの費用について支出のほうをさせていただいたものでございますが、令和３年度、こちらのほうの主な実施内容の２点目、便利バス委託料、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

便利バス委託料につきましては、委託金額、契約金額を3,025万8円というような決算になってございます。ただ、こちらにつきまして、ここが便利バスご乗車いただいた場合につきましては、１回当たり100円、また定期、回数券の場合は1,000円で14枚つづりの乗車回数券を買って乗っていただいてございますが、この契約金額の中から、その運賃収入、こちら運賃収入で304万700円でございますが、こちらの経費を差し引いて、それプラスまた別途業者のほうに、乗車料金の両替立替え分を負担していただいていますので、こちらの12万円でございますとか。

あと設備工事費といたしまして、昨年度につきましては、バスロケーションシステムというスマートフォン等を用いながら、今バスがどこにいるのかというのを確認できるような、そういうシステムを導入させていただきましたが、そちらの導入に係る経費27万6,100円でございますとか、バスロケーションシステムの利用料金、こちらが４万5,056円でございますとか、そういった経費をプラマイしまして、最終的に委託料、業者のほうに払う委託料が2,765万464円となってございます。

こちらにつきまして、令和２年度につきましては、こちらの中で運賃収入のほうが令和２年度は228万800円ということで、乗車人数のほうが令和２年度が少なかったといったことから、業者のほうに入ってきます使用料分が少なかったということが、その分、町のほうで負担するということになりますので、結果的には令和２年度と令和３年度を比較しますと、バスの乗車人数が少なかったということで、町からの委託料で支払った金額については、令和３年度のほうの支出の金額のほうが少なかったと、減額したと、そのような内容となってございます。

それと同じく決算書55ページ、58ページ、高齢者等タクシー助成事業のほうでございます。

こちらの成果という点でございますが、同じく成果書の40ページのほうに、宮代型デマンド交通事業ということで、事業の成果を記載させていただきました。こちら、宮代型デマンド交通事業といたしましてタクシー助成のほうを令和３年度から実施した状況でございますが、こちらのタクシー、１年間に登録していただいた方、75歳以上の方でございますとか、障がいをお持ちの方、あるいは介護保険の認定等をお持ちの方、そういった

方々が対象になるわけでございますが、タクシーの登録をしていただいた方が1,423名、この中で１回乗車いただいた枚数につきましては8,762枚ということで、これだけの方がバスのほうを利用していただきました。

成果といたしますと、昨年度から実証実験という形で行わせていただきましたところでございますが、事業目的としては通院の目的として44%の方がお使いいただいたと。また、買物利用として10%の方がご利用いただいたと、そのような状況になってございます。

実際、タクシーのほうを行っている中で、実証実験ということで行っておりますので、今年度、こちら昨年１年間、また今年ですね、約半年行った中で、これからその検証というものを行うような形で考えてございますが、利用者の方からいただいたご意見といたしましては、便利になったといった半面、そのご利用方法としまして、バスをご利用される際に、迎車、タクシーをお迎えしてもらうと、そういったときの費用がかかってしまうとか。

あるいは、どうしても町外、町内だけで全てが用事が足らないという方もいらっしゃいまして、そういった場合に、町から町、町から町外、ご利用される場合については対象となりますが、町外から町の場合の対象になりますが、その際に、町外町外でバスを使った場合については対象にならないということで、その辺もちょっと使い勝手が悪いというようなご意見もいただいているような状況がございます。

そういったことを踏まえまして、今年度、検証のほうをさせていただいて、よりよい制度となるように検討のほうをさせていただこうと思っています。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

この便利バスに関しましては収入が増えているということでありますので、利用者が増えるということはありがたいことなんですが。

この説明書の83ページのところの下のほうの表の上になるんですが、高齢者運転免許自主返納者への支援ということで、ここで便利バスの回数券70枚を交付しましたというのがあるんですね。

これなんですけれども、例えば高齢者運転免許を返納された方で、循環バスが通っていない場所、バス停がないところの方が、これ70枚もらっても、とってもうれしくないんですよね。

こういう場合は、今回タクシー助成事業が始まっているわけですから、バスのその回数券ではなくて、タクシー利用券を渡していただければいいのではないかなと私は思っているんですが、その点についてお伺いいたします。

それと、今回のこのタクシー助成事業で１年間通してやって、その中で先ほども答弁いただいたんですが、１枚だけではちょっと得した気にならないというんですか、そういった意味で、何とか２枚にしてもらえないかということを要望しているわけなんですが。

ただ、実証実験の中でそれ可能ではないかなと私は思っていたわけなんですね。それがいまだにされていないということで。もし、その400円２枚使って800円できついというのであれば、これタクシー券を１枚300円にしまして、２枚まで使って600円、これでやりますと、迎車について300円使って、乗るほうにも300円使えるので、200円しか変わらないんですけれども。何か使う側に取ったら、すごく何かこう、もうかったような気になってしまうのではないかなと、そういうことも考えられるのではないかなと思うんですが、その

点、そういう、実証実験中であるから、何かしらのその新たな解釈を試みるというのも大事ではないかと思いますが、それについてお伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

ただいまご質問いただきました、まずバスの関係でございます。

成果書83ページのほうに、高齢者運転免許の自主返納者への支援ということで、バスの回数券につきまして交付のほうをさせていただいてございますが、今ご質問いただきました、そのバスの代わりにタクシーチケットというようなご意見というか、ご質問につきましては、今すぐ実現するとかというのはちょっと内部で検討が必要でございますが、そのようなご意見のほうを踏まえまして、来年度のスタートに向けて検討をさせていただければと思います。

また、タクシー１枚、今400円のタクシーチケットのほうを交付させていただいてございますが、ご指摘いただいたように１回につき１枚の使用ということになりますので、送迎、迎車料金、頼んだ場合、確かに100円しかメリットがないというようなご意見も多々いただいているところでございますので、それを１枚300円にして２枚にするか、またほかの自治体の状況を見て、単価のほうを引き上げるかどうするかと、そういったことを踏まえまして検討のほうをさせていただければと思います。貴重なご意見というか、ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

とにかく、皆さんがすごく期待されている事業ですので、ぜひすばらしい事業にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

今、便利バスのことが出ました。56ページです。

このことですけれども、この便利バスの走らせる場所、住民からの要望があると思うんですよね。今、１コースでこうぐるっと回ってコースが決まってしまっている。なかなか住民がここへ来てくれといっても、バスの時間とかそういうので制約があるということで、今の段階ではそういうふうにやっているんですけれども。

住民要望がある地域がどのぐらいあるのか、またここを走らせてくれという要望があったら、そういう場所がどこなのか、教えていただきたいと思っているんですけれども。

それと、バスが走らなかったら、ほかの方法はあるのかどうか。例えば、町でタクシーを前もって呼んでほしいとか、そういう、タクシー制度はありますけれども、それだと75歳以上ですよね。そのほかの方法があるのかないか。車を持っていない人もいます。やっぱり住民にサービスをするというのは、全体を考えていかないとまずいんじゃないかなと私は思っているんです。

それでなかったら、町の役場の車を利用するとか。電話じゃなくて定期的にやるということですけれども、バスに代わる方法があるのかどうか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

高齢者タクシーについては、言いたいことも前段の人が言ってくれましたので、大丈夫だと思います。

それと、58ページ、各種積立金でございます。

公設宮代福祉センター以外の企画財政所管では、

決算までは分かりますが、今後の使い道の分かる範囲と、町民の収入が今落ちている、新型コロナ対策で国からの補助や財政支援がこれからは少なくなると、私は考えております。理由として、国の防衛費の増額などにより、ほかの助成金も減収が予想されるわけです。今のままでの政策では、財政不足が予想され、積立金を取り崩すか増税するか、事業を縮小するか、人件費を減らすか、それともほかの政策で町財政を健全化させなければならないときが必ず来ると私も思っております。企画財政課としての考え方を述べていただきたいなと思っております。

それと60ページです。庁舎等管理事業です。

備考欄12委託料ですが、この委託料、どんな方法の、仕事を望む業者は何社ぐらい応募しているのか、また選定に当たりまして、町内業者、これは優先して委託するのかどうか、それとも町外の人を委託しているのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っています。

あと、62ページです。庁舎自動車管理事業の備考欄17、自動車購入費です。

自動車購入したんですけれども、車の買換えだと伺ったんですけれども、以前の車両は何年製で走行距離はどのぐらいあったのか、また販売先が引き取ったときの値段はどのぐらいしたのか、その辺のところ、以前の車のね。もうぼろになってしまったらゼロですよね、これは。その辺のところはどういうふうにやったのか、ちょっと教えていただきたい。

あと62ページです。公有財産管理事業、12節委託料です。

これも公有財産ですから、委託先はどういうふうに決めているのか、指名入札なのか、それとも競争入札なのか。

その辺のところ、指名入札の場合は委託料などの選定方法と業者指名は順番制なのかどうか。何社ぐらい応募があったのかどうか。

このＰ64の契約事務管理事業についても同様にお答えをください。

それから66ページになります。説明書の85ページになるのかな。ＯＡ管理事業です。

このことも関連事業にある個人情報や管理体制ですね、その辺のところ、どうなっているのか聞かせていただきたいなと。この情報漏れや担当者の情報漏えいなどがあってはならない、あってはならないことなんですよね。十分にセキュリティー対策をしていると思われますが、もし情報漏れがあった場合、町の責任体制と対策はどのようになっているのか。あっちこっちで今、新聞紙上にも騒がれます、情報が漏れている。やっぱりその辺のところはきちんとしておかないとまずいんじゃないかなと、私は思っております。

最後に、68ページ、説明書では66ページです。

公共施設マネジメント計画策定事業でございます。

この辺のことなんですけれども、公共施設マネジメント計画の策定事業がありますが、事業の詳しい内容、ちょっと分からないところもあるので、もう一度、よく説明していただければありがたいなと思っております。その辺のところもちょっと説明してください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

順次、答弁をさせていただこうと思います。

まず、決算書55ページ、56ページ。

便利バスが走る事業でございます。

現在、循環バス、町内くまなくというわけでは

ございませんので、当然、運行していないルート上にない地域もございます。そういった地域、まずどこにあるのかというお話でございますが、走っていない地区から言いますと、西原、金原、逆井、そういった地域については走行してございません。

そういった地区から、以前、請願ですかね、そういったような要望がございまして、議会において審議のほうをしていただいたと思いますが、現在の循環バスにつきましては、便利バスということで、目的地まで最短で結ぶような、そのようなバスの運行ルートのほうを行っております。

そういったことから、以前、循環バスを走らせたときには、町内をくまなく走行していたという経緯はございますが、それになりますと時間がかかると。また目的地まで時間もかかってしまうと。また運行ルートも複雑になってしまうといった経緯がございましたので、今現在のような走行運行ルートにしてございますので、そういった点をご了解いただければというふうに思っております。

また、バスに代わる手段ということでございます。先ほどご質問がございましたけれども、高齢者等タクシー助成事業につきましては、バスの補完する事業という形で昨年度から始めたという経緯がございます。当然バス停があるところまでは出ていかなければいけないということになりますけれども、うまくバスと高齢者等タクシーを組み合わせていただいてご利用していただければということで今現在行っておりますので、その辺、ご了解いただければと思います。

それと、決算書58ページ、各種基金の事業でございます。

各種基金の使い方というようなご質問であるかと思います。財政のほうで管理しております基金につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金、まちづくり基金、減債基金というようなそれぞれの基金のほうを、あと森林環境譲与税基金、それぞれの基金のほうを管理してございます。

まず、財政調整基金におきましては、財源調整という形で積立てをさせていただきまして、そちらのほうの活用のほうを、また繰入れをして活用のほうをさせていただいているところでございます。

その次に、公共施設整備基金につきましては、公共施設の整備費用に充てるためということで、公共施設整備基金のほうを設置してございます。その基金の目的に沿った事業を行うための繰入れのほうをさせていただいているところでございまして、現在、積み立てております中には、例えば借地の解消のために積み立てている経費もございます。また、久喜衛生組合に代わる新しい焼却炉を設置するための財源として積み立てているようなものもございます。

そのような事業が実現する際には、その基金のほうを取り崩し、繰入れさせていただいて、それぞれの費用に充てるということで活用をしてまいることで考えてございます。

その次に、宮代まちづくり基金でございます。

こちらにつきましては、ふるさと納税、皆さんのほうからいただきましたふるさと納税を、こちらまちづくり基金のほうに積立てをさせていただきまして、翌年度以降、そちらの基金を取り崩して各種事業のほうに使わせていただくということで設置運用している事業でございます。

こちらふるさと納税につきましては、現在、寄附をされる方からどのような目的として使ってほしいですよというようなことで寄附のほうをいただいております。大きくいいますと、例えば、「農」のあるまちづくりに関係する事業でございますとか、子供たちの未来に関係する事業、ある

いは市民活動支援に関係する事業というような、各種の目的に沿って、ふるさと納税のほうをいただいてございます。

そちらの寄附をされた方の意向に沿う形でそれぞれ基金から取崩しをさせていただいて、事業実施のために充てさせていただいているところでございます。

そちらの関係につきましては、成果書の80、81ページのほうに、ふるさと納税関連事業といたしまして、それぞれいただいた寄附の内容、またどのような事業に寄附金を活用させていただいたというものが81ページのほうに成果として掲載してございますので、そちらのほうをご確認いただければと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは、ご質問いただきました委託料の件についてお話しさせていただければと思います。

まず１点目ですね、庁舎管理についての委託料ですけれども、こちらにつきましては、庁舎の管理につきましては、警備員であるとか、電話交換手であるとか、それから水質管理ですので、一括して委託しているような形でありますので、業種に関しましてはビルメンテナンスの会社を指名させていただいております。

そういった総合管理ということでいいますと、町内業者がございませんので、そちらは該当していないという形になりますけれども、結果として落札しているのは杉戸町の太平ビル管理となっております。入札で行っております。

続きまして、公有財産の委託料についてなんですけれども、こちら草刈りの件でしょうかね。草刈りにつきましては、町の公有財産、こちらにつきまして管財担当で所管している部分につきましては、草刈りを委託しておりますけれども、こちらにつきましては一応使い分けがございまして、一部はシルバー人材センター、一部は民間の土木業者に頼んでおります。シルバーに委託することにつきましては、あらかじめ範囲を絞って、この案件の、この数量だけあらかじめこの金額で発注いたしますということで、事前告知をしたものにつきましては１者随契させていただけるようなルールとなっておりますので。

使い分けとしましては、我々、管財担当が発注しておりますのは市街化区域内にある公有財産、普通財産につきましては、シルバー人材センターに発注させていただいております。

片や、市街化調整区域にございます普通財産につきましては、こちらにつきましては一般の建設会社、町内業者です、こちらは、を指名いたしまして、入札で業者を決めさせていただいております。

それから、併せて契約事務の負担金のご説明をさせていただきたいと思います。

負担金につきましては、決算書64ページ、こちらに電子入札共同システム負担金、それから入札参加資格共同受付参加団体別負担金と２種類ございますけれども、こちらにつきましては、まずシステムですね、建設工事に関しましては埼玉県のシステムを使わせていただいております。したがいまして、そのシステムを使うに当たっては、加入自治体の参加業者数の割合でもって案分させていただいて、そのシステムを使わせていただく負担金をお支払いしております、埼玉県に対してですね。

片や、入札参加資格共同受付参加団体別負担金、こちらなんですけれども、こちらについては、そ

のシステムを使うに当たって、入札ですので事前に参加申請を行う必要がございます。こちらの総合受付を県のほうで行っていただいていますので、その受付に係る受付窓口を設置することに対する負担金でございます。これも同じく埼玉県に支払いさせていただいております。

それから、購入した車、そちらの元の車ということなんですけれども、昨年度購入させていただいた車につきましては、トヨタのプロボックス２台を購入させていただいております。

そちらにつきましても、従前、所有しておりましたのがトヨタのプロボックスでございますけれども、そちらにつきましては双方とも年式が平成16年、それから走行距離は８万6,000キロと５万6,000キロとなっております。

こちらにつきましては、片方は管財管理の車でございまして、もう片方は教育委員会ですね、公民館を回る車となっておりましたので、ヒアリングによりますと、公民館で出るごみの処理だとかありまして、相応の車格が欲しいということでしたので、同じくバンを購入させていただいたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　企画財政課主幹、田原です。

ＯＡ管理に関しましてお答えいたします。

情報漏えいの関係で、大変皆さん心配されていることが多いかと思います。宮代町のシステムのほうの情報管理につきましては、例えば、報道等でありましたＵＳＢの持ち出しみたいなこと、そもそもその件に関しては、外部にＵＳＢを差すことができない使用になっております。ですので、そもそもそれを出してなくすとかいう、その前の段階で抑えています。じゃ、どうすればいいのという話なんですけれども、それは直接、会社とその情報をお渡しする、例えば住民情報系ですと、市町村の共同化で行っています栃木のＴＫＣとシステムのほうで契約をしていますが、そこと直接データのやり取りができますので、セキュアな関係。

通信につきましても、一般の回線ではありませんで、ＬＧＷＡＮの回線、市町村、公共団体だけを結ぶラインで、さらにＶＰＮという仕組みなんですけれども、直接１対１の関係で線が結ばれている状態になっておりますので、そこを介してデータのやり取りを行いますので、途中で誰かに抜かれるとかそういうこともありませんし、１対１で情報を行っています。

それぞれ、データのほうは、データというかシステムのこと自体が、要はインターネットのような一般的なところにあるわけではなく、クローズした中で全て行っておりますので、情報漏えいというのはないと信じています。個人で引っ張り出すようなことはできない状態になっています。

セキュリティーの管理体制につきましては、宮代町情報セキュリティ会議の中で監査の体制等をつくっておりまして、日頃から監査等で行っていますというところです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　対話のまちづくり推進担当主幹、宮下です。よろしくお願いします。

私のほうからは、公共施設マネジメント計画について、お答えのほうをさせていただきます。

こちらの公共施設マネジメント計画ですけれども、こちらは平成23年に第１期の公共施設マネジ

メント計画というものが策定されました。こちらにつきましては、町のほうにある公共施設ですね、こちらを今後どのように更新、または使用していくかというようなところの考え方になっております。

当時第１期の中では、町の持っている公共施設というのをこれから全て更新していくのは、金額的な部分もありまして財政的にも無理だろうということもありまして、集約できる機能は集約したりとか、そういったことを進めていきましょうというような計画になっておりまして、その第１期の計画に基づきまして、ふれあいセンターと、あとは勤労者体育館ですか、昔でいいます、こちらのほうを機能転換という形で、今それぞれ使っている団体が変わって、活用のほうをされているということになっております。

その計画から10年たちまして、今後、次10年たちましたので、また新しいこの10年間の経過とかも踏まえまして、町の公共施設を今後またどのように考えていこうかというようなものを考えていったのが、この公共施設マネジメント計画というものになっております。

ですので、こちらの計画が今後は、前回は財政面的なものを見て、今後の更新というのは難しいというのが前提にあったんですけれども、これからについては、じゃ、また同じように機能を集約化したりとか転換したりとか、そういったことでどのようにこの施設を使っていきましょうかとか、あとはどのようにまとめることによって、公共施設の部分を少し減らせたりするんじゃないかとか、そういったことを進めていきましょうというような基本的な考え方が定められているものになってございます。

今回でいいますと、小・中学校の再編がありまして、須賀小学校の再編に際しましては、じゃ、そこの須賀小学校にこういった機能が入っていけば、またいろいろな公共施設の転換でありますとか更新というものが不要になっていくので、そういった機能の集中化とか複合化とか、そういったものを考えていきましょうというような考え方が、この公共施設マネジメント計画にうたわれておりますので、今回はこちらの計画に基づいて、今後公共施設の在り方を考えていくことになっていきます。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

先ほど基金の関係の答弁で、１点、すみません、答弁が抜けているところがございましたので、そちらのほうを説明させていただきます。

決算書の57、58ページでございますが、一番最後に森林環境譲与税基金積立事業でございます。

こちら、先ほどの答弁の中で漏れてございました。森林環境譲与税のこちらの基金でございますが、こちら県のほうから交付されました森林環境譲与税、こちらを基金のほうに積立てをさせていただいているものでございます。こちらは、平成31年に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というのが制定されまして、それに基づきまして交付をされている譲与税について、それを活用するために積立てをさせていただいているものでございます。

町のほうでは山林というものがないので、ちょっとぴんと来ないかと思いますが、森林が有することによって、そちらのほうの山村地域で生産された木材を利用するということとか、あるいは山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むというような、そのような事業を目的に活用してくだ

さいというようなことで求められているものでございます。

現在、こちら令和元年度から譲与されていまして、積立てのほうを行っておりますが、現在のところ、活用というところまで至ってもございませんが、法の趣旨にのっとって、森林の育成、そういうような観点に皆さんのほうにご理解をいただけるような事業に活用のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初に、便利バスなんですけれども、さきに話したように住民要望が実現できるよう、いろんな方法があると思うんですよ。先ほどから言った役場の車を使ってもいいし、電話でそれはやるべきだと、年中走らせているわけにいかないので、例えばの話ですけれども、そういう方法を使ったりして、住民の便利さをプラス。

例えば、先ほど言ったように75歳以上の人はタクシー券というのはありますけれども、75歳以下の人はタクシー券ないでしょう。やっぱりそういう人たちも車の免許がない、年取っている、そうなるとどうしたらいいのとなってしまうと思うんですよ。そういう点では、住民要望をなるだけ聞き入れてもらって改善していただきたいというのが１つあります。

そのことではそれだけでいいです。タクシーは、これは結構です。

あと積立金なんですけれども、先ほども言っているように、これからは国の配分が、宮代は町の財政が３割自治ということで世間体ではいわれております。そういう中で国の財政が町のほうに入ってこなくなると、やはりその範囲でやらなくちゃいけないと思っております、私は。いろんな各種自治体の積立金もありますけれども、積立金というのは、それを代わりにするわけにいかないと思うんですよ。どうしても、町の財政が逼迫していくと、私は将来は思って危惧しているんですよ。今回のあれは、これだけで積立金をやっているということで説明はありましたけれども、やはり将来的には崩していかなくてはこれはできないんじゃないかなという感じはするので、そのときになってからじゃ遅いので、今日は決算ですけれども、町財政を全体的にこれから考えていかなくちゃいけない問題も出てくるんじゃないかなと私は考えております。

その辺のところで、どうやって赤字にならないような政策というと、やはり各種の、さっき言ったように、この積立金を取り崩していくか、それとも人件費を減らすか、いろいろな方法があると思うんですけれども、その方策について、この企画財政課は財政・企画でやるわけですから、どういうふうに考えているのか。企画のあれを減らしていくのか、項目を。その辺のところがちょっと分からないところがあるので、その辺のところがどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしたいなと。これは町の運命がかかっているような、私は感じているんですよ。ひとつお願いします。

庁舎管理については分かりました。庁舎内では電話等だかやっている。杉戸の太平ですか、が管理しているということで、それは分かりました。町の中にはなかったということで、それは分かりました。

もし、町の中でやる場合は、それは競争入札で町のほうへ優先していくということになりますかね。ちょっと分からないんだけれども、その辺のところが。

それと車の買換え、それと庁舎管理じゃなくて、

シルバーセンターと県のシステムを使って業者を選んでいるということなんですけれども、これは県のシステムを使わないと、こういう事業はできないんですか、町のことに対しての。例えば草刈りでもいいですよ。県のシステムを使わないと草刈りができないんでしょうか。ちょっとその辺のところが不思議だなという感じがするので。町のことでやるのに、県のシステムを使って、県外からの業者も選ぶということですよね、県のシステムを使うということは。町内外のやつも使うということですよね。60ページの委託料について。もう一度ちょっとその辺のところ、使わなくちゃいけない理由というのはあるんですか、もう一度お願いします。

あと62ページの庁舎の自動車管理、２台変更したということで、平成16年製だということで８万6,000と５万6,000キロで変えたということなんですけれども。これは不便さがあって変えたということでよろしんですか。要するに荷物が載らないから変えたんだよと。大きさは同じなんですか、ちょっと広くなったんですか。その辺のところをお願いしたい。どこのやつを変えたのか。庁舎内のやつじゃないですよね。庁舎外の図書館って言っていましたっけ、さっき。教育委員会か。それのあれでちょっと変えたということなんですけれども、そんなにごみって出るんですか、よく分からないけれども、分かりました。もし、それで不便さを感じているというのであれば、これはしようがないなという感じがしますので、了解をいたしました。

それと、公有財産のことは答えがありましたっけ、委託料については。公有財産の。こっちは公社、シルバーセンターとあれね、分かりました。

あとＯＡ管理事業です。

先ほど情報漏れはないようにやっているんだと言っているんですけれども、これ栃木にある、そういう集約するところに情報を全部預けているということなんですけれども、会社に。絶対というのはあり得ないと思うんだよね、私は。全て絶対というのはあり得ない、人間がやっているものですから。情報を入力するときとかいろんなことで、情報を人から人に渡して入力してもらう。それだけでも危険なんですよ、本当は。それしないと入力ができないんですけれども。

情報、それの管理ですよね。新聞にも載っていましたよ、いろんな１か所でやって情報が漏れたということでね。どんなことをやっても漏れてしまう、安全だといっても。要するに個人情報が漏れた場合、それを保護をどうするのかということなんですよ。

町として、きちんとその個人に情報が漏れてしまったということで連絡したり、いろんなそのほかのことで心配かけないようにしていかなくちゃいけないと思うんだよね、事故処理というのは。漏れるということを前提にやっていかないと、やはりひどくなっていく。私はそう感じておりますので、その辺のところが絶対だということで、あまり関連的に見ないほうがいいと思いますよ。やはり、漏れるんだということで情報は、そういうふうに考えていてほしいなという感じがします。そのためにどうするのかということを考えていかないと、漏れないから大丈夫なんだよということだと、やはりとんでもないことになると。町の情報ですからね。一人ひとりのあれを見ているわけじゃないんですけれども、使うほうからすれば、ほかに利用しようというのがあるんですから、その情報は。意識的に取るというのはあるんですよ。そこを管理していかないと、やはり不備が見つからないというのが出てくるんじゃないかなという感じがします。ぜひ、その辺のところは強めてい

ってほしいなと思っております。もう一度、その辺のところはどういうふうに感じているのか、簡単でいいですからお願いします。

最後、その辺のことで、もし漏れた場合は町の責任というのはどういうふうになるのか、体制があるのかどうか、その辺のところも含めてお願いします。

マネジメント計画作成の事業なんですけれども、先ほど言いました須賀小のことなどあり、町の建物の移転とか、そういうのも計画もあるんですけれどもということを言っています。須賀小のことを一つ取っても、和戸にある公民館を須賀小に移動するという計画もありますよね。

私は、公民館を学校にこう移動するというのは、ちょっとひどいんじゃないかなという感じがします。なぜかというと安全の問題です。やはり子供は無防備なんですから、いろんな人が学校に入ってくるとなると、やっぱり安全性がちょっと危惧されるんじゃないかなという感じがします。それでも、学校の用途を大きくするんだということでやるんですけれども、万が一事故でもあった場合、どうするのかなという感じがしますよ、私は。

公民館というのは、いろいろな人が使って、町民のいろんな立場の人、いろんな人、あと町外からも来る可能性もありますよね、公民館というのは。そういう施設を学校内に持ち込んでいいのかどうか。もう一度お願いしたいなと思っております。それはマネジメント計画ですから、多分いろんなことがあると思いますけれども、須賀小の問題だけでも結構です。ひとつお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。ご質問ありがとうございます。

まず、決算書209ページの基金の使い道のお話から、赤字にならないような財政運営ということでご質疑をいただいております。

こちらにつきましては、まず２つありまして、１つは歳入の確保を図っていくというのが、まず１つになるかなというふうに思っています。

とは言いましても、町のほうには大きな国道ですとか県道も走っておりませんので、なかなかその工業団地等の整備というのが難しい状況ではあるんですけれども、和戸エリアにおきましては、今、産業系の立地ということで検討を進めておりますので、そういった取組を進めていきたいと。また、ふるさと納税につきましても、あちらにつきましては寄附金ですので、町の努力で幾らかでも増やすことは可能かなというふうに考えておりますので、引き続き、歳入確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

一方で、歳出の削減でございますが、前提として、国からの財源が減る、あるいはなくなったとしたらということですので、国の動向には常に町としても注視しておりまして、今後の経済状況についてもいろいろと調査をさせていただいておりますので、近々に国からの財源がなくなるというふうにはちょっと見てはいないんですけれども、仮にそうなった場合については、やはり町としても歳出は削減していかなければいけないというふうに考えております。

その場合に、まず一番初めに考えていますのは、各課のほうからやはり経常的な経費、あるいは義務的ではない経費については、数パーセントずつのシーリングというのをまず行っていくことになるというふうに考えております。

ですが、今の状況で国から財源が一気に減るというふうにはちょっと見てはおりませんので、現状ではそこを考えているところではございません

が、優先的には歳出削減は、そういった取組をしていくということでご理解いただければというふうに思います。

それから、もう一点がちょっと飛んでしまうんですけれども、情報漏えいの関係なんですが、こちらにつきましては、まず栃木のＴＫＣという会社に情報を預けているというよりは、その情報を管理するシステムを委託しているというのが正確なところだというふうに考えております。

とはいいましても、そのシステムの中を個人情報が通っているわけですので、絶対にその操作をしている人間が取らないというのは言い切れない。それは世界共通かというふうに思っております。ただ、どこの企業も、あるいはその庁舎におきましてもセキュリティーポリシーを持っておりますので、そのルールの中で必ず持ち出してはいけないというルールがございますので、やはりその中で管理をしていかざるをも得ないというふうに考えております。

一方でシステムにつきましては、こちらにつきましては国が定めた基準でやっておりますので、考えられる最高レベルのセキュリティーは確保されているというふうに考えております。

先ほど担当主幹からも説明がございましたとおり、ＬＧＷＡＮの専用線を通して、なおかつＶＰＬＡＮ、閉域網の中の閉鎖されたネットワークを使っておりますので、そういった部分については、セキュリティーは最大限確保されているというふうに考えているところです。

また、そういった人為的な理由から漏れた場合につきましては、町といたしましてはセキュリティ会議、直ちに、これまで開いたこともないですし、今後も開かなければそれにこしたことはないんですけれども、セキュリティ本部を開かせていただきまして、そういった漏えいに対しての対応について、その都度、検討はしていきたいというふうには考えております。

それから、もう一つ、決算書の68ページの公共施設マネジメントの須賀小学校の再整備の関係でございますが、こちらにつきましては地区コミュニティセンターとの多機能化については、いろいろご意見あるというふうに考えております。

この後、市民の皆様とも一緒に検討を、教育委員会が中心になるんですけれども、町のプロジェクトチームと市民の皆さんを交えて検討していって、どういった機能が必要かという話の中で、そういった議論もされていくと思いますので、町の方針といたしましては、やはり多機能化というのはメリットがたくさんある。山下議員がおっしゃいますような、確かにセキュリティーの面で一部デメリットもございますが、それを補って余りあるメリットがあるというふうには考えておりますので、議論の中でいい形になっていけばというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

入札等の関係につきまして、順次ご説明させていただければと思います。

まず庁舎管理の観点で、清掃業務等につきまして、入札で業者のほうを選定してございますが、こちらですね、清掃業務が町内でそのような業務を行っていただける業者があれば、基本的には入札の指名をさせていただくというのは、町内業者優先でございますので、そのような場合があれば、当然、入札の指名の参加の対象とさせていただければというふうに考えてございます。

また、財産管理に関係で、除草作業、そういっ

たことにつきましても、当然同じように町内業者があれば、そちらのほうを指名のほうに入れさせていただくということでやらせていただくことになります。

そちらの業者を入札で選定する方法として、先ほど担当のほうから電子入札というようなご説明をさせていただきました。こちら電子入札というのは、埼玉県と県内の市町村がそちらが加盟して、この電子入札の共同システムというものをつくってございます。そちらを、こちら目的が入札透明性の確保でございますとか、登録をされた方、また入札執行者、要は町と、あるいはそちらのほうの入札に参加する業者さん、そちらの双方の事務負担を軽減を図るという関係で、そのようなシステムというのを設けてございます。こちらにつきまして、その受付事務というものは県のほうが行っております。

ただ、県がその入札を行うんじゃなくて、その県のシステムをそれぞれの市町が入っていって、そこで例えばこういった入札やりますよといった場合につきまして、そのシステムを基に業者さんのほうに通知しますと。で、業者さんはそれ見て入札に参加する場合は金額を入札すると。そうすれば、システムのほうで、そういう開札日を設定すれば、その日に何ていう業者が幾らで入札しました。一番最低価格なのでここで落札しましたと、そのようなシステム構成になっているということで、県のほうがそういう入札システムで業者を決めるとかというんじゃなくて、あくまでもそのシステムを市町村が活用してやらせていただいているというような関係でございます。

車の関係でございますが、先ほど担当のほう説明の中で、２台購入させていただきました、買換えをしましたと。その２台とも平成16年式の車両ということで、もう16年ぐらいですか、経過してございます。それぞれの車が１台はそもそも、今、教育委員会のほうで公民館の巡回活動用に活用させていただいていた車でございますという説明をいたしましたが、そもそもその車は、昔は購入した当時は、図書館のほうで図書館の専用車ということで事務連絡等に使わせていただいていた車を、指定管理の導入とともに町のほうに引き上げて、生涯学習のほうで公民館巡回用に使わせていただいていた車ということでございます。

もう一台は、管財用管理ということで集中管理ということで、特に専属した課が使うということではなくて、そちらの車のほうをそれぞれの課で利用の必要に応じて予約して使わせていただいてもらっているという車でございます。

それぞれの車が年数が相当たちまして、近年ではいろんなところに不具合が生じておりました。例えば、パワーウインドーがモーターがいかれちゃって使えないだとか、そういったこともございましたので、昨年度２台とも買換えのほうをさせていただいたということでございます。

その買換えに当たって、それぞれの使用頻度、使用過程というんですか、目的が今までと同じということなので、結果的には同じ車の買換えをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません。前段者が質問していますから、するのをやめようと思ったんですけれども、やっぱり便利バス。簡単に後で説明されれば結構です。便利バスの便利ってどのぐらい便利なんですか。

昔は、循環バスといわれたことありますよね。あれ、もう何年前ですか、循環バスが走っていたのは。あの導入されたのは、たしかまだ古い庁舎

の時代、県から出向されてきた２人目の助役時代というのかな、名前忘れちゃったんでね、その人が導入したんだよね、初めて。もう20年以上になるんだからね。

それで、そのときに宮代としては、それなりの金がかかるから、私は抵抗したんですよ、ちょっと町としてはどんなもんかと。なぜかというと、宮代町は東武線が走っているから、もう便利だよと。そういうことで、私、抵抗したことあるんですよ。そしたら、まあ絶対、今度は便利にするんだから、そのときは便利バスじゃないけれども、便利にするから導入、何とか入れたいと、導入したいと言って、いろいろ議論した記憶があるから、私たちはやむを得ないなと。宮代の財政からいうと、もうかなり言ってもやむを得ないのかなと思ったわけです。

その流れがずっと来て、今は便利バス。循環バスから便利バス。前段者の質問もあったけれども、宮代町には走っていない地区があるわけです。昔はもう少し、循環バスの時代はもう少し、町の中、まだまだ中を走っていたんだよね。それが走っていないところが出てきてしまって、名前だけが便利になってる。だから、その便利と、どういうんだか教えてもらいたい。本当に便利だったら、町民の人が文句出るわけないんだからね。

私は、前も言ったように、宮代を走っていたところが走らなくなってしまったところが何箇所かあるよと。それは町の人は、数は少ないけれども文句が出るよね。それを言っているわけですよ、本当に便利なのかいって。だから、便利ってどういうのだか教えてください。本当に納得できる内容で教えてもらいたい。便利というのはどういう意味ですかと。簡単な質問です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

ご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、便利バスの便利の由来なんですけれども、こちらにつきましては、10年前後前に、確かに町内をぐるぐると回っていた頃のバスを、やはりちょっと空気を運んでいるバスとやゆされるような時代もありまして、見直しをしましょうというようなお話が、住民の皆さんからもいただきまして、町として見直しをすることにさせていただきました。

そのとき見直しに当たって、日工大にもご協力をいただいて、アンケートですとか、あとは住民の皆さんとの意見交換会を経て、どういうルートがいいか、あるいはどういうバスだったら乗りやすいかとか、そういった調査を行いました。

その結果が、大体１時間に１本程度は走るバスであってほしいと。１周するのにやっぱり１時間半も２時間もかかってしまうと、なかなかこう使いづらいと、そういうお話が、その当時はありました。

それからもう一つは、医療機関ですとか、あと公共施設、買物ができる施設、こういったところを便利につなげるようなバスであってほしいと、そういうようなお話がありました。そういったことから、なるべく１時間程度で１本を回すと。なおかつ、医療機関と公共施設と、それから買物ができる大きな施設を直線的につなぐような、そういったバスがいいんじゃないかということで、幾つかの案を示しまして、その案をまたちょっとアンケートを取って、幾つかの案の中からどれがいいかと、そういったやり方をさせていただきました。

その結果が、今の形が一番いいのではないかというようなことになりまして、町としてもそうい

う今の形のバスを走らせていただきました。その経緯で便利バスという名前にさせていただきました。

ただですね、小河原委員さんおっしゃいますように、通っていないところの人たちにとっては一切便利ではないというのは、町も理解しています。ですので、これもう全国的な課題なんですけれども、宮代町にとってどういう乗り物がいいのか、本当にバスがぐるぐる回るのがいいのか、あるいはほかの交通手段がいいのか、そういったところも含めて少し検討はさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　確かに今は便利かもしれない。前にも議論したことあるか知りませんけれども、いろんな人の意見でこれを取り入れたというのは分かりますよ。ところが、そういう意見を取り入れることができない人たちの意見は入っていないわけだ。そういう人たちが怒っているわけですよ。散々、循環バスのときには走っていて、急に走らなくなりだしたら怒るよね、そう思わない。

だから、私はそういう怒らない人のために、便利ってつけたのかなと思ったけれども、本当はそれ、町民のためにならないよね。本当に困った人がいるわけよ、数は少ないにしても。

私に言わせれば、２年前に町議選に出たときに、西原の方の人に怒られましたよ。「おい、今まで走っていたのが、なぜ走らせないようにしたんだ。」って。「走っているから、家を買ったんだよ。」と。そういう人もいたんだよ。そういう人は無理してさ、多分、今でも怒っていると思うよ。ちっともよくなってないじゃないかと。その一部の理解者というか、意見の通る人の意見を聞いて決めているというのはとんでもない話だと、まだ怒っていると思うよ。家知っています、行けば。多分、あの人怒っていると思いますよ。

さあ、それはそうだよね。散々、今まで走っていて、ああ、これは宮代町は住みいいいなと。じゃあというので土地を買って家を建てて、さあ、これから、便利バスを使って買物とか、今言ったようなところへ行けると引っ越してきたら、もう走ってないじゃない。それは怒るよ、誰だって。そういう人が何人かいるわけよ。それをどうするんだって。それは確かに説明で、タクシーの券を発注していますとか、そういうことで言っているけれども、じゃ、先ほどの質問者も、タクシー券を２枚にしろとか、そういう意見も分かるよ。でもね、その個人的に考えれば、タクシー券をどういう形にしろ、お金がかかるわけよ。今は便利バス、100円、往復で200円で済むわけ。タクシー乗れば幾ら安くても、今は1,000円かかるよね。そういうことをどう考えているのかと、私は言っているの。

それで、この間、発表された内容でいくと、もう５年間は移動しないでしょう、変えないでしょう。毎年毎年皆さんの意見を、困った人の意見を聞くというなら別だよ、まだ。もう５年間はこれで変えませんと言っているんだよ。もうとんでもない話ですよ。そういう人が１人や２人だから、多分そんなん放っておけと腹の中では。また私、憎まれ口言うけれども、そういう人を大事にするのが政治なんですよ。丈夫な人より弱っている人、それを大事にするのが政治ですよ。腹の中じゃ放っておけと思っているかもしれないけれども、そういうもんじゃないよ。そういう、多分、今行けば、その家行くと、私、どなられていたと思うよ。お前ら、何やっているんだって。ただ、あっちのほうから出ている町会議員の人は、行けばどなら

れると思うよ。そういうものなんですよ。

だから、私はこの便利バス、何が便利なんだってお聞きしているわけ。今、行けるところをしゃべったけれども、課長はそれは当然ですよ。それを１時間と決めると。私は５分や10分延ばしたっていいじゃないかと言っているのよ。それもやらないで、一部の強い人の意見を聞いて、また頭のいい人の意見を聞いて決めるなんて駄目だと、私は言いたい。単純な、我々のような人間の人の意見を十分取り入れてもらいたい。ですから、５年もう変えないというのはどうなんですか。それは大きな問題ですよ、５年間変えないというのは。私は、この前の予算のときに、この問題は反対しましたよね。まだ、これからも反対しますよ、これが直らない限り。

だから、今度は、宮代台のぐるり遠く回るようになって、あっちの人は喜ぶよ、ねえ。今まで来ていないところ通るんだから。それより困った地区のことも考えてください、それが政治ですよ。それを考えないのか、考えるのだけ聞きたい。だから、何が便利だって聞きたいわけ。便利というのは、弱った人の意見を聞くのが便利なんですよ。ちっとも考えていない。これ、私はあるたびにやりますよ、この問題は。課長なんか若いから、５分や10分歩いても大丈夫だと、そんな説明を前したことあるよね。高齢者はそうはいかないんだよ。それを考えなくちゃ。それで１時間で決めちゃうから。だったら、前から便利バスを２か所増やすことないじゃないか、それだったら。もうちょっと困って歩けないような場所を、循環バスを回すというのが、本来の考えですよ。

これ以上言うと、また執行部に憎まれるからね。多分もう言うことはやめるけれども。ただ、このことについては、５年間やらないというのは、もうおかしい。場合によっては１年、毎年毎年そういうことを検討してやりますと。我々、弱い人のことを意見を聞いて、強い人の意見聞くことない。日工大がどうの、何々会がどうの、そんなね、そういう健常者の話じゃなくて、弱い人の話を聞いてくださいよ。そういうことがないんだ、ちっとも。どうなんですか、もう一回言ってください、やるかやらないか。特に来年の予算については、もう何とか変えてもらいたい。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　４時５１分

再開　午後　５時０４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

ご質疑につきましてお答えをさせていただきます。

バスにつきましては５年間何も検討しないというわけではございません。ただ、バスのルートを変えれば、それでゴールなのかというと、ちょっと私、違うのかなと思っていまして、もしかしたら、もっと小さいバスでもっと自宅の近くまで行けるようなバスがあってもいいんじゃないかですとか、そういった考え方もあるので、ほかにもちょっといろいろな考え方って世の中に今出てきていますので、宮代町にどういう形の公共交通がいいのか、それをちょっと勉強して、その上で考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　考えるということですから、それを信じて。５年間は駄目だということですから、もうこの次、ルートを発表するときには、今言ったことを信用しますから。私は左から右へ抜けるようなことはしませんから、とめておきますから。

以上で終わります。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いします。

私も55、56ページの便利バスについて伺います。何点かあるんですが。

バス停の管理なんですけれども、もう以前もほかの委員とかも出ていたんですが、もう草がいっぱい生えているとか、足元が悪いとか、そういうところって、管理が町なのか、指定管理のバス会社なのか。どこが草が生えていますかと言われるんですけれども、きちんと管理するというのが前提だと思うので、そのお考えをまず一点お願いします。

あといつも感じるんですが、担当者って例えば何回に１回、１か月に１回とか、バスがちょっと速く走っていて危ないとか、中で揺れて乗客が危ないとか、把握。委託しているけれども、職員が検証で乗っているのかということをお聞きします。

あと、タクシー、皆さん利用されているんですけれども、今タクシー業界どんどん値上げしていますよね。ニュースでも出ていますけれども、これからも追随して値上げしていくということなので、これでタクシー料金値上げ、そして手数料も今400円補助のうち300円は呼ぶときに使ってしまうと100円しかメリットがないということで、すごく不満を持っている町民の方と、あとは400円は払うと。ただ、払うから例えば久喜とか白岡の病院に行ったら、そっちの業者も使えるようにしてくださいというご要望があるんですね。久喜市とかは、もうどこでも大丈夫というものを出している。近隣が出しているのに、何で町は出していないんだということで言われる方もいらっしゃるので、そのあたり、タクシー代がもう値上げがほぼ分かっているこのときに、400円補助でいくのか来年度、そういうことを考えているのか。そして、その近隣市町からの利用というのができるように考えているのか、お聞きします。

あと、66ページですか、ふるさと納税についてお伺いします。

上程のときに説明いただいた中で、ふるさと納税がどんどん毎年下がっていて、1,760万円でしたっけ、何かかなり減っているんですが。使い道としてご寄附いただいた方たちが、「農」あるまちづくりとかでやってくださっているんですけれども、かなり減っている中で今後どうやって配分を考えるのかとか、新しい項目とかはないのか。そこのところ、しっかり町は納税増やそうとしているのか、お聞きします。

あと、もう一点ですね。ちょっと総務課に聞こうと思ったら、企画財政課ということなのでお聞きします。

先ほども出ていた60ページの庁舎管理の中の受付業務です。

受付業務の中で、交換も委託、太平とかに委託していると思うんですが、私が総務課に質問をしようかと思ったのが、ハラスメント、電話の対応なんですね。

それで、一度、私はこれはちょっとハラスメントじゃないかと思う職員内のことがあったので、そのあたり、委託は受けているけれども、対応とか不満とかそういうのが上がってきていないのか。

そういうところ、やっぱりちゃんと、私は実際それを聞きまして、私が電話をしたときに受けたことなので、ほかにそういうことは町に届いているのか、そういうところを把握しているのか。把握しているならお答えいただきたいと思いますし、そういうことをやはり委託業者でもきちっと、やっぱりハラスメントとかあってはいけないことなので、その中で、町民に対してじゃなくて、その働く中でハラスメントがあっては大変なので、私は聞いて、完全にこれハラスメントだと思いましたので、そのあたりお聞きいたします。４点ですかね。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

ご質問に対してそれぞれ答弁のほうをさせていただきます。

まず決算書55、56ページ、便利バスが走る事業の関係でございます。

バス停の管理ということで、草や足元が悪いというような状況があるというようなご質問であるかと思います。

管理という観点ですが、実際こちらのほうは循環バスの運行については業者のほうに委託のほうをしてございますが、そのバス停が置かれているところというのは、基本的に道路、歩道でありますとか、あと公共施設の中にそれぞれ設置してございますので、そういった管理という観点につきますと、委託業者というよりも町のほうになるのかなというふうに考えてございます。

その辺、気がつく範囲で、例えば草が生えていてバス停で乗り降りしづらいだとか、あと昨年もございましたけれども、バス停の中で１か所、歩道の縁石のほうで乗り降りするときに危ないと、そんなご要望がございました。昨年はその際には町のほうで、道路管理者、県道でございましたので、県道の管理者でございます杉戸県土事務所のほうと調整しまして、縁石の改修工事というのをやらせていただきました。

今後も、そのような不便の箇所がございましたらば、町のほうで現場を確認して対処のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

あともう一つ、バスの関係で、担当者がバスの運行に対してどれだけ把握しているかというような観点のご質問であると思います。実際、乗車して運行状況のほうを確認しているかというようなご質問でございますが、定期的に乗車して、その都度、管理というところまでは人数の関係もございまして、なかなかそこまでは至っていないというような状況でございます。

そういった観点でありますけれども、バスの運行会社のほうから運行日誌というもので記録というもので報告していただいていますので、その中でも管理を確認させていただきますとともに、あとお客様のほうからいろいろご要望とか苦情とかいただいてございますので、そういったものを確認しながら、運行会社のほうと協議して、直せるところは直すという形で、それぞれ対応のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

あとタクシーの関係でございます。

タクシーですね、来年の運行に向けて、例えば今、助成が１回当たり400円というような助成の方針でございますが、その辺の見直しの方向性ということでございますが、具体的に、じゃ、幾らにするとか、そこまでの具体的な見直しというのは、方向性というのは出してございません。ですが、実際、実証実験という形で現在行ってございますので、さきのほかに委員さんからのご質問にありましたように、検証のほうをさせていただき

まして、例えば検証についてもいろいろなタクシー料金の関係でございますとか、タクシーの運行の対象となる範囲とかいうこともいろいろ考えなきゃいけないと思います。現在は宮代を出発で、帰りは宮代へ帰るという場合につきましては運行は対象にできますが、その場合でも、全てのタクシー業者が対象になるかというと、そういうわけじゃございませんので、現在３社のタクシー業者さんのほうご協力いただいて行ってございますので、それをどこまで広げるのかといった観点につきましても検討をしていかなければいけないというふうに考えてございます。

そういったものを検討しながら、よりよい形で来年からの運行について進めていければというふうに考えてございます。

あと、ふるさと納税の関係でございます。

ご指摘いただきましたように、ふるさと納税、成果書の80ページ、81ページのほうのふるさと納税の寄附金額の推移が掲載させていただいてございます。

ご指摘のとおり、この２年間、３年間を見ますと、年々減少しているというような状況もございます。ふるさと納税につきましては、その魅力というんですか、そのポイントというのが３点あるかというふうに考えてございます。

まずは、ふるさと納税をすることによって税金の控除を受けられると。２点目としましては、ふるさと納税を寄附する先の市町の事業を応援したいと。３点目に返礼品と、そういう状況が３点あるかと思います。

宮代町にとっていいますと、今まで県内でも結構上位なほうのふるさと納税の実績でございましたが、ここ何年かの状況を見ますと、下がってきていると。

その要因としましては、考えるには、返礼品のほうが、例えば昨年からですと、町のお米というものを一つの売りとしてございましたが、その売りでありますお米について、ほかの全国的に見ますと、ほかのところでもそのお米を出してきていると、そういったことがやはり埼玉の宮代の米というよりも、もっと一大産地の米といいますと、どうしてもそちらのほうにブランドメニューというんですか、そういうことがあるということで、お客さんのほうで離れていってしまうと、そういったこともあるかと思います。

そういったことがありますので、対応としましては増加させていくということが必要でございますけれども、まずは返礼品の拡充でございますとか、あとは様々なＰＲ方法、現在、業者委託によりまして、ふるさと納税のサイトのほうに協力してやってもらいますが、そちらのほうに対しましてのＰＲ方法を強化していくとか、そのような取組のほうを今後もしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

最後の受付の方の対応についてちょっとお答えをさせていただきたいんですけれども、これまでの中でその電話対応が悪かった等の苦情というのは、受けてはいない状況です。ただ、以前お話しいただきまして、すぐに問いただしたところ、その時間帯に一斉に電話がかかってくる別の業務があって、その別の受付の方とのやり取りの中で「早く切って次を受けなきゃいけないよね。」というやり取りをしている会話が漏れて、それがもしかしたら電話の相手先に私のことかしらというふうに受け取られてしまったとしたら申し訳ないですというようなお話はいただいたんです。

その電話の相手方に対して直接言ったことではないというふうな報告は受けてはいるところなんですね。経緯としましては、そういう形となっております。

それともう一点、ふるさと納税の関係なんですけれども、総務省の規程がかなり厳しくなりまして、やはりその土地で作ったものですとか加工をしたもの、加工といっても切ったり貼ったりしただけではだめで、熱を入れて加工したりですとか、そういったもので、なおかつ寄附金の３割以内という、かなり厳格化されたことで、寄附額非常に落ちていまして、その段階から、例えば電化製品とかを作る工業団地を持っている町ですとか市ですとか、あるいはその海の物、山の物がたくさん取れるところというのが断然有利な状況にはなっているんですけれども、そうした中でもいろいろ調べてみますと、やはり道の駅ですとか、直売所と組んで商品開発をしているケースというのも非常に多いので、今、町のほうでも新しい村と新たな商品開発にも着手をしているところですので、今後そういったふるさと納税の返礼品も増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。再質問をさせていただきます。

便利バスのそのバス停に関してなんですけれども、やっぱり、側溝というか、直していただいて、一生懸命対応していただきました。

そういうことをきちっとやってくれるんですけれども、平時ですね、普通のときにやっぱり、ああこんなに草が生えていてと思って言わないと取っていただけないんじゃなくて、何かやっぱり把握、１年中、草が生えているとかじゃないし、ただやっぱり足の具合の悪い人とか乗りづらいというのが、もう明らか。そういうの、だから何か気にかけて、だから職員の手が足らないとかじゃなくて、例えばほかの職員でもバスに乗ること、土日で乗ったりとか草がとか、通勤のときに、いろんな町内から町外から出勤しているわけですから、あの辺の草がちょっと伸びていたとか、そういう情報を勤務の中でなくても、その情報とか、必要だったらやっぱり出向く。これ何かずっと思っているんですけれども、やっていただけないのかなと、すごく思っているんですね。やはり、乗りづらいとか、やっぱり声もかかってくる日に、バス停が何で、ほかの場所によっては全然生えていないところもあるんですが、やっぱり人通りが少なかったり、民家でないところとかは、あと民家の前でもやっぱりかかわらない方のところはなっていますので、その辺、やっぱり誰かがやるということ、仕事として受け取っていただきたいと思うので、そのあたり、もう一回お願いします。

それと、タクシー助成のほうは本当に上がるのが分かっているというのと、やっぱり今、不満がある、その100円しか補助になっていない。だけど、不満じゃないよ、払うからもうちょっと利便性。だから、先ほども同じことを申しますけれども、久喜、結局、業者が杉戸なのに、なぜ久喜とか白岡の業者は使えないんだというご意見があるんですね。町内のタクシー業者を使っているなら、そういう理由も分かるけれども、隣町のタクシー業者にお願いしているにもかかわらず、宮代町は長いので、白岡、久喜とか使う人にとってはとても不便ということも言っていますので、そのあたり、もう一回お願いします。

あと、電話ですね。電話、実は私、電話、１回目20回ぐらい鳴らして出なかったんですね、朝９時頃。で、もう一回かけて十何回待ったら、私に対してではなくて、その中で、多分忙しかったと

いうのは聞いているんですが、それが完全にハラスメントの言葉使いです。女性ですが、男性が言ってもひどい言葉でした、言ったとしても。私はこれ絶対ハラスメントだと思って、中で何かあったんじゃないかというのと、中でやっぱり上下関係とかで嫌な働き方をしているのが庁内にあったら困るというところですね。そこをしっかり、指定管理というか委託されているところへも、きちっとそういうことがあったら、受け取り方が違って本当ひどい言葉でした。もうそれは、私、自分が受けてびっくりしちゃったんですね。私自身がどきっとしちゃったんですよ。そういうことって町民が聞いたらどんなふうに思うんでしょう、町の対応。そこ、もう一回答弁お願いします。

あと、ふるさと納税が減っているということで、いろいろ今回ひょう被害もありますからね。梨、ブドウも難しいところもあるんでしょうけれども、そうなったところでお聞きしたいのが、先ほどちょっと答弁になかったんですが、減った中で、この成果としていろんなものに寄附金活用事業がどうしても縮小せざるを得ない、そこのところに均等割で減らしていくのか、そうじゃなくて、ちゃんと町にとって大事なところ、そこをどうするのか、新しく使う道はあるのか、そこをお聞きしたかったので、そこも答弁、しっかりお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず、バス停の管理につきましては、企画財政課のほうで責任持ってやらせていただきます。申し訳ございませんでした。

それから、受付に関しましては、ちょっと私のほうもお聞きした内容をちょっと誤解しておりましたので、改めてちょっとヒアリングをさせていただきたいと思います。後ほど、ちょっと直接、もう少し詳しいお話、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

バスの関係で、まずご答弁させていただきます。

バス停の管理という観点で、先ほど職員の制約もあって、なかなか管理、行き届かない点もありますというようなことも申し上げましたが、今のご質問にありましたように、担当だけじゃなく、町全体で見ていくというのは、確かにそういった視点も必要だと思いますので、その辺ですね、そういったご質問を受けまして、見直しのほうを図ってまいりたいと思います。

あとタクシーの関係でございます。

利便性を考えてタクシー業者について拡大していただきたいというようなご質問であると思います。

そういったお声のほうも利用されている方からいただいております。ただ、じゃ、すぐできるかといいますと、なかなかタクシー業者もいらっしゃいます。どこの市町までを拡大すればいいのか、あるいは拡大する際に、その市町のほうで、この同様な事業をやっていて、そこに存在するタクシー業者もそこに協力しているのであれば、なかなかそのやり方というのもスムーズな部分もあるのかなと思いますが、反面、市町がやっていないとなると、なかなかタクシー業者に対する協力というのも難しい部分があると思いますので、そういったところを踏まえまして、検証のほうをさせていただければと思ってございます。

あと、ふるさと納税の関係でございます。

活用先ということで、事業ということでご質問でございます。

ふるさと納税につきましては、寄附をされる方がどういった分野に活用をしていただきたいというような希望にして、ふるさと納税、寄附金していただいておりますので、まずそういったことについては当然ながら、その希望に沿った形で使わせていただくというのが当然かと思います。

そうはいいましても、なかなか収入のほうが減ってきているというのもございますので、そういった中で大きな分野として、先ほどもご説明いたしました「農」のあるまちづくりでございますとか、子育てでございますとか、そういった分野の中で、さらに実際活用する事業としましては、例えば子育てでいいますと、小・中学校に対する関係でございますとか、あと保育所・子育て支援センターに対する関係でございますとか、そのように細かく振り分けのほうをさせていただくことになりますので、その辺、どのような形にしていくのかというのを、ベストな形でのを踏まえて、今後、検証のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

バス停に関しては、やはり毎日じゃなくてもいいので、やっぱり草が伸びる時期とか、もう決まっていると思うんですよ。あとは、やっぱり町民の声を聞いていただいて、何か足元が悪いとか、そういうところはやはり使う人の身になって直していただきたいと思うし、対応を今回していただいて、縁石をちょっと１つ外してもらって、すごく不便という、ちょっと支援員以外の方のお話を聞くと、すごく楽になったという声を聞いていますので、それはありがとうございました。

やはりあと、ふるさと納税に関しましては、ご答弁になかったんですけれども、これ以外に、何かこれからこれに入れていこうとか、そういうのはないのかなと思ってお聞きしたんですが。やはり、選択の中で利用者というのは、ここに、ここにと入れていくと思うので、利用者のこういうものにと、もしあったら入れるとか、何かそういう項目があるのかなと、ちょっとないんじゃないのかなと思いますので、そこをちょっとお聞きしたかったので質問しました。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

企画財政ですので、まず財政についてお伺いします。

成果書の11ページで財政指標というのがありますけれども、普通、経常収支比率が低いということは一般財源が多いということになりますので、それだけほかに財源を回すことができるということで、経常比率が低くなっておりますけれども、もう一方で、財政力指数が下がってきています。

これにつきましては、16ページの単年度財政力指数、これはもっと低くなっていますよね。ご承知のように財政力指数のこれについては、過去３年間の平均値ですから、このままだとますます悪くなってきますよね。

その点につきましては、基準財政需要額が伸びたことでということで、財政力指数が低くなっているというご説明がありましたが、これは国勢調査の問題もありますけれども、どういう理由なのか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく11ページの将来負担比率は、

指数なしのためということで表記されておりません。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書の55、56ページの便利バスが走る事業、これにつきましては、もう前段の委員からいろいろ出ましたので、私からはそれ以上の答弁がないと思いますので、あえてあれですけれども。

やはり私は指定管理するに当たって考えなければいけないのは、ここ六花にしてもぐるる宮代にしても10年間、便利バスについても５年間と。やはりメリットとデメリットあると思うんですけれども、メリットはやはり指定管理されたほうからすれば、長いほど仕事がしやすい、そういうメリットはあるのかもしれないけれども、やはりもう一方では、競争がなければこのままでいいのか、もっと違うところが指定管理となれば、もっと住民にとっていい方向に行くんじゃないか、そういうようなメリット、デメリットの考えもあろうかと思いますので、この５年間変えないというのは、やはり基準が違うと思うんですね。やっぱり必要な人への、要求、あるいはそういうものに沿ってやっていくというのが大前提だと思うんですけれども、だから、ただ長ければいいというものではないし、悪いところについては、もう少し、１年１年でもきちっと変えていくという、そういう姿勢がなければいけないと思うので、その点についてのみお尋ねします。

それから、その下の高齢者等タクシー助成事業、これは成果書で40ページにも書いてあります。75歳以上の方や障がい者などを対象としてということなんですけれども、ここでいろいろ、高齢者等タクシー助成、利用目的が通院が一番多くて、買物、その他が46％ということになっていますけれども、これは通院と買物というのは分かるんですけれども、ベスト５ぐらいにするとどういうふうになるんでしょうか。その他があまりにも多いのでね、ちょっと気になるところなので。

私は、この点につきましては、やはりいろんな声を聞きます。宮代は病院がありません、大きな病院とか。そうすると、下手すると、医療費よりも、要するに免許証も返納して、自分は障がいを持つ、そういう状況になったので、そうすると非常に高齢者等タクシーの助成は助かるんだけれども、もう本当に足りないというふうにおっしゃっています。

ですから、医療費よりも交通費のほうが、人によってはかさむ。それも月１回ぐらいだったらいいんですけれども、月２回必要だと言われると、極端な話、近くの町外でも片道2,500円、往復で5,000円かかってしまうと。だから、本当にね、この助成制度はありがたいけれども、もう少し何とかならないのかと、それが声なんですけれども、その点について、まだこれについては実証実験の段階ということなんですけれども、そういう声に対してどういうふうに応えていかれるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、決算書の199、200ページの関係の第11款公債費の不用額の関係です。

これは確かに利率の見直し、それから借入れ利率の当初見込みを下回ったとか、そういった理由が言われましたけれども、この点についても不用額の出た理由について、もう少し詳しく報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

順次お答えさせていただきます。

順番前後いたしますけれども、バスの関係でございます。

委託のほうが期間が５年間につきまして、その５年間という期間が長いのではないかというようなご質問であったかと思います。

こちらのほうですね、今５年間ということで契約のほうをしてございます。また、さきの６月議会におきましても、次回のバスにつきましては５年間という債務負担行為も設定させていただきました。

その５年間が長いかどうかという観点でございますが、今後、バスの運行等につきまして見直しをさせていただく際に、またそういった観点でも期間の関係につきましても検証しながら、検討をさせていただければと思います。

それと、タクシーの関係でございます。

利用目的で、通院、買物、それ以外、その他という利用の結果が出てございます。こちら、こちらの把握の方法といたしましては、タクシーの助成チケットの中に、その利用目的について記入してもらう欄がございます。その目的として通院なのか買物なのか、それ以外の目的なのかと、その３点につきましてチェックをしてもらうという形でやってございますので、その他について、果たしてそのその他がどういう目的なのかと、その中身までは現在把握はしてございませんので、そのベスト５として出すとかというようなお話もいただきましたけれども、そちらについては現在のところ、出しようがないと言っちゃ語弊があるかもしれませんけれども、そのような状況になってございますので、ご理解をお願いできればと思います。

あと、そのタクシーの助成に対する、金額に対するお話につきまして、現在１枚400円ということでございますが、さきに質問いただいた中では、300円にして２枚というふうな意見もいただきましたし、また他市町村の状況を見ますと、１枚500円というようなことでやっている市町村もございます。

そういったこともございますので、今後、検証させていただく際に、その金額、単価設定につきましても、その辺も検討をさせていただきながら、来年に向けて見直しをさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　企画財政課財政担当主査、中村でございます。

ご質問いただきました経常収支比率が低くなっている理由について、お答えさせていただきます。

宮代町令和２年度は91.9、令和３年度は88ポイントということで2.9ポイント、令和元年度はさらに94でしたので、毎年２ポイント程度ずつ下がっているところでございます。

こちら全国的な傾向でございまして、県内町村、令和２年度が最新の数値になりますが、町村でもやはり２ポイント下がっている状況でして、理由といたしましては、やはり歳入、経常一般財源、具体的に申し上げますと、地方交付税、地方消費税交付金、この２点が大きく伸びていまして、歳出のほうは、そう大きくは変わらない中で、その歳入のほうが大きく増えた結果、傾向としては全国と同じような下がり曲線といいますか、そういった傾向が宮代町も同様に起こっているというのが、経常収支比率が低くなった理由でございます。

続きまして、財政力指数でございますが、こちら基準財政需要額が大きく伸びた、つまり普通交付税の額が多くいただけたということなんですが、こちらも宮代町特有の要因といたしましては、成

果書にも記入のありますとおり、令和２年度の国勢調査の人口が基準財政需要額の算定の基礎となったのが令和３年度が初めてでございまして、国勢調査の人口が伸びたというのがまず１つ要因、あとは高齢化の進展とともに、65歳以上の人口も伸びていまして、こちらが基準財政需要額を伸ばした要因のもう一つ。

で、もう一つが、これが全国的な傾向なんですが、令和３年度、国が12月に追加で交付税を配っていただきました。これが令和３年度の臨時財政対策債、交付税を配る代わりに地方債を増額して、後年度の交付税措置100％しますよというものなんですけれども、こちらが令和３年度に限っては、国の財源の都合だと思うんですけれども、後年度、約75％しか交付税措置しませんと。その代わり、その25％相当額を現金で配りますよというのが令和３年度の、今までで初めてのことなんですけれども、そういったものがございまして、それが当町で１億4,278万1,000円、27.4％相当分ですね、こちらを現金で配るので基金で積んで、後年度に交付税措置されない部分の財源にしてください、もしくはその分を臨時財政対策債を借りずに当該年度で調整をしてくださいということでしたので、宮代町においては、臨時財政対策債をその１億4,278万1,000円を借りないという選択をさせていただいたんですが、こちらは３月補正でやらせていただいたんですけれども。

つまりは、お金を頂けた、イコール基準財政需要額をその１億4,000万分追加でのせたということで、基準財政需要額が上がったということは、すなわち財政力指数が下がるということになってしまいますので、こちらについては、財政力指数、単年度で見ても大きく下がっているんですが、その大きな要因の一つとなると、この３点が大きかったのかなと思っております。

続きまして、将来負担比率、今年度、当町においては初めて指数なしという結果が出たんですが、こちらにつきましても、前段の理由と似たようなところはあるんですが、地方債の償還は進んでいまして、地方債の残高は減っていると。

一方で、令和３年度のやはり地方消費税交付金ですとか、地方交付税が多かった関係で、基金が少し増えています。財政調整基金も年度末残高時点で２億程度ですかね、増えておりまして。その将来負担しなければいけない借金の地方債の額を、どれだけ返す体力があるかという指数になっていまして、そこの中に財政調整基金を含む基金ですとか、あと都市計画税をその将来にわたって、理論値なんですけれども、都市計画税がどれだけ地方債の償還に充てられるかというのを算出していったときに、これまでは地方債の返済額のほうがそれら基金を上回っていた、つまり正の字になりますので数値が出ていたんですけれども、今回算定した段階では、たまたま年度末の残高が若干大きかったものですから、地方債の将来負担額、理論値よりも、その基金や都市計画税相当額のその返済に充てる体力が上回ったという結果が出た負の数字になりましたので、数値がなしと。割る、何ていうんですかね、分子に当たる数字がマイナスになりましたので、それをどんな数字で割っても、つまりゼロ以下、ゼロに数値は出ませんので、指数なしという結果になりました。

ここ数年、10％から10％以下の数値が出ていますので、たまたま今回若干負の数字が出たので指数なしとなっていますけれども、算出の過程で10％からこの指数なしゼロ％以下のところの水準で来ておりますので、地方債の償還が進んでいるというところで、今回はたまたま指数は出なかったという説明になります。

私のほうからは。

公債費の、はい。

続きまして、公債費の不用額の理由というところで、少しご説明させていただきます。

主に公債費の利子の償還のほうで不用額が生じている現象でございます。

公債費の利子は予算化する時点では、この令和３年度予算の積算としましては、令和２年度中に借りる予定の地方債、そちらについても、ある程度、令和３年度から返済が始まりますので、ある程度、こう見込みで令和２年度中に借りる地方債分も見込んで予算化しているんですが、そこについては利率を、ある程度、若干高めに設定して、その令和３年度中に目いっぱい借りた場合で、その想定の利率、積算では0.5％で見積もらせていただいているんですけれども、そちらを0.5％で実際に借りて返す場合の利率で積算しておりまして、令和２年度中、その令和３年度の予算編成が終わった後に、令和２年度の実際の借入れを行うんですが、実際はそこまでの利率ではなかったりですとか、そういったことでまず不用額が生じている点と、あとは平成22年度に借入れしている地方債については、利率の見直しが入りまして、その辺も実際利率の見直しが行われたことによって生じた不用額もございます。約200万円出ております。

あと、平成23年度に借り入れた地方債の利率見直し、10年後ということで利率見直しが入りまして、こちらも約67万円の不用額が生じております。そういったものの積み上げで、公債費利子償還事業については約830万、不用額が生じているというものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、成果書の11ページの財政指数の関係でございます。

先ほども言ったように、経常収支比率が低いということは、それだけ一般財源が多いということになって、ほかに回すことができるので、これはいいことなんだけれども、その一方で、財政力指数が下がっているわけですよね。それが非常に矛盾した形になっていますので、これについてはどうなのかということで、理由は分かりました。分かりやすく説明していただいたので。

では、今、答弁がありましたが、地方債の負担額が小さい、償還が進んでいるということなんですけれども、その反対に基金がたまってきているというと、ちょっと言葉があれかもしれませんが、基金が多くなっているというのが理由なんですけれども、だとすれば、基金を多くしないで、それで使っていけば、マイナスというか落ち込まないので、将来負担比率は指数が出てくるんじゃないでしょうか。分母と分子のこのバランスが変わってくれば、当然これは数字が出てくると思いますので、そういった点では、マイナスの部分になる基金が多くなっているからではないかというふうに思いますけれども、その点では、いや、もっと必要なところに使えばよかったのではないかというふうに思いますけれども、その点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど聞き忘れたんですけれども、単年度財政力指数は分かりました。国からの交付金、地方交付税も含め多くなっているから、全国的な傾向だということで、それは分かるんですが、では、この元年度の基準財政、16ページの普通交付税の算出基礎の下、元年度の基準財政需要額及び基準財政収入額には、過年度分の錯誤額が含まれていると、これは間違いだ、誤りだということなんですけれども、どういうことなんでしょうか。

この点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、便利バスが走る事業についてなんですけれども、私が言いたいことは、メリット、デメリットも言いましたけれども、やはりこれを利用する方々の声を最優先して、それに沿った形で事業をやっていくというのは当たり前のことだと思うんですけれども。

ですから、ここで言う便利バスを利用するというのは、やはり高齢者だと思うんですね。だから、そういう人たちの声をどういうふうにこう吸い上げて見直していくかが重要なんですよ。だから、この５年だとか、ほかの事業では10年とかと言っていますけれども、そういうことではないと思うんですけれども。その点、違いますか、考え方が。その点について、もう一度お尋ねしたいと思います。

その下の高齢者等タクシー助成事業、これも先ほど言ったとおりです。まだまだこれから見直しがされていく、実証実験の段階だということであれば、これは多ければ多いほど、それはいいということにはなりますけれども、やっぱり補助制度ですので限りはあると思うんですけれども。やはりこれもそういった方々の置かれている立場を考えるならば、それに沿ったような補助制度にしなければいけないのかなというふうに思いますので、ぜひそういう立場から検討していただければと思うんですが、その点どうでしょうか。

それから、最後の11款の公債費の関係でございますけれども、そうしますと、平成22年、23年度の利率の見直しで270万円ということなんですけれども、そうすると前年度の借入れ利率が当初の見込みを下回った。これは予算を組むときには、大きく見積もって足りなくなると困りますから、その逆で利率を高くして、それで実際は利率が下がったというふうな予算の取り方をしたという、これは私の解釈なんですけれども。そうすると、この残り五百何万ですか、随分、安全な利率に設定したもんだなというふうに思うんですけれども、その点ではどうなんでしょうか。金額が随分大きいので、その辺の当初の見込みの在り方がやはり問われると思うんですけれども、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、財政の件なので、2021年度、令和３年度の町としての消費税の負担額ですね、示していただきたいと思います。

それをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長の菅原です。

先ほどご質問いただきました将来負担あるいはその経常収支の関係で基金が増えているとの相対から見ると、要するに町がお金を使ってないからお金がたまってきて、経常収支も下がって、一方で財政力指数は悪くなっていると、そういう見え方がするというお話で。

見え方としては、確かにそのとおりかと思います。令和３年度につきましては、やはりコロナ禍ということで、国におきましてもかなり厳しい収入、歳入になるというふうに、年度当初は地財計画の中では見込んでおりましたので、町といたしましても令和３年度の予算を組むときには、やはり町税につきましても交付税につきましても、それから消費税の交付金につきましても、かなり厳しくなるのではないかというような見込みをしておりました。

しかしながら、蓋を開けてみますと、コロナ禍の中でも個人消費が非常に伸びたということと、物価の上昇という見え方もあるんですけれども、

それの兼ね合いから町のほうへの交付税、町税、消費税交付金、いずれも当初の見込みよりもかなり大きく入ってきたというところで、歳出はかなり絞ったんですけれども、歳入が大きかったと。その結果、予定を上回る基金の積立てに今回なってしまったという部分がございます。

基金の、当町における適正額といたしましては、一般的には10億から15億程度といわれておりますので多過ぎるということではないんですけれども、やはりそこら辺は歳入につきましても、もう少し適正に見込んで、今後なるべく住民サービスのほうに転嫁していきたいというふうに考えております。

それともう一点、私のほうから公債費の関係でお答えをさせていただきますが、先ほど担当主査からも説明がありましたとおり、当初、町のほうでは0.5％ということで借入れの利率を見ておりましたが、現実的には令和２年度の借入れの実績といたしましては、安いところでは0.009％ですとか0.1％程度、高くても0.3％ということで、予算取りに比べたらかなり低く借入れができたというふうに考えております。

とはいえ、令和３年度あるいは今年度の令和４年度につきましては、既に0.5％を超える利率にもなってきているような状況でもございますので、やはりそれ相応の余裕を見ておく必要はあるというふうに考えておりますので、こちらにつきましては、そうした中で執行残が生じたということでご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　企画財政課副課長、飯山でございます。

バスの関係につきましてご答弁させていただきます。

ご質問にありましたように、バスを利用される方というのは高齢者の方が多うございます。その方々のニーズを踏まえてというご質問であると思います。

今回、来年の４月からの運行につきましても、その見直しを考える際には、バスを実際利用されている方、またその方たちとは別にアンケートを取りまして、そういった方々の意見を踏まえまして見直しをさせていただいたという経緯はございます。

今後、やはりバスを見直し、運行体制につきまして考えていく際には、実際使われる方のお声を聞きながら検討のほうをさせていただければと思っております。

また、タクシーにつきましても、その助成額につきましての考え方、いろいろあると思います。先ほどもお話にありましたけれども、今400円でございますが、ほかの市町ですと500円というようなところもありますし、そういったいろいろなそれぞれの市町の考え方というのはあると思います。

ただ、そういったことを考える際には、やはり使っていただく方の立場というものを考えてやっていかなければ当然いけないと思います。

そういったことで、今、実証実験ということでやってございますが、来年につきましての運行をやる際には、考える際には検証を行わせていただくということで考えてございます。

その際には、当然使っている方、また、まだ使われていない方も当然いらっしゃいます。また、その一方で、実際タクシーのほうを運行していらっしゃるタクシー会社の方の、そういった様々な方からの意見を状況等を聞かせていただきながら、方向性のほうを決定させていただけるというふう

に考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　企画財政課財政担当主査、中村でございます。

主要な施策に関する説明書16ページの普通交付税の算出基礎、上段のところですね。

で、ご質問いただきました、元年度の基準財政需要額及び基準財政収入額には過年度分の錯誤額が含まれますというところのご説明をさせていただきます。

交付税というものは、３年に一度、交付税検査というものが埼玉県から行われます。こちらが令和元年度に実施されておりまして、単純な解釈の違いの誤りというのも中にはありますが、過年、遡ってその指数が変更になったものですとか、そういったものを３年に１回、こう全てその３年間分を検査、お互い整理をして、その結果、生じるものの錯誤額と表現しておりまして、それで追加の交付でありますとか、その検査のあった年の交付税と相殺してマイナスするというようなものになっておりまして、元年度は、この交付税検査により錯誤が生じているというものの説明となります。次回はこの４年度、令和４年度12月に実施される予定でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

先ほど最後にご質問をいただきました、町としての消費税の額ですが、ちょっとこちらの積算は今してはいるんですけれども、ちょっと手元にありませんので、後ほどちょっと改めさせていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で、企画財政課の質疑を終了いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩　午後　６時０７分

再開　午後　６時０９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

まず、先ほどの企画財政課のほうの答弁をさせていただきます。

担当主査、よろしくお願いいたします。

○財政担当主査（中村淳一君）　企画財政課財政担当主査、中村でございます。

ご質問いただきました町としての消費税の負担額ということで、こちら参考の数値となりますが、町の需用費、役務費、委託料、使用料ですとか、工事請負費、備品購入費などの決算額を算出しまして、そこに10％の消費税を掛け合わせて、その総額が２億9,600万円ということで、参考に算出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ご苦労さまでした。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３９号の審査（会計室）

○委員長（川野武志君）　それでは、これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（佐藤賢治君）　会計管理者兼会計室長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介させていただきます。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査の髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点お願いいたします。

37、38ページの県証紙売りさばき手数料、収入印紙売りさばき手数料、郵便切手売りさばき手数料なんですが、３年度はこの金額なんですが、本年度、りそな銀行が扱わなくなった県の収入印紙とかそういうものの増になっているのかとか、あと切手とかの売上げが伸びているかとか、この扱う郵便切手とか枚数が決まっているのか、町に来庁者が少ないと売上げ金額って減ると思うんですが、そういう動向というか、分かりましたらお願いします。広報紙のほうにも、３月の予算で周知ということで、広報紙にも載せてくださったと思うんですが、載っていた気がするんですが、町民の方からは、町の会計室のところでも切手が買えるんだねという声も聞こえたので、そのあたりお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁求めます。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査の髙林です。

大変申し訳ございませんが、ご質問が幾つかありました関係で、１つずつ、もう一度確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません。

県の収入印紙とかの、たしか免許返納すると、前はりそな銀行で扱っていたんですけれども、今扱わなくなったということで、町の庁舎のほうにいらっしゃる方がいると思うんですが、その枚数とかの動き、結構利用される方が多いのかということと。

あと、その郵便切手とかも扱っているんだけれども、売上げとか伸びているのか、来年度予算とか、委託、完全に、何て言うんですか、さばき手数料というのは枚数が決まっているんじゃなくて、ある程度預かって、そのさばき手数料というんですかね、入ってくるのか。そのあたりお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林です。

ご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問ですが、りそな銀行で今まで認知症検査、運転免許の更新のときに使うものですね、そちらを買ってくださっていた方が、りそな銀行が販売をやめてしまったために、ほとんどの方が宮代町に購入にいらっしゃるようになりました。その数、約300件程度あったのかなというふうに考えております。10月から、５か月間だったと思いますが、それに日々約３件程度の方がいらっしゃっているような。申し訳ございません。正確な数字は出しておりませんが、売上げは上がっているものと考えております。

ただ、パスポートが全く回復しておりません関係で、差し引きするとパスポートの減った分と、そのりそな銀行が売らなくなって宮代町で増えた分が合わさって、よく分からないような感じにな

っております。

次のご質問ですが、郵便切手の関係ということで。

郵便切手も郵便局のほうから購入しております関係で、印紙それから切手、同じ売りさばきの計算式で手数料をいただいております。20万円以下の購入をいたしますと約10%、それに消費税、11%入ってくる計算になっております。買えば買うほど、なぜか手数料が減るというような計算式になっております関係で、なるべく少ない金額で小まめに買いに行くようにしております。

売上げに関しましては、当初見込んでいたほどには上がっておりません。来年度に関しましても、３月の予算委員会のときにもやはりお話あったかと思いますけれども、予算のほうは少し減らさせていただきました。

ただ、枚数が増えていないのですが、お客様からは大変評判がよく、その場でシート式の切手などが宣伝のためにリーフレットを置いていたりとか、横に貼っていたりとか、そうしますと、それを納税のときに見ていただいた方が、このシール切手、鳥のシール切手があるから買ってみよう、くださいと言われて売れたりしますので、評判のほうはよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

はい、分かりました。ついでに買ってくださるという切手、これちょっと浸透しているかなと。私、何人かに言われたんですね、置いているんだねって。私自身もそんなに会計室へ、あそこへ行かなかったりして、切手があることも知らなくて、郵便局にわざわざ行っていたので。枚数多く買うと手数料が下がるということで、まめにお願いするということで。

パスポートが回復しないということで、はい、分かりました。大丈夫です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

単純なことです。

説明書の２ページ、３ページ、一番上の町税の問題です。

町税が下がっている、この主な理由というのは、その会計のほうでは分かりませんかね。

ごめんなさい、税務課だ。それじゃ、この質問はなしにします。失礼しました。

もう一問だけあります。

１つは、会計室の予算ですよね。当初1,655万ですか、Ｐ59です。

会計室の予算、当初予算が1,655万、補正予算で900万マイナスして755万ということになっているんです。こういう、昨年も同じですよね、昨年もそのような感じで、もう当初予算から減らされていて、こういう。おまけに今年は32万も余っている。

そうすると、もともとこの当初予算というのがこれだけ必要なのかなという感じはしないでもないんですよ。その辺のところがどういうふうな計算で当初予算を決めているのか、ちょっと分からないところがあるので、その辺のところはご説明を、簡単でいいですから、していただければありがたいなと思っております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林です。

お答えします。

予算ですが、令和４年度予算を組む際には、この新型コロナの影響は収まるのではないかなとい

う希望的な予想で組ませていただきました。予算の段階で。

それで、その後、補正予算をさせていただきましたのが、実際は回復をせず、パスポートの件数が、例えば令和元年度、交付の件数なので住民課の資料と少し違いますけれども、令和元年度当初は約544件申請がございました。印紙の収入では600万、証紙では108万ぐらい、そのぐらいの収入がございました。

回復していれば、この程度にはなるのではないかと考えて、そのように補正を組んでいるのですが、実際は売りさばけない件数のほうが、今回も57件程度でしたので、令和２年度と同じ程度のお客様しかいらっしゃらなかったので、実際は売れなければ、申し訳ございませんが、予算を補正で削減するというようなことをさせていただきました。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　大体の予想は分かっていたんですけれども、削減した900万円削減したということでね。これ、２年間続けて削減されていますよね、たしか。その辺のところで、本当にこれが令和元年のときは物すごくよかったのかもしれませんけれども、必要なのかなという感じがしないでもないんですよ、もともとの当初予算が。もともとの当初予算が必要だったのかということなんですけれども、その辺のところだけなんですよ。

補正で売れなかったからマイナスにしたんだということは分かりますよ。それは分かるんだけれども、２年間もこういう補正をやってどうなのかなという感じがするんですよ。

やはり新型コロナが一番の理由ということになるんですか。じゃ、来年度もそういう感じで、当初予算を組むということですか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（佐藤賢治君）　会計管理者の佐藤でございます。

来年度予算につきましても、新型コロナの影響についてはないものという形で予算計上をさせていただかないと、仮になくなった場合に予算が不足しまして、買いに来るお客様にご迷惑をおかけすることになりますので、そのような形で予算のほうは計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　そういう感じでやるんですけれども、なくなった場合はまた補正予算でプラスでやればいいことじゃないんですか。これマイナスの補正予算にしているんですから。プラスの補正予算を組んでいけばいいことで、私は感じているんですよ。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（佐藤賢治君）　会計管理者の佐藤でございます。

やはり役所で当初予算を組む場合に、例えばですけれども、イベントなんかも新型コロナの影響がないものとして組んでまいると思いますので、それは新型コロナがなくなったから、急に補正予算で組むというのは、ちょっと外れるのかなというようなことで、会計室としましても、当初予算から必要な分を見込んでいくという形で取らせていただくと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で会計室の質疑を終了いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月８日木曜日午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時２５分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷　龍弘　君	会計管理者兼会計室長	佐藤　賢治　君
町民生活課長	吉永　吉正　君	町民生活課副課長	押田　昭浩　君
町民生活課主幹	横溝　秀武　君	町民生活課主幹	関根　雅治　君
危機管理担当主査	加藤　正久　君	交通安全・消防担当主査	長瀬　昇之　君
環境資源課長	伊東　高幹　君	環境資源課主幹	小林　知弘　君
環境推進担当主査	山﨑　健司　君	資源循環担当主査	田邊　和美　君
税務課長	門井　義則　君	税務課副課長	金子　諭　君
税務課主幹	石井　栄　君	町民税担当主査	岡安　英之　君
資産税担当主査	松井　美絵　君	住民課長	草野　公浩　君
住民課副課長	高橋　正巳　君	住民課主幹	中村　佐登志　君
戸籍住民担当主査	海老原　剛章　君	国保・後期担当主査	安部　麻里亜　君
年金担当主査	加藤　智浩　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野口　幹雄	主幹	青木　豊

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月６日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３９号の審査（町民生活課）

○委員長（川野武志君）　これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君）　皆様、おはようございます。町民生活課長の吉永と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、出席職員を自己紹介させていただきます。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　おはようございます。町民生活課副課長の押田と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　おはようございます。町民生活課、地域振興を担当しています主幹、関根と申します。よろしくお願いします。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　おはようございます。交通安全・消防主幹の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　おはようございます。町民生活課、危機管理担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。交通安全・消防担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。

４点ほど質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、決算書の51、52ページになります。備考欄のところで地区コミュニティ活性化事業ということであるんですけれども、これが２年度に対して大体260万円ぐらい増えているわけなんです。説明書のほうなんですが、103ページになりますけれども、こちらのほうで増えているところで、大体200万円ほどがこちらに書いてあるんですが、その中で、やっぱりその増えているのが182万6,000円ぐらいです。

敬老会開催ということでありまして、３年度に入りますと活動が活発になったということになっていると思うんですが、こちらのほうで何か問題とか、あと何か町に対する要望とかがあったのかどうか。

それと、修繕補助金ということで、今回、15集会所ということで結構増えているんですけれども、これについてお伺いいたします。

それから、２問目なんですが、決算書の67、68ページになります。備考欄の14工事請負費というところで、道路照明灯整備工事、あと道路反射鏡設置及び修理工事ということで掲載されておりますが、ここのところで照明灯のほうなんですが、今回は１基だけしか新設されていないということになっております。

説明書では106ページになります。その中で、この照明灯整備工事が12基、それから道路反射鏡設置及び修理工事が14基ということで、修繕のほうが結構数が多いんです。これについてどのような修繕をされたのかということをお伺いいたします。

３点目になります。決算書の71、72ページになります。防犯対策費の中の備考欄で、14番で防犯灯設置費及び修繕工事とあります。説明書のほうは108ページになるんですが、今回、防犯灯設置工事が21か所ということで、結構数が多い、いつもより何か多く設置されているような気がするんですけれども、これは大体申請された数というのは幾つあったかをお伺いします。

それと、最後の４問目なんですけれども、同じ決算書の72ページの備考欄の下のほうになります。宮代町防災行政無線についてなんですが、説明書の109ページになりますが、上のほうの表で４番目、防災行政無線遠隔制御器電話料というのが結構金額が高いんですけれども、こちらはどういうものなのかをお伺いします。

その下のほうの表組みで、防災通信機器の維持管理というところで、災害時優先電話・災害用携帯電話電話料ということで、こちらに金額が結構かかっているんですけれども、これいつ使ったのか、その内容をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

泉委員のほうから４点ほどの質問をいただいたところでございます。私のほうからは、４点のうち３点目及び４点目についてお答え申し上げます。

３点目の決算書の71ページ、72ページの防犯活動事業、また、主要な施策に関する説明書、以下、成果書という表現をさせていただきますのでご了承ください。成果書の108ページの関係でございます。

こちらで、まず、成果書の108ページの防犯灯の新設ということで、21か所ということを記載させていただいております。この21か所のうち、何件の申請があったのかということでございますが、申請につきましては、令和３年度におきまして29件の申請がございまして、うち、令和３年度において21基分の新設を行ったというところでございます。

また、４点目、同じく決算書の71、72ページの防災活動事業、また、成果書におきましては109ページの防災活動事業、こちらのほうにおきまして、まず１つ目でございますが、防災行政無線の維持管理の維持管理内容のところで、４点目の防災行政無線遠隔制御器電話料という記載がございますが、これは何かというご質問をいただいたところでございます。

こちらのほうにつきましては、防災行政無線の遠隔制御器電話料、宮代町役場と宮代消防署をつなぐ線でございまして、専用回線で引いているところでございます。そのセキュリティーについても、この契約の中に入っているところでございますが、こちらのほうにつきましては、災害が起きたときに、一般の電話よりも優先的に復旧できるという内容の回線料というところでございます。

また、町役場職員が退庁した後に、消防でその任務を担うこととなっているところでございます。役場と消防署を結ぶ回線として遠隔制御器の費用を計上させていただき、その支払いをしているところでございます。

また、109ページの成果書において、防災通信機器の維持管理におきまして、災害時優先電話・

災害用携帯電話電話料とございます。こちらのほうの内容についてでございますが、こちらのほうにおきましては、災害用の携帯電話１台、こちらのほうについては、職員が青色防犯パトロールを実施しているところでございますが、そちら、パトロールをする際に携帯していただく携帯を１台所有しております。

また、同じく災害用携帯電話ということで１台、これは町長が災害用の携帯電話ということで所持しているところでございます。

また、災害時優先電話用の電話回線使用料ということで、２回線、こちらのほうにつきましては、防災対策本部設置の際に、202会議室が対策本部となるところでございますが、そちらのほうの電話線ということで回線使用料のほうを支払いさせていただいているところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。

泉委員からご質問のありました、決算書67ページ、68ページ、成果書106ページ、道路照明の関係についてお答えをさせていただきます。

道路照明、新規が１基ということだったんですけれども、こちらにつきましては、姫宮駅の西口のところに交差点ができたと思うんですけれども、あそこの信号がついた交差点、そこの新設の照明が１基、大きなものとしてございます。

あと、修繕としましては、基本的には玉切れとか、既存のナトリウム灯だったり、水銀灯だったりするものをＬＥＤに換えたりとかいうような形のものが12か所あったという形になっております。

あと、道路反射鏡についてということなんですけれども、修繕といたしましては、やはり長年使っていますと曇ってきたりとかいうものもありますので、そういったものの交換であるとかというものがメインになっているという形になります。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹の関根と申します。

豊かな地域づくり推進事業費補助金の関係で、成果書の103ページの敬老会開催活動182万6,205円、敬老会で使われたということで、地域からどんな声があったかというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、令和３年度から町民生活課のほうに補助金のほうが振り分けられまして、スタートをしております。３年度につきましては、19か所で29自治会が開催しております。

開催するに当たって、区長さん等、窓口のほうにご相談に来ていただいたりとかした段階で、今年、コロナの関係で集会所に高齢の方を集めてという、食事ということが難しいということなので、いろいろ敬老の記念品の配布であったりとか。配布に際しては、役員さんが直接お宅に記念品をお届けして、安否確認といいますか、お元気ですかというような活動が自治会のほうで組み立て上げられたと聞いております。

それから、同じページの集会所の修繕の補助金になります。15集会所ということで。

こちらにつきましては、町内37か所の集会所があります。建ててからかなりの年数がたっておりますので、いろんな部分で老朽化であったりとか、またはバリアフリー、それから照明のＬＥＤ化等の問題が各集会所で発生しております。それ、相談を受けまして、予算の範囲内で対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、最初の質問なんですけれども、敬老会のほう開催されたと思うんですが、この開催された場所に、職員はサポートというか、そういう形で何人ぐらい派遣されたのかということをお伺いいたします。

修繕のほうは分かりました。

それから、２問目のほうです。

照明灯のところなんですけれども、ＬＥＤに換えたとか、その電球替えたぐらいで181万になってしまうのかなということで、何か大きな修繕とかがあったのかなと思ってお聞きしたんですけれども、電球だけの工事だったんでしょうか。結構かかるものなんですね。分かりました。

それから、道路反射鏡のほうなんですが、これ、曇った場合に掃除するとかではなくて、曇り止めの反射鏡に丸々交換したということなんでしょうか。それをちょっとお伺いたします。

あと、それだけの修繕で済んでいたのかということもお伺いいたします。

それから、３点目になります。

こちらのほう、防犯灯設置の中で、21か所で59万2,900円、この下のほうの器具交換で、これが同じような金額なんです。58万5,200円。あまり大して変わらないんですけれども、この新設と器具交換で何か同じぐらいな金額になっているというのが、ちょっと不思議でしようがないんですけれども、これはこんなに器具交換だけでかかってしまうものなのかということをお伺いいたします。

それと、あと３問目なんですけれども、説明で分かったんですが、ここの遠隔制御器というのは、そうしますとどういうものなのかということをお伺いいたします。

それから、あと10万7,443円という金額がかかったというのが、何回ぐらい使用されたのかなということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹の関根と申します。

１問目の敬老会開催の際の職員派遣の人数についてということですが、令和３年度、地域敬老会、職員、現場に派遣は行っておりません。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長の押田と申します。

３点目の防犯活動事業に関する防犯灯に関することについてお答え申し上げます。

決算書71、72ページの防犯活動事業の中で、14節の工事請負費、防犯灯設置及び修繕工事として147万150円の決算額となっております。また、成果書の108ページにおきましては、防犯灯維持管理の実施ということで、その表の中の２段目、３段目、４段目といたしまして、器具交換（一体型ＬＥＤの修繕）６万8,200円、器具交換（ＬＥＤ改造型から一体型ＬＥＤ）58万5,200円、その他といたしまして、器具の撤去、移設、点検等22万3,850円ということで、記載のほうさせていただいております。

この防犯灯につきましては、町の電設協会のほうと契約を結びまして、単価契約という形で結ばせていただいているところでございます。その単価契約に基づきまして、例えば新設の場合、防犯灯の電柱共架の新設につきましては、１基当たり

１万5,000円という単価がはじかれております。また、交換につきましては、東京電力への申請が必要であるとか、申請が必要でないという形で、必要な場合については単価１万5,500円、必要なしの場合については１万円という形になっております。

そういった形で新設、修繕につきましては、先ほど申し上げました宮代町の電設協会のほうと契約を結びまして、これに基づいて、新設なり修繕を執行させていただいているところでございます。よって、結果的にこのような決算額になっているということで捉えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、４点目の遠隔制御器の関係でございますが、何回くらい使用されたのかということなんですけれども。内容ですよね。

〔発言する人あり〕

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　まず、遠隔制御器の関係でございますけれども、すみません。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。

遠隔制御器についてご説明申し上げます。

基本的には、防災無線につきましては、親機というものを、我々、庁舎の中の町民生活課の奥に無線室という形で設置をしております。これが親機になりまして、それに対して考え方としては子機というような形で想像してもらうと、それが消防署にあるというような形になっています。

我々職員のほうは、三交代で常に詰めているわけではないので、やはり夜間の時間帯というのは災害とかいろいろな情報発信するときには、どうしてもできないと。逆に消防さんにつきましては、三交代で24時間いらっしゃるということで、我々のいない時間、基本的には５時15分以降から朝の８時までです。８時までの間の防災無線が必要な場合には、消防さんにお願いするというような形で取決めをしております。

その間、夜間の火災であるとか、そういったものについては、消防さんのほうから町内の防災無線を使って、消防団の呼出しであるとか、町民さんへの注意喚起、あとお知らせ等するわけですけれども、そのときに防災無線のスピーカーに音を出すのをどうするかというと、消防署にある子機を使って、そこを通して、専用回線を通して親機を遠隔で動かすので、遠隔操作というような名前がついております。そういった形で親機を動かして、町内の必要な箇所の防災無線について放送を流すというような仕組みになっております。

遠隔制御器についての説明は以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長の押田と申します。

それでは、災害時優先電話の使用回数についてお答え申し上げます。

こちらのほうにつきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、青色防犯パトロールの際に職員が携帯する電話、また、町長が災害時の携帯電話ということで申し上げたところでございます。

職員が防犯パトロールに出た際、その携帯電話を持っていただいているところでございますが、そちらのほうから、現場からこちらの危機管理のほうに電話をいただいたということはございませんので、基本的には基本料金のみというふうに捉えていただければと思います。

また、災害時も幸いにして大きな災害はございませんので、町長のほうにホットラインという形で入ってくることもございませんので、こちらも

基本料金という形でお支払いということで捉えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

先ほどの件で、電話で、例えば大きな地震があったときに、何か使われたのかなと思っていたんですけれども、それもなかったということなんですね。あと、そういったパトロールで何か問題があったことがあったのかなと思っていたんですけれども、それもなかったということで、じゃ、これは安全に済んでいたということで、分かりました。

それと、あと最初の問題なんですけれども、地区コミュニティの中で、町民生活課が携わるというのは大事なことだと思うんです。先ほど答弁聞いた中で、聞いておりますという答弁をいただいたんですよ。そのときに、えって思ったんです。町民生活課の方はちゃんとフォローしていないのかなって思ったんですよ。

例えば敬老会のことに関していいますと、これだけ多くのところで行われている中、コロナ禍ということもありますので、そういうコロナの対策に対してしっかり行われているか。特にご高齢の方ですから気をつけなくてはいけないと思うんです。そういう中で町の職員が、チェックっていったらいけないんですけれども、そういうフォローをしていないというのは、ちょっと問題ではないかなという気がします。お金を渡して任せっ切りというのは、町の体質としてはどういうものかなという気がいたします。

例えば、気になっていたんですけれども、敬老会に参加できないご老人の方とかもいらっしゃいます。そういう方たちに対してちゃんとフォローがされているかどうかということが知りたいので、質問に上げていたわけなんですけれども、そういったものに対して、町民生活課のほうで全然把握していないというのは、ただ聞いているだけというのは、ちょっと問題ではないかなということを感じました。

その点についてどのようにお考えかを、再度お聞きいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹、関根と申します。よろしくお願いします。

委員ご指摘のとおり、地域の高齢者に対するフォロー、当然必要だと思っております。ただ、現状、昨年、令和３年度では、申請の段階で、窓口で、どういうふうにやるやり方とかをお聞きして、それに対して、こういうふうにやったらいかがですかというような、そういうやり取りは当然しております。ただ、先ほど言ったように、現場には派遣では行っておりませんが、逐一、そういった相談事に対してはきちんと対応している状況です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

８点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、前段にありました地域コミュニティ活性化事業でございます。成果説明書103ページ、集会所借地料、１集会所で減っていますね。また、自治会長等報償金の交付も、交付地区数が令和元年度と比べて１減となったままです。

活性化事業なんで、これは全世帯が自治会に入ることが理想だとは思いますが、担当課として、この入っていない対策と現実の差をどう思うのか。

今、高いところは何％ぐらいの自治会会員さんがいるのか。また、低いところは何％ぐらいになっているのか。その辺のところ、分かっていたら教えていただきたいと思っております。

それと、68ページ、成果説明書では105ページ、交通安全対策事業です。

この中で生活道路、つまり自分の家から出てすぐ道路がありますね。そういう生活道路ですが、工事などで凸凹が多い。かなり修繕もされているところもありますけれども、そういうところから出て、お年寄りなんかは自転車で行ったり、歩いていったとき、つまずいて家の周りでけがする人が多いんですよ。その辺のところで、そういう修繕をどう考えているのか。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　これは、でも105だから。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　ごめんなさい。

対策ということで、その辺の対策はどのように考えているのか。考えていただきたいなと。また、町民生活課としてどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

あと、72ページの、説明書では108ページです。防犯対策事業です。

防犯対策活動費用ですが、この事業の中には、電話による犯罪や変態による犯罪、また今、テレビやマスコミ等で騒がれている旧統一教会による詐欺まがいの販売や勧誘などがあったのかなかったのか。これらの問題で、担当部署の担当のところに、町民より相談があったのかどうか。その辺のところもお聞きしたいなと思っております。分かる範囲で結構です。

それから、73、74ページの防災活動事業です。これでは説明書109、110ページになると思いますけれども、災害に強いまちづくりの啓発活動事業、防災コミュニティ促進事業でございます。

３つの防災活動と、災害と、啓発と防災コミュニティです。この３つの事業とも、防災や減災に関する事業で説明も一遍にしますけれども、このことについて、水害、今年も最近台風が、大型が来て大変な各地で被害をもたらしたことも伺っております。地球温暖化により、近年大雨や巨大台風の発生が多くなっている。この影響により宮代町でも水没する地域が多くなるんじゃないかなと思っております。想定されるということで。

その辺で、救助体制や避難先のトイレや食糧の運搬が、私、心配でしようがないです。水害による体制は、この辺のところは十分に整っているのか。また、体制は大丈夫なのか、なった場合、宮代町で。体育館とかそういうところに避難させるというんですけれども、途中で水害で道路が不能になってしまうこともあり得ます。

その辺のところの体制をどういうふうにやっているのか。ボートを用意しているわけじゃないと思いますので、どうやってそういう地域を守っていくのか。その辺のところをちょっと詳しくお願いしたいなと思っております。

あと、74ページ、13目の進修館事業です。説明書では110、111になっております。

私、議会のところでも質問したんですけれども、今、議会が使用している小ホールです。ここにも書いてあるんですけれども、小ホールの使用回数が。令和３年度で353件、２年度では233件、元年度は406件。２年度はコロナウイルスが発生したということで少なくなっているのかなという感じはするんですけれども、そういったことで町民の使用回数、借りたいという人が年々どのくらいあるのか。

そして、議会との関係があるんですけれども、議会がこの中で何回ぐらい借りているのか。それ

も含まれているのかどうか。その辺のところを。

そして、もし議会がほかで開催されたら、小ホールの使用は拡大されるのかどうか。そういう見込みがあるのかどうか。その辺のところ、分かっていたら教えていただきたいなと思っております。

あと最後に、消防総務事業でございます。

説明書では、最後になると思うんですけれども、これは消防団活動、宮代でやっていますから、消防団活動のことが主に書いてあるんですけれども、今、コロナ禍です。毎日、私の家からも救急車、消防関係のサイレンが聞こえます。こういうことで消防団活動だけではなく、町民の命と健康を守る上から、その辺のところを把握しているのかどうか。何で消防のほうは出動回数が多くなっているのか。コロナなのか、火災なのか、いろいろあると思うんですよ。緊急出動など。その辺のところがもし分かれば言っていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬と申します。

山下委員さんの質問にお答えいたします。

私のほうからは、まず予算書68ページ、成果書105ページの生活道路の関係でお話をいただいたと思います。

実際のところ、道路の修繕となると道路の担当になるんですけれども、私どもの交通安全という形なので、おっしゃるとおり道路が凸凹していると自転車で転んじゃうとか、ご高齢の方多いので、つまずいてしまうとかというところも、交通安全というところでは関連しているのかなというふうに感じております。

そういった部分では、ご高齢の方という視点ではなくて、我々のほうでは、通学路というような視点で、お子さんの関係については、各ＰＴＡさんから、あと学校さんから要望というのを取りまとめさせていただきまして、それの対応を取っているところでございます。

それが、交通安全対策協議会というものを実施しておりまして、そちらの中で要望を審査いたしまして、その中で道路の路面標示であるとか、グリーンベルトとかいう形がメインになるんですけれども、当然、今お話があったような、水たまりがあって通学時に非常に子供が通るのが問題だよとかいうようなところがありましたら、我々から道路の担当さんのほうにお話をいたしまして、こちらの修繕というようなところも要望を行っているところでございます。

続きまして、予算書161ページ、162ページ、成果書112ページ、消防の出動についてどのように把握をされているかというようなご質問であったかと思います。

成果書のほうには、ちょっと記載をさせていただきましたが、埼玉東部消防組合の中での火災・救急の状況ということで、火災発生の状況は、令和３年１月１日から令和３年12月31日までに５件、救急出動の件数につきましては、同じ期間で1,494件という、大枠では把握をさせていただいております。

さらに細かいところにつきましては、毎月、消防署長が町長のほうに、今月の出動の状況ということでご報告をいただいております。手元に細かな資料、ちょっとご用意はしていないんですけれども、その中でコロナでの搬送が何件あったとか、脳出血で何があったかとか、声をかけても出てこないので、出動要請があって声がけをしたら無事に出てきたとか、そういった細かな案件までちょっとご報告はいただいているところでございます。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、まず、成果書の108ページの防犯活動事業に関する質問でございますが、詐欺等のお話をいただいたところでございます。宮代町内での詐欺被害状況についてお答え申し上げます。

こちらのほうにつきましては、令和３年１月から令和３年12月の１年間、埼玉県の利根地域振興センターのほうから情報提供されたものでございます。

まず、特殊詐欺につきましては、令和３年１件、預貯金詐欺につきましても、令和３年１件、合計で、詐欺被害につきましては、宮代町においては２件という報告をいただいているところでございます。

続きまして、成果書の110ページの災害に強いまちづくり啓発事業、こちらのほうで水害対策についてのご質問をいただいたところでございます。

こちらのほうにつきましては、最近では、委員の皆様方ご存じのとおり、線状降水帯ですとか、そういったワードを耳にする機会が多くなったと思われます。こちらのほうにつきましては、線状降水帯、令和６年から、発生を半日前から予報する取組が開始されまして、それに基づきまして我々も対策を講じさせていただいているところでございます。

失礼しました。令和４年６月です。大変失礼いたしました。

そういった形で、その情報を基に、我々は事前に町民の方に周知し、警戒を呼びかけることで、住民の早期避難につなげられ、町民の安心・安全を守れることが期待されているところでございます。

また、特別警報に基づきまして、町のほうで災害対策本部を設置いたします。また、配備態勢による人員を配置いたしまして、町民の生命、財産を守る責務を全うするよう取り組んでいるところでございます。

また、食糧等につきましては、防災倉庫ですとか、防災備蓄室、これ、小中学校の一室を借りて整備しているところでございますが、町民の皆様方に、最低３日、もしくはそれ以上で１週間ぐらいの備えをしていただきたいということで、皆様方にお願いしているところでございます。町のほうでは、災害時に1.5日分の備蓄を整備しております。また、県のほうで1.5日分の備蓄を援助いただけるということで、最低３日分は行政のほうで町民の方々に何とか提供できるような備えとなっているところでございます。

私のほうは、以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹の関根と申します。よろしくお願いします。

私のほうから２点、成果書103ページの地域コミュニティ活性化事業の関係で、報償金ですとか、集会所の補助金を出しているところですが、加入率、その低下に対してどうかというようなご質問だったと思います。

各地区ごとの加入率については、申し訳ございません、把握しておりませんが、町全体としましての自治会加入率、令和３年４月１日現在ですが、64.01％、３分の２程度ということになっております。

地域コミュニティ活性化事業としましては、自治会加入、当然、向上していかなきゃいけないと

いうところもありますが、令和３年度につきましては、コロナの影響で地区連絡会が１回も開催できない状況となっておりました。本来でしたら地区連絡会の中で、各自治会長さん同士が情報交換をして、どんな事業ができるかとか、どうすれば魅力ある自治会活動ができるかという情報交換の場として必要だったところですが、残念ながら令和３年度はそれが開催できなかったということで、なかなか難しいところでありました。

今後は、感染対策をしつつ、地区連絡会も開催してまいりたいと思っております。

続きまして、進修館で小ホールの関係です。成果書の110ページ、111ページになるかと思います。

小ホールのほうの件数が、利用件数363件となっております。この内訳ですけれども、公共で使っている件数が147件、こちらは議会であったりとか、町の会議であったり、町の主催事業、公共で使っている件数が147件。進修館の自主事業として活用しているのが３件、一般の方がご利用されているのが213件という内訳になっております。

仮に、議会、公共でなく小ホールを開放した場合にというご質問ありましたが、当然、空いていれば一般の方のご利用はこの内訳の213件よりも増えていくと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

じゃ、最初から、52ページの地域コミュニティ活性化事業でございます。

今、64％しか組織されていない。自治会の会長も決まっていないところもたしか１か所ありましたよね。その辺のところがなかったですか。減ったというところで、そのままになっているということで。この説明書の中では１減になっているんですけれども、その辺のところがどうなっているのかなという感じはするところもあるんですよ。報償金も、交付地区数が令和元年度と比べて１減、だからそれが減っているということなんで、交付されないところがあるということで。

活性化事業なんで、やっぱり組織化を進めていくためには、その地域の住民、100％組織しろと言っても、これはなかなか難しいところがあると思うんですけれども、やっぱり組織を高めていくっていう努力は必要だと思いますよ。その辺のところでどういうふうになっているのか。

あと、それと集会所が１つ減りましたね。元年度では16集会所、２年度では15集会所、３年度では14集会所となっているんです。これは、自前の集会所を持っているところが増えたのか。それとも、自治会長を廃止したのか。その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、交通安全対策です。

この町民生活課として町民の安全を守るために、通学路を重点にやっているということなんですけれども、やはりお年寄りもいるんですよ。足が上がらない人が。つえをついて歩いている人が。やはり工事のところの凸凹、あれを解消しないと、なかなか難しいところがあるんじゃないかなという感じは。特に生活道路でそれが多く見られる。県道とか町道の主要道路は大分直しました。私も見ています。走っていますので。そういうところは直っているんですけれども。

それと、町民生活課じゃないということなんですけれども、凸凹とかそういうのは、その担当部署に、町民課として早く直すように奨めたほうが私はいいんじゃないかなという感じはするんですよ。今、町民生活課は生活課でやっていますということで言っていますけれども、でも現実には、そこで倒れて、けつまずいて、けがする人がいるんですよ。足が上がらなくなってきているという

のか。これも高齢化ですから。これも仕方ないことなんですけれども。しかし、仕方ないだけで済まされることじゃありません。町民の安全を掲げるのは町民生活課じゃないかなと、私は感じておりますので、ぜひ、その辺のところは強めておいてほしいと思っております。

あと、防犯対策です。

詐欺が２件あったということなんですけれども、この詐欺だけじゃなくて、変態詐欺もこの間ありましたよね、夏場に。杉戸のほうだ、宮代のほうで、変な行動を取っている人たちが現れたということで。１回、防犯無線で杉戸町は注意喚起をしたみたいですけれども、宮代町もそういう連絡はなかったんでしょうか。

私は、日工大の近くであったということで聞いていますよ。いつも散歩しているんで。近頃この辺で変態の人がいるんですよっていうんで。そういうのは町のほうに連絡はなかったでしょうか。杉戸町は防犯で流しましたけれども、私も聞きました。そういうのがあったのかどうか、その辺のところも含めてお願いします。

73、74の防災活動事業、災害に強いまちということで、県と町でも対策は取っている。線状降水帯が最近、１か所で何度も降って相当の被害があちこちで見受けられます。いつ、宮代もどういうふうになるか分かりません。その対策を、今、集会所や体育館やいろんなところに、避難設備として設けているということは理解できます。

私も、それは急いでいく必要があるかなと思っているんですけれども、万が一、県道や町道のところが水没して交通が遮断された場合、多いんですよね、あっという間に２階まで来ちゃったとか、水が。そういうところが日本中であるんで、ちょっと心配だなという感じ。例えば上流でそれが起きて利根川が氾濫したとなった場合はどうするのかな。あっという間に来ますよね、水の流れですから。上から流れてきますから。

そういうところでは、やっぱり消防団とか消防署、または町役場が出動するんだと思いますけれども、万が一、災害で取り残された場合、誰がそういう取り残されたあれを助けに行くのか。そういうところは、もう消防署にお任せでしょうか。その辺のところもちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、進修館事業、先ほど言ったとき、ここに書いてあるとおりに、公共の使い道が147件、その中で民間で普通のところが213件ある。増えるんだということで、なくなれば増えますよということなんですね。それは了解したんですけれども、やはり公共の施設です。町民にいっぱい使っていただきたいというのが私の考えなんですよ。

やはりこういう公共施設の中に、私は、議会が持っているというのはちょっとおかしいなという感じが。これはまた別な問題ですけれども、やはり町民生活課として、そこを有効活用というのか、最大限に活用していただくためにはどうしたらいいのか。その辺のところの考えがあるのかどうか。やはりそういうのは邪魔だというんだったら言っていただきたいなと思っております。町民にいっぱい使ってもらいたいというのが私の願いなんですよ。

161ページ、消防のほうでは、消防署長が月１回来て、連絡でやっているんだということは分かりました。そういう密な関係というんですか、消防、消防団、町民生活との関係を持っていただきたいなと私は思っております。やはり将来、どうすれば、こうすれば、皆さん安全にできるんだということ、分かりますので。ぜひその辺のところは密にやっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員、４点でいいですか。

答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹の関根と申します。

成果書103ページの自治会長等報償金の交付、元年から１地区減になっているという、その内訳というか理由ですけれども、そちらにつきましては、隣接の地区が統合をしまして一つの地区になっているということで、地区の数としては１地区減となっております。

続いて、集会所です。

集会所借地料、固定資産税部分等の補助金、これが元年、２年、３年と１集会所ずつ減っている。この減の内訳というか理由になりますが、元年度から２年度に１件減っています。こちらにつきましては、切戸会館が廃止となったものでございます。２年から３年の１減につきましては、弁天会館という集会所がありますが、そこの土地が用地買収の関係で町のものになったので、固定資産税、借地料がかからなくなったということで、１件減額になっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、お答え申し上げます。

成果書の108ページの防犯活動事業に関するものでございますが、先ほど宮代町内の詐欺件数のほうを２件ということで申し上げたところでございます。その後、変態、いわゆる不審者が出た場合について、町への連絡はないのかというところでございますが、これは警察からの連絡ということで捉えさせていただきますが、警察のほうからそういった情報につきましては、一報があり、その後、ファクスが流れてきます。そのファクスを基に防災行政無線等を通じて、町民の皆様方にそういった不審者が出たということで情報提供のほうをさせていただいているところでございます。

なお、参考までに令和３年度でございますが、防災行政無線を使用して不審者情報を流した件数につきましては、12件ぐらいでした。そういった形で警察のほうから連絡を受けた場合については、町民の安全を守るために速やかに情報提供のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書の110ページの災害に強いまちづくり啓発事業、こちらのほうの関係で、水害対策について先ほど申し上げたところでございます。その後の質問で、取り残された場合、水害地にあって取り残された場合については、誰が助けに行くのか、署に任せるのかというご質問をいただいたところでございます。

我々、町職員につきましては、専門的な知識ですとか、災害時に町民の方を助けに行くというノウハウがあまり持っていないというふうに認識しております。そのような形で、やはり専門的な組織である消防署の職員の方々に、まずは住民等の命を守っていただくのが一番ではないかというふうに捉えておりますので、我々、町役場の職員でなく、消防署職員による人命救助というふうに捉えているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　地域コミュニティ活性化事業は、ある程度分かりました。ただし、64％という組織率、それを町全体で考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども、その辺のところの

町の考え方というのはあるんですか。これから先、いや、少なくなったらそのままだよ。あと自治会に任せっ放し。そういう対策というのは取っているんですか。

やはりこれはうちの自治会でも毎年、何年かに１回は１人やめ、２人やめ、している人が多いんです。何か魅力というのは感じないのかなという感じはするんですよ。入ればいろんな役職が待っている。何年かに１回はやるんだよ。これは各班に６軒か７軒か10軒くらいの班に回ってくる。やはりそれが問題じゃないかなという感じはするんですよ。現役の人は仕事が忙しい。何か理由を述べながら。病人がいるなどを理由にしながら。やりたくないというのが正直なところなんですよ。

あんまりにも町のほうで、自治会に役を押し付けているんじゃないかなと、私は感じているんですよ。何々するのは自治会でやってくれ、何々するのは自治会でやってくれ。自治会で担当でこれだけ町のことはやってくれ。やはり軽くしていかないと、私は組織率は向上しないんじゃないかなという感じはするんですよ。

その辺のところは、町としてどういうふうに考えているのか、自治会組織を高めるための。もう一度、お願いしたいんですけれども、その辺のところで。

交通安全は分かった。

防犯活動は、12件も年間にあるんですか。ファクスによる連絡というのが。今、12件ぐらいあるということでおっしゃいましたけれども、令和３年度で。やはりこれだけ社会がいろんな人が出てきている。やっぱり町民の安全とかそういうのを守っていかなくちゃいけないと思うんです。

パトロールとか、そういうのはやっている。いろんな車にカメラをつけて、搭載して走っているんだ。言っちゃ悪いんだけれども、それやってもなかなか、朝早いとか夜遅いとか、そういうところにいろんな町民が不安にかられているところがあるんですよ。四六時中見ていろというわけにはいかないんですけれども、警察との関係、見ていただきたいなという感じはするんですよ。強めていただきたいというのが。

やはり若い人、年配者もそうなんですけれども、安心して町が歩けるようにしてほしいというのが町民の願いだと思います。

私のところにも相談に来たんですよ、この間。この間、変態みたいなのがいるんですよというんで。歩いているときに。私が犬の散歩で歩いていると、何とかしてくださいよということで、そういうのがあるんですよ。

だからやっぱり町としても、町民の安全を守るための目を、これを強化してほしいというのがあるんで、そういう連絡があったら、すぐにでも対策を取っていく。そういう姿勢が必要じゃないかなと私は感じているんですけれども、その辺のところの体制をもう少し強化できないかと思っております。

あと、もう一つは、先ほど人命救助と言っていましたけれども、私は、確かに人命救助は必要だと思いますよ。ただ、町の体制として、あとは消防に任せるんだという、そういう姿勢。そうさせないための姿勢ですよね。人命救助の前に。

ここの地区はもう洪水が決まっているんだ、町としてこうしたいんだという、そういう姿勢がなければ、あとは災害あったときには消防に任せればいいよ、そういう簡単なやり方というのは、私はどうなかという感じはするんで、事前にそれを防げる方法というのを考えていく必要があるんじゃないかなと、私は思っています。

そういう取り残されないような、災害に強いまちにしていくんだと。それがなければ、やはりな

ったのはしようがないよという感じになってしまうんです。と思います。

ぜひ、その辺のところの視点でまちづくりを考えていただきたいと思っておりますので、もう一度、その辺のところお答えください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

先ほどの人命救助ということで、消防署の職員に任せるということで、私のほうで申し上げたところでございます。それは、山下委員さんのほうから、町として無責任ではないかというようなお言葉もいただいたところでございます。

町は、町としてできることをやらせていただいているところでございます。例えば、災害時に逃げ場がない、自分の家にいられない場合については、当然のことながら避難所のほうに駆け込んでくると思います。そういった被災者が避難所に駆け込んできたときに、我々職員が、いかに皆様方に安心して、居心地の悪い避難所で過ごしていただけるか。そういった形で職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、人命救助につきましては、本当に申し訳ございませんが、専門知識のない町職員ではちょっと難しいということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹、関根と申します。よろしくお願いします。

自治会加入率が64％ほどということで、その対策、活性化するためにということですが、こちらにつきましては、確かに自治会加入率の低下は、当町に限らず全国的に課題となっております。それを受けまして、なぜ自治会に入らないのか。委員さんがおっしゃったとおり、いろんな役とか面倒くさいという話もよく聞きますが、やはり自治会が元気にならなきゃいけない。魅力ある事業を展開したり、地域内のコミュニケーションを図ることが重要と捉えまして、第５次総合計画のほうにもありますが、地域の力となる地区コミュニティセンター事業を進めているところでございます。

地区コミュニティセンターには、地区担当者が張りつきまして、より近い場所で、先ほど敬老会のお手伝いの話もありましたが、そういった地域にまず出向いて、いろんな事業を一緒にやって、区長さんとコミュニケーションを取って、何でも言い合えるような関係を持つというところが地区コミュニティセンターの肝となっておりますので、現在、そちらの事務に向けて進んでおりますので、決して自治会を放っておくとか、加入率を気にしないということではなくて、やはり元気のある地域自治会になっていただきたいということで、コミュニティセンター事業、進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時２４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、町民生活課の質

疑を行います。

質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点、質問をさせていただきます。

決算書の51、52ページ、地域コミュニティ活性化事業です。成果書の103ページの花いっぱい活動についての詳しい内容を教えてください。

次に、決算書68ページの交通安全対策事業についてです。

こちら成果書の106ページにもありますけれども、交通標示案内の工事等々、いろいろ整備をしてくださっていると思うんですけれども、東武動物公園の西口、駅前の交差点についてなんですけれども、こちらの信号をつけていただきたいという要望も出ているとは思うんですけれども、交差点について、交通違反が多発していると思うんですけれども、そういったことの把握は町でされているのか。そのあたりのことをお伺いいたします。

最後に、決算書の74ページの防災活動事業についてなんですけれども、こちらの中の安心安全まちづくり推進事業補助金、こちらは自主防災会などの補助金ということで伺ったんですけれども、自主防災会について、自治会と合同になっている地区があったり、自治会を統合して自主防災会をつくったりというご説明あったと思うんですけれども、先ほど自治会の加入率が64％ということで、それ以外の方々は、自主防災会にも入れていないような現状であると思います。

それで、私の伺ったお声によると、先ほど自治会をもう少し魅力をアップして、自治会加入率を増やして、自主防災会の加入率もおのずと増えるということを思っていらっしゃるのかなと思ったんですけれども、やはり生活も多様化していまして、地域の中でのコミュニケーションということも必要だとは思うんですけれども、生活環境の違いもありますので、そのあたりで自治会の地域の活動にはちょっと参加が難しいという方が、自治会に入っていないような現状だとは思うんですけれども、ただ、防災となると、その生活環境というよりは、災害が起こった場合、地域で活動しないことには、この人は入っていないから知らないとか、そういうことではないと思うので、やはり自主防災会ということは、ほとんどの方に入っていただいてということが前提だと思います。

それで、お話としては、自主防災会、防災には興味があるので、防災会だけなら入りたいというお声もあったりするので、そのあたりのことをどのように考えていくのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹の関根と申します。

花いっぱい運動についてのご質問に対してお答え申し上げます。

地域力ステップアップ事業の花いっぱい活動につきましては、自治会による花いっぱい運動、プランターにお花を植えて、自治会の地域の中を花でいっぱいにすることで、地域力というかコミュニケーションを図るという事業になっております。

こちらにつきましては、１自治会当たり１万5,000円の補助金ということで、例えば種でしたり、肥料でしたり、そういった消耗品を対象とした補助金となっているところでございます。

以上です。お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副

課長、押田と申します。

決算書71ページ、２ページ、３ページ、４ページまで続きますが、防災活動事業ですかね。

失礼しました。防災コミュニティ促進事業でした。大変失礼いたしました。

決算書の73ページ、74ページの防災コミュニティ促進事業、また、説明書では61ページになります。

こちらの関係で、町の補助金の関係でございますけれども、宮代町安心安全まちづくり推進事業費補助金というのがございます。こういったものについて、町のほうから自主防災組織のほうへいろいろ行うことに対しての補助をさせていただいているところでございます。塚村委員さんのほうから、自治会の加入率64％という形で、自主防災組織、そちらのほうには興味があるからどうだというようなお話をいただいたところでございます。

自治会につきましては、あくまでも地域の皆様方の地縁のつながりによってつくられた組織であるというふうに認識しておりますので、行政のほうで、こうしてくださいというようなことは申し上げていないのが現実であります。また、併せまして、自主防災組織につきましても、町のほうからこういった形で取り組んでくれというようなことでは申し上げておりません。

自治会につきましては、76地区ございまして、自主防災組織が56団体ございます。この数字の差異につきましては、近所の地区が寄り添って一つの自主防災組織をつくられている地区もございますので、そういった形で、組織の数については差異があるということで捉えていただければと思います。

また、自主防災組織に入りたいという方たちにつきましては、あくまでも、大変恐縮ではございますが、地域の方々にお任せしているということでご理解いただければと思います。

しかしながら、町のほうでは、地域の方々に何もしないというわけではなく、いろいろな相談を受ければいろいろな助言等なりをさせていただくつもりでございますので、そういった点でご理解願えればと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

決算書68ページ、説明書105、106ページ、交通安全対策事業についてご質問をお受けいたしました。

東武動物公園の西口、駅前の交差点付近の交通違反、こちらについては、やはり停止線のところに止まらない方が結構多いのかなと思います。あと、横断歩道に通りかかった方がいたら、当然、停止線もありますので一旦止まると、歩行者優先というようなところが必要なんですが、どうしても車がすっと通ってしまうというようなところは、実態としては把握はしております。

当然、大きな交差点になりますので、信号というようなご要望もあるところなんですけれども、信号を設置するには交通量というのがやはり必要になってくるので、そうなりますと、なかなかあそこの場所に交通量が、信号設置に達するところまでちょっと達していないのが実態になりますので、注意喚起等、警察との連携をして、違反がなくなるように周知してもらうところがあると思います。

補足になりますけれども、信号設置の条件というのがありまして、今からちょっと５つほどお話をさせていただきたいと思います。

警視庁のほうから出されております。

１つ目、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全に擦れ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

２、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ここまでは何とか大丈夫だと思います。

３番目です。１時間の主道路の自動車の往復交通量を原則として300台以上、になります。これ、なかなか厳しいのかなというところです。

信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。

交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号機を設置できること。樹木があったりして見づらくなるんではなくて、しっかり見えるような状況にしてくださいねという、この５つの条件があります。

その中に、やはりどうしても300台となると、あそこ300台はちょっと厳しいので、信号というところがないんですけれども、とはいえ、やはり歩行者がいるときに車両が止まらないというのは非常に交通違反になっていますので、警察のほうに改めてお話もさせていただきながら、連携して対応していきたいと思います。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

まず、今の交通安全対策についてなんですけれども、交通量の問題もあると思うんですけれども、あそこの交差点で、そういった違反を強化をされていることで、そこを逆に通らないようにするという、あまり通りたくないということで、そこはもう宮代町の新しい商業施設などもできたことですし、そこを通りたくないから、その商業施設もちょっと使いづらいとか、そういった町のイメージとともに、商業施設の利用についても影響があるのではないかと思っています。

また、東武動物公園に来られた方なども、かなり多く取り締まられていますので、楽しい思い出がそういったことになるということで、やはり宮代町にとってもイメージダウンの一つになってしまうと思いますので。

あと、歩行者の安全ということもございますので、引き続き働きかけて。先ほど５要件があるということだったんですけれども、働きかけていただきたいと思いますが、そのような方向でもう一度いかれるのか、その点、お伺いいたします。

それから、防災コミュニティ促進事業の自主防災会についてなんですけれども、こちらも、今、ご答弁いただいたことで承知はしたんですけれども、やはり自主防災会も含めてあるので、逆に自治会に入ってくださいというアナウンスの仕方もあるとは思うんですけれども、そのあたりの自治会とその防災ということでの見直しを、地区コミュニティセンター活動ということも始まると思いますので、もう一度見直しが必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりと、例えば自主防災会と自治会を分けて、同じように町が自主防災会も支援をしていくということを考えてもいかれるのかということを、もう一度お伺いいたします。

最後に、花いっぱい活動なんですけれども、１件で１万5,000円ということは、２団体が３年度は活動されたということだと思うんですけれども、このようなお花を通して地域が活動するということでも、やはりこの自治会単位でということでしか、この活動ができないのかということを、もう一度伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、防災コミュニティ促進事業の関係で、自主防災組織の点についてお答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおりでございますが、基本的には地域の方々にお任せしているということで、私の答弁は変わりはございません。

地域コミュニティの関係でございますが、地縁的なつながりよる地域コミュニティについては、地域の住民が助け合いをして生活を営む基盤であるというふうに考えているところでございます。地域生活における全般にわたって重要な役割を果たしているというふうに捉えているところでもございます。地域の皆様方が、地域に寄り添って笑顔で暮らせる元気なまちをつくりたいというふうに、我々は思っているところでございますので、そういった形で、職員としては地域に寄り添った形でいろいろ入り込んでいければというふうに考えているところでございます。

また、自治会と自主防災組織、今後の見直しについてでございますが、見直しの時期に来ているかどうかについては、ちょっと何とも申し上げられないところではございますが、やはり先ほどから申し上げているとおり、自治会については、地縁のつながりによって組織形成されているものでございます。地縁によるつながりが強いところでございますので、そういった方々でまずはご協力し合いながら、話し合いながら、地域を活性化していただければというふうに考えているところでございます。

今後につきましては、転入者等が増加してきたりして、新たな自治会編成等の要請意向が地域のほうからございましたら、地域の方の意向に沿って自治編成等ができるようにお力添えをさせていただければというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹、関根と申します。

花いっぱい運動の申請団体につきまして、お答えいたします。

申請団体につきましては、単位自治会でも可能ですし、近隣でまとまって連合としての申請もできるような制度になっております。

ただ、例えば３地区が一緒になって一つの団体として花いっぱい運動の申請をいただきますと、この要項どおり、限度額が１万5,000円なんです。ところが、個々で３つの自治会がそれぞれで応募しますと、個々で１万5,000円という上限になりますので、花いっぱい運動をする、そのお花の数であったりとか、プランターの規模であったりとかによって、まとまっちゃうとちょっとお金が足りなくなってしまうこともあると思いますので、そこら辺はご相談に来たときに、それぞれ適宜対応していきたと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

塚村委員さんの質問にお答えいたします。

お話の中でもありましたが、危ないので通りたくないとかっていう町民さんのお声があるというようなことですが、それはとても駅前が新しくきれいになって商業施設もあるのに、行きたいのに行けないという思いだと思いますので、引き続き、警察のほうにも協議、要望していきたいと思いま

すので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

２点ほどお願いいたします。

まず、成果書46ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業で、２か所目の開設が令和７年度、２か所目は多分、姫宮地区だと思うんですけれども、それに対しての進捗状況を聞きたいということ。

また、成果書112ページ、消防団の事業運営、この中の昨年の特別点検は、コロナウイルスのため縮小して実施しましたという形になっていますけれども、今年はどういう形でやられるのか。

また、ここには載っていませんが、統一訓練等の今後の町の方針をお聞かせください。

その３点です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹、関根と申します。

成果書の46ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業の令和７年度の進捗というご質問でございます。

今、現在、令和５年４月から須賀地区での開設に向けて、開設場所等の検索等しているところでございます。

７年度の姫宮地区につきましては、今現在のところ、特に進捗というか準備はしておりません。５年４月からの開設を受けまして、実際にいろいろ研究を進めて、その半年ないし１年間の蓄積したものを基準として、７年４月開設に向けて姫宮地区のほうに反映していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

土渕委員さんからの質問にお答えいたします。

説明書113ページの消防団の特別点検の関係でご質問いただきました。

今年の特別点検についてはどのようにというようなご質問だと思いますが、今年につきましても、現在、新型コロナウイルスの蔓延が非常に続いているという状況ですので、前回と同様な形になるか、一応、来賓を呼んで通年の形に戻すかというのは、もう少し先に判断をしようかというふうに思っております。あまり蔓延が続いているようであれば、昨年と同じように縮小した形での実施になると思いますが、最悪、中止というような状況も検討しなければならないかもしれませんが、現状では実施という形で団長さんとはお話をさせていただいております。

統一訓練につきましては、第１回統一訓練と第２回統一訓練と２回実施しております。第１回統一訓練につきましては、例年ですと全ての６分団合同で実施をしているところでございますが、今年につきましては、やはり新型コロナウイルスの蔓延が非常にピークだった時期でありましたので、７月、８月の間に各分団に分かれて、それぞれで実施をさせていただいております。

第２回の統一訓練につきましては、現在のところ特別点検の予行練習のような形になりますので、合同で集合して、11月の頭に消防署で実施という形で予定をしております。これにつきましても、やはり新型コロナウイルスの蔓延の状況を鑑みて、状況の判断をこれからしていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、最初の地域コミュニティセンター事業に関しまして、再質問させていただきます。

和戸地区のコミセンが優先的に運ばれるわけですが、あと２年間、その後、令和７年まで姫宮地区はちょっと状況を見ながら考えるという形ですが、なるべく早く進捗してほしいというのが地域住民の要望ですので、その辺を考慮していただきたいと、切に思います。また、その辺に関してもう一度お願いします。

また、特別点検は、私も団員の１人として参加しています。これはコロナウイルス関係の状況で致し方ないところもあります。

あとは、統一訓練です。

いつもですと、全分団が集まって合同的なものをやるというんで、昨年来からコロナの関係で各分団ごとという形でやっております。それもよしなのかなと。私も参加いたしまして、今まで全分団集まって統一訓練をやったわけですけれども、各分団ごとに専門的なものを教えていただけると。また新たな知識が入るという形では、そういうのもありなのかなという。ただ、統一訓練のよさは、全分団が集まって士気を高めるという、それも必要なのかなと。

この辺は、コロナの影響を鑑みて、ぜひともその辺を指導していただきたいなと思っております。これは要望ですけれども。

あとは、私たち６分団がこの間、統一訓練の一貫として行ったんですけれども、大規模災害が発生したという状況で、地域パトロール並びに無線機を使用して、６分団の詰所を拠点として、どの辺までパトロールしていいものかとか、あとは、災害者がいたという想定で、そういった訓練をして。

一応、私たちの区域は百間小まで本当は行かないんですけれども、途中に災害者が歩行困難になって百小の手前で倒れていると、そういうことを想定して、百小まで連れていって、百小の門が開いていないから、すてっぷ宮代とか、そちらまで行って無線機で本部に連絡したところ、無線機がすてっぷ宮代だと届かないんですよ。それで、百小の正門だと届くんです。

これは、参考意見として聞いていただきたいんですけれども、専門的なでかい無線機だったら大丈夫だと思うんですけれども、消防団が持っている無線機だと、要するに百小の森が邪魔して、多分、電波が入らないみたいな。参考意見としてよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　１問、コミュニティセンターでいいですよね。

答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課、地域振興担当主幹、関根と申します。よろしくお願いします。

地区コミュニティセンター、和戸地区の開設についてです。７年度からスタートというところを、なるべく早い時期の開設をというお話でした。

当然、説明書の46ページにありますとおり、実行計画ではこのような計画になっております。いかんせん担当としても、令和５年スタートする地区コミュニティセンター、初めてやることですので、一体どのようになるかがちょっとまだ予想がついていません。地元の区長さんたちとコミュニケーション取りながら、地域を活性化していくという目的ではございますが、実際５年にスタート

してみて、うまく回り始めればそのノウハウがすぐに生かされれば、時期を早めることも可能だと考えております。

須賀地区、姫宮地区限らず、中央地区もですけれども、全ての自治会が活性化できるように、なるべくいい方法で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。

ぜひともそのような形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

３点、質問させていただきます。

コミュニティ活動支援事業、こちらの地域敬老会開催活動の件と、あとは２番目に、自治会長等報償金の交付の件です。３点目が、消防総務事業の件で救急救命講習、これの件数です。

まず、１点目の地域敬老会開催活動ですが、これは、昔は進修館の大ホールに皆さんを呼んで、弁当配布とかやっていたんですが、そのときは大体75歳以上、その方たち全員に郵送して、それで本人は来なくても家族が行けば、弁当配布とか、そういうものを配布していたんです。ですから、大体100％来たという、私もそういう経験があります。親がやっぱり年取って行けないんで、取ってきてくれということで、何度も進修館に取りに行った経緯があります。ですから、そのときは大体100％に近い方が、町が郵送して皆さんに配布していたと思います。

それから、２番目の自治会長等報償金でございますが、こちらについては。

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　敬老会の件について質問いたします。

今後、この参加者が何か64％ということでありましたが、以前みたいに元に戻すことはできないんでしょうか。

じゃ、２点目です。

この自治会長等報償金でございますが、今、町内会によって町内会の会費、それが月に250円とか、多いところじゃ500円を徴収している町内会もあるということでございます。

それで、人によっては、私の聞いたところですと、町内会の会費が高過ぎるから、そのために入らないとか、そういう意見もあります。私自身、考えましたら、アパートがあるわけです。そうすると、アパートの入居者というのは町内会費を払いたくないと、そういうふうに言っていまして、アパート、大体加入率が50％ぐらいです。大体10戸あったら５戸ぐらいしか入っていません。そういうところがあります。

それから、先ほども委員から話がありましたが、自主防災会は、この町内会の会費を払っていないと、自主防災会の会員になれないと、そういう状況があります。

それで、この自治会長の報償金でございますが、この各区長に報償金、払っていますが、その報償金の使い道。その場所によっては、区長が、自分の懐に入れるのが大体ほとんどだと思うんです。それで、町内会の役員手当として、区長がその町内から役員手当はもらっているのが大体なんです。ですから、20人もらっていることになるわけですよ。

私が一般質問でしましたが、こういうところを行政区としてやればそういうこともなくなるんですが、これが一般に自治会に任せているために、そういう会費が各町内会によってまちまちなんです。それが現実であります。それで自主防災会も

別々にと言いましたが、町内会に会費を払っていなかったら、自主防災会の会員になれないんです、実際は。それが現実です。

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　これの質問は、そういうことで、町としては区長の報酬、この点について、これはその区で、全体で使用できないのか。今の状態だと区長は、全部懐に入れる町内会が多いと思うんです。それはやっぱりそういうのを、ルールを町として言えないのか。それもお聞きします。

それから、消防総務事業のほうで、毎年、自主防災会の会合が、年に１回、宮代消防署でやっておりますが、以前は救命講習、これを各町内会主催でやっているのが多かったんですが、最近はかなりそれが少なくなっております。それは手を挙げたところが全員できるというわけじゃなくて、やっぱり消防署のほうの判断で参加できないと。

例えば救命講習を起こすと、その講演会に消防署から３名か４名、職員を派遣してやることなんです。やはりそのために人材がそろわないということでできないということなんですが、今現在はどのぐらいの件数で行っているのか、それをお聞きします。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時０３分

○委員長（川野武志君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹関根と申します。よろしくお願いします。

まず、１点目、敬老会の開催方法についてのご質問であったと思います。

以前は進修館の大ホールのほうで宮代町敬老会として一斉に一か所でやっていたということです。その中で、大ホールに高齢者の方が集まっていただいて、式典をやって、例えば座布団であったり赤飯であったりと記念品をお持ち帰りいただくというようなイベントとして開催していたと聞いております。

しかし、時代の流れの中で記念品の受け取りのみになってしまった方が多かったことによって敬老会の見直しということで、地域ごとに身近な集会所などで敬老会を開催することで地域のコミュニティが図れることも一つの目的として、地域敬老会という形で開催するようになったと聞いております。

次の区長、自治会長等報償金の関係につきまして、町として使途を指定できないのかというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、例えば広報等の町発行文書の配布であったり回覧、または防犯灯、公園等の各施設の維持管理のための調整、それから自治会の意見等の取りまとめや行政との調整、また、町主催事業、行事等へのご参加というような自治会長さんにお願いするようなことがございますので、そちらの調整に関する事項にご協力いただくということで、個人の方にお支払いしている報償金となります。この使途につきましては、各自治会長さんの考え方によって、個人の報酬として受け取っている区長さんもいらっしゃいますし、自治会の口座に振り込んで、自治会の活動費として

ご利用いただいている区長さんもいらっしゃいます。その使途につきましては、報償金をもらったその区長さん、自治会長さんの判断に委ねているところでございます。ので、町のほうからこういうふうに使いなさいという使途の限定のほうは、今のところできていない。今後も区長さんのほうにお任せするような形になるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

すみません、予算書161、162ページ、消防総務事業で、説明書112ページの消防の総務事業についてご質問いただきました。救命、救急救命講習の実情ということでご質問があったと思います。

自主防災会さんが救急救命講習を実施するに際しましては、消防署さんに直接ご申請をいただいて、日程調整をして実施をしていただいているのが実情になっております。実際、町のほうではその回数というのはちょっと把握をしておりません。直近ではコロナの関係がございまして、消防署からは、ちょっと実施12名を限定にしてくれ、までにしてくれというような指定を受けているのと、時期的には今はちょっとできないよというようなお話をいただいている状況です。

埼玉東部消防組合では、各消防署におきまして組合実施の救命救急講習というのも実施しておりますので、そういった機会もちょっと捉えていただいて、ちょっと宮代消防署で日にちが、日程が合わないときには白岡であったり杉戸であったりというような消防署になってしまうこともあるかもしれませんが、そういった近隣の消防署でもお受けはできる形になっておりますので、どうしても救命救急の資格が欲しいとか、救命救急の講習を受けたいというようなご要望がありましたら、消防署とまたご調整をしていただく形で取り組んでいただければなというところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

まず、最初のその地域敬老会開催の方法なんですけれども、今言われたように、町主催で以前みたいに元に戻らないと言われましたが、実際うちの町の会でも会長がもう、企画したイベントとかやるといろんな方を手配したりするのが大変だということで、要は解散届を町に提出して、敬老会は開催していないのがもう３年続いています。そういうことで、やはり会長自身が敬老会を開催する能力ではないのですが、やはり開催するとなると、そのイベント企画とか、あといろんな、例えばそこのイベントに呼ぶ講師の方、そういう方とかというのがかなり大変だということで、うちのほうも二つの町内会で一応一つにまとめてやっていたのですが、その二つの町内会、やっていたのが、一応開催も、敬老会開催できないのが、もう３年になっています。

私もそのときはその敬老会の副会長だったのですが、そういった感じで一応断念して、やはり元に戻ったほうがいいなと、そういう意見が大多数でありました。やはり、その進修館の大ホールでやって、確かに参加者、弁当とかそれを取りに来るだけかもしれないけれども、それを楽しみにしている高齢者もいることを、やはり自覚していただきたいと思います。

それから、２番目の、先ほどの自治会長の報償金が個人に振り込んでいるということでありますが、これに関して、今回私も役員会のほうから話が出たのが、やはりその町内会では、区長が報償

金をもらっているというのは内緒にしているか分からないんです。それで、結局、実際そうなんです。役員自体が、会計自体がうちの町内会では分からなかったので、それで今問題になって、今もめている最中です。そういう形で、やはり区長手当もはっきりと町内会の口座に入れれば、これも定期総会のときにちゃんとあからさまにそれの使い道が分かるので、そういうふうに改善をお願いしたいと思います。

それから、救命講習ですけれども、これも私は自主防災会のほうの役員を10年やっていましたから、やはり最初の自主防災ができた時点からやっていましたので、自主防災会というのは、やはりいざとなった、この新型コロナ、今多いので、やはり救命講習、いざとなったときのそういうのをやる方が多くなれば、いざとなったときのそういう命を危険にさらすこともなくて助けることになりますので、やはり12名とかそういう人員で削減するのではなくて、やはり積極的に町が推進して、そういう救命講習を受ける人をどんどん増やして、それで自主防災会でも人の命を大切にするためには、そういう形を積極的に進めることを提案したいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

ちょっと決算書を見ながら分からないこともあるので、教えていただきたいという内容もありますので、お願いします。

68ページの埼玉県市町村交通災害共済受託事業が今回入っていますが、これの成果というか、教えていただきたいと思います。

それから、70ページ、自転車対策事業なんですが、委託料です。昨年度までは、今回委託料一括になっていますが、このメリットということでお伺いします。

それから、防犯対策費、成果書だと108ページです。需用費の電気料なんですが、令和３年が520万、令和２年が606万、令和元年が735万ということで、この成果というのはＬＥＤに替えたという成果ということでいいのか、お伺いします。

それから、防災活動費、成果書のほうの101ページのほうに町民生活課の本年度の成果というところで十五、六行目のところなんですが、防犯活動事業では備蓄品などの適正な管理を実施するとともに、備蓄食料の更新に合わせて自主防災組織、小中学校、保育園、社協などに配布し、有効活用を図りましたということで、これは備蓄食料の更新をするために、残っているものをこの４団体というか、４つに配布したということでよろしいのでしょうか。そこをちょっとお伺いします。

それから、ちょっと参考までに委託料のところにカラスの巣撤去委託料とありますが、これはどういう状況だったのか、お伺いします。

それから、74ページ、負担金補助及び交付金の陸上特殊無線技士養成課程負担金とありますが、これはどなたが、負担金ですが、どなたにあれしているのかをお伺いします。

それからもう一つ、埼玉県市町村被災者安心支援制度負担金、これについてもお伺いします。

それから、成果書のほうの105ページの交通安全母の会の成果が出ていますが、これは百間地区に限ってやったという、その辺の経緯についてお願いします。

それから、成果書の111ページ、進修館管理事業です。前段者もちょっと質疑、ちょっと聞きそびれてしまったのですが、利用、令和２年、令和３年、コロナ禍ということでコミュニティも大変な状況だったのですが、この大ホールの利用人数、

これは、ワクチン接種者を除いた数というのは幾らなのか。これが除いた数なのかお伺いします。

それから、小ホールについても前段者も言っていましたが、この議会のときのは入っていない、議会として使われたときのは入っていないということでいいのかお伺いします。

それから、スキップ広場です。すみません、それから２階ロビー、今度利用人数をしっかり書くようになったという、そういう経緯をお聞きします。

それから、スキップ広場、この利用件数増、これについてお願いします。

それから、消防費の162ページです。これはちょっと別の議案のちょっと参考にしたくてお伺いしますが、負担金補助及び交付金というところの消火栓設置修理等負担金というのが490万あります。それで、成果書の113ページに消火栓交換及び修繕490万、ここに書いてありますが、これは負担金補助及び交付金というのは、どなたに渡しているのか、ちょっと確認というか、ちょっと教えていただきたくお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　私のほうから何点かご質問いただいておりますので、順次お答え申し上げます。

まず、説明書の108ページの防犯活動事業、決算書の71ページ、72ページ、73、74までまたがりますが、失礼しました、71、72ページの防犯活動事業でございます。こちらのほうの電気料の関係でご質問いただいたところでございます。

まず、電気料でございますが、令和３年度におきましては電気料決算額502万4,732円、令和２年度につきましては606万2,450円、前年比で85万7,718円の減額となっているところでございます。こちらの電気料につきましては、一括前払い契約による支払いをさせていただいているところでございます。

なお、この一括前払い契約とは、電気料金を一定期間あらかじめ一括して前払いをすることによりまして、割引のサービスを受けられるものでございます。こちらのほうにつきましては、街路灯ですとか、防犯灯など低圧、定額制供給のお客様が対象になるということで、東電さんより聞いているところでございます。

なお、85万7,718円の減額の理由でございますが、こちらにつきましては燃料費調整額の変動により月ごとに増減があるということで、増減が発生しているということで、減額となっているところでございます。

ＬＥＤの成果ということでお話しいただいたところでございますが、ＬＥＤ化して電気料金は当然安くなるところでございますが、主立ったＬＥＤ化にしたことで電気料金が減額されているということではなく、先ほど申し上げたように、一括前払い契約によるもので、よるものと燃料費調整額の変動によるものということで、減額ということで捉えていただければと思います。

続きまして、説明書の109ページ、防災活動事業、決算書の71、72ページの防災活動事業、大変、ごめんなさい、失礼しました、申し訳ございません。

説明書では101ページでございました。大変申し訳ございません。

101ページの町民生活課の本年度の成果ということで、防災活動事業ではというところで、備蓄食料の更新に合わせて自主防災組織、小中学校、保育園、社会福祉協議会などに配布し、有効活用を図りましたということの記載をさせていただい

たところでございます。その点について、防災備蓄食料の更新はどういうことかということでございますが、防災倉庫等に備蓄食料を備えているところでございます。いろいろなものを備蓄させていただいているところでございますが、その管理をさせていただいている中で、有効期限の切れる前のものについては、捨てるのはもったいないということで、自主防災組織のですとか、小中学校、保育園、社会福祉協議会のほうにお声がけをさせていただいて、希望があればそちらをお渡ししているというようなものでございます。

続きまして、決算書の72ページの防災活動事業の12節の委託料、こちらの項目の中に、カラスの巣撤去委託料18万4,800円ということでございますが、こちらのほうについてはどういった内容かというところのお話をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、防災行政無線が町内に48か所設置されておりますが、そのうちの１か所でカラスが巣をつくってしまったというお話を地域の方からいただいたところでございます。その時期がちょうどお盆の時期で、お墓参りに来る方がいらっしゃるということで、お墓の近くということで、上から針金とかそういったものが落下したときに危ないということで、その巣の撤去をしていただきたいという要望がございましたので、そのカラスの巣の撤去をしたということで、記載のほうを決算としてさせていただいているところでございます。

また、同じ防災活動事業の決算書の74ページ、こちらのほうのまず、18節の負担金補助及び交付金の陸上特殊無線技士養成課程負担金というものを支出させていただいているところでございます。こちらの内容はというところでございます。内容につきましては、防災行政無線を扱う箇所については免許を持っている者がいなくてはいけないということで、免許を取得するために講習会のほうに職員が参加させていただいて、資格のほうを取得させていただいております。そういった関係の職員が講習を受けるための負担金という形になります。

なお、参考までにでございますが、宮代町職員でこの陸上特殊無線技士の免許を取得をしている職員につきましては、14名おります。

また、同じ18節の負担金補助及び交付金の埼玉県市町村被災者安心支援制度負担金ということで、支出のほうを決算といたしまして、令和３年度4,723円となっているところでございます。こちらのほうの負担金の内容でございますが、こちらは経緯といたしまして、平成25年の９月に発生した竜巻災害において、一部の地域が被災者生活支援法の適用とならないといった地域的不均衡が生じたことがございました。そのため、埼玉県と県内の全市町村共同によりまして、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対しまして、法と同様の支援を行うことなどを柱とした埼玉県独自の支援制度を整備したものでございます。

そういった形で4,723円ということでございますが、令和３年の12月６日付のサイタイ第393号通知により、埼玉県の危機管理防災部災害対策課長より、宮代町については4,723円の負担金をしてほしいという請求がございましたので、そちらのほうの請求に基づいた負担をさせていただいたところでございます。

こちらのほうについては、支援内容でございますが、令和３年の２月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴いまして、住宅が半壊となった世帯に137万5,000円を支給したという形で、さいたま市で３世帯あったというようなお話を聞いているところでございます。また、負担額の積算

方法についても、県の算出に基づいた形での算出方法となっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹関根と申します。よろしくお願いします。

私のほうから、進修館の利用件数、人数についてのご質問に対してお答えしたいと思います。

説明書の111ページになります。

まず、大ホールの利用件数、利用人数についてですが、これはワクチン接種者の人数が入っております。利用した全ての人数のカウントとなります。

続いて、小ホールにつきましては、公用ということで、議会で使用する、または町の事業で使用する公用の件数を含んでおります。

それから、２階ロビーの統計が令和３年度から始まっているというご質問だと思います。こちらにつきましては、新型コロナワクチンの関係で大ホールと研修室を、ずっと接種会場と待機場所として利用していたことによって、一般の利用者が研修室、ちょうどいい30人規模の集まれる場所が欲しいということで、ロビーのほうを貸切り予約で使えるように始めたものです。そのため、３年度から２階ロビーの件数、人数のほうがカウントされているところです。

それから、スキップ広場の件数の増加についてです。こちらにつきましては、コロナ禍の中ですが、例えば月曜マルシェであったり、毎週木曜日のコーヒーカーが来ていたりということで、定期利用が増えたことによって件数が増えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当長瀬です。角野委員さんの質問にお答えいたします。

まず、交通安全共済の関係ですので、予算書68ページです。こちらの需用額ということで採用させていただきました。こちらにつきましては事務用品を購入をさせていただいております。

交通安全共済の加入者なんですけれども、令和３年度で1,018名の方が加入していただいております。以前は町のほうの窓口等や自治会さん経由で加入をしていただいておりますが、現在、郵便局で直接申込みをいただきまして、加入者の方が交通事故等、道路で転んでしまったとかというようなけがをされたというようなときには、町の窓口のほうでお見舞金とか入院した、治療費の請求というような事務を行っております。

続きまして、決算書69ページ、70ページ、説明書107ページの自転車の委託の関係です。こちらにつきましては、以前は自転車の委託の関連として、自転車の整理等委託と、あと、駐輪場清掃委託と、あと、有料駐輪場管理委託という３つ、別々で委託をさせていただいておりました。委託先はシルバー人材センターさんです。こちらの業務につきまして、シルバーさんのほうでお願いをしているというところで、一括で昨年度から契約をさせていただいております。金額的にはそんなに、安くなったということはないんですけれども、やはりシルバーさんに直接お願いしているところで、やはり一つ一つの業務につきまして、お願いや連携です、そういった部分ではスムーズに行っておりますので、委託の契約についても一本にしようというようなことでさせていただいたところでございます。

続きまして、決算書67ページ、68ページ、説明書105ページの母の会の取組になります。母の会

さんに各ご高齢の方のところを訪問していただくお達者訪問というのを実施していただいております。前段でもやはり、道路を歩いていて危ない思いをするよという高齢者の方が多いよというようなお話がありました。そういった部分で、交通安全の啓発であるとか、あと、振り込め詐欺の注意喚起であるとか、そういったことを母の会の皆さんで実施をしていただいております。

現在、母の会さんの計画で百間地区中心にということで、昨年、今年も百間地区重点で行っております。順番に回って、あそこんち来たのに、うち来ないよみたいなことにならないように、順番に回らせていただいて、百間地区が終わりましたら、また次の地区へというところでご訪問をさせていただく予定になっております。

ちょっと残念ながら、次回どこに行くかというところまで確認をしておりませんので、改めて確認をしておきたいと思います。

以上になります。

すみません、もう一つありました。

消火栓の関係です。こちらにつきましては、消火栓の関係の修繕等をしたものになりますので、別会計事業になる水道のほうにお支払いをしております。

内容としては、請求としては道路上の消火栓などが修繕をしたときに、その修理を水道事業のほうで直していただいていますので、水道事業、上水道事業のほうで別会計になっている、町の上水からの請求がありますので、そこに負担金としてお支払いをしているといった流れになっております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

交通安全対策についてですが、68ページ、市町村交通災害共済受託についてなんですが、郵便局でも、あの一時から比べると、もう一切町が関わらなくなっていたんだなというふうな認識だったのですが、この治療費の請求は町の窓口ということで、令和３年度にそういうものがあったということでここに載っているということなのか、それとも、改めてしっかり窓口を立てたということなのか、その辺お伺いします。

それから、防犯活動です。今、防犯灯のＬＥＤは今、何％、100％行ったのでしたかどうか、ちょっと確認します。

それから、108ページ防犯活動に関しての成果のところに、本当防犯パトロールを、青色回転灯でやってくださっているということは、大変忙しいなと思いながら聞いていたのですが、動く防犯カメラとしてということなのですが、この青色回転灯というルートというのは、どんなふうになっているのかお伺いします。

それから、防災活動費についてです。先ほど、防災無線、行政無線をするのに14人必要だと、必要で、14人今現在いるということなんですが、この14人というのは町民生活課に入って、そして受講して講習を受けるということで、結果14人になったという、そういう判断でいいのか、その辺をお伺いします。その14人、町の職員というのは異動されますので、まず町民生活課の職員になったので、それを受けているという、その順番というのか、その14人です、それについてお伺いします。

それから、被災者安心支援制度というのが、県がつくった中のそういう、全県でお互い支援し合うということで、この割り振りというのは、人口的に宮代町は、700万の埼玉県からいったら0.5％くらいなんですが、この割合というのは、一言で言えるようだったらお願いします。

それで、消防費のほうは上水道事業で企業会計

だから、そちらのほうに負担金を出すということで了解しました。

それから、進修館の利用についてですが、公用も含んでいるということで、ここ、一応指定、進修館という建物上難しいのですが、小ホールの利用、そうしたらここは、小ホールと議場と書かなきゃまずいんじゃないかなというふうに思います。議場として延べ人数で加えられていると、ちょっと判断がつきにくいところがあるので、その辺の、この決算書でなくても結構なんですが、そういうのが分かるところがあるのかどうか、お伺いします。

それから、その２階ロビーはワクチン接種でほかのところ、研修室が閉鎖されているのでということなのですが、もうワクチン接種がなくなっても、こういうふうに２階ロビーの利用件数という形でこれからも出してくるんじゃないかなと思うのですが、その辺のその捉え方についてお伺いします。

それから、以前ドローンは今度免許制になるという話があったのですが、こういう資格をつくるときに、そのドローンを防災危機管理としては、そのドローンの資格とかそういうのは特には考えていないのか。資格についてお伺いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当長瀬です。

決算書68ページ、交通安全共済の関係ですが、事務用品として購入したのはファイルになります。今回、お見舞金等の手続があったからということではなくて、従前からお見舞金とか入院治療費の請求の窓口というのは、役場の窓口で実施しておりまして、加入だけ郵便局という形になっておりますので、窓口に来たときに、その郵便局で入っていただいた加入の控えのようなものが町のほうに来ます。そうすると、いついつ誰々というのがそのファイルを閉じておかないと分からなくなりますので、そのファイルを購入しているような形になります。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹、関根と申します。

今２件ですね、小ホールの関係と２階ロビーの関係についてお答えいたします。

小ホールのほうの利用の統計につきましては、今現在、公共と自主と一般の３種類で統計が出ております。議会について一般と公共ととありますが、それを公共の中から分けることは、抽出は可能と考えますので、統計上、議会で使用した件数、役場のほうで公共として使用した件数のすみ分けは可能ですので、統計としては捉えられます。

それから、２階のロビーの今後ということですが、２階のロビーもかなり広い場所になっていまして、使用用途によってはいろいろな活動、イベントができるような場所になっていますので、多分、今後もそういった利用のニーズがあれば、当然貸切りの貸出し、場所貸しというような通常の小ホールとか大ホールとかと同じような貸出し方法というのは、続いていくものと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長押田と申します。順次お答え申し上げます。

まず、防犯活動事業の関係でＬＥＤ、防犯灯のＬＥＤ化率でございますが、令和３年度、令和４

年の３月31日現在で97.9％でございます。

なお、防犯灯につきましては、町内に2,640基の設置をしているところでございます。

続きまして、説明書の101ページ、防犯活動事業のところで、最後に職員による防犯パトロールについても継続して実施しましたというような記載をさせていただいているところで、そのルートです、ルートはどのようなものかということでございますが、特段どこを回ってくれというようなことは、こちらのほうからは申し上げておりませんので、その日に担当される職員が町内を満遍なくパトロールしていただくように、こちらのほうからはお願いをしているところでございます。

続きまして、防災活動事業の関連で防災、失礼しました。陸上特殊無線技士養成課程負担金ということで、その免許の取得者が職員で14名いるということで、私のほうで申し上げたところでございます。その14名に対して、14名については町民生活課から出た職員が取得しているのかというようなお話をいただいたところでございます。原則、町民生活課に配属された職員については、１名ずつ資格を取りに行くよう、毎年予算のほうを要求しているところでございます。

なお、この14名につきましては、全ての職員が町民生活課の災害関係に携わった者ということではございません。ほか、例えば、昔役場と消防署が一緒だった時期もあったと思うのですが、消防署にいた職員で、消防署時代に取った方もいらっしゃるというようなことは聞いているところでございます。

続きまして、同じく防災活動事業の埼玉県の埼玉県市町村被災者安心支援制度の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、負担額の積算方法というのがございます。宮代町の負担割合につきましては、県のほうから、全体に対する割合、全体の割合に対して0.7％ということで令和３年度は請求を求められたところでございます。

以上でございます。

大変失礼しました。

最後、ドローンの免許制度についてご質問いただいたところでございました。大変申し訳ございませんでした。

町民生活課では、資格はどう考えているのかというようなご質問でございますが、委員の皆様ご存知のとおり、令和３年度におきまして民間企業と災害時のためのドローン協定を締結させていただいたところでございます。そういった関係で、災害時については、その協定した民間業者に協力するようなことを考えているところでございまして、今の段階では、町民生活課の中ではそのドローンの免許を取得しにいこうというような話は出ていないところでございます。予算等の関係もありますので、これから順次考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

交通安全対策についての加入者のファイルということなんですが、今、町では加入者は何人なのかお伺いします。

それから、防災対策の備蓄食料です、備蓄食料で、今回更新で、特に特出して今回はこういうものを多くしたとかという、そのようなものがあったらお願いします。

それから、防犯活動のほうは、その回ってくださる職員のルートに任せるということで、それはあれなんですか、記録して、記録というかそういう報告書にそういうルートが入っているのか、それともドライブレコーダーで見れば分かるから、特にはそんな改めて防犯上問題なければ、ただ、

回ってもらうということに徹しているのかお伺いするんですが、何でこんなことを聞くかというと、大体青色で回りますよね。そうすると、回り切れない細かい道だとかいうところもあるのかなということもあって、もちろん防犯活動的には、青色回転灯を職員が回してくださっているというのは本当にありがたいのですが、そうでないところで、歩行者的なところ、そういうところを今、防犯カメラの自動販売機とかというのを民間が進めて、自治体も結構やっているところが多いのですが、そういうことを課内で考えたというか、そういうのが話題になるということがあったのかどうかお伺いします。

それから、ドローンについては民間業者と連携協定を結んでいるということで、すみません、勉強不足で。どちらの民間業者なのかお伺いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

交通安全共済の加入者ということなんですけれども、令和３年度で1,018名になります。令和４年度はまだ継続中ですのでご報告入っておりませんので、ちょっとまだ把握しておりませんが、令和３年度は1,018名というふうにご報告を受けております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。順次お答え申し上げます。

防災活動事業の中の備蓄食料の関係でございますが、多く備えたものはありますかということでございますが、こちらのほうにつきましては、特段どれが多いとかというようなものはございません。管理上有効期限が切れる前のものを前年度に予算要求して、切れる前に新たに購入をさせていただいているような状況でございます。

続きまして、防犯活動事業の関係でございますが、パトロールの際の関係でございます。青色防犯パトロールにつきましては、ご存じのとおり、青色の回転灯を整備した自動車を使って、自主防犯パトロールであるというふうに認識しているところでございます。

なお、効果といたしましては、視界性が高くてよく目立つため、通学路等を走行すると、見せる防犯としての犯罪抑止効果が期待できるものと思っているところでございます。また、天候に左右されず少人数で広範囲のパトロールが可能であることも考えられております。また、パトロール中に特殊詐欺や自動車盗難防止の啓発音声を流すことによって、対象の幅を広げたパトロール活動をしているというふうに認識しているところでございます。

パトロールについては、通学路を主に中心に職員には回っていただいているようお願いしているところでございます。また、そのパトロール後の記録についてでございますが、角野委員おっしゃるとおり、ドライブレコーダーを搭載している公用車もございますので、何かあった場合については、そういったドライブレコーダーを基に原因を解析することも可能であるというふうに考えております。また、最後にはどこを回ったということではなく、きちんと記録簿がございます。その記録簿については、その日に回った担当職員とキロ数、特記事項という形で、どういったことがあったか、なければ特記なしということで記載のほうをさせていただいているところでございますので、どこの地区を回ったということではなく、何時から何時までで総トータル何キロということで、キ

ロ数のほうだけ記録をしていただいているところでございます。

最後になりますけれども、民間業者とのドローンの協定でございますが、民間業者の名前は株式会社バカンという民間業者になります。この業者さんにつきましては、災害時の避難所の関係、ごめんなさい、失礼しました。バカンは違いました。すみません。

大変失礼しました。バカンは避難所の関係の災害協定でした。本当に申し訳ございません。

ドローンにつきましては、春日部市にあります不動産業者なんですけれども、カネショウさんという名の業者さんと、ドローンの災害協定を締結させていただいたところでございます。

以上です。失礼しました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　まず、簡単に聞いておきたいと思います。

一つは、信号機の問題。信号機を設置しろという要望の人もいましたけれども、私は信号が見えないのところが樹木等で大変危険なところがありますので、役場に頼んで、もう相当数たっているんだけれども、事故がないと信号機が見えるようにするのかどうか、そういう考えで、もう幾日かかっても見えない場所がある。すみません、樹木の関係で。本当に危険な場所ですから、どういう考えなのか。あと幾日くらいたったら見えるようにしてくれるのかどうか、聞いておきたいと思います。

もう１点は、消防関係なんですけれども、消防団に対しては辞令交付は誰がやっているのか、まずそれを聞かせてもらいたい、その話。まず２点。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　すみません、交通安全・消防担当、長瀬でございます。

小河原議員さんの質問にお答えします。

信号機の関係ですけれども、ご指摘のところは、姫宮の交差点の部分の……。

○委員（小河原　正君）　どことは言いません。見えないところがあるわけ。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　現在、地権者さんのほうにもお話をさせていただきまして、業者さんにも併せて見積もりのほうの段取りを取っている最中でございます。何日までというのが、ちょっと具体的に申し上げられなくて申し訳ございませんが、今順次作業を進めておりますので、ご認識いただければというところでございます。

２点目、消防団の辞令は誰からということですが、団員さんの辞令につきましては、消防団長から拝命という形で各団員さんが辞令を受けているような状況になっております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

まず信号機は本当にすぐにやらないと、事故があってから見えなかったよで通らないと思いますよ。せっかく信号機があるんだから、もう、車でいったら、ほんのすぐそばに行かないと見えないんだよね。それは早くやったほうがいいと思いますよ。私よく皮肉を言いますけれども、すぐやる課じゃないけれども、そういうのをパッパとやるのが大事なことだと思いますよ。また明日、来週そこを通るから見るけれども、また切っていなければ、ああ、やっぱりな、のんびりの町だなと。またもう一回、今度は何かの機会でやりたいと思います。早くやって早く見えるようにしたほうがいいと思いますよ。

前も、でかい乗用車同士がぶつかってひっくり返ったことがあるんです。半年ぐらい前かな。えらい事故だったんですよ。あれも信号機が片方が見えなかったと思いますよ。それで大事故が起きているんですよ。そういうことを考えると、私は本当に早くやってもらったほうがいいと思います。何のための安全なまちづくりだというけれども、そういうことが消し飛んでしまいますので、早くやったほうがいいと思います。

もう１点の辞令交付については、団長が出していると。実は私、あまり質問これ、したくなかったんだけれども、メディアが１か月半ぐらい前かな、大々的にこの問題について宣伝というか、指摘された分団がありますよね、それも一面埋めて問題指摘していた。一つは報酬、報酬を各自に、消防団員に渡さないんだってね。これが一つ問題。あと、消防団の立場。それもどうかというのが大々として載っていたよね。法的な問題に絡んで載っていましたよ。これは読んだほうがいいと思いますよ。全国的にある問題になっているそうです。それ、多分読んでいると思いますよね。宮代のことだから。その内容について知っているかどうか聞きたいと思います。それが２点目。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬でございます。

ご質問ございました報酬の関係のメディア報道ということですけれども、概要としましては、各分団長さんが各消防団員さんの通帳を預かってしまっているというような事例が非常に多いというようなことをお見受けしております。

最近の報道でありますが、私、ここの席に座るの２回目なんですけれども、６年から７年前にも消防団の担当をしておりまして、そのときにもそういった話題がございまして、それにつきましては、宮代町の消防団につきましてはそういったことがないようにというようなことで注意喚起はさせていただいて、現在になっております。

通帳を預かってしまうというのは、カードも預かってしまって、結局、町からは個人の通帳に入金しているのに、ご本人の手元に行かないというような事例があるそうなんです。団の、宮代町ではないのですけれども、その報道で出ている取組の状況、その状況としては、そのお金を分団長さんが自由に出し入れできちゃうというような実態がありますよというような報道があったと。それは六、七年前私が担当したときにもそういった話がありましたので、そういったことがないようにというようなことで注意喚起もしておりまして、先日埼玉県のほうからもそういった事例があるので、厳にそういったことがないように注意喚起するようにというようなお話がございましたので、宮代におきましても改めて注意喚起して、そういった全国事例がありますので、引き続きそういったことはないようにということはお伝えしていきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　信号機は大丈夫なの。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　すみません、信号機のほうは迅速に対応させていただきたいと思います。

○委員（小河原　正君）　それで、分かりました。

２問目の消防団については、まあ、ひとつ、あれだけでかいメディアが大々的に内容が書かれてしまえば、知らないわけないよね。まだ１か月半ぐらいだよね。なんか全国的にそうらしいんです。ある団長なんて誰かが預かってしまう。その預かった金、お金をどう使っているか知らない、言わ

ないでしょ。文書にいろいろあったけれども、問題のないようにひとつ。

そのほか、消防団団員としての立場というのが載っていたけれども、それはまた読んでおいたほうがいいと思いますよ。私からどうのこうの言いませんので。消防団も安易に、なるほどなというような活動、活動は一生懸命やっているんですけれども、立場というのがあるんだなというのをつくづく勉強させられていますので、ひとつそれを勉強しておいたほうがいいと思います。

そういうことで、するかどうかだけでいいです。勉強するかどうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬と申します。

勉強しているかということですけれども、勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。３点お願いします。

前段の委員さんと重なりますところがあるんですけれども、進修館につきましてお伺いします。説明書110、111なんですが、ちょっと私、**角**野委員とちょっと同じようなことを聞きたかったので、その中でやはり、このコロナ患者は同じ数になっているので、ごめんなさい、コロナじゃない、コロナのワクチンの接種人数とか、あと、研修室も控室になっていると思うんですけれども、ここのを利用者と出ないで、分けて提出とかしていただくことができるかお伺いします。あと、議会も傍聴人とか毎回違うんですけれども、議場に関わる職員もいますけれども、そういうあたりがきちんと数に入っているのかということもお伺いいたします。

あと、交通安全対策についてです。これ、一番初めの［成果］町民生活の成果のところにもちょっとあって、通学、上から５段目ですかね、文書の中４段目です、通学路を中心に道路の危険な箇所への路面標示や注意喚起看板を設置し、また、危険な交差点に道路反射鏡を設置することで安全の確保に努めましたということで、毎年学校の要望とかでグリーンベルトとかやっていただいております。

その中で、今年夏休み始まってすぐだったと思うのですが、担当課ご存じだと思うのですけれども、文殊院橋のところですかね、あの駅から来たところの橋になるところで、小学生がトラックとちょっとぶつかった件があったと思うんです。そこをちょうど見た町民の方から、道路標示が、小さいのがあるんですけれども、あそこ、皆飛び出て、その来たトラックも気の毒だったよねという話を聞いたんです。それで、あそこ、すごく飛び出てくる、踏切から道路に飛び出てくるんです。そういう辺り、多分学校の通学路ではないのですけれども、やはりその辺りって、そういう事故とかがあったときに、よほど大きな事故でないと取らないんですけれども、私もあそこを見ましたけれども、小さい表示があるんです、自転車止まれの。あの辺りって何か対策を取るのか。多分そういう要望が出ていると思うのですが、そこを１点お聞きいたします。

それと、先ほども出ました、説明書の112の交通安全母の会ですね、違う、ごめんなさい、105ページですね。説明書105ページです。交通安全母の会の啓発活動なんですが、やはりさっき**角**野委員からも出ていたのですけれども、昨年何か私も質問したときに、道沸地区を配布とかしてくれ

ていたんですけれども、この啓発をやってくださっている方たちの中でも、いろんなところを回ったほうがいいんじゃないかということで、その会が決めてくださるんですけれども、やはり姫宮、東武動物公園駅、和戸とございますよね。それで、やってくださっている内容が、やはりオレオレ詐欺とかそういうもののほうも注意喚起とかいろんなことをやってくださっているのを、できたら３地区を交互にとか、そういうことを町からとかも一緒になって考えていただけないかと思うんですけれども、その辺どうなのかお聞きします。

あと、すみません、消防です。説明書112ページ、消防団が女性もちょっと増えたりしましたけれども、団員の方の年齢もちょっと高齢化もしていることもあるのですが、若干増えてはいるんですけれども、担当課としてはこの増やす方法をどう考えているのかお聞きするのと、もう１点、防災の訓練とか女性の、母親の授乳室とか着替えの部屋とか、ちょっと訓練のときもちょっと体育館につくっていただいたとか思うんですけれども、実際避難所になったときのスペースです、どのくらい取るのか、訓練のときと同じぐらいなのか、もうちょっと広く取るのかとか、その辺は考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

４点になっちゃったと思います。お願いします。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　２時１２分

再開　午後　２時２５分

○委員長（川野武志君）　それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹関根でございます。

進修館の利用統計の関係でお答えいたします。

まず、大ホール、それから研修室につきまして、ワクチン接種会場となっていたために一般の利用ではなく、接種者の会場と控室ということでご利用されています。そちらの人数につきましては、今手元には統計上ございませんが、利用統計の数字の足し方によっては、ワクチン接種会場に来た方の人数というのは出ますので、そちらのほうは出せます。

それから、小ホールのほうですけれども、議会、公共で利用されている件数、人数について議会のほうで傍聴人の数も加えて報告を受けているということなので、こちらについても人数の表示のほうは可能となります。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

まず１件目、文殊院橋たもとの接触事故の件ということなんですけれども、私どものほうで把握している状況としては、夏休み始まってすぐに、小学生のお子さんがスーパーになんか、お菓子を買いに行く途中に、衛生組合さんのごみ収集車とちょっと接触してしまったというようなことを伺っております。情報を聞きまして、すぐに担当のほうで現場のほうを確認しまして、現在自転車止まれのステッカーをちょっと貼らせていただいているような状況です。

確かに一部橋のたもとで細い路地というか、細い道になっておりますので、坂になっているというところもあって、自転車だと、ちょっと勢いを

つけて上っちゃうと飛び出ちゃうようなところがあると思います。ですから、止まれのステッカーであるとか、注意喚起を今後も引き続きさせていただいて、看板ということも考えたのですけれども、看板を置くと通れなくなっちゃいますので、ステッカーということで対応させていただいているところです。

次に、母の会の関係です。105ページの母の会の３地区のほうに、満遍なく行ったらどうですかというようなお話をいただきました。

現在、昨年度で百間地区で、すみません、４日間31人の延べの人数で413件回るというような形で、ローリング作戦を展開していただいているところではございますが、お話とご指摘のとおり町内３地区ございますので、母の会さんのほうにはちょっとご相談させていただいて、いろんな地区にお声がけができるように、対応できるようにしていければなというふうに考えております。

続きまして、決算書162ページ、説明書112ページ、消防団の関係になります。

消防団の現在の状況なんですけれども、定員が、消防団、宮代町消防団条例において98名となっております。基本的な構成としては、本部及び６つの分団さんで構成されていまして、１分団の定員が15人というような形で想定して、90人です。本部を８名となっております。本部は団長、副団長とあと女性消防団員さんが入って本部という形になっているんですけれども、実際のところ、本部の女性のメンバーさんが今多い状況になっていまして、本部は現数８名の、定数８名のところ現数は10人ということで、２名オーバーしている状況になっております。

第１分団につきましては15名の定員のところを15人、第２分団さんは15名のところを13人、３分団が15人のところを12人、４分団15名のところを15人、５分団15名のところを13人、６分団15名のところを14人ということで、一応６人欠員状態というふうになっております。

実際のところ、昨年度末で３名の方が退団されているんですけれども、４月に１名、５月に２名入りまして何とかまた３名増えましたので、今現状92名というような状況になっております。

団員さんの知り合いであるとか、お子さんであるとかいう形でお声がけをいただきまして、何とか新規入団もしていただいているところでございます。今後も引き続きまして、定数に足りない部分に関しましては足りるように広報、募集のほうを進めていきたいと思います。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

私のほうからは、説明書109ページの防災活動事業に関連した内容についてご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

避難所のスペースの関係ということでお話いただいたところでございますが、女性用の避難スペースです。こちらのほう、女性用といたしまして、女性が避難してきたときのテントのほうを、令和２年度の地方創生交付金のほうを活用させていただきまして、更衣室テントということで45張り購入をさせていただいたところでございます。宮代町の指定避難所15か所ございますので、単純計算１か所辺り３つくらいの配置というふうに考えているところでございます。しかしながら、場所によってはもうちょっと増やしていかなければいけないということも考えておりますので、今後も少しずつではございますが、増やしていければというふうに思っているところでございます。

なお、この避難所用の更衣室テントの大きさでございますが、縦横2.1メートル、高さが2.2メートルのテントとなっているところでございます。避難所につきましては、当然のことながら女性が避難してくる場でもございますので、女性に配慮した形での避難所運営に徹してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

分かりました。進修館の利用人数をパッと見ると、何か全くいつもと同じように使われているような状況なので、やはり使われ方、町が使うこと、あと、コロナのワクチン、あとはやはり実施事業で幾つかあったとか、あと、小ホールはやはり、小ホールと議場としっかりと２つの役割があるということなので、議場で何人、その日はもう使えないわけですから、その違う日に幾つで、または、そして実施事業で何人ということをやはり書いていくというほうが、私どもも分かりますし、やはりそこは指定管理もしていますので、明確に出されていたほうがいいと思うし、コロナでやはり補助金も利用者が少ないということで出してもいるので、これ、パッと見ると、ああ、全然変わらないじゃないかという形になりますので、その辺しっかりと出していただきたいと思います。今回出せれば数字が上がってきているのなら一覧に出していただけるとありがたいなと思うのですが、その辺いかがでしょうかということと、町民生活課の成果の中でです、進修館オープンカレッジと一番下に書いてありますけれども、いろんなことをやっていただいております。コロナ禍でなかなかできはしなかったと思うのですが、そういう事業も幾つぐらいできているのか、試みているのかというようなことは大事なことなので、そこもお願いします。

それと、和戸の小学生の事故なんですが、ステッカー対応と、あと、駅から来たときにやはり空き家がありますよね。植木も大きかったりするので、その辺り、例えば持ち主の方にちょっと木を少し切っていただくとか、やはり本当にどちらも、子供も夏休みに入ってすぐだったということで、学校ではしっかり注意するように言っていると思うのですけれども、そういうところを町が対応できることがあれば事故を防げることにもなるし、本当にあっちから来たとき、本当に不安なんですよね。もう、飛び出てきたら終わりなので、よけるにも対向車も来ますしね、そこを今ステッカーをやっていただきますが、もうちょっと対策していただく、安全のためにしていただきたいなと思いますので、方法ありましたらお願いします。

あと、交通安全母の会はやってくださっている方も、結構高齢の方もやってくださっているんですけれども、やはり長く、いろんな町内、いろんなところに住んでいる方が携わっているので、やはりいろんな地区に行ったほうがいいかなというのが、中でも出ているみたいなんです。なので、交通安全母の会って知らない人が多分ほとんどの状況もあるので、やはりこういう活動をしてくれている人がいるということも含めて、回れば、ああ、こういうことをやってくださっているんだとよく分かりますので、いろんなところに、地区を３回回っても３年かかりますよね。そんなので、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

あと、消防団のほうは女性がちょっと増えていてうれしいなと思います。数としては足りているという今現在なんですが、お子さんとかやってくださっているということで、変わっていくことも考えて、何て言うんですか、入れ替わりじゃなくて何て言うんですかね、していただくことも役場

のほうから言ってください。お願いしたいと思います。

あとは、そうですね、消防団、スペースですね。女性のスペースでこれからも地域創生交付金のほうで45張り購入してくださったということなんですけれども、またこういう、やはり足らないところとか、道沸地区に子供さんが、小さい人が多いところとか、場所によってやはり、欲しい授乳室の数って違うと思うので、今後とも何かそういう利用できるものがあったら増やしていく、ということの検討がしていただけるのか、お願いします。

そうですね、女性の視点が非常に大事ということは担当課がすごくよく分かっていただいているので、その対策をしてくれているとは分かっていますので、もう一回、数とかもう少し増やしていただけるのとか、増やしたほうがいいと思いますので、答弁をお願いします。

○委員長（川野武志君）　九山委員、１点、１点ですよね。最後の１点。

○委員（九山妙子君）　あと、お願いで一番初めの交通安全の橋のところの、ステッカーだけじゃなくて。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。

交通安全の関係ということで、文殊橋のところ、なかなか難しいところではありますけれども、可能な範囲で町のほうでも対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

防災活動事業の点で、避難所の関係の女性スペースの関係でございますが、先ほど地方創生交付金を活用させていただいて、45張りのテントを購入させていただいたところを申し上げたところでございます。また、指定避難所については15か所あるということで、平均１か所３張りずつということで申し上げたところでございますが、やはりこれではまだ少ないというふうに認識しておりますので、少しずつではございますが、女性目線の点からも安心して避難所で災害時には避難してきて過ごせるよう、整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、町民生活課所管分について、何点かご質問させていただきます。

まず、決算書51、52ページ、成果書では46ページの地域コミュニティセンター事業についてでございます。町民生活課のまとめの成果にも上がっていますけれども、ちょっとイメージが分かりません。開設に向けての機能や役割、基本的な考え方で庁舎内で確認をしてきたということなんですが、その下のほうに、これがより具体的な内容なんですけれども、もう少し内容、体制についてどうなのか、また、町民にとって、もっと具体的にどういうサポートをしてもらえるのかとか、そういった点を、せっかく決算ですのでお願いをしたいと。また、これは2021年度、令和３年度だけでなくて今年度、令和４年度も挟んでやっておりますので、もう、開設まで７か月ですか。もうすぐですよね。ですので、もう少し具体的に、こういうふうなものになるというようなところで、私たちにも分かりやすく示していただきたいと思いま

す。

それから、次は決算書67、68ページ、ちょっと見ながら、成果書では105ページ、交通安全対策費用です。

ごめんなさい。その前に地域コミュニティ活性化事業では成果書の103ページで、すみません、確認なんですけれども、集会所の修繕、維持管理経費の補助ということで、１つの集会所がなくなっています。この点での減額の理由をお示しいただきたいと思います。その点だけです。

それから、今言った決算書では67、68ページで、成果表では105ページの交通安全対策費でございますが、先ほどから前段の議員で言われています信号機の関係です。確かに要望が出ても何年先になるか分からないと。具体的には以前から私も取り上げてきた危険な五差路の問題、それから東武動物公園、先ほども前段の議員から出ました西口の信号機、これももうかなりたちます。それから、しかし、逆に交通事故あるいは死亡事故があると、すぐ設置されると。それはもちろんなんですけれども、この成果書の106ページ、これでは死亡事故があったところが設置されたと思うのですけれども、これは死亡事故があったのでということに尽きると思うのですが、確認のためお願いしたいと思います。

それから、交通安全対策事業、同じ成果書では105ページ、交通指導員がいらっしゃいますけれども、現在、欠員はないのかどうか。基準と等々から現在の人数で間に合っているのかどうか、その辺についてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、交通安全施設の新設、修繕、行ったり来たりで申し訳ないのですが、これは決算書の67、68ページの工事請負費の関係で1,137万3,000円となっていますけれども、成果書のほうは、これ、1,221万1,350円とこの辺の決算額の差はどこにあるのでしょうか。その点お願いをしたいと思います。

それと、金額が合っているのは道路反射鏡設置及び修理工事、これだけなんです。あと、違っていますので、その辺の関係についてもご説明お願いしたいと思います。

それと、交通安全全般についてなんですけれども、道路反射鏡は具体的にはうち、私の住んでいる自治会もそうなんですけれども、逆に道路反射鏡設置もあるんですけれども、撤去もあると思うんです。その辺はどのような状況になっておりますか。その点についてのご説明もお願いしたいと思います。

それから、続いて決算書69、70ページの自転車対策事業でございます。町営駐輪場の使用料の収入の変動が大きいと思うのですけれども、成果書107ページの関係を見て、これはなぜなのかということと、それから、撤去の中に盗まれた自転車は当然含まれていると思うのですが、放置禁止区域以外に73台ということになっておりますけれども、その点についてはどのようになっていますか。その点についてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、現在放置自転車の有効活用、リユースということで10台とありますけれども、これは有効活用ということでされておりますけれども、その前の段階で、現在そこの置かれている自転車の、預けているというか、たまっているところがきれいに１か所なっていますよね。この点についてはどのように、どうしてそのようになっているのか、何か違う活用方法を考えているのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、決算書71、72ページの10目の防犯対策費でございます。成果書では108ページになりますが、不用額が333万円ございます。これにつ

いてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書同じく71、72の11目の防災対策費のやはり不用額が680万円ございます。これについての説明と、それから、支出済額が前年度と比較して3,332万円となっています。これは、防災活動事業における減だということなんですけれども、この辺についてのもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、71、防災活動事業、71、72で成果書では109、110ページ、一番下のほうにあります防災無線の関係でありますけれども、これについては、私はまだ聞こえづらいという声は全然ないのでしょうか。私は、やはり季節によっても違うのでしょうけれども、聞きづらくて、最近は防災無線フリーダイヤルを活用していますので、何かあると、すぐ携帯とかで聞くからいいのでしょうけれども、実際、防災無線の音の関係でそういった聞きづらいというのはないのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、決算書73、74ページ、成果書では109、110ページに関わる問題です。今、前段の議員さんの中で、豪雨による水害が確かに温暖化により気候変動が大きな水害に引き起こしている、その要因の一つになっていると思いますが、先ほどの人命救助になったという、その点については消防のほうにという話がありましたが、私はこれは、避難所一つにしても、やはり一般住民というよりも具体的に言うと弱い立場の人、高齢者、障がい者、それから妊婦とか子供、災害があったときにはどういうふうに、やはり避難していくのか。そういった点ではもう、すごい課題だと思うのですけれども、例えば避難所一つを取ってみても、増えているのでしょうか。先ほど来女性のそういった立場からの質問もございましたが、そういった意味で増えているのでしょうか。コロナ禍の中で余計必要だし、そういう意味では増やして当然だと思うのですけれども、この間増えているのでしょうか。１か所でも２か所でも。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、決算書161、162ページで、成果書では113ページで、令和３年度の消火栓交換及び修繕、28か所で多くなっているんですけれども、金額は490万6,000円で、前年度は同じような交換及び修繕となっているのですけれども、僅か５か所で480万円と。先ほど上水道に負担しているということなんですけれども、これについての内容をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹、関根でございます。

私のほうからは２点ほど、地域の力となる地区コミュニティセンター事業、具体的なイメージというご質問でございます。

こちらにつきましては、こちらの工程にあるとおり令和５年の４月開設ということで、今現在準備を進めているところでございます。開設場所について今検索をしているところです。

イメージとしましては、その場所に地区担当者が配置されます。担当地区内の自治会活動の支援を現場に出向いてお手伝いしていくというところが大きな特徴だと考えております。自治会の役員さんの地区ごとに、身近なところに担当者が詰めているということで、いつでも気軽に立ち寄れたりとか、事業の相談に乗ったり、また、現場に手伝いに行ったりと、地域の皆様とコミュニケーションを取りながら様々な課題を一緒に解決していくという場所となります。

そのほかに、通常町のほうの地域振興の窓口で

行っている自治会支援もありますが、それとはまた違った意味で、待つのではなくて地域に出向いていって区長さんだったりとか役員さんとコミュニケーションを図って、一緒に課題解決に向かっていきたいという事業でございます。

もう１点、集会所の関係です。成果説明書の103ページ、前段にもございましたが、集会所借地料の固定資産税部分の補助金ということで、１集会所、２年から３年に対して減っているという部分につきましては、百間にあります弁天会館の土地が町の名義となったことによって借地料、固定資産税等がなくなりましたので、補助金としての支出が１集会所分なくなったということになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　危機管理担当主査の加藤です。私のほうからは防犯対策費、防災対策費について答弁させていただきたいと思います。

まず、決算書71ページ、72ページで、説明書の108ページの防犯対策費の不用額333万1,308円の説明をさせていただきます。

こちらの主な不用額の理由といたしましては、先ほども委員から質問がございました防犯灯の電気料が、燃料費調整額の変動で安価になったこと、また、工事請負費の防犯灯設置費及び修繕工事の新設件数、修繕件数が見込みより少なかったこと、また、負担金補助及び交付金の安心・安全まちづくり推進事業補助金の申請件数が見込みより少なかったことによるものです。

続きまして、こちらも決算書71ページ、72ページ、成果書、説明書109ページの防災対策費の不用額680万6,709円の理由でございますが、主な理由といたしましては、委託料、地域防災計画修正委託料の入札による差金であることと、補助金、負担金補助及び交付金、安心・安全まちづくり推進事業補助金で申請件数が見込みより少なかったためです。

続きまして、71ページ、72ページ、説明書109ページ、110ページの防災活動事業で、防災無線が町内全域で聞こえづらい場所があるかという問い合わせがあるかという質問でございます。こちらにつきましては、当然町内全域で48基設置させていただいているところではございますが、中には聞こえづらい場所もあると聞いております。こちらにつきましては、先ほど丸藤委員がおっしゃられたフリーダイヤル、こちらミヤシロオーツーという回線を５回線引いていますので、こちらのフリーダイヤルで問い合わせをいただいて内容を確認いただくか、防災無線を鳴らすときにはブラストメールということで、登録メールに合わせてツイッターをフォローされている方についても一緒に連動して送信しておりますので、こちらも併せて、防災無線の代わりに使用させていただいております。

続きまして、73ページ、決算書73ページ、74ページ、説明書109ページの、先ほど、今後避難所は増えていくという質問でございますが、今現在、指定避難所については15か所を指定させていただいております。今後の見込みについては、現在のところ未定でございます。すみません、今後については未定となっておりますが、今後消防団の詰所や集会所などを施設を避難所にできるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安

全・消防担当、長瀬でございます。質問にお答えいたします。

まず１件目、決算書67ページから68ページ、説明書105ページの信号機の設置についてということです。今回新設、姫宮駅の西口の先に新しい信号が設置されました。そちらにつきましてはご指摘のとおり事故が発生しまして、その後、地元のほうから要望があったものがやっと今回設置となったというものでございます。

続きまして、指導員の欠員はということでございますが、交通指導員につきましては定数というものがございません。ですが、現状各通学路のほうに毎朝配置をしていただいているところではございますが、掛け持ちで何か所も回っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、現状11名おりますが、その人数ではちょっと足りないというところでございます。実際のところは、14人が理想的であるというふうに町のほうでは考えているところでございます。

決算書67、68ページ、交通安全の記載金額と、説明書の106ページの交通安全施設の新設、修繕の金額がちょっと差がありますねというご指摘でございます。

説明書のほうの合計金額はそちらに記載をさせていただいております道路標示等工事、道路照明灯整備工事、道路反射鏡設置及び修理工事、姫宮駅西口交差点改修工事、この合計をこちらの説明書のほうでは、合計をしておりますが、実際決算書のほうには、さらに修繕費として道路照明灯の玉切れとか、安定器の修繕というものがプラスになりますので、83万8,200円がプラスされますので、合計として1,137万3,150円という形になります。

すみません、先ほどの交通指導員の人数についてなんですけれども、14名とお答えしましたが、小学校４校ございますので、各校４人ということで、16人が最も理想的な状況であるというふうに考えております。訂正をさせていただきます。

続きまして、道路反射鏡の関係です。新設、修繕はあるが、撤去はあるのかということでございますが、基本的に電柱の強化されているものが、電柱が老朽化してなくなってしまうと、その間、道路反射鏡がなくなってしまうんですけれども、その後新しい電柱がつきましたら、そこに共架をさせていただいております。共架できない場合には、新設でポールのほう建てさせていただいて、道路反射鏡の設置のというような形を取らせていただいているところでございます。

続きまして、決算書69、70ページの有料駐輪場の使用料の減額の理由ということでございますが、令和３年度におきましては、やはり利用者として、会社員さん、あと通学者が、学生さんが多いような状況になりますので、学校の関係や職場のほうがテレワークになったりとか、学校が長期間コロナで自宅学習のような形になった関係がございまして、その間、利用者が減ってしまったので、利用料が減額になっているというところでございます。

次に、放置自転車の撤去の中に盗難車はどのぐらいあるのかというようなことでございますが、１回町のほうで撤去した自転車につきましては、所有者を確認する際に、各防犯登録のされている都道府県に対して照会をかけさせていただいています。併せて、埼玉県警のほうに盗難届の有無についても照会をさせていただいております。盗難届が出ていれば、盗難車というような形で把握ができるのですが、全体として、盗難届の出ていない場合でも、盗難されているケースはあったりしますので、実際の内訳としては、実際どのぐらい盗難車があるのかというところは、ちょっと把握

ができない状況になっております。

さらに、お話を続けますと、盗難届を出されているものが、撤去した日よりも前に届けが出ていた場合には、撤去保管料のご請求はしていないというような形になります。残念ながら、盗難届が撤去の日よりも後に出ていた場合には、撤去保管料はご請求するという形になっております。

３駅の周辺以外がその他のエリアという形になっております。

放置自転車の保管場所について、跡利用についてはどうなのかというようなご質問いただいております。

現在、放置自転車撤去したものにつきましては、現在、進修館脇の保管場所から山崎の浄水場のほうに移動させております。移動したので、現在かつて使っていた撤去保管所につきましては、空の状態になっております。こちらにつきましては、町の管財の担当と土地所有者との契約をしている関係もございますので、ここの利用について、今協議を進めているところでございます。一日も早く有効活用できるように努めていきたいと考えております。

最後に、消火栓の28か所の修繕の関係でございますが、町内の消火栓の点検作業を行った際に、空気弁のボルトであるとか、器具そのものにさび等が発生しているものが28か所ございましたので、そちらのほうの交換作業を昨年度実施したところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、51、52ページの地域コミュニティ活性化事業のコミュニティ助成事業助成金ということで出ておりますが、内容等については、先ほど答弁がありましたが、具体的に、私は地区コミュニティセンターというと、やはり一番、現在ある公民館、これも１つだと思うんですけれども、改めて地区コミュニティセンター開設に向けてということなんですけれども、そうしますと、最低どれぐらいの体制になるのか。２人なのか、３人なのか、そういう相談したり、サポートする場所、そうしますと、気軽に行けるような場所になると思うんですけれども、そういった点では、開設場所について、学校再編の方向を踏まえてということをあえて書いているんですけれども、そういった点ではどういうふうになるんでしょうか。

先ほど言ったのは、もう６、７か月後ですよ。しかも既存の建物を利用するということですんで、やはり修繕とか、そういうのを全部踏まえて開設されると思うんですよ。そういう中で、今年度もやっているので、もうそろそろどういうものかというのが見えてしかるべきだと思うんですね。我々も決算通じてどういうものができるんでしょうかと聞かれたときに、やはり困りますので、そういった点ではどうなんでしょうか。もう少しその辺の内容等について答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、交通安全対策費、決算書67、68ページで、成果書では105、106の関係で、大事なこと聞き忘れたんですけれども、信号機の設置された箇所についての確認をしたいんですけれども、まだまだ必要な信号機が設置されていないということで言いましたが、特に私は右折信号機、これは山下議員も何回も言っていますけれども、須賀上信号機のところ、それから、最近では川端公民館のところもやはり非常に多くなっていますね、車両が。それで、やはり右折信号がないから、ずっとたまってしまうということが、これは優先順位もあると思うんですけれども、そういった点で

は非常に気になるところなんですけれども、そういった点では、もちろん先ほど東武動物公園駅西口にしても、随分前から言っているけれども、なかなか設置されないと。

だから、皮肉なんですけれども、やはり人身事故がないと駄目なのか、死亡事故がないと駄目なのかみたいになってしまうんですけれども、以前、埼玉県の信号機の設置率、僅か３％だから、非常に、1,100件要望あっても３つしかつかないということでしょう。でも、今、信号機も随分軽量化されて、安価になっていますよね。ですから、そういった点では、もう少し目に見えるような設置をしてもいいのかなというふうに思うんですけれども、そういった点ではどういう努力されているのか。

原因があるでしょう、例えば須賀下、須賀上にしても、それぞれの、なぜ警察のほうでは設置できないのか、それなりの理由あると思う。それから、川端は逆に、道路の幅員はまだ余裕があると思うんですけれども、そういった点ではどうなのか、その辺、どういう努力がされて、設置されていないのか。人身事故とか死亡事故がないと設置されないというのは、あまりにも情けないので、そういった点では、やはりどのような努力をされているのか。私たちも返さなければいけないので、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、交通安全対策事業の交通指導員の関係なんですけれども、基準はないにしても、やはり各学校、小学校区で４人は必要だと。そうすると、足りないわけですよね。これで、じゃ、安全か、いても安全なのかどうかというのもあるんですけれども、少なくともやっぱり必要数は必要かなと思うんですけれども、これについての改善はどのように考えておりますか。認識は分かるんですけれども、どういう具体的な改善をしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、交通安全施設の道路反射鏡の関係で、撤去された後は設置するためのポールが必要だということなんですけれども、やっぱりあったところは非常に危険なところなので、事情によってなくなったところについては、やはり即設置していただきたいと。

これは、自治体からの要請については応えていますけれども、やはりそのほかについて、具体的な箇所、まだ設置されていないところもございますので、ぜひそういった点では、早く改善していただきたいと思うんですが、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、決算書69、70ページの自転車対策事業でありますけれども、この放置自転車の空いたところ、先ほど管財と今後検討していくということなんですけれども、もし使い道が、いろいろ考えていることはあると思うんですけれども、だとすると、あそこは以前から駐車場が狭くて、１台でも２台も広くしてほしいという要望もありますし、今もそうです、税金よりも、今コロナ関係で非常に場所もないということで、今、防災倉庫ありますよね。あれが撤去されれば、撤去はしないですよ、あれを移動するとか、それで、２台分は確保されますし、ですから、私は支障を来さないということであれば、やはり住民サービスの１つにもなりますので、あそこへの移動はどうなのかなというふうに思いますので、その点、そういうことも考えているかとは思いますけれども、確認をしたいと思います。

それから、71、72ページの防犯対策、不用額については、分かりました。

それから、同じく防犯対策機器の不用額についても分かりました。

防災行政無線の関係なんですけれども、確かに

私たちは、そういう意味では別の方法で聞いておりますけれども、じゃ、高齢者はどうするのか。ぱっと機転が利きませんよね。

それから、ブラストメールとかいっても、やはりそういうのは聞けないと思います。そういった点では、やはりせっかくの防災行政無線ですので、やはり聞きやすくするというのは当然だと思うんです。それで、その補助としていろいろ考えていると思うんですけれども。

私の住んでいるところは、杉戸も近いものですから、杉戸のものも聞こえるんですよね。下手すると、風向きによっては、杉戸のほうが防災無線のほうがはっきり聞こえるときもありますので、やはり聞こえづらいというところがあれば、やはり改善するのが当然だと思うんですが、もちろん改善はしているんですけれども、まだあるんだとすれば、その点についても改善、これは私たちが言わないと、やはり改善していただけないので、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、決算書の73、74ページの災害に強いまちづくり啓発事業ということで、私は具体的にお尋ねしたんですけれども、避難所についてはまだ未定だけれども、消防詰所、集会場についてもできるのかどうかということで検討ということなんでしょうけれども、これも１つあるかと思うんですけれども、以前、課長が本当に災害の規模にもよると思うんですけれども、やはり前の、以前の台風19号のときに、日工大とか、それから宮代高校とか、そういったところは避難所がないのかとか、そういう話も出ました。そういうところ、あと、横町も大きな倉庫ができる。それが避難所になるのかどうかというのもあるんですけれども、そういった点でのところの避難所の拡大というのは進んでいるんでしょうか。

それが消防詰所とか集会場になってしまうと、それはそれで規模によっていいと思うんですけれども、災害の規模によってはちょっと違うのかなというふうに思いますので、その点もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、決算書161、162の消火栓については、さびの関係だということで、内容は違うんですね、じゃ、令和２年度の交換、修繕の内容と、今回さびの関係だということで、ということであれば、了解します。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　３時２８分

再開　午後　３時４３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興担当主幹、関根でございます。

説明書の46ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業についてのご質問でございます。

先ほど説明の中で抜けておりました。ご了承ください。

体制としまして、人数についてですが、人事のことなので、町民生活課ではなかなか決められて部分もあります。今後、総務課と調整ということになりますが、担当の案としましては、３名体制のシフトで組んでいきたいと思っております。職員３人というよりは、職員２名と会計年度任用職員さん１人というような３名体制で、やはり自治

会活動、土日の活動が多いかと思いますので、土日どちらかは勤務する形でシフトを組んで、やってまいりたいと考えております。

開設場所につきましては、先ほど学校再編というお話もありました。須賀小学校の再整備計画のほうが進んでおりますので、今回、須賀地区が先ということで、現在、和戸駅周辺で空き店舗等を探しているところでございます。見つかり次第、内装等の改装を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・防災担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

決算書67、68ページ、交通安全対策事業についてございました質問についてお答えしたいと思います。

右折信号機についてということで、具体的に須賀上と川端公民館ということでお話があったところでございます。

須賀上交差点につきましては、やはりラッシュ時に非常に渋滞してしまって、万願寺橋のほうまで渋滞がつながることもしばしばあるかと思われます。現在、時差式の信号に変えまして、なるべくスムーズに右折ができるような形での対応を取っているところでございます。

右折帯の設置についてということではございますが、やはり道路を造る際には、道路構造令というものがございまして、それに基づいて道路の改良を行うとなりますと、幅員等の関係もちょっと厳しい状況になっております。

続きまして、川端公民館についての右折についてでございますが、杉戸の方面から向かってきて、右に曲がる形での右折ということになると思うんですが、曲がってすぐ信号がまたあるんですね。ですので、なかなか右折帯をつくっても、次の信号で止まってしまうケースがありますので、そこも含めて全体的な検討をしていかないとなかなか難しいのかなというふうに見込んでいるところでございます。

信号設置についての努力についてどうかということではございますが、町の職員と警察の担当課長さんなんかも同席しまして、係長さんなんかも同席しまして、現場確認とかいうような形で状況のほうをお伝えしたり、通行量のカウントなんかもしている状況でございます。引き続き、必要な箇所につきましては要望等を行っていきまして、やはり設置はご案内のとおり、埼玉県の公安委員会の設置という形になりますので、そちらに結びつくように町のほうからの要望を引き続き努めていきたいと思います。

続きまして、交通指導員の増員についてということでございます。

なかなか担い手さんが見つからない状況ではございますが、現職の指導員さんからもいろいろお声がけをいただいたり、やはり毎日立哨しておりますと、熱心なご父兄の方もいらっしゃいますので、その方にお声がけをしたりとかいう形で、指導員のほうになっていただくようなお声がけのほうは、常々させていただいているところでございます。

続きまして、反射鏡で撤去した箇所ということでございますが、丸藤委員さんお話のところは、中島地区で区長さんから要望があって設置したんですが、地権者さんからちょっと苦情があったため、撤去したというような経緯があります。当該地には柱を建てる場所がないので、現在そのままとなっておりまして、近隣の住民さんのやはり了解が得られないと、柱は入れられないというような実情もありますので、その点ご理解いただけれ

ばなというところでございます。

続きまして、自転車対策事業の関係、69ページ、70ページです。

撤去自転車の保管所の有効利用ということで、ご質問がございました。防災倉庫を移動してはどうかというようなお話もいただきました。我々の素案の中にもやはり防災倉庫を移設して、防災拠点的な活用もというようなことも検討の案として入っておりますので、様々な切り口で検討いたしまして、少しでも有効活用が一日も早くできるように努めていきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　危機管理担当主査、加藤です。

私のほうからは、防災無線が聞き取りづらいということで、先ほど答弁させていただいたんですが、その際に、高齢者はそういったツイッターとかメールとかを利用できないのではないかという質問でございます。こちらにつきましては、高齢者につきましても、家に電話はあると思われますので、ミヤシロオーツーなどで利用していただきたいと考えております。

あと、防災無線につきましては、デジタル化の工事を行ったのがちょうど５年前になっておりまして、場所によっては設置後５年経過しておりますので、聞き取りづらい場所というのが、５年もたっていますので、聞き取りづらいという問合せをした方に、具体的な位置等を確認しまして、設置業者とスピーカー調整などで対応できるかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、避難所の拡大が進んでいるのかという質問でございます。

こちらについては、今年度中に和戸横町の業者である大和リースと災害協定を結ばせていただくこととなっております。その内容につきましては、水害時の垂直避難が立体駐車場のほうで避難させていただけるかどうかの内容も盛り込む予定でございますので、垂直避難についても追加させていただきます。

あと、こちらは具体的にまだ進んでいないんですが、例えばカスミの２階の立体駐車場なども調整させていただいて、避難所として協定等で結ばせていただければと考えております。

すみません、避難場所ですね。避難所になってしまうと避難者が滞在する場所になってしまうんで、一時的な緊急避難場所ということで確保させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、ここで町民生活課の質疑を終了させていただきます。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩　午後　３時５３分

再開　午後　３時５６分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

先ほど町民生活課から引き続き答弁がございますので、よろしくお願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉永吉正君）　先ほどのご質問の中で答弁漏れがございましたので、追加して説明させていただきます。

避難所の中で日本工業大学と、それから宮代高校というご質問がございました。両校につきましては、既に指定避難所となっておりますので、災

害のときには、避難計画に基づいて使わせていただくことになっております。

以上でございます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３９号の審査（環境資源課）

○委員長（川野武志君）　これより環境資源課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。どうぞよろしくお願いします。

出席職員の紹介につきましては、自己紹介という形でやらせていただきます。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（田邊和美君）　環境資源課資源循環担当の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　同じく環境資源課環境推進担当の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく２点質問させていただきます。

まず、１点なんですが、決算書の69、70ページになります。中ほどのほうで、公害防止対策事業ということになります。金額はそんなに多くないんですが。成果書のほうが116ページになります。

この中で、まず通報等への迅速な対応及びパトロールを定期的に実施とあるんですが、この通報を受けていくというのは分かるんですけれども、パトロールというのは、大体この定期的にというのは、どういう形で行われているかをお聞きします。

この不法投棄処理状況の中で、家庭ごみが34件とあるんですね。これについて、あと粗大ごみ等もあると思うんですが、これは不法投棄ですから、いろいろな場所に捨てられているということであると思うんですが、中には、ごみを捨てる指定の場所にさえ粗大ごみとか、あと家庭ごみを捨てている場合もあるんですけれども、その数字というのは、この中に含まれていないかどうかをまずお聞きいたします。

ですから、パトロール状況と、あと家庭ごみ等の不法投棄の場所を教えていただきたいというのが１点です。

２点目なんですが、決算書135、136ページの環境衛生事業になります。

この中で、12委託料のところですね。雑草等除去委託料、それから、犬・猫路上死骸運搬委託料とかあるんですけれども、この中で、成果書の118、119ページになりますが、まず、119ページの一番上の成果のところに、繁茂した雑草等の処分を行うことで火災・犯罪等を予防することができとあるんですけれども、この繁茂したところ、これ、雑草等の処分を行ったという形になっているわけですけれども、これ、町のほうで行っているというよりも、118ページのところで、空き地環境保全ということで、雑草等が繁茂している土地所有者に対して必要な指導または助言を行いま

したとありますので、実際にその雑草を処分したのではなくて、あくまでもこれは所有者に対する助言をしたということだけになっているかどうかということと、あと、メモリアルトネの使用状況というところで、不思議なことに２年度と３年度が133という同じ数字になっているわけなんですけれども、これは、多分町民の方が、犬・猫の死んだ場合に、私も前、持っていったことがあるんですけれども、町民の方が持っていったという件数であるとは思うんですけれども、この犬・猫等の死骸処理状況ということで118ページに書いてあるんですが、犬はゼロですけれども、猫18、タヌキ16件、その他29とあるんですけれども、こちらのほうのこの動物に関して、どのような処分をされているかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹の小林でございます。

随時ご質問にお答えさせていただきます。

まず、公害防止事業の不法投棄や通報等への対応、パトロールはどのような形で行っているのかということで、定期的なパトロール等行っているというような成果書の表現について、具体的にどのような形かというようなご質問かと思いますけれども、こちらに関しましては、随時、日々町民の皆様から電話等、窓口等で様々な環境悪化につながるような騒音、振動、それから悪臭、そういったものの類いのご相談を頂戴しますと、そういったご相談をいただいた際には、いただいた現場のほうにお伺いして、状況を確認し、必要な対応をさせていただいているところです。

そういった日々の動きの中で、当然職員は町内様々に動き回っておりますので、その現場に向かう道すがらでも、何か異常がないか等々を確認をさせていただいているというところで、これが日々のパトロールということも兼ねているということでご理解いただければと思います。

それから、次の不法投棄、家庭ごみが34件あるということで、様々な場所で発生しているということで、どのような場所で発生しているのかというところのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、場所は本当に様々ございまして、特に決まった場所というものがあるわけではございません。指定ごみの集積場への不法投棄というわけではなくて、様々な、用水路ですとか、人目のつきにくい場所、あるいは雑草が茂っているような場所ですとか、人通りの少ないような場所というのが比較的多いような状況になっておりますけれども、特にここが多いというような場所はございませんで、町内様々な場所で発生しているというような状況でございます。

それから、環境衛生事業の雑草に関しまして、雑草の処分等により火災等の発生の予防につながっているという成果書での表現に対しましてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、町が指導している、町が行っているのではなく、所有者自らの行為によるものではないのかというようなご質問かと思いますが、これに関しましては、町のほうで定期的、年に２回ほど空き地の雑草に関しましては、パトロールといいますか、現地の確認をさせていただきまして、その時点、実際、具体的には夏場、６月、７月にかけて、それから９月、10月にかけての年２回、定期的に町内の把握している空き地に関して、庁内職員が現地の確認をさせていただきます。

その時点で、雑草の繁茂が確認ができた空き地

に関しましては、町のほうから文書でもって、その所有者の方に直接お手紙をお送りします。それに応じて、ご自分で処理をされるパターンと、それから、町のほうでもいわゆる単価契約ということで、雑草の処分に関して、雑草の実際には草刈りと、それと刈った草の処分までを含むんですけれども、こういった作業を町のほうで代行させていただくということも行っております。

この二通りで対応をしておりますけれども、町のほうのこの代行させていただいている部分と、それからご自分で処理いただいている部分とございますので、その辺が成果書のほうで、自己処理と委託によるものということで分けた表記をさせていただておりますけれども、そういった形になっているということでご理解いただければと思います。

もう１点、メモリアルトネの利用件数133件、小動物が昨年、今年同じ数字だったということで、それと、成果書の118ページの犬・猫等の死骸処理状況、この辺の関連性ということでのお尋ねでございますけれども、これに関しましては、118ページの犬・猫等の死骸処理状況、これはこちらの表記にもございますとおり、町道上で亡くなっている犬・猫、犬・猫に限りませんけれども、こちらですとタヌキ、その他ということで、このその他には、いわゆる鳥、野鳥関係でしょうかね、というのが多くなるんですけれども、そういった道路上、町道上、県道は別扱いになるんですけれども、あくまでも宮代町の町道上で、通常はいわゆる轢死というか、車にひかれて死んでいるパターンが多いんですけれども、そういった路上死の動物の処理をしている状況がこの118ページ、それに対しまして、メモリアルトネの場合は、いわゆる飼養動物といいますか、飼い猫、飼い犬の類いが多くなるかと思いますけれども、そういった飼われている動物を飼い主の方がこのメモリアルトネを活用いただいて、処理されている件数ということで、その違いになります。

回答は以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど私聞いたのは、定期的に実施されているということなので、その道すがらにパトロールしているというのは、定期的とは言えないと思うんで、その辺のことをちゃんと答弁していただきたいと思います。ですから、月に何回やっているとか、年に何回やっているとか、そういう形でやっていることをお聞きしたつもりなんですね。

それと、家庭ごみが34件捨てられていたとか、粗大ごみ６件とかあるんですけれども、確かに場所はそれぞれあると思いますが、多分捨てる人というのは、同じ人とかであれば、同じような場所に捨てるという傾向があるのではないかと思いますので、やはりこの34件とかあった中でも、やっぱり同じ場所というのはあったんじゃないかと思うんですよね。やっぱりこういうことはやらないようにしていくという、そういう取組が必要だと思いますので、町として、どのような対策を講じているのかということを、もう一度その２点、まずお聞きするということと、あと、やはりメモリアルトネで焼かれている方は、飼っていた方だったら分かるんですけれども、こちらの死骸処置の場合なんですよね、これを確かにこちらで見ますと、業者に委託しているんですけれども、この処分の仕方、これがちょっと私も気になっていましたので、ちゃんと焼却とかされているのかというか、やっぱり例えば変な病気で亡くなっている鳥とか、いろいろな可能性はあると思うんですよね。ですから、その処理の仕方が適正に行われている

かどうかをちゃんと把握されているかなということをお聞きしたいという形で、質問いたしました。

それとあと、先ほどの金額といたしまして、88万4,892円というのは、そうしますと、町のほうがそちらのほうの雑草を切るような、それを指導で行った金額というふうに捉えてよろしいのかどうかということなんですね。

私もこの雑草に関しましては、やはり苦情があったときに、町民生活課のほうに、昔はそうだったんですけれども、そちらのほうにお願いしたら、すぐ指導していただきまして、その土地がしっかりと草が刈られたということもありましたので、そういう指導すると、ちゃんと適正にやっていただける人がいればいいんですけれども、なかなか応じない人もいらっしゃると思いますので、その辺のところで、町として適正にするためにはどのように行っているかということを、もう一度お聞きしたいと思います。

その４点、またお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹の小林でございます。

ご質問のほうお答えさせていただきます。

定期的という表現について、具体的に決まった日、あるいは曜日等での実施をしていないのかというようなご指摘でございますけれども、先ほど申しましたとおり、私どもではほぼもう毎週のように、実は町民の方からのご相談というのをいただいておりますので、実質上定期的なような状態ということになっているということで、このような表現をさせていただいております。

ですので、ちょっとこの表現については、少し齟齬があるかと思いますので、今後ちょっと見直しのほう対応させていただきたいと思います。ご理解いただければと思います。

それから、もう一つ、ごみの不法投棄の発生場所について、同じような傾向があるのではないか、あるいはそれに対する対策ということでのご質問かと思います。

確かに委員さんご指摘のとおり、多くは、先ほど申しましたけれども、河川敷ですとか、あるいは人通りの少ない、家とかが少ないような路地ですとか、そういったところでの不法投棄というのが多い傾向にはございます。町内各所にこういった場所ございますので、そういった意味では、場所の特定というのはなかなか難しいところではあるんですが、ただ町民の方からご相談が多くなるようなエリア、あるいは場所に関しましては、看板を設置をさせていただいて、いわゆる警告の看板、皆さんご覧になっているかもしれないんですけれども、「見ているよ」と目が光っているような看板、あれを設置をさせていただいております。

なかなかこの不法投棄は先回りしての対策というのが難しい状況でございますので、まずはこの抑止看板、少しデザイン的には刺激が多いようなデザインになっているかと思うんですけれども、そういった形で、少しでも抑止力になればという思いで看板のほうは設置させていただいております。

それから、雑草の処分に関しまして、数字、決算書で88万4,892円、こちらに関しましては、委員のご指摘のとおり、町のほうで代行を行わせていただいた空き地、雑草の処分費になります。雑草の刈り込み、それから、刈った草の処分というのが、こちらには含まれております。

それから、もう１点、路上の犬・猫等の死骸処理の最終的な処理の方法でございますけれども、こちらに関しましては、いわゆる回収業者に委託をしまして、久喜宮代衛生組合の焼却炉にて焼却

処分をさせていただいております。といった状況でございます。

じゃ、回答は以上になります。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

１点、抜けていたんですけれども、先ほどそういう指導をしても、なかなか言うことを聞いてくれない、そういう人に対する対策強化はどのようなことを考えられているかということをお聞きしました。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

大変失礼いたしました。

指導になかなか応じていただけない空き地管理者、所有者の方への対応ということでございますけれども、こちらに関しましては、町としてもなかなか踏み込んだ対策というのが難しい状況でございますので、そういった方には、まず、その文書を多めにといいますか、何度も送らせていただく、あるいは、電話等、電話番号がもし分かるような状況がございましたら、その場合にはお電話をさせていただきまして、直接お声がけ、声での、電話での対応というのも可能な場合にはさせていただいております。できるだけ、電話のほうがやはり効果がありますので、電話番号を何かの方法で把握をして、直接こちらからお声を届けさせていただくというような対応をできるだけさせていただいて、いずれにしましても、粘り強くこちらからは対応をお願いしていくというようなことで対策を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

とにかく環境推進、今回分かれたわけですので、本当にしっかりと皆さんが安心して暮らせるというのを、やっぱり課の方たちの働きがすばらしいなと言っていただけるように、新たな課になったということで、皆さんが喜んでいただけるような形で進めていただきたいと思います。

今の答弁の中で、文書、それから電話と聞いたんですけれども、直接その人のお宅にお伺いするということはしていないのかなと思ったんですけれども、それについてだけ、もう１回お答えしていただければと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹の小林でございます。

空き地の対応で、所有者、管理者の方へのご自宅への訪問ということに関して対応していないのかというご質問でございますけれども、緊急を要する状況、つまり、これはなかなか空き地では考えにくくて、空き家のほうで実は実例がございます。

例えば蜂の巣ができていて、ちょっと周りにすごくよくない影響があると、環境の悪化につながっているというような状況がある場合で、なかなか遠方の方、例えば他県というような状況になりますと、なかなか難しいんですけれども、町内、あるいは近隣の市町にいらっしゃる所有者の方でしたら、訪問させていただきまして、対応をお願いするというような、実際に対応は、数は多くはないんですけれども、そういった対応はさせていただいております。

ただ、なかなか空き地の場合ですと、緊急性というところがなかなかない場合には、基本的には文書での対応、あるいは電話での対応ということを基本とさせていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の70ページ、空き家対策事業についてです。成果書の115ページにもありますけけれども、こちらの空き家の町が把握している空き家と町民から相談を受けた空き家ということで、こちらの決算書の空き家対策事業の需用費として１万9,000円ありますけれども、こちらのそういうお知らせの文書を送られた金額かと思うんですけれども、これ、何件ぐらい、町が把握している件数と町民から相談から相談のあった件数、それぞれ教えていただければと思います。

２点目なんですけれども、決算書の136ページ、成果書の118ページになります。

こちらの環境衛生事業の中の、先ほどもありましたけれども、環境問題処理状況についてです。こちら、前段でもありましたけれども、この害虫対応というのが蜂なのかなと思って、ほかにもありましたら教えていただきたいのと、あと、この空き家にも関連するんですけれども、最近コウモリが大量に発生しておりまして、それで、あまり窓を動かさない戸袋とかに入っていたりとか、どこから来るのかなというのをちょっと思っていたりもするんですけれども、そういうことが苦情などあったかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　環境推進担当主査の山﨑でございます。

まず、町で把握している空き家の件数でございます。こちら令和３年の実績ということで、予算の委員会資料としてお出しているものがございますが、そちらのほうに記載のさせていただいております。こちらが65件、町のほうで、令和３年末で空き家の台帳上に載せさせていただいている件数でございます。

令和３年に指導した件数でございますけれども、まず、７月に確認させていただいたときは、空き家59件ということで確認をさせていただいておりまして、そのうち38件に対して、適正管理を促す文書のほうを発送させていただいているところでございます。

また、令和４年３月には、また同じく現場のほう確認させていただいているんですが、こちらのときに65件の確認をさせていただいて、このときは、13件の不適正管理の空き家に対して文書のほうを発送させていただいているところでございます。

適時ご相談いただければ、一斉通知のほかにも、通知のほうはさせていただきます。現場のほうにも出向きまして、対応のほうはさせていただいているところでございます。

続きまして、２点目の空き家の相談の中で、コウモリのご相談ということだったんですけれども、ここ、鳥のお話はいただくことはあっても、コウモリのお話を苦情としていただいていることは今までございませんでした。

もし具体的にご相談箇所があるんであれば、改めて現場のほうは確認させていただきますので、またご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

議員さんからご指摘で、環境問題処理部の中で、害虫対応、そういった類い何かあったのかというようなご質問がございましたので、その点についてお答えさせていただきます。

先ほど前段委員の泉委員さんのほうに害虫として蜂というような事例をお話をさせていただきましたけれども、それ以外にいただくお話としては、いわゆる毛虫といいましょうか、桜の木から発生するいわゆるアメリカシロヒトリの類い、あるいは、そういった草木に巣食うというんでしょうか、そういった草木から発生するシロヒトリ以外にも様々ないわゆる毛虫の類い、これは、実は有害か無害かでいいますと、あまり害がないような、そういった毛虫も含まれているんですけれども、見た目で大変気持ちが悪いと、いいものではないというようなことで、それが例えば町の管理している公共の敷地等から発生しているというような状況、あるいは、私有地からも、先ほど来ある空き地から発生しているというような状況もたびたびございますので、そういった場合には、現地を確認をさせていただいて、必要な対策を、私どもが管理している土地であれば、私のほうで対応させていただく、あるいは管理者が別にいる場合には、その管理者の方に、先ほどの蜂もそうですけれども、対策をお願いしていくというようなことで対応させていただいております。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

害虫についてなんですけれども、こちらご確認なんですけれども、例えば空き家に関して、その所有者の方にお願いをするということなんですけれども、そこでその空き家の持ち主の方が対応できないときは、それは町で撤去というか、蜂の巣とかそういったものを処理していただいているのかということをもう一度確認いたします。

それからあと、先ほどの空き家の問題なんですけれども、65件のうち13件でそういった苦情があって、それが是正されたということなんですけれども、その65件の空き家の中で、もう所有者の方が手放したいんだけれども、どうしていいか分からないみたいな感じのときに、何かそういったご相談に乗って、それを売却したりとか、何かその辺までのご相談に町の方が乗っていただいているのかということを、もう一度確認でお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

さきの質問、空き家にそういった蜂が発生して、対応をお願いした先に、所有者の方がなかなか対応が厳しい状況の場合の対応ということでございますけれども、個人の管理している財産で発生していることになりますので、たとえ蜂の巣であっても、基本的には町のほうはあくまでもお知らせをし、対応を促すのみということになっております。

ご本人が難しい場合には、町内にも対応する業者がございますので、そういった業者をご紹介をさせていただいて、そういった業者から対応していただくと。ご本人が直接するのなかなか難しいかと思いますので、そういった業者をお使いいただくということで、対応を促していくというような状況で対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　環境資源課環境推進担当主査の山﨑でございます。

売却のご相談をということでお話をいただいているところですが、今のところ、いろいろ適正管理のお願いをさせていただいて、いろいろ電話とかでもお話させていただくことあるんですけれども、売却ということになりますと、町のほうというよりも、不動産屋さんのほうに直接ご相談されることが多いかと思います。町のほうでやはり、その相手とのやり取りの中で、売却等のご相談を受けたことは今までございません。個人が不動産屋さんに直接ご相談されているのがほとんどではないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

質問させていただきます。

空き家対策事業で、ここに書いてあるように、是正指導文書送付と書いてありますが、説明書のほうの115ページですね、空き家対策事業と書いてある、こちらなんですが、管理不全の町が把握している空き家に、町民から相談を受けた空き家の現地確認と管理不全、空き家への是正指導文書の送付を行いましたと書いてありますが、私も前、空き家に対して一般質問で出しましたが、この空き家に関しまして、もう私もさんざん近所から苦情で、町に言ってくれということで、前回も質問の中で、空き家の条例を言いましたが、一応却下されたことはありましたが、この空き家に対しては相当、雑草はもう２メーターもなって、それで、前回も町民生活課に質問したら、毎回現地確認して指導していると言っていますが、一向にそれが改まらないと。

あと、植木に関しましても、道路にはみ出ちゃって、隣の家のほうにはみ出ている。その道路も半分植木をどかさないと通れないような状況です。そういう形で、毎回連絡しているといいますが、これは持ち主が横浜に住んでいる方なんですね。それで、もう20年ぐらい前から町が何か連絡しているというけれども、全然やった経緯がないんですけれども、今でも行っているのか、お聞きします。

あと、もう１件、説明書の118ページ、こちらに環境衛生事業で、側溝等清掃堆積物の適正処分、このカマス袋の配布と書いてありますが、これは町内会でやっていると思うんですが、何件ぐらいなんでしょうか。

以上２点、お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　環境推進担当、山﨑でございます。

まず、１点目の空き家の通知でございます。深井委員さんのお話をいただいているところというのは、百間５丁目の空き家ということでよろしいわけでしょうか。

こちらは、通常お話いただいている一斉通知をさせていただくほかに、周辺住民の方からお話いただければ、その都度写真をつけて、通知をさせていただいております。少なくとも、今年度に入っても、２回写真をつけて送らせていただいております。ですので、各年お話いただくごとに通知をさせていただいております。

町のほうは適正な、写真をつけて通知をさせていただいておりますので、その写真を見て、相手の所有者が対応いただけていないというのは大変残念でございますが、また改めまして、通知のほうはさせていただくということで対応のほうさせていただきたいと思っているところでございます。

空き家に関しては以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

成果書118ページ上段、側溝等堆積物の適正処分カマス袋の配布、こちらには2,000枚というふうにご案内させていただいておりますが、こちらの配布先、内訳に関するお尋ねかと思います。

こちら、委員ご指摘のとおり、自治会長を通じて配布をさせていただいておりまして、自治会の数としましては、昨年度に関しては53自治会のほうに約2,000枚を配布をさせていただいております。これは４月の大体上旬に各自治会長さんのお宅、あるいはご指定いただいた場所、集会所とか、そういったご指定があれば、その場所にそれぞれの希望枚数を配布させていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

先ほどの空き家の件ですけれども、文書通知を郵送するだけで、ほかに、本人とか電話連絡で相手から返答は来たんでしょうか。

それで、カマスのほうは、一応自治会は53件といいますが、今各町内会で皆さん、お年寄りになっていますんで、この側溝清掃の蓋を開けたりするのが大変だと、これ、若い人がいればいいんですけれども、大体高齢者なんで、町でできないかという提案もあります。だから、今後町でできないんでしょうか。

その２点です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

まず、空き家につきましては、個々具体の話をちょっと控えさせていただきますけれども、電話番号が分かる場合というのがあります。その場合については、遠方であっても電話番号確認でき次第、その方にアプローチをして、お電話を差し上げております。なかなかそれが見つからない場合については、先ほども担当主査が申し上げていましたとおり、何度となくその現地の写真を撮って送らせていただくと、そういう粘り強い対策しかないというのが現状でございますので、そういったことを続けていくしかないというふうには思っております。

物件については、危険空き家に該当するようなものはないというふうに、今現状としてはなっておりますので、特段の緊急性というのは樹木の繁茂ですとかといったことは我々も現地で確認しておりまして、取り得る対策としては通知、電話、現地に赴いてといったケースもありますけれども、そういったことでやらせていただいているということでございます。

また、側溝清掃でございますけれども、深井委員おっしゃるとおり、高齢化が進んでいて、側溝の清掃、その蓋を開けることもままならないという地区も増えているということについては承知をしておりまして、環境資源課としましては、自治会の活動として、ないしはその地区の活動として、側溝清掃やる場合には、環境支援課としてやらせていただいているのは、道具の貸出しですとか、カマス袋の配布といったようなこと。特に、道具については、利便を高めるために、新しいものを購入させていただいて、より負荷がかからないものを購入して、支援をさせていただいているということになります。

一方で、そもそも側溝清掃をどうするかということについては、道路の附帯物、要は雨水の流入

とかないしは生活雑排水の流出について許可を得ている方については、基本的にその許可を与えるときに、ご自身で管理お願いしますといったことで、許可を出しているということがありますけれども、側溝の管理自体がまちづくり建設課になっているということもありまして、環境資源課としては、その側溝清掃をやられる地区ですとか、自治会に対して、カマス袋の配布ですとか、道具の貸出しということでの役割ということでご理解をいただければと思いますので、具体的に、全体的にどうするかということについては、大変恐縮ですけれども、まちづくり建設課のほうでお聞きをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再度質問させていただきます。

先ほど、やっぱり空き家対策に関しましては、文書とか連絡というけれども、これもう20年前から続いているんですよね。同じ答弁しか起きていないんですけれども、やはり、空き地は条例があるんですけれども、空き家対策条例がないと、そういう条例をつくって、もっと厳しく対処できないかと思うんです。やはりこれは何年たっても同じ答弁しか上がってきていませんので、町としてもっと強く対応できるような方策を考えてもらいたいと思います。

それから、このカマスのほうですけれども、やはりある地域によっては、これは業者に頼んでやっているところもあります。やはりこれから以前と同じようにカマスとか、そういう配布するだけじゃなくて、やはり皆さん高齢者になって、なかなか、腰が腰痛になっちゃったり、そういうことも結構聞いております。やはり今までの対策から全然進展しないんじゃなくて、予算をつくってでも、こういうところはやっぱり業者を頼んでやらせるとか、そういう対策をしていただきたいと思います。

いかがですか。お願いします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

今、深谷委員の続きになるかもしれません。というのは、前、私も町民生活課のときにさんざん同じことやっております、カマスの問題。

カマスというのは１枚幾らするんでしょうか。まず、そこからお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

カマス１枚当たりの単価ということでのお尋ねでございますけれども、これ、昨年度の購入の単価といたしましては、１枚消費税別で84円、消費税込みですと92円、これが１枚の単価となります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

私も深井委員と同じ理屈を持っているわけ、前々から。やっぱり今の各地区でカマスをもらって、この側溝の蓋を開けられるかといったら、明けられません、みんな年寄りで。機械を前は貸してくれるというけれども、簡単に取りに行けない。車がないもの、年寄りでみんな。前、持ってきてやったことあるけれども、なかなか開かない。側溝の蓋、こんなに厚いんだよ。蓋がぴしっと決まっていて。

それで、その後どうしているかというと、深井さんが言ったように、業者に頼んで側溝を清掃し

ています。その方たちしっかりきれいに清掃してくれます。幾らかかると思いますか、１人、１軒。3,000円以上かかるんですよ、１回。個人が払っているんです、3,000円も。町なんか一銭も払っていない。20軒あれば、６万ぐらい払っているわけ。６万とか10万とか、業者に。町民の貴重な財産を払って、生活が苦しい中でも払って、頼んでいるわけ。今言ったように側溝が開かない。そういう時代なんだ、今。

それで、私はカマス幾らと聞いたのは、92円。多分今まで20枚から30枚もらっていったと思う、役場から。それはありがたいね。清掃していた頃は。

そこで、私が言いたいのは、１軒3,000円もかけたりしているから、カマスが30枚くれれば、大した金じゃないかもしれない。ただ、清掃委託料で相当かかるよね。１戸４万円、多分１か所10万や15万かかっていると思う。

そこで私が言いたいのは、そのお金を各自が払っているんだから、町が補償してくださいというんですよ。そのぐらいのことしないと、もう蓋は開かない、みんな貴重な自分の生活費を払って、側溝清掃しているのに、町は知らんぷりしているの、何回言っても。これを何とかしないといけないと思いますよ。ですから、カマス１枚幾らだと聞いたんですけれども。ある程度の補償をしてあげるべきだと思いますよ。

今言った答弁が聞いたけれども、そういう考えでいったら、これから宮代町、みんな高齢者でそから。私みたいな人がほとんどだよ。みんな、どうやって開けるのですか。機材を役場で貸すから。どうやって借りに行くのですか。あんたら持ってこられないでしょう。じゃ、蓋開けてくれ。開けたって、今度は清掃するのできないのよ、開いたとしても。こんな厚いの開けて。足がよたよたしているんだから、おいらみたく。開かない、清掃できない、そういう時代なんだよ、今。それで金を１軒何千円も払ってやっているのに、町は知らんぷりしているんだ。だったら、このかかっている金のある程度の補償をしてやるべきだと思いますよ。うちの周りは、ほとんどみんな業者頼んでいるよ。どうするの、これから。

清掃しないと、夏は臭うんだよね。本当に環境によくない。それだから、今からこれは考えるべきですよ。深井さんも言ったけれども、深井委員もそのとおりだと、今までさんざん私もやってきたの、これ。今までもみんな機具を貸すから取りに来なさい、それで済ましている。そういう時代じゃないからね。それはもうこれは来年の予算はちゃんとすべきだと思うよ。

もう何しろできないんだから。それをやれと言うんだから、大したものだよね、町はね。できないのをやれと言うんだから大したもの。そういう時代じゃないよね。

それ何とかやるかどうか。そう言ったって、それは今返事もらえないだろうけれども、深井さんと同じように、私も何とか考えるべきだと、そこは言っておきます。

もう一つは雑草。これ難しいところもあるかもしれない。これも、私は場合によっては、空き家条例じゃないけれども、雑草条例をつくるべきだと思うぐらい。

というのは、これから家屋に近いうちに雑草の生えているところ、風向きが変わったら火災が起きる可能性があるわけね。もう家屋まで燃えちゃう。じゃ、そうなった場合、誰が補償するんですか。

多分、火災の場合は補償しないよね、その関係されているよな、関係は、法律上しなくていいような感じだと思う。そんなものじゃない、これも。

もう安心して住んでいられない。それはやっぱり条例つくって、ばしっとやるか、どうしてもなかなか刈ってくれない場合は。そのぐらいの意気込みが必要だと思いますよ。

条例をつくるのがおっくうなら、おっくうだと言ってください。おっくうじゃないでしょう。ねえ、深井さんそう思うよね。どう思いますか、質問。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

まず、１点目については、側溝清掃についてはちょっと意見として承らせてください。

また、雑草については、現状としては、空き地環境保全条例という条例に基づいて、現地を確認をさせていただいて、特に膝丈以上、私も何度か現場に行きましたけれども、膝丈よりも上の雑草が生えている場合には、それを基準として、所有者の方、管理者の方に通知を申し上げています。

その通知の中には、宮代町のほうに雑草の処理を委託をいただければ、単価、今年度いいますと平米300円でやらせていただきますというような通知を申し上げておりますので、その方にそういった意思があるのであれば、町のほうで請け負って、お金をいただきますけれども、業者に委託をして、単価契約をしておりますので、その業者に発注をしております。

委託をいただいた方もいらっしゃって、現に今年度もやっております。昨年度の場合ですと、説明書の118ページの中段にあります空き地環境保全という中の表の中に、処理面積としての委託処理というのが2,829という数字が入っていますけれども、これが町が請け負って、雑草の処分をさせていただいた件数でございますので、実際にその所有者の方がそういった意向をお持ち、実際にそういった状況、当然写真を撮って見ていただきますので、こういった状況ですということをお伝えして、町に草刈りお願いしますというふうに言っていただければ、町はやらせてもらっています。

もちろんその方からお金は幾ばくか頂いていますけれども、処分をさせていただいているという状況にありますので、対応いただけない方については、ご自身でやっていただく方ももちろん中にはいます。通知によって、ご自分でやっていただいたケースもありますし、町にご依頼をいただいて、草刈りをしているケースもありますし、あと、それ以外の方については、なかなか対応していただけいないという状況になっているということもあって、年に２回回らせていただくうちの２回目に再度現地を確認して、通知を申し上げると、そういった繰り返しを粘り強くやらせてもらっているという状況になりますので、条例としては、現状は完備されているというふうな認識でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　していることは分かります。

１点目の側溝の清掃については、ひとつ頭に入れておいて、ひとつそういう時代だということを頭に入れて、絶対ひとつ、我々年寄りを困らないようにしてもらいたい。それだけ言っておきます。

雑草については、保全条例というのがあると今説明されましたけれども、それでもやらない人がいるわけよ。それを言っているわけ、私は。強行にできるような内容つくっておかないと、お金だけもらうのは最低でもやれば。

そうしなかったら、草というのは毎年生えるよね。だんだん草がヨシみたくなるの、だんだん。

これが燃えたら大変だよね。それを心配しているわけ。

１軒や２軒、３軒とあるかも、絶対言うことできかない人がいるわけ。それを言っているわけ、私なんかは。

通知をして、電話して、その話に乗る人は、まだ最高、いい人だよね。それだって知らんぷりする。

もう一つは、その相手の地主が分からない場合、どうするの、これ、地主が分からない場合。それ、どうするか。そこ、そういう人は刈らないものね。そうすると困るわけ。

多分、そういう家はないと言うかもしれないけれども、あった場合、それを強行にできるような方法を考えてくださいということ、私から言わせれば。

課長とか、担当、文句言っているんじゃないからね。相手に一つ文句言いたいわけ、その知らんぷりしている地主に。また、分からないに地主に文句言いたいわけ。何とかしろと。それを言いたいわけ。そういう条例をつくったらどうだったですか。

私は、もう相手が文句を言わせない条例つくるの。どうですか。今の保全条例というんじゃ生ぬるい。連絡しています、連絡しています、ちっともやらない人もいるんだから。それを強行にできる条例をつくりましょうというの、どうですかというの。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

何分、法体系があるということもご理解をいただければと思うんですけれども、こういう空き地ですとか空き家については、ほかの自治体でも当然取り組んでいる問題だと思いますので、その中で、特にそういった空き地の雑草の繁茂について、特に厳しく取り組んでいるといった事例なんかも探しながら、ほかの方法、今現在宮代町のほうで一生懸命やらせてもらっていますけれども、それ以外の方法があるのかどうかについても検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。お願いします。

説明書のほうの環境資源課の成果のほうで、前段の委員と重なる部分もあるんですけれども、不法投棄対策について、１点目。

いつも件数見ると、そんなに私からすると多くないような気がするんですけれども、前回も言いましたけれども、結構協力している人、私も結構さっき答弁の中で河川敷の投棄が多いというお話もありましたけれども、そのあたり、地域住民が結構やっているところも多いんですけれども、やっぱり年齢も上がってきて、できないという声も聞きますし、そのあたり、どの程度把握しているか、１点目お聞きいたします。

あと、資料の69、70ページの委託料の桜の管理委託料に関してなんですが、桜の歩く散歩する道とかは、多分そんな影響ないのかもしれないんですが、生活道路にある町管理の桜などが非常に枝が伸びてきている。この管理料が来年も関係するかなと思うんですが、大変その時期は美しいんですが、最近、若い世代、結構ワゴン車が多くなっている、それとあと、メーカーから宅配が来るのというのは大体佐川急便がすごく多いと、大型トラックが来るんですね。そうすると、もうばりばり気の毒なほど枝に当たって、それがここ数年すごく多くなったんですね。

生活している者にとっては、対向車線がいなきゃよけて通るんですが、それもできない状況なのと、あと、完全に大型トラックはぶつかっちゃうんですね。そのあたりで確かに桜美しいんですが、枝の剪定というのはもう少し、あまり切っちゃいけないと言いますが、道路にもかなり、道路の半分以上とかはみ出ているところとか、うちの近所もそうなんですけれども、そういうところ、やっぱりちょっと見直しをしていただいて、一度ちょっとこの道路に出ている、半分以上出ているところはちょっと大まかに切るとか、後の処理、ごみの処理の金額とかにも関係して、うちの町、桜の木が多いんですけれども、そのあたり、ちょっとどう考えているのかとか、この令和３年度の金額でやっていくと多分無理かなと思うので、そのあたりどう思っているのかお聞きします。

あと、空き地の適正管理ということで、職員の方たちやってくださっているんですが、この適正管理のところで、空き地ですね。前もお話伺ったんですけれども、市街化調整区域と市街化区域、相談があったときは同じように対応をしていただけるのか、その後の地域性もあるんだけれども、ちゃんと対応してくれる率というのかな、どんなものか、お聞きします。

あと、宮代町廃棄物処理検討委員会が行われていると思うんですが、令和３年度に基本処理計画で一部答申出されましたが、その後、国のCO_2とかがカーボンとかいろいろ変わって、しっかりと出てきたことと、うちの町は久喜の処理場で出すということと、全部熱エネルギーにするということなんですが、そのあたり、委員から話が出ているかとか、その後のちょっと状況を少し、簡単でいいので説明をお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　５時０５分

再開　午後　５時１９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

ご質問に順次お答えさせていただきます。

まず１問目、不法投棄対策、成果書でいきますと116ページ上段になりますけれども、こちら41件の不法投棄処理状況ということで、こちらには記載をさせていただいております。

この把握について、実際の発生数との乖離があるのではないか、その乖離について町としての姿勢、対応はどういうふうな考えなのかといった趣旨のご質問かと存じます。

実際に、こちら41件ということでまとめさせていただいている数字に関しましては、具体的に通報をいただいたもの、町が対応させていただいた件数になっております。

実際に、大きなものから本当に細かなものまで含めますと、この不法投棄というのは当然ながらこのような件数ではないというのも承知をしているところでございます。

こういった、この41件に含まれない部分への対応でございますけれども、一つには、町のほうで里親制度ということで、きれいなまちづくり条例の中で、この条例の趣旨に従って、いわゆるポイ捨て禁止条例がございますけれども、この条例の、実際にこの趣旨を、住民の皆さんのご協力をいただいて、より高いものを目指していくというよう

なところで里親制度というものがございます。この里親にご登録いただいている方がいらっしゃいますけれども、その方たちへの支援という形で、今いわゆる備品の貸出しですとか、あるいは里親の登録証の発行等をさせていただいて、活動を支援させていただいております。

そういった方たちへの支援を通じて、例えばこの41件に入らない部分を少しでも減らしていくというようなことですとか、あるいはそういった取組を町がしているということを広報、あるいは様々な場所を通じてアナウンス、広報させていただきまして、町民の方のより多くのご協力をいただく、あるいは関心を持っていただくというようなことで、呼びかけを続けていくということが一つには必要かなというふうに考えております。

そういったところで、この不法投棄対策、目に見えない部分についてもできるだけ力を入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、桜の管理です。

桜並木で大分枝が伸びてきていて、配送のトラック、背の高い車両が通る際には、大分枝が当たっているような状況があるというご指摘でございますけれども、この点につきましても、町でも把握ができた部分につきましては、業者さん、委託業者を通じて強めの剪定というのを、特に委員ご指摘のとおり、近年、大分枝の伸びがいろんなところで大きく出てきているという状況がございますので、できるだけ業者に強めの剪定というのを、しかもできるだけ幅広にやっていただくということを、この委託料の範囲の中で、できるだけ多くの場所をやっていただくように、順番に強剪定という形でかけさせていただいておりまして、これ、昨年、今年度につきましてもご指摘、あるいはご相談いただく場所については対応させていただいております。そういった形で、順次、この桜並木の枝の伸びは適宜対応させていただくということで対応しております。

それから、続きまして、空き地に関するご質問でございます。

成果書でいきますと118ページの中段、こちら市街化調整区域、それから市街化区域、それぞれ空き地ございます。それに対しまして、町としては同じように、雑草の繁茂が確認できた場所につきましては、文書でもってお知らせをさせていただいております。

そのお知らせの反応ということかと思いますけれども、ちょっと資料をご覧いただきますと、対象面積が20万7,000平米ほどに対して、市街化が大体２万5,000平米ほどになります。大体10％ちょっとぐらいということでして、うち、ご対応いただいているのが、ちょっと数字的にはあまり高くはないんですけれども、この委託処理、一番下2,829平米に対して、市街地で746平米、これ割合にしますと25％ぐらいです。ですので、全体の数ですと市街化は大体10％少しぐらいなんですが、対応いただいているのは25％ぐらいですので、市街化をお持ちの方は比較的対応いただく率が少し高いのかなということが、この辺からうかがえるかなというところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○資源循環担当主査（田邊和美君）　環境資源課主査の田邊です。

成果書でいいますと120ページ、中段のほうにございます宮代町廃棄物処理検討委員会による一般廃棄物処理基本計画の改訂という部分におきまして、昨年度、令和９年に稼働予定の久喜市新ごみ処理施設稼働に当たりまして、プラスチック類、ペットボトルは除くものなんですけれども、新処

理施設で焼却、サーマルリサイクルをするような形での答申を委員会より受けまして、町のほうでもそれに準じまして、新炉でサーマルリサイクル、プラスチック類はしていくということについてなんですけれども、その後、委員さんおっしゃるとおり、令和４年４月１日に国のほうでプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というのが施行になりまして、国全体でプラスチック類の資源循環を一層推進・促進するような動きが出てきたかと思うんですけれども、この法律の内容について、この廃棄物処理検討委員会、今年度の５月に１回目の会議がございましたので、この法律の趣旨を一通り説明のほうをさせていただきました。その説明をご理解いただいた上で、それも踏まえた上で、現時点も引き続き、新処理ごみ施設ではプラスチック類をサーマルリサイクルしていくという方向性で、委員の皆様にはご了解をいただいているところです。

ただ、今後この資源循環分野というのは様々な動きがある状況ですので、昨年、部分答申をいただいたときも、その社会情勢に応じて適宜対応していくのが望ましいというご意見ございましたので、今後も町としてもその状況を考慮しながら適宜対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

４番は分かりました。適宜、社会情勢を踏まえてということで、私もホームページに載っていると思うので、しっかり見ていきたいと思います。

あと、すみません、１番は、答弁の活動、里親制度とか、広報とか何かやっぱり知らせていただくのと、やっぱりそういう制度に入らないで個々でやっている方もたくさんいらっしゃるので、それこそ大変になったら、もうちょっとこの件数は増えてもいいと思うので、不法投棄の数って結構片づけていっちゃう人がいると、また捨てるという現状なので、そこをよく今後考えていただきたいと思います。要望です。

桜の木のほうは、業者によって剪定がすごい違うかなというところもすごくあって、やっぱり車の通行に支障のあるところは切るというような観点を持って依頼とかしてほしいなと思うんですけれども、そこ１点お願いします。再質問です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

ご質問のほう、お答えさせていただきます。

桜の管理に関して枝の剪定、対応に少しむらがあるというようなご指摘でございます。

実は、業者はここ数年、同じ業者で受注をしていただいておりますので、恐らくその対応の差というのは、私どもの剪定の指示の差なのかなというふうに思っております。

できるだけ、少し先を見越した形での強めの剪定というのを指示としては心がけさせていただいておるんですけれども、なかなか現場の状況等々、あるいは業者さんへの指示の取り方というんでしょうか、その辺で若干そういった状況が生じているかもしれません。もし、そういった状況があれば、再度の剪定等にも対応ができますので、もし不足している、あるいはもう少しというようなお声がありましたら、遠慮なくご相談いただければできる限りの対応はさせていただきますので、そのようなことでお願いできればと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

環境資源課として、一番最初に本年度の成果ということで、成果書の115ページに、これは浄化槽の問題なんですけれども、適正管理をしていないところがあるということなんで、何軒ぐらい、どのくらい問題視されているところがあるのかどうか、把握しているのかどうか、その辺のところをお願いしたいなと思っております。

なぜそういうことを聞くかというと、やはり合併処理場、これを適正管理しないと、そのまま垂れ流しと同じで、皆さんに、近所の方とかそういう人たちに大分迷惑をかけるというふうに聞いております。浄化槽の業者にも聞いたんですけれども、いるんだよ、そういう人が、何年もやっていないで、物すごく掃除するのも大変なんで、頼まれると。５年も10年もやらないところもあるらしいんですよ。やはりそういうことでは環境に悪いんじゃないかなと私は感じておりますので、その辺のところは把握しているのかどうか、ひとつお願いします。

それと、空き家対策事業は強調しているんですけれども、空き家じゃなく、昨日もテレビか何かで２階部分が崩れたという話がありましたよね。危険なそういう建物というのを事前に把握しているのか、していないのか、検査などはどういうふうにしているのか。

特に道路に面したところは危険な状態になっていたら、これは大変なことになる。人命にも関わることなんで、ぜひその辺のところは把握しているのかどうか。把握していなかったら今後どうするのかどうか。その辺のところも含めてお願いしたいなと思っております。

それと、最後の問題なんですけれども、公害といえば公害なんですけれども、今キジだとか、いろんな害獣がたくさんと増えています。家庭菜園やっている方は、それで悩まされているんですよ、今。私も家庭菜園やっていますけれども、囲ってもキジが上に止まって農産物を見ているんですよ。キジだけじゃありません。変なタヌキだか何だか分からないような、私はそういう小動物は分からないんで、種類が。悩まされて見ている人は、トウモロコシ植えても全部食われてしまう。もうちょっとでやられるところなんだけれども、みんな全滅してしまった、そういう被害が今たくさんあちこちで聞いています。その辺のところで、町としての考え方、対策はどうするのか。

例えばキジなんかは、私は小さいときはあんまりいなかったんですよ。最近はかなり増えてきている。この４、５年だと思うんだ、５、６年かな。10年もたっていないと思うんですよ。かなり増えてきている。何だろう、これ、異常だよというんで私は思っているんですよ。その辺のところがどういうふうになっているのか。

人の話によると、増やしている人がいるんだよと、そう言う人もいます。これは公害ですよ、逆に言えば。ですから、環境破壊というか、逆の環境破壊ですよ。と私は思っているんです、もしそういう人がいるんであればですよ。その辺のところの対策はどういうふうにしているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

まず、浄化槽の適正管理に関するご質問でございました。不適正な管理等がどれぐらい数としてあるのか、把握しているのかというところでございますけれども、実はこれは町としては、正確な浄化槽の台帳というのは持っておりませんで、埼

玉県のほうで、ある程度把握をしているような状況になっております。

申し訳ございません、今手元に具体的な数字がありませんが、これ浄化槽の管理に関しましては、昨年度から浄化槽協会と市が連携しまして、法定検査ですね。浄化槽の管理者に義務づけられております３つの義務がございます。清掃と、それから定期点検、それと法定検査というこの３つの義務がございまして、特にこの法定検査に関しましては、非常に実施率が低い状況になっております。ちょっと数字が正確ではなくて大変申し訳ないですが、おおむね２割程度しか受検をしていないということが埼玉県内では数字として言われておりまして、これを少しでも上げていくということが必要ということで、昨年度から浄化槽の協会と結びまして、浄化槽の管理していらっしゃる方に対しまして、直接ダイレクトメールという形でお手紙を浄化槽協会を通じて送らせて、町と浄化槽協会からの適正管理のお願いという形で、ダイレクトメールでもってその辺のご案内をさせていただいております。

少し、その反応がございまして、若干なんですけれども、この法定検査の数が少しずつ、それのおかげでというところで増えてきているような状況が確認できておりますので、これは今年度もこの９月、間もなくですけれども、９月末を目途に、同じようにまた管理されていらっしゃる方へのダイレクトメールというのを送付する予定となっております。そういった形になります。

それから、空き家ではないけれども、建物の老朽化に関するお尋ねでございますけれども、私どもでは、空き家の老朽化につきましては把握、老朽化の状況につきましては、ご相談いただいた、今年度でいきますと85件ほど把握をしておりますけれども、その老朽化につきましては把握をしておりますけれども、一般的な建物の老朽化、これに関しましては、環境資源課ではなくて、まちづくり建設課の所管になりますので、こちらに関しては、数字を把握していないというような状況になります。

続きまして、公害対策ということで、害獣、特に先ほど委員さんからはキジということでご質問がございましたけれども、害獣対策に関しましては、町ではアライグマの対策ということで取らせていただいております。これは、アライグマは埼玉県の防除計画がございまして、この防除計画がアライグマを指定しております。

アライグマに関しましては、そういうことで埼玉県と連携の下にわなを仕掛けまして、アライグマの発生のご相談をいただきますと、わなを設置させていただいて捕獲・処分という形で対応しておりますけれども、委員さんご指摘のキジに関しましては、実は野鳥といいますか、逆に保護鳥獣になりまして、なかなかいわゆる駆除といった方向での対策というのが現状では難しい状況になっております。

つまり、キジの対応ですけれども、農作物、家庭菜園等に関しましては、自衛をしていただくという形に現状ではなろうかというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　合併槽です。確かに、あるということは分かっております。この時代に沿って、かなり生活困窮しているところとか、病人がいてお金がそっちのほうまで回らない、そういう家庭が多くなってきているというのが確かです。私も聞いております。ですから、この浄化槽、そういう生活困窮世帯にというか、国の言う法定検査ですか、やれと言っても、なかなか難しいとこ

ろが出てきていると思うんですよ。１回やると１万5,000円から２万円ぐらいかかるんでしょう、あれ。そういうことになると、そこから出せと言ってもなかなか出せない。特に生活保護世帯じゃない、本当に生活に困っている方なんかは、なおさら無理なんですよね。だから、その辺のところで町として何か方策みたいなのがあるのかどうか、ひとつお聞きしたいなと。

何か、こういうふうにするとやり方があるよというのがあれば教えていただきたいなと思っております。教えて、私も教えるし、町のほうでもそういう人たちにケアする運動をやって、少しでもそういう、きちっと近所や環境に優しいまちづくりをしていかなくちゃいけない問題ですから、少しでも役に立てるようにしてほしいなと思っております。

それと、先ほど言いました、これはまちづくりのほうだということで言っていましたけれども、やはりこれは環境の問題もあるんではないかなという感じがしますよ。やはりそういう建物があると、万が一あった場合はね。空き家は空き家で、これは環境のほうだと言っても、空き家でもやっぱり壊れそうな家があるんだと思いますので、その辺のところはやはり共同してやっていく必要があるんじゃないかなという感じがするんで、事故が起きてからじゃ遅いんですよ。今日のテレビでも言っていましたけれども、２階の工場の倉庫のあれが崩れて下敷きになって死んでしまったという人もいましたので、万が一ちょっとした雨風なんかで通行していて、それが壊れた場合、どうするのかなという感じがしますので、ぜひ共同してやっていただきたいというのは、私はそれは要望です。

それと、最後に言いました害鳥とか害獣というんですか、ハクビシンだとか、いろんなのがいると思うんですが、アライグマとか、そういうんで、これはキジは害鳥じゃなくて貴鳥みたいなことを言っていますけれども、そこまでじゃなくて、守るキジは違うんだということで言っていますけれども、だけれども、近年これ急激に増えたということは、みんな見ているんですよ。幾ら保護鳥獣と言ってもね。そういう経験がなかったものですから、私なんかもね。小さいときから、キジがあんまり、ハトとかそういうのはいましたよ。スズメとかカラスだとかね。だけれども、キジは力あるんですよ。力があって、野菜を引き倒しちゃうんですよ。だから、何だろうと思ったの、最初のうちは。そしたら、私がじっと見ていたら、やっぱり朝早くそういう柵をした上から見ているんですよ。幾ら柵をしたって、上からこう飛んでやっていますから難しいんですよ。

やはり、これは万が一増やしている人がいたら聞きたいぐらいです、私は。そういううわさも聞いています。春日部のほうだとかなんとかと言っていましたけれども、どういう人がやっているのか分からないですけれども、環境保全じゃないですよ、これ、逆に言えば。環境破壊やっているような問題ですよ。これ、町として指導というのはできないんですか、万が一そういう人がいるとしたら。もし、いるとしたらしたですよ。私はちょっと詳しいことは知りませんよ。

私は、これは環境のほうできちんと対応するべきじゃないかなという感じがするんですけれども、その辺のところ、もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

まず、１点目でございますけれども、生活困窮対策ということについては、恐らくこの法定検査

以外にも様々な観点で関わってくるのかなということもありまして、これだけに対して何か補助するというのは、なかなか難しいというふうには思っております。全体の中で国・県含めてですけれども、対策が講じられていくんだろうというふうに認識しております。

２点目については、まち建との共同ということに、ご意見という形で承らせていただきます。

３点目についてのキジの件ですけれども、私も個人的には確かに増えているかなという、町なか歩いていますと、やけに目につくなという印象はあるんですけれども、現行の法体系からすると、それに対して何か駆除するといったような対象にはなっていないということもありますので、その点についてはちょっとご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、２款の総務費のうちの環境資源課の所管分について、決算書では69、70ページの空き家対策事業でございます。

もう前段から出ている点については分かりましたが、とにかく空き家台帳に年２回、現地調査を実施しているわけですよね。そうすると、宮代では実態は把握しているんであれば、全体でどれぐらいの件数になるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

私は努力しているのはもちろん承知しているんですが、あまりにもひどくて、民々、要するに住民と住民同士で直接やっているわけですよ。もう雑草がひどいとか、建物がもう全く何年もいないのに、何ら対処してくれないということで、町にも言っても解決しないと。それで、住民が自分でやっているわけですよね。そういう現状は、やはりもちろんよくないと思うので、少しでもこの点については適正管理を、地主さん、持ち主にきちっとやらせるというのが基本なんですけれども、住民同士がやっているということについて、どういう認識をお持ちでしょうか。

続いて、３目の環境衛生費、決算書では135、136ページ、成果書では118ページの道路側溝清掃の問題です。

もう、これも言われております。私も何回も言ってきました。考え方です。町は、前段の委員の中でも、個人負担してまでやっていると。税金も払っているんですよ。だから、私は税金と、あと個人負担ですから、種類は違うけれども、二重負担になっているわけですよ。それを義務としてやらせるのか、それとも、あくまでもこれは任意ですよということなのか、その点、はっきりしていただきたいと思うんですね。その点についての答弁をお願いしたいと思います。

それから、環境衛生事業では、不用額が1,350万円ですか、出ております。この不用額の主な原因には、雑草等の除去委託料も入っているということなんですけれども、この点について、もう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

それから、４款衛生費のうちの関係です。決算書では137、138ページ、成果書では119ページ。

１つは、先ほど前段の委員で、プラスチック資源循環法が昨年６月でしたか、成立しました。この点について答弁もありましたが、特に一般廃棄物のうちのプラスチック類の処理について答申を出したということなんですけれども、久喜市においては、新しいごみ処理施設、ただ燃焼させているんだということなんですけれども、宮代の場合は違うんですね。削減と同時に、資源化をどうい

うふうにしていくのか、その点ではどういうふうになっていますでしょうか。お願いをしたいと思います。

もう一つは、同じ成果書の120ページ、姫宮北団地と南団地のごみ集積所のアスベスト含有屋根材の交換ということで、これは北・南団地からの要請だったと思うんですけれども、これ以外に宮代はアスベスト、これに似たような問題はないのかどうかということで、確認をさせていただきたいと思います。なければないで結構ですが。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

いただいた質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、空き家の関係でございます。

空き家の現地調査については、先ほどの台帳上の数字としては、令和３年度では65件というふうにもお答えしたとおりでございまして、ちょっと直接的に令和３年度の話でありませんけれども、今年度については85件ということで、台帳上の管理をさせていただいているという状況でございます。

丸藤委員さんのおっしゃられるとおり、現にお隣の方がそのお隣の方の善意によって例えば草刈りをしているといったことについては、私も担当と一緒に何軒か空き家のほう回らせていただいて、周辺の方にお話を伺う中では、善意で草刈りをしているといったようなお話を何件か伺いました。そういった実態があるということも理解をしております。

そういったことも踏まえて、通知を積極的に行わせていただいたり、所有者の方に、電話番号が分かれば直接的にお話をさせていただいているという状況でございまして、その実態については、その現地に赴いたときには、なるべくそこの現地の目視だけではなくて、いらっしゃるお隣さんですとかという方に対して、少しお話を伺うような形で現地調査のほうをさせていただいているという状況でございまして、一定程度そこは承知をさせていただいているという状況でございます。

２点目でございます。

側溝清掃のことで、ほかの２人の委員さんからもご意見が出ているということでございますけれども、現状として、宮代町としては地区の方に任意で善意としてやっていただいていると。

もちろん排水放流承認の申請をされて許可された方については、現に流出先、排水先については、管理をお願いしますということを条件に許可をしているケースがありますから、そういった方にはやっていただくということは任意ではなくて、その方にお願いするという形でやっていますので、その方に一定程度責任があるというふうには認識しておりますけれども、ほかの、特に例えば市街化区域などについては特段、下水が走っていますから、そういった必要がなく、当然それの側溝というのは雨水の流出という形、雨水の受け口になっているというのが実態ですから、そこは自治会地区等に対して善意でやっていただいているというのが実態でございます。

これについては、過去から一般質問でも何度もいただいていて、町としてはというふうな話はさせていただいていると思いますけれども、これについても、まちづくり建設課とお話を受け止めたいというふうに考えているというところでございます。そういった点ですので、ご理解をいただければと思います。

また、不用額について、空き地環境保全条例に

関する雑草等の委託料の残りの額については、1,300万円ほど不用額が出ているということです。これ自体は、積算根拠としては、現に町が把握している空き地、管理すべき空き地に対して、全ての方から委託を受けた場合、町に草刈りをしてねといった委託を受けた場合、全件を予算化しているという現状にあります。ただ、やっぱり過去、多くの場合が利用されていないという実態もありますので、監査の際にも少しお話をさせていただいたんですが、来年度以降の予算編成には、少しその辺を考慮して編成に当たっていきたいというふうに思っております。ちょっと実態と乖離している部分もありますので、その点については、改善をしていって不用額をできる限り少なくしたいという、そういった努力をさせていただければなというふうに考えております。

４点目のプラスチックの関係でございますけれども、先ほど担当の主査からも少しお話をさせていただいている、前段委員さんからのご意見等も含めて答弁させていただいておりますけれども、現に今年度から新しい法律の改正に伴って、プラスチックについては再資源化をするということを推進するといった法律の改正がありまして、現状としては久喜市が燃やす、宮代町もそれと同様です。あくまでも久喜市と同様に、新炉、久喜市の炉でプラスチックについては燃やせるごみとして扱わせていただくと。これは令和９年度からになりますけれども、新炉の稼働と合わせてということになります。

ただ、再資源化ですとか、そういった考え方によって法律がつくられていまして、今後の技術の革新ですとか、そういったことがあれば、そういったことも含めて改めて検討する必要があるということについては答申をいただいていまして、宮代町もそれについては重く受け止めているというところでございまして、久喜市にお願いする際には、宮代町もそういった考え方を持っているということについて、併せてお伝えをしているという状況でございます。

アスベストの案件、ごみ集積所に限って言いますと、今ないというふうに認識をしております。アスベストを含有したごみ集積所があるかないかというようなご質問ですと、ないというふうに認識しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、決算書69、70ページ、成果書では118ページの空き家対策事業なんですが、先ほど課長からもるる答弁がありました。私はやはり民々、住民と住民でやっているというのは、本当にこれはもしかして、何でもなければ、何もなく進んでいるんだったらいいですけれども、これがエキサイトして何か事故になってしまっては大変だと思いますので、私は住民対住民でやるというのはいかがなものかというふうに思います。

これは何の、こういう問題に限らず、全てについてだと思うんですけれども、それで空き家ですから当然樹木というか、あります。これが繁茂してくると、もちろん火災予防、防犯だけではなくて、火災の面でも非常に心配だということで、冬なんかはちょっと火がついてしまうと、本当に自分の家まで来てしまう、そういう不安もあるわけですよね。ですから、これはもうそういうところは余計やっていただかなければいけないんですけれども、おいそれとはいかないというのが現実だと思うんですけれども、実際、こういった適正な管理を促す通知、電話連絡というのは、これは必要最低限ですよね。

やっぱり何が必要なのかという意味では、進んでいるところもあると思うんですけれども、そういった点での、何ていうんですか、研究というか、それは環境資源課として今年度から始まっていますので、そういう点では今までとは違うぞというような、そういう姿勢も見せていただきたいんですけれども、そういった点ではどういうふうに改善していかれるのか。その点、やはり次年度に続く課題ですので、ぜひその点ではどのようにやっていくのか、方向づけというか、それについてもお尋ねしたいと思います。

２点目の環境衛生費の関係です。決算書で135、136ページの道路側溝清掃の問題です。

じゃ、善意でやっているということで、義務ではないということでよろしいですよね。

私は、それでもどうしても側溝にたまってしまう、そういうのはあると思うんですよ。放っておいてもいいところでも、やっているんですよ。うちの自治会なんかそうですし、だから、これはあくまでも義務ではないからということなんですけれども、そういう点では善意というんですけれども、これぐらいはやろうというのと、やはりもう周りを見てみんなやっているから、これはやることなんだというふうに勘違いしている方、それからほかの東京なんかから、都会というところから引っ越してくる方は、えっ、こんなことやっているんですかという、そういう驚きの町民もいるわけですよ。そういう点では、義務ではないと言いながら、53団体もやっているんですよ。これは義務とは言えないんじゃないですか。逆に、善意でやっていただいてます、義務ではありませんと、はっきり言うべきではないでしょうか。

それは善意に取ってもらってやっていただいたほうが、それは町としてはきれいになりますよ。なるけれども、さっき言ったように、二重の税金の負担みたいになって、これはおかしいでしょう、出す人と出さない人いるというわけですから。これだけあるんだから、それはもう善意を超えていると思いますけれども、もう一度その点で。改善の余地があると思いますね、私は。ぜひお願いしたいと思うんですけれども、その点、もう一度お願いします。

それから、環境衛生事業の不用額の関係ですが、実態と乖離しているということで回答が課長からありましたんで、それに尽きるんですけれども、支出済額が413万円ですよ。それで不用額が1,350万円だと、３倍もあるんです。先ほど、答弁がありましたが、これはもうちょっと予算のつけ方として実態とは違うので、ぜひお願いしたいと思います。これは次年度はこういうふうにならないようにということでお願いして、要望で結構でございます。

それから、あと、気になるのは、不用額の関係で、土地所有者等の代行依頼で、町が例えばやって減少したということであれば、これはこれで結構なことなんですけれども、これは増えているんでしょうか。例えば一例なんですけれども、その点についてお願いしたいと思います。

それから、137、138ページの清掃総務事業の一般廃棄物処理基本計画の改訂ということで、プラスチックを燃やすというのは、令和９年度に向けて燃やすというのは同じだということなんですけれども、そうすると、答申では一部わざわざ書いていますよね。町長に部分答申を行い、それを受け、町の方針を決定したということで、私はいいほうにこれ取ったんですけれども、今、先ほどから、情勢によってということも話されていたんですけれども、国のほうでプラスチックの資源循環法が成立しました。これは１年以内に施行となったわけなんですけれども、もう今それでテレビな

どでも、海に流されているプラスチック類とか、魚、動物に与える影響とか言われていて、もう既に、何ていうんですか、ホテルとかそういうところでも、例えば歯ブラシをプラスチックから変えていくとか、そういうのはもう始まっているんですけれども、そういう意味では、脱炭素化社会ということを考えれば、プラスチックを燃やさないという方向が当然だと思うんですけれども、これはそのために大きな処理場になっているし、これはもう逆行じゃないかと思いますけれども、そういった点では、宮代は将来ですけれども、委託というような形になりますけれども、やはり減らしていくという方向では心配ですので、どういうふうになるんでしょうか。どこが、じゃ久喜と違ってくるんでしょうか。その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

それと、プラスチックだけでなくて、粗大ごみも、やはり進んでいるところでは、これを再利用して、今こういう時代ですから再利用して使いたいという住民は多いんですよね。そういう点で成功している事例が多いですので、そういった点での考えは、宮代の方向としてはそういう方向には考えているのかどうかもお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

まず、空き家の関係でございますけれども、丸藤委員おっしゃられるとおり、現状の法体系の中で一歩踏み込んで取組を行っている自治体があるということも承知しておりますので、そういったこと、民々に任せるということではなくて、行政でできることについては、おっしゃられたとおり検討を進める必要があるというふうに認識しておりまして、その事例収集も含めて進めたいというふうに考えております。

２点目、側溝清掃については、深井委員、小河原委員、併せて意見をいただいておりますので、町としてもしっかり受け止めたいというふうに考えております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

３点目のご質問、空き地に関することは、ご質問いただいたということでよろしいでしょうか。

失礼いたしました。ありがとうございます。

空き地管理に関する町への除草の代行の依頼に関しましては、減少傾向にございます。

令和元年度、２年度、３年度の推移をちょっとご紹介させていただきますと、令和元年度につきましては、件数といたしましては、委託いただいたのが40件、令和２年度になりますと、委託いただきました件数が17件、令和３年度が13件という形で減少しております。

特に令和元年から２年に大きく減少しているこの背景でございますけれども、先ほど課長からもご説明させていただきましたとおり、草刈りの代行の実施方法、仕様といいましょうか、を変更しております。具体的に申しますと、令和元年度は、いわゆる刈りっ放しの状況でございました。草を刈って、刈った草はそのまま現場に置いてくるような状況ですね。ですので、立っている草が寝ている状況というだけでした。その状況ですと、その後、例えば強い風が吹いたり、あるいは乾燥によってその草に火がついてしまうような心配、懸念等々、そういったご心配の声をいただきましたところから、令和２年度以降に関しましては、刈りっ放しではなく、刈った草を集草し処分すると

いうところまで仕様を変えさせていただきました。

これに伴いまして単価が大分上がってしまいまして、その影響もございまして、40件から17件というような減少の状況が起きているというふうに認識をしております。いずれにしましても、減少傾向ということでご案内させていただきます。

それから、次のプラスチックの減少ですね。脱炭素に向けた対応ということでご質問でございますけれども、こちら、プラスチックをできるだけ燃やさない、当然ながらそのほうが脱炭素に向けては効果があるということになります。

ただ、現状といたしまして、このプラスチックのリサイクルの実際にどのような状況になっているか、全国的、日本国内の状況ですけれども、大体、おおむねの数字で大変恐縮なんですが、全プラスチックの20%程度が、いわゆる続いてプラスチックにリサイクルをされております。逆に言いますと、残り８割につきましては、最終的にはコークスといいまして、製鉄に使うときの助燃剤になったりですとか、あるいは発電ですね。単純焼却しましての発電ということで、実際に行われているのは２割程度しかリサイクルという形、続いてプラスチックに生まれ変わっていないというような状況がうかがえます。

さらに、その処理につきましても、様々な処理工程を経るというような状況がございます。処理工程と申しますのは、まずプラスチックを移動させる、それから様々な分別をする、そういったことに関して、実は移動、あるいは処理工程の中でもエネルギーを使っている、すなわちCO_2の発生源にもなっているということもございます。

そういった２割しか再生利用されないプラスチックの現状に考慮しまして、宮代町の答申は、より手近な新しい炉で処分できますけれども、手近な施設で、かつそれを熱利用、具体的には発電、あるいは予熱利用という形で利用させていただくんですけれども、手近なところでそういった施設で熱として利用するといったことのほうが、トータルとしては非常に効率がよい。現状から照らしますと、脱炭素に一定の効果がよりあるというような判断をさせていただいております。そういったところから、プラスチックの焼却という方針を続けさせていただいているというような状況でございます。

一方で、プラスチックの焼却は確かに熱利用ということになるんですけれども、それ以外の資源物に関しましては、引き続きリサイクルを続けてまいります。具体的に言いますと、瓶、缶、ペットボトルといったものの類い、あるいは紙類ですとか、布類ですとか、そういった資源物として現状でも久喜宮代衛生組合で分別させていただいているものに関しましては、引き続きリサイクルを続けてまいります。ですので、そういった意味では、現状、リサイクルを続けながら、より分別を住民の皆様には意識を持っていただいて、その分別率といいましょうか、をより高めていくという方向で、町としては力を入れてまいりたいというふうに考えております。

最後、粗大ごみのリサイクルに関しましてのご質問がございました。

こちらに関しましても、全国でやはり粗大ごみをリサイクルという動きは、粗大ごみにかかわらずですけれども、様々な不用物といいましょうか、リサイクルに関しましては、取組は広がっている状況がございます。自治体と民間の企業が提携をしてリサイクルをするというような事例も増えてまいりましたので、そういったものを参考にさせていただきながら、具体的に言いますと、民間の企業ですと、いわゆる発信力ですね。いわゆるスマホのアプリなんかを使いまして、よく聞くとこ

ろですと、ジモティーとかそういったところで、そういった企業が発信力でもってリサイクルにつなげる取組、自治体と連携してリサイクルにつなげる取組というのも増えてまいりました。そういったところを参考にしながら、宮代町としても積極的にそういった事例を実施に向けて取組を、実施に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

質問ではなくて要望なんですけれども、特にプラスチック問題解決のために、今、何が必要かということで大事なところに来ていると思うんですけれども、これを生産、使用の段階からといっても、一自治体で無理があると思うんですけれども、やはり必要なものと減らせるものをきちっと見極めることが今大事だというふうに言われていますので、そういった点では、これから脱炭素社会、それから先ほど言われたように、現状はプラスチック20%だということで、宮代もその範囲内ですよね。ですから、これはもっともっと減らしていくようにやはり努力する、また町民への啓発も必要かと思いますので、そういった点でも、これからですんで、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で環境資源課の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　６時１９分

再開　午後　６時３５分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３９号の審査（税務課）

○委員長（川野武志君）　これより、税務課の審査を行います。

審議に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。よろしくお願いいたします。

出席職員の自己紹介にて失礼いたします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（石井　栄君）　税務課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　失礼します。町民税担当主査の岡安と申します。どうぞよろしくお願いします。

○資産税担当主査（松井美絵君）　資産税担当主査の松井と申します。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の93ページ、税務課の本年度の成果ということで書いてあるんですけれども、「町税は、まちづくりの根幹を担う重要な財源」ということでなっております。公平な、適正な賦課徴収に努めていると、それは分かるんです。しかし、「税務行政の使命は、納税者の皆様

の自発的な納税の履行を適正かつ円滑に実現することであり、納税者の皆様から理解と信頼を得ることがより何よりも重要です。そのために税務行政に対しての信頼を損なうことのないよう、引き続き関係法令に基づく適正かつ公平な税務行政を推進してまいります」と書いてあるんですけれども、説明書の94ページ、町民税事業でございます。

町民税事業でございます。町民税、令和３年度決算では、令和２年度決算よりか低くなっているということがありますよね。なぜこれが低くなったのか、理由をお聞かせください、まずは最初に。

それと、税金で町は行政が成り立っているんですけれども、その税金を上げるために、税務課としてどういう方策が見込まれるのか。

私は個人の税金を納めても、町民税みたいに減収になってしまっている現状の中で、国からの国庫支出金ですか、そういう補助金というか、そういうのを増やしていかない限り、町の行政は成り立っていかなくなってしまうんじゃないかなと、私はそう思っているんですよ。ですから、税務課としてできる範囲の税収の在り方というんですか、どういうことに気を遣って、またやれるのか、税務課の範囲としてできるのか、その辺のところがあったら教えていただきたいなと思っております。

税のプロですから、それはどうしようかというのがあるんだと思いますけれども、町民税が下がっている状態です、今。これは1991年頃からもう払えない人が多くなってきているんじゃないかなという感じを私は思っているんですよ、もうこの30年間。そういう長期的な視野があったのにかかわらず、このところもっと、コロナの影響もあるかもしれませんけれども、下がってしまった。

税を上げると限度があるわけですよね、そういう人たち、収入が少ない人は。上げようにも上げられない。その辺のところはどういうふうに考えているのかなと思いましてね。やっていて自分たちで計算して、催促して、本当に大丈夫かなという感じがしないでもないと思うんですよ。やっぱり税金かけるということは、収入の低い人でも公平かつですから、高い人にかけても、低い人にもかけるわけですから、担当としてどういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の個人町民税が減少した要因というところでございます。

個人町民税、現年分につきましては17億5,455万449円ということで、前年度に比べまして3,303万9,000円、1.8％の減となったところでございます。

成果書の94ページには、納税義務者の数が掲載してございますが、個人町民税の納税義務者は１万7,759人ということで、令和３年度につきましては171人減少となったところでございます。こちらのほうは、平成25年以降、ずっと納税義務者数につきましては増加傾向にございましたが、初めて減少に転じたというところでございます。

令和になりまして宮代町の人口も減少に転じて、生産年齢人口は引き続き減少傾向と。特別徴収の給与所得者の増も微増にとどまったことも、納税義務者の減に転じた要因と考えるところでございます。また、コロナ禍におけます所得や雇用の特殊要因も影響したのかなというところで、要因を分析したところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

２点目の質問についてお答えいたします。

税収を上げるための方策というご質問でございますけれども、確かに税務課でできる部分というのは、その中でも限られてくるかとは思うんですけれども、町民税を上げるために税の申告を徹底して賦課徴収、あと固定資産税や都市計画税につきましては、課税客体をしっかり把握して課税徴収に当たっていくというところになるかと思うんですけれども、それだけですと、やはり町としての税収を上げていくという部分についてはなかなか難しいところがあるんですけれども、あと、町全体で捉えた場合には、定住促進という部分で多くの方に宮代に住んで住民税を上げていただいてですとか、企業誘致、それによって法人町民税や固定資産税、場合によっては、そこで働く人の住民税なども増収という部分にはつながってくるのではないかなというところで捉えている、そういった状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今、個人町民税も減っている。町税全体としても8,115万円減っている。そういう状況の中で、これで税金を上げたとすれば、ますます町税が集まらなくなってくるんじゃないかなと、私は感じているんですよ。その辺のところで、私は国の財政支出を上げるよう、町としても求めていかない限りは無理じゃないかなという感じはするんですね。

今回は、決算のときは、国のほうはコロナの支出が大分ある、それが歳出が少なくなってきた、元に、正常に戻ってくることになると思いますよ。そのほかにも、いろんな支出を国は渋ってくるんじゃないかなという感じはするんですよ。それで全体の町の財政が困難になってくれば、やはり利用料とか、そういうものを上げていく。そういう仕組みになってしまっているんじゃないかなと思っているんですよ。だから、町民の財布の中がだんだん狭まってくる。矛盾しているんじゃないかなという感じを、私はしているんですよ。

これは町全体の問題ですから、税務課は公正かつ適正な税をかけているということを言われればそれまでなんですけれども、しかし、やっぱり税務課で集めるとなれば、決まったことをやるしかないということなんだけれども、やっぱり町民負担を減らすためには、国から税を、援助金、支出金を頂いてくる。それは税務課の役目じゃないんですか。それとも、これは町長の役目なんですか。おっしゃってください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長の門井です。

町民の負担という視点のお話になりますけれども、課税につきましては、制度の中で所得に応じてというところで賦課させていただいているという状況がありますので、住民税に関しましては、今お話ししましたように所得に対しての課税という取扱いですけれども、あとは、そうですね、町の事業を行う中で、いろいろな補助金とか委託金とか受けて、事業執行を政策的に行っているという状況がある中で、そういった補助金を活用していくことによって町の財源の部分が補えればいいのではないかなというところで、なかなか税務課の所管としてお答えする部分というのも限りがあるというか、難しいところでございまして、このようなお答えになってしまうこと、ご理解いただければと思います。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　税務課の所管としては答えられないということで、私は受け止めました。

やはり、こういう政策という面は町長かなとい

う感じがするので、町民税が今減額しているところです。来年度も、これ恐らく減額してくるんじゃないかなと、私は予想しているんです。その辺のところが、税務課としてはどのように予想しますか。最後の質問です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

来年度、令和４年度の決算という形でよろしいでしょうか。

８月末現在の調定額から試算をいたしますと、一番よかった令和２年度の決算額に戻ってくるような見込みを立てている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点、質問をさせていただきます。

決算書の78ページ、成果書の98ページなんですけれども、納税推進事業の公金取扱手数料というのがコンビニでの支払いの手数料ということなんですけれども、この金額はどのようにして出ているのか、お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

決算書78ページの納税推進事業、11節役務費の公金取扱手数料でございますが、こちらにつきましては、成果書のほうですと98ページ、99ページにございます口座振替に関する取扱手数料、コンビニエンスストア収納に係る手数料及びＰａｙＢ収納、こちらの件数に応じた取扱手数料となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１件につき幾らとか、コンビニエンスとＰａｙＢという、それで違うのかとか、詳しく教えてください。お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

コンビニ、そしてＰａｙＢについては１件当たり55円です。口座振替につきましては１件10円というところで、そのような単価を基に、件数、毎月の支払いということで行っているものです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけ質問させていただきます。

成果書でも言っているように、歳入では町税、確かに減額となっておりますけれども、その要因に、新型コロナウイルス感染拡大の影響だということなんですけれども、これはもっと具体的に言うと、どういうふうに影響しての減額なんでしょうか。その点、１点お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

町税全体の決算状況といたしまして、令和３年度の決算額といたしまして37億7,886万2,309円ということで、前年度比8,115万円2,309円、2.1％の減となったところでございます。

こちらにつきましては、令和３年度の予算編成の上では、国の地方財政計画に準じて、１億5,336万7,000円の減少を、率にいたしまして

4.2％の減少を予算上では見たところでございます。決算の上では2.1％の減ということで、約半分に収まったというところでございまして、国の地方財政計画でも、コロナ禍における企業収益の減少ですとか、個人所得の減、雇用の悪化ですとか、そういったものを加味したところでございますので、町といたしましても、予算編成上は減収を見込んだところでございます。

結果、決算といたしましては、8,115万円ということで2.1％の減少にとどまり、これにつきましては、町税の決算額といたしましては、令和２年度に次ぐ、ここ５年間では２番目の決算額となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再質問させていただきます。

税務課としても、町税の歳入、どのように組むかということは非常に大事なんですけれども、とかく新型コロナウイルスの感染による影響が大きいと言われますけれども、今の答弁ですと、国のほうの考え方として、もっと大きく影響するだろうというふうな答弁なんですけれども、実態はその半分で済んだということなんですけれども、ですから、町としてどういうふうな影響だったんだろうか。マクロ的なことで結構なんですけれども。

もちろん税率の改定もあります。それから、車などの増因もありますよね。ですけれども、全体としては、今言われたように8,115万3,000円の減となった。具体的に、コロナ、コロナと言うんですけれども、どういうふうに我々は分析すればいいんでしょうか。その大きな要因なんですよ。

こういう町税の減があるから、その一方では地方交付税も上がっていますよ。それから、いろんな給付金もありましたから、逆に町全体、これは企画財政課の所管のところでも言われたように、むしろそういうんで基金が増えている状況ですよ。でも、個々に見ていくと、やはり町税なんか一番影響を受けたということなんですけれども、具体的にどういうふうに受けたというふうに理解すればいいんでしょうか。その点、伺いたいです。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

個々の納税者のコロナの影響については、なかなか１件１件見ることはできないかとは思いますが、コロナ禍における緊急経済対策といたしまして、令和３年２月１日までに納期限が到来する地方税について、20％以上収入が減少した事業者等に対しては、１年間徴収を猶予する特例が税制の中ではございました。

宮代町の実績といたしましては、町税の徴収猶予の特例の申請件数につきましては、納税義務者としては14人と。うち法人が11、個人は３という状況で、延べ42件というところでございましたので、この数字を見ますと、コロナ禍における各納税義務者の受けた影響というのは、比較的少なかったのかなというところで税務課としては見ておるところでございまして、その結果が、この決算額の、国の大幅な減収よりは少し緩やかだったのかなというふうに見たところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ちょっと成果書の95ページのたばこ税の賦課の状況という決算のところで、平成16年以降ずっと減少傾向で、17年ぶりで増というふうに言われたんですけれども、これはどういうことなのか、ちょっとお伺いします。売渡し

本数のことですね。

それから、成果書のほうの19ページです。

県の委託金のほうで個人県民税徴収取扱費というのが151万円、昨年より増えているんですが、この計算というのはどういう計算で出る数字なんでしょうか。お伺いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

まず、１点目のたばこ税の関係のご質問になります。

平成16年、16年ぶりの本数増ということで、それまでずっと減り続けていた売渡し本数が、久しぶりにといいますか、増えたというところで、こちらにつきましては、これはあくまでも推測の部分になりますけれども、コロナ禍において喫煙者が吸える場所が増えた、テレワーク等の影響で受動喫煙という影響、そういったところを気にせずに自分のスペースで吸えるような環境が結果として整っていったといったところが影響しているのではないかというところで、見ています。

令和３年度において、たばこ税の税率が上がったというところもあって、本数も増えて税率も上がったというところもありましたので、結果として、前年度比からすれば増収という結果に導かれたというところで捉えている状況でございます。

２点目の徴収取扱費、こちらにつきましては、個人住民税は町民税と県民税、町民税が６％、県民税が４％、それをまとめて町が徴収する、そういった仕組みになっていまして、そのうちの県民税分を県に払い込む、そういった取扱いになっているんですけれども、その払込みに対しての徴収取扱費、こちらは１納税義務者3,000円という単価をもって、そのほかにも額ですとか、ほかの計算の要素もあるんですけれども、ベースになるのは、１納税者義務者当たり3,000円という単価をもって県からその分の委託金が支払われてくると、そういった内容のものでございます。

150万円ほど増えている要因としましては、納税義務者が令和２年度と比較して計算上増えたといったところが要因になっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今の計算上増えたというその意味がよく、171人減っているわけですよね。計算上増えたと、その辺がちょっとよく分からないので教えていただきたいということと、それから、たばこの売渡し本数で、コロナ禍でテレワークだとか家で仕事する人たちの環境が整ったというようなご答弁でしたが、道仏に限らず、若い方々が増えてきた分、喫煙者が増えたという、そういう見方というのも一理あるのかな。それとも、やっぱりコロナ禍の影響ということ、コロナ禍のストレス発散というか、言い方は悪いですけれども、そういうふうに見たほうがいいということですか。お伺いします。

○委員長（川野武志君）　暫時休憩。

休憩　午後　７時０５分

再開　午後　７時０５分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

再質問にお答えいたします。

まず、１点目の徴収取扱費の件ですけれども、年度２回に分けて県から振り込まれるものなんですけれども、単に納税義務者だけでなく、過去の

延滞金の部分なども算出の基礎となってきますので、いわゆる納税義務者という点で捉えますと、令和２年度と３年度では減少している部分あるんですけれども、本税だけでなくて延滞金の徴収に係るものもあるというところで、そのような取扱いとなっているものでございます。

２点目、喫煙者、若い方の転入もあってというところですけれども、喫煙率自体、以前はＪＴさんのほうで、そういったホームページにもアップしていた時代があったんですけれども、現状、町として、喫煙者の数ですとか喫煙率を捉えるすべはなくて、これまでの傾向としますと、年間本数でいえば200万本ぐらい減るような流れがあったところではあるんですけれども、やはり一定数の愛煙家というのもいらっしゃるでしょうし、特に若い方が入ってきて本数が伸びたという、そういった捉え方はしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　県の委託金のほうは、納税義務者ばかりでなくて延滞金も関わってくるということで、私たちが分からないところの取扱費の入ってくるお金の捉え方は、町税が増えた、収納が増える分と比例しているわけではないという、そういう捉え方でいいということですね、基本的に。

それから、税務課に申し訳ないです、売渡し本数が増えたというのは、第５次総合計画で若い人たちの健康ということに町も取り組み出して表彰されたりもしているということを考えると、ちょっとこっちはどうなのか、その辺の相対関係をちょっと知りたかったということでお伺いしましたが、税金としては入ってきたということで分かりました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　７時０９分

再開　午後　７時０９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３９号の審査（住民課）

○委員長（川野武志君）　これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　皆さん、こんばんは。

それでは、出席職員の紹介をさせていただきます。

住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　皆さん、こんにちは。住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当主査の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（加藤智浩君）　年金担当主査の加

藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。ただし、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

１点のみ、質問させていただきます。

マイナンバーカードの件なんですけれども、こちらの成果書87ページで「マイナンバーカードの交付件数は、12%以上の伸び率となり、令和４年３月末現在で交付率45.7%に達し、概ね町民の２人に１人は交付されたことになります」ということで、何かすごく多くなったというイメージを抱いているんですけれども、私としてはまだ50%に達していないんじゃないかと逆に考えてしまうんですね。これについて住民課の方はどのように考えているか、お聞きいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。

泉委員の今ご指摘のあったとおり、まだ実際に50%には達していない状況ではございます。

現在、こちらの成果書には先ほどの数字が書いてございますが、８月28日現在の速報値ということで、現在宮代町、49.4%の交付率になっているところでございます。埼玉県の平均では45.3%になっておりまして、現在、マイナポイント第２弾の制度が今始まっておりまして、その関係からか、実際にマイナンバーカードが１日平均約30件ほど、町のほうに出来上がったものが届いておるところでございます。

また、申請につきましても、当町におきましては、いわゆる申請時来庁方式と申しまして、窓口のほうでお写真等お取りしまして受け付けているということもございまして、そちらも１日平均15件程度来ているところでございまして、大幅な伸びを現在示しているところでございまして、併せまして、マイナポイント事業のほうのお手伝いも、ポイント設定のほうもいたしておりますので、徐々にこの後もまだ伸びていくものではないかというふうに考えております。

泉委員ご指摘のように、国のほうでは年度末100%を目指すというふうに言っておりますので、それに近づけるように努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それで、マイナンバーカードで私も去年5,000ポイントいただきまして、今年になって、つい先日、自分でやってみたんですけれども、おかげさまで何かうちでできて、次の日に１万5,000ポイントがもう入っていたということになるんですけれども、これ、とてもありがたいことだと思うんですね。

本当でしたら、９月末で終わってしまうということになってましたよね。今回延長ということが決まりましたけれども、そういう中で、やっぱり町民の方がもっとこの２万ポイント、これがいただけるということをもっともっとアピールしていただいて、皆さんに便利感というものを受けていただきたいなと思いますので、そちらのほうを今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

２つばかり伺いたいんですけれども、１つは民生費の１項１目社会福祉費総務事業で、国民健康保険の特別会計繰出事業です。

令和２年度では２億7,592万円でしたが、今年度の決算では３億486万円となって、説明では繰入金が増額との説明でしたが、なぜ、これ増額になったか、ちょっと詳しい内容をお願いしたいと思っております。

それと、先ほどマイナンバーカードのことを言われました。交付件数が１万5,458件ですか、45.7％。しかし、コンビニエンスストアで受ける交付件数を見ますと、住民票の写しが全部で、この上の戸籍住民台帳等の証明書発行数が１万5,000件あるんですけれども、1,580件しかない。大体１割ですよね。発行件数からしたらかなり少ないなと思っているんですけれども、やっぱり利用率が少ないということなんですか、それは。なぜ利用率が少ないのか、ちょっと説明できたらお願いしたいんです。発行件数と利用率とは別ですから、なぜ少ないのかなと。発行率はどんどんいっていますけれども、利用が少ないのかな。それとも、何かを心配して利用しないのか。その辺のところ分かりますか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。

決算書の93、94ページ、上段のほうにある国民健康保険特別会計繰出事業の金額の関係でございますが、こちらにつきましては、成果書で国保特会の分になりますが、221ページをお開きいただきまして、221ページの繰入金の中の下のほうに表があります。それを見ていただくと、令和２年度と３年度の比較があるわけでございますけれども、その中で、一番下の項目の中で、その他一般会計繰入金が増額になっているというところが増額の原因ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。

マイナンバーカードの普及率とマイナンバーカードを使った住民票の発行ということでございますが、実際にマイナンバーカードで住民票をお取りになっている方、お持ちになっている方が約１万5,000人で、住民票の写しのほうが1,500件、約１割の方はマイナンバーカードをお使いになって住民票をお取りになっているという計算にはなるのかなというふうに考えております。

こちら、マイナンバーカードをお持ちの方が住民票をお取りになる、当然のことなんですが、必要に迫られなければ住民票や印鑑登録証明書というものはお使いにならないものでございますので、一概に窓口のほうが多いなということではないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

これは繰入金が多くなったから繰入金が多いということじゃなくて、その理由を、何で繰入金が多く来たのか、その辺のところを聞きたかったわけです。

それと、今の回答あった、急ぎじゃなければ取らないということで、やはり窓口でやっている人たちは多いということですよね、１万5,000件あ

るんですから。住民票の写しだけでは。みんな必要に応じてやっているということなんですよ、これは。その中でコンビニだけはやっているのが1,500件しかいない。１割ですよ。だから、なぜこういう１割しか利用していないのかということを私は聞いているんですよ。

急ぎがないからというんじゃなくて、みんな急いでいるんですよ、これ、住民票取っている人は。コンビニで取ろうが、どこで取ろうが。交付件数が１万5,000件あるのに1,500件。窓口も１万5,000件取っているということですから、その辺のところの理由を聞きたいだけです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

成果書の221ページ、国保特別会計のページなんですけれども、繰入金の中でその他一般会計繰入金が増えたということで、上段の説明書きのところをご確認いただきたいと思うんですけれども、括弧で法定外繰入金ということで、「県への納付金等の財源として、保険税及び法定の公費負担をしても、なお不足する額」、いわゆる国保特会の赤字相当分が増えたということで、この全体の額が増えているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。

マイナンバーカードの利用率が低いというお話でございますが、実際にマイナンバーカードを持っている方が必ず住民票を取るということではないかと思います。実際に私もマイナンバーカード持っておりますが、役場の窓口でもマイナンバーカードを使ってでも、住民票は、実際にこの制度始まってから、正直、特に必要がございませんので取ったことがないというような状況でございます。

また、実際に今回マイナンバーカードの普及に向けまして、いわゆるマイナポイントという制度を始めた中で、当然、実際にふだん住民票をお使いにならないお子様とかもかなりマイナンバーカードをお作りになっております。そういった方が実際に住民票をご自身でお取りになって使うかということを考えますと、実際にはお使いにならないという面もございますので、一概に利用率が低いと、1,500件しか取られていないというのが、実際にこの１万5,000件の方が皆さんがお取りになる対象の方かというと、そこは少し違うのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

この健康保険のほうは大体分かりましたけれども、要するに、赤字部分を補填したということですね。要するに赤字だということで言いたいんだったと思いますけれども、その理由がどういうふうだったかは、またほかで、特会のとき聞きますので、ひとつよろしくお願いします。

このマイナンバーカード、コンビニストアで件数が、住民票の写しがそれ一つ見ても、正確には1,583件ですけれども、少なくなっている。これはいろんな条件があるんだとすると、申請窓口の当日もいろんな条件の人が来ているわけですよね。その辺のところは、やはり利用勝手が悪いんじゃないかなという感じが、私はしないでもないんですよ。利用勝手がよければ、別に行かなくたって

近くのコンビニで行ってやればいいことですから、なぜ悪いのかなという感じがするんですよ。やはり何か危険を感じているのか、それとも操作が分からないのか、ちょっと分かりませんけれども、その辺のところはどういうふうに感じていますか。最後の質問なんですけれども。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野と申します。

今のマイナンバーカードにつきましては、いろんなことが考えられるかと思いますけれども、やっぱりマイナンバーカードを使える業務をこれから増やしていくことも一つなのかなと思っておりまして、今、住民票、印鑑登録証明書とか取れますけれども、徐々に今年度になりまして、年金の免除の申請もできるとか、あと来年には戸籍の閲覧ができたり、あと、今パスポートの電子申請も予定されていますし、その先には保険証のマイナンバーカード化とか、あと免許証のマイナンバーカード化ということも予定されております。徐々にそういった形で利用できる用途が増えれば、これはもう自然に増えていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけというか、４款の衛生費の中の保健衛生費、２目の予備費の、決算書では127、128ページの後期高齢者健康診査事業と、それから後期高齢者疾病予防事業、これはいい面ですよ、増えていますので、後期高齢者健康診査事業、成果書では90ページ、令和２年度に比べて102人増えています。それから、後期高齢者疾病予防事業、これは91ページなんですけれども、同じく人間ドック35人増え129人になっております。条件も同じだし、なぜ増えているんでしょうか。

特に人間ドックについては、予算書に書いてあるように、11目役務費、12目委託料からわざわざ流用を行って予算の不足を補っているんですね。だから、当初予算よりも増えているわけですよね。この辺の理由について、ご説明お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、成果書の90ページ、後期高齢者健康診査事業につきましてご説明申し上げます。

令和３年度の健康診査受診者は1,878名で、受診率にして35.9％、令和２年度は受けられた方が1,776人で、受診率が33.7％ということで、約2.2％増えているわけでございます。令和３年度については県平均で31.5％、令和２年度では県平均32.1％ということで、両方とも県平均を上回っているところでございます。

受診率が伸びた原因というのは、よく言われますけれども、令和２年度はコロナに関しての受診控えがあったということもあると思うんですが、あとは後期高齢者が増えているということと、後期高齢者の健康診査については、受診勧奨、受けられていない方に対して勧奨通知を出したというのも、一つ増の原因かと思っております。

成果書91ページ、後期高齢者疾病予防事業、こちら総合健診受診者、いわゆる人間ドックでございますが、こちらにつきましては、令和３年度は129人で受診率は2.5％、令和２年度は94人、受診率が1.8％ということで、約0.7％、こちらも増えています。こちらにつきましては、受診控えが令

和２年度にあったということが令和３年度の増につながっていくものだと思いますし、こちらについても若干流用ですね。何件か、結果的には18人分を役務費とか委託料から流用させていただいて、特定健診と併せて人間ドックについても皆様に周知するようにさせていただいたというところが、増えている原因かなと考えています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再質問させていただきます。

いずれにしても、先ほど伺ったように、後期高齢者健康診査事業につきましても、特段条件が変わったわけでもないし、それから後期高齢者疾病予防事業の人間ドックにつきましても、助成額を増やしたとか、そういうんであれば、それが受診を増やす原因にもなると思うんですけれども、同じ理由、同じ条件だし、変わっていないのに、特に先ほど受診控えがあったというふうなことも言っておりますけれども、いずれにしても、勧奨通知を出したことにしても、周知にしても、これは令和２年度だってやっていないわけではないですよね。だから、これ、特別何回もやったとかということであれば、これもまた違うと思うんですよ。理由が受診控えだと、令和２年度が受診控え、確かにそうですよ、令和３年度を見ればね。なぜなんでしょうねと思うんですけれども、何か特に受診増える要因はあったんでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

成果書90ページの後期高齢者健康診査事業の健康診査受診に関して勧奨通知をお送りさせていただいたということで、令和３年度が初めてだったんです。令和２年度はやっていなかったということで、令和３年度は受けていただきたく勧奨の通知を出していただいたというのが、少し増えている原因かなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

人間ドックにつきましては、成果書91ページを見ていただけるとお分かりいただけると思うんですけれども、令和元年度が106件、令和２年度が94件ということで、こちらは受診控えということで、皆様に対する広報であったり、周知の方法は特に委員さんおっしゃられるとおり変わっていないので、これはもう本当に受診控えかなということで、他の要因がちょっと思い当たりませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、質疑じゃないんだけれども、要望だけ。ほかのしたいんだけれども、要望だけしておきたいと思います。

マイナンバーの件で、町で撮る写真は本当に写りが悪いので、あれではもうマイナンバーつくりたくないと言っている人いますので、写りがいいようなカメラ使ってください。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で住民課の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月12日月曜日午前10時から委員会を開き、引き続き福祉課関係の審査から始めたいと思いま

す。

これにて延会いたします。

延会　午後　7時３５分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　長	新　井　康　之　君	会計管理者兼会計室長	佐　藤　賢　治　君
福祉課長	宮　野　輝　彦　君	福祉課主幹	小　島　英　樹　君
福祉支援担当主査	荒　川　俊二郎　君	福祉支援担当主任	田　原　美有紀　君
子育て支援課長	横　内　宏　巳　君	子育て支援課副課長	田　中　啓　之　君
子育て支援課主幹	吉　田　直　子　君	こども笑顔担当主査	吉　野　美　樹　君
こども安心担当主査	清　水　邦　江　君	こども保育担当主査	松　岡　祥　哲　君
健康介護課長	井　上　正　己　君	健康増進室長	竹　花　　治　君
健康介護課副課長	稲　宮　辰　男　君	健康介護課主幹	山　﨑　　貴　君
健康介護課主幹	村　山　善　博　君	健康介護課主幹	小　林　和　政　君
高齢者支援担当主査	鈴　木　健　司　君	産業観光課長	小　川　英一郎　君
産業観光課副課長	榎　本　恭　一　君	産業観光課主幹	鈴　木　　功　君
産業観光課主幹	山　内　一　生　君	農地調整担当主査	鷺　谷　栄　一　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　任	岡　村　恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月８日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３９号の審査（福祉課）

○委員長（川野武志君）　これより福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席の担当の職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当小島です。よろしくお願いします。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○福祉支援担当主任（田原美有紀君）　福祉支援担当主任の田原と申します。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点質問させていただきます。

決算書は89ページ、90ページになります。成果書のほうが54ページになります。

全体的に見ますと、社会福祉総務費の中の社会福祉事業の中に含まれていることであると思うんですが、この54ページに書いてあります社会課題に対応したセミナーやイベントを開催という中で、フードドライブステーションとフードドライブボランティアということであるわけなんですけれども、こちらのほうはどのくらいの予算を使われているかが分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、もう一点が、その下の福祉団体同士が連携をするきっかけとなるプラットフォームづくりの中で、下のほうで、宮代町外交官片桐仁氏の作品寄贈お披露目展示会ということで、これは３月13日から27日まで開催されていたわけなんですけれども、こちらのほうの129万3,740円というのはどういう支出になっているかということと、あとはこの展示会において、どのような成果があったかということをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉課支援担当小島です。

フードドライブ事業についてお答えします。

フードドライブ事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしておりまして、令和３年度につきましては258万5,000円の支出となっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野と申します。

それでは、片桐仁さんの、どういった内容で、成果というところでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、片桐仁の作品を社会福祉協議会のロビーのほうで展示をさせていただきまして、子供たちと一緒に作品に触れ合って、一緒に、最後の仕上げというんですか、「公園魔」と言って、姫宮の南団地にある公園のタコを模した芸術でかなり大きいものを展示させていただきました。

こちらの目標につきましては、福祉と芸術の交流ということで、すてっぷ宮代が令和３年に開館したことによりまして、広く町民の方に周知していきたいということで、外交官である片桐仁さんの展示をして、町民に広くＰＲをさせていただいたと。これによって、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、町民の方が福祉だけでない関係というか、あまり福祉に携わっていない方たちもすてっぷ宮代に来ていただいて、すてっぷ宮代をできるだけ多くの方に知っていただこうという形で成果を上げさせていただきました。

こちらにつきましては、来場者につきましては、成果書にあるとおり1,451人、そのときに来場していただいております。

こちらの129万3,740円の内容ですけれども、こちらについては、片桐仁さんのこちらに来ていただいた、そういった出演料とか、あとは、展示物を運ぶ輸送料とか、あとは、片桐仁さんの会社のほうとやり取りをして、そういったもろもろの出演料というか、そういった金額と、あとは会場に設営するためのそれぞれの備品というんでしょうか、展示台とか、あとはお客さんが分離するようなロールになるポールとか、そういった備品とかを購入させていただいて、こちらの金額については、そういった内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。詳しく説明していただきましたので、よく分かりました。

まず、１問目のフードドライブなんですが、本当に今の時代、やっぱりフードロスに対して、それを防ぐというＳＤＧｓの考え方にものっとっていると思います。こちらなんですけれども、本当にすばらしい事業ですし、どんどん進めていただきたいんですが、昨年の12月に、郵便局のほうの３か所が追加されて、今登録がステーションが６か所ということになっているんだと思うんですけれども、こちらのステーションは、今後また広げていくという考えがあるのかどうかをお聞きいたします。

それと、２問目なんですけれども、私もこれ見に行きたくて行ったんですけれども、既に終わっていたということで、見ることができなくてすごい残念だったんですが、聞いた話によりますと、結構大きくて迫力があってよかったという話を聞きました。この当時、片桐仁さんがちょうどテレビのドラマで医療関係のドラマに出ていまして、結構コミカルな演技というか、そういうのでちょっと注目が集まっている時期で、ちょうどぴったりだったなという、どんぴしゃりのタイミングで行ったなという気がいたしました。

こちらのほうの展示物はすごい大きいもので、分解したものを保管されているということなんですけれども、こちらは保管しているということは、また、後ほどこれを組み立てて、展示する可能性があるのかどうかをお聞きいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

じゃ、まず、ステーション６か所の今後増やす予定かというところでございますけれども、次回新たに無印良品のところに１か所増やさせていただいています。８月から新たに無印さんと町と社協ということで、連携事業ということで、無印さんの入り口のところにフードドライブのステーションを増やしております。こういった形で必要に応じて、ステーションのほうは増やしていけたらなと思っています。今、始めてまだ２年目というところでございますので、また、そういった状況を見極めながら、検討していきたいと思っております。

それと、展示した公園魔でございますけれども、こちらについては、町のほうに寄贈されたということでございますので、今後町のほうのイベントとか、何か人を呼ぶときとか、そういったところで、芸術というところのそういった文化というかそういったものに、イベントとかあるときには利用できるというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

とにかく、このフードドライブ事業をしっかりと進めていただければと思います。

また、こちらの片桐仁さんのほうの作品、また見る機会があるかもしれないということを聞いて、とてもうれしい思いがするんですが、こちらは企画財政課とのコラボでやられたんだかどうかは分からないんですけれども、すてっぷ宮代がこのように広く皆さんに知ってもらえるということは本当に大事なことだと思いますので、ちょうどすてっぷ宮代が発足されてから１年とちょっとになると思うんですが、今後とも、町民の方に広く知られるように努力していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の90ページの社会福祉事業の工事請負費、247万5,000円、すだちの家撤去工事費についてなんですけれども、こちら、笠原小学校の教室に替えたということだと思うんですけれども、どのような工事をされたのか、詳しくお伺いいたします。

２点目は、決算書の96ページ、福祉タクシー等利用料金助成事業についてです。こちら、成果書130ページに詳しく利用人数等お知らせいただいているんですけれども、こちらの福祉タクシー等委託料ということで、この福祉タクシーというものがどちらの福祉タクシーを利用しているのかとか、あと、この経費や手数料のあたりもう一度詳しくご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当小島です。

すだちの家の工事についてご説明します。

こちら笠原小学校のすだちの家でございますが、普通教室が不足してきておりまして、この夏に、すだちの教室から普通教室に戻す工事をやってございます。そちらは247万5,000円となっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

福祉タクシーを利用しているどちらのタクシーかということと、手数料についてお答えいたします。

どちらのタクシーかにつきましては、埼玉県タクシー協会と協定を結んでいるタクシー会社、それと、宮代町と契約を結んだタクシー会社になります。

手数料については、１件100円です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目のすだちの家の撤去費用なんですけれども、こちら、普通教室に替えたということは承知をしておりまして、今までも教室が足りなくなると、普通教室に替えていて、その工事費というのが大体50万円ぐらいだったと思うんですけれども、今回この金額がかかったこの内容というか、そのあたりをもう一度詳しくお願いいたします。

２点目の福祉タクシーなんですけれども、埼玉県タクシー協会の中で、宮代町と提携しているというのはどこのタクシーなのかということと、あと、このタクシー等委託料というのが、各タクシー会社に委託をして、そのタクシーの利用の助成事業については、１件当たり初乗り料金を補助したり、あと、自動車燃料費の件が１回当たり500円ということで助成していて、その助成された事業として、これを委託されているのかとか、どういうふうになっているのか、ちょっと分からなくて、もう一度ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

では、まず１点目のすだちの家の撤去工事なんですけれども、こちらすだちの家が入っていたというところで、かなり中にガスとかシャワーとか、いろんな設備を行っておりまして、そういったものをもろもろ空の状態にするということで、通常よりも工事費のほうがかかったのかなというふうに思っております。長い間すだちをあそこでやっていたものですから、いろんなものが、仕切りとか、いろんなような形で、できるだけリフォームというんですか、使っていたというところで、それらの設備のほうを全部何もない状態にするということで、これだけの金額がかかりました。

１点目は以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

福祉タクシー券についてお答えいたします。

埼玉県タクシー協会の中の、どこのタクシーなのかということについてなんですが、埼玉県と埼玉県タクシー協会で協定を結んでいまして、今手元に資料がないので、どこのタクシー会社かということについては、今お答えできないです。

それから、町とタクシー会社についてですが、主に介護タクシーと町との契約をしています。町との契約しているタクシー会社については、埼玉県タクシー協会に入っていないタクシー会社になります。そちらについては、約20社ぐらいになっています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

最後に、すだちの家の教室なんですけれども、こちらそういったすだちの家で利用されていたという設備を全部なくしたということで、例えば各小学校に特別支援教室もあると思うんですけれども、そういった教室にそういった設備を整えたま

ま利用するという話がなかったのかということを最後にお伺いいたします。

福祉タクシーについてなんですけれども、タクシー業者が20社ほどあるということで、また、埼玉県タクシー協会と提携しているというところもあるということで、そちらのほうは承知はいたしました。

こちら福祉タクシーと高齢者タクシー助成事業で、併用して使えるということだったんですけれども、その中でどのぐらいにそういう利用があったのかというのを把握されているのかというのを最後に伺います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

すだちの家を撤去する際の事前の設備の再利用ということで相談があったかということなんですが、大変申し訳ないんですが、今、塚村委員さん言われたように、そういった考え方もあったかもしれないんですけれども、当時については、そういった相談がなかったということで、福祉課については、取りあえず使っていたものを原状に戻すという形で、撤去のほうはさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

福祉タクシー券について、高齢者タクシーのほうとの併用について、どれくらいあったかということですが、福祉タクシー券は福祉課のほうに請求書が届きまして、高齢者タクシーのタクシー券の請求は、企画財政課のほうに請求が行きまして、併用がどのくらいあるかということについては、こちらでは把握していないです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か、質問させていただきます。

まず最初に、民生委員の数の問題でございます。

90ページに民生委員・児童委員の活動費と補助金が２万5,110円減額、説明書は122ページに書いてあります。ざっと読みますが、この民生委員が説明の中では足りないということで説明されているんですけれども、その民生委員が足りなかった理由、ちょっと詳しくお願いしたいなと思って。それと同時に、民生委員が何人いるのか。いろんないると思うんですよね。その辺のところも、どこの部分が足りなかったのか、そういうところも含めて、詳しくお願いします。

それと、先ほど塚村委員からの福祉タクシー等の利用助成金です。タクシー利用条件で、どういう、１日その人が、例えば往復乗った場合２枚使えるのかどうか、その辺のところを詳しく、利用勝手です。その辺のところも、どういう条件でどういうふうに使われるのか。その辺のところも、利用勝手が１日２枚を１人大丈夫だよということなのか、３枚は大丈夫だということなのか、多分２枚だと思いますけれども、その辺のところ、福祉タクシーと高齢者タクシーは一緒だというものですから、２枚使えるのか、それと併せて、その辺のところも私ちょっと分かりませんけれども、そういう利用条件というのがあるのかどうか。

あと、96ページになります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業でございます。

臨時給付金を2,537世帯に給付したと成果書130ページには書いてあるんですけれども、これは自

己申告で申請やるのか、それとも、町のほうから自動的に支給されるのか、そのところも詳しく。それと同時に、特別給付金ですから非課税扱いだと思うんですけれども、どういうふうなことなのか、その辺のところも含めてちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、122ページです、同じく。成果説明書の。

この中で、コロナ禍で生活が困窮した町民に食事食材を提供したと説明されています。この食材とか食事を提供したというんですけれども、これは職員が全部自分で手作りして、おにぎりとかそういうのを手作りしてやったのか、それとも業者に頼んでやったのか。その辺のところどうなっているのか。食事もし提供してやってというんだったら、これは指名業者なのか、どういうふうなのか、ボランティアでやっているのか、そういったものの回答をお願いします。

それと、これは今後も継続されるのかどうか、その辺のところも含めてお願いします。

それから、説明書123ページ、124ページ、重度心身障害者手当支給事業ですが、手当額の高い障がい者の、重い方の延べ人数が47人減少したという説明なんですけれども、その辺のところの減少理由、ただ減少したというんじゃなくて、回復したのか、回復はしないと思うんですけれども、何で減少したのか、ちょっとその辺のところも詳しくお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当小島です。

民生委員の関係について、お答えします。

民生・児童委員の数につきましては、令和３年度では47名で、宮代町の定数としては54名で８名足りない状況でございます。

その上、令和４年度におきましては、３地区増えまして、現在は50地区の民生委員の方がいらっしゃるという形で、５名が現在空きとなってございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

タクシー券の利用条件でございますが、特に使用する条件はありません。

あと、それから、重度心身障害者手当の減少理由ですが、対象者が減少している理由としましては、対象者の死亡、転出が主な理由になります。また、在宅での生活が困難になり、高齢者施設や障害者支援施設などに入所した方などもおります。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野と申します。

それでは、非課税世帯の臨時特別給付金の支給の仕方というか、事業内容でございますけれども、こちらにつきましては、まず町のほうで税情報等を調べまして、非課税世帯については、全部抽出させていただいて、こちらは郵送で、対象者に対して通知をさせていただいております。それで、申請いただきたいと、給付金いただきたいと、申請が上がった方に対して、給付金のほうを１世帯当たり10万円給付したものでございます。

それと、非課税世帯でない方、当時は令和３年度課税というところで、非課税かというところなんですけれども、令和３年度につきましては、令

和２年の収入ということで、前年収入ということで、それ以降に非課税世帯と同等の、新型コロナを理由に、例えば職を失ってしまったとか、そういった非課税相当になってしまった収入の方に対しても、給付しているという内容でございます。

それから、食事食材提供事業でございますけれども、こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託のほうをさせていただいております。社会福祉協議会のほうで、町内の商工会を通じて、お弁当事業者のほうにお弁当のほうを１日50食発注させていただいて、それで、対象者、生活にお困りの方、先ほど言った社協のほうで貸付けを受けている方とか、ひとり親の方とか、そういった方にお声がけをさせていただいて、必要な方に対しては、お弁当のほうを毎週１回提供しているというようなところでございます。

また、お弁当のほかにも、先ほどフードドライブ事業進めまして、結構食材のほうとかも、お米とか、例えば杉戸農業高校のほうから野菜を頂いたりとか、そういった食材とかが集まっておりますので、そういったお弁当を配布するときに、一緒に配布をしたりとか、あとは、そこのお弁当の配布の日じゃなくても、必要に応じて、そういった食材のほうを、生活にお困りの方にご提供しているというところでございます。

それと、食事食材提供事業で、今後も継続するのかというようなお話でございますけれども、令和４年度に関しては、お弁当のほうは配布させていただいて、継続してございます。ただ、こちら国のほうの交付金等を活用してやらせていただいている事業でございますので、お弁当配布につきましては、まずは令和４年度ということで、今のところは次というようなところは予定は、申し訳ないんですが、してございません。ただし、先ほど言ったフードドライブ事業で、食材のほうが集まっておりますので、そういったもので、できるだけカバーをしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

あと、ちょっと最初の問題になりますけれども、民生委員が集まらない理由、何か理由があるんでしょうか。来年度はマイナスまだということで、今説明がありましたけれども、普通はこれは民生委員というのは、大変な地域に貢献しなくちゃいけないことだと思うんですけれども、集まらないということになると、誰かがカバーしなくちゃいけないんだと思います、その地域を。これはどうやってカバーをしているのか等を含めて、どうして集まらないのか。大変な仕事だというのは分かりますけれども、これ100％集めないと、その地域分かっている人は、よその地域から来るわけですから、大変なことだなという感じはしますので、その辺のところも、もう少し、集まらない理由を述べていただきたい点と、どういうふうにカバーしているのか、その集まらないところを。その辺のところもお願いします。

それと、福祉タクシー券のことは、条件はないということなんですけれども、これは、じゃ、本人に任せるということでよろしいんですね、全て。例えば、１日に２往復しなくちゃいけない場合は４枚使えるとか、そういうことでよろしいんですね。条件がないということですから。一応それをお願いしたいなと思います。

それから、自己申告、住民税非課税世帯の臨時給付金、町が調べて、きちんと対象者全員に連絡をして、あとは自己申告でやってもらうということで、これは100％自己申告は受け付けたんでしょうか。それとも、何人か残っているということ

なんでしょうか。よく分からないけれども。要するに100％なのか、町から連絡したところが。100％受け付けたのか、それとも90％、80％、70％ということなのか、その辺のところも。

そして、もし、100％じゃなければ、受け付けない理由というのは、分かる範囲で、その理由を教えていただければありがたいと思います。

それと、食事食材の提供、社会福祉協議会としてやっているということなんですけれども、これは、一般の人は社会福祉協議会の、先ほど言いましたね、ちょっと聞き漏れちゃったんだけれども、社会福祉協議会の交付金だか何だかをお渡ししている人が対象になっているというふうに聞いたような感じがしたんですけれども、それ以外の対象者というか、自分で申告して、ちょっと急病が理由が出てきちゃって、今大変なんだよ、生活も大変なんだよという人は受け付けているのかどうか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

中にはいるんですよ、例えば奥さんが入院しちゃっているとか何かして、生活困窮世帯ですよ。自分ではなかなかできないということになると、食事がなかなか大変だという人もいるんですよ。そういうことで、申し込めば、こういう理由が分かっている範囲の中で申し込めば、受け付けてくれるのかどうか、お願いします。

重度心身障害者の手当支給は、死亡、転出、施設に入ったということで、これは大体分かりました。もう47人もいるということですね、そういう人たちが。分かりました。

では、以上のことで、残りのやつをひとつよろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

まず、１点目の民生委員が集まらない理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、民生委員につきましては、誰がやってもいいというわけではなくて、以前にもお話しをさせていただいておりますけれども、地元に信頼のおける方でないと、なかなかお願いはできるものではないと、そういった形で人材のほうをなかなかそういった方というのが、全ての方というわけではないので、私やりたいからやりますと言っても、たとえ極端な話、地元のほうでちょっとこの人はとかというような話になってしまうと、なかなか務まるものでもないというところがありますので、そういった人材が減ってきているのかなと。いるのはいるんですけれども、そういった方にお声かけしても、なかなか家庭の状況でお引受けいただいていないというようなところがあります。そういったところが、５地区残ってしまっているというような状況でございまして、現在においても探してはいるんですけれども、そういった地区でございますので、なかなか引受け手がいないというところでございます。

こういった地区に対して、どのようにカバーしているのかというところでございますけれども、隣接している民生委員さんのほうにお声かけをさせていただいて、そういった形でカバーをしているというふうな状況でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

福祉タクシーのことについてお答えいたします。

福祉タクシーにつきましては、初乗り運賃相当額を助成しますので、１回の乗車につき１枚の利用となっております。そのほかの条件はありません。

往復で行った場合ですが、１日の枚数制限はありませんので、行きで１枚、帰りで１枚使うことができます。

１回の乗車につき１枚の利用です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

非課税世帯の臨時特別給付金の件でございますけれども、こちらにつきましては、100％受けているのかというようなご質問でございますけれども、100％ではなく、現在８月までの状況でございますと、約3,000ちょっとの世帯がいただいております。

非課税であっても、扶養を受けている方、扶養世帯、要は兄弟からとか親族からとか、あとは家庭の中でも扶養を受けている世帯の方については、対象外となります。こちらについては、町の税務データのほうから、そういった扶養、扶養でないかは分からないので、その辺は申告のほうをしていただいて、自己申告に基づいて、扶養を受けていないというような方に対して、給付金のほうは給付しているような状況でございます。ですので、100％全ての方に、町が通知した方がもらっているというものではございません。

それから、食事食材のほうの、頂けるかどうかと、要は先ほど社協のほうで貸付けを行っている方とか、こちらで社協等からそういったところで把握している方については、お声かけをしてとかというご答弁をさせていただきましたけれども、全てその方ではなくても、先ほど言ったように家庭が生活のほうが苦しくなって、食事のほうをいただきたいということであれば、そういった方に対しては、特に制限はなく、誰でもそういった方に対しては、食材のほうは提供のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１問だけ質問させていただきます。

住民税非課税世帯の特別課税、100％ではない。臨時給付金が2,537世帯に給付と、成果書の130ページには書いてあるんですけれども、今ので言うと、3,000余りに支給したということなんですけれども、これ世帯数とあれは別々に、１世帯２人ということもあり得るということなんですか。よく分からないけれども、その辺のところが。ちょっともう一度お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

こちらの給付金に関しては、人ではなくて、世帯に対してでございますので、１世帯当たりで10万円というところでございます。ですから、非課税者が家族で何人かいたとしても、それは１世帯として見ますので、10万円というところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　決算書の92ページです。

ちょっとこれ教えていただきたいと思って。92ページの委託料なんですが、措置入所等委託料が入っていまして、説明だと、虐待に伴いというような説明があったかと思うんですが、その状況というか、ちょっとどういう状況だったのかお伺いしたいなと思いますので、お願いします。

それから、決算書の96ページの18節の負担金、補助及び交付金の上から２つ目の地域生活支援拠点事業負担金というのは、どういうものだったのかお伺いします。

以上２点です。お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

措置入所委託料の状況でございますが、２件ありまして、まず１件目が４月から７月まで、障がい者虐待のあった方を措置入所をしたものでございます。

それから２件目につきましては、７月、10月、１月に措置を行ったんですが、児童養護施設に入っている方が児童発達支援のサービスを利用するために、措置入所等委託料を支払ったものでございます。

それから、地域生活支援拠点の内容についてでございます。

地域生活支援拠点事業負担金につきましては、令和３年３月に蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町の３市２町共同で埼葛北地区地域生活支援拠点を設置しました。

地域生活支援拠点は、障がいのある方とその家族の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の生活の安心を見据え、障がいのある方が安心して暮らし続けられるような地域を目指して、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築、地域支援のための拠点整備及び複数の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制整備などを行っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

地域生活支援拠点というのは、前年度は幹事町だったからなかったということだったのかしら。

それから、ありがとうございます。虐待の措置入所に関して、２件あったということで、一つは児童養護施設のほうだからあれなんですが、一つのほうの障がい者虐待というほうがあったということで、大事に至らなくて、措置入所していただいてよかったなと思うんですが、これは発見というか、そういうのはどんなふうな判断というか、発見したのはどなたというか、どういう方が発見する、そういう、ちょっと状況を知りたいので、教えていただきたいなと思います。虐待だなと判断する、発見したというか、その辺です。それについてお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

まず、拠点の負担金につきましては、前年度幹事町だからなかったのかということですが、そうではなくて、令和３年３月に設置したものでございまして、なので、令和２年度以前はなかったものでございます。

それから、措置入所の虐待のあった方のどのように発見されたかということですが、相談支援事業所の職員のほうから通報がありまして、その後、福祉課の中で、虐待の有無、緊急性があるかないかなど判断をしまして、分離保護をする必要があると判断しまして、措置入所に至ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

地域生活支援拠点というのは、オリーバというのですね。分かりました、すみません。ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井でございます。

２点質問をさせていただきます。

決算書の92ページの福祉交流センター運営事業、こちら、説明資料のほうですと125ページです。

１点目は、この説明書に実施内容、高齢者や障がいのある方、児童などが、気軽に集う交流事業福祉交流センター、陽だまりサロンで実施しましたと書いてありますが、この陽だまりサロンというのはどこの事業所がやっているんでしょうか。

あと、ここに利用状況が書いてありますが、これが令和３年度だと、高齢者が3,048人で一番いいんですが、元年度5,115人ですね、それから２年度が1,600ですが、こういうのってばらつきがありますね。だから、小中高生、元年度は2,396人ですが、２年度、３年度急に減っております。これは、曜日によって高齢者、小中高生は決めているんでしょうか。

２問目は、決算書の96ページ、こちらの22番の上の紙おむつ支給費、これですが、この紙おむつ、説明書ですと128ページ、紙おむつ購入費支給事業と書いてありますが、これは、介護認定の人に年金以上に支給しているのか、お答え願います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野でございます。

福祉交流センター陽だまりサロン交流事業でございますけれども、決算書92ページの。こちらにつきましては、きらりびとみやしろのほうに、指定管理で委託してございまして、笠原小学校の教室で実施をしているところでございます。

こちら、利用者にばらつきがあって、曜日とかを決めているのかというところでございますけれども、こちら、特に曜日とか、高齢者は何日とか何曜日とか、そういうような曜日は指定はしてございません。

元年度からやはり大きく減っている理由といたしましては、令和元年度につきましては、新型コロナの前であって、利用者の方がかなり来ていただいていたと。ところが、新型コロナの感染拡大に伴いまして、令和２年度のほうが急激に減少したと。令和２年度減少したんですが、令和３年度につきましては、新型コロナに対する対応のほうが、町民の方たちも対応の仕方とか分かってきたところもありますので、若干でございますけれども、増えてきているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

成果書128ページの紙おむつ購入費支給事業の支給対象者についてご説明いたします。

こちらにつきましては、町内に住所を有し、在宅において、常時紙おむつを必要とする満３歳以上の心身障がい者であって、身体障害者手帳の交付を受けている者と、療育手帳の交付を受けている者と、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病医療受給者証の交付を受けた者、それと、埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱に基づく、特定疾患医療受給者証の交付を受けている者、このほか、町長が特に必要と認めた者が支給対象者となっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

この福祉交流センターのほうですが、これは、陽だまりサロンがきらりびととおっしゃっておりましたが、こちらは指定管理になっておりますよ

ね。その指定管理料というのは、どちらから支払いしているんでしょう。

決算書に書いてあるこの352万6,192円、これがそうなんですか。委託料ですね、分かりました。

これは、今おっしゃった中で、高齢者の介護２級とか３級、それによってもらえる、もらえないとあると思うんですが、去年までは……。

紙おむつのほうの認定ですね、町の介護認定、それが２級とか３級によって、もらえるもらえないがあるんですよ。実際、高齢者の件が先ほど入っていませんが、これは介護のほうの高齢者、去年と今年、また変わりました。そういうのは存じているんでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

成果書128ページの紙おむつ購入費支給事業につきましては、宮代町重度心身障害者等紙おむつ購入費支給事業実施要綱に基づいて支給しているものでございまして、先ほど支給対象者についてご説明したんですが、そのような方のうち、高齢者のほうについては、宮代町高齢者等介護用品支給事業実施要綱の規定に基づいて、紙おむつの受給資格を有するものにつきましては、対象者からは除外しております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問します。

これはあくまでも、この場所は障がい者に限定しているんですね。じゃ、高齢者とはまた別なんですね。分かりました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いします。

説明書の122ページから３点、あとは社協がちょっと役場から離れた点についてお聞きします。

決算書90ページ、説明書122ページの食事食材提供事業業務委託の提供食数が1,645個ということをお聞きしたんですが、これは人数、多分全部の総額だと思うんだけれども、何度か頂けている方がいらっしゃると思うんですけれども、その辺何件というか、何人ということが分かったら、お願いいたします。

２つ目が122ページの成果の文の中に、前ご説明いただいたのかもしれませんけれども、下から６行目の高齢者宅への歳末訪問活動、これについて、ちょっとご説明いただきたいんですが、お願いします。下から６行目ですね。お願いします。

あと下３行の、民生委員・児童委員の活動についてなんですが、民生委員はどういうような活動についてなんですが、介護保険制度等の情報提供など、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与しましたとあるんですが、民生委員さんとか結構、介護保険のこと相談されると思うので、こういうご説明しているんですが、どの程度お答えして、あと橋渡しというんですか、介護保険のほうにとか、そういう連絡というか、つなぎなどをされているのか、お聞きします。

あともう一点が、先ほど申しましたけれども、とてもいい社協ができるようになったんですね。ちょっと距離がありますけれども、バスで行けば大丈夫なんですが、そのあたりはどうお考えなのか、ちょっと便利じゃないという方もいらっしゃるので、その辺どのようにお考えかお聞きします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き福祉課の質疑を行います。

答弁を求めます。

担当主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当の小島です。

食事食材提供の関係と、民生委員の活動について、私のほうでお答えします。

食事食材提供につきましては、**九**山委員がおっしゃったとおり1,645食で、人数といたしましては、昨年度は202名の方に提供してございます。

続きまして、民生委員の年末の訪問、こちらにつきましては、民生委員・児童委員と一緒に社会福祉協議会で、令和３年度中に訪問した人数は652名の方について訪問しております。

また、介護保険の関係のつなぎでございますが、そちらにつきましては、民生委員の方も概要等は分かっているんですが、そういったお話、案件がありましたら、健康介護課のほうに、町を通じてつないでいる状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野でございます。

最後に、すてっぷ宮代がちょっと距離が遠くなってしまったんで、その辺の交通手段という件でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、やはり議員ご指摘のとおり、少しでございますけれども、そういった声は聞いてございます。特にお話を伺っているのは、すてっぷの多目的室、会議室とか、そういったところを利用する方が、会合に来るに当たって、ちょっとバスの本数が少なかったりするということで、時間とかが合わないというようなお話は少し聞いておりまして、社協のほうからも伺っております。

社協自体に、生活に困窮している方とか、本当に社協に対して要件がある方に関しては、社協といたしましては、例えば、そういった相談を受けるときに、バスの時間を、到着時間とかに合わせて、相談する時間を調整したり、それから、どうしても社協のほうに向かえないという方については、社協のほうからお宅のほうに訪問をさせていただいて、ご相談を聞いているというような努力はしているところなんですけれども、なかなか会議室とかが広くなってよくなったというようなお声も聞いているんですけれども、その点だけは、ちょっと現状では今難しい状況でございまして、今後も引き続きそういった皆さんのお声を聞いて、今後について考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　もう一点質問させていただきます。

食事食材提供事業業務委託に関しては、202名の方ということで、何回か利用されたりとか、ご家族の分とかということもあるんでしょうか。ご家族というよりはその方ということなんでしょうかね。そこをもう一回お聞きします。

あと、歳末訪問活動は、児童委員・民生委員ということで、訪問して、その内容、ただ訪問するんじゃなくて、訪問の内容もちょっと詳しくお願いします。

あと、介護保険制度のことを、情報提供でするっていうんですけれども、前段の委員からも出たんですけれども、なかなか民生委員の成り手がいなくて、責任感がある方は責任強く感じて受けられないというので、介護保険のことも、あまり知らないのに受けられないとか、負担にならないように、ご相談があったらつなぎますよと見たいな、そこがしっかりとできているといいなと、そうしたら、民生委員がすごく責任を、仕事が増えるというか、重荷があってはいけないので、その辺、これから配慮していただきたいと思うんですが、そういうことはちょっと考えていただけるか、お願いします。

あと、すてっぷ宮代の社協にちょっと遠いというので、ちょっとこれから、やはり年齢皆さん高くなるし、いろんな方が利用していただく場所でいい場所なので、やっぱりそこは課題だと思うんですね。その辺をやっぱりしっかりと、どうしたらいいかはちょっとまだ分からないんですが、今のままだと、ちょっと行きづらいというのがありますので、車で行っている方は結構駐車場があるので便利なんですけれども、やはり行きたい人が遠いと感じないような術は何か考えていく課題だと思うんですが、その辺もう一回お願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

まず、初めに、食事食材のもうちょっと詳しい内容でございます。先ほど個人かとかということなんですけれども、こちら、２か月間同じ方をサイクルで、毎週１回お渡ししてございます。それで、世帯数、例えば７月から９月にお配りした世帯については、50人で25世帯、それから10月から11月、こちらが50人で21世帯、12月から１月で50人で13世帯、２月から３月で52人で14世帯という形で配布させていただいております。ですので、基本的には世帯でというような感じになってございます。

あと、訪問の内容なんですけれども、こちらについては、その方が、高齢者の方が、独り暮らしとか、そういった方がいらっしゃいますので、安否確認というわけじゃないんですけれども、そういった形でそういった元気でいるかとかという感じで訪問しているということで、特にそこに行って何かやってくるとか、そういう感じではないところでございます。

それから、介護のほうの知識とかがないとかいうことに関しては、さきほど委員おっしゃったとおり、民生委員さんの方には、あくまでもつなぎ役でという形でご説明をしてございますので、そこまで専門性を知らなくても、こういう制度があるんだよというぐらいで分かっていただければ大丈夫だよというような形で、民生委員さんのほうにはお伝えしてございます。

それから、最後にすてっぷ宮代の交通手段なんでございますけれども、先ほどご説明させていただいたんですけれども、現時点での体制ですと、社協だけで何とかしろとかというのもなかなか難しいですし、こちらはちょっとオール宮代で検討しなくちゃいけないことなのかなというふうには思っていますので、今後の課題としてちょっと勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

先ほど答弁いただいて、社協に用事があるときは、相談を受けるときにはバスの時間を教えたりとか、あとはこっちから伺うというすごくきめ細やかにやっていただいているので、今後もよろし

くお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、87、88ページの民生費、社会福祉総務費の次のページになりますが、89、90ページの不用額についてでございますが、12節委託料177万9,000円、それから、18節の負担金、補助及び交付金1,823万円、それから、19節の扶助費502万円というふうになっておりますけれども、決算のときの説明もございましたが、この点について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、89、90ページの一番上の社会福祉事業でございます。これは、社会福祉協議会との関わりが非常に強いんですけれども、今、一番問題になっている旧統一教会との関係なんですけれども、社会福祉協議会とはいっても、町の外郭団体ですが、やはりこうした関連団体との関係はないものと思いますけれども、政界だけではなく、地方の議員とか、地方の団体にも影響を及ぼしているというふうにも、一方で聞くところですので、この点について、調査をしていれば、どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、前段の委員の中で、いろいろと食事食材の提供事業委託料がございますけれども、やはりコロナ禍で生活に困窮した町民に対して、食事食材を提供しているということなんですが、特にどのように食材を調達されているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、91、92ページの宮代町生活サポート事業、説明書が126ページになりますけれども、ここでは、支給総額が利用時間にも関係ありますけれども、令和２年度から令和３年度にかけてさらに減っているということなんですけれども、この点について、どうしてなのかということで、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、すみません、ちょっと順不同になってしまいましたが、89、90ページの障害者総合支援事業、これについては、逆に約4,992万円伸びております。その点、増額になった理由について、お尋ねをしたいと思います。すみません。

それから、95、96ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業なんですが、これについては、先ほど前段のところでご説明がありましたが、そうしますと、金額的にも、これは95ページ、96ページの一番下です、給付事業が２億6,123万円ということで、それで、繰越しが１億7,210万円であります。ですから、先ほどの説明からも100％ではないんですけれども、そうしますと、申請者を含めて６割ぐらいなのかなというふうに思いますけれども、これは、先ほど扶養を受けていないという条件のあるというお話しなんですけれども、これはどうして、こんなに繰越ししなければいけないほど、申請が遅れているのか、受給者が少ないのか、その辺の理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、町が生活保護の事業はやっていませんが、やはり県との連携でやっております。コロナ禍で宮代町の令和３年度の生活保護の実態がどのようになっておりますでしょうか、その点も詳しくご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課の宮野でござい

ます。

それでは、不用額につきまして、ご説明させていただきます。

まず、委託料の177万9,736円につきましては、主に社会福祉事業の新たな福祉拠点づくり委託料、それから、重度心身障害者医療費支給事業の審査支払事務委託料、こちらにつきましては12万2,798円、それから、障害者地域生活支援事業の意思疎通支援事業費委託料32万6,000円、それから、入浴サービス委託料19万6,800円、福祉タクシー等委託料助成事業の福祉タクシー等委託料28万700円、それから、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の給付金事務委託料で35万9,784円という形で、それから、最初の拠点づくりで18万5,787円、こちら漏れていました。こちらで177万9,736円というところでございますが、具体的な理由といたしましては、新たな福祉の拠点づくり委託料につきましては、当初すてっぷ宮代オープニングイベントや、福祉芸術のイベントを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染により、事業の再構築を行い、西原自然の森フェスタ、それから、片桐仁の展示会を実施しました。その結果、そういった委託料に関して、不用額が生じたものでございます。

審査事務委託料につきましては、実施額の確定によるものでございます。

それから、意思疎通支援事業委託料につきましては、対象者の増を見込み予算措置をしましたが、利用者増とならなかったことによる不用額となっております。

それから、入浴サービス委託料につきましては、対象者の死亡に伴う減による不用額となってございます。

あと、福祉タクシー等委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症が収束傾向となり、利用率が向上すると見込んでおりましたが、令和２年度も引き続き収束傾向とならなかったため、利用率も向上しなかったというところで不用額になっているところでございます。

最後に臨時特別給付金事務の委託料につきましては、こちら、事業の実施額の確定により、不用額になったものでございます。

それから、負担金、補助及び交付金1,823万7,249円につきましては、主に社会福祉事業の民生委員・児童委員活動費補助金、こちらで708万460円、それから、障害者総合支援事業の自立支援医療費で348万7,006円及び療養介護医療費169万6,340円、補装具費343万197円、それから、宮代町生活サポート事業の生活サポート事業補助金で83万8,770円、障害者地域生活支援事業の地域生活活動支援センター事業負担金、こちらで71万5,037円。成年後見人等報酬助成金、こちらで41万5,000円、障害者更生援護事業の重度心身障害者居住改善整備事業補助金で36万円、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金で19万4,000円、それから、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業のこちらの臨時特別給付金事業で630万円、こちらで約1,800万円の不用額となってございます。

理由といたしましては、民生委員・児童委員活動費補助金の民生委員・児童委員の定数不足による実額確定に伴う不用額、それから、自立支援医療費につきましては、対象者の生活保護受給者の転出に伴う不用額、それから、療養介護医療費につきまして、新たな対象者が出てきたときに対応できる予算を確保していましたけれども、新たに対象がいなかったことによる不用額になります。それから、補装具費につきましては、延べ交付数が例年よりも少なかったことによります。

それから、生活サポート事業補助金につきまし

ては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出を控える方が多く、見込みよりも利用時間が少なかったということで不用額になっております。

それから、地域活動支援センター事業負担金につきましては、１年の利用を予定した利用者の予定が２か月程度となったことにより不用額となってございます。

それから、成年後見人等報酬助成金につきましては、新たな対象者が出たときに対応できるよう予算を確保しておりましたが、新たな対象者がいなかったことにより、対象者のうち１人が預貯金等の資産要件等で支給対象外になったための不用額となっております。

それから、重度心身障害者住宅改善整備補助金につきましては、当該事業の利用がなかったとことにより不用額となりました。

それから、在宅重度心身障害児等レスパイトケア事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用を控える方が多かったことによります。

それから、住民税非課税等の臨時特別給付金につきましては、額の確定というところでございます。

それから、扶助費の502万703円につきましては、主に重度心身障害者医療費事業の重度心身障害者医療費、こちらが381万409円、それから、障害者地域支援事業の移動支援給付費で58万5,426円、それから日常生活用具給付費で355万814円になります。こちらにつきましては、重度心身医療費につきましては、医療報酬単価の低い治療が多くなっていると思われるため、受給件数が増えているもの、給付金は減少したため、不用額が生じたものだというふうに考えております。

以上でございます。

それから、２点目の決算書89、90ページ、社会福祉事業で社協の統一教会の関係でございますけれども、こちらについては、現時点では、調査をしたとかという、社協のほうからは報告は受けておりませんので、ちょっとそれ以上把握してございません。

それから、食事食材提供事業の形で、これはどのように調達しているのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、先ほどからちょっと説明はしているんですけれども、フードドライブ事業で町民の方などから食材を提供していただいているというところと、それから、先ほどフードバンク、こういった県内とかにフードバンクのそういった会社とか団体さんがありますので、そういったところにも社協のほうで出向いていただいていたり、それから、あと新しい村とかで余った野菜とか、そういったものについても、新しい村のほうにちょっと箱を置かせていただいて、そういったものも活用させていただいております。それから、杉戸農業高校などからも頂いたりして、そういったような形で食材のほうは集めているところでございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

私のほうからは、宮代町生活サポート事業と障害者総合支援事業について、お答えいたします。

まず、宮代町生活サポート事業の支給総額が令和２年度から令和３年度にかけて減っている理由についてですが、令和３年度につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用控えが続いておりまして、前年度と比べて利用人数が１人増え10人の利用、利用時間が５時間少ない346時間となっておりまして、利用時間が減っていることから、支給総額が減っており

ます。

それから、次に、障害者総合支援事業の増額理由についてですが、こちらにつきましては、負担金、補助及び交付金の介護給付・訓練等給付費の増額が主なものでございまして、介護給付費、訓練等給付費につきましては、報酬改定や利用者の増額などにより、毎年大きく増額になっております。令和３年度については、施設入所支援、共同生活援助、グループホームですね、それから、生活介護、就労継続支援、A型、B型のほうが、前年度と比較して大きく伸びています。

共同生活援助は、地域生活を続けるための入居による増、施設入所支援については、利用者減になっているところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅への帰省の制限があるなどにより、前年度と比較して伸びたと考えております。

また、障害児支援では、児童発達支援や、放課後等デイサービスが前年度に比べ大きく伸びています。児童発達支援、放課後等デイサービスは、発達に心配なお子様には、早期対応が有効であるため、早期の相談からの利用が増えています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　それでは、決算書95、96ページの非課税世帯等臨時特別給付金事業で、繰越しをなぜしなければいけなかったかというところでございますけれども、こちらの給付金事業につきましては、申込みが今年の９月30日までという形になってございますので、もともと事業が年度をまたぐような事業でございましたので、繰越しのほうをさせていただいているところでございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当小島です。

生活保護受給世帯についてのご質問ですが、令和４年度３月末現在、宮代町人口３万3,930人に対しまして、世帯は295世帯、人数としては377名で、保護率は1.11となってございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、不用額についてですが、丁寧な答弁ありがとうございます。

特に私は、委託料の関係で、タクシー券の利用について、当初の見込みを下回ったということなんですけれども、これは、新型コロナの収束の関係ということで答弁しましたが、確かに外出を控えるというのも大きな理由だと思うんですけれども、それだけなんでしょうか。それ以外にも理由についてもあればお尋ねしたいと思います。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金の不用額でございます。1,823万円、これは大きいですが、大きな理由は臨時特別給付金の関係だということなんですけれども、特に民生委員・児童委員の定員不足、これはそうしますと、初めから定員がきちっといた場合の予算をつけて、決算後は満額にいかなかったので、こういう不足が生じたということなのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それと、もう一つ、補装用具についても、例年より少なかったという答弁ありましたけれども、これについては、なぜなのか。343万円と言いました。これについての理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、19節扶助費については分かりました。

それから、89ページ、90ページの関係で、社会福祉事業の関係、社会福祉協議会への旧統一教会との関係なんですけれども、現時点で調査したと聞いていないので、把握していないということなんですが、これは、大事なことだと思いますので、調査したというふうに聞いていないということなんで、もう一度きちっと調査する必要があるかなというふうに思います。いろんな疑念を持たれないように、そういう意味も込めまして、ぜひ調査していただいて、きちっとした把握をしていただきたいというふうに思います。これは、要望になりますけれども、大事なことですので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、89、90ページの障害者総合支援事業について、逆に約4,992万円、5,000万円伸びています。この中で、介護給付費、訓練等給付費の伸びだということの中に、グループホームというような関係もおっしゃっていましたが、具体的にどれくらい、この中で増えているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

続いて、コロナ禍で生活に困窮した町民に対する食事食材提供事業なんですが、どのように調達されているかということについては、答弁で分かりました。このまま引き続き、生活保護もそうなんですが、各種団体も今、子ども食堂とか、そういったフードパントリー実施していますが、私の聞いたところでは、大学生なんかも今、奨学金を受けている方もいまして、非常に助かるというような、そういう声も聞いておりますので、ぜひ町のほうもこうした社会福祉協議会、すてっぷ宮代の経由で、ぜひ援助していただきたいと思います。この件については分かりました。

それから、91ページ、92ページの町民サポート事業なんですが、この成果書の126ページ、そうしますと、この利用時間が随分大きいのかなというふうに思います。逆に、利用人数は１人ですけれども、増えているわけですから、そういった点では、でも、元年度には、この状況にはなっているようですけれども、利用時間は減っている。これが大きな要因だというふうに考えてよろしいのか。これは、確認ですが、よろしくお願いしたいと思います。

それから、95ページ、96ページの臨時特別給付金給付事業でございます。もともと９月30日までと期限がなっているからというのは、ちょっと雑駁な答弁かなというふうに思いますけれども、期限が確かにそこまでとはいえ、すぐ申請者というのは、給付金必要な方は、飛びついてもいいのかなというふうに思うんですけれども、なんせ、先ほどからも言っているように、扶養条件があるので受けられないと、生活保護もそうなんですけれども、そういう条件ということは致し方ないにしても、ちょっともう少し令和３年度で申請者がもっと多くてもいいのかなと。ほかの自治体なんかはこういう傾向なんでしょうか。もし、分かっていれば、ほかの状況なども同じようなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、生活保護受給の件なんですけれども、これは290世帯377人で1.1％、これは、前年、それから、元年度との関係では、どういうふうな推移になっていますか。その点、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長宮野でございます。

まず、１点目のタクシーの利用で、新型コロナによって減っているというような理由のほかに、何かほかにも理由があるのかというところでござ

いますけれども、こちらについては、やっぱり聞いているのは新型コロナによって通院を控えているというようなお話を聞いているところでございます。よって、令和２年、令和３年と、利用のほうが令和元年に比べては、ちょっと減ってきているかなというところでございます。

それから、民生委員・児童委員の予算の不用額の関係で、当初については、定数55名で予算を組んでおりまして、最終的には委員がおっしゃったとおり、実数の数で差っ引きをしますので、不用額が生じているというところでございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

補装具が減っている理由について、ご説明いたします。

補装具につきましては、交付と修理となりまして、延べ交付者数は31人で、現年比18人減、延べ修理者数は27人で、対前年比５人増となっております。前年度と比較して大幅減となった理由としましては、新規の交付件数が大幅に減少したためであります。当該事業につきましては、県の審査を受け、必要と判断された場合に交付または修理となりますことから、町としては、対象者からも相談を受け、対象者と町が県に相談をしていく流れで決定されます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

障害者総合支援事業のグループホーム、具体的にどのくらい増えているのかについて、ご説明いたします。

令和３年度と令和２年度を比較して申し上げます。令和３年度の利用者数は36人、金額で6,671万866円でございます。令和２年度が利用者数が32人、金額が5,859万2,546円でございます。比較しますと、人数が４人増、金額が811万8,320円増額となっております。

あと、生活サポート事業について、利用時間が減っているのが減額の要因かというご質問ですが、そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　それでは、非課税世帯臨時特別給付金の他自治体のこちらの給付金の額、実績でございますけれども、こちらについては、大変申し訳ございませんが、他自治体において、どれだけ現時点で給付されているのか、令和３年度でどれだけとかというのは、ちょっと申し訳ありませんが、把握しておりませんので、お答えすることができないことをご了解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当の小島です。

生活保護世帯、令和２年度についてでございますが、令和２年度につきましては、３万4,012名、人口に対しまして292世帯、人数としては、369名で、保護率は1.08となっております。

以上でございます。

元年度につきましては、ちょっと今手元にはございませんので、ご了承ください。ちょっとお待ちください。

元年度につきましては、人口３万159人、世帯としては286世帯、人員としては369、保護率は

1.08という結果となっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問ですが、１点だけです。

89、90ページの18節の負担金、補助及び交付金での、不用額の関係で、補装用具の関係なんですけれども、どうも答弁を聞いていると、例年より少なかったという理由の中で、確かに延べ人数は少なかったんですけれども、県との連携をして、対象者もきちっと把握していくんでしょうが、言葉が悪いんですけれども、少なくとも、ふるいにかけているようなことはないでしょうねということは、ちょっと言いたいと思うんですよ。これについては、確かにちゃんと、基準というか、それに合っていないといけないのかもしれませんけれども、そういった点では、そうすると、申請者は実際何人いて、延べ27人になったのかな、ちょっと細かいんですけれども、そういった点で、答弁聞いていて気になるところですので、その点だけお尋ねしたいと思います。

あとは、生活保護世帯についても、分かりました。少し増えているということですよね。ぜひこういった点でも、冒頭言いましたように、直接ではありませんけれども、この点についても、扶養条件なんかは緩和されたとはいえ、まだまだそういった実態でもありませんので、町のほうでも強力に援助していただきたいと思いますが、その１点だけ、お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

不用額、負担金、補助及び交付金のところで、補装具についてなんですけれども、こちらについては、申請者の数と交付者の数は同じでございまして、申請を却下された方はおりません。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　０時０４分

再開　午後　１時０４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３９号の審査（子育て支援課）

○委員長（川野武志君）　これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　それでは、皆様改めましてこんにちは。子育て支援課課長の横内でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、今日出席している職員につきまして、自己紹介させていただきます。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課副課長の田中です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　皆様、こんにちは。子育て支援課こども保育担当主幹の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　皆さん、こんにちは。こども安心担当主査の清水と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課こども保育担当主査の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課こども笑顔担当主査吉野と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

３点質問させていただきます。

まず１点目なんですが、決算書104ページ、児童福祉対策事業になります。成果書では135ページになります。この一番上なんですが、ＰＣＲ検査キット等の購入とあるんですね。これに関しましては、この決算書104ページの消耗品費の中に含まれているのでよろしいかということをちょっとお聞きしたいんですが、その中で、こちらＰＣＲ検査キット等ということで、下のほうだと簡易抗原検査キットと書いてあるんですね。そうしますと、このＰＣＲ検査キットが幾つで、あと、簡易抗原検査キットが幾つでという形で購入されているかという数、あと、どのように配布されたかということをお聞きいたします。

それから、決算書108ページになります。緊急サポート運営事業というところになりますが、成果書のほうですと139ページになります。

ここでなんですけれども、この緊急サポート会員数が元年度、２年度に比べてどんどん増えてきております。これはいいことだと思うんですが、その中で、この緊急サポート活動状況のほうは逆にゼロなんですね。元年度は12あったわけなんですけれども、このサポートされる方が増えているにも関わらず、このサポート自体がされていないというのはどういうことなのかということをお聞きします。

それから、３点目なんですが、成果書のほうの131ページになります。下から６行目のところです。保護者の疾病、出産等の理由より子供の養育が一時的な困難となったときに、町と契約した施設で養育を受けられる子どものショートステイ事業を新たに導入とあります。これについて、どのような成果があったかをお聞きいたします。

それにつきまして、私調べてみた中で、この新しい仕組みというのが、成果書の144ページのみやしろ保育園運営事業の中の一時預かりの実施というところになるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

最初の質問から順次お答えさせていただきます。

初めに、児童福祉対策事業、成果書の134ページから135ページにかけてにおきましてのＰＣＲ検査キット等の購入なんですけれども、ＰＣＲ検査キット等の購入ということで、初めに消耗品費に分類されている理由につきましては、企画財政課の財政担当と会計室のほうと調整させていただいて、消耗品費が適当だという判断だったので、そのようにさせていただいているところです。

ＰＣＲ検査キット等の購入の実際中身なんですけれども、ＰＣＲ検査キットは６個購入、6,000円掛ける５個。抗原検査キットは400個、抗原検査キットは2,178円税込み掛ける400個で87万1,200円。

大変失礼いたしました。ＰＣＲ検査キットは6,600掛ける５個で３万3,000円。抗原検査キットは2,178円掛ける400個で87万1,200円、それを足した金額が90万4,200円になります。

使用方法なんですけれども、主に抗原検査キットにつきましては、２月以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、購入を始めたんですけれども、町内の保育園、学童保育所に検査キットを配布いたしまして、主に従事する先生方の検査用ということで、配布をさせていただきました。具体的に申し上げますと、保育園に通っている園児が新型コロナを発症したという情報が入ったときに、その担任の先生が感染しているかどうかということを速やかに確認していただくというところで、園内の感染拡大を防ぐと。保育業務を継続していただかなければいけないというところもありますので、より安心して保育業務を継続していただくためにということで、町内の保育園と学童保育所に大体20個ずつぐらい配って、足りなくなったら追加で配布をするということをさせていただいております。

初めは、主に先生に使ってくださいねということで配布していたんですけれども、最近は、さきの国納保育園の感染拡大等のときにおきましては、園児にも配布いたしまして、園児の検査にも使わせていただいております。

続きまして緊急サポート事業、成果書の139ページ、緊急サポート運営事業、会員数が増えているのに活動状況がゼロの理由につきましては、活動状況、利用実績はゼロという形になっているんですけれども、中身について確認しましたところ、数件の緊急的な利用に関する相談はあったんですけれども、結果として相談者が身内の方とか、そういう方で預かってもらえるという保育の確保ができたという理由でキャンセルになったというものでございます。

制度の周知に関しましては、町内小学校の全児童に緊急サポートセンターとファミリーサポートセンターの利用案内を昨年の12月に配布させていただいて、制度の周知には努めているところなんですけれども、コロナ禍を背景とした利用控えみたいなところも背景にはあるのではないかということで、利用実績がゼロになっております。

私からは以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

先ほど泉委員さんのほうからご質問いただきました子どものショートステイ事業についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらは町のほうから加須市にあります愛泉乳児園に委託をさせていただいている事業でございます。こちらの事業につきましては、委託はさせていただいたんですが、新型コロナの関係でちょっとお子様をお預かりすることができないということで、お話をいただいております。

あともう一点なんですけれども、こちらの事業はみやしろ保育園で行っております一時預かり事業とは違ったサービスとなっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

緊急サポートにつきまして、１点だけ補足させ

ていただきます。

緊急サポート事業におきましては、昨年度は残念ながら実績に至った件数が０件でございますが、本年度は既に３件の実績が生じておりますので、補足してご報告申し上げます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子どものショートステイ事業について、１点補足させていただきます。

泉委員さんのほうで、いろいろ調べていただいたが出てこなかったと。みやしろ保育園の一時預かり事業との関連はということでご質問いただいているんですけれども、先ほど清水主査のほうから申し上げましたとおり、制度をスタートした時点で、新型コロナウイルスの関係で利用ができないという状況になってしまっていたので、ホームページ等々の周知は一旦控えさせていただいたということで、まだオープンになっていないというような状況になっております。

今後再開するということになりましたら、広く一般町民の方に周知をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。

ちょっと私も結びつけてしまって、やっぱり違うんだよな、何か変だなとは思っていたんですね。分かりました。

まず、最初の問題のＰＣＲ検査等キットということで、初めは従事者専用だったんですけれども、今回のこれだけの拡大ということで、園児にも使われたということで、一応３年度に関しては、やはりちょっと余ったことがあったということでよろしいんでしょうかね。それと、有効に活用していただければと思います。

あと、最後の質問になるんですけれども、やはり先ほどの緊急サポートの件も分かりました。ファミリーサポートのほうも数的にはされているのに、なぜこれだけないのかなと思っていたんですけれども、承知いたしました。

最後の問題なんですけれども、こちらのほうの先ほどもちょっとみやしろ保育園で感染が発生してしまったということ、今お聞きしたんですが、こちら一時預かりの実施、144ページなんですが、ここは元年度で1,119名で、２年度が853名、新型コロナの影響もあったんでしょうが、３年度が1,344ということで、すごい増えているんですよね。これは一時預かりで、今後もっと増えてしまった場合に、このみやしろ保育園内のキャパシティーが保たれるかどうかということをお聞きいたします。

その２点だけお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

初めのＰＣＲ検査キット等の購入に関しまして、抗原検査キットが余っているのかというご質問なんですけれども、令和３年度に購入した分は、年度またぐ時点では若干余っていたんですけれども、年度またぎまして、最近第７波の影響で、先ほど申し上げましたとおり、感染拡大広がっておりますので、追加購入をしながら対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と

申します。

今のご質問の一時預かり、今後増えた場合のキャパシティーは超えないのかということについてお答えをさせていただきます。

一時保育、みやしろ保育園では、10名ということで規定を設けさせていただいております。この10名のお預かりはできるのですが、その中で、例えば保育園でいう０歳児ですとか１歳児、小さな年齢のお子さんが多い場合には、やはり保育士が必要となりますので、そうなった場合には、定員全員はお受けできない場合もありますが、基本的には10名というところでお預かりをさせていただいております。

ですが、やはり室内環境、密にならないようにというところで、現在大体４人から５人の利用、平均してあるような状態でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

このコロナ禍ということで、大変だと思うんですけれども、やはり少子化という時代で、お子さんの成長を見守ることは大切だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の108ページ、成果書の140ページ、緊急サポート運営事業についてです。

前段にもございましたけれども、こちら、今回の成果ということで、ゼロ件ということなんですけれども、この緊急サポート事業の委託先についてと、あと、どのような体制でこちら運営されているのかということで、こちらの利用概要なんですけれども、利用も緊急ということで、当日まで受付をして、緊急でお預かりしていただけるということなんですけれども、そういった運営体制の事業の委託料ということになっているんですけれども、このあたりのご説明をお願いいたします。

２点目が、決算書の110ページ、成果書の142ページの子どもの見守り強化事業についてです。こちらも委託料として、こちらも委託先が社会福祉協議会だと思うんですけれども、成果ということで、ご相談に乗っていただいたり、あと、お弁当の配布をしていただいているんですけれども、こちらの決算額の内訳というか、そういったことと、あと、このお弁当の配布を週に１回ということでしていただいたんですけれども、これが足りないのか、もしくは何度も来られるのかというお声があるのかとか、また拒否をされた方などとか、そういった事業に対しての成果というか、どうだったのかということをお伺いいたします。

最後に決算書の116から118ページの保育所管理事業についてです。成果書のほうが145、146ページなんですけれども、こちら管内の保育所の委託料と、あと管外の近隣市町村に通う子供たちの扶助費ということで金額が出ているんですけれども、こちらは１人当たりどのくらいなのかということと、管内と管外で金額が違うのかとか、そのあたりのことを教えてください。お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

順にお答えさせていただきます。

まず成果書139ページの緊急サポート運営事業の委託先につきましては、特定非営利活動法人病児保育を作る会、ＮＰＯ法人病児保育を作る会、通称緊急サポートセンター埼玉、事務所は千葉県

の船橋市でございますけれども、そういうＮＰＯ法人でございます。

埼玉県内の緊急サポートセンターの事業受託実績なんですけれども、緊急サポート事業で県内で37市町の緊急サポート事業を受託しております。このほかに、ファミリーサポートセンター事業のほうを受託している市町が14市町ございます。埼玉県内で幅広く緊急サポート事業のほうを受託している実績のある団体でございます。

運営体制なんですけれども、これだけ広く埼玉県内でやっておりますので、埼玉県の川口市と坂戸市にそれぞれ事業拠点を置いておりまして、宮代町は川口市の事業拠点のほうを中心に事業を行っていただいておりまして、宮代町の提供会員、あるいは利用会員の方、情報をそこで集約しまして、利用の問合せ等があったときに、提供会員、宮代の方だけじゃなくて近隣の方も含めて手配をしていただいていると、そのような状況になっております。その運営委託料という形になります。

続きまして、子どもの見守り強化事業、成果書で142ページ。

子どもの見守り強化事業につきましては、令和３年度の新規事業としてスタートさせていただいた事業でございます。コロナ禍における児童虐待など、保護者の方が家にずっといるようになった中で、いいこともあれば悪いこともあるという中で、児童虐待が発生していくのを防ぐという意味で、国のほうの補助事業としてスタートした事業でございます。

委託先につきましては、２つございまして、お弁当の配布を宮代町社会福祉協議会に委託しております。こちらは昨年度の実績、令和３年７月から令和４年３月までの実績になりますけれども、委託料で149万6,807円です。もう一点、生活支援という事業を委託しておりまして、こちらのほうは一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク、通称「アスポート」と言われている団体、こちらのほうに委託しておりまして、生活支援のほうは、月に１回から２回家庭訪問をさせていただいて、いろいろ相談に乗ったり、必要なサポートをさせていただいておりますけれども、こちら生活支援のほうは、委託料が224万1,000円、こちらも令和３年７月から委託になります。

中身の部分です。お弁当の配布先は足りているのかどうかというようなところなんですけれども、見守り強化事業のお弁当の配布先、生活支援も含めてなんですけれども、一般に募集をしているものではございません。生活困窮者の支援的な側面は、確かにお弁当の配布とかではあるんですけれども、児童虐待の未然防止というところを第一義的な目的に置いた事業ですので、一般募集はなじまないのかなということで整理をさせていただいております。

ただ、募集はしておりませんが、役場の福祉課、あるいは小中学校、社会福祉協議会等の関係機関から情報収集や意見徴収を高く広くアンテナを張って、支援が必要な世帯の把握に努めております。

そうした中で、対象者については、そういうところで、見守りが必要かなと、支援が必要かなというような家庭を対象にさせていただいて、町のほうからそのご家庭に利用の案内をさせていただいて、そこで申請のあった世帯に実施をさせていただいているものでございまして、利用の申請と承認は年度区切りで、２年連続もできますし、うちのほうでもう支援の必要はないかなと判断したご家庭には、利用の案内を送らないというような形になっております。

実際に拒否されているというか、ご案内してもお断りされるケースもあります。それはやっぱりお弁当配布のほうにつきましては、お弁当別に、

食べるものには困っていないという言い方が正しいか分からないんですけれども、お弁当の配布はいいですよというご家庭も当然ありますので、そういうご家庭を見守りには、この事業自体が適しているのかというところはありますけれども、こういう対象にはならないという状況になっております。

成果につきましては、今、申し上げましたとおり、お弁当の配布、生活支援も含めてですけれども、そこを受け入れてくれるご家庭じゃないと見守り支援ができないという制約はあるんですけれども、お弁当で週に１回、生活支援で月に１、２回ということで、本当に家庭に直接訪問して、子供の安否確認、お弁当を持っていくわけじゃなくて、お子さんを玄関まで連れてきてもらって、元気な姿を見せてもらうというところが委託内容になっておりますので、そういったところで安否確認ができると。これを役場が常に週１とかでやっていくとすると、やっぱりなかなか行き届かない部分も出てきてしまうので、この事業を活用することで、そういった安全確認ができるということは非常に我々としても助かっているというところでございます。

また、生活支援のほうなんですけれども、生活支援事業については、家庭訪問はして、レトルトカレーとかそういったお弁当じゃない食品、保存が利くような食品を持っていきながら、いろいろ相談に乗ったりというようなことをしてもらっているんですけれども、具体的な事例としましては、相談に乗って、例えば高校を替わりたいとか、編入したいんだとかという相談をいただいた場合には、こういうところがあるよとか、そういった入学手続に関するご案内をさせてもらったりとか、あとは学校にあまり行けていない、あるいは学校の授業についていけていないというような相談があった場合には、アスポートが埼玉県から受託事業としてやっている学習支援事業のほうに、我々のほうでつながせていただいたりと、そういったサポートをしてもらっていますので、非常に、言い方があれですけれども、我々としては心強い存在になっているという状況でございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（川野武志君）　担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当の松岡祥哲です。

塚村委員さんからの３番目の質問にお答えさせていただきます。

成果書の145ページから146ページのところ、管内、管外保育所にお支払いしている扶助費のところ、委託料ですけれども、１人当たり幾らかかっているかというところなんですけれども、保育料のほうは、それぞれの世帯の所得、課税額等に応じた額で決定してまいります。年度ごとに家庭の状況ですとか変わってきますので、具体的にこの方が幾らというようなところがちょっとお示しがなかなか難しいところで、全体での額で１人当たり幾らというところが、施設の公定価格に応じて、施設にお支払いする委託料のほうが決定して、お支払いしているところです。

対象のそちらに入所している年齢ごとで委託料、給付費というのが国の公定価格で決まっていまして、その入っている年齢ごとの人数に応じてお支払いする額が変わってきますので、毎年年度ごとに変わってくるような状況です。すみません、ちょっと質問とずれてしまって、申し訳ありません。

施設ごとの公立と管外のところは、そちらで決まっていきますので、具体的な額のほうがご提示できず申し訳ないんですけれども、この成果書のほうに載っている委託延べ児童数のところに、通っていらっしゃる延べ人数、毎月ごとのお支払い

になってくるんですけれども、こちらのお子さん方についての委託扶助費ということでお支払いさせていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

少々補足させていただきます。

公定価格というのも国が定めて、保育に係る費用を保育園に幾ら１人当たり払うかという額でございますが、こちらにつきましては、すごく目安になるんですが、大体大きい子になりますと、ある程度手間がかからないということで安くなってまいりまして、１人当たり月15万円程度、小さい子、乳児とかは大変手間がかかります。また、小規模園などでも、乳児中心の事業なので手間がかかります。こういった年齢につきましては、１人当たり月30万円とか、この程度の額がかかっております。実際には園の条件とか、いろんな加算とかがつきまして、かなり細かく設定しておりますので、申し訳ございません、あくまで目安でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

保育所関連事業について、分かりました。

こちらで、認定されている保育所に対して、委託料をお支払いしていると思うんですけれども、認可外の保育所などは、宮代町でも把握はされているのかというところをもう一度お伺いいたします。

２点目の子どもの見守り強化事業についても、詳しくご説明をいただいて、分かりました。

こちら、こういう月１回は、お弁当も週１回配布していただいて、状況を定期的に見守るということで、対象の方が安定をされているのかと思うんですけれども、そこで、その中で次につなげた事例とか、虐待などがあって、児童施設などにつなげたということがあったのかというのをもう一度お伺いいたします。

最後に、緊急サポート事業もご説明いただきまして分かりました。先ほども、前段のご説明でもお話の中で見ていただける人が出てきてということで、利用がなかったということで、そういった緊急のときに見てくださる方がいたということで、よかったことなんですけれども、そこも広くそういった運営されているＮＰＯ団体ということで、大丈夫だと思うんですけれども、コロナ禍ということもあるので、その辺のお断りをしたこともあるのかとか、その辺の、こういう状況の中で、どうなっているのかというのをもう一度お願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　子育て支援課こども保育担当松岡です。

認可外保育施設の状況に関してなんですけれども、埼玉県が県から権限委譲されていまして、認可外保育施設設置しましたという届出のほうを、町のほう、子育て支援課のほうで受けております。現在、２施設、それから、一時預かり等のところで１事業、それから、企業内保育というところでも、その都度把握はさせていただいております。認可外保育施設のほうは、毎年この時期に現場を見させていただいて、どのような保育がされているですとか、運営状況等をこちらでも確認させていただいております。

幼保無償化の関係で、認可外保育施設に関しても対象となっておりまして、その施設を利用された方がこちらにその利用料の請求をしていただいて、上限はあるんですけれども、その分をこちらでお支払いさせていただいているような状況です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

緊急サポート事業、ファミリーサポートセンターも含めてなんですけれども、新型コロナウイルスの関係で断った事例等あるかというご質問なんですけれども、いずれの事業につきましても、預かる対象のお子さんが新型コロナウイルスに感染している、あるいは濃厚接触者であるといった場合には、申し訳ないんですけれども、お断りをさせていただているという状況でございます。提供会員の皆さんも高齢者の方が多いので、感染拡大を防ぐためというところで、お断りさせていただいている状況でございます。

続きまして、子どもの見守り強化事業の実際に家庭訪問をして、次にどのようにつながったのかという、先ほどの答弁でも少しお話しさせていただいたんですけれども、具体的な事例を申し上げますと、まず、社会福祉協議会のお弁当配布のほう、こちらの実績といたしましては、保育園に登園できていないお子さん、その日に来ていないお子さんがいたときに、お弁当配布のときに安全確認ができたといったことがございます。

もう一点は、お母さんの様子がちょっと、お弁当配布に行ったときにおかしかったと、心配だったという報告を受けまして、そのお母さんに対する相談等のフォローをさせていただいたというような事例がございます。

生活支援事業、アスポートのほうなんですけれども、先ほど申し上げました部分なんですけれども、高校を退学したいというような相談をいただいたときに、その高校の退学手続、あるいは次の高校を選ぶ作業、通信制の高校に行きたいという話をいただいた場合には、その手続、あるいは高校のリストとか、そういうのをアスポートのほうで用意して、さらに高校にも実際同行して説明を聞くと。そういった高校への進学に向けての支援というところをやっていただいています。

それ以外には、アスポート学習支援、埼玉県からアスポートが受託している支援事業につきましても、高校生１人、あとは中学生２人、小学生１人を学習支援事業につながせていただいておりますし、それ以外にも、今検討中というご家庭も若干ございます。そのような形で、必要な支援、サポートという形でつながせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。いろいろ承知をいたしました。

最後に１点だけ、保育所管理事業についてなんですけれども、先ほど、認可外保育園についても把握されて、そういった費用の支援もしているということなんですけれども、それ以外に、そういった認可外保育園に対しても、支援を町ではしているのかということを最後にお伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　子育て支援課こども保育担当松岡と申します。

認可外保育施設に対する無償化以外のところでの支援に関しましては、認可外保育施設の補助金等があったりするので、そこが県の主体とかだっ

たりしますと、そこのちょっと情報提供ですとか、あと、それから、今回新型コロナの関係とかで、新型コロナ対策で何かちょっと用意をしたいというようなところは、国・県がやっております補助金が、要件に合致すればのところなんですけれども、そういったところを紹介させていただいて、申請をしていただいて、こちらが間接的に補助するような体制は取っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑はありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

４点質問させていただきます。

まず１点目ですけれども、説明書のほうのページ139ページ、決算書のほうが108ページです。

こちらの決算書のほうの私立幼稚園運営支援事業のところなんですけれども、18番負担金170万円と書いてありますが、こちらの説明書の内訳に助成金の交付で、宮代幼稚園、宮代須賀幼稚園、宝光寺幼稚園は全部15万円なんですが、姫宮成就院幼稚園125万円となっています、３年度は。それで、２年度は111万円、元年度も111万円なんですが、これはどうしてこんな金額が違うんでしょうか。この説明をお願いします。

次、２番目は決算書の110ページ、こちらに子育て世帯の臨時特別給付金で、説明書のほうが142ページ、こちら説明書によりますと、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業と書いてありますが、この主な内容なんですが、この児童手当受給世帯、左が何も書いていないんですが、この隣が「公務員、16から18歳養育世帯」と書いてありますが、これ公務員とこれ分けているんですが、どうして分けて書いてあるんでしょうか。これの説明をお願いします。

３番目は、決算書の114ページ、それで、説明書のほうが144ページかな、みやしろ保育所運営事業から、145ページの国納保育所運営事業、これの内容でございますが、みやしろ保育所運営事業には、一時預かりの実施と病児保育・病後児保育の人数も書いてありますが、この国納保育園のほうには書いていないんですが、国納保育園は一時預かりと保育所の人数はどのくらいなんですか。

それから、この決算の金額の2,000万円差があるんですけれども、この内訳をお願いします。

それから、４番目として、決算書の114ページ、こちらの12委託料の下に給食委託料と書いてあります。この給食委託料と、次のページの116ページ、こちらの、これは114ページはみやしろ保育所なんですが、116ページのほうは国納保育所運営事業の給食委託料なんですが、これは両方とも同じぐらいなんですが、人数が違うと思うんです。何で委託料が同じぐらいなんですか、この説明をお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

順にお答えさせていただきます。

１点目の私立幼稚園運営支援事業、成果書139ページの関係でございます。

こちら、私立幼稚園振興助成金という助成事業でございますけれども、幼児教育の向上及び障がい児教育の充実を促進するとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的として幼稚園に振興助成金という形で交付させていただいているものでございます。

姫宮成就院幼稚園だけ何で高いのかというようなご質問の趣旨だったと思いますけれども、こちらの助成金なんですけれども、内訳としまして、まず15万円、成就院幼稚園以外の幼稚園15万円に

つきましては、幼児教育向上、教材購入とか、あとは施設の修繕に充てる経費ということで、15万円を上限に交付をさせていただいているものでございます。これが宮代幼稚園、須賀幼稚園、宝光寺幼稚園、教材購入、施設の修繕のための補助金で、もう一点ございまして、心身障がい児の教育の充実に対する助成金がありまして、そちらについては、各年５月１日時点の園児の人数掛ける２万円掛ける在園月数、要は心身障がい児が何人在園しているかというところで、その教育に対する支援ということで、我々も交付させていただいておりまして、姫宮成就院幼稚園につきましては、心身障がい児の教育を行っておりますので、その分増えていると、ほかの幼稚園と比べて多いということでございます。

続きましては、２点目、成果書142ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の表の部分、左側が児童手当受給世帯、上段の右側が児童手当受給世帯（公務員・16から18歳養育世帯）で分けている理由なんですけれども、公務員につきましては、児童手当が各事業所、働いている事業所から支給されているというのもあるんですけれども、今回の分け方でいいますと、左側の児童手当受給世帯につきましては、いわゆるプッシュ型で交付をさせていただいた、申請なしで児童手当に関するこちらで持っている情報を使わせていただいて、プッシュ型で児童手当の振込口座にお金を振り込ませていただいた、それが左側。右側のほうは、申請いただいて、お支払いしたというような区分になります。

続きまして、３点目、みやしろ保育園と国納保育園の一時預かり事業、病児保育事業の関係で、すみません、成果書で144ページ以降です。

みやしろ保育園では、一時預かり事業と病児保育・病後児保育事業を実施しておりますけれども、国納保育園では、一時預かり、病児保育事業を実施しておりません。みやしろ保育園だけの実施となっております。

決算額の違いなんですけれども、違いにつきましては、一時預かり事業と病児・病後児保育事業をやっている、いないの差はあるんですけれども、それ以外はみやしろ保育園、昨年度大型の工事、修繕工事がございまして、エアコンの更新工事、あるいはウッドデッキの改修工事等ございまして、主に工事請負費がみやしろ保育園が多かったというところで、大きな差が生じているというところでございます。

私からは以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

深井委員さんのご質問の４点目、みやしろ保育所運営事業、決算書の114ページの給食委託料とあとは116ページ、国納保育所運営事業の給食委託料、こちらも人数が違うのに、同じような金額はどうしてなのかというご質問にお答えさせていただきます。

こちら、給食の業者がそれぞれ別の業者となっております。みやしろ保育園のほうが株式会社レオックという業者となっております。国納保育園のほうは富士食品という会社に委託しております。

そもそもの固定額が、町立保育園ができたときの国納保育園のほうが元は定員が多い、90名でありました。みやしろ保育園のほうは70名といって、定員ももともと差があったところから、この固定額のほうでは、もともとの差があったところが、今は大分差が縮まってまいりましたが、若干の差があります。給食単価のほうは、両園とも同じ、職員が令和３年度は税抜きの300円、園児が220円

ということで、給食の単価は同じとなっております。

あと、給食単価は同じなのですが、園児の出席数によって、ここも大きく変わります。みやしろ保育園のほうは元の人数は多いんですが、休む園児が多い場合は、やはりここが差が出てくるというところになるかと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

まず、１番の件ですが、この心身障がい者というこの姫宮成就院幼稚園以外は、ほかの３幼稚園にはいないんでしょうか。お答え願います。

それから、２番目の件ですが、プッシュ対応というのはどういうことなんでしょうか。

この２番目のやつですけれども、下に公務員と書いてあるんですよね。児童手当受給世帯の、括弧して公務員、16歳から18歳養育世帯と。この内訳を聞きたいんですけれども。公務員に限定していますよね。

それから、先ほどの給食の委託料ですけれども、これは一応業者が違うということですが、でも固定費は変わらないということでございましたが、結局人数的には大体同じぐらいの人数で計算しているんでしょうか。

以上、この３点です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

まず、１点目の成果書139ページの私立幼稚園運営支援事業の件で、姫宮成就院幼稚園以外には障がい児がいないのかというご質問につきましては、この助成金の交付要件がいわゆる療育手帳を持っている障がい児が在園しているという要件がございますので、その要件に合致していれば、各幼稚園とも出してきてくれるはずですので、姫宮成就院幼稚園以外には、令和３年度につきましては、療育手帳を持っているお子さんはいないと、うちとしては把握していないという形になります。

続きまして、成果書142ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の関係で、プッシュ型とはという、それにつきましては、通常、補助金とか助成金とかをお支払いするときには、町に申請書を出していただいて、それを町が申請書の内容をチェックして、その申請書には当然振込先の口座も書いていただき、銀行口座も。町がチェックして、申請書に書いてある振込口座にお金を振り込ませていただくのが通常の形なんですけれども、スピード感を持って必要な家庭に給付金を届けなければいけないといったところが今回の給付金の趣旨でもありましたので、申請いただかなくても、町で把握している、今回で言う児童手当受給世帯につきましては、町のほうで児童手当のほう出しておりますので、口座情報も含めて全部把握しておりますので、申請していただかなくても、必要な家庭には、対象の家庭にはお金を、町がもう申請なしで振り込まさせていただきますよと、それをプッシュ型と国のほうで呼んでおりますので、町もそれに倣ってプッシュ型という形で呼ばせていただいております。

あわせて、真ん中のあたり、３点目の給食の関係なんですけれども、先ほど吉田主幹のほうから申し上げましたとおり、給食１食当たりの単価については国納保育園、みやしろ保育園、一緒なんですけれども、つくる手間賃の部分が入札しておりますので、入札で手間賃の部分が勝負というか、入札になってくるので、そこで違いが出ているという、平たく申し上げますとその違いになってきます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

プッシュ型とこちらの臨時特別給付金につきましてのちょっと補足をさせていただきます。

公務員のほうの給付でございますが、制度上、公務員への児童手当は、各所属している事業所、市町村、例えば宮代町に所属している公務員の人は、ごめんなさい、もうちょっと分かりやすく言いますと、例えば春日部市に所属している公務員の方は、春日部市がその方に払っているんです。宮代に在住していても、春日部市役所に勤めている方は春日部市がお支払いをしている状況で、そうすると、宮代町においては、口座状況とか口座情報とかこういったものを把握していないという状況がございます。これによりまして、こちらも公務員と、あと、16から18歳、児童手当は基本的に15歳までででございますので、16歳になると、今度町がやはり支給をしていませんので、口座情報とかは変わっているかもしれないということで、こちらの公務員と16歳から18歳につきましては、改めて申請をしていただきまして、口座情報等を教えていただいた上で、そこに振込をしたという、そういう手続をさせていただきました。その関係で、こちらのほう、表記を分けさせていただいている次第でございます。児童手当の給付の仕方に従って給付を今回はさせていただいたということになりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　この公務員というのは、宮代町在の他市町村に勤めている人のお子さんということなんですね。宮代町には住んではいるけれども、ほかの市町村に勤務していると。そういうことなんですね、これは。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時１９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、決算書104ページなんですけれども、２款の民生費、２項児童福祉費、学童保育所運営事業です。説明書では133ページとなっております。

かえで児童クラブ施設の建物ですが、最初にお聞きします。これは建設何年ぐらいたっているのか。一つは聞きたいと思います。

それから、説明書133ページの指定管理の形態が特定非営利活動法人宮代町かえで児童クラブと株式会社アンフィニと分かれています。これの分かれているんですけれども、町としては、この両方の運営方針を把握しているのかどうか。

それと、この２つの報酬なんですけれども、指定管理上の報酬をどうやって決めているのか、その辺のところも教えていただきたいなと思って。人数割なのかクラス割なのか、ちょっと１人頭でここで計算すると１億2,000万ですから、200人として30万円ぐらいですよね。１人頭で計算すると、30万だと、計算上両方のあれがちょっと違うなという感じがするんで、どうやって決めているのか、

それをお聞きしたいと思っています。

それから、104ページです。同じく児童福祉費、ひとり親家庭等の医療費です。説明書は134ページになっております。

これの対象者数が減った理由と、それと、１件当たりの支給額が3,133円から2,884円になったということで、なぜこうやって低くなってきたのか。なんか、医療の体制で変わったのかどうか、支給の方法が。ちょっとその辺のところがどうなっているのかお聞きしたいなと思っております。説明をお願いします。

それと男と女のひとり親家庭での割合というのはどうなっているのか。全体は分かるんですけれども、男女別のあれがちょっと分からないというんで、ひとつお願いします。

それと、104ページの備考欄一番下の児童福祉対策事業、報酬です。令和２年度決算では、５人で２万8,000円だったのが、令和３年度では７人で２万1,000円です。また、その辺の違い。

それと、令和２年度の決算では、総額で7,744万円ですか、今年度は5,057万円となっているんですけれども、その辺のところの違いというのもちょっと分からないんで、教えていただきたいなと思っております。

それから、106ページです。こども医療費支給事業。補足説明で、子供のインフルエンザ予防接種に係る補正の助成が終了と言われていたんですけれども、今後も予防接種の契約はあるのかどうか。その辺のところがどういうふうになっているのかなと、説明は終了というふうにたしか聞いたような感じがしたんですけれども、その辺のところがどうなっているのか、説明お願いします。

あと、同じく106ページの「みんなで子育て！こども未来事業」です。説明書137ページでは、相談件数は増えているんです。テレビやマスコミを通しても報じられている。親のことに対しても、暴力などありましたか、宮代町で。そういう事例があったのかどうか。

あと、学校に通えない子供たちなんかもいるのかどうか。保育園や学校などで、子供の悩み事を、暴力だとか、そういうのを未然に防ぐ方策などにも力を入れているのかどうか、その辺のところをどうやってやっているのか、お願いします。

専門でやっている人材というのは宮代町はいるんでしょうか。そういういじめとかそういうの。現在４団体と54人という成果説明書には書いてあるんですけれども、その辺のところもどういうふうになっているのか、教えていただきたいなと思います。

あと、この地域みんなで子供たちに居場所をつくる事業で、イベント等を開催と説明されていますけれども、何人ぐらい参加して、何人ぐらいだったのか、そういうようなところも教えていただきたいなと思っております。

それから、108ページ、緊急サポート運営事業とファミリーサポートセンター運営事業です。説明書では139、140ページ見ると、緊急サポート活動実績がゼロ、そして、ファミリーサポートセンター活動もちょっと合計で702人ということで、この結果の違いですか、私は統合したほうがいいんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところ統合できないのかどうか。何か問題点があるのかないか。やっぱりゼロということはちょっとあり得ないなという感じがするんですけれども、事業をやっている以上は。その辺のところも教えていただきたいと思っています。

それから、107ページから110ページの子育てのための施設等利用費給付事業、あと、子育て世帯への臨時特別給付金事業です。そして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございますが、

この給付事業、前にも福祉課のほうにも聞いたんですけれども、自動的に全対象世帯に給付、これはされるものでしょうか。それとも、個人で給付の申込みが必要なんでしょうか。そういうところももう一度お願いします。

プッシュ型は分かるんだけれども、全部それがあって何パーセントぐらい給付されたのか、その辺のところも含めてお願いします。

これは非課税扱いだと思いますけれども、このほかにも非課税扱いのあれはあるのかどうか。それと、課税の対象となるような給付があるのかどうか、その辺のところも含めてお願いします。

あと、最後に116ページ、国納保育所運営事業は、園内で新型コロナウイルス感染症が広がり休園となりました。何というか、一部なったということで、誰が感染してもおかしくない状況なんですけれども、新型コロナの中で、町として、こういう保育園や学童保育、小学校、中学校など、感染防止対策、これはどのようにやっているのか、万全なのかどうか分かりませんけれども、万全ということはあり得ないと思うんですけれども、そういう感染防止方策というんですが、消毒や手洗い、マスクや食事のときの注意点など、子育て支援課として、どのように指導方法、これは学童保育でも保育所でも同じようにやっているのか。そのところはどういうところに力を入れたのかどうか、分かったら教えていただきたいと思います。

また、これも防止対策の費用、かかったものについて、町のほうの負担分なのか、全部。その辺のところが、保育所も学童も幼稚園もみんな町のほうから負担をして、そういう防止対策の費用を出しているのか、それとも事業所に一部負担してもらっているのか、その辺のことがあったら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

順に分担してお答えさせていただきます。

まず、成果書133ページの学童保育所運営事業なんですけれども、かえで児童クラブの保育施設の建設年数なんですけれども、大変申し訳ありません、建設後相当たっていることは間違いないと思うんですけれども、ちょっと手元に資料がございませんので、50年はたっていると思います。

続きまして、両方の運営方針を把握しているのかというご質問なんですけれども、こちら指定管理者制度ですので、指定管理者を募集して、提案書を出していただいているときに、運営方針という形で把握をさせていただいております。

続いて、指定管理料のどうやって決めたのかということなんですけれども、こちらも、指定管理者制度に基づく事業者を募集しているときに、提案書と併せて収支計画ということで、町のほうから上限額というのは設定させていただくんですけれども、その範囲内で、指定管理料を各事業所、ＮＰＯ法人かえで児童クラブ、あるいは株式会社アンフィニのほうから提案で委託料が決まってきております。

ただ、その後に、実際に事業を進めていく中で、昨年で言いますと、国のほうで行った処遇改善、あるいはかえで児童クラブのほうは、キャリアアップ事業とかを採用したりとか、そういったその年の特殊要因によって、指定管理料を増しているケースも多々ありますので、一定とは言えないんですけれども、指定管理料自体は、各提案事業者からの提案価格によって決まってくるものでございます。

私のほうからは取りあえず以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

まず、ひとり親世帯等の医療費についてでございますが、こちらは令和３年度は実績で確かに人数や件数、支給額等が減になっております。こちらは、本当に実績のとおりでございまして、ひとり親家庭等が減少をしたというような結果でございまして、これは例年の変化の中で、こういった実績になっているものというふうに考えております。

また、１件当たりの支給額の減少も、こちらはその時々にかかった医療費の内容で変わってまいります。こちらも、令和３年度においては、かかった医療費、１回当たりの医療費が、令和２年度に比較しまして少なかったものというふうに認識しております。

あと、ひとり親家庭の内訳でございますが、母子家庭なのか父子家庭なのかというところでございますが、こちら、申し訳ございません、ちょっと今手元に資料がございませんので、内訳については申し訳ございません、ちょっと分からない状況でございます。

次に、こども医療費の予防接種の終了ということでの内容についてでございますが、確かに令和２年度においては、インフルエンザの予防接種の助成を行わせていただきましたけれども、現在のところ、令和３年度におきましては、インフルエンザについても、予防接種についての助成のところのほうは予定しておりません。今後感染症拡大の状況や、国の財源等が見込めるかどうかによって検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　児童福祉対策事業、成果書で134ページになります。決算書では104ページの下のほうです。

こちら、まず報酬の関係なんですけれども、児童福祉審議会委員７人２万1,000円が令和３年度、令和２年度決算では、報酬が児童福祉審議会２万8,000円になっているんですけれども、こちらの違いにつきましては、令和３年度に児童福祉審議会の委員の改選を行いまして、報酬が発生する委員が７名ございます。会議は１回開催いたしましたので、７名掛ける3,000円で、２万1,000円の報酬となっております。

続きまして、児童福祉対策事業の総額が、令和２年度と３年度で大きく減っていると。理由につきましては、前年度と比較いたしまして、児童福祉対策事業約2,600万円の減額になっております。こちら理由につきましては、令和２年度に実施したコロナ禍における子育て世帯の支援のために、申請時に臨時特別給付10万円分のありがとう券を新生児にお渡しする事業をこの事業でやっておりました。それが令和２年度で終了したことで、児童福祉対策事業自体の決算額が減額となっているものでございます。

続きまして、成果書の136ページから「みんなで子育て！未来予想図」で、相談内容で、親の暴力とか学校へ通えない子供、あるいはそういったことについての専門的な対応をしているのかというご質問につきましては、この事業、主に子育て広場、あるいは国納保育園の子育て支援センターでげんきっ子で行っている相談、どちらかというと小学校に上がる前のお母さんのご相談が多いので、そういった学校に通える、通えないというような相談というのはそんなに多くはなくて、むし

ろ本当にお子さん、乳幼児の成長とか、言葉が遅いんですけれどもとか、そういった相談が中心になったりはしているんですけれども、ご質問いただいた親の暴力、あるいは学校に通えないとか、そういったご相談等につきましては、児童虐待関係のほう、本年度設置いたしました子ども家庭総合支援拠点、町の担当でいいますと、こども安心担当のほうで随時情報を把握して対応しているという状況でございます。

続きまして、成果書の139ページ。緊急サポート事業と、そのあとのファミリーサポート事業なんですけれども、統合しちゃったほうがいいんじゃないかというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、実際に埼玉県内で緊急サポート事業とファミリーサポート事業を一緒にやっている自治体もございます。先ほど申し上げました緊急サポーセンターのほうで、ファミリーサポートセンター事業も一緒に受託しているという事例もございます。ただ、宮代町につきましては、ファミリーサポート制度、緊急サポート制度、若干対応時間とか、申込方法、あるいは援助内容が異なってくるんですけれども、そちらのほうを町内にあるＮＰＯ法人きらりびとみやしろのほうが受託できる体制が調っておりますので、地元でできることは地元の事業所さん、団体さんにお願いしていきたいなということで、ファミリーサポート事業については地元の団体、緊急サポート事業については、地元の団体で賄い切れない部分ということで、緊急サポートセンター埼玉のほうに委託をしているといったのが現状でございます。

続きまして、成果書の141ページ、子育てのための施設等利用給付事業から、その次のページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の給付の関係なんですけれども、それぞれの事業におきまして、給付対象、あるいは条件等が設定されておりますので、それに従って給付をしているという状況でございますので、課税、非課税の区分につきましても、それぞれの給付事業、大体国ベースで制度概要が決まってきますので、それにのっとって対象者を設定してお支払いしているということでございます。

自動的に給付されるのかというところにつきましては、こちらは先ほどの委員さんのご質問では、プッシュ型ということでご説明させていただいたんですけれども、児童手当の受給世帯を対象に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は制度設計されております。何で児童手当の給付者を対象にしているのかといいますと、児童手当の給付世帯の情報は各自治体が把握しているから、すぐお金をお支払いできるだろうというところも背景にあって、お金をお支払いしやすいと、必要な方に必要なお金をスピーディーにお届けするということが目的の事業については、委員さんおっしゃりました自動的なプッシュ型になってくると。

ただ、それでもこちらが把握し切れていない方の口座情報等とかそういった部分がある方についきましては、申請をお願いしているという状況でございます。

すみません、あと、ただいまの給付金につきましては、非課税扱いという認識でさせていただいております。

あと、新型コロナウイルス関係の対策なんですけれども、町内の保育園、学童保育所、幼稚園に対する新型コロナウイルス対策関係の支援ということで、こちら国のほうからも、支援事業補助金ということで、町がコロナ対策に係る費用を直接民間の保育園等に補助するケースもありますし、町が必要な、例えば空気清浄機とかを買って、現物で支給するというケースもございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の助成

事業というのは、随時国のほうからも補助金の募集案内が来ていますので、その都度各保育事業所に紹介をして、こんなのが来ましたけれども、いかがですかということでして、手を挙げていただいているといった状況でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

居場所づくりの関係です。どのくらい参加したという点でございますけれども、こちらは居場所づくりとして開催させていただいたイベント等の中で、およそ225名の参加がございました。ということでございますので、ちょっとコロナ禍で申込制にしたり、人数をある程度絞ったものもございますので、実績としては、225名程度であったということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

最終質問でありました、保育園、学童ではどのような新型コロナ感染防止対策に力を入れているのかということで、お答えさせていただきます。

基本的には、換気、先ほどの委員さんからもありましたマスクの徹底、手指の消毒、手洗い、うがいを含め、あとは密の防止というところもあるのですが、学童保育のほうでは、年齢も大きいお子さんなので、その辺も理解、あとは病気にかかったらどうなるかということも、お子さん自身もよく理解できているところかと思うのですが、やはり保育所では、どうしても密を防ぐといっても、食事の介助も必要ですし、抱っこ、おんぶ、そういうスキンシップというところがお子さんの成長には最も欠かせないところなので、そこを図りつつ職員の健康も守り、園児さんの健康も守るというところで、とても厳しい状況にあります。その中でもできること、基本的なことをしっかり行い、あとは保護者の方にもご協力をいただいて、少しでも体調の変化があったときには、登園は控えてくださいということでお願いをし、町としても登園自粛を依頼をしたり、その分の減免の対応をさせていただいたりというところでお願いをしているところであります。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　子育て支援課こども保育担当、松岡です。

新型コロナ支援ということで、補足で説明させていただきます。

令和３年度につきましては、民間の保育所、認可外保育施設も含め、新型コロナの感染症対策に関する備品ですとか、あと、マスクですとかそういう消耗品、感染症対策に係るものを購入するですとか、係り増し経費というところで、消毒作業等にもともと予定していなかったところで発生した人件費ですとか、そういったところを申請できますというところで周知をさせていただいて、民間の私立保育園、それから、ファミリーサポートですとか、そういったところをやっていらっしゃる事業者さんから申請をいただいて、こちらで補助金を間接的に交付させていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　再質問させていただきます。

最初に104ページの学童の運営事業、これの値段がちょっと違うということで、説明では、最初の提案で学童保育の価格が決まるんだということ

で言われているんですけれども、そうすると、これは安くなっているのがかえで児童クラブ、アンフィニは高いというふうに提案上はなっているんですけれども、町のほうとしてこのアンバランスをどういうふうに考えているのか、説明をお願いしたいなと思っているんです。

片方は安くできて、片方は高いんだ。これは普通であれば平等に価格とかそういうのは決めていくべきではないかな。同じ学童保育ですから、宮代町の。私はそういう意見ですよ。なぜこういう二重の価格ができちゃったのかなという感じはするんで、その辺のところは分かりやすく言ってほしいなという感じはするんですけれども、大体１人頭で計算すると、400人だから30万円ですよね。そうすると、アンフィニのほうは、大体300人だから9,000万円、片方は90人ですから2,100万円が妥当じゃないかな。多少はそれはありますよ、それは。例えば障がい児がこれだけいるとか、いないとか、そういうバランスはありますけれども、ちょっと価格の差があり過ぎるんじゃないかなという感じがするんで、なぜこういうふうになっているのか、詳しくお願いします。

あと、児童福祉費のひとり親の家庭、減ったということで、いろいろと説明されておりますし、年の実績によって変化しているんだということは言っておりますけれども、例えば１つでいいんです。一番減った医療費というのはどういう内容なんでしょうか。１つで結構です。２つも３つも要りません。一番減った医療費というのは、どういうところとかがあるのかどうか、その辺のところもお願いします。

それから、104ページの児童福祉対策事業の報酬、令和３年度では７人、令和２年度では５人、５人で２万8,000円、この辺のところの差を教えてほしかったんですよ。なぜというんで、何で７人で安くなっちゃうのと。２万1,000円ということですから。その辺のところは説明がなかったんで、2,600万だか減額された理由は分かりました。ただ、その児童福祉審議会の委員ですよね。それの令和２年度が２万8,000円で、令和３年度は７名で２万1,000円になってしまった、その辺のところの違いをお願いしたいと思っております。

106ページのこども医療費支給事業、インフルエンザ、予防接種にかかることは、今年度はまだ国のほうからないから、できるだけ国のほうにはできるように引き続きやってみたいなということで、希望的なあれがありましたけれども、町として、その辺のところの事業は引き継いでいくのかいかないのか、そこのところですよね。国のほうの補助がなければできませんよという感じなのか、もしそれの方針というのがあるんだったら、言っていただきたいなと思っております。

緊急サポート、みんなで子育てということで、最後に言ったイベント等開催して、そういうことで、何人ぐらい参加をして、スタッフは何人ぐらいいたのか。その辺のところが「みんなで子育て！こども未来事業」というんですか、イベントをやったということなんですけれども、何人ぐらい参加をして、スタッフが何人ぐらいだったのかということで、現在は４団体で、個人では４人だということを言われているんですけれども、そのイベントは何人ぐらい参加して、何人ぐらいやったのかなという感じで、それの説明がなかったものですから、ひとつお願いしたいと思っております。

あとは、108ページ、緊急サポート運営事業、ファミリーサポート、私は一緒にしちゃったほうがいいんじゃないかということを言っているんですけれども、宮代は宮代の独自性のやつもあるということで、なかなかできないということなんで

すけれども、片方はゼロなんですよね。私はこれは一緒にしちゃったほうがいいんじゃないかという、経費の無駄だなという感じがするんですけれども、一緒にしたほうがいいんじゃないかなという感じがするんですよ。どうしても分けなくちゃいけなという、埼玉県のところの関係があるのかもしれませんけれども、宮代は宮代の考えもあるのかもしれませんけれども、将来的にはどういうふうにするのか、実績両方ともあるというんだったら、別々にやったほうがいいかもしれませんけれども、片方がゼロという実績では、一緒にやったほうがいいんじゃないかなという感じがするんですよ。私はそう思うんで、ぜひその辺のところは、今後の課題として、検討していただきたいと思っております。これは、後の回答は要りません。

子育てのための施設等利用給付金事業とか、これは、それぞれ給付とか、児童手当でつかんでいて、児童手当でつかめない、新しくなった場合は申請していただくというんですけれども、いろいろと子育ては毎年毎年変化があると思うんですよね。児童手当だけ配っている人だけが困っているわけじゃないし、万が一その変化があった場合は、町として対応は、申請してもらうということが原則でやるんだと思いますけれども、申請漏れした場合は、後からも給付、これできるのかどうか、お願いしたいと思います。

それから、一番最後の116ページ、保育所内で今、新型コロナがはやって、スキンシップでどうしようもないところも、多分保育所も困っているんだと思いますけれども、これは、保育所に預ける場合に、来たお子さんの熱とかそういうのも測るんだと思いますけれども、突然帰された事例というのはあるんでしょうか。その辺のところも、熱があるから駄目だとか、下痢を起こしているから駄目だとかと、緊急に父兄に引き取ってもらうということはあるんでしょうか。その辺のところもあったら、例外として何件くらいあるんだというような。

保育士さんたちも大変だと思いますよね。やっぱり病気もうつってしまう。その対応というのは本当に並大抵の仕事場じゃないと思うんですね。自分たちの健康にも関することですから、その辺のところで、どうやってやっているのかなという感じが、私はいつも見ているんですけれども、その辺の対応、町としての万が一のときの対応、病院に行ってもらったり、その医療費も町のほうから支給するのか、それとも、健康保険でやるのか、その辺のところがどういうふうに対応しているのかなという感じはするんで、その辺のところも詳しく述べていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長、田中です。

まず、成果書133ページの学童保育所運営事業、決算書が104ページの一番上になります。

委託料、指定管理料、かえで児童クラブ指定管理料と宮代町学童保育所指定管理料、こちらアンフィニへの委託料になるんですけれども、こちらの違い、かえで児童クラブのほうが１人当たりで換算して、少ないんじゃないかというご質問なんですけれども、こちらにつきましては、かえで児童クラブにつきましては、町からお支払いしている指定管理料、決算書で言いますと、こちら1,990万1,174円、こちらに保育料の収受を、かえで児童クラブ指定管理者のほうに、業務で指定管理者の収入としてやっていただいておりますので、決算書の1,990万円にプラスして、保育料収入と

して約700万円がかえで児童クラブの収入として入ってございます。ですので、決算書の金額1,990万円に700万円を足した金額でかえで児童クラブの児童数を割りますと、大体アンフィニのほうと１人当たりの指定管理料とか経費は、町からの委託料は同じになります。

続きまして、決算書104ページの児童福祉対策事業の児童福祉審議会の委員の報酬の関係なんですけれども、令和３年度につきましては、同審議会委員７人で２万1,000円、こちらの根拠は１人3,000円掛ける７人、２万1,000円。会議１回でしたので。令和２年度の同じ報酬が５人で２万8,000円となっているそこの違いというご質問、すみません、先ほど説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

令和２年度につきましては、５人だったんですけれども、会議を２回開催しております。ちょっとそれぞれの会議で５人全て出ているわけではなくて、数字がきれいになってこないんですけれども、会議２回分というところでご理解いただけたらありがたいと思います。

私のほうからは以上となります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

医療費の関係につきまして、ご説明させていただきます。

まず、説明書134ページのひとり親医療費です。どういった医療費が一番変わったのかという点でございますが、申し訳ございません、医療費の請求等につきましては、基本的にその内容については、こちらでは把握していなくて、金額のみを把握してお支払いしている状況でございますので、その内容につきましては、申し訳ございません、ちょっと分からないところでございます。

また、説明書135ページのこども医療費のインフルエンザ等の接種の助成の関係でございますが、こちらは現時点では本当にちょっとめどが立っていないといいますか、今後の財源等が全然不明な点もございますし、また、新型コロナの状況等もまだちょっと不透明な状況でございますので、申し訳ございません、こちらも方針としては、全然ちょっと現時点では決まっていない状況でございます。

続きまして、居場所づくりの関係でございますが、こちらに関わったスタッフ等でございますけれども、こちらは大体毎回居場所づくりのイベントにおきましては、まず担当のほうから２名程度参加しております。また、その時々に応じて、ボランティアの参加をお願いしておりまして、例えば日本工業大学の学生とか、また、いろいろと専門的な技術を持った方の参加とか、こういったところをお願いしてありまして、ボランティアとして、令和３年度におきましては、24人の方に参加をいただいている状況でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

先ほど山下委員さんから、現場の職員はとても大変だと思うというふうに言っていただきまして、ありがとうございます。ご理解いただいていると思って大変うれしく聞かせていただきました。

その中で、緊急に体調を崩して早退等で帰るお子さんはどのくらいいるのかということでご質問いただいたのですが、新型コロナに関わらず、毎年、もう毎月、毎日のように、やはり熱が出たりですとか、あとは熱だけではなくて、下痢ですと

か嘔吐ですとか、胃腸症状の状態によって、いつもと違う様子があった場合には、お迎えをお願いしております。このお迎えにつきましては、各園も最初の入園の際に、重要事項説明ということで、こういう場合には迎えに来ていただきます、その際にはこちらへ連絡をさせていただきますということで、保護者の方から緊急連絡をお預かりしております。皆さん職場になるのですが、もし、お母さんが１番になっていたら、お母さん。連絡がつかなければ、次２番目に書かれている方、そうでなければ、また、親族で書かれている３番目の方とかもおりますので、そちらのほうに連絡をさせていただきまして、お迎えをお願いしておりますが、やはり遠方にお仕事行かれていたりですとか、急に迎えは難しいとなった場合には、職員室ですとか、医務室コーナー、そちらでお子さんの体調を見ながら、ほかのお子さんとは別にして見ている状態ではあります。

なのですが、その看護に当たった職員がやはり感染してしまったという、ほかの施設でもそういう例を聞きますので、その際には、マスクをどのようにつけたらいいかとか、あとは、手袋をきちんとつけてとか、職員も感染しないように、そこは重々するところなのですが、保育というところで、防護服を着るということもなかなか現実的ではないところであるので、どうしても職員が感染してしまうという例が見受けられます。

でも、そのようにならないように、基本的なところをどの職員もしっかりと行って、各保護者の方にも、できる限り早めにお迎えをお願いするということで、ご協力をいただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

成果書の142ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業等の給付金の関係で、申請期間内に申請がなかった、後から申請があった場合でも給付できるのかというご質問についてなんですけれども、こちら、あくまでも申請期間内での申請は当然基本になってきますけれども、年度内で予算での対応は可能な限り柔軟に対応させていただいているというのが実情でございますし、申請の対象になっているのに、こちらで把握しているのに申請書を出してくれない方については、昨年度実際にぎりぎりになってそういう方が何名かいらっしゃいました。そういう方々には、再三にわたって申請書を出していただけるようにご案内のお手紙を出させていただいて、特定記録郵便とか確実に対象の方にご案内が届くようにというようなところを最後にさせていただいて、申請を出していただけるようにということをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

大変申し訳ありません。質問に対するお答えが不十分で申し訳ありませんでした。

陽性になった場合の保険の対応についてでよろしかったでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

職員が感染してしまった場合、こちらはこの感染経路が本当に園児なのかとか、例えば園内なの

かというのは、残念ながらなかなか特定するのは困難でございますので、まずは基本的には、ご自身の保険を使っていただいて治療対応はしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後の質問となると思いますけれども、やっぱりこれは原因、治療の困難にするかどうかというのは分からないということ、確かに分かりません、どこからうつったかは、細菌は色がついてここにいますよとか何か、この人はついていますよ、それは分かりませんよ。でも、これだけ世間体に騒がれて子供抱っこしたりなんかすれば、子供が万が一感染していれば職員だってうつりますよね、これは間違いなく。だから、そういうところで、これは分からないと言われても安心して仕事ができないんじゃないですか、それだと。町の中でも同じですよ、やっぱり。外でも同じ。

やはりある程度の感染が分かれば、学校は休ませたり、保育所は休園にしたり、いろいろなことはやっているわけですから、普通でいいんじゃないというんだったら、休園も何もすることはないと思うんですよ。そういうところはどうなんですか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

委員おっしゃるとおり、そうですね、保育士の新型コロナ感染リスクは非常に高いのかなというところで認識しております。このため、でき得る範囲で、やはり財政負担がないようには、町としても考えさせていただいているところでございまして、例えば、ＰＣＲ検査キットや抗原検査キット、こちらは自費で購入しないで済むように全部職員分につきましては配布をさせていただいております。

また、感染症対策の消毒とか、こういったマスクとかにつきましても、基本的には町で用意したものを使っていただいているという状況でございます。

ただ医療費の適用につきましては、申し訳ございません、ちょっと専門的に、それが本当に適用になるかどうかというのはちょっと判断がつかない状況でございまして、この点につきましては、現時点では自身の保険を適用していただいておりますけれども、今後、いろいろとそういったことが、もし何らかの形で負担できるとかということであれば、もちろんそちらのほうを適用させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、２点ほどちょっとお伺いしたいと思うんです。教えてもらうということになると思いますけれども。

１件目は、決算に関係するのかしないのかと言われそうな質問なんですけれども、１点目は、保育園の保護者負担金、今日の出だしにも報告がありましたけれども、13日まで保育園の休園、あと、先月もあったようだね、報告でね、これ新型コロナでやむを得ないというのは前段の質問で理解したとして、そこで聞きたいのは、保育園の休園をすると、まず、決算書の18ページの保育所保護者負担金約4,000万円近い金だよね、もう一つは、38ページの他市町村からの保育園受託児の保育料、これも90万円ありますよね、休園すると当然保育負担金は若干安くなるのかなと私思うんですけれども、まだ微々たるものだって言われれば、そう

かもしれませんけれども。

なぜ、そういう質問をするかというと、今の家庭は子供さんを休ませると、例えば、言葉は悪いかもしれないけれども、どこかに勤めている奥さん、また父親も休まなくちゃならない。そうすると、仕事によっては収入減になる。そういうことがあり得るんだから、やっぱり休めば休んだなりの、負担金はやはりそれなりに安くなって当然かなと私は思うんです。

ただ、日数からいったら大したことないよというかもしれないけれども、今みたいに何でも物価が上がっているような時代に、収入は減ったり、そういうことをすると、こういうことにやっぱり目が行くんだよね。当然安くなるのは当たり前でしょうと。それがないとやっぱりどうなのかなと私は思うので。

今回の予算には関係するかしないかは、来年になるとは思うけれども、今から教えておいてもらいたい。そういうことは私は心配されますので、やっぱり支払い方法はそこら辺はちゃんと問題のないように支払うけれども、もらうほうは平気で全部もらうと、それはちょっとまずいと思いますのでね。いろいろ同じに平等にもらったり払ったりするのが当然だと思います。それを知りたい。

２つ目は、幼稚園の問題、これも予算書には関係しないよと言われれば、それで終わりなんですけれども、最近送迎で子供が亡くなったよね、大きな間違いをして。多分そういう指導が来ていると思う。今、全国で１万か所あるんだそうです、幼稚園。そこで全幼稚園に指導しましたというような、メディアか何かで私読みましたので、多分宮代にも来ていると思う。どうに指導したのかどうかを教えておいてもらいたい。

宮代は誰にだってやるのは大事なんだと、ただそんだけじゃ済まない問題ですので、こういう指導しましたと、ちょっと教えてもらいたい。

その２点です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課の田中です。

まず１点目の、保育園のいわゆる保育料を休園になったときに返還しているのかというご質問でよろしかったかと思います。

こちらにつきましては、端的に申し上げますと、減免は返還というか、お休みにした分はお返ししています。

宮代町では、昨今の新型コロナウイルスの関係で、例えば、今回第７波が来て町内でも蔓延が認められるという状況になったときには、保育園あるいは学童保育所内での感染の拡大を防止するために、なるべく家庭で保育できる方は保育園あるいは学童保育所に来ないでください、ご家庭で見てくださいと、子供たちがいっぱいいればいるほど感染リスクが高まりますので、なるべく家庭で見られる方は家庭で見てくださいと。家庭で見ている間、保育園なり学童・保育所を休んだ場合は休んだ分だけ保育料をお返ししますと、それを減免と呼んでいるんですけれども、減免措置を今回も実施しておりまして、８月、９月については自主的に休んだ場合、あるいは新型コロナウイルスに感染してしまって休んだ場合、そこは理由は強くは問わないんですけれども、８月、９月にお休みいただいた分は臨時休業も含めて保育料返還をしているという措置を取っております。

続きまして、２問目の幼稚園の昨今の痛ましい事件の関係なんですけれども、こちらにつきましては、事件発生からすぐに国のほうから埼玉県を通しまして、保育園における安全管理についてということで通知が町のほうにも来ております。幼

稚園につきましては、埼玉県から直接各幼稚園に連絡が行く形になってございます。

安全管理の徹底ということで、内容といたしましては、抜粋して申し上げますと、子供の欠席連絡などの出欠状況に関する情報について保護者への速やかな確認、職員間における情報共有を徹底することと。

２つ目といたしまして、登園時や散歩などの園外活動の前後、場面の切替えにおける子供の人数確認についてダブルチェックの体制を徹底すること。

３点目といたしまして、送迎バスを運行する場合においては事故防止に努める観点から、運転を担当する職員のほかに子供の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。子供の乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有する等留意いただくこと。

４点目、最後になりますけれども、各幼稚園等においては学校安全計画危険等発生時対処指導要領危機管理マニュアルについて適宜見直し、指導に応じて改善することという内容になっているんですけれども、こういった文書は国・県のほうから直接幼稚園に発出されております。

町のほうからも、幼稚園と、あと保育園、あと認可外の保育施設に対しまして、この文書をメールで転送するという形を取らせていただいて、周知徹底を図らせているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

１つは、２点目の問題、県とか国というか、私は県からという判断をするんですけれども、文書が来たと。文書を読むだけではなくて、それは絶対報告があったことを守ってもらって、まず指導してもらって、ちゃんと。宮代はないと思うけれども、あってはならないことなので、ひとつないように、絶対ないようにということでお願いしたい。

１点目の分かりましたけれども、減免措置、この計算をどうにやっているか教えてもらえますか。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当、松岡と申します。

減免の日数ですけれども、例えば、８月におきましては８月の登園の保育所の開いている日数があって、その中での利用者が利用した日数を減免の申請として上げていただきます。国の計算方法基準がありまして、１年間通して毎月25日という割り返す日数が決まっております。なので、８月の登園した日数で日数割る25という定数なんですけれども、それを割り返した、それを皆さんそれぞれ保育料が違いますので、その方々の保育料に掛けて、掛けると減免でのその方の保育料が出てきます。今回、実際還付という形でお返ししているので、まずは８月分の保育料はこちらに納めていただいて、その日数が確定した後で申請をしていただいて、減免後の保育料を差し引いた額をお返しするという、そういった形で、今回の登園・登所自粛に係る分の減免はさせていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。それはそういう計算があるということで、今、説明ありましたけれども、私が言っている、減免するのは当然だと私も思います。

そこで、もう一つ問題になるのは、親が休んで、場合によっては一時預かりに子供さんを預けると

か、そういうことだとお金かかるわけだよね。また会社休んで、また奥さんがどこか近くへ仕事行っているのを休んだりしてしまうと収入がないと、そういう問題については対処しないのかどうか、減免しないのか。それは面倒を見ないとその家庭は大変だよね。例えば、１週間も、10日近くも面倒見て休んだら大変だもんね、その家庭は。さきに言ったように、こういう世知辛い市政というか、物価がこんなにどんどん上がっている時代にね。どうやって暮らすんだなんて言われた場合困るから、その問題は大丈夫なんですか。面倒を見ることはしないんですか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

いわゆる休業補償のことをしていないのかという、考えていないのかというご質問と思います。

こちらにつきましては、いわゆる休業補償という形での助成金等の仕組みは、今、町としては実施しておりません。ただ、説明書の142ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、こちら国の事業なんですけれども、委員さんおっしゃいました休業補償に限らず、幅広く子育て世帯の家計を支援していくという観点から、国の基準との対象者以外の、いわゆる、これで言いますと、児童手当の受給世帯以外の特例給付対象世帯以外の、国の制度上、国の給付金の仕組みの中で対象外となっている方にも18歳までの子供を養育する家庭には、町独自の支援として給付金を給付させていただいていること、あるいは、今年度の事業になりますけれども、子育て世帯応援金ということで町独自の取組として１人当たり２万円の応援金を給付させていただいていると、そういったところで少しでもフォローさせていただけたらなと、そのように考えている状況でございます。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時４４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、子育て支援課の質疑を行います。

質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。すぐ終わります。すみません。

子育て支援課の成果書の131ページに絡んでなんですが、この令和３年度の成果がここに書いてございますが、これに絡んでです。決算書で18ページです。保護者負担金のことです。

この保育料をコロナ禍で、階層区分を細分化したというんで、全協で説明していただきましたが、これに対して、この18ページの収納未済が令和２年と比べては大分減っているなという思いはいたします。そういう中で不納欠損額というのがございますが、これは一番古いのは何年のときのなのかなという、ちょっと疑問がありまして、保育料の不納欠損というか、保育料に幼児・保育の無償化というのもありまして、何かあまりちょっとあれかなと思いながら、ちょっと聞きます。まだ残りがあるということなんだろうし、所得にもいろいろありますので、これについて、不納欠損が何年のかということと、それから、この保育料の細分化についての成果ということでお伺いします。

それから、今の131、132ページのほうの令和４年からの子供家庭総合支援拠点の設置に絡んでか

なと思いながら、令和３年のときの予算のときに児童相談システムの導入ということで、ページでいいますと、106ページの一番下になります。

この児童相談のシステムを導入したということで、この相談というのは１回でも相談したら全部入っちゃうのか、その辺がちょっとよく分からない、システムのための費用なんですけれども、この辺の、予算では各関係部署で共有連携が可能となるシステムを導入して、リスクが生じている家庭の早期対応や効率的な支援に努めますというふうな形で書いてありますが、この辺のことについてお伺いします。

それから、あと114ページの病児・病後児保育協力医療機関謝礼なんですが、病児保育が多かったのか、病後児が多かったのかということで、この契約というか、これはどんなふうな契約になっているのかお伺いします。

それから、サポートセンターのほうで、町長の、前の、センターが公約だったかと思うんですが、ひとり親の支援ということで、これも108ページ、これは何人、やっと知れわたったのかなとは思うんですが、108ページの下から３行目、ひとり親支援事業補助金、これについてお伺いします。それから、件数というか、すぐ終わるよ、内容はすぐ終わる。

あと、保育所管理事業に関する118ページなんですが、今回、ちょっと予算書確認しなかったもので申し訳ないですが、扶助費ということで入っているということで、それまではその園の委託料に入っていたのが、今度は扶助費という名前に変わったことについてお伺いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

順不同になってしまうんですけれども、お答えさせていただきます。

まず初めに、決算書の106ページの一番下、児童福祉システムの導入関係についてご説明させていただきます。

こちらについては、児童虐待に関する相談とか、あとは通告に関する基本情報、いつ、誰が、どんな状態でとか、そういった基本情報、あるいはそれを受けての支援の方針、その後の支援の経過等の情報を入力しております。こういった情報を町内部でいいますと、教育委員会、保健センターで母子保健のほうの担当と共有できる形に現在なっております。

今後なんですけれども、発展形として、国のほうでやっている要保護児童等情報共有システムというシステムがあるんですけれども、将来的にこちらに接続をさせていくことで、全国の児童相談所、あるいはほかの市町村との情報共有が可能となりまして、支援状況のタイムリーな情報提供、あるいはほかの自治体における過去の対応歴とか、そういったことを確認できたり、それは実際の現場では対象になる方が転入、転出されたときの自治体間の引継ぎを行うときに、今は支援経過とか状況を紙ベースでつくって引継ぎを行っております。場合によっては直接転出先の市町村に我々が出向いて、こういう経過でこういう支援をしてきました、こういうことが心配ですという説明をさせていただくこともあります。そういった過去の経過といったものが、システム上で確認できるようになりますので、必要なときに必要な情報を引き継げるというか、共有できるようになるということが最終的なゴールになるものでございます。

現在、接続のためのシステム改修が済んでいるんですけれども、町のほうで入力すべき情報とい

うのがまだ入力し切れていないというか、整理し切れていない部分がございまして、そこを整理している状態でございます。

続きまして、決算書の108ページの下のほう、ファミリーサポートセンター運営事業の18節負担金、補助及び交付金、ひとり親支援事業補助金２万6,480円執行しているんですけれども、こちらの内訳、実数につきましては２名の方に助成させていただいております。そのうち１名の方が９日間、もう１名の方が57日間、半額補助で月に5,000円が上限というのがありますので、２名の方にお使いいただいているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当の松岡と申します。

委員さん、１点目でご質問になりました、決算書18ページ、保育所等の保護者負担金の不納欠損分につきましては、一番古いところで平成18年度に入所していた方の分が不納欠損処分、令和３年度しています。分納誓約等いただいていて、一時時効が中断していたんですけれども、その後の収納状況ですとか、徴収担当のほうと連携を取りまして、取るものがないというところを判断しまして、今回不納欠損というような処分をさせていただいております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

宮代保育園で事業を行っております病児・病後児のことについてお答えさせていただきます。

令和３年度におきましては、33名の利用がありました。こちらは全て病児保育となっております。その理由、病気の症状といたしましては、上気道炎が最も多く、20名の利用がありました。あとは、ＲＳウイルスですとか、胃腸炎というものはあります。

契約の内容というところで、協力医との契約ということでお答えさせていただきますと、六花と協定を結ばせていただいております。こちらは月３万円ということで協定を結んでおりまして、協定の内容といたしましては、病児・病後児保育の施設運営、入室判断、保育中の健康管理、緊急時の対応といった指導助言をいただくということで、そのことの内容で協定を結ばせていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

決算書118ページ、保育所管理事業の委託料と扶助費の関係についてでございますが、確かに委員おっしゃるとおり、以前は全部委託料で計上させておりました。こちらにつきましては、監査委員さんからの指摘等もございまして、まず、小規模保育施設につきましては、こちらは実際に利用者と園の直接契約になっていまして、それの町等が負担する分を委託料でそれまでは園に払っていたわけなんですけれども、実際には、本来は利用者にお支払いするべきものを、いわゆる受領委任払いみたいな形で払っているというやり方が、こちらは実際のやり方でございますので、こういった趣旨に合わせて委託料のほうが内容的に適切であろうということで、こういった種類のものにつきましては委託料に変更させていただきました。

一方、認可保育園のほうは、こちらはもう町が保育を委託という形で実施をお願いしているものでございますので、認可保育園につきましてはそのまま委託料というふうにさせていただいたものでございます。

小規模のほうは、現行でそのような受領委任払いという関係が適切な見方であるということで、失礼いたしました。扶助費にさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

18ページに関してですが、今年度の収入未済ということで、これが後々払われていくんですが、この段階を変えたということに、131ページのこの保育担当のところで、保育料階層区分の細分化を行いましたと、この効果というのはどんなふうに見ていますかということをお伺いします。

それから、歳出のほうでは、システムをつくったということは、いずれは児童相談所とも連携ができるような形で見えるんだろうと思いますが、この今、入力は整理し切れていないということで、虐待に関してそこに入れるか入れないかというか、その辺の判断というのは、項目があってなのか、その辺についてちょっとお伺いします。整理し切れていないという、そのシステムに入れるか、入れないかの判断というか、ちょっとその辺について。

それから、保育料の不納欠損、平成18年という大分昔のことですよね。やっと不納欠損になったのかなと思いますが、これ、不納欠損額としては何件分だったのかお伺いします。

あと、病児保育というのがやっとできるようになったんだなというのは、本当ありがたいなというふうに思います。それは分かりました。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

まず、保育園の段階を細分化に変更しましての効果という点でございますが、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がないんですが、実際に細分化をしまして、保育料は以前より安い金額の段階に移った方がやはり２桁の数は存在しておりまして、コロナ禍においてやっぱり収入がちょっと下がったんだけれども、今まで反映されなかったという方につきましてはそういった状況に対応できたものというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当、松岡と申します。

不納欠損処分の件数についてお答え申し上げます。

保育所に関わる不納欠損分が、債権者２名の方に対して不納欠損をしております。学童保育所に関しては、４名の債権者の方に対して不納欠損しております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

先ほど、角野委員さんからご質問いただきました、決算書の106ページの福祉相談システムの関係のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど田中副課長のほうからお話がありましたように、児童福祉支援システムのほうに、今、庁

舎内で共有をさせていただいておりますが、今後そちらで入力した内容をきちんと整理させていただきまして、国のほうのシステムにも入れさせていただく準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

４点お願いいたします。

１点は、学童保育所に関してです。

指定管理になりまして、131ページですね。それで、成果書の説明書の133ページの下段、成果のところに、下から２段目ですが、指定管理者のいる安心安全適正管理運営により、児童の自主性、社会性、創造性を教えながら健全育成を図ることができましたということなんですが、この点に関して指定管理になってしまったので、町はどう関わっているのかということで、現場はどれくらい町の職員が見ていてくれるのかというのが、ちょっと気になっているので、子供がいるとき、訪ねていっている頻度とか、お願いします。ちょっと昨年度もいろいろお願いしたこともあるんですが、どこかがあって見に行ってくださいというのではなくて、学童保育がどういう状態か、職員が見ているかということをお聞きいたします。それが１点です。

２点目は、131ページ、子育て支援課の成果について、下から４番目、子育てサロンについてお聞きします。身近な地域で子育てサロンということで、地域の店舗でやっていただいたんですけれども、集まってくるお母さんとか若いというのもありますが、その辺のよかったこと、そしてちょっと負担になったとか、デメリット、その辺をお聞きいたします。また今回サポートもつける、何というんですか、皆さんでサポートすると保証もしていただいているので、お願いいたします。

あと、３点目は、決算書104ページ、説明書134ページの幼稚園の下段に、副食費の補足給付費補助金の一部を補助と書いてあるんですけれども、この一部というのは何割というのかな、そこをお願いいたします。

あと、みんなで子育て！こども未来事業、決算書106ページ、説明書136ページです。

いろいろな利用状況とかいろんなイベントやっていると思うんですが、去年もお聞きしたかもしれないんですが、利用者が新しい人がどんどん増えているか、コロナ禍で利用者が減っていて、またちょっと増えてきていると思うんですが、新しい人がどんどん入ってきて利用しているのか、とても大事なことだと思うのでお聞きします。

以上、４点です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

まず初めに、学童保育所運営事業、説明書の133ページ、町の職員はどの程度現場を見ているのかというご質問についてお答え申し上げます。

指定管理者制度を導入しているということで、現場の管理運営については指定管理者に任せているといったら任せてはいるんですけれども、我々当然子供たちの命を預かる一番発注元でございますので、常に関心を持って注意を払いながら対応しているところでございまして、どの程度現場に行っているかというところでは、何かあったりとか、例えば、事件とか、事故とか、小さなことでは施設がちょっとここが不具合が出ているとか、そういったことがあったときにはなるべくすぐ現場に行って確認するようにしています。あるいは、指定管理者からの相談事があったりしたときにも

現場のほうで相談に乗ったりとかということもあります。

じゃ、何かあったときしか行かないのかという話になるかと思うんですけれども、実際に指定管理者導入して、ある程度任せている部分がありますし、毎日行くわけには当然いきませんのでというのがあるんですけれども、我々としてもなるべく何かあったら行くだけじゃなくて、何もなくても定期的に現場を見なくてはいけないと意識は持っていまして、最近特に行くようにしています。

コロナ禍で夏休みの保育が非常に、１日中お子さんを預かっている中で、新型コロナもあってという中で、現場の支援員さんと相当ご苦労されているという話も聞きましたので、特に何かあったからというわけではなくて、全ての学童保育所を時間あるときを見つけて、私自身も見に行かせていただいたりとかしております。

あとは、全ての学童保育所でできてはいないんですけれども、かえで児童クラブについては月に１回、支援員さんとの定例会というものを設定して、たまにできない月もあるんですけれども、やらせていただいていると。なるべく、指定管理者になったとはいえ、現場感覚を我々も見失わないようにしていかなければいけない特別な認識をさせていただいております。

取りあえず、以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　こども笑顔担当主査、吉野と申します。

身近な地域で子育てサロン事業の件でお答えさせていただきます。

開催したに当たってよかった、メリットの点なんですけれども、若いお母さんたちが集まっていただいてそれぞれ意見交換や情報交換、子育ての仕方や子供が突然熱を出してしまったときにどういう対応をするかだとか、そういった点で交流を深めながら意見交換だとか、情報交換を行っていただいているという部分ではとてもいい状況かなと思っております。

デメリットについてなんですが、デメリットはやはり小さなお子さんがいる中で、お母様たちが主催するイベントだとかそういったときに、打合せに対して、お子様たちが突然やっぱり熱を出してしまったときなどはちょっと負担を感じたりとか、お子様がいる中で話合いをするときになかなかちょっと話合いが進まなかったりとか、そういう点でのデメリットはあるのかなと思っています。

次に、成果書の136ページの広場のほうの利用者が新しい方が増えているかというところなんですけれども、コロナの影響もあったりとかというので、なかなかちょっと出たりとかするのを渋ってしまうこともあるかとは思うんですけれども、お母様同士で紹介をし合ったりしながら新しい方と一緒に来たりしてくれたりというところも見受けられるので、徐々に増えているのかなと思います。

国納保育園のほうでやっている支援センターのげんきっ子のほうのお母様とこちらの広場のほうのお母様、一人お母様が中心になって誘い合って、新しい方がお越しいただいていることもありますので、利用者としては新しい方も増えているのかなという認識でいます。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当、松岡と申します。

副食費の補足給付費補助金の一部について補助を行いましたというところの一部というところに

ついてお答えいたします。

申請が毎年、前期と後期で分けて一括して申請をいただいているんですが、その月ごとに上限額が決まっておりまして、それの上限額が4,500円になっています。ご申請いただく保護者の方の申請が副食費というところで内訳を申請のところに載せて申請していただくので、その4,500円と実際にかかっている副食費で施設に支払っている額とを比べて少ないほう、例えば、4,500円より少ない3,500円でしたら3,500円は丸々お返しするような流れになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

学童保育のほう、保育園と違って町の職員さんがいない状況、指導員さんがそうなんですが、やはり民間委託になる前からそこの任せられている人たちの負担とか責任感とかあったので、町から指定管理になってもやはりしっかりと関わっていっていただきたいというのと、副課長のほう、田中さんから今ありましてけれども、このところ毎日行ってくださっているというんで、私のほうにもすごくうれしいと。やっぱり関心を持っていただいているというのと困っていることを言うのも何かつらいし、そうじゃなくて日頃見ていただいて気づいてもらったり、またいいことも、ああ、こうしているんだということも分かっていただけるので、やはり関心をすごく持っていただいて、現場をちゃんとやっていただくと、働く人たちは本当に、民間委託でそこで働いている人たちと町との関係というのがすごい遠いので、一生懸命にやっていますので、そこはもう答弁をいただいたのでよろしくお願いします。

あと、サロンについてお伺いします。やはり小さいお子さんなので、ちょっと子供の具合が悪くなったりということで、今年、今回ちょっとサポートみたいな方も募集していますが、今後どうやっていくか、お聞きいたします。

あと、子育て広場なんですけれども、今、小さい子供を育てるお母さんとか、１歳、２歳、３歳何とかというような方は出産自体がコロナ禍で、病院での友達もできない、本当にそういう中で、広場に、昔行っていた公園デビューじゃないですけれども、やっぱりでき上がっていたところに入っていくというのが非常に難しいと、そういうところをやはり考えていただいた募集の仕方とか、やっぱりつながりがある人がいいという人もいるんだけれども、個々でそのイベントが魅力で行きたいということもあるので、その辺の配慮をどうお考えかお聞きいたします。

あと、幼稚園の副食費に関してはよく分かりました。ありがとうございます。

じゃ、先ほど言った質問をお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　こども笑顔担当主査、吉野と申します。

子供の子育てサロン等やいろんな事業のサポートということなんですけれども、お子さんが突然具合が悪くなってしまったというところに関して、ほかのお母様たちと連携を取りながら、そこは皆さん補って進めていくような方向でいます。

広場のほうに関して、１歳から３歳までお子さんをお持ちの方で出産されて友達もできないという方に関しましては、一応子育てサロンのほうのパンフレット等を作成しましたので、そちらのほうは、あとインスタグラムも開設したので、そちらのほうも周知しながら、家にいながらも地域子育てのサロン等も含め周知しながら、参加してもらえるような方向で考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（丸山妙子君）　**九**山でございます。

サロンのほうで皆さん小さいお子様なんでやっぱりちょっと息抜きもしたい、私もちょっと経験があるんですが、中止になっちゃうと負担が大きくなっちゃうんですよね。だから、本当に息抜きという感じで、難しいかもしれませんけれども、誰にも責任感を負わなきゃいけないじゃない、責任感ある人って、何か、自分に責任があって見てしまうので、そのあたり、さっきも申し上げましたようにサポートの方とか、これから考えていただくので、サロンがすごく皆さんの居場所になることを願っていますので、よろしくお願いします。

あと、子育て広場のほうは、パンフレットとか、広報紙に関しても、皆さん若い方は聞いてみるとネットでみんな早くから配布前に見ているようなので、そういうところもよく出ていますので、リクエストいただいてそのパンフレットとか周知していただくように、これは要望です。お願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。お疲れのところすみません。

何点かご質問させていただきます。

３款の民生費のうちの子育て支援課所管分でございます。101ページ、102ページの第２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の不用額の関係でございます。8,142万円でございますが、特に12節の委託料599万円、それから18節の負担金、補助及び交付金、それから19節の扶助費、私がなぜ不用額を聞くのかといいますと、様々な理由で予算つけているわけですよね。なぜ不用額が出たのか、その結果だというんですけれど、じゃ、予算の在り方はよかったのか。じゃ、支出額はきちっとされていたのかどうか、その辺のいろいろ理由があると思いますが、大きな金額のところでございますので、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、103、104ページの児童福祉対策事業、この中で、成果書では135ページの一番上、ＰＣＲ検査キット、それから抗原検査キット、きちっと購入しているし、先ほど課長からも説明がございました。結果なんですけれども、決算ですので、そういうふうな購入と通して2021年度、令和３年度は、園児、子供の感染者は何人だったのか、それから保育士さんとか職員等の感染も何人だったのか、まだ第７波とは違いますが、この辺きちっと数字を押さえていると思いますので、どのような状況だったのかお尋ねをいたします。

それから、確認です。109ページ、110ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でありますけれども、これは金額でいくと令和３年度は4,642人、繰越明許が令和４年度に向けて、その分を含めて４億7,090万ですから、そうしますと令和４年度の繰越明許分は67人かどうか確認したいと思います。

それから、その下の同じく109、110ページの子供の見守り強化事業でありますけれども、実際、児童虐待とかＤＶ対策関係が、どのようになっているんでしょうか。いろいろというか、事例があったと思うんですけれども、どれぐらいの事例があって、その対策についてはどのように行われているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、111、112ページの３目保育園費より主な不用額なんですけれども、12節委託料で3,813万円、それから14節の工事請負費、これについては614万円、19節扶助費が2,690万円と、そ

れぞれ不用が生じています。これについての理由についてもお示し願いたいと思います。

それから、113、114ページの上のほうです。みやしろ保育所運営事業なんですけれども、成果書では144ページで、病児保育・病後児保育の関係ですが、元年度が74人で、大幅に減りました67人減って、令和２年度が７人。それで令和３年度が少しぶり返して33人と、プラス26人ということなんですが、これはマクロ的にいって新型コロナウイルス感染症というふうに言えるのかどうか、そのあたりはどのように分析しているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

すみません、あと２つ、前段の委員のところで、車に置き去りになった事故で園児の痛ましい熱中症事故がありました。先ほど副課長から４点指摘されましたけれども、これはどうもすごく当たり前なことで、こういう事故があったから改めて通達が来たんだと思うんですけれども、これが特に運転手については、運転手だけではなくて補助がもう１人必要だというのは当たり前だと思うんですけれども、こういう事故があるから、こういう通達があるんですけれども、宮代ではそのようにきちっと言われていますよねということで確認をしたいので、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、2021年度、令和３年度の待機児童、経年変化も含めて待機児童の状況はどうなったのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

まず、不用額の関係についてと児童福祉総務費のほうからお答え申し上げます。

決算書の101、102ページの12節委託料の不用額599万3,166円につきましては、子供の見守り強化事業におきまして業務委託の実績に基づき精算を行ったところ、実際の人件費とか車両費が契約時の見込みを下回り不用額として約400万円が発生したこと等によるものでございます。

続きまして、18節、決算書103、104ページ、18節負担金、補助及び交付金の不用額5,211万880円につきましては、児童福祉対策事業における民間事業所の補助金約717万円、子育てのための施設等利用給付事業の私立幼稚園等の幼保無償化に係る給付で約3,000万円と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業における給付金で2,380万円、同じく給付金で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業における給付金で655万円など、いずれも実績が見込みを下回ったことにより不用額が生じているものでございます。

続きまして、同じく不用額の関係で、決算書の111ページ、112ページの保育園費でございます。不用額、12節委託料につきましては、保育所管理事業の町内保育園への運営費委託料が見込みを下回ったことにより約3,800万円、14節工事請負費におきましては、保育所改修工事における指名競争入札の落札差金におきまして約614万円、19節扶助費におきましては、保育所管理事業の管外認定こども園と町内小規模保育施設への給付額が見込みを下回ったことにより2,690万円ほどの不用額が生じているという状況でございます。

続きまして、順不同で申し訳ないんですけれども、子供の見守り強化事業、説明書の142ページの児童虐待とＤＶ対策の実態というところでのご質問なんですけれども、まず、児童虐待の関係は子育て支援課のほうで対応しております。ＤＶのほうにつきましては総務課の人権担当のほうが主体的に対応していると、それぞれ密接に関わって

くる事案もありますので、常に情報共有を図りながら対応しているところでございますけれども、基本的に児童虐待に関しましてはこちらの子育て支援課のほうで対応させていただいているところでございます。

どのように対応しているのかというところですけれども、児童虐待の未然防止という観点につきましては、説明書の142ページの子供の見守り強化事業等におきまして、虐待の発生を未然に防いでいくという取組、あとは実際に虐待が発生している、あるいは支援が必要な家庭への対応につきましては、先ほども申し上げました、児童福祉相談システムに情報とか支援経過を入力はしているんですけれども、そういった各家庭その子供の状況に応じた支援をその都度必要な支援というものをケース・バイ・ケースで行わせていただいているところでございます。

あと、順不同で申し訳ないんですけれども、待機児童の状況につきましては、令和４年４月１日現在の待機児童は２歳児が３人で、待機児童の区分ではなくて特定の園を希望している関係で保育園に入れていないお子さんが14人、待機児童３人と、いわゆる特定園希望と呼んでいるんですけれども、特定園希望が14名ございます。

参考までに、９月１日現在の状況ですね、待機児童が現在12名、内訳は、０歳が10人、１歳が１人、３歳が１人で、特定園希望の方は５人となっております。

取りあえず、私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

臨時特別給付金事業、こちらの繰越明許の点でございますが、委員おっしゃるとおり、こちらは結構年度ぎりぎりで国のほうが施策を出してまいりましたので、プッシュ型については年度内に、３月14日に振込をすることができたんですが、残りの申請を必要とする方については年度内に間に合わないということで、こちらを繰越明許にさせていただいた次第でございます。説明書のとおり支給対象者人数58、支給対象児童数67は、繰越明許全て繰り越したもので実施しております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹の吉田と申します。

私がお答えさせていただくものは、令和３年度の公立保育園になるのですが、新型コロナ感染の人数についてお答えさせていただきます。

まず、公立保育園２園ありまして、国納保育園のほうは、園児が８名、職員は０でした。みやしろ保育園におきましては、園児１名でこれはみなし陽性でした、家族の方がなられたということでのみなし陽性でした。保護者の方も５名ほど、兄弟の方１名というのはありましたが、とても少なかったです。職員はここの園ではゼロでございました。こちらが公立保育園の令和３年度の新型コロナの感染の状況となっております。

続きまして、６番目のご質問でいただきました、みやしろ保育園の病児保育、成果書は144ページにあります。この数値になりますが、まず、令和元年度、こちらは病後児のみの保育でした。病後児保育、このときは、お医者さんによる情報提供は必要ありませんでした。保護者の方は、この状況であったら病児保育が、病後児保育がいいかな、保育園のほうに戻れるかな、体力がちょっとまだ心配なので病後児でお願いしますというような、そのような申請で受けておりました。比較的みや

しろ保育園もありますので、みやしろ保育園のお子さんの利用が多く、お子さんにもよりますが、集団で遊ぶよりもちょっと先生と１対１で遊べる病後児保育っていいなというとその希望を保護者の方に言うと、何日か続けて利用するというような状況もありました。そういうことで、何というんですかね、体というよりも心のバランスをそこでちょっと整えて、また集団の保育に帰っていくというようなお子さんもいたのもこの74名のうちにいたのは事実であります。

令和２年度につきましては、やはり新型コロナの状況を受けまして、かなり制限もかけましたので、７名ということになっております。

令和３年度は、大分利用のほう、病児の利用はここはほとんど全部なのですが、33名ということで、全体としてはこれでも数は少ないのかなというようなふうにも見られるかもしれないのですが、この病児保育につきましては、最終的にもうどうしてもお子さんを預けることができない最終的な保育のとりでとして周知をさせていただいております。やはり病気のお子さん、元気がないときはやはり不安になっていると思いますので、できましたらご家庭で心身ともにゆっくりしていただくのが一番なのですが、それができない方がこの病児を利用していただくというふうに、私たちも捉えております。申込みがあった方にこのようなご説明をして制限するものではないのですが、そういうところも大分お家の方も認識されていて、本当に最終的にどうしてもという方が予約をして利用しているという状況かなというふうに見ております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

最後のほうにご質問いただきました、今回のバスの事故の関係の宮代町の幼稚園は大丈夫かというご質問なんですけれども、通常、ここに先ほど紹介させていただいた４点、事故については、委員さんおっしゃるとおり、当たり前のことと我々も認識しております。宮代の幼稚園バスにおきましても、通常は、バスは運転手だけだと子供の乗り降りの補助ができないので、もう１人ついているのが通常だという認識はしているんですけれども、確認はしておりませんので、今回ちょっと確認のほうをこれから確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再質問させていただきます。

101ページ、102ページの児童福祉総務費の不用額、これはもう全部実績が見込みを下回ったという理由ですよね。じゃ、見積りはどうだったのかというふうに思うんですよ、予算の積算の仕方がね。結果がこうだったからということで、全部見込みの額を下回る、そのとおりなんですけれども、それじゃ、予算の設定の仕方がどうだったのかなというふうに思いますよね。

それと、あと、見守り強化事業については、業務委託の実績に基づいて精算をして、人件費だとか、車両費の見込みが下回ったと、これだって契約しているわけですよね、きちっと。ですから、その辺の予算の在り方。

確かに支出額が大きくでは困りますよ、予算の見積りが小さくて、逆になりますからね。それにしてもあまりにもそうなると安全過ぎてということ、そういう見積りの仕方ではないのかなというふうに感じるんですけれども、その辺は実態はど

うなんでしょうか。もう少し突っ込んだ説明をお願いしたいと思います。

それから、103ページ、104ページの児童福祉対策事業に関わる関係で、令和３年度の新型コロナウイルスの感染症の感染状況はということなんですけれども、国納とみやしろ保育園は分かりましたが、学童保育はどうなっていますか。それから、私立なんですけれども。それと幼稚園のほうは管轄外なんでしょうか。これについては把握をされているんでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

続きまして、109、110ページの子育て世帯の臨時特別給付金給付事業については分かりました。

109、110ページ、子供の見守り強化事業なんですけれども、児童虐待について、対策は分かりますが、事例はあるのか、あったのかどうか、その点をお尋ねしたつもりなんですが、よろしくお願いしたいと思います。あったらあったで、どういう事例なのかお示し願いたいと思います。

それから、111、112ページの３目保育園費の関係で不用額なんですが、特に保育所の工事請負費ですよね。保育所改修工事なんですけれども、これは指名競争ということなんですけれども、入札の落札先なんですけれども、支出済額が2,495万円ですよ。それで不用額が614万円だと４分の３で済んでいるんですよ。そうすると、このあたりの予算づけは一体どうなっているのかなと思うんですけれども、その点についても、すみません、この件については理由をお示し願いたいと思います。

それから、113、114ページの病後児保育については分かりました。どういうふうに分析しているのかということで、心身のケアに大きいというのが、よく分かりましたので、この点については了解しました。

続いて、バス事故の置き去り事故の痛ましい事故なんですけれども、認識していれば、確認しないということは、これはもう今は事故があってもう特に０歳から３歳児なんか、開けてちょうだいなんていうのは言えないわけですから、本当に痛ましい事故ですよね。これはあってはいけないので、ぜひ確認していただきたいと。宮代にもそういうことが、もし、車の運転手さんだけだったと、仮に１か所あったとすれば、こういう大きな事故になっては取り返しつきませんので、やっぱり他人事ではないと思いますので、これは十分確認していただきたいと思います。確認よりも調査していただきたいというふうに思います。

それから最後に、待機児童の現状どうなっているかということで、答弁ありました。これも町長の公約でもあるし、待機児童ゼロ、これはどこでもそうなんですけれども、希望どおりにうまく分けられたらいいのですが、特定希望というのは必ずあります。これで残ってしまうんですけれども、そういう意味ではこの特に特定希望については、令和４年４月１日と９月１日が違うということで、この辺はどういうふうに対処されていますか、その点だけお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

不用額の関係なんですけれども、まず、大きなところといたしまして、国からの給付金事業等につきましては国のほうから大枠で予算が設定されてきたりとか、そういうのもあって、どうしても不用額が出てしまっているという状況がありますけれども、あとはそれ以外にも不用額が出ている状況がありますので、そこは来年度予算編成に当

たってはもう少ししっかり精査させていただいて不用額が出ないように努めさせていただきたいと思います。

あとは、保育園費のほうの工事請負費での不用額が発生している件につきましては、みやしろ保育園のエアコン更新工事、具体的に申し上げますと、こちら、前年度に行った工事の設計で工事費が約2,000万円で、それを予定価格として入札を行ったところ、1,300万円ほどでの入札、最終的に1,300万円ほどで工事のほうを完了したと、いわゆる低入札、2,000万円の予定価格に対して1,000万円ほどの入札額だったと、そういうようなことがございまして、多くの執行残が出たというものでございます。適正なというか、設計委託をエアコンの工事に関しましては、設計業者に設計委託を出しまして、そこで弾かれた金額を予定価格にして入札を行ったんですけれども、結果的に、競争入札の結果、大幅な落札価格で差がついたと、入札先が出たという状況でございまして、これに関しましては、特にエアコンの工事においては結構低入札って予定価格よりも大幅に落札額が下がるというのはよくあるケースではあるんですけれども、こちらも設計から入札、工事の入札事務に至る経過の中で、もう少し予算編成も含めてですけれども、これから精査していけるようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当、松岡と申します。

令和３年度の学童保育所の感染状況ですけれども、今すみません、この場にちょっと統計の持ち合わせがなくて、明確にお答えすることはできないんですけれども、その都度、陽性者の速報を学童保育所指定管理者のほうから受けておりまして、統計としては取っておりまして、数でいいますと、今年度、４年、第６波、７波に入る前に比べると大分少ない数となっております。

幼稚園に関しましては、統計としては取っておらず、緊急で幼稚園さんのほうと連絡を取った際に、感染状況どうですかというようなところで電話等でやり取りをさせていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹の吉田と申します。

民間保育園の令和３年度の新型コロナの状況なのですが、こちらも、速報といって逐一感染の状況、濃厚接触者であっても各園から、こういうお子さんが、こういう職員がこのような経緯で今検査を受けています、検査結果が出ましたというところの詳しい速報を、令和４年１月に新様式で各園からいただくようにはなっております。

その前は、旧様式で報告を受けておりますので、１年間分にはちょっと到達しないのですが、その状況での数というのは後ほどお答えさせていただくことが可能ですので、その回答でよろしいでしょうか。資料提供をさせていただきます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

決算書110ページ、成果書142ページの子供の見守り強化事業に関しまして、先ほど、丸藤委員さんのほうから、児童虐待でどのような事例がございますかというご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

何例か挙げさせていただきたいんですけれども、お子さんはちょっと学校に行きたいと思っているんですけれども、保護者の都合で学校になかなか登校できていない、ちょっとネグレクトのご家庭であったりとか、あとは夫婦げんかを子の面前で行ってしまう心理的虐待、それから実際にお母様やお父様がちょっと不安定な気持ちになっていらいらして、お子様を実際にちょっとたたいてしまったという事例もございます。

そういったときは、児童相談所や関係機関とケース会議を行いまして、今後このご家庭をどのように見守って、どのように指導していいかを話し合って、ケース会議を開いております。実際に関係機関と家庭訪問に行ったり、面談を行ったりしております。

虐待をしてしまったご家庭に関しましては、指導をするだけではなくて、ここまでになってしまって本当に大変だったねという、お母様やお父様に共感を、そういった大変だったねということを共感させていただいてから、町や児童相談所は、今後このようなことが起こらないようにということで指導させていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

今の児童虐待の関係部分の補足説明からさせていただきます。

宮代町で実際にあるのかないのかというところで、児童虐待の実態がということなんですけれども、令和３年度の統計でいきますと、宮代町管内で宮代町の児童関係で、越谷児童相談所が通告として受けている件数が91件、年間通してです、相談として受けている件数が175件。宮代町として受けている通告が47件で、相談が56件ということで、先ほど清水のほうから申し上げましたとおり、様々なケースが実際あるんですけれども、通告・相談の件数でいいますと年間延べで今申し上げましたような状況になっております。

その中でも、越谷児童相談所管内での統計値になりますけれども、その中で一番多いのが、いわゆる心理的虐待、子供が見ている前で両親が夫婦げんかをするとか、そういったところも子供の心が深く傷つきますので、やはり心理的虐待の事例というのが全体の65％は心理的虐待、あとは身体的虐待は21％、あと育児放棄ネグレクトが13％、性的虐待が１％というような、越谷児童相談所管内の状況でございまして、宮代町内でも一番多いのは心理的虐待というところは変わらないと思います。

続きまして、待機児童の状況、今年の４月１日に待機児童が３人、特定園希望が14人だったのが、９月１日に待機児童が12人に増えていることの状況につきましては、毎年なんですけれども、どんどん４月１日の時点で待機児童が出ているということは、入れる園がもう限られてしまっているという状況ですので、その後０歳の子が満６か月になったら入園資格が得られますので、そういった子はどんどん申請の相談をしてくると、そういう状況になりますので、特に０歳のお子さんの待機児童というのが例年４月以降、５月、６月、９月、10月にかけて増えていくという状況になってしまっております。

このままでいいのかという部分は、当然町としてもそこは何とか対応できる体制を整えていきたいということで、来年の４月１日に宮東に認可保育園も設立に向けた支援を今行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　101、102ページ、それから、111、112ページの保育園費の不用額でありますけれども、今後はちょっと予算との関係で精査するということなんで、次なんですけれども、私は、子育て支援課だけではないというふうに思います。全体に言えることなんですけれども、あまりにも多くて、その点でも予算の在り方はどういうのかと問われるようなところが目につきますので、ぜひ、さらに精度は上げていただきたいというふうに思います。

それから、決算ですから、令和３年度はそれほど、新型コロナウイルスによる感染者が子供、特に職員は少ないようなんですけれども、子供においても今の第７波のほうから比べれば相当少ないんですけれども、やはりきちっと把握しておかなければ、次の対応に進めないので、きちっと後で数字が出るということですので、示していただきたいと思います。

あと、最後の待機児童の状況なんですけれども、やはり、口ではゼロと言ってもなかなか大変だと思います。そういう中で宮東保育園が、民間ではありますけれども、できればということなんですが、できればゼロということになるんでしょうか。そういった点では、学童保育所もそうなんですけれども、保育所そのもののやはり待機児童をなくしていく、そういうふうなところで大丈夫なのかどうか、難しいといえないと思いますけれども、当面はこれで大丈夫なんでしょうか。その点だけでも、最後にお願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

委員おっしゃるとおり、待機児童対策は本当に難しい問題だというふうに認識しております。ここ数年においても待機児童が生じておりますので、園に柔軟化、弾力化を要望しまして、定員を超えた人数を受け入れていただいたり、また、小規模の増設をいたしましたり、対策をしているところでございますが、まだちょっとゼロにはなっていない状況でございます。

このため、認可保育園、今回60定員の１か所を新たに造っていただくことになりまして、こちらができればかなりの受入れの余裕ができますので、ゼロに近づくのではないかというふうに認識はしているところでございます。

ただ、何歳児のニーズが多かったとかというのが年によりましてまた違ってまいりまして、ここも大変難しいところでございまして、こういったところを実際に今後ちょっと見ながら、また受入れの調整をさせていただきたいなと思っています。

４月１日時点では、本当に来年度はゼロが達成できるように引き続き子育て支援課として尽力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　５時０５分

再開　午後　５時１９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３９号の審査（健康介護課）

○委員長（川野武志君）　これより健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　よろしくお願いいたします。健康介護課長の井上です。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いします。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主幹（小林和政君）　健康介護課で介護保険を担当しております主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　健康介護課で高齢者支援を担当している主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室主幹（山﨑　貴君）　健康介護課健康増進室主幹の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○健康増進室主幹（村山善博君）　健康介護課健康増進室主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の124ページ、成果書の147ページと156ページです。こちらの母子保健事業です。

成果書の147ページにありますけれども、子育て世代包括支援センターを拠点としてとございまして、いろいろな相談等を行っていただきましたけれども、こちらの運営というか、何名でこうご対応をされているのかをちょっと詳しく教えてください。

２点目が、決算書の128ページ、成果書の163ページです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてなんですけれども、こちらの２の報償費で集団接種医師謝礼となっているこちらの金額と、あと、12節の委託料で集団接種医師委託料と、こちらのどういうことなのか。それで、この金額の内訳というか、詳しく教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、決算書124ページ、成果書147ページの子育て世代包括支援センターの何名で対応しているかというご質問だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、常時１名いるような形で、保健師が対応させていただいているところでございます。常勤の保健師だけでは対応できかねますので、会計年度の任用職員の保健師も含めてほぼ毎日いるような状況で対応させていただいております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康増進室主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

２点目のご質問のワクチン接種の関係で、決算書130ページですか、繰越しと現場が両方回っているんで、報償費医師謝礼と医師の委託料の違いはというところなんですけれども、謝礼のほうは町内の医療機関の先生に来てもらったときに払う部分と紹介状を通じて町に来ていただくお医者さんに払う謝礼をこの科目から払っています。

委託料につきましては、獨協大学のほうと委託契約を結びまして医師の派遣を受けておりますので、こちらは獨協に対するお金というふうなことでございます。額につきましては、町内のお医者さんにつきましては、１回10万円、民間医局さん紹介して来ていただくお医者さんには１日13万円、獨協大学の委託料のほうについては平日は16万円、土日については18万円をお支払いしております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

母子保健事業についてなんですけれども、こちらの子育て世代包括支援センターをつくって令和３年度ご対応をいただいたということで、こちらでいろんなご相談、母子手帳を発行交付して、その時期から切れ目のない支援ということでされていると思うんですけれども、こちらお子さんが何歳ぐらいまでの支援ということでお考えでご対応をいただいたのか。また、その後の引き続きということで、例えば子育てだとか必要なそういったほかのところと連携をしたり引き継いでいったのか、いくのかということをもう少し詳しく教えてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

子育て世代包括支援センターとの関わりというような状況かと思いますけれども、まず、母子手帳の発行につきましては、ご存じのように地区担当の保健師から関わっております。その後、ご存じのように、４か月児健診、10か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診というところで、ずっと継続して関わっていくんですけれども、その３歳児健診が終わった後、学校に上がるまでの間、一時的に離れそうな感じもあるんですが、引き続き、継続した支援が必要な方というところは、ずっと継続した形で言語聴覚士とか臨床心理士の方にご協力いただきながらずっと経過のほうをたどらせていただいて、また、あと就学支援委員会ということで、今度学校に上がるときには、そこの学校の先生方にも来ていただきながら、こういったことで、こういった心配はなく学校にも通えるからというところで、また皆さんでのカンファレンス等を行いながら進めているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、簡単なことからちょっと質問させていただきます。

説明書149ページでございます。

高齢者健康づくり、元年度やって、それから令和２年度、３年度新型コロナ対策だと思うんですけれども、このままやっていかないのか。それとも４年度、５年度はどうするのか。その辺のところの説明をひとつお願いしたいなと思っております。

それから98ページ、説明書では149ページです。

地域敬老会支援事業です。３年度の決算では

522万円というふうになっていますけれども、やったということなんですけれども、これを見ると、今度地域敬老会、何自治会がやって何名ぐらい参加したのかなと思いまして、その辺のところを詳しくお願いします。

それから、説明書150ページ、決算書は100ページですが、低所得者利用者負担対策事業です。

１人当たりの使用料というか、支給額総額では１万7,668円で239円減っているんですよね。総額では多分70万ぐらい減っているのかな。70ちょっと減っているんだと思いますけれども、なぜこれ支給１人頭のあれが減ったのか。そういうところを教えていただきたい。お答えください。よろしくお願いいたします。

あと、100ページの備考欄の介護保険特別会計のことなんですけれども、繰出事業ですが、介護給付費繰出金ですが、口頭での説明の中で、令和３年度は第８期計画の１年目に当たり、見込額を値上げしたということなんです。値上げして介護給付費の計画から減少したということを言われたんですけれども、この繰出額が減少したという基となる基礎というのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いします。

あと100ページです。説明書は151ページです。

新型コロナ対策のために自主防災組織代表に資料を送ったということで言われております。資料の151ページ、資料を送って自主防災組織連絡協議会が書面開催されたということなんですけれども、そのために防災組織の代表者に資料を送ったということなんですけれども、これは避難行動とかそういうのは、やはり練習とかいろんなことをしなくちゃ実践のときは間に合わないというか、大変なことになるなと感じがするんですけれども、その辺のところでは、どういう対策をこれから取ろうとしているのか。その辺のところを教えていただきたいと思っております。

それと最後になりますけれども、100ページ、説明書は152ページです。

高齢者施設等感染症対策事業です。ＰＣＲ検査実施件数として297件と記されているんですけれども、これは実施したという人数のことを言っているのか、それとも何件というんだから、どういうふうなあれを言っているのか、ちょっと分からないというのがあって、ちょっとその辺のところを実施件数が151ページですね、説明書では。実施件数が297件となっているので、その辺のところを人数なのか、件数をこんなに事業所があるのかなという感じがしたんで、どっちなのか分からないというのが一つ正直です。これは従事者を対象にということなので、全員にしたのかどうか。その辺のところを100％なのか、70％か90％か、従事者でまだＰＣＲ検査をしていない人もいたのかどうか、その辺のところもお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

質疑のほうに順次お答えを申し上げます。

まず、１件目の健康づくりの新事業でございます。こちらにつきましては、成果書にありますように、令和２年度と３年度につきましては、それぞれ町民グラウンドゴルフ大会、それから町民親睦輪投げ大会のほうは、当初予定はしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、やむなく中止という形になっております。その前の年、令和元年度におきましては、成果書の149ページにありますように、グラウンドゴルフ大会が163人、親睦輪投げ大会のほうが152人ということで、多くの方にご参加をいただいて好評を

得ておりました。

新型コロナウイルスがいまだにこう長引く影響がございまして、令和４年度につきましても、こちらのグラウンドゴルフ大会、そして親睦輪投げ大会のほうはやむなく中止ということにさせていただいております。

しかしながら、また来年度以降の内容につきましては、新型コロナウイルス感染のその状況を踏まえながら検討をしてまいりたいというような形で考えております。

そして、２点目の敬老会の支援の関係でございます。

こちらの敬老会の地域敬老会支援事業でございますが、令和２年度までは健康介護課のほうで補助金のほうを交付しておりました関係で、開催した自治会の地区の数、それから人数というのを把握はしておりました。

しかしながら、令和３年度からこちらの補助金が町民生活課所管の豊かな地域づくり推進事業費補助金のほうに統合されたということで、実際にどの地区で何団体開催されたか、また、何人ぐらい参加していたということについては把握はいたしておりません。

ご参考までにですが、その豊かな地域づくり推進事業費補助金で敬老会を実施するということで補助金を交付した自治会の数ですが、令和３年度は18地区の団体から補助金の申請をいただいております。

続きまして、低所得者利用者負担対策事業でございます。

こちら質疑にありましたように、金額の面では今１人当たりの金額が令和２年度と３年度を比べまして239円減っております。また、支給総額につきましても、２年度から約78万円減という数字になっております。支給者の数が同じように令和２年度から313人から40人減って273名というふうになっております。

こちらの減った理由でございますが、こちらはこの事業に該当するには、幾つか条件がございます。この事業の対象者となる方は、介護保険の負担限度額認定を受けた方が対象となります。そして、この制度の中で令和３年の８月ちょうど３年度の８月から国の制度変更によりまして、この負担限度額の認定の基準が変更されております。それまでよりも厳しくなったということがありまして、支給者の数が40人減ったのかなというふうに考えております。

ちなみにその基準の変更でございますが、令和３年の７月までは資産の預貯金の額として単身の方が1,000万円、夫婦の方が2,000万円という条件がありましたが、８月からはその方の年金の収入額などの基準にもよりますが、おおむね単身の方が500万円から650万円、そして、ご夫婦の方が1,500万円から1,650万と資産のそういうふうな条件が前よりも厳しくなったことによって、支給者数が減ったのかなというふうに考えております。

それから、次の質疑でございますが、介護保険のほうの繰出事業でございますが、これはまたちょっと後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

そして、次の質疑でございますが、避難行動要支援者支援事業でございます。

こちらは成果書の151ページにもありますように、本来ですと、令和３年度は自主防災組織連絡協議会において、対面で資料をお渡しして説明を差し上げる予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、書面開催ということでご説明をさせていただいております。

委員さんのご質問にありましたように、いざ災害時などについては、どういった形で要支援者に

対する支援を行っていくということについては、大きな問題と言えると同時に課題等もありますので、そこは自主防災組織のほうとこれから協議を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、次の質疑でございますが、成果書の152ページ、高齢者施設等感染症対策事業でございます。

こちらは成果書に記載がありますように、297件ということで、実施件数を記載してございますが、こちらはちょっと書き方の問題もあるんですけれども、１人１件ということで考えていただいて297名の方で検査をしたという状況でございます。

それから、その施設のどのくらいの数、何パーセントぐらいが受けたというところでございますが、こちらは各事業所対象となる事業所が37ございました。その37事業所にこちらから通知のほうを差し上げまして、実際に申込みがあったのは37事業所中の９事業所から申込みがありまして297件、297人の検査を行ったという状況でございます。

それから、先ほどちょっと保留になっていた繰出事業の関係の給付の件でございますが、ちょっとこちらはまた担当のほうから改めてご説明のほうはさせていただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　介護保険担当主幹の小林です。

繰出金の額につきましてご説明申し上げます。

本繰出金は、介護保険の保険給付に関しての繰出しでございます。これは介護保険の保険、介護保険の繰出額、保険給付額は、介護保険事業計画に基づいて毎年算定をしております。

介護保険事業計画でございますが、これは３年ごとの計画見直しという形になっておりまして、令和２年度までが第７期介護保険事業計画、令和３年度からは第８期介護保険事業計画という形になっております。第７期までは、伸びを想定していたのですが、第８期の計画を練り直したときに、その伸びが思ったより抑えられた。そういったところでございましたので、介護保険額家庭介護保険の給付額を見直した、下げた。下げる見直しを行ったために介護保険の繰出額が上昇したものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

100ページの低所得者負担対策事業でございます。１人頭の全体で78万、１人頭で減ったということを言われたんですけれども、低所得者の減った理由の中で、介護限度額ですか、これが規定が厳しくなったというんですけれども、それのところの単身の預貯金が1,000万から500万から650万、夫婦で2,000万から1,500万から1,650万ということでやったんですけれども、これは国の制度としてこういうふうに変わって宮代がやってきたということなんですね。厳しくなって介護を受ける、資産によって変わってくる。そういう状態になってしまったということでよろしいんですね、受け止め方としては。だから要するに、１人頭の平均から下がってしまったと、そういうことですね。分かりました。それ以上まかればいいんですけれども、国の制度として下げてしまったので宮代町も下がってしまった、見直しして、そういうことで受け止めます。

それと、地域敬老会、これは令和３年度で町民生活課のほうへ行ったということで、ですからデータを取ってデータは分からないということなん

ですか、それ本当は。令和３年度の決算なので、何で健康介護課で分からないのかなと思って、今そういう横のつながりというのはないんですか、決算のときの。これでいうと健康介護課でやった決算ですよね。この決算は、令和３年度は、違うんですか。その辺のところをもう一度説明をお願いします。

それと、ちょっと今後の特別会計の繰出事業の令和３年度に契約を見直している第８期に入ったということなんで、その辺のところがちょっと分からないところもあるんですけれども、見込額計算というのが、これも国の制度だったらいいんですけれども、それによって計算されてやってきたんだと思うんですけれども、減額されてしまったということで、これもそういう受け止め方でよろしいですか。また、違ったら違ったということで言ってください。

あと100ページ、避難行動、これは災害が起きてからじゃ遅いんで防災組織との連絡、書面だけじゃなくて、図上訓練じゃないんですけれども、やはりある程度の訓練はこれは必要だと思いますよ、どんなことがあっても。コロナ禍で災害が起きているんですから。万が一災害が起きた場合、あれどうしようどうしようと迷っているようじゃ避難者、特に高齢者の避難というのは間に合わなくなると思いますよ。自分が逃げるのが先というふうになってしまったら大変なことになるのかなという感じがしますので、ぜひその辺のところは書面だけじゃなくて、口頭でも図上でも訓練はしていく。それが必要かなと思っておりますので、その辺のところ、もう一度説明できたらひとつよろしくお願いします。

それとＰＣＲ検査ですか。全事業所で37あって９事業所しかやっていない。残りはじゃこのＰＣＲ検査も何もしないでやっているということなんですか。それとも、自分たちで自主的にやったんですか、やっているんですか。町として把握はしているのかどうか、残りのところは。

そうすると、やはり高齢者施設ですから、かなりうつる。もしやっていないとすれば、これはうつるのが当然であると思いますよ。やはり検査をしないでやっていると。その辺のところをどういうふうに確認しているのかどうか。確認の方法でいいですよ。それと町としてはこうやって９事業所にＰＣＲ検査やっていると。297人に実施したということを言っているんですけれども、残りの人が何名いるのかどうか。把握していますか、残りの残の人はＰＣＲの検査もしない従業員というか、従事者ですね。何人ぐらいいるんですか。その辺のところをちゃんと教えてください。

それと、先ほど質問忘れたんですけれども、説明書の153、154、特に154ページになると思うんですけれども、この子供の予防接種、乳幼児の接種数が減っているというんですけれども、これ今度のことで来所者数が213で10か月児健診ですよ。接種したＢＣＧだとかヒブ、肺炎球菌は209人から210人ということでちょっと合わないんですけれども、この辺のところは何かの理由で打てなかったのか、打たなかったのか、ちょっと分かりませんけれども、この差というのはどういうふうになっているのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っています。そこは説明だけで結構ですので、よろしくお願いします。

あと、これ説明書156ページから159ページです。乳幼児健診ですか、母子健康手帳交付が令和３年度では196となっているんです。でも説明書の159ページで赤ちゃん訪問では217人となっているんですが、赤ちゃんというと、やっぱりこれは赤ちゃんを持っている人は母子健康手帳を持っているのが普通かなと思っているんですが、その差とい

うのはどうなっているのかなというふうに、赤ちゃん訪問では217人、令和３年度で……

○委員長（川野武志君）　山下委員、最初の質問と再質問が内容が違っているんですけれども。

○委員（山下秋夫君）　これ質問忘れたから質問しているんですけれどもと言っているんですけれども。

○委員長（川野武志君）　最初の質問の順番どおりにやってもらわないと答弁者が分かんなくなっちゃいますよ。その辺ちゃんと気をつけてください。

○委員（山下秋夫君）　じゃ、再質問ということで、残りの３問は再質問ということでやっていきたいと思います。

122ページの説明書は154ページです。

この乳幼児健診、来所者数と接種者数の違いを教えていただきたいと思っています。

それと、124ページ、説明書156ページ、母子保健事業ですか、これは１年間のでやられていると思うんですけれども、母子健康手帳交付は令和３年度では196となっているんですよ。説明書159ページの赤ちゃん訪問では217人となっているんですよ。これは赤ちゃん訪問をやっているということは、赤ちゃんですから母子手帳も持っているというのが前提じゃないかなと思っているんですけれども、その辺の差というのはどうなっているのかということと、それと128ページです。

不妊治療助成事業、説明書は162ページです。これ助成者数が増えていますね。子供を授かりたいという気持ちは分かります。治療費は高いともお聞きしています。この事業は県の事業だと思うんですけれども、町は独自にこれには助成金を支給するという考えはあるんでしょうか、ないんでしょうか、その辺のところだけで結構です。

質問はこれで終わらせていただきます。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

お答え申し上げます。

まず、１点目の地域敬老会支援事業、決算書98ページでございます。

こちらの地区の開催地区数、人数でございますが、先ほどお答えの中で申し上げましたが、補助金の交付をした地区ということで18地区というふうに申し上げましたが、こちらの数字については、補助金の所管であります町民生活課に確認をして得た数字でございます。

また、開催する地区の中で、どうしても参加する方を把握したいということで、その地区の名簿を提供したいというご要望があった場合には、健康介護課のほうでその地区から要望に基づきまして、その地区の該当する方の名簿、これを事前にご本人様に了承を得た上で交付をいたしております。

令和３年度につきましては、その名簿の交付が４か所の自治会からございました。この４か所という数字はかなり少ない数字にはなっておりますが、聞いたところによりますと、その地区の中では名簿をつくるに当たっては、役場に要望して得た名簿よりも、むしろ例えば回覧などをして、対象者の方をその地区独自に把握する。そういったやり方をかなり多くの地区でやっていただいているというようなことは聞いております。

そして、２点目の避難行動要支援者に関する事業でございますが、こちら委員さんのご質問にもありましたように、自主防災組織と町との連携というのが非常に大きな課題であるというふうに考えております。実際にその計画を立てているんですね。それが何かあったときに、うまく運用されないようであっては机上の空論にもなってしまい

ますので、そこは今後も引き続き、自主防災組織のほうと連携を密にしながら、より実効性のある計画になるように進めていきたいというふうに考えております。

そして、次の質疑でございますが、ＰＣＲ検査、高齢者施設と感染症対策事業、決算書の100ページでございますが、ＰＣＲ検査を行った事業所の数でございますが、こちらからキットを配布したのは先ほど申し上げましたように、37事業所中の９事業所に配布をいたしました。ちょうどこの事業が実施をしたのが令和３年の７月から町では開始をいたしました。このときは同じ時期に埼玉県のほうでもこの検査のキットの配布というのを実は始めたところでした。そのときに埼玉県が対象としていたのは、施設に入所している方がいるような施設系のところを対象として配布をしておりましたが、町としては、その対象でない方ということで、訪問系とか通所系とか、そういった事業所の方を対象として始めた事業でございました。

その後なんですけれども、県が、町が始めたその後になってしまうんですけれども、同じように訪問系、通所系を対象として検査キットの配布を始めたという状況がありました。また併せて、そのとき日本財団のほうで、各事業所を対象に無料の検査の配布といったものを行っております。

ですから、事業所の方からすれば、幾つか選択肢があったわけでございまして、町としては９の事業所にキットを配布いたしてありますが、事業所におる方は県の検査を無料で受けられる。また、日本財団のほうでも検査を無料で受けられるということから、町の事業所は37事業所中９にとどまったのかなというふうに原因は考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑について、お答え申し上げます。

決算書の154ページのところですけれども、10か月児健康診査のときの来所者数と接種者数の数の違いというところかと思いますけれども、こちらにつきましては、ご存じのように、予防接種につきましては、例えばＢＣＧの接種に関しては１歳に至るまでの間に行うというところと、例えばヒブですとかだと、生後２か月から生後60月に至るまでということで期間がございますので、その間のところに10か月児健診に来ていただいたときに接種している方が何名いたかというところで比率を出しておりますので、213名中例えばＢＣＧですと、210名の方がその時点では受けていらっしゃって、98.6％の接種率だったというところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、成果書156ページから159ページの母子手帳の交付から赤ちゃん訪問の数の違いというところのご質問だったかと思いますけれども、まず、母子手帳につきましては、出産していようがしていまいが母子手帳のほうは出させていただきます。ですので、３年度に出した数としては196通出しているんですけれども、実際に赤ちゃん訪問に関しては、生後４か月までのところでの全戸訪問ですので、前年度に母子手帳のほうをもらっていて、３年度に出産された方々という数がありますので、ここの数は違いが出てくるというところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書128ページの不妊治療の助成事業でございます。こちらにつきましては、県の事業に対する町の上乗せ事業でございますので、町で実際に行っている事業というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

大体分かりました。保健予防事業なんですけれども、154ページ、成果書の。

去年と比べて接種者が減っているということなんですけれども、これはやっぱり新型コロナの影響が一番の大きな問題かなとは思っているんですけれども、それでやっぱり新型コロナ関係で減っているのかなという感じがするんだけれども、これ増えているんですか、減っているんですか。その辺のところを、接種者という数は、去年と比べて、その辺のところ、もう一度お願いします。あとはちょっと分かりました。私の不勉強で不妊治療、これは町の事業だということも理解できました。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの成果書の154ページのところの数が減っているのはコロナの影響かということでございますが、こちらにつきましては、保護者の方のお考えもあって、その時期に受けていらっしゃらないという可能性もありますので、コロナだけの影響ではないかもしれませんけれども、ただ、いずれにしろ来ていただいたときに受けていらっしゃらないときには、こちらのほうでもなるべく受けていただくようにということでお願いはしているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

簡単に質問しますので、２点お聞きいたします。

これは２点とも一つ考えてもらえればというような質問になるかもしれません。

１点目は、説明書149ページの「敬老祝品（商品券）の贈呈、77歳から101歳まで」、こう書いてありますけれども、前にもこれ言ったことあると思うんですよ。77歳、513人、３年度はいたようですけれども、88歳になるともう半分以下になる。99歳になると、ほとんどいなくなってくる。100歳だと101歳以上はせいぜい10人切っちゃうんだよね。私が今言っているのは、元気なうちに多くくださいということを主張しているわけ。もうほとんど余計なことをいうと問題になるから難しいんだけれども、ほとんどの人が５万円やったって喜ばないよね。元気なうちにあげるのが必要だと思いますよ。ですから私は、例えば77歳は5,000円、これが多いとか少ないことは別。88歳まで11年間で１万円上乗せ、生きている人はずんと減っちゃうわけ。99歳になると一桁しかもらえない。これも約10年、これだけ少し間隔をつめるとかね、年齢のね、それは考える必要あると思いますよ。もうこれはあんたは100まで生きたから１万円あげますよというのは本当、おしめしをくれるような感じだよね。私はこれではをもらえる人はうれしくないと思いますよ。ありがたみもない。ひとつそこら辺、考えるべきだと私は思いますけれども、何て断るかは別です。前にも同じような質問しています、私は。元気なうちに少し喜ぶようなことを考えたほうがいいと思いますよ。それが１点目。

２点目に、説明書の160ページ、健康診査の問題、この主な実施内容について、これがいけないということは一切言いません。これやっているということはいいことなんです。例えば、予算が約２億1,000万以上かかっている。一般財源だけで、

決算では２億5,000万以上かかっているわけ。これ金がかかることはやむを得ないのかなと思っています。私ひとつ、前から思っていたことなんですけれども、このがん検診、確かにこれ必要だよね、みんなね。例えば胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診は女性だと思いますけれども、乳がん検診も、大腸がん検診、こういうものがありますけれども、ただ、同じがんでも、例えばこれ以外のがんが幾つもあるわけ、内臓の中にはね。

そういうことを考えると、最近、血を採って検査するとがんが全部わかる検査があるそうだよね。あんたの体はどこにがんがあるというの、そのことを私やってもらいたいなと思ってんの。これは最高だと思いますよ。健康診査の中でやれば、そういうのがあるかもしれませんけれども、なにしろそういう方法があるそうですから、ひとつ研究してもらって、そういういい方法を取り入れてもらえばなと思っているわけです。一々全部がん検診やらなくても、輸血採って名医が調べると分かるそうだよね。あんたはどこにがんがあるかというの。これはいいことだと思うんだよね。幾つものがん検診しなくて済むわけだから。そして、そういう研究してもらいたいなと思って、もし、それが医学的に間違いないというんで、自信を持ってできるということになれば、町も取り入れたらどうかなと私は思うわけです。そのことをどう考えるか。その２点だけです。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

質疑についてお答え申し上げます。

１点目の敬老祝い金の件でございます。今お話にもございましたが、この祝い金につきましては過去高齢者の方75歳以上の方に一律1,000円としてお配りをしていたところですが、平成26年度に見直しを行いまして、そのときから節目の年にお祝い金を差し上げるというふうに変更いたしました。それで、現状の方が77歳、88歳、90歳、99歳、100歳、そして101歳以上となった経緯がございます。現在のところ、決算額でこの商品券というのが約490万円ほどございます。この中の内訳としまして77歳の方はお一人5,000円分になりますから、トータルで513人ですから約250万円ぐらいということで、全体のおよそ半分ぐらいをこの77歳の方にお渡しをしているという状況になっております。

今、質疑の中でもございましたが、確かにこの77歳の方は513名いらっしゃいますが、その次の節目の方88歳の方は158名ということで人数が大体３分の１ちょっと切るぐらいな割合に大きく減っております。この年齢と金額につきましては、様々なご意見もあろうかとは思いますが、現在のその状況に合わせて、また見直しも含めた検討もしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

成果書の160ページの健康診査事業のところですかね。こちらのがん検診につきまして、血液検査等で分かるというような話で、腫瘍マーカーのお話かなとは思うんですけれども、町の検診自体が国のがん検診の指針というものがございまして、そちらに基づいて実際に行っております。この腫瘍マーカーの部分についても、今後議論等なされ

るようであれば、そちらでまた十分に審議がなされると思いますので、そこの中で明らかにやったほうが効果があるということであれば、導入に向けては前向きに検討する必要があるのではないかなとは考えます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございます。

１点目の敬老会の祝い金、敬老祝品か、間隔が10歳なんだよね。これはひとつ私、金額どうのこうのじゃなくて、お祝をやるんだったら５歳間隔にするとか、やっぱりほとんど間もない人にいっぱいやったって喜ばないと思いますので、そこら辺考えたほうがいいと思いますので、十分考えてもらいたい。

２点目については、私なりにちょっと勉強してしゃべったんだけれども、質問したんだけれども、何か本当にいいのがあるらしいですよ、今。ひとつ研究してもらいたい。それで終わります。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　成果書の55ページの若い世代の健康づくり促進事業ということで、第５次総合計画のことだと思うんですが、この20代から40代のアンケートを行ったとありますが、何名の方にアンケートを送って、そして答えられた方は何名なのかをお伺いします。

それから、そのオンライン相談事業というのを実施したのかどうなのか。導入しと書いてあるので、それについて。

それから、決算書の124ページなんですが、保健予防事業の17の備品購入パルスオキシメーター購入費、予備費充用となっています。その上の酸素濃縮器もそうなんですが、これは町独自で買ったということでいいんですよね。県がする前に判断してやったということだったのかどうか。ちょっと忘れてしまったのでお願いします。

それから、98ページの老人福祉施設措置委託事業で措置委託というのがあったということなんですが、これについてちょっとお伺いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

質疑についてお答えを申し上げます。

決算書98ページの老人福祉施設措置委託事業でございます。

こちらにつきましては、ここ数年ずっと決算額がゼロということで推移をしておりましたが、令和３年度に金額のほうが挙がっております。この事業でございますが、例えば環境上の理由ですとか経済的な理由において、ご自宅で養護を受けることが困難な方について、老人福祉法の規定に基づきまして、町が施設に措置入所を行うものでございます。

前回、こちら実績がございましたのが平成23年度でしたが、今回、令和３年度に該当のケースがございましたので、ここに決算額のほうを計上させていただいております。

こちらの具体的な内容でございますが、こちら町内在住の高齢者の方について虐待の案件が１件ございまして、その対象者の方の命と安全を守るために法令に基づいて施設の措置入所を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

成果書55ページのところ、若い世代の健康づくり促進事業につきましてですけれども、アンケートは500名の方々を対象として無作為に20歳代が129、30歳代が160、40歳代が208ということでアンケートのほうを実施させていただいております。

また、決算書124ページのところの17節の備品購入パルスオキシメーターの購入というところですけれども、こちらにつきましては、委員さんおっしゃったように、県が始める前にパルスオキシメーターと酸素の濃縮器等のほうを準備をさせていただいた後、県が実際に始めてということですので、実際には県から発注させていただいて、そのほうを今使っているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　すみません。１点質問のほう漏れておりました。あとオンライン相談のほうでございますけれども、導入しというところでございますが、実際に栄養相談のほうが13名、健康相談が１名の方に利用していただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

じゃ、措置入所は福祉課でもちょっとあったんですが、それと同一ということですねという確認をさせていただきます。

○委員長（川野武志君）　答弁を願います。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

先ほど、ご説明申し上げましたが、健康介護課の所管の高齢者に基づく対応ということで、福祉課のものとは別件ということになります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

３点お願いいたします。

１点は、説明書の149ページ、高齢者健康づくり支援事業です。

コロナ禍で、先ほども出ましたけれども、町内グラウンドゴルフとか親睦輪投げ大会ができないということ。それで今後も人が集まるというのはなかなか難しいと思うんですが、その中で、地域サロンでこの輪投げをお借りしまして、社協のほうからも２つお借りしましたら、非常に皆さん喜んで体も動かしているということで、毎回やりたいというような元気も出るし、まず密にならない。以前は郷土かるたとかやっていたんですけれども、どうしても密になるということで、こういうものを今後ちょっとサロンのほうをかちあって借りられなくなるとか、何か使ってみて非常によかったので、そういうものが何かもう少しあってもいいんじゃないかと思いますので、サロンの活動もどうしてもなかなか開けなかったりもしますけれども、開けたときにはこういう道具を使えたらいいかなと思いますので、そのあたり、お考えをお聞きします。

あと、２番目は、不妊治療費助成事業の128ページ、説明書163ページなんですが、男性の不妊治療費の助成が１件ございます。多分、今まであまりなかったような気がするんですが、今後も多分出てくると思うので、予算とか女性も増えているとは思うんですが、男性の不妊治療も非常に大変ということを聞いておりますので、この辺の今後の見通し、どうなるのかお聞きします。

あと３点目は、130ページの集団接種会場通訳サービス利用料なんですが、これは通訳ではなくて変換の機械なのか。もしその機械であるなら１台幾らで何台購入したとかとお分かりでしたらお願いします。

以上３点です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　６時２１分

再開　午後　６時３３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

健康介護課から答弁に対して修正の旨の申出がありましたので、答弁を許します。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの角野委員さんのご質問のところで、１点修正がございます。オンライン相談のところでございますけれども、こちらの件数ですけれども、健康相談、栄養相談の件数は、実際オンライン相談は導入はしたところでありますが、その２点につきましては、数がゼロでございました。ただ、特定保健指導の件数が２件あったということで訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　それでは、引き続き、健康介護課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

質疑についてお答え申し上げます。

成果書149ページの高齢者健康づくり支援事業でございます。

こちら輪投げのほう大会、町民親睦輪投げ大会ということで実施をしております。これまでの経緯なんですけれども、それまではグラウンドゴルフ大会のほかに、町民ゲートボール大会、こちらの開催をしておりました。しかしながら、やはりゲートボール大会については、だんだん参加者の方も少なくなっているという現状がございまして、どなたでも気軽に楽しめる競技をということで見直しを行いまして、令和元年度から町民親睦の輪投げ大会ということで開催をいたしました。元年度は進修館の大ホールを会場としまして、152名の方にご参加をいただきました。皆さん、すごく楽しく盛り上がった形で競技に参加していただいて、ご好評を得ております。やはり難しいルールもなく誰でも参加できるというのが、この輪投げの特徴であるかなというふうに思っております。ただその後、ちょっとコロナの影響がございまして、令和２年度、３年度、４年度と開催のほうはできておりませんでした。

今年度４年度につきましても、開催のほうは検討はしたんですが、やはり元年度の開催状況を見ますと、進修館の大ホールが結構多くの人でにぎわって、かなり密な状態になっていたというのが印象でございます。じゃ、場所を移してぐるるの総合運動公園の体育館ではどうかというお話も町のさわやかクラブ連合会のほうともちょっとご相談したことがあるんですけれども、場所は町内の高齢者の方が参加するとなると、やはり町の中央というか役場の近くのほうが地理的に参加がしやすいということで、ぐるる宮代のほうはちょっと難しいんじゃないかというふうな形で、さわやかクラブ連合会からもご意見はいただいております。

ただ、せっかくこうやって始まった輪投げ大会

でございます。今サロンのほうで輪投げの道具を借りられたということですけれども、サロンにつきましても、長く続く新型コロナの状況の中、活動が思うように進んでないという状況がございますので、それを活動へと進んでいただくための一つの起点ではないですけれども、こういった輪投げというのを積極的に活用していただいて、ぜひサロンの中でも取り上げていただいてやっていただければなというふうにございます。

町のほうでも貸出し用の輪投げが用意してございますので、ぜひサロンのほうでもこれを使って気軽に進めていただきたいなというふうに思います。

また、町のほうでもサロンに対して定期的に情報提供ということで、現在開催しているサロンの状況ですとか、こういったことをやっていますよとかいうのも定期的に情報提供しておりますので、そういった中で、この輪投げについても、ＰＲをしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

決算書128ページ、不妊治療費の助成事業につきましてでございますが、こちらにつきましては、委員さんおっしゃったように、高額である治療費というところがあると思いますので、近隣の状況等を踏まえまして検討を続けてまいりたいと思います。

続きまして、決算書134ページですか。

使用料及び賃借料のところで、集団接種会場通訳サービス利用料というところでございますが、こちらにつきましては、各会場にタブレットを１台ずつリースのほうをさせていただき、準備させていただきながら現在も利用しているというところの状況でございます。

実際の中身なんですけれども、タブレットのところでいろいろな母国語が選べるようになっていまして、そちらを選んでいただくことによって相手が出てきて、その相手が対応してくれるというような仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

では再質問させていただきます。

このゲートボールでは元年度のときは私も議会だよりの写真撮りで見に行って大変皆さん盛り上がっていたのと上手なのと表彰されたとき、皆さんとても喜ばれていて、すごくいいなと思っていて、あれ見るとやっぱりなかなか開催は密になってしまうし、難しいかなと思います。それで、体を動かすことはやはり皆さんすごく楽しいようなので、サロンのほうで今後とも利用がかちあって借りられないじゃなくて、借りられるような措置をお願いしたいと思います。これは要望です。

あと不妊治療に関しましては、検討を続けてくださるということなんですが、男性の不妊治療も県のほうも結構前から宣伝もしていますけれども、なかなか取り組むのも女性も仕事を休むの大変ですけれども、男性ももっと大変な状況ですので、町として本当に男性の治療にも力を注いでいただきたいので、そのあたりもう一回答弁お願いいたします。

あと３番目の通訳サービス利用は分かりました。それでタブレットが大体町内に住んでいる外国人の方でも日本語がしゃべれない方で大体このタブレットで対応ができているのか。もしできていない母国語とかございましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

不妊治療の助成につきましては、先ほども申し上げましたように、引き続き検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと通訳のタブレットでございますけれども、こちらにつきましては、実際の会場で使っているというお話を聞いております。ただ、いらっしゃっている方々に対して対応ができなかったという話は今のところ聞いてはいないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

４点、確認もしながら質問をしたいと思います。

まず、決算書97、98ページの下のほうの成果書では149ページ、地域敬老会支援事業でございます。

これも前段の議員からの質疑がありましたので分かりますが、うまく節目の年に敬老祝金の贈呈ということで、これについては全国的にもこういう傾向があって、批判の声が多くなっております。私はそのとおりだと思いますが、その後の世代を超えた交流と地域の支え合いによるまちづくりを目指すということで、敬老会の開催支援ということで、先ほど、前段の議員のときに令和３年度は18地区で自治会で実施されたのでしょうか。ちょっと聞き漏れたのか。そういうふうに聞こえたんですけれども、その点、確認をさせていただきたいと思います。

続いて、99ページ、100ページの下の避難行動要支援者支援事業です。

この件につきましては、自主防災組織と連携し、より実効性のあるという答弁に聞こえたんですけれども、実際、地域への情報提供の可否の意向確認ということなんですが、これはもうどのぐらいまでできているんでしょうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、決算書121ページ、122ページの保健予防事業なんですけれども、実際不用額は２億2,252万円出ております。これは集団接種会場運営費をはじめとした経費に余りが生じたということなんですけれども、これはあまりにも大きな不用額が出ております。それなりの理由があると思うんですけれども、もう少し詳しい内容をお示し願いたいと思います。できれば金額も示していただきたいと思います。

続きまして、127ページ、128ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業の関係でございます。

進修館とぐるる宮代を会場として集団接種を行いました。それから個別接種も行われました。この件についてはいいんですが、やはり一番肝要なもし発熱したら、皆さん、受診については非常に不安を持っていると思います。

一般質問のときにも、もし発熱したら受診の進め方、それについてホームページでよく書かれているということでほめましたが、その中で、今までも言われたように、医療機関をまだ検索しなさいということで、県のホームページにもそういって、これまで宮代町医療機関の登録ということで、現在は６つの医療機関が登録されておりますけれども、発熱外来については、やっぱり公設宮代福祉医療センター六花、これがやはり私は問題になっているというふうに思うんですけれども、実際

これまでも診てもらえなかった方の事例も聞いております。

実際、どうなんでしょうか。これは決算ですので、これからのことでやはり生かしていかなければいけないと思うんですが、全然進展はしていないのか。振興協会の関係で、もう発熱外来は診ないと、そういう方針なのか、それとも前向きに検討はされているのかどうか。私は、これまでも課長の答弁からも前進するよりは努力はなされていると思うんですけれども、なかなか目に見えないというふうに思いますので、そういった点でどうなのかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

まず１点目でございますが、決算書98ページ、地域敬老会支援事業でございます。

先ほど、私どもでご説明申し上げました18地区というところの数でございますが、こちらは開催をされた地区が18ということではなく、町の補助金、豊かな地域づくり推進事業費補助金の交付があった地区の数ということになります。したがいまして、町の補助金を受けずに開催された敬老会がある地区というのも可能性としてはございますので、その数は含んだ数ではございません。この18地区というのは、あくまでも補助金の交付を受けた地区の数ということになります。

そして、２点目でございます。

決算書の100ページ、避難行動要支援者支援事業でございます。こちらも個別の避難行動の避難計画につきましては、やはり実効性のあるものにしていかなければならないという大きな課題がございます。この避難行動における計画でございますけれども、その前提に当たっては、自主防災組織におきまして、名簿の受け取りというのが前提となりますが、これは成果書の151ページにもございますように、対象者数が928名、そして、その名簿提供の同意者が956名ということでございますが、このうち、実際に避難行動の計画を立てたのは約100人程度ということで、全体の対象者数の約１割程度という形になっておりまして、決して順調に進んでいるというふうには言えない状況と認識をしております。

そのような中、令和３年の５月に災害対策基本法が改正されまして、自ら避難することが難しい高齢者などの方について、個別の避難計画の作成が優先度を設けた上で市町村に努力義務化がされております。

これを受けて、町では令和３年度において、その計画作成がうまく進んでいないところについて問題点、課題点を抽出するために、名簿の作成をいただいた自主防災組織についてアンケート調査をいたしまして、その結果、なぜ自主防災組織において計画のほうの作成が思うように進んでいないかというところの分析を行いまして、個別に自主避難行動の計画を立てていく必要性について改めて認識をしたところでございます。

そして、今後におきましては、その５年後を目安に、優先度の高い方について避難行動の計画をつくっていくのが努力義務化されておりますので、それに向けて町としても自主防災組織と連携を図って計画の作成に進めていきたいというふうに考えております。

なお、４年度におきまして、実際にそれを進めるための第一歩ということで、実際にモデルケースとして１件、自主防災組織、それから介護事業所のケアマネジャー、それからご本人、家族の方

を含めて個別避難計画の作成というのを進めております。このことについては、福祉避難所との必要性等もございまして、そういったところも含めて、実際今、モデルケースとして、避難行動の個別避難計画の作成を進めている状況にございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

決算書121ページ、122ページのところの予防費のところの不用額が多いというところでございますけれども、こちらにつきましては、各種がん検診も含めてなんですけれども、受診当初の予定を見込んでいたよりも受診率が少なかったり、また、予防接種に関しましても、当初の見込みよりも少なかったというところが大きいところでございます。さらに、一番大きいのが先ほど委員さんもおっしゃったように、新型コロナワクチンの部分ですね。こちらにつきましては、実際に多くの方、高齢の方々、65歳以上の方々につきましては、本当に多くの方々に接種していただいているんですけれども、それでもやはり受けていただくに当たっては100％の方々が受けていただけるときのために、各事業費につきまして予算取りを行っておりましたので、その方々に対する分と、あと実際に接種に来ていただく日程が全員の方に受けていただくためには、この程度必要なのかというところで全部出させていただいたんですが、それ以上に実際に少なかったというところがございますので、接種会場についても縮小傾向にしなければならなかったというところで、その合計というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

六花につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

発熱外来につきましては、皆さん発熱をされてあるいは体調が悪くて、もしかしたらということで頼みの綱として町のホームページですとか、県のホームページをご覧いただくんだというふうに思っております。

こうした中で、私も、例えばそこにどこどこのお医者さんが何時から何時まで何件やっているということが書いてあったらいいなと常々思ってはいましたが、現実そう事は簡単ではございませんで、これだけ感染が増えてきますと、各医療機関それぞれの医療機関の施設、設備あるいは人員、そういった医療資源の状況に応じて最大限頑張っていただいて、患者さんを診ているんだということがやはり分かってまいりました。

そうした中で、物足りない、期待外れと言われるかもしれませんが、六花におきましても、今ある施設で人員の中で対応させていただいておりまして、昨年の暮れからになりますが、県の指定医療機関を受けさせていただいております。

そうは言いましても限られた人員でございますので、なかなか全ての皆様のご期待に応えられない点については、大変申し訳なく思っております。全ての方にお越しいただくことができなくても、例えばですが、その後も電話での対応の中でその一人ひとりの方の症状をお聞きして、ケースに応じて、例えばほかの医療機関をご案内したり、あるいはほかの療養の方法をご案内したりというようなことで対応するようにはしております。

これで十分ということは常に思っておりませんので、様々な声を伺いながら、住民の皆様に寄り

添えるように努力は続けてまいりたいと思います。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

まず、97、98ページの地域敬老会支援事業でございます。

補助交付を受けたのは18地区、そうすると、それ以外は把握していないということでしょうか。いずれにしても、その答弁をいただきたいと思うんですが、町が実際やっているのは、成果書の149ページでございます。節目の年に変えられたもんですから、こういうふうになっていますが、じゃ、それ以外の節目以外の方とか、それから地域敬老会の開催では、このように地域敬老会へ自治会を中心にしてやっているところはいいのですが、やらないところと、じゃ、やっているところの差も出てくると思うんですね。ですから、その辺は町として、どういうふうに感じているんでしょうか。また、どういうふうにあるべきと考えますか、その点お尋ねをいたします。

それから、99ページ、100ページの避難行動要支援者支援事業でございます。

災害といっても水害と地震とによっては違うと思うんですけれども、水害の場合は早めに発信できますけれども、地震の場合はそうはいかない。ですから、余計この情報提供の必要性はあるというふうに考えますけれども、アンケート、なぜ思うように進んでいないのか。アンケートを取ったけれどもということなんですけれども、実態はどうなんでしょうか。

この個別避難計画の作成が５年後だから、この長期的なことで考えていて遅れているのか。これは自主防災地域の責任なんでしょうか。それとも町のほうの責任なのか。その辺はどういうふうに捉えているんでしょうね。

これまでは努力義務化で、５年後に向けてはこれは義務化ということで、その辺の認識の違い、これは住民の側にあるんでしょうか、それとも、どうなんでしょうか、その点について、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、121、122ページの予防費の関係ですが、集団接種会場運営費については、不用額のうち多分大きいんだと思いますけれども、どれぐらいになるのか。マクロ的に言いますと、要するにこれまでの接種、これは今年度なんですけれども、２回目が87.1％、３回目が74.7％、４回目が70.0％と。これは２、３、４とありますけれども、令和３年度というのは、そんなにこの集団接種会場運営費で不用額を出したんでしょうか、その点について、先ほど金額を示していただきたいということで質問したつもりなんですけれども、２億2,252万、そっくりこれに当てはまってしまうのか。その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、127、128ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業に絡めてお尋ねしています。

私もこれまでも何回も言ったように、六花は私のかかりつけ医なんですよ。実際、まだ感染しておりませんけれども、もし発熱したらということで、一番にここに電話しなければいけないと。そうすると、だってちゅうちょしてしまいます。今は第７波がすごく感染者が多くなって、医療機関を逼迫させるということで、あらゆるところで、例えば今、薬局でも抗原検査キットでやるところもありますよね。ですから、病院へ行かなくてもというのもあるんですけれども、これはあくまでも抗原検査キット、ＰＣＲ検査等々ありますけれども、やはり病院で確たるどういうふうになっているかということをやっぱり認められたいというのが、発熱したらもう重いんだと思うんですけれ

ども、そういった点でどうなんでしょうか。全然、六花は見込めないのかどうか。白黒はっきりしろというふうに今難しいんですけれども、どうなんでしょうか。そういう点では、やはり期待せざるを得ないんですよ。

先ほどの答弁ですと、いろいろなほかのところへ行ってみたらとか、そういった助言もあるというのは、そんなのは当然だと思うんですけれども、やっぱり診ていただくというのは一番大事なことだと思うし、それが公設の意味だよというみんながそういう思いでいるんですよ。ですから、どうなんでしょう。こういうことがありますので、もっと発熱外来、診てもらえるように前向きな答弁いただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

では、お答えいたします。

まず、１点目の地域敬老会支援事業でございます。この地域敬老会支援事業でございますが、地域敬老会につきましては、それまで町で開催をいたしておりましたが、その後、地域で自主的に開催をしていただくということで、第４次総合計画の実施計画にも掲げております。

そして、令和元年度は、全77の地区の中で開催したのが67地区ということで、全体の87％が開催をしていただいております。したがいまして、その地区で自主的に敬老会を開催していただくという当初の目的については、かなり浸透していったのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、令和２年度以降は、新型コロナウイルスの感染状況というのがございまして、開催というのが少なく、令和２年度は３地区のみの開催、そして令和３年度は開催の件数ではありませんが、補助金の交付を受けたのが18地区というふうに、徐々に回復をしております。

また、今年度令和４年度におきましても、これから敬老会の開催というのが非常に多くなってくるときでございますが、現在のところ、11の地区から補助金の交付申請に伴う名簿の提供の申請をいただいております。ですので、徐々にやり方を考えながら、例えば新型コロナで皆さんが集まって開催するのは難しい場合には、記念品をお配りして敬老会とするというような場合にも今、補助金の対象としておりますので、そういった形でやり方を変えながら、徐々に敬老会というのは浸透して広がってきているのかなというふうに考えております。

そして、２点目の決算書の100ページでございますが、避難行動要支援者支援事業でございます。

こちらも令和３年度中にアンケート調査を実施いたしましたと、先ほど申し上げました。

その内容でございますが、お答えとしては、いただいたその名簿を基にどういうふうにして個別支援計画をつくったらいいか、よく分からない、あるいは、いざ災害が起きたときに、その計画をつくっても実際にできるかどうかが不安であるとか、いろんな声をいただいております。

そういったことを踏まえて、今年度は先ほどのモデルケースも実際に作成を進めていっているというふうに申し上げたところでございますが、その優先度の高い方について、５年度を目途に避難行動の個別計画を立てていくというところです。

その優先度は、じゃどうするかというところですけれども、役場の庁内におきましても、健康介護課高齢者支援担当、それから、防災の担当であります町民生活課、そして障がい者の担当でもあります福祉課と連携して定期的に会議を行っておりまして、どういう方をまず優先度の高い方とし

て上げていったらいいか。例えば、障がいを持っている方だったらどういう障がいの方が対象になるかとか、介護の認定を受けている方でしたら、どういう方が対象になるか。

また、水害、例えば川の水位が上がって決壊と増水のおそれがあるときは、例えばそのハザードマップを使って、どういった地域の方が優先度の高い方になるかと。そういったところを基にして検討を進めているところでございます。

委員さん、先ほどおっしゃられた責任というところでございますが、このなかなか個別避難計画が進んでいかないという原因ですが、誰に責任があるということではなくて、個別避難計画を作成するということ自体が非常に難易度が高いというところがそもそも原因なのかなと。町が責任があるとあるとか、自主防災組織が責任があるというのではなくて、この制度になかなか取り組みにくいところが大きなハードルとしてあるんじゃないかなというところで原因ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

決算書121ページ、122ページのところの予防費のところの不用額大きかったものということでございますけれども、一番大きかったのは、委託料になります。こちらにつきましては、２億1,264万1,674円の不用額が出ております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

六花につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、これ以上、その発熱外来を多くというところでございます。

一つの例、推計になりますけれども、今回、新型コロナの感染者数が宮代町の場合、大体１日で多かった日で、たしか50から60というふうに記憶しているんですが、その数は陽性率で割っていきますと、大体１日に80とか100とかいう方が恐らく行政検査、ＰＣＲ検査を受けられているのではないかなと思っております。

さらに言えば、第７波というのは、２か月にもなりますから、これが２か月間続くということでございます。そうした点を踏まえて、これが全部六花で対応させていただくということができるかというと、これは難しいと思っております。

六花は公設であり、当然責任がありますが、その責任というのは、発熱外来だけではなくて、通常診療に加えまして予防接種、あるいは健康診断、こういった点も担わせていただいております。そうした中ではありますが、当然住民の方が一番ご心配となる大切な部分、発熱外来につきましては、引き続き、より多くの方に寄り添えるよう対応できるよう今後、努力はさせていただきたいというふうに考えております。

それといま一つ、避難行動について少し補足をさせていただきたいのですが、先ほど、ご質問の中にありました責任という言葉が、実は今回この避難行動計画をつくる上で一番のネックだと私は思っています。

どういうことかというと、避難をさせるということは、当然地元の方、自主防災の組織の方もそれを責任として負うというふうに感じがちです。

ただ、これは責任ではなくて、あくまで地域の中の共助、助け合いの仕組みですから、その点をきちんと我々が広報、啓発をしていく必要があるのかなと思っておりますし、今後この計画がうまくいくかどうかのいかんはそこに成否がかかっているというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

最初に、99ページ、100ページの避難行動要支援者支援事業です。

私が責任と言ったのは、こういった計画が遅れている責任はどちらなんでしょうかという意味なんですよ。私も自治会の役員をやっています。自治会の責任と言えば、こういうことがあると、本当に町の職員で３万4,000人の町民を守れるわけがないし、ですから余計、こういうふうに地域に分散して、私は一番マスコミでも言われているように、やっぱり両隣なんですよ。いざというときに助けてもらえる、ＳＯＳを発信したとき両隣なんですよね。もうそれ以上動けないというときは、自分の一番上で安全なところにという極端な話もありますけれども、ですから、これはもう本当に自治会も大変だなというふうに思っているわけですよ。だから、早くつくらないとそれだけ犠牲者が出るわけですし、避難行動要支援者というのは、今も言ったように、福祉、町民生活、それから健康介護、弱い人、弱い立場の人からやはり心配なわけですよね。こんなことを一々言う必要はないんですけれども。ですから、早く計画をつくるためにということが、やっぱり私は町、行政が先ほどの副課長からも難易度が高いとか、大きなハードルがあるというふうにおっしゃっていました。そのとおりなんですけれども、これは行政がやらなくして、じゃ誰がやるかということなんですよね。その辺をきちっと踏まえて進めていただきたいと私は住民の代表ですから。進めていただきたいというふうにしか言えないです。でも、町がそういうふうに指導してくれれば、町民も応えると思うんですよね。ですから、ぜひそういうのをお願いしたいというふうに思います。

それから、六花の予防費は分かりました。六花の発熱外来の関係です。これは医療機関を検索してくださいで出てくるんですよ、六花は。ですから、私は先ほどから全部六花でやれなんて言っていません。そのしわ寄せがほかの病院に来て、公設と言われている六花が、ほかの病院にむしろこういうことで、しわ寄せ行っているんですよ。しわ寄せが来ていると言っているんですよ。これはさっき言った町の医療機関ですよね。私に本当に今後のことを考えれば、ちゅうちょするより、どうにもできないんですよ。発熱外来、ちゃんと診ますというふうにならないと。誰が、じゃ六花に行けるなんて言います、知らない人ぐらいだと思いますよ。取りあえず、じゃ電話しようかとか。そういう声にやっぱり応えるには六花でしょうと。これはもう住民もそうだし、ほかの医療機関も言っているんですよ。これはひどいことを言うと、県に登録しながらやっていないというと罰則はないんですか。それとも、登録を抹消するとか、そこまでは言いはしないですけれども、だから町民の切なる願いですよ。さっきから何回も言っているように、ちゅうちょしちゃう。ほかに行かなければいけないのかとなっちゃいます。その辺を何とか町のほうでも、そういう住民の声をやっぱり考えるために努力はしています、してないとは言わない。だから、そういう声をもっともっと六花に言うべきだと思うんですけれども、言っているか言っていないかというと、言っているというふうになるんですけれども、どうして届かないんで

すか、じゃ。どうして届かないんでしょうか。それ最後、お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁願います。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

では２点、お答えをしたいと思います。

まず、避難行動支援の件です。

こちらにつきましては、法に位置づけられておりますとおり、我々行政には努力義務が課せられておりますので、１人でも多くの方を救えるよう計画策定に向けて努めることには責任があるというふうに理解をしております。

このため、昨年から今さらとなってしまうかもしれませんが、関連する３つの課が初めて昨年から１つのテーブルに顔をそろえまして、準備を進めさせておりますし、先ほど、副課長から答弁いたしましたとおり、ケアマネと現場の声も聞きながら進めております。

こういった仕組みをやる中で、例えばそのつくり方ですとか、そういったものも含めて地域に啓発周知していくことで、機運を高めていくということが大事だと考えておりますし、先ほど来、質問いただいているとおり、少しでも早く実現をしてまいりたいというふうに思います。

いま一つ、六花です。

ご意見、ご質問ごもっともだというふうに思います。

六花は公設という立場ですから、ほかの医療機関へのしわ寄せという言葉もありますが、むしろほかの医療機関を救えるような立場でなければいけないと思っておりますから。そうした努力は町としても、引き続き継続をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　７時２１分

再開　午後　７時２４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３９号の審査（産業観光課）

○委員長（川野武志君）　これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　皆様こんばんは。大変お疲れのところをありがとうございます。

私、産業観光課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。出席者につきましては、自己紹介でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課商工観光担当主幹の山内です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課農地調整担当農業振興担当主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　産業観光課農地調整担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

簡単な質問ですので安心をしてください。３点だけ質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、決算書141、142ページになります。

新しい村管理運営事業ということになります。成果書のほうでは、28ページになるんですが、この中の真ん中のほうの実施内容のところで一番最後の行ですけれども、各種の調査結果から新しい村に求められる機能や役割を整理しましたとあります。こちらのほうは全員協議会のほうで、新しい村のほうからは話は聞いたんですけれども、町としまして、どのような課題を見つけたかというか、どのように新しい村に要望していくかということをひとつお伺いいたします。

それから、２番目なんですけれども、決算書の143、144ページになります。

備考欄の18のところの負担金、補助及び交付金ということで、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金と農業次世代人材投資資金ということで、成果書のほうでは、31ページになるんですけれども、大体真ん中のちょっと下あたり、宮代町農業次世代人材投資資金経営開始型の交付ということもありまして、ここの対象者が３名いらっしゃるんですね。この３名の300万なんですが、２名の方は75万円で、１名の方が150万円というふうになっているんですけれども、この金額の違いはどういうものかを教えてください。

それから一番最後のところで、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金ということで、①、②、③とあるんですけれども、これについて金額等入れていただいて説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。

まず、２点目のご質問でございます。

決算書143から144ページ、成果書31ページ、まずは農業次世代人材投資資金の経営開始型の交付額300万円、交付対象者３名、こちらの中身についてお答え申し上げます。

こちらの農業次世代人材投資資金は、就農後間もない青年新規就農者の早期の経営安定と経営継続を支援するため、就農後いわゆる農業経営開始後、最長５年間交付する農業人材投資資金の給付事業に対し交付を行ったものでございます。

宮代町におきましては、基本的には農業担い手塾を卒塾して新規就農をされた方が該当いたします。令和３年度におきましては、給付金自体３人の方が交付されたんですが、そのうち１名の方につきましては給付対象期間２年目ということで全額150万円の給付を受けました。残りの２名につきましては、ちょうど令和３年９月末をもって給付期間の５年間が満了することになったものですから、半期分、つまり150万円の半分、75万円を掛ける２人ということでございます。

それから３点目、同じく決算書143、144ページの「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金の内容でございます。

成果書の31ページの補助金の内訳、実際の交付

金の額でございますが、まず、①の水田農業担い手支援事業、農業機械の導入ということで、昨年度におきましてはトラクターの導入に対しまして補助金を交付しました。補助金額につきましては250万円でございます。事業費は630万円でございます。

②の園芸果樹生産担い手支援事業、こちらも農業機械の導入でございまして、ネギ苗の移植機の導入に対しまして支援を行いました。こちらは、補助金額が83万6,000円、事業費が167万2,000円となっております。

最後に３点目の園芸果樹生産担い手支援事業、栽培施設に対しての取組でございます。野菜苗の育苗栽培施設の整備ということで、こちらにつきましても補助金額は250万円、事業費につきましては３億1,200万円となっております。

ご質問の２点目と３点目に対しましては以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

最初にご質問いただきました決算書141ページ、142ページの新しい村管理運営事業、成果書でいきますと28ページの新しい村魅力アップ事業ということになりますが、各種調査に基づいてということで、こちらの調査につきましては、昨年度、新しい村が担ってきた役割の検証、それから生産者の今後の意向、動向の調査を行っています。そのほか、周辺環境の変化と消費者の動向調査ということで社会動向の変化ですとか競合の可能性のある周辺施設の状況であるとか、施設利用者のアンケート調査、ウェブによるここ関東近辺のアンケート調査、その他マーケティング戦略の検討のほか、事業実施主体の検討ということで、いろいろなそれぞれの事業の民間事業で実施している事業者のヒアリングなども行っております。その結果、まずＰＲという意味では「新しい村」という言葉からなかなか施設のイメージが想像できないといった調査結果などもありまして、ＰＲ戦略を改めてし直さなければいけないという結果をまとめております。

そのほか、生産者の今後の意向、動向調査の結果、なかなか生産者、後継者がいないということもありますので、本気で農業を取り組む方をどんどん増やしていかなくちゃいけないという方向性を示しているところです。

そのほか、観光という面ではハーブ園の活用ですとか、そのほかあちらの周辺環境を生かした、周辺施設との連携も含めた今後の取組というのが必要であろうということで、そういった形で課題をまとめております。その課題に基づきまして、今年度、魅力アップの検討委員会というのを立ち上げまして、この９月には第２回目の会議を予定しております。その会議を踏まえまして、最終的には魅力アップ計画をまとめていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

新しい村に関しましては、大体予想はしていたんですけれども、28ページの下のほうのグラフ、この中で令和４年度から実施するのがこの３つ載っているんですけれども、その中で私が気になったのが、新しい村周辺農地の地権者意向調査というものが始まっているということなんですけれども、これを受けて、またどのように考え方を持たれるか期待しているところなんですが。

新しい村に関しましては、どうしてもアグリ部門が弱いということがありまして、やっぱり地域

の方たちのほうから話も出たりするんですけれども、新しい村の中でこういう農業従事をするという中で、その本当の農業のプロという人が人材不足なのではないかということを指摘しているんですね。それについて、町のほうではどのように考えているかということをお伺いいたします。

それとあと、２問目のほうの次世代投資資金、これ分かりました。これを年間でもらう額が変わっていくということ理解をいたしました。

また、下のほうの「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業ということで、ただ、これに関してはどちらかというと全部機械的なものばかりなんですけれども、これもちょっと話を聞いた中で、今、ブドウですね、宮代町では。特に巨峰のほうがふるさと納税とかでも利用されるのが多いと思うんですが、ここ数年、巨峰のほうの何か生産がよくないというふうになっていると思うんですね。ある映画で見ていたんですけれども、このブドウという木ですけれども、長年生産していると、年をとってくると、やはりちょっと苦くなってしまって、新しいものを、何というんですか、接いだり接ぎ木をしたりとか、若い木を植えたりとかしてやっていかないとならなくなるということをやっていたんですね。そういう中で、その映画の中では息子さんが亡くなってしまったんで父親が自分の代で終わるとすると、もう新しいブドウの木を植えるのはもうやめようというふうなことを決めてしまう。その映画の中では、ある会社から出向された女性の方が、そのブドウの木のあれを応援するというか、跡を継ぐみたいな雰囲気で終わったんですけれども。やはりそういう人材を育てていくという中で、機械だけではなくて、何かそのブドウの木の新しい植えたりとか接ぎ木をしたりとかするようなそういうことに対する何か支援みたいなものをすることができるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

その２点よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

アグリ部門につきまして、少し弱いんではないかというようなお話だったかと思います。先ほど調査結果でもお話ししたとおり、これから生産者が減っていくという中で、新しい村についても新規就農者といいますか、農に携わる人というのを人材育成というのが必要ではないかというようなことがありまして、今回の新しい村の魅力アッププランの中でもそういった人材を育成していくという意味では、やはりアグリ部門の人材というのは少し考え直さなくてはいけないんじゃないかということで、今回の計画の中でもこういった議論を重ねていって、しっかり指導ができるような方というのを確保していきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

成果書31ページ、「農」のあるまちづくり担い手支援対策補助金に関連したご質問でございますが、まずこちらの補助金につきましては、補助対象事業がいわゆる農業投資、高価な農業機械、あるいは栽培施設等の投資に対しての後押しをするということで創設した町独自の補助金でございます。

泉委員ご指摘のとおり、ブドウ、あるいは梨等の果樹作物につきましては、やはり木そのものが老朽化しておる方々がかなりいらっしゃいます。その中で新たな品種あるいはこれから今後需要が見込めるような品種、ブドウを申し上げますと、

最近やはり種なしで皮ごと食べられるシャインマスカットなどの需要が大きく伸びております。そういった中で、果樹農家の皆様の中では、老朽化した木を改植して、そういった新たな需要が見込まれる苗木に植え替えるといった取組をされている方もいらっしゃいます。そういった果樹の苗木の植え替えに対しての支援ということではございますが、果樹農家、なかなか後継者が、跡継ぎがいない、あるいは新規参入で果樹農家を目指す方がいたとしても、永年性作物という壁がありまして、なかなか農地の確保から栽培技術を長年、長時間、通常の野菜であれば、今の農業担い手塾の仕組みの中で３年間の模擬経営の中で、最低限の栽培技術で、自分の名前で売れる作物ができるぐらいの技術が見込めるんですが、なかなか果樹ですと永年性、なおかつ１年１作、一度失敗したら、もしかしたら次の年も影響が出てしまうのではないかというおそれもありますので、担い手塾で新たな研修生の受入れというのがなかなか広がっていかないのが現実でございます。

そういった中でも、果樹農家の方の後継者も少なからずいらっしゃいますので、そういった部分で苗木の改植、新たな品種の導入といった取組への支援についても検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

新しい村につきましては、新しいものを開拓していくという大事なことなんですけれども、やっぱり基本となるアグリ部門、ここにはちゃんとしたプロの方を備えて今後を煮詰めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの２問目の再質問の件なんですけれども、やっぱり確かにブドウも10年かけてやっと実がなるというふうに聞いておりますので、大変なことではあると思うんですが、町としてやっぱり昔から地元の中では代表の品物になっているわけなので、何かしらの支援をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

３点ほど質問をさせていただきます。

１つは、新しい村管理運営事業でございます。新しい村の142ページ、新しい村の運営事業で委託料3,764万円となっております。去年が3,200万円、今年は市場調査委託料というのを別枠で50万円ほど入っています。委託料の中に２つも入っている、これはどういうあれなんかなと、普通、委託料ということはそういうことをやって全部委託するわけなんですけれども、別枠で書いてある。私、ちょっとそれのところがなぜかと思って、普通、委託料といったら総額で幾らということでやって委託してもらうというのが常識じゃないかなと思っているんですよ。なぜこれ550万円別枠にして委託しているのか説明をお願いします。

それと、144ページ、備考欄、明日の農業担い手支援事業です。去年が1,400万円、今年は935万円、31ページの説明書を見ると、いろいろと「農」のあるまちづくり担い手支援事業でやっています。３件ほどでやっていますけれども、この件数は減っているのかどうかちょっと分からないんですけれども、この予算が減ったって、決算が減ったってということはこれが減ってしまったのか、それともほかの担い手事業で研修生が１名になったということなんですけれども、そういうふうに事業が減ってしまったのか、ちょっとそれがどういう

ふうになっているのか、説明をお願いしたいなと思っております。

それと145ページ、商工費なんですけれども、宮代町は零細企業が多いということで聞いているんですけれども、ご存じのように国で今度、インボイス政策ということで取り入れるとも言っているんですよ。小規模業者が多い宮代町で、これだと人手がかかったとかそういうことになってくると、計算だとかいろんなことで届出が難しいということで、相手の取引企業から契約を打ち切られる可能性が往々にあると思うんですよ。そういうところで商工業者担当部署として対策というか、そういうのはどういうふうに取っているのか、そのところの説明をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

決算書141ページ、142ページの新しい村管理運営事業の委託料、新しい村指定管理料3,214万9,700円、それから市場調査委託料ということで550万円ですが、新しい村指定管理料は、この名のとおり新しい村の指定管理料でございます。

市場調査委託料につきましては、先ほど泉委員さんからも質問がありました別途調査を行った新しい村魅力アップ計画をつくるための調査の委託でございまして、こちらについては新しい村ではなくて、パシフィックコンサルタンツというところに委託をして、先ほどの調査結果を調査していただいて調査をまとめていただいたものになります。ですので、委託先が違うということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

決算書144ページ、成果書31ページ、明日の農業担い手支援事業の予算額に対して執行額が少ないのではないかというご質問でございます。

まず、こちらの明日の農業担い手支援事業の中で、まず農業６次化の推進に係る事業ということで、食と農の研究会の開催について、その経費を予算で確保したところでございますが、昨年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大のため、会議自体が一度も開催できなかった、あるいはそれに関わる料理教室等の事業も全くできなかったということでございます。

それから、農業担い手塾の運営経費、実践研修に係る農業資材等の事業でございますが、こちらにつきましても、令和３年度の４分の３ぐらいの期間は在籍する研修生が１名でございました。令和４年２月から新たな研修生として９期生を受け入れたところでございますが、実際に野菜等の栽培の準備等が始まったのがこの春からということになりましたので、それの農業栽培用の資材等の執行が、当初見込んでいたものよりも実践研修に係る期間が短かったということで、それに伴う経費の執行がなかったということでございます。

それから、あと最後にもう一点、負担金、補助及び交付金の中で、農業担い手塾に入塾した方が、町外から宮代町に転入して実践研修に取り組む方がいた場合に、農業担い手塾研修奨励金というものを120万円ほど予算を確保してはございますが、こちらにつきましても、令和３年度におきまして該当者がいなかったということで、そちらにつきまして、執行がなかったということで大きな減額となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

先ほどご質問ありましたインボイス制度についての支援でございますが、商工会のほうからも今後、研修会なり、そういう支援をしていきたいということを話を伺っております。また若干期間がありますけれども、今後そういう体制で支援していくものと思われます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

新しい村の運営事業、3,764万円、この中には別の調査会社に任しているやつもありますということで、分かりました。

ただ、これだけで莫大な事業費を納めているわけなんですけれども、成果として、新しい村、独立して本当に今後やっていけるのかどうか、その辺のところはちょっと心配だなという感じがするんですよ。やはり独立してできるように仕向けていくというか、町財政を増やしていくんじゃなくて、固定してこれでできるのかということでやっていく必要があるんじゃないかなと私は感じているんですよ。これは年々増やしてみるとなると、何のためのあれかなという感じ、委託しているのかなという感じがするので、その辺のところはどういう勉強するのか、今後、運営していくのか、その辺のところも分かる範囲で結構です。本当にこれからやっていけるのかどうか、その分かる範囲で結構でございますのでおっしゃってください。

それから、担い手事業935万円になったということで、塾生、やったんだけれども、いなかったとかいろいろあります。それと、野菜ですか、４月から農業資材がどうなったともなかったということで、その辺のところは分かりました。細かいことですから、それは結構なんですけれども、ぜひ成功させてほしいなと思っております。いろいろな事情あるかもしれませんけれども、特に担い手塾生を増やす努力をしてほしいなという感じがします。そして宮代の農業を活性化させていただきたいと思っておりますので、ぜひその辺のところは強めていっていただきたいと思っております。

あと、商工費のインボイス政策、これやっているんですけれども、本当に中小企業、零細企業、人手がかかるとか、そういうところが入っているところは取引先から除外される可能性が往々にしてあるんですよ。研修とかそういうんじゃなくて、本当に教えていく、ぜひその辺のところは実践でやってほしいなという感じがする。これからやるんだというんじゃなくて、国が進めていますから、いざとなったとき、あれっと思っているうちに終わってしまったというんじゃ困ってしまうんで、本当に人手がかかる中、大変な時代じゃないかなと私は感じているんですよ。ぜひ実践的に教えていってほしい、指導してほしい、それが私の願いです。その辺のところもう一度、町としての指導ができるのかその辺のところをちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員、最後のインボイスは要望ですか、要望ですよね。１問でいいですよね。

○委員（山下秋夫君）　町のほうで答えてほしい。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

新しい村につきましては、もちろん独立採算で

できるようになると、もちろんそれはいいと思うんですが、なかなか収入を上げられない部門てありますので、それについては指定管理料はある程度必要だという認識を持っています。そのほか、例えば直売所ですとか、カフェですとか、育苗ですとか、利益を生む部門につきましては、直営から指定管理に移行以降、売上げ、客数ともに伸ばしておりますので、今後ともそういった収入を得られる部分というのは最大限に収入を得ていけるように今、検討しています魅力アップ計画の中でもそれを補完するような対策を取っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

先ほどのインボイスなんですけれども、実施までまだ時間がございますので、間に合うようなスケジュールで、町といたしましては商工会とかにきめ細かな指導及び支援ができるように働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　７時５７分

再開　午後　８時０５分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは休憩前に引き続き産業観光課の質疑を行います。

質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いします。

説明書169ページ、新生児誕生お祝い宮代産米贈呈事業についてお伺いします。

このページに出ているように、券交付枚数と支給されたお米の数が出ているんですが、差引きすると101、お米にはならなかったことになっているんですけれども、これは新しい村の中でほかに買物の人なのかそれとも使われなかったのか、何かそのあたり分かったらお願いします。

もう１点、171ページ、説明書の。森の市場のトイレを改修していただいたんですけれども、休日の道路の状況ってご存じでしょうか。私、１時間ほど定休日の日にちょっとお茶を飲んでたんですが、いっぱい来るんですけれども、皆さん女性トイレとか入ろうとしてそっちには入れないんで帰ってこうとするんですね。それで、ちょうどそっちを見ていた友人が全部ご案内してこっちは入れます、入れますってやっているんですけれども、せっかく改修して使えるようになりましたから、何か分かるように、今のままだと本当にすごいたくさん渋滞になるようにかなりの方が来たけれども、そこを工夫していただきたいんですけれども。

以上です、２点です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

まず、成果書169ページ、新生児誕生お祝い米につきましてご説明いたします。

引き換えられたお米の数量751袋ということでございますが、こちらにつきましては一度に20キロ引き換える方もいらっしゃいますし、中には５

キロずつ細かに引換えをして合わせて森の市場結で買物されるという方もいらっしゃるということで、現場のスタッフの方からもお話いただいておりますので、正確にはなかなか分からないんですが、そういった状況もあるということでお聞きしておりますのでご承知おきいただければと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

決算書141ページ、142ページの新しい村管理運営事業、成果書171ページの新しい村管理運営事業の村の市場トイレの改修工事ということで、先ほどご意見のありました、分かりづらいというお話は、別途ほかからもお話を伺っておりまして、こちらはすぐ対応したいと考えております。

よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

この申請日によって有効期限があったんでしたっけ。別になくて、いいのかそこを１点お聞きします。

あと、トイレ改修、たくさんの方が本当に来るんだなと思いましたので、そちらはよろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

新生児誕生お祝い米の有効期限は、贈呈決定をした日から１年間ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

せっかくの商品券というか引換券なので、できるだけ使っていただくように、もっとお知らせでもしていただくようにお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

３点お願いしたいと思います。

まず、１点目は139ページ、140ページの農業委員会事務事業でございます。

今、農業従事者にも高齢化や後継者不足、遊休農地の増加ということで課題が言われておりますけれども、この農業委員会では毎月行われておりますけれども、どういう問題が課題として上げられ、どういう議論が行われているのか、その点、決算書ですのでご報告お願いしたいと思います。

それから143ページ、144ページの明日の農業担い手支援事業、先ほどの後継者不足と言いましたけれども、私がひょうが降った次の日、６月４日ですか、地元の農家のところを回りまして、いろいろ伺いました。そうしましたら、新規就農者の確保もやられているということで、具体的に聞いてまいりましたけれども。ここでは新たな塾生として１名がというふうに書かれて、言われていますけれども、新規就農者の確保は実際どのように確保されているんでしょうか、お尋ねいたします。

それから３点目は、148ページの商工振興費でございます。

ここで新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、あるいは事業者・お店支援金事業補助金など出されておりますけれども、まず飲食店に対する飛沫防止だとか換気設備道具、これも新型コロナウイルス感染症予防対策事業として行われているんですけれども、これは実際、どのぐらい、どういうふうに使われているのか、その点お尋ね

をしたいと思います。

それからもう一つは事業者・お店支援事業補助金についてなんですけれども、これは準備を進めて令和５年度に繰越しをしていったのか、その辺がちょっと今一つはっきり私自身がしないので、この件どのように行われているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

まず、１点目の農業委員会の関係でございます。

農業委員会の総会につきましては毎月開催しているところではございますが、やはり最近の話題ですと、各地域集落において、農地の新しい受け手がなかなか見つからない、あるいは農地が空いているんだけれども、所有者が未相続で見つからないとか、そういったことが話題に上がっております。

それから、大きな遊休化された農地で、企業参入だとかそういった個々の農家に頼らずに企業参入といった大きな面積の解消につながるような取組ができないものかということで、いろいろと農業委員さん、あるいは農地利用最適化推進委員さんもかなり危機感を抱いておりまして、町のほうともいろいろと協議、相談等を行っているところでございます。

最近はそういった農地の受け手がなかなか見つからないといったものが一番の大きな話題となっております。

それから２点目でございます。

新規就農者の確保でございます。現在、中島の若宮地区で実践研修に取り組んでおりますのは、あくまでまだ農家になっていない農業担い手塾の塾生でございます。この方が９期生として、新たに塾生として受け入れられた方でございます。

新規就農者の確保ということでございますが、基本的には町のほうは、農業担い手塾で３年間の模擬経営を経て新しい農家を育成するという事業をやっておりまして、最近では第８期生がこの９月末をもって３年間の研修期間が満了となることから、今月の９月の農業委員会の総会で、うまくいけば修了認定されて、晴れて10月１日から新しい農家として経営がスタートするということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

２点、ご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金でございますが、こちらに関しましては令和２年度に飲食店は先行して補助をさせていただきまして、令和３年度は対面接客のある飲食店に限らず対面接客のある事業所に対して10分の10で補助をさせていただきました。内容といたしましては、空気清浄機であったり、間仕切りだとかのパーティション、あとはディスペンサーですね、消毒液が出る自動のディスペンサーなどを補助させていただいて、やはり空気清浄機と、あとはパーティション、この間仕切りなんかが多く申請を受けているところでございます。

続きまして、事業者・お店支援金なんですけれども、ちょっと分かりづらくて申し訳なんですけれども、３年度の10月から12月にかけて第１回のお店支援金をやっております。この成果書に書いてあるのは第１回でございまして、今回２年度になるんですけれども、３月議会で議決をいただい

て、４月早々にすぐに手続を始められるように４年度のほうには繰越しさせていただいて、事業を進めさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

139、140ページの農業委員会事務事業でございますけれども、やはり後継者がいない、高齢化というような、いつの時代も上がるわけなんですけれども、やはり問題は農業を基幹産業という位置づけが国のほうでありませんので、そういうことからこういうふうになっていると思うんですけれども。

そこで、こういった具体的な後継者、新規就農者の確保ということで、令和３年度は塾生としては１名なんですけれども、これは生まれ育ちは宮代でなくてもいいわけですよね。ほかの県あるいは他県から来てもいいわけなんですけれども、これは３年間の期間というのはもう必須条件なんだと思うんですけれども。それで、令和３年度は塾生として１名なんですけれども、これまでそうしますと、営農まで取り組んでいかないといけないのかなというふうにますます思うわけなんですけれども、そういった点でのこれまでの成果としてどのようになっていますでしょうか。

その点と、あと商工業の振興事業、147、148ページの関係で、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金というのは分かりました。

もう一点の事業者支援金事業補助金、これはそうしますと令和３年度と令和４年度の繰越しで、合わせてトータルで幾らになるんでしょうか。繰越しが3,350万円ですか、それと３年ごとの補助金と関連で合わせるとどういうふうになるんでしょうか。説明は分かりましたが、実際２年がたって行える事業ということで幾らになるんでしょうか。その点、確認をさせていただきたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

まずご質問の１点目の農業担い手塾の研修生に関してでございます。

まず、農業担い手塾の研修生として受け入れるに当たりましては、基本的には宮代町に研修期間中に宮代町に転入していただくことが前提となっております。現に第９期生として新たに受け入れました方につきましては、川口市在住だった方だったんですが、研修スタート間もなく宮代町のほうに転入されて実践研修に今取り組んでいるところでございます。

それから、これまでの新規就農者並びに塾生の育成の状況でございますが、平成23年の４月をスタートに担い手塾では１期生から受入れをしてきました。以来、14人の就農希望者を研修生として受け入れまして、途中リタイアする方も何人かいらっしゃったんですが、そのうち９人の方が３年間の研修を修了認定されまして、現在でも営農継続中の方が７人いらっしゃいます。いずれも研修スタートと同時に宮代町のほうに転入されて、宮代町の純粋な町民となって、宮代町の新しい農家となったということでございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

決算書147ページ、148ページの事業者お店・支援金でございますが、令和３年度が2,231万5,014円。令和４年度が3,350万円、合わせまして5,581

万5,014円となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　最終の質問でございます。１点だけ。

明日の農業担い手支援事業の新規就農者の確保の関係で、内容は分かりました。この方たちは肝心な農地ですよね。農地についてどういうふうに確保をしているんでしょうか、その点だけ。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

新規就農者の皆様の農地の確保につきましてご説明いたします。

いずれの農地につきましても、貸借、農業委員会での正式な手続を踏みました利用権の設定による期間借地という形で耕作農地のほうは確保してございます。

なお、新たに規模拡大したいという新規就農者に対しましては、農業委員さん、あるいは農地利用最適化推進委員さんを通じて地域の利活用農地の掘り起こしをしていただきまして、マッチングをさせていただきまして、新たな農地の確保につなげているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月14日水曜日、午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　８時２６分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷　龍弘　君	教育長	中村　敏明　君
会計管理者兼会計室長	佐藤　賢治　君	まちづくり建設課長	成田　雅彦　君
まちづくり建設課副課長	髙橋　勝己　君	まちづくり建設課調整幹	石塚　孝信　君
上下水道室長	忽滑谷　　和　君	まちづくり建設課主幹	和田　光春　君
まちづくり建設課主幹	小林　賢吉　君	都市計画担当主査	島村　明子　君
教育推進課長	大場　崇明　君	教育推進課学校管理幹兼副課長	竹内　知子　君
生涯学習室長	新井　庸一　君	教育推進課主幹	小川　雅也　君
教育推進課指導主事	加藤　裕一　君	教育推進課指導主事	齋藤真美子　君
教育推進課指導主事	鵜川　裕介　君	教育総務担当主査	髙橋　道彰　君
生涯学習・スポーツ振興担当主査	川﨑　章人　君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	宮部　俊周　君
文化財保護担当主査	横内　美穂　君	総務課長	福田　拓也　君
企画財政課長	菅原　隆行　君	住民課長	草野　公浩　君
税務課長	門井　義則　君	町民生活課主査	長瀬　昇之　君
環境資源課主査	山﨑　健司　君	福祉課長	宮野　輝彦　君
子育て支援課長	横内　宏巳　君	健康介護課副課長	稲宮　辰男　君
産業観光課長	小川　英一郎　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長　野　口　幹　雄　　主　　幹　青　木　　豊

開会　午前１０時０１分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月12日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３９号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（川野武志君）　これよりまちづくり建設課の審査を行います。

審議に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　おはようございます。まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　おはようございます。まちづくり建設課副課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　おはようございます。まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○都市計画担当主査（島村明子君）　おはようございます。まちづくり建設課都市計画担当主査、島村明子です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課調整幹（石塚孝信君）　まちづくり建設課調整幹、石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます、泉でございます。よろしくお願いいたします。

６点ほど質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、決算書151、152ページになります。

下のほうで道路維持管理事業になります。成果書のほうが176ページになるんですが、真ん中の表のところになりまして、表の中で応急修繕工事と、あと道路維持管理工事とあるんですけれども、この応急修繕というのはどの程度のレベルからやっていただけるのかということと、あとこの道路維持管理工事というのはどのような内容のものなのかをお伺いいたします。

２問目になります。

決算書が153ページ、154ページで、橋りょう維持管理事業になります。こちらなんですが、成果書のほうで180ページになります。

この主な実施内容の設計委託のところで、橋りょう点検38橋とあるんですけれども、この1,012万円ですね、これは１つの橋に対して幾らかかるとか、何かそういうことがあるのか、それとも橋の大きさによって金額が変わるのかということをお伺いいたします。

３問目になります。

決算書の157、158ページの上のほうで東武動物

公園駅東口周辺整備事業の中で、成果書のほうでいきますと、これ前のほうのページになります。43ページになります。ここで絵が載っているわけなんですけれども、その左側のところで実施内容、この最後のほうでその他、道路用地管理費が919万1,639円とあるんですけれども、これはどのようなものなのかをお聞きいたします。

今度４点目になります。

決算書の159、160ページになります。

真ん中辺になるんですが、冠水防除対策事業ということで、説明書のほうです、成果書のほうですと182ページになります。この冠水防除対策事業の中で、成果として、笠原排水機場へのアクセス道路を整備しましたとあるんですが、これはどのようなことを行ったのかをお聞きいたします。

それから５点目になります。

決算書159、160ページで、同じくそのすぐ下にあります公園等環境管理事業になります。成果書では183ページになりまして、地区公園等の維持管理ということで、町内54か所の街区公園等についてはということで説明があるんですけれども、こういう公園パトロールをされているということなんですが、これは委託されているところがそのパトロールをするということがあるのかどうか、あくまでもこの町だけのパトロールになるのかということをお聞きいたします。

その下にあるその他負担金6,000円というのはどういうものなのかもお聞きいたします。

最後になるんですけれども、６問目は決算書ではなくて成果書のほうになります。

成果書の39ページになるんですけれども、こちら予算がゼロにはなっているんですが、この令和３年度の事業実績というところで、地域のオリジナルパークをつくろう！ということで、地区自治会の皆様と一緒に再整備を行うモデル公園を決定しましたとありまして、その下のところの実施内容で、地区自治会の課題や地域の人々のライフスタイルに合わせた公園を造り上げるためにということになっているんですね。これ目的だと思うんですが、これって具体的に言うとどういうことなのかということをお伺いいたします。

また、その宮代台中央公園と学園台けやき公園、この２つが決まったということなんですけれども、これはどのような形で決まったのか、またこの２つだけしか決まらなかったのかということをお伺いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

１点目、決算書151ページ、成果書のほうが176ページの道路維持管理に関係する点について回答させていただきます。

１点目なんですけれども、道路修繕工事の実績ということで、応急修繕工事、こちらがどの程度であれば対応していただけるのかというところについて回答させていただきます。

こちらにつきましては、通常の車が通るですとか通行上支障があるようなときに、苦情ですとか町の職員のパトロールで見つけたところについて、側溝ですとかポストコーンの設置等、そういった危険な状態であるということが認められれば応急的に修繕をやるということで進めているものです。

２番目の道路の維持管理の工事というところはどのような内容なのかというところなんですけれども、応急修繕となかなか分かりづらいところもあるかとは思うんですけれども、舗装のひびですとか簡単な舗装の修繕、こちらについて道路維持管理のほうで対応させていただいております。

舗装についての単価契約等はこちらのほうで行っていますので、そういった形で舗装が傷んでいるところですとかについては対応させていただいている状況でございます。

続きまして、２点目の、決算書153ページ、154ページ、成果書のほうが180ページです。

こちらの橋りょう維持管理の設計について、こちらにつきましては、38橋やっている中の1,012万円という金額について、橋の単価等は橋の大きさとかそういったものによって金額が決まるのかというところなんですけれども、一覧で橋の延長ですとか幅員、形状とかが全部なっていますので、今回点検するものについて規模に応じてその金額というのは設計で出ますので、それによって入札をかけているような状態になっております。

決算書158ページ、159ページ、成果書のほうで43ページです。

東口についてなんですけれども、東口の実施内容といたしまして、管理費ですね。道路用地管理費につきましては、委託料といたしまして527万6,375円ということで、こちらにつきましては土地についての分筆ですとか、補償についての再積算等を行っているものでございます。

あと、除草についてもこちらの委託料のほうで……、あと工事費については応急修繕的なもので、照明の修繕ですとか散水栓の設置ですとか、道路用地を買ったところについての舗装のほうを仮舗装という形でやったりということで行っております。

ほか、登記手数料ですとか需用費、旅費などもこの一部に含まれております。

続きまして、決算書の183ページ、184ページの公園のほうですね。

公園のパトロールということでこの実施のところに書いてあるかと思うんですけれども、54か所の街区公園について委託の業者のほうがパトロールをしているのか、それとも町の職員のほうで行っているかというところなんですけれども、こちらにつきましては、基本的には町の職員のほうで公園のパトロールを月１回程度、現場に出る都度には見ているんですけれども、そういった形でパトロールのほうを実施させていただいております。

委託の業者につきましては、遊具等の点検をしていただいているような形になります。

それから、その他の負担金につきまして6,000円というふうに上がっているかと思うんですけれども、こちらにつきましては、埼玉県の都市公園整備促進協議会というところの県のほうの負担金になってございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

成果書の39ページ、地域のオリジナルパークをつくろう！の関係についてお答えさせていただきます。

地域のオリジナルパークをつくろう！の中で、実施内容において地区自治会の課題や地域の人々のライフスタイルに合わせたということで書かれていまして、このライフスタイルに合わせたということはどういったことかというお話かと思うんですけれども、こちらのライフスタイルに合わせたというのが、例えば、今回２つの公園を選定させていただいたんですけれども、その２つの公園の今選定に当たって、いろいろご検討を一緒にしていただいている皆さんのほうで、例えばベンチが欲しいですとか、あと遊歩道が欲しいですとかそういったご意見があれば、それに合わせた形の公園を造っていきましょうというのがライフスタ

イルに合わせた公園造りというような認識でおります。

どのような経緯でこの２つの公園が選ばれたのかということで、もう一つの質問はよろしかったでしょうか。

こちらについては、一応令和３年度にモデル公園のほうの検討のほうをさせていただきまして、今回町のほうで、既存の街区公園の中から既存の市街地内、市街化区域内にあるおおむね1,000平米以上の公園、新型コロナ感染症ですとかイベントとかをすることを想定しまして、ちょっと大きめの規模の公園というので絞らせていただきました。

その上で、借地ではなく、町が持っている公園で10年以内に新しく造られたものでないという公園を選びまして、その中で選ばれた公園が６か所ほどございまして、その６か所の公園がある自治会さんのほうに、オリジナルパークのこういった事業があるんですけれども、ご一緒に検討いかがですかということでご相談させていただいたんですが、その中で学園台と宮代台、こちらの２地区については一緒にやりましょうということでお話いただきまして、今回この２つの公園がオリジナルパークの対象ということで選定されたといった経緯になってございます。

オリジナルパークの関係については以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷です。

決算書の159ページ、160ページ、中段のほうにあります湛水防除事業、成果書の182ページの上段にあります湛水防除事業につきまして、笠原排水機場のアクセス道路を作成したというご質問につきましては、こちら宮代町の字百間の姫宮落川、保健センターの姫宮落を挟んで対面のところにある排水機場でございまして、そちらの箇所が途中まで町道はあるんですけれども、その先については排水路の横の僅か１メーターもない五、六十センチのところの管理用通路でアクセスするような状況になっておりました。

ちょうど数年前に、その地権者とかがその近くで建物を建てるということで、そのときに町のほうもアクセス道路がなくて困っていたと。過去にポンプの交換とかでそのアクセスするために、機材を搬入するために田んぼを借りたりとかして搬入しないといけなかったという状況でございましたので、そこの地権者とお話合いさせていただきまして、採納という形で土地のほうを提供していただいたところでございます。

それに合わせて、町のほうで道路のほうを整備したということで、排水機場に、今後についての管理について維持管理しやすくなるということで道路のほうを造ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。詳しい説明、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目ですね。

応急修繕工事のちょっと危険なというだけで、どういうところで、その具体的なものを聞いていたわけなんですけれども、危険なその範囲というものが広いものでしたら、例えば穴が空いたとか、ひびがあまりにもひどいとか、何かそれらしい何か根拠みたいなものを挙げていただければと思ったんですけれども。

今回、私もあそこの百間中学校のテニス場の前のところですね、マンホールが下がっているとい

うことを町民から心配の声をいただきまして、お願いしましたら早急に対応していただいたわけなんで、これ本当にありがたいと思いました。あれはどちらの工事になるんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

あと、その応急修繕工事のもうちょっと具体的な、範囲みたいなものを例みたいに挙げていただければありがたいと思います。

２問目なんですが、こちらのほう分かりました。こちらのほうで、２年度に比べて、大体、約600万円弱少ないなというふうに思ったんですけれども、ただ、委託料とかそういったものを見てみますと変わっていないので、同じような形でされているんだなということは分かります。

156ページ見たら、この令和２年度の繰越明許ということで、橋りょう維持管理事業が622万7,300円というのが入っていたんですけれども、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、３問目ですね。これ分かりました。

先ほど途中で除草ということを言ったときに何か一旦空きがあったんですけれども、この除草というのは間違いなく入っているということでよろしいんでしょうか。一応それだけもう一度確認しておきます。

それから、４問目になります。よく分かりました、ありがとうございます。

この道路を、町道を造ったということで、これは本当にいいことだなと思います。

５問目のほうですね。

こちらのほうの公園のほうの管理なんですけれども、こちらのほうも委託料とかは２年度とそんなに変わっていないので、同じようにやられているんだなと思ったんですが、町のほうでパトロールしているというのは前からお話は聞いていたんですけれども、そうしますと、そういう維持管理のほうの委託先のほうは、あくまでも話があってから動くだけで、自分たちが能動的に動くということはまずはないということでよろしいんですね。

ちょっと気になるんですけれども、職員の方が月１回ですか、パトロールされているということなんですが、例えばきりかぶ公園ですね。今、草ぼうぼうなんですよね。こちらのほうが何であれだけ伸びているのに切らないのかなというのがありまして、これ後で要望にいこうと思っているんですけれども。

また、その近くにありました風土記の丘公園、こちらのほうもすごい草がぼうぼうだったんですよ。これもちょっとなと思っていて、今日見に行ったんですよ、朝。そうしたらきれいに刈ってあったので、こちらのほうはちゃんと対応しているんだなと思ったんですけれども、その辺の何か、同じ近くにある公園なのに、やったところとやっていないところがあるというのがちょっと分からないんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

それからあと最後の点です。よく分かりました。そうしますと、この６か所あるということですので、今後は地元の方と話合いによっては、数が拡大していくということがあるのかどうかを最後にお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

まず、道路維持のほうの危険なものというのは具体的にどのような範囲かというところなんですけれども、先ほどのとおりではあるんですけれども、もちろん陥没ですとか通行上に支障があるというところなんですけれども、具体的にというと

ころだと思うんですけれども、そうですね、応急については陥没の中でも埋設物が壊れてしまっていて、例えば落下の危険があるですとか、そういったものについては早急に対応しなくてはならないと思っております。そういった陥没等、そういったもの、車ですとか人に、事故につながるようなものについては直ちに対応させていただいている状況でございます。

百間中の近くのマンホールにつきましては、ちょっとこの件数が多いので、発注している件数といたしましては、修繕工事だけで88件というぐらいの件数が今ありまして、一概にちょっと今、すみません、手元にその資料が用意していないので、申し訳ないです。

２番目の橋りょう維持の関係なんですけれども、こちらの、今年度38橋ということで、昨年度と比較すると600万円ほど安いような形だということであると思うんですけれども、これにつきましては、点検自体というのが５年に１回というような形で橋梁のほうを点検させていただきまして、トータルの橋梁の数に対して、３年間ぐらいのスパンでその５年に一度という点検を行っているので、前回で言うと平成28年、29年、30年というふうに点検を行っているんですけれども、その年によって規模にもよるんですけれども、１年目に38橋やって、２年目に35橋やって、最後に29橋やっているというような状況もありますので、例えば令和３年ですと38橋なんですけれども、そういった形で多少の前後はあるというふうに考えていただければと思っております。

続きまして、東口のほうになると思うんですけれども、こちらの成果書43ページの東口の管理費についてなんですけれども、こちらの中身といたしまして、申し訳ないです、先ほど途中で途切れてしまったかもしれないんですけれども、除草のほうの委託について、成果書で言っているところの527万6,375円というところにつきましては、その他の道路用地管理費のほうに含まれているということでご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

すみません、再質問のございました公園のパトロールの関係でございます。

こちらにつきましては、パトロールのほうは、先ほど町のほうで月１回パトロールのほうを実施しているということでお話をさせていただいて、こちらのパトロールにつきましては、草刈りのほうを年間の業務委託をさせていただいていますので、草刈りの業者のほうもそちらの公園のほう、街区公園につきましては、一応パトロールのほう、草の状況確認したり剪定の木の状況等確認とかというのもありますので、パトロールのほうはさせていただいていると。

このパトロールにつきましては、管理協定を結んでいる、結んでいない関係なく、パトロール自体は町内の公園を全部回らせていただいているという状況となってございます。

続きまして、成果書39ページのオリジナルパークの関係でございます。

ごめんなさい、すみません、ちょっと漏れていました。

きりかぶ公園の草刈りのほうと風土記の丘公園の草刈りのほうが、近いけれども、片方は刈ってあって片方は刈っていないよということでお話いただいたんですけれども、一応、草の状況を、先ほどちょっとお話したように、パトロールをしながら、現場を確認しながら草の刈るタイミングは

見計らっていまして、すみません、風土記の丘公園のほうは本日刈られていたというお話だったんですけれども、きりかぶ公園につきましては、一応明日、草刈りのほうを実施する予定となっております。ご心配おかけして申し訳ないんですけれども、一応そういったことで、少しその草の状況を見ながら草刈りのほうはさせていただいているといった状況となってございます。

オリジナルパークの拡大の関係でございます。こちらは成果書のほうの39ページになります。

オリジナルパークについては、今回の第５次総合計画のほうの中では、６つの公園のほうを選定した上で公園のほうがある自治会さんのほうにお話をさせていただいて、２つの自治会さんのほうからご了解いただいたので、残りの４つの公園については今回はちょっと予定はしていないところなんですけれども、このオリジナルパークをつくろう！事業のほうで成果としていい状況が出てくるようであれば、今後拡大するということも検討してもいいのかなといった状況でございます。

まだ、こちらの事業も始まったばかりの状況ですので、その地元の皆様ともの話合いですとか意見交換を進めた上でその辺の判断のほうはしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。

一応、再々質問はしないと思っていたんですけれども、１点だけ、この橋梁点検で38橋やっていただいたということなんですけれども、この中で、こう何か改良しなきゃいけないとか、そういったものが見つかったところがあるかどうかだけ最後にお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

橋梁の維持点検についての判定なんですけれども、こちらについてお答えさせていただきたいと思います。

ランクについては１、２、３、４というふうにあるんですけれども、今回の38橋の点検のうち、一番いい具合のものというのが、健全ということで特に支障がないというところなんですけれども、こちらについて28橋。２番目、予防保全という段階です。こちらについて特に構造物の機能に支障がないような状況で予防点検したほうがいいというような状況の２というものなんですけれども、こちらについては９橋です。早期に措置をしたほうがいいという、３番に当たるんですけれども、こちらが１橋になります。

こちらの１橋につきましては、無名橋ということで小さな橋なんですけれども、こちら町道683号線ということで、宮代台から和戸本郷方面に抜けるところの橋になるんですけれども、こちらについては応急的な修繕ということで一旦は直しているような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

決算書の159、160ページ、成果書の183ページの公園等環境管理事業について何点か質問をさせていただきます。

こちらの委託料なんですけれども、街区公園草刈り樹木管理委託料について、前段でもございましたけれども、職員のほうで月１回パトロールをしてくださっているということで、先ほど草の伸

び状況とかその草刈りのタイミングということでパトロールを全公園についてしてくださっているということで承知はしたんですけれども、そのパトロールの視点というか、ただ草が伸びているとか、そういうことだけでのパトロールということなのかということをちょっともう一度確認をお願いいたします。

次に、公園遊具等点検業務委託料についてなんですけれども、こちらも先ほどご説明ありまして分かった部分もあるんですけれども、ちょっとご確認も含めて、こちらはまず職員の方がその各公園の遊具を点検して、その不備があったところを委託して整備をしていただくということでよろしいのか。その場合、この委託業者がどこなのかということと、今回の決算額について何か所、どういう不備があったのかということをお伺いいたします。

３点目なんですけれども、こちらの負担金について、こちらも先ほどあったんですけれども、埼玉県都市公園整備促進協議会への負担金ということなんですけれども、こちらはどのような協議会でどういうことをしているのかということと、宮代町の公園ということも含めて、町から参加をされているのかとか、何かそのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

決算書159ページ、160ページ、成果書の183ページですか、職員によるパトロールの関係でご質問かと思います。

パトロールの視点について伺いたいということだったんですけれども、議員さんのほうからもお話ありましたとおり、パトロールにつきましては、草の状況というのは当然確認させていただきますし、あと公園のほうへ行きますと遊具ですとかベンチですとかそういった施設というんでしょうか、そういったものもございます。そういったものも確認のほうはさせていただいているところでございます。

続きまして、遊具の点検の不備の関係なんですけれども、遊具の点検については当然不備があればその時点で修繕ですとか、場合によっては撤去ということもございます。

それとは別に、町のほうで業務委託のほうで業者に遊具の点検のほうをお願いしてございます。こちらについては不備があったからとかではなくて、年１回点検することになってございますので、点検する対象については街区公園全て、そちらについて年一度点検のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの委託業者につきましては、日都産業という業者のほうにお願いをしているところでございます。

不備があった箇所数については３か所ございまして、こちらについては既に修繕のほうと、ちょっと修繕できないものについては撤去をさせていただいているところでございます。

続きまして、埼玉県都市公園整備促進協議会はどういった団体かということなんですけれども、こちらのほう、こちらは、この協議会の目的としましては、日常生活における健康の維持増進、レクリエーションの場として都市公園の役割が大きいことから、県及び市長村が協力して都市公園行政の推進を図ることを目的として組織された団体でございます。

こちらについては、構成団体としまして埼玉県とあと県内の市町村、こちらのほうで構成をさせ

ていただいているところでございます。

こちらの活動内容としましては、各種会議、あと要望活動、そのほか研修会のほうを行っていまして、遊具の日常点検の講習、こういったものもこちらの組織のほうで講習会をされているといった状況となってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

再質問なんですけれども、街区公園の草刈りなどのパトロール、職員のパトロールということで、その公園の中に入って見て、あと遊具の確認もされているということで承知をしたんですけれども、先ほども出ていましたけれども、草刈りということで、草刈りが必要ということは除草剤を使っていないということで安心して公園で遊べているということでとてもいいと思っておりますし、草が多少伸びていることも、やはりその中で子供たちの遊びということもあるので、そのあたりのことは私もその状況に合わせた遊びもあるのかなと思うのでいいとは思うんですけれども。

ただ、１点だけ、やはり家の近くの公園で目につくことで申しますと、その草丈が高くなっていると、その子供たちが遊ぶ様子とかが非常に見えづらくて、そこでの犯罪やらそういった防犯という視点で言うと、とても危険だと思うんですね。そこで何かが行われていたりとか、不審者などの情報もございますので、そういった視点で公園を見たときに、子供の身長に合わせて、それ以上になっているときには、私は必要かなと思っております。

年３回の草刈りをしてくださっているということなんですけれども、例えば近隣の方とかの申出があったらその都度してくださるというのも前回も伺っておりましたこともありますけれども、今回この委託料で不用額も出ておりますけれども、これについてもちょっとご説明をいただきながら、そのあたりのことをどのように捉えているのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

２点目の公園遊具の点検なんですけれども、こちら３か所そういった危険なものがあったということで、一応どのようなものがあったのか３点教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず１点目のパトロールの際の草刈りの見方、防犯の視点、子供の身長の高さなどを考慮して見ていただきたいというお話であった件についてなんですけれども、一応、町の職員のパトロールもあるんですけれども、そのほかに委託しているシルバーのほうでも一応確認のほうはしていただいて刈っているつもりではあるんですけれども、どうしても公園数が多くて、草刈りのタイミングというのが同じ時期に合ってしまうほか、シルバーさんもほかのところから委託されていたりということがありまして、どうしても順番というような形になってしまっていて、例えば先ほどありましたきりかぶ公園の草刈りが遅くなってしまったりということで、大変申し訳ないことなんですけれども、なるべくそうならないうちに刈ろうとは思っておりますので、今後も注意していきたいと思っております。

基本的には年２回から３回なんですけれども、近隣の方に要望ですとか、あとそういった防犯の観点から支障があるということでしたら対応はできますので、やっていきたいというふうに考えて

おります。

遊具のほうの修繕になるんですけれども、具体的に例を出しますと、学園台の宮前幼児公園の大型ブランコのほうです、こちら不具合があったので修繕をさせていただいています。

姫宮北の第６公園です。こちらのほうの鉄棒なんですけれども、ちょっと劣化等も激しかったりということで撤去をさせていただいております。

姫宮東公園です。こちらのダーツスライダー、こちらについては修繕のほうで対応させていただいているところでございます。

あと、不用額が出ているというお話があったかと思うんですけれども、不用額７万円ということでありましたので、それで全てができるかというところはちょっと難しいところでありますので、今後はなるべく不用額が出ないような形で対応できればというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。何点か質問させていただきます。

まず最初に、説明書の33ページ、決算書だと156と158ページですか、東武動物公園駅西口わくわくロード事業です。

今、簡単なところから質問させていただきます。今現在出来上がっているところ、交差点ですよね、それからその県道沿いの、まだバリケードが置いてあってなかなか前へ進んでいかないんですけれども、まず日工大からのほうから来ると、左折する場合、日工大の方面から来ると左折する場合はちょっと大きく迂回するという、左折するということでちょっと危ないという人もいるんで、いつ頃あれが、道路が真っすぐ工事が進むのかどうか、それをまず最初にお聞きしたいなと思っております。

それと同時に、この説明書の33ページの前期実行計画と目標とその工程ということで書いてあるんですけれども、駅から東武動物公園、新しい村までを町民・観光客アイデアを出し合いながらということで書いてあります。それなんですけれども、これは観光客を目当てなんでしょうか、住民を目当てなんですか。観光客だったらやっぱり東武動物公園の駅前から東武動物公園まで、駅前のところからそれをやるのが普通、観光客に対してのわくわくするような道路になるんじゃないかな、みんなほとんど歩いていますよ。バスか歩き。観光客を相手にするんであればですよ。

この道路は町民を相手にする道路じゃないんですか。そこをわくわくロードとして整備するのが、わくわくロードとして整備するんだったら駅前から東武動物公園と私は思っているんですよ。町民が利用する歩道をちゃんと整備して、町民が安心して渡れるような道路にするんだったら私も賛成です、それは町民が利用するんですから。

やっぱり今のままだと町民がそのまま真っすぐ行ったとき、歩道もない、車も狭いし通りも悪い、私もそれだと整備してきちんと歩道もつけてやるということは大賛成ですよ。どういう観点でやっているのか、まずその辺のところのお答えください。

それと、実行計画のこの町民・観光客・事業者とこう書いてあるんですけれども、下の表によると市民参加によるコンセプトの決定と書いてあるんで、これはちょっと町民と書き直したほうがいいんじゃないかなと感じがするんですよ。これ大したことないですけれども、これは至るところに町民というのが書かれていないで市民と書かれたところがあるんですよ、だからぜひその辺のところは宮代町民を相手にするんですから、町として

は。町民を大事にしてほしいなという感じはします。最初はそれです。

あと、説明書の38ページ、岸辺遊歩道整備事業なんですけれども、そこにも町民、最初に言った、宮代町の町民と書いていないで市民と書いてあるんですけれども、それはどうでもいいんですけれども、どうでもいいというわけじゃないけれども、書き直してほしいなという感じはするんですけれども。

先ほども公園の草刈りなどは皆さん質問をしていました。宮代町では町民の健康や美化の取組、私も賛成します。それが整備した後が問題なんですよ。維持管理をしなければならないということでね。

健康ロードが宮代町にはたくさんあると思います。遊歩道、荒川、古利根川の近くだけじゃなくて用水路の遊歩道なんかもある。先ほども公園の草刈りということで言われていましたが、場所によって、種類によって草が大きく伸びてしまうところあるんですよ、遊歩道の。皆さん歩いていてもお互いにこう擦れ違うときには避けんと止まっている。今でもそうですよ、私いつも歩いていますけれども、やはりお互いに通行ができない。

こういう遊歩道があるのかなという感じはするんで、ぜひその辺のところは、職員の方、大変かもしれないけれども、背丈どころじゃないですからね、相当伸びている草がありますよ。そういう健康ロードなのかなという感じがしますよ。ぜひその辺のところは草刈りを、その種類とかそういうんじゃなくて、その場所によって伸び方が全然違うんで、年に何回かやっている、２回というほどを聞いたんですけれども、２回どころじゃなくて、要するに伸びたら切るという、その場所場所によってやってもらいたいなという感じがするんで、ぜひその辺のところはどうなのか、お答えください。

それと、44ページになります、説明書の。これは和戸駅の活性化事業なんですけれども、簡単に言えば、確認や調整、調査をしたということで計画していますが、実行する計画がないんだよね。これはいつ頃までやるのか、本当に実行する計画があるのかどうか。ほかの姫宮駅でも用地買収だとかそういう実行する計画があるんですよ。東武動物公園駅はもっとですよね、もう整備工事ということまで書いてあります。和戸駅は、周辺は何にもないんです、調査だけで。やる気あるのかどうか。

やるやると言っていましたよ、それは。でもそういう計画がない。この表に書いてあるんですよ、ほかのところはみんなあるんですよ、実行する計画が。用地買収といったら、これは言うと、れっきとしたもうやるということですよね。和戸駅は一つもない、どういうことなのかなという感じがするんで、その辺のところの具体的な町の考え方をおっしゃってください。

それから、決算書の154ページ。

備考欄の地区生活道路整備事業です。このことについて、私は一般質問でもしたんだと思いますけれども、やっていることは分かります。計画してきれいになっているところがいっぱいあります。私はそれは思っているんですけれども、今、令和２年度と比べて150万円ほど予算が減っているんですよね、決算のあれで。本当に整備していくんであれば予算を目いっぱい使ってきちんと、町民の生活する道路です、幹線道路じゃなくて本当に住宅地。お年寄りは足が上がらないんですよ、本当に。年配者は。ちょっとした、ガス工事だとかそういうところの工事の後、出っ張っていますから、そこへつまずいて転ぶ人がいるんですよ、いっぱい。前から言っているんですけれども、それ

は至急に直してほしいなという感じがするんです。

生活道路ですよ、大体、けがするのが。ぜひそれは直してほしいな、これは要望です。要望というかお答えください、直すか直さないか。それはひとつよろしくお願いいたします。

あと、156ページです。

一般住宅耐震対策事業です。耐震診断補助、既存のブロック塀の撤去補助金などの実績ありますけれども、これらの実績、町民から届出による、それとも町のほうからやったものでしょうか。

それと、宮代町は地震のときの避難経路やまた通学路にどのくらいの危険場所があるんでしょうか、それをきちんと把握しているんでしょうか。避難場所に通路に危険場所があるのかないのか、その全体像を把握しているのかどうか、その辺のところもひとつよろしくお願いします。

それと、最後になりますけれども、160ページです。

備考欄の令和２年度で行われた湛水防除対策であります。笠原地区の住民にとって水害対策になると思います。ここで伺います。宮代町や住民からの通報などで湛水防除対策が必要な場所というのはまだあるんでしょうか、笠原地区以外にも、住民からの通報などによって。ここは大丈夫だよというんじゃなくて、住民の通報でどのようになっているのかその実態を伺いたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず１点目といたしまして、成果書のほう33ページの西口わくわくロードに関しましてお答えいたします。

１点目は、交差点の県道春日部久喜線、和戸方面から駅のほうに向かってくるときの左折が危ないのではないかというところで、この状態はいつ改善されるのかというところだと思うんですけれども、こちらにつきましては、警察のほうの指導がありまして、今現在の交差点改良ではあのような形になっておりますけれども、交差点の改良、今その反対側のほうの土地が更地になっているかと思うんですけれども、そちらについて今年度工事を開始できればというふうに考えているところでございます。

ただ、今、電柱のほうがいろいろ添架されているものが多くて、撤去されていないような状況ですので、それが終わり次第、工事には入っていきたいとは思っているんですけれども、そこの工事が完成して交差点がきちんとした形に整備されないと、この右折帯のところの今のバリケードなんですけれども、これを外すのは難しいということで、警察のほうからの指導がございます。

同じく、33ページの前期実行計画の目標とその工程についてなんですけれども、こちらのほうに関しましては、こちらの成果書のこの項目というのは、前期実行計画に書かれている内容そのものを写させていただいているものですので、大変申し訳ないんですけれども、先ほどございました……、すみません、１個飛ばしてしまったんですけれども、この内容についてはちょっと変更することが難しいということでご理解いただければというふうに思っております。

１点戻りまして、目標と工程の中なんですけれども、この事業自体が観光客を取り入れる視点なのか、それとも町民が使う道路としての道路整備という観点なのかというところについてお答えします。

こちらにつきましては、観光客も取り入れたい

というところなんですけれども、まずは第一は住民の方、町民の方がよりよく使っていただける道路になっていただきたいということはございます。

こちらのわくわくロードの目的といたしまして、東武動物公園駅の西口から東武動物公園、さらに新しい村に抜けてというような回遊性を持たせるという目的がございますので、先ほどのとおりなんですけれども、観光客の方は観光客の方で東武動物公園までただ行くのではなく、どこかで立ち寄ってほしいという意味合いはございます。

町民の方としては、歩いて新しい村に行ってという形での回遊、あと遊んだりというところで、いろんな公共施設があると思うので、そこで足を止めていただきたいというところの両方の観点はあるというふうに思っております。

成果書の38ページのほうなんですけれども、まず、岸辺遊歩道の整備についてということでご質問ですけれども、こちらについて、整備の終わった後の管理が大切ですよということのご意見だったかと思います。

こちらについては、うちのほうでも重々認識しているところではあるんですけれども、今のところ地元の方と共にどこを整備するかというところを決める段階でございまして、こちらについては町道の688号線、都市計画道路国納橋通り線ですね、こちらのほうの和戸立体に併せて688号線ですとか、そうですね、人道橋を架ける予定ではおるんですけれども、そちらを超えて635号線、そちらのほうの遊歩道を整備したりというような形で考えてはいるんですけれども、まだ実際にどこを整備するかということが決まっていませんので、こちらのほう進捗があり次第お伝えしていきたいというふうに考えております。

もちろん、ほかのところでも草が生えたりしているというところについては、除草で対応させていただくということで考えておりまして、基本的には職員でパトロールもいたしますけれども、住民の方のご意見等、連絡等いただければ、なるべく早い段階で除草のほうを行って対応していきたいと考えております。

一応、年２回というお話もありましたけれども、伸びていて通行に支障があるということであれば、現場のほうを確認させていただきまして対応させていただいているという状況でございます。

続きまして、44ページの和戸周辺活性化事業の、こちらのほうの実行、どこまで実行するのかというところが見えてこないというところで、町の考え方をお聞きしたいということについて回答させていただければと思います。

こちらにつきましては、今どのぐらい調整区域のところを手法ですとか、まずは手法が大事だと思うんですけれども、どのような手法でどう整備していくかというところがありますので、まずは検討していかなくてはならないというところでございます。

やり方がやっぱり決まらないと、ここにどこまでということを記載するのが難しいというところで、他事業のように手法が決まっていて、街路事業であったり、面整備だったりということが決まっていればもう少し具体が書けるかもしれないんですけれども、ちょっと今のところ和戸駅周辺については何事業でできるということが明確に決まっているわけではございませんので、やり方について調査、検討をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、決算書の154、155ページ、地区生活道路の整備ということで、整備費の方が減っているようであるが、安全性のためなるべく道路のほうを直していただきたいという質問について回答させていただければと思います。

地区生活道路につきましては、ある程度の規模の生活道路の修繕をさせていただいているんですけれども、ちょっと今ご質問にありました件につきましては、維持管理のほうで対応させていただいているような、危険の解消なのかなとは思ったんですけれども、路線での道路整備につきましては、こちらの地区生活道路のほうで対応させていただいておりまして、町道の275号線ですとか、375号線ですとかといったところの場所の工事のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

決算書155ページ、156ページ、成果書ですと181ページ、一般住宅耐震対策事業に関してご答弁させていただきたいと思います。

委員のほうからご質問がありましたのが、耐震診断の補助ですとか耐震改修、ブロックの補助金の申請に関して、こちらについては町民のほうから出てくるのか、町のほうからやっているのかというご質問だったかと思うんですが、一応こちらにつきましては、補助金という制度になってございますので、町民の方から申請をしていただいて、その上で町のほうで補助金を交付するといった制度でございます。そのため、こちらについては町のほうからというものではございません。

ただ、１点、既存のブロック塀の撤去の補助金の関係になるんですけれども、一応、災害時の町内緊急輸送道路というのが防災計画のほうとかで定められていまして、災害時に道路を閉塞してしまうと危ないような、輸送上支障が出てきたりするような広い道路につきましては、その道路に面したお宅で、高さがちょっと高くて危ないようなブロック塀をお持ちのお宅について、昨年度アンケート調査のほうを実施させていただいております。その中で、こういうブロック塀の撤去の制度がございますというご案内のほうはさせていただいておりますので、こちらについてはちょっと町の補助金という制度ではあるんですけれども、ご案内のほうは個別にさせていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

決算書の159、160ページの湛水防除対策事業ということで、内水、要は浸水のエリアを把握しているかということなんですけれども、一応町のほうですと宮代町のハザードマップというのを作成しておりまして、この中に内水、浸水エリア、町内全域に各至るところの浸水箇所について過去にあったところということで、青い斜線でその区域のほうを図示させていただいているところでございます。

一応、笠原１丁目のほか、人口が集中しているところで学園台３丁目とかが内水、要は浸水しているということの履歴がございます。

一応、今、杉戸県土整備事務所のほうで姫宮落川を河川改修していますので、今ちょうど道佛のところをやっておりますので、その河道とかが広がってくるといい結果になってくるのかなということはちょっと期待しております。

また、杉戸県土とかに合わせて連携して道路担当とかも含めて進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。ありがとうござ

いました。

まず最初から質問させていただきます。

これは第１番目の交差点については、動物公園駅にわくわくロードの交差点につきましては、工事をこれから始めるんだということで、まだ警察から撤去のあれは来ていないからこのままなんですけれども、工事始まってきちんとなればそこは撤去されるということで、安全だということで理解をいたしました。このことについては分かりました。

ただ、先ほども言いました、本当に観光客を大事にするんであれば、駅から真っすぐ行って、そこをわくわくしたほうが私はいいかなという感じはするんですよ。住民が中心で使うとなれば、やはり歩道をつけてきちんとした道路を造らないと何も安全が二の次、わくわくが第一だというんじゃ困ってしまうんで、安全を第一の道路にしてほしいというのが私の願いです。

その辺のところはきちんと住民本位だということで言ったほうがいいんじゃないですか、もう一度お願いします。住民本位で道路開発をするんだ、そのほうが手っ取り早いと思いますよ、私は。観光客が相手するんだったら駅前からですよ。わくわくするような、物を買いたいような、そういう道路にしたいんだったら。私はそう思います。もう一度お願いします、その辺のところは。

あと、遊歩道の草刈り、申込みがあれば適時にやりますよということで私は受け止めました、それでよろしいですね。

それと、遊歩道のことなんですけれども、前私は一般質問でもしたんですけれども、遊歩道にトイレを、案内をということで言ったんですよ。歩いているときに女性の場合は、今新しい村は女性用のトイレは改修されて開いているみたいですけれども、ほとんど遊歩道にはないんです。案内もないしどこもない。これ男だって困りますよ。本当に久喜のところから東武動物公園まで見てもどこ行ってもない、トイレがね。民間のはそれはありますよ、コンビニとかそういうところはありますけれども、案内板がついていない。私はそれは決算としても必要だと思いますよ。きちんとやると言ったんですから。やっていない、私はそう思います。それの答えをお願いします。

それと、町内の道路ですね、市民が使う、町民が使う道路、生活道路。やっているんですけれども、私もそれは認めますよ。やはりけがしないようにやって、今後やっていただきたい、それは要望です。ぜひ住民が安全じゃなければ道路じゃないですよ本当に。幹線道路なんかは歩道なんかは整備されていますけれども、生活道路は狭いし凸凹して車で来て倒れた場合、大変な事故になるなという感じがするんで、ぜひその辺のところは順次やっていただきたいなという感じがします。

これは決算ですからきちんと言っておかないと、今後また来年の決算でもああいうところ同じでしたじゃ困るんで、ぜひその辺のところも進めてほしいと思います、私は。これもそういうふうだということで、要望ということで私はいいです。

あと、156ページの一般住宅耐震。町のハザードマップでは過去の古いあれは入っています。今のところは学園台３丁目ですか、そこが冠水の対象になっている。

ただ、今は県のほうで姫宮落川を改修しているんで、それを結果を見てということで言っているんですけれども、町のほうとしてはそういう下水だとかそういうのがそういう調査はしているんでしょうか。

あそこへ流れるのに高いとか低いとかいろいろとあると思うんですけれども、あそこの地域だけは低くなっているんだ、幾ら改修したとしても、

やっぱり例えば低くなっていればそこは流れませんよ、言っておくけれども。それを改修できるのかどうか、その辺のところも含めて、もし１か所であれば集中的にちょっとやっていただきたいなという感じがするんですよ、もし１か所なだけだったらですよ。学園台３丁目だけそこがなってしまうんだということになれば、やはり流れるように、改修した後、流れませんでしたじゃ困りますので、ぜひ、その辺ところがどういうふうな調査するのか分かりませんけれども、私だったらやっぱり改修と同時にそこ本当に流れるかどうかというの調べますよ。ひとつその辺のところ、調べる、改修する気があるのかどうか、その辺ところお答えください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午前１１時１５分

再開　午前１１時２８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続きまちづくり建設課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず、成果書の33ページの東武動物公園駅西口わくわくロード事業に関してなんですけれども、こちらの観光客が優先なのか住民が優先なのかといったところについて回答させていただきます。

こちらにつきましては、どちらが優先順位が高いかという話で考えますと、住民が第一であるということは間違いございません。観光客も取り入れたいという意味でご理解していただければと思っております。

続きまして、トイレの案内看板、ちょっとこちらの意味合いがトイレの案内看板の設置なのか、以前から出ていたトイレの設置なのかというところもあるので、両方ともの話で回答させていただければと思うんですけれども、まず健康マッ歩等の散歩のコースのお話がよく出ているので、そちらについてトイレをまず設置するという観点から考えますと、設置する場所から浄化槽が必要であったり、維持管理のほうも大変になっているということがまず考えられると思います。

あとは、調整区域の河川沿いということで、夜ですとかそういった、夕方から夜にかけてだとは思うんですけれども、防犯上の問題がまず挙げられるというふうに考えております。そういったところへの連れ込みですとか、そういったことも検討しなくてはならない一つなのかなというふうに思っておりますので、今現在としてトイレのほうの設置ということでは難しいのかなというふうに考えております。

案内看板について、これも以前から上がっていたことなので、今の検討状況としてお知らせさせていただければというふうに思うんですけれども、まず、宮代町の状況といたしまして、案内看板といたしましては対象としてコンビニ等が考えられるかなというふうに思うんですけれども、なかなかこれ難しいところでして、新型コロナの関係もありまして、あとトイレを使っている方のマナーの問題ではあると思うんですけれども、ちょっと最近、利用の状況、利用者のマナーがよくないということがニュースでも取り上げられていまして、長時間利用であったり、汚くするとかペーパーで詰まらせてしまったりというようなことがいろい

ろな問題があるということで、コンビニ側もあまり協力的ではないという状況ではございます。

そんな中で他の自治体では、公共のトイレの代わりとなるトイレとして、自治体も管理委託というか、そういったものを協定なりを結んでというふうなことをやっているところもございますので、ちょっと調査をもうちょっとした上で検討させていただければというふうに思っております。

もちろん予算にも関係してきますので、その辺の対応については、看板を設置するだけではうまくいかないというところもありますので、そのようなことで今現在調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

先ほどの学園台３丁目の冠水についてでございますけれども、一応こちらの地域につきましては、ほかの地域に比べて冠水というか浸水する実績が薄いところでございます。

町としましても、過去の事例で測量とかをしまして、姫宮落とかこちらの地区とかを測ったりとかをして、高さ高低とかについては、やはり低いというような把握はしているところなんですけれども、姫宮落川の河川改修によってこちらのほうは改修できるというふうに考えております。

今、姫宮落川の断面というのは、こちらの箇所についてはちょっと狭いところでございますので、断面改修すればかなりの量が流れるものでございますので、そちらのほうをちょっと期待しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

わくわくロード、住民の生活道路だということが第一だということで分かりました。住民が安全に通行できるように、できれば歩道をちゃんとつけてやるべきじゃないかなと私は感じていますので、そのことを私は要望したいと思います。

それと、遊歩道のトイレの件なんですけれども、私はいつも言っているんですけれども、和戸、東武動物公園、姫宮とあるんですが、駅に一つもないんですよね、外から使えるところが。白岡なんかは駅にあるんですよ。それが、白岡市が業者に頼んで掃除しているんですよ。毎朝女性の方がやっていますけれども、私、犬の散歩で分かっているんですけれども、頼まれてやっているんだということで言っていましたけれども。

そういう駅に限らず、例えば公共の施設、消防署もありますよね。そういうところに、防犯上に心配だったらそういうところに設置することもできるんですよ。

やはり遊歩道に近いところ、細長い道路、町ですから、歩いて５分か10分でみんな行っちゃいますから、横はね。そういうところはやらんでもできるんじゃないかなと私は感じているんですよ。ぜひその辺のところは検討していただきたいなと。一番簡単なのはど真ん中に走っている駅が一番いいんですよ。そうすると外からも入れる。

○委員長（川野武志君）　山下委員、岸辺遊歩道の質問ですよね。

ちょっとトイレとはまた……

○委員（山下秋夫君）　岸辺遊歩道から近いところに造ってほしいということ言っているんですよ。岸辺遊歩道に造れなかったら、岸辺遊歩道に近い公共施設のところに造ってほしいというのが私の願いです。

これは健康マッ歩ですから、我慢していたら本

当に健康になりませんよ、それは。逆です、逆効果になってしまうんで、ぜひトイレだけは誰でも使うんですから、ぜひその辺のところはお願いしたい、これは要望です。

あと、一番最後に言った高さということなんですけれども、これは断面図でそこのところが低くても流れるということですか、それは。その地域が低くても改修すれば流れるという意味なんですか、意味合いなんですか。

低かったらやはり幾ら改修しても流れないんじゃないかなと、低いところはたまってしまうんですから。その辺のところのあれはきちんと調査しているのかということを聞いたんですけれども、流れるということなんです、それで間違いないということでよろしいんですか、そのことだけお答えください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷です。

河川の水位と学園台３丁目のところについてはほぼ一緒ぐらいなんですけれども、川が広がることによってそちらのほうでかなり水が流れますので、今よりかは冠水はなくなると思います。まずはちょっとその河川改修をしてもらってから、その効果を見て考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、細かいのを入れて10件お願いしたいと思います。

まず、145ページ、146ページの６款農林水産業費と、それから８款の土木費の159、160ページ、公共下水道事業会計負担金、この関係、共通していますのでお尋ねします。

農業集落排水事業会計負担金が1,972万円あります。この根拠として、総務省が示す繰り出し基準に基づいて負担金を出しているということであります。それから、先ほども言ったように、159、160ページの公共下水道事業会計負担金についても同じですよね。これはほかに繰り出す根拠となるものはあるんでしょうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、８款の土木費の不用額が7,933万円となっております。特にこの不用額についての理由ですね、これをお尋ねしたいと思います。7,933万円。

続きまして、151ページ、152ページの道路橋りょう費の関係で道路台帳整備がございます。これについては令和２年度と比べて少なくなっているということなんですけれども、これについての詳しい内容をお示しいただきたいと思います。

それから、道路維持費の関係で町道や側溝の修繕ということで、委託料に道路側溝清掃業務委託料がございます。これはどのように行われているんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、その下の街路樹管理業務委託料がございます。先ほど前段の議員からもいろいろ公園等の議論もありましたが、町道もそうなんですけれども、私は県道もひどいと思うんです。

これは県道のことだからということではなくて、特に感じるのは、姫宮駅に向かって農協から先の、また第一中継ポンプ場の間、ひどいと思うんですけれども、これは町のほうからもきちっと要望を出したと思うんですけれども、ひどくなると本当に道路のほうにかかってきますので、これは特にひどいな、そういうふうに思うんですけれども、そういった対応はどのようにされておりますか、

お尋ねしたいと思います。

それから、155、156ページの橋梁の関係なんですけれども、これは先ほどの150、160ページの湛水防除対策事業と関係あるんですけれども、姫宮落川の河川改修が行われております。これは先ほど来からも言われているように、やはり大雨、水害災害が大きくなれば、かなり町民にも影響します。この姫宮落川の河川改修の進捗状況ですね。この平成３年度のときの状況、これも県ですけれども、状況と、現在はどこまでいっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、155、同じく156ページの都市計画費の関係で、都市計画総務費で不用額がやはり4,662万円というふうになっています。これについてのご説明をお願いしたいと思います。提案理由の補足のところでも説明がありますけれども、もう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく155、156ページの一般住宅耐震対策事業なんですが、これは成果書の181ページにも記載されておりまして、このとおりなんですけれども、補助申請がこれで多いと言えるのかどうか、私は少ないと思うんですけれども、これについて町としてはどのように契約されているというか、その辺も少ない理由ですね、その辺をお示し願いたいと思います。

それから、次に157、158ページ、成果書では33ページですが、東武動物公園駅西口周辺整備事業、私はこの問題については、県道春日部久喜線と中央通り線との交差点の改良ですよね。ここは支障となった場所があったのでということなんですが、もう一度、決算ですので、何が進まなかった理由なのか、もちろん用地買収等々あると思うんですけれども、面積もしかる、きちっと進まなかった対象ですね、それからどういう理由なのか。

完了してもちろんよかったのですが、この交差点改良の成果書を合計すると4,505万6,814円で、失礼、決算書では157、158ページの令和２年度繰越明許で4,279万9,258円とちょっと差があるんですけれども、これについての説明を兼ねてお願いしたいと思います。

続きまして、最後なんですけれども、159ページ、160ページのやはり事故繰越の湛水防除対策事業474万円なんですけれども、これは中身については、笠原排水機場へのアクセス道路の工事費ですよね、そういうことなのに決算書では下水道費の中の工事請負費となっているんですが、アクセス道路の工事なのに下水道費というふうになっているんですけれども、この辺は道路の予算との関係でどうなのかということでお示し願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷です。

決算書145、146ページの農業集落排水会計負担事業の農業集落排水事業会計負担金、農業集落排水事業補助金と決算書の159、160ページの公共下水事業負担事業ということで、同じように公共下水道事業会計負担金、それと補助金のことについてご説明したいと思います。

こちらにつきましては、負担金と書いてあるほうが基準内繰入金ということでございまして、総務省でお示しさせていただいております基準内繰入金のものでございます。基準内繰入金としまして対象となっているのが、流域下水道の建設に要する経費、高度処理に要する経費、普及特別対策債分の経費、緊急下水道整備特定事業債分の経費と経営戦略策定に要する経費、臨時財政特例債に対する経費、あと雨水処理に係る経費とあります。

また、さらに分流式下水道に要する経費となっております。こちらのほうで基準内繰入金のほうを出させていただいております。

最後に言った分流式下水道に要する経費につきましては、当時、総務省とかで調べたところ、１か月で20立方使ったときにたしか3,100円ぐらい料金かかるということで、１立方150円という計算がされております。国のほうで、平均しているようですね。それよりもかかる費用につきましては、一般会計の繰入れからしてもいいという話になっておりまして、その延長上で基準外繰入れ、要は下水道と農集の事業を進めていく上で不足額が出ますので、こちらのほうを補助金ということで負担させていただいておるものでございます。

公共下水農業集落排水につきましては、ゼロから始めさせていただいた事業でございますので、当初から多額の建設費がかかっておりまして、今現在、かなりの償還金、公共下水とかに合わせますと大体５億3,000万ぐらい返しているんですけれども、10年後ぐらいにはそれが１億ちょっとぐらいに減ってくる予定でございます。

そういった状況の中、どうしても今時点ですと不足額が出てしまいますので、下水道ということで皆さんの公衆衛生によくするということで、例えば流域下水道とかに係るような広域的な汚水処理に関しては、一般会計の基準内ということでやらせていただいておりますので、一時的に建設が終わって償還が今終わりつつありますので、それに見合って補助金、一般会計の繰入れの基準外繰入金ということで入れさせておりますので、その辺はちょっとご了承させていただきたいと思います。

ちょっと質問飛ばさせていただきまして、湛水防除対策事業笠原浸水対策ということで、下水道費であるかということの質問にちょっと移らさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和１年度に事業を立ち上げさせていただきまして、令和２年度に明許繰越、令和３年度に事故繰越ということでやらさせていただきました。

実際、令和２年度に下水道浸水対策とか湛水防除のほうを公共下水道のほうに切り替えさせていただいたんですけれども、こちらについては一般会計を繰越しさせていただいたことで、公共下水道のほうにはそのとき一緒にやらなかったもの、移させていただかなかったものでございますので、その繰越し事業ということで、今まで令和３年度まで引き継いできたものでございます。そのため、一般会計の下水道費ということで残っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず、不用額の話で、決算書のほうで149ページ、150ページのほうの土木費の不用額7,933万1,625円ということで、こちらに関しましてのご説明をさせていただければと思います。

こちらにつきましては、不用額、まず春日部久喜線の町道12号線ですね、こちらのほうの用地買収のほうが進まなかったということで、一番大きなところかなというふうに思っているんですけれども、補償補塡賠償金のほう、こちらのほう12号線が進まなかったというところと、同じく、公有財産購入費というところで同様の理由で用地買収が進まなかったというところが大きなところかと思います。

関連しまして、役務費についても不動産鑑定のお金というような形も含まれていますので、同様

に12号線のほうの用地買収の進みが遅れたというところから不用額が大きくなってしまっております。

もう一件、委託料、こちらも同じなんですけれども、用地買収進まなかったところで、測量設計の委託の残という形で不用額が出てしまっているというところでございます。

続きまして、道路台帳の補正の関係なんですけれども、決算書の151ページ、152ページのところですけれども、令和２年と比較して少なくなっているということで、その理由はということですけれども、こちらにつきましては、令和２年の道路台帳の補正のほうが多かったということで考えていただきたいんですけれども、竹内園芸であったり、横町であったり、ああいったところの道路の認定廃止等、これまで多かったんですけれども、そういったものがある程度一段落ついてきたので、その分、委託費も少なくなったというような形でございます。

続きまして、決算書151ページ、成果書176ページ、道路維持の側溝清掃というところでございます。

こちらに関しまして、基本的には側溝清掃というところでは地元の方にお願いしているところもあるんですけれども、町で行っているものにつきましては交通量の多いところですとか、危険箇所、あとはそういったような形で地元の方ができなかったり、町でやるべきところは道路側溝清掃等行わせていただいている状況でございます。

清掃業務といたしましては、４件ほど委託を出しておりまして、シルバー人材センターですとか、町の建設業者、環境美化の専門の業者などに委託のほうを発注させていただいているような状況でございます。

続きまして、街路樹ですけれども、こちらは県道の関係が多いんじゃないかというところではあるけれども、町としてどのような対応をしているのかというところなんですけれども、こちらにつきましては、状況を見て県のほうには伝えているところではあるんですけれども、そのほか住民の方の意見もありますので、そういったご連絡をいただければ、それをたらい回しにするんじゃなくて、町のほうで聞いたものは町から県にという形で、町のほうでも現場を確認した上で県のほうに状況等報告させていただいて、対応のほうをお願いしているような状況でございます。

続きまして、決算書のほうは155ページ、156ページ、成果書177ページの都市計画総務費の関係の不用額、こちらが4,681万2,128円ということで、こちらのほうの主な理由についてお答えします。

こちらにつきましては、東武動物公園駅の東口のほうなんですけれども、こちらの県の事業なんですけれども、こちらに対しましては地元負担ということで、その年度にかかった事業費、決算ベースになるかと思うんですけれども、県のほうで負担をした事業費についての補助金を除いた２割のほうを町のほうが負担するということになっておりますので、そちらの事業のほうが減額、進まなかったというわけではなくて、繰越し事業となったため、お支払いしている実際の額が少なかったために、結果として町の負担自体が少なくなっているというような状況で不用額として出てきてしまっているところでございます。

もう一点といたしまして、大きなところ、東武動物公園駅西口通り線の登記手数料等、役務費が減少したことにより不用額のほうに出てきてしまっているというところが主な不用額の理由になってございます。

続きまして、決算書155ページ、156ページ、成果書のほうが181ページの一般耐震の関係でござ

います。

こちらについて、件数が少ないのではないかということで、どのようなＰＲ等をしているのかということについてお答えさせていただければと思います。

こちらにつきましては、確かに耐震診断のほう３件とブロックの撤去ということの補助で、耐震診断３件のブロック塀撤去が１件ということで、確かに少ないという認識はございます。そういったこともありまして、新型コロナの関係もあるんですけれども、相談会という形で町の工務店であったり、建築の関係の会社の方の協力も得まして相談会を開催しております。７月、８月、９月の年３回なんですけれども、ご協力によってやることができております。

すみません、ごめんなさい、間違えました。相談会については令和４年の話になってございます、すみません。３年はできなかったんですけれども、今年度についてはそのような対応をさせていただいているような状況でございます。

一般的な話になってしまうんですけれども、例えばなんですけれども、近いところで平成28年に熊本の地震ですとかそういったときの後には、耐震診断の件数が10件とかという形で大幅な伸びは出るんですけれども、どうしても身近でそういう災害が起きないと件数は減る傾向にあるのかなと思ってございます。そういったことも含めまして、広報やホームページによってもっともっと周知する必要があるのかなというところで考えております。

続きまして、決算書のほうは157ページ、158ページ、成果書のほうが33ページの西口のわくわくロード事業の関係でございます。

こちらの県道との交差点、進まなかった理由というところでございますが、こちらにつきましては、用地買収自体は進みまして、結果的に用地が空いたというところではございます。

長引いてしまった理由といたしましては、もともとの権利者さんが高齢だったこともあって、ちょっと病気の関係もありまして延びてしまっていたというところがございます。権利者さん代わりまして、相続を受けた方と交渉させていただいて用地のほうを確保できるような形になりました。

ただ、すぐ工事に入れるかというと、先ほどもあったとおりなんですけれども、電柱の移設がありまして、１本かなりいろんな線が乗っている電柱があるんですけれども、それがなかなか去年からお願いをしていますが、今時点でもまだ抜けていないような状況でございます。そういったことで交差点改良のほうは遅れているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

姫宮落川の改修の進捗状況について私のほうからご説明いたします。

まず、改修が完了している箇所なんですが、みずほの橋、道佛の区画整理、町道12号線から道佛の区画整理地内に入るところの姫宮落に架かっている橋がみずほの橋でございまして、そこから下流で古利根川の合流まで、そちらはもう改修済みでございまして、その上流を今現在県のほうで改修をやっております。

令和２年度につきましては、寺の前橋といって水管橋が架かっているところの橋でございますが、そちらの詳細設計を終えております。あと、令和２年度には宮代橋ですね、こちらの詳細設計も終わっております。

昨年度、令和３年度実施した箇所でございますが、道仏橋、県道ですね、県道の山崎の交差点からカスミの前に行く県道の姫宮落に架かっている道仏橋といいますが、こちらの下流部分ですね、410メーターの護岸工事を令和３年度とあと今年度にかけて、ちょっとこれは繰越し工事で今実施しているところでございます。

あと、令和３年度としましては、道仏橋からその上流にあります農協の手前の橋の宮代橋というのがあるんですが、そちらの測量の業務を完了しております。

今実施しているところは以上でございます。今年度につきましては、その上流の護岸工事の詳細設計を今県のほうで手がけていると聞いております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　０時０５分

再開　午後　１時０２分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、まちづくり建設課の質疑を行います。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、145、146ページの農業集落排水事業会計負担金と、159、160ページの公共下水道事業会計負担金、これの繰り出している根拠は総務省が示す基準に基づくものだということで説明がありましたが、これはそうしますと、ほかの自治体も同じにやっているということで理解してよろしいでしょうか。それとも、ほかの自治体では、この基準内繰入金のるる説明があった中のものも活用してというか、そういったものも含めてというのはあるんでしょうか。その辺、確認させていただきたいと思います。

続きまして、土木費の不用額なんですが、説明がありましたけれども、大きく言って道路橋梁費で3,251万、それと道路維持費は大したことないですね。道路新設改良費が2,899万円と、これが大きいんですけれども、これの道路新設改良、これだけ予算現額が13億966万円で、支出済額が15億5,783万円、繰越明許は１億6,364万円、事故繰越が884万円と、こういうふうに処理しているのに、なおかつですから、この点についてはどうしてこういうふうになったのか、その辺もう少しご説明をお願いしたいと思います。

それから、道路台帳につきましては分かりました。

これは、委託しているんですけれども、あくまでもこれは町ではできないものなのかどうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

次に、道路維持費の関係です。

151、152ページで、側溝清掃の関係なんですが、先ほども答弁の中で、町民からの協力もいただいてということもあったんですけれども、町民生活課では、町民の善意でということで、もちろん強制ではない。しかし、半強制みたいなそういうところがありまして、ましてや町会費、お年寄りが出られないときには別にそのための負担金を個人負担をするとか、そういうふうになっているわけですよ。住民からすれば公共下水道が通っているのになんでそんなことまでしなければいけない。

そうすると、側溝清掃は、先ほど言った交通量の多いところとか、危険な箇所を順次やっているということですよね。そうするとそれ以外は、も

う町民の善意ということで、やる必要ないんでしょう。

側溝清掃は、あくまでも道路の雨水ですよね。雨水まで町民がやる必要ないと思うんですけれども。きれいにしたいという気持ちは皆さん持っているんですよ。だからしかし、道路の管理維持は町が責任持ってやるわけですから、側溝まで町民がやる必要はないんですよね。

そういう点では、もし必要だとすれば、もっと予算を組まなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、町民の善意というだけでいいんでしょうかね。その点、この予算でいいんだということであれば、そういうことになりますが、その点も含めてお願いしたいと思います。

それから、街路樹等との関係もありますが、もちろん細かく言えば、町道の側道とかそういうところも非常に繁茂しているところあります。これはまちづくり建設課ですから、一般の土地とは違います。道路に面した、あるいは側道に面した雑草の繁茂を刈り取る、そういうことなんですけれども、多々ありますよね。

県がこういうことですからよくないと思うんですけれども、やはりこんなことを言うと失礼なんですけれども、私はどうしても北海道出身なんで、北海道は観光地ですから、非常に国道、道道もきれいにしているから、市道とか町道というのも非常にきれいなんですよ、刈り取って。そういう点からすると、私はいつも感じているんですけれども、もう雑草が生えて。車の支障になっていますよね。

だから、そういう点では、町民の声を反映するとかという、先ほど声があればとかと言っているんですけれども、町の職員もちゃんと現場をパトロールしているわけですから、住民から言われなくてもここはひどいとかということであれば言っているとは思うんですけれども、どうしてそうなっているんでしょうか。逆に聞きたいですよね。その点、もう一度お願いしたいと思います。

続きまして、155、156ページの橋梁新設改良と合わせて姫宮落川の河川改修、先ほどの課長からの答弁で、進捗状況も分かりました。

そうしますと、どうなんでしょうか。やはり水害、あるいは災害の、今年度は、去年もそんなに大きな災害がなかったんですけれども、これによる前進は見られるのかなというふうに思うんですけれども、その点での災害との関係で、どういうふうに判断すればいいんでしょうか。その点、お願いしたいと思います。

それから、155、156ページの不用額ですね。これは東武動物公園東口通り線の関係なんですけれども、用地物件の補償の契約は進んでいるということなんですけれども、理由としては、年度内に支障物の撤去、あるいは所有権の移転の登記まで完了しないという説明があったんですけれども、これはこういった点で年度内に事業が遅れた部分というのは、金額から言ってどの程度なんでしょうか。

これも完成しなければいけない、そういった目標もあると思うんですけれども、そういった点で遅れというのはもちろんあるし、予期しないこともあると思うんですけれども、そういった点では完了を目指した中での進捗はどうなんでしょうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、一般住宅耐震対策事業では、155、156ページで、確かに少ないという認識ということなんですけれども、新型コロナ感染症の状況もあって、思うように相談会もできなかったということなんですけれども、そういった点では啓発、広報「みやしろ」でとかそういうことで発信しなければいけない、あるいはホームページでもう啓

発していかなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、本当にパイがもっともっと必要で、パイが大きいからそれで三、四件と言っても本当に少ないなという感じはします。

先ほどこういった全国的に大きな災害がなければ、それに刺激されてというような答弁もあったんですけれども、やはりもう少しふだんからこういった点での対策を強めていかなければいけないのかなと思いますけれども、そういった点では、どうだったんでしょうか、お願いしたいと思います。

それから、157、158ページの東武動物公園西口周辺整備事業で、内容は、遅れた内容については分かりましたが、電柱の移設については、どうしてこんなに遅れたんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

あと、用地買収の実際買収できなかった土地の面積ですね、それも示してほしいということだったんですけれども、その点についてもお願いしたいと思います。

それから、東武動物公園駅西口周辺整備、これは決算書と成果書の金額がちょっと差異があるんですけれども、それについての説明をお願いしますと言ったんですが、答弁なかったと思います。その点をお願いしたいと。

それから、159、160ページの湛水防除対策事業なんですが、事業そのものは道路改修と言っていいんでしょうか、あそこをつなぐアクセス道路ですから、その道路関係の費用として計上するべきだと思うんですけれども、さっき言ったのは、なぜ下水道費からなのか。これはずっと令和元年、令和２年、３年度、事故繰越ということの関連からということなんですけれども、そもそもそうだとすると、アクセス道路の工事だから、下水道費にしちゃっていいのかどうかというところが、やはりちょっとどうしてこうなるのかというのが拭えないというところなんですけれども、もう少し分かるように説明していただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

まず、決算書145ページ、146ページ及び159ページ、160ページの会計負担金、補助金につきましては、こちらは総務省が決めた繰入れ基準ということで、全国一律の全国の下水道事業をやっているところで出せるものでございますので、特段ほかの自治体で何か制度を設けたりとかというものではございません。これに基づいて、年度決算がありましたら、各自治体が国のほうにそういったデータを出しますので、そこで違うデータが出てしまいますと、並び比べていいか比較ができないものでございますので、そちらにつきましては、全国一律というものでご理解していただきたいと思います。

大変申し訳ございませんけれども、質問の中で決算書の159、160ページの湛水防除事業のことにつきましては、こちらにつきましては、笠原排水機場のアクセスということで、主たる目的が笠原排水機場を接続するための工事ということでございましたので、下水道のほうでやらさせていただきました。

ただ、管理用通路としてやってしまいますと、自由にほかの人が出入りできなくなるということで、そこの新しく造った道路に接道するのが２筆ありまして、奥のところの１件がそうすると接道要件を満たさなくなってしまいますので、接道要件を満たすとなると、道路でないと行政財産の使用許可とか、そういった許可を取らないとできま

せんので、今後のことを考えて、道路ということで認定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず１点目といたしまして、予算書のほう149ページ、150ページの土木費の予算額に対して不用額が多かったり、事故繰越の金額が入っているにもかかわらず支出額が少ないのではないかというご質問について回答させていただきます。

ご指摘のとおりなんですけれども、新設改良都市計画道路のほうなんですけれども、12号線のほうの用地買収が思うように進んでいないということが主な原因の一つであるということは、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、ちょっと用地のほうの見込みがうちのほうも甘かったのかもしれませんけれども、交渉といたしましては、多少進んできたのかなというところで考えていたんですけれども、まだ契約に至っていないというところで、こちらとしてもちょっと想定外のところはあったということで、ご理解いただければというふうに思っているんですけれども、なかなか権利者様の都合というものがございますので、予算についても、今後、もう少し精査しながらつけていくことが必要なのかなというふうに考えてございます。

予算書の151ページ、152ページの道路台帳について、町職員では作業のほうはできないのかというご質問について回答させていただきます。

この道路台帳の整備というのは、交付税の対象になるようなものの算出につながっていくものであって、それだけの精度が求められるものなんですけれども、道路の新設改良であったり、町道の認定廃止に伴いまして、デジタル的な電子納品の道路台帳であったり、現場の測量等、様々な業務が入ってくるものでございます。なかなかこういった事業につきましては、町職員でも対応できるところ、できないところというのは、精査すればあるのかもしれないんですけれども、なかなか一連のもので専門的なところも入ってくる作業になりますので、こちらのほうについては、他市町と同様なんですけれども、委託のほうで対応させていただいているような状況でございます。

続きまして、決算書151ページ、152ページの道路側溝の清掃の関係でございます。

こちらに関しましては、おっしゃるとおり強制ではない中で、地元の方が頑張っているということなんですけれども、まず市街化区域と市街化調整区域では若干分けて考えなくてはならないのかなと考えております。その中で、市街化の方であれば、下水もほぼほぼ整備ができている状況であって、おっしゃるとおり雨水だけが流れている状況であれば、さほどの側溝清掃は必要ないのじゃないかというところはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、調整区域に関しましては、市街化区域のほうも一部あるんですけれども、浄化槽のほうを使っている状況でございます。側溝に関しましては、雨水を流すというのが前提であるということがありますので、排水放流承認を取るときの許可の条件といたしましては、側溝に穴を開けて排水をするということなので、その方たちの清掃義務というところは発生してきます。

なので、場所によってということもあるんですけれども、やり方のほうは再度内部で検討させていただいて、環境のほうとの協議も必要になってくるかとは思うんですけれども、今後やり方については改善を考えていきたいというふうに考えて

おります。

同様に、街路樹の繁茂というか、伸びてしまっている問題につきましては、先ほどのとおりなんですけれども、もっと県と町と協力して、町民に言われる前に対応できるような形で対応できるように努力していきたいというふうに考えております。

続きまして、決算書の155ページ、156ページ、都市計画道路の総務費の不用額について、東口通り線の用地費の進捗が遅れたためというところではございます。

県との負担金の考え方につきまして、先ほどと同様な説明になってしまうんですけれども、事業の完了精算という形になるというのは、事業が完了しているものについてということになりますので、契約して、完了していないものについては、お支払いが終わっているものまでというような形になると思いますので、なかなかそのルールを変えるということは難しいような状況でございます。

それで、予算時期に県のほうからこのぐらいの用地が買える見込みだという計画のものは上がってきまして、それに対して、町のほうは予算のほうをつけている状況でございます。

やはり用地買収につきましては、個人の方の生活にも関わってきますので、その辺のうまいタイミングに合えばいいんですけれども、ちょっと春日部久喜線のほうの用地買収と似ているところはあるんですけれども、交渉が進んでいるとこちらの感覚ではあったとしても、実際に契約に至るというときに、権利者さんの都合で伸びてしまうということはすごくよくあることでして、その辺は大変申し訳ないんですけれども、ご理解をいただければというふうに思います。

決算書の155ページ、156ページの一般耐震の件数ですね。こちらのほうの補助金の申請件数等、少ないんじゃないかというところで、こちらについてご指摘のとおりではあるんですけれども、コロナ禍ではあるんですけれども、今年度につきましては７、８、９月ですけれども、相談会のほうを開催させていただいております。地元の建築士や工務店の方にご協力をいただいているような形になるんですけれども、こういったことをちょっと続けていくぐらいしか今のところは考えられないところなので、何かいいアイデアがあれば検討していきたいというふうに思っております。

決算書157ページ、158ページの西口わくわくロードの関係で、県道との交差点のところの電柱の移設がどうして遅れているのかというところなんですけれども、こちらのほう、東電、ＮＴＴ、そして乗せているＪ：ＣＯＭとかいろいろなものが乗っているんですけれども、そういうものも移転についてうちのほうは依頼をかけるんですけれども、この春日部久喜線のちょうど交差点のところがアールになっていたり、いろんなものが乗っているということもありますので、その辺の調整と、電柱の設計のほうに時間を要しているというふうに伺っております。

これはあくまでも電柱のほうの持ち主のほうに依頼をかけているところでございまして、うちのほうは急いでいただきたいというお願いをしているところではあるんですけれども、近年ほかのところの移設に関してもそうなんですけれども、何か月もかかっているというのが現状でございます。

先ほどからの説明のとおり、ちょっと場所的な問題もありまして、さらに長く時間を要しているような状況でございます。

決算書と成果書のほうの金額の差異があるのではないかというところで、３年度の決算額といたしましては4,505万6,814円という形で記載させていただいていると思うんですけれども、こちらの

内訳といたしましては、令和２年度からの繰越しということで、交差点改良や用地補償費などのほうに4,279万9,258円決算として上がってきております。

現年度分、令和３年度分につきましては、駅前広場の修繕等、平成26年、27年ぐらいから使っていました駅前広場も多少修繕すべきところが出てきておりまして、そちらの修繕のほうを行ったこと。あと、交差点改良をしたところで用地買収をしていると思うんですけれども、そちらの雨水のほうが解体していただいたのはいいんですけれども、土地のほうが下がってしまったので、そちらのほうの雨水対策のほうに合わせてなんですけれども225万7,556円ということで決算になっておりまして、合計4,505万6,814円というような形になってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

姫宮落川についてお答えいたします。

姫宮落川を今、河川改修して、これが河川改修が終了したら水害対策前進するのかというご質問だったと思いますが、現況の河川断面が、場所によっても違うんですが、大体11メーター12メーターぐらいが今姫宮落の現況の河川断面です。これが河川改修することによって、倍になって22メーターまで、河道部といって水が流れる部分なんですが、広がります。

これによって影響が出てくるところが数多くありまして、例えば宮代町のこの市街化区域とかから姫宮落に排水路が何本か流れています。そこで、最終的にはヒューム管で姫宮落に落としているんですが、それというのが、今その断面ですね、300とか400のヒューム管で落としているんですけれども、規制されちゃっているんですね。それ以上大きくはできないよという。それは計算上、現在の河川断面の能力に応じた排水しか流せないというのが決まっています。

ですので、今度この河川改修されることによって、河道部が広くなることによって、計算上、こっちの市街化区域のほうから流すヒューム管の断面というのも大きくなるんですね。それを今後埼玉県と協議しながら、どの辺まで大きくなるのか検討していくところなんですが、それによって、断面が大きくなるということは、排水機能が増すということで、かなり湛水の解消には期待されるところでございます。

ただし、ゲリラ豪雨のような一時的に雨が降る場合は、河川の断面が大きくなろうが今のままだろうが、今持っている宮代町の道路側溝なり、排水路の能力で決まってしまいますので、一時的に水が上がることは今のと変わりない。ただ、通常の台風でしたらかなりの期待ができるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。失礼しました。

それでは、まず145、146ページと、159、160ページの農集と下水道の関係は分かりました。

それから、土木費の不用額の関係ですが、副課長のほうから、最終的にはいろいろな用地買収の契約、想定外だとかいろいろありましたけれども、もっと精査する必要があるということで、ぜひお願いしますということで、これも結構でございます。

それから、道路台帳の関係も分かりました。

151、152ページの道路維持費の関係なんですけれども、これは、私がこういうふうに質問します

と、やはり市街化区域と調整区域というような答弁になります。それとは関係なく全町でやっているわけですよね。自治会ぐるみもう総がかりで。

考えれば、県道と町道の違い見れば明らかだと思うんですけれども、県道なんか、町民が総出で開けませんよ。県なんかバキュームカーでやっていますし、順序よく、それと同じじゃないですか。だから、県道と町道も同じなんですよ。確かに調整区域は違ってきますけれども、市街化区域はそうですよね。もう下水道が通っているんですから。それ自体がもう負担なんですから。それ以外に参加できないからと言って参加の罰則の負担、それから町内会ではできないから町内会挙げて委託してやっている、それもおかしいですよね。税金も払っているんですから、もう二重三重なんですよ。

だから、県道と町道を見れば明らかだと思うんですけれども、そういった点では先ほど最初の質問では、環境資源課とやっぱり綿密に連携して、町民の負担がないように、単なる雨水をきれいにするということであれば、これはもう町民の範囲外ですよ。

ただ、ですから環境資源課のほうの予算のほうが大きいんですよ。99万幾らで約100万円近いんですよ。まちづくり建設課の側溝清掃なんか62万8,000円です。だから、これはやっぱり先ほど言ったように、ぜひ環境資源課と連携取って見直しをしていただきたいと思います。そういう答弁もいただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、姫宮落川の河川改修の関係で、課長が言ったとおりだと思います。ただ、ここで心配になるのが、東武鉄道の下のあそこも非常に狭かったんですけれども、あそこは広くできて、そういった意味ではもうこちらのほうの下流のほうの水量がそのまま行くということで解釈してよろしいでしょうか。その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、157、158ページの県道春日部久喜線と中央通り線、いろいろこれまであったんですけれども、電柱の移設というのは当然これは交差点をきちっと改良するという時点から分かっていたことなので、それでもまだ調整がつかなかったのかなというふうに思うんですけれども、場所的にと言われればそれまでなんですけれども、やっぱり計画が立てられた段階からもう既に始まっていると思いますので、その点では、ちょっと遅いというふうに考えざるを得ないんですけれども、その点ではどうだったんでしょうか。その点だけ伺います。

それから、もう一点、予算額と成果書の金額が違った場合は、さっき説明では分かったんですけれども、その違いをちゃんと分かるように説明書のほうでは書いていただければ、これが違うのかということで分かりますので、その他道路用地管理等とか、その他とかというふうに書かれても困りますので、その点お願いしたいと思います。これはぜひそういうふうに分かりやすい成果書にしていただきたいというふうに思います。

それから、159、160ページの笠原排水機場へのアクセス道路の工事、答弁で分かりました。初めからそういうふうにいっていただければと思いました。でも、分かりましたので、この点については結構でございます。

では、以上の点でお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋でございます。

決算書157ページ、158ページ、成果書の33ページの西口わくわくロード事業に関しましてお答え

します。

交差点の電柱の移設に関して、調整がもっと早くできなかったのかということでございますが、こちらについては、まず用地が空いているのかどうかといったところをＮＴＴであったり東電であったり、まずはそこが聞かれるものでありまして、そんなに前段で電柱の移設の、調整はできなくはないんでしょうけれども、設計ですとかそういったものを進めていただけるものではちょっとないものでして、用地が空いた段階でご相談をお願いしますというような形で、そういう形で調整をされてしまうと言ってはあれですけれども、なってしまっている状況でございますので、なかなか先行してここだけ設計をお願いしますといったことは難しいかとは思っているんですけれども、できるだけ早い段階から動きそうだというような情報提供等はしていければというふうに思います。そういった改良をしていきたいとは思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

この成果書の書き方なんですけれども、おっしゃるとおり、分かりやすく成果書のほうは書いていきたいというふうに思いますので、次年度以降、気をつけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

姫宮落の河川改修にお答えいたします。

まず、姫宮落のちょうど東武鉄道との鉄橋の部分なんですが、改修前にも何度も大雨が降るたびに現場のほうを確認をしておりまして、上流と下流で数十センチぐらいの水頭差といって段差ができておりました。それが今度は河川改修して東武の鉄橋が広がりましたので、上流も下流も同じ幅になりましたことから、今はスムーズに同じ高さで水は流れる状態になっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

156ページです。

156ページ、都市計画総務事業の委託料の都市計画基礎調査業務委託料について詳しくお願いします。

それから、158ページ、建築開発事務事業が移管されまして、説明では157万円くらい手数料収入が入ったというふうに説明でございましたが、件数と、それからこの手数料というのは歳入に入っているのかお伺いします。

成果書の152ページの都市計画道路の12号線の話なんですが、全部ここのところすごくきれいになって、いよいよ252号線につながって春日部につながる主要道路になるんだなというのが感覚的に分かりましたが、令和３年度858メートルというふうに書かれていましたが、それの今現在は何メートルできちゃっているのか、そこをお伺いします。

それから、街区公園のほうの話なんですが、成果書182、183ページ、決算書は160ページなんですが、報償費、18万円の報償費について32公園を対象としてというふうに書かれていますが、これについて詳しくお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課、小林でございます。よろしくお願いいたします。

決算書155ページ、156ページにあります都市計

画基礎調査、こちらはどういった調査かということでご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

都市計画基礎調査は、都市計画法第６条に基づき、都市計画区域についておおむね５年ごとに人口規模、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを把握し、町内の都市化の動向を明らかにし、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的とした調査となっております。こちらの調査については、県との委託契約により各市町村が実施するという形で行っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林でございます。

ご質問ございました開発許可の件数、こちらについてご説明させていただきたいと思います。

開発許可につきましては、開発許可に関するケース、トータルで390件ございます。許可の内容としましては、開発許可が37件、開発の変更許可が34件、そして都市計画法の42条の許可というのがございまして、こちらが２件、同じく43条の許可が４件、そして適合証明が67件、開発登録簿、こちらの閲覧のほうが60件、それとそのほか相談表が134件で、あと工事の検査が52件ありまして、事前協議で８件といった内訳となってございます。

あと、こちらの開発のほうの関係なんですけれども、先ほどお答えしました中で、相談表、工事検査、事前協議、こちら以外については歳入として町のほうに入ってくるような形となってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林でございます。

公園管理の報償金、こちらについて内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの趣旨といたしましては、公園環境の維持管理を利用者の視点に立って実施することにより、地元住民の皆様と行政のパートナーシップの輪を広げ、良好な都市環境の創造と地域コミュニティの発展に資することを目的として実施しているものでございます。

こちらにつきましては、先ほど委員さんからもお話ございましたとおり、32の公園に対して13の地区に報償金のほうをお支払いさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋でございます。

都市計画道路の整備延長ということで、12号線の延長といたしましては858メートルということで、そのうちどのぐらいのメーター数が完成しているかというところでございます。

完成という表現がどこまでというところはちょっとあるんですけれども、例えば半分の歩道ができていたりとか、舗装まではいっていないんですけれども、街渠とかが入ってというところがあるので、ちょっと一概には言えないんですけれども、おおむね450メーターぐらいは完成に近い状態になってございます。

すみません、詳細がないので申し訳ないんですけれども、以上でございます。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ご答弁いただきました。

ちょっと順不同にもなりますが、決算書156ペ

ージの都市計画基礎調査業務委託料というのは都市計画法に載っているということで、これはじゃやる主体は市町村で、それで県と委託契約をして、県にお願いしているという言い方でいいのか、県が主体でやっているのか、ちょっとその辺が、結果は誰が、その成果は誰が被るのかというところを知りたいと思います。

それから、移管の話です。建築開発事務事業の移管の話でたくさんお仕事が増えたなというふうに思いました。窓口がね。

それで、歳入のほうの28ページなんですけれども、県の支出金というのがございまして、地方分権推進交付金というのが増えているんですけれども、これは全然今のこれとは関係ないということでいいんでしょうか。それを確認します。

新規で事業が始まりましたということで、157万円手数料収入が入りましたというふうに決算の説明であったんですが、それはどこなのかちょっとよく分からないので、その辺でお願いします。

歳入のもう一つ、ちょっと１回目で聞きそびれてしまいました。40ページの一番下です、東武動物公園駅西口周辺整備東武鉄道負担金1,800万円入っていますが、これは過年度分のが進んだからこの令和３年度へ入ったという意味なのか、ちょっとお伺いします。

それから、公園の話です、街区公園の。パートナーシップと地域コミュニティということで、この報償金、街区公園を地域の自治会などにお任せしようという、そういう流れで私もやったときは覚えているんですが、パートナーシップであり、地域コミュニティであるということで、今ご答弁、13地区とございましたが、私たちの予算書の令和３年でいくと、22か所と書いてあるんですよね。でも、この成果書を見ますと、182ページ、32公園を対象として契約が締結ができているということなんですよ。そうすると、大変細かい話で申し訳ないんですけれども、基礎で5,000円プラス幾らという感じななるのかと思うんですが、一番多い管理者、もらっている街区の管理のところと少ないところはどれくらいになるのかお伺いします。

最初のそのパートナーシップ地域コミュニティという形で進めようとしたんですけれども、結局、今ここの183ページに町と地区の役割分担と書いてありますが、何かなし崩し的な流れになって、今回第５次総合計画でオリジナルパークを造ろうという流れにはなっていますが、この辺の管理の報償金もそうなんですが、みんな高齢化してなかなかできなくなっているのか、ちょっとこの仕組みが少し長くなり過ぎて、惰性に流れてきたのかなという感じもしながら聞いています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

初めに、決算書155ページ、156ページにございます都市計画基礎調査業務委託料、こちらについてご答弁させていただきます。

すみません、ちょっと先ほどの答弁が分かりづらくて申し訳なかったんですけれども、実施主体につきましては県になります。県のほうから町のほうに委託を受けて、町が業者のほうに業務委託という形で調査をお願いしているといった流れになります。基礎調査についてはそういった形で業務のほうを行っているところでございます。

続きまして、決算書28ページ、地方分権推進交付金と、あと、開発許可の事務の関連ということでのご質問でございます。

こちらにつきましては、あくまで開発許可のほうの事務手続によって受ける申請の手数料、決算

書21、22ページにございます開発許可等申請手数料、こちらになりますので、特にこちらの分権推進交付金ですか、直接的な関わりはないものだという形で認識しております。

続きまして、決算書159ページ、160ページ、成果書ですと182ページ、183ページ、こちらの公園の報償金の関係でございます。

先ほど、報償金につきましては、13地区のほうに、32公園13地区にお支払しているということでお話しさせていただきましたが、こちらの公園については、地区によっては、幾つか複数の公園のほうの維持管理のほうをお願いしているところがございます。その中で、ご質問ございました、報償金のほうが大きいところと少ないところということだったんですけれども、一番金額として多くお支払いしているのが桃山台となります。金額としては２万9,000円でございます。一番少ないところにつきましてはディアコート西原台、こちらについては報償金は5,000円という形でお支払いのほうさせていただいているところでございます。

こちらの協定のほうが惰性のような形になってきているんじゃないかということでご指摘をいただいたんですけれども、確かに自治会さんのほうに、町のほうとしてもＰＲという形で区長、自治会長さんのほうにお渡ししているハンドブック、そちらのほうに報償金のほうのこういった制度がありますよということで、ご案内のほうはさせていただいてはいるんですが、やはりこちらについて新規でやりたいということでお話いただいている自治会さんというのは現状ないといった状況になっていまして、令和３年度は先ほど13団体ということでお話をさせていただいたんですけれども、令和３年度末に１団体さんからこちらの協定のほうを終わりにしたいというお話ありまして、令和４年度は12団体ということで、１団体減るような形になってございます。

こちらについては、町のほうとしてもすぐにどうこうというふうにできるわけじゃないんですけれども、ちょっとそろそろ見直しのほうも考えていかなくてはいけないのかなというような形では考えているところでございます。

ちょっとこちらについては今後の検討課題ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

歳入のほうの40ページの東武動物公園駅西口に対しての東武鉄道負担金というところで1,882万6,537円ということで上がっております。

これにつきましては、この西口を整備するときに東武鉄道と宮代町でどのような役割分担をしていくかということで協議を行った結果、区画整理事業とあとアクセス道路、中央通り線ですけれども、そういったところの事業についてどのぐらい誰が負担するかというところで協議を行ってございます。

当初、概算なんですけれども、概算事業費として19億ぐらいかかるのではないかということで始めております。その中で、おおむね６億ぐらいの国費が入るのではないかという試算の中で、町の負担は４億ぐらい、そして東武の負担は９億ぐらいということで、事業がスタートしております。

その中では、道路に対して例えば幅員の狭いところであれば、築造費は１対３で東武が持つですとか、用地費については１対２で町と東武で負担するといった細かな決まりがあるんですけれども、そういったものに基づきまして、最終的にここに

かかったお金というのが、約ですけれども約17億7,500万円ということでかかってございます。その中で、補助金としては５億円ぐらい入っております。町の負担としてはおおむね３億5,400万円ぐらいです。東武の負担としては９億1,600万円ぐらいの負担ということで、最終的な精算として差引き1,882万6,537円の町が多く支払っていた分を東武さんから負担をいただいたというような形で、西口についての東武との負担の関係はこれで終わるというような形になってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、小河原ですが、ちょっと多分の質問の仕方によると決算に関係ないんじゃないかと怒る人いるかもしれませんけれども、ある程度関係もありますので、質問します。

３点ほどお伺いします。簡単なほうからいきます。

公園パトロールをやっていると、それはいいことなんだけれども、１か月に１回パトロール実施をしているという報告がありましたけれども、私は今の宮代町の公園以外の主要道路とか生活道路はもう１か月に三、四回、週に１回くらいパトロールをやって、見るだけじゃなくて、完全に自分たちで見て、これは問題だというところを指摘して、直すことを考えるべきだと私は思っております。

本当にあの道路で安全かというようなところ幾つもあるよね。一般の人なら大丈夫かもしれない、車ならある程度大丈夫かもしれない。また、杖をついて歩く人が本当に安全なのか、私は不安なところはいっぱいあると思います。

そういうところを考えて、パトロールをもう少し増やして、町として確かにこれは直すべきだというところがあったらどんどんやってもらいたい。その約束をひとつお願いします。

２つ目、前段の丸藤議員が大分心配して質問してくれた道路側溝、確かに市街化区域のどうのこうのと説明ありましたけれども、調整区域でも大変なところあるわけですよ。本当に税金の二重払い、三重払いのところがあるわけです。そのことをやっぱり環境資源課ときっちりやるという、検討するという答弁していたようですけれども、私はそれはそれでいいと思うんだけれども、検討で終わるんじゃ駄目だと思います。検討というのは大好きだから。検討で終わるんじゃなくて、実施するということでお願いしたい。税金の二重、三重払いですから、それで高齢者でどうしてもなかなかできない場所があるわけ。

それに関連して、県道から町道に移設された道路がありますよね。これを直接やると決算に関係ないと言われるから、関係あるようにしゃべりますから。

今、御成街道の、今度あそこを高架にすると、和戸の駅の先のね。あそこは下の踏切をなくすというのが目的あるんだと思います。それはそれでいいんだけれども、今、宮代町に車が片方通行じゃないと通れないところは何か所ありますか。私は勘定してんだけれども。何年か前に１か所通行止めにした道路を入れると８か所ぐらいあるんじゃないかなと思った。

そこで、一般質問のときに金子議員が139号踏切、質問してまして、あれ本当に評判の悪い踏切、よく喧嘩しています。最近も私は喧嘩しているのを見ていました。おまえがあっちへ引っ込め、おまえが引っ込めとかとやっていました。それで前々からやっているんですよ、あそこは。有名なところですから。喧嘩道路というこんな名前つけ

ようかと思っています。ちょくちょく喧嘩しています。

そのぐらい結構最近は交通量が多くなっているので、もう一般の人が入ってくると喧嘩はちょくちょく。一回東武鉄道があそこの縁石を取ろうとしたことあるんですよ。私は文句言いました、とんでもないと、あれは何のためにあるんだと言ったら、あそこを人間が通るのにないと本当に危険な踏切になってしまう。それでもいいのかと東武鉄道に言ったら、取ろうとしていたらやめちゃいましたよ。それはまずいって。そういう実績があるんですよね。

それで、本題にだんだん戻りたいのは、春日部久喜線が県道になりました。それはすばらしいことだよね。昔の県道はどう通るか分かっていますか。139号踏切、140号踏切、あそこを通ってそれで姫宮駅のほうへ行って、電気屋のところを左へ曲がる、それでずっと行って、ぶつかったところで郵便局があるね、あれを右へ曲がって、真っすぐ行って前の停留所にぶつかって左行って、それから県道だったんだ、県道。宮代の県道ですよ。それを移管するときに、いろんな要求が出たんですよ。それ知っていますか。

私はよく言う、馬の念仏で聞くだけでやらないんだよ。さっき言った側溝のところも同じなの。側溝もあそこへ車が自由に通れるようにしよう、車が安全に踏切通れるようにしようと、そういう要求を出して動いたことあるんですよ。そうしたら聞くだけ。だから私は馬の念仏って、だから馬道路なんだ、あそこは。そういう歴史があるんですよ、いろんないきさつが。あそこは。

それで、この間、金子議員の一般質問でいいところをやってくれたと思ったんだけれども、何か手前と先がある程度幅があるから安心だみたいな答弁していたよね。それでさえ喧嘩しているんですよ、一般の人は。おまえが引っ込め、おまえが引っ込めで。あれよく電車でぶつからないかと思って、そういう踏切の、因縁の踏切なんですよ。

ですから私は、今さら言いたくないんだけれども、課長が替わったからここで言っておかないと分かってくれないから言っておくんだけれども、あれは元の県道で要求が幾つも出ているの。それをやっていないだけ。よく調べて直してやってもらいたい。側溝の問題もそう。そういう場所だったんですよ。

久喜でいろんな今、西口の山をどかせとかというのもあれも歴史が古い。それと同じなんですよ。言えば町がやらなくちゃということでやるわけ。私は今まで黙っていただけ。今度は言わせてもらう。同じなんですよ、やることは。歴史がそういうのがあるの。あの県道を移管するときになぜやってくれなかった。それをちょっと歴史を調べておいてもらいたい。

一応、文句みたいなのが一つあったけれども、私の切なる意見ですから、まだ私が元気なうちに言っておかないと分からないと思いますので。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時２９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、まちづくり建設課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

１問目なんですけれども、パトロールについてということでお答えしたいと思います。

パトロールにつきましては、いろんな現場がございますので、その都度都度、担当職員周りも見てございます。そのほか、今ネットのほうで、不具合があるところについてはお知らせくださいということで、そういう取組もさせていただいていますので、そういったものもご利用していただければ、もう少し目が届くのかなというふうに思ってございます。

あと、町の中の職員に対しましても、何か見つけたら担当まで連絡していただければということで伝えてはあるので、それでも目が届かないところは出てきてしまうかとは思うんですけれども、そういった形でなるべく多くの目で見られるようにという形を取らせていただいていますので、今後ともももっと何か工夫ができる点があれば改善をしていきたいというふうに思います。

２点目といたしましては、側溝清掃の関係があるかと思います。この関係については環境のほうと調整を取らせていただいて、検討だけじゃなくてというお話がありましたので、なるべくいい方法を見つけられるようにというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

139号踏切ですね、元県道であったところの箇所についてでございますが、すみません、私も勉強不足で昔のことは存じ上げていないので、今の現状でしかお話しすることはできません。この件につきましては、金子議員の一般質問でいただいているところでございます。

根本的な原因としては、あの踏切は斜めに線路を横断している踏切というのがまず１つですね。で、道路幅員、踏切の幅員が狭いと、あと前後にカーブがあるという大変見通しの悪い踏切になっております。

一般質問でも待避所のご提案をいただいたところでございますが、結局踏切で出合い頭になってしまいますと、待避所があっても結局どっちがどくのかという、そういう問題はずっとこれからも残ってしまうと思います。

それでは、この道路を解決するのはどうなんだというと、踏切を広げるということも考えられます。ただし、踏切を広げるのは、今の道路の線形だと東武と協議しても、直線で最短距離で鉄道と交差しなくてはならないというところもございまして、今の道路線形ではなおさらカーブがきつくなるというんですかね、そういう状況にもなってしまうという問題もございます。

あと、費用の問題というのも一つございます。道佛の区画整理のところに、ローソンのほうから入る新設された踏切がありますが、あれ１基造るのに、今、踏切造るとすごい換地、レーダー関係ですごい高度なものを要求されまして、あれ１つ造るのに１億4,000万円かかりました。多分こちらの踏切を拡幅しても、同程度の金額になると思われますので、今できる対策として、今後だからどうするかというのは検討しなくちゃならないと思います。道路線形も含めてですね。ただし、もう早急にできる範囲では、一般質問でもお答えしましたが、注意喚起の看板をまずつけまして、それで様子を見させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

これ以上申し上げるのはやめようと思ったけれども、もう少し言わせてもらいたいと思います。

パトロールについてはひとつ多くの目で、見るだけじゃ駄目なの、見るだけじゃ。パトロールしましたと見ましただけで終わったんでは、私は意味がないと思う。かえって無駄だよね、無駄。見て必ず絶対何かがあるか分かりませんけれども、悪いところあると思います。もう一回、あれは何か所か指摘して、優秀な課長がいるんだから直すと、そういうことをひとつ絶対やってもらいたい。それが有効のあるパトロールだと思いますので、ただ見て検討する、それで終わらせないでもらいたい。絶対直してもらう。

だから、私はよく、すぐやる課じゃないけれども、やってもらいたいという課をつくるべきだという主張もしたことありますよ。それは一向に日の目を見ないので、なかなかやってくれないなとは思っていますが、絶対町民の命を守ることを考えれば、特にここにいる担当の皆さんは大事な班でありますので頑張ってもらいたい。ひとつ忘れないように、もう一年１回決算がありますので、忘れないようにしてもらいたい。

側溝については、いい方法を考えるということですので、絶対いい方法を考えてもらいたいですよ。二重の税金払いですから。本当にみんな高齢者で困っているんですから、持ち上がらないんだからどうしようもないようなね。

同じこと言うかもしれない。元々あそこは県道だった、特に問題になっている場所は。蓋がないところは、そこを広げて県道にすべきだという要求もあったんだから、少しは道路が広くなる、いろんな要求があったの。今さらどうのと言ったって難しいかもしれないけれども、そういう歴史があるわけ。それはひとつ環境資源課と十分打合せして、町民の方が、高齢者が納得するような方法を考えてもらいたい。間違いなくやってもらいたい。

あと踏切、今は864号線というから、道路は。踏切でいうと169号線というので、前々から有名な場所。前から私は質問したことあります。確かに今課長が報告されたように、はすなんだよ、あれ。踏切がはすなの。珍しい道路だよね、直線じゃないんだよ。道路づくりがなぜ曲がっているかという難しいけれども、何しろ複雑な踏切だよね。

絶対私は、道佛でかかったのが１億2,000万円かかったというけれども、私は将来、絶対でかい事故があるなと思っている。あっちゃいけないんだけれども。ちょくちょくだよ、知らない人は喧嘩。あれ入っちゃって、そのうち出られなくなって電車が吹っ飛ばしてきたら必ず事故があるの。裏表でつかえちゃったらもう車は動かないんだから。それで、おまえが裏へ行け、おまえがバックしろとやって喧嘩しているわけだ。そのうち１億2,000万円じゃ上がらない大事故があると思いますよ。

今、宮代町は十何億の積立金があるよね、安いもんだよ、たとえ１億2,000万円かけて直しても。大きな事故がある前に直す、それがきらりと光る宮代町なんだから。そのことをもう一回強く言っておいて、分かりましたと言うかどうかを聞いて質問を終わりたいと思いますが。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。お答えいたします。

踏切だけの問題ではないと先ほども答弁させていただきましたけれども、踏切も含めて先ほど１億4,000万円という金額を言いましたが、その前

後の道路改良も含めて考えなければいけないことだと思います。

そうですと、ほかの踏切も同じような狭隘な踏切もございます。東武鉄道のほうでも今、というか国土交通省ですね、そういう踏切について今対策を何か講じるというような調査も入っております。

今後、そういうのに対象になればまた補助金とかも出ると思うんですが、今対象になっているのが、遮断する時間が長いとか、そういうところの踏切が今の対象になっているそうですので、今後そういうふうに町のお金だけじゃなく、補助金が使えるような段階になりましたら、そういうのも、ここの踏切だけではなくて、ほかの踏切も含めての優先順位とか道路の状況とか、そういうのも考慮しながら検討していきたいと考えておりますが、今の段階では、先ほども答弁させていただきましたとおり、注意喚起の看板でまずは対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

大きく４点お願いします。

160ページ、説明書は182ページです。

公園管理協定に基づき住民主体の維持管理なんですけれども、これ２年前に私、地域お掃除とか草取りの負担というので、暑い夏はシルバーさんに頼んで町内会費からお金を払ってやっているんだがという、当事者ですね、困った相談というか、こんな状況でやっているというご相談もしたんですが、その後、あまり変わらないんじゃないかと思っているんですね。

それで、ここの点についてそろそろ見直して、先ほどの委員の方の質問に答えていらっしゃいましたけれども、公園の草取りははっきり言って事実地域はできません。その辺お願いします。

それと、今回、うちの和戸町内会の児童公園なんですが、夏、草取らなかったんですね。いつもはシルバーさんに頼むんですが、私もちょっと小さい子を連れていって、虫が心配なんだけれども、入りたいものは入ったんですが、夏休みの終わり頃も低学年のお母さんが８人ぐらいお子さんを連れて皆さん遊びに来ているんだけれども、草丈が物すごい伸びていて、あとはご存じのようにダニがすごく出るんですね、川沿いなので、すごい大変な状況になるので、そのあたり、やっぱり町が真剣に考えていただきたいと思いますので、そこ、今うちの現実を言いましたけれども、お願いします。

あと、公園ですね。遊具の点検なんですが、これ地域の方とかちょっと専門的な方にも、ブランコとか危ないんじゃないかということでご相談を受けて、担当課にもお話しすると、専門の方が見て大丈夫ということなんですが、遊具自体が古いところというのは何年かにやっぱり１回とか、さっき２つ撤去したと言っていましたけれども、ある程度かなりたった、何十年とたったところは入れ替えるとかそこのところ、何かそういうことをするのか、考えがあるのかないのかお聞きします。

あと、２点目が説明書の38ページ、岸辺遊歩道整備計画です。

備前堀川の遊歩道、ここの整備に関してなんですが、多分町としては道路整備というか、そのフェンスとか幅とかということだと思うんですが、川自体が非常に汚い。県の河川ということ、管理の河川というけれども、このあたりはどう一緒に一体化して考えているのかお聞きいたします。

３点目がやっぱり先ほど委員からも出ていましたけれども、県道に関する道路の私は剪定も、30

キロ制限とか隠れちゃって見えない場所とかもあるので、そういうところは職員の方が見ているのか、あと気づいたら切るのかということとか、あとは草が伸びてしまっているところの管理ってどうなっているのかなと、県道なんですけれども、歩く人も少なくなったので、そのあたりどうするのかということで、特に圏央道のこちらから土屋、久喜方面に向かって、圏央道との交差する左側ですね。それこそ２メーターぐらいになっちゃって自転車が通れないと。

これは前も言ったかと思うんですが、やはり管理の、地域の方のボランティアというか、好意でやれない場所ってありますよね。そういうところの管理ってやはりすごい町民の方からすごい相談があるんですね。通る人は毎日通っているので、その辺の管理をどうなのかお願いします。

あと、説明書33ページ、わくわくロード、33ページについてです。

新しい村までの道がやはり危ないということと、先ほど答弁聞いていましたら、観光客というより地域住民というんですけれども、私も新しい村に行くときにいつも対向車が危ない、あと、歩くと本当怖いんですよね。そのあたりをどう、答弁聞いているとうーんとちょっと考えちゃうところが多いんですね。だからそのあたりしっかりとどうしていくのかお聞きします。

あと、これすみません、私ちょっと全部の課のを読ませていただいて、説明書ですね。まちづくり建設課の175ページ、西口整備とか、この文書です。成果についてなんですが、何かちょっと少ないような気がするんですけれども、次の教育委員会なんかもかなり書いているんですけれども、このあたり橋の整備とか何かいろいろやっていらっしゃるんですけれども、触れている部分が少ない気がしますけれども、これは例年どおりという書き方なのか、やっていらっしゃることはしっかり書いたほうがいいんじゃないかと思って、これお聞きします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　決算書のほう160ページ、161ページ、成果書182ページ、公園の関係の草刈りになると思うんですけれども、そちらに関しましては、先ほどからのご説明のとおりなんですけれども、職員のほうでも見ていますし、地元の人から話があればその都度やっているつもりではあるんですけれども、何といっても予算の絡みもありまして、あとは入れる時期というのが他公園と重なってしまうというところから、多少お待ちしていただかなくてはならないところもあるんですけれども、できるだけそういう草が高くならないうちにはやろうとは思っているんですけれども、なかなか改善までできていないというところで、大変申し訳なく思っているんですけれども、なかなかシルバーのほうも手が回っていないというところが現状なのかなというふうに思っております。

公園のほうの委託をしている遊具の点検なんですけれども、こちらに関しましては、年に１回遊具等の細かな点検を業者のプロの方に見ていただいているんですけれども、古い遊具についてどうしているかというと、耐用年数もございますが、一応先ほどの説明のとおり、判定がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、細かく分かれているんですけれども、その中のＤ判定については、一部撤去したということもありますので、それというのもやっぱり古い遊具だったりということがありますので、それは物によってということで、古いものについては撤去ということも考えられるかと思いますので、状況を

業者だけじゃなくて、職員も確認した上で対応のほうは検討させていただいて、進めていくようなことを行っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

続きまして、成果書のほうの38ページの岸辺遊歩道ということで、宮代町としては、道路の幅員を広げたり、フェンスを整備したりということだと思うけれども、河川のほうが汚いということでご指摘をいただいているというところだと思いますが、こちらに関しましてはおっしゃるとおり県のほうの管理になっておりまして、河川改修が今この状態で入るということは伺っていない状態なので、なかなかそこをきれいにしていただくというのは、ちょっと県のほうの事業ですけれども、すぐには難しいのかなというふうには思っております。

おっしゃるとおり、岸辺遊歩道として町道のほうの整備、河川沿いの土手沿いというか、そこの整備ですとか、そこにアクセスするところの町道で言うと688号線になると思うんですけれども、そちらについては何らかの整備をしなくてはならないのかなというふうに考えておりますので、近隣の自治会の方とお話をさせていただいて、どのような整備を望んでいるのかということを確認した上で、整備を進めていければというふうに思っております。

ただ、国納橋通り線、和戸立体の関係につきましては、今県のほうで用地測量のほうを入っておりまして、進捗のほうといたしましては、なかなかこの岸辺遊歩道では令和７年度までに整備ということで挙がっていますけれども、恐らく令和６年、７年とかというときに、和戸立体のほうの整備で人道橋のほうを進めていくのかなというふうに考えているんですけれども、ちょっとこれは前後する可能性はあるんですけれども、その人道橋の位置が確定して、人道橋の整備に支障がないところであれば、この計画を進めていきやすいんですけれども、ちょっとその人道橋の整備に兼合いが出てしまうようなところというのは、多少スケジュールを合わせて遅めの整備になってしまうのかなというふうに思っております。

県道の樹木の関係のパトロールにつきましては、やはり町道の管理と同じように、支障があるところについては確認して県土整備事務所のほうに連絡をしているところでございます。直接的に町がやるということはないんですけれども、連絡のほうはさせていただいて、確認等しているような状況ですので、ご理解いただければというふうに思います。

成果書の33ページ、わくわくロード、新しい村までの道のところですかね、東武動物公園のほうから新しい村に向かうところだと思うんですけれども、こちらのところが危ないというところのご指摘をいただきまして、今計画としては無印良品ですとか、あと東武鉄道、東武レジャー企画、日本工業大学、そして住民の皆さんと検討を進めているところではあるんですけれども、安全というところとこのエリアの構想的なものというのは若干違うところもありますので、安全については町としてこうあるべきというところを初めから考えていかなくちゃならないところではあると思いますので、県道とは別に最低限安全は確保して事業のほうは検討して進めていきたいというふうに思います。

続きまして、成果書の書き方についてなんですけれども、成果書の成果のところがあまり書いていないような状況でないかというご指摘をいただきまして、こちらにつきましては、もう少し分かりやすく、ちゃんとやっていることは書くような形で分かりやすくしていきたいというふうに思い

ます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

すみません、草刈りに関して、ちょっと私が今早めに話してしまいましたけれども、私が住んでいる和戸は住民が草取りをするところなんですね。毎月和戸１丁目から５丁目７つのところが交代でやっているんですが、真夏は熱中症になったり、危険を及ぼすということで、私が住んでいる和戸３丁目は住民を守るということで、自分のところの町内会費からシルバーさんに委託してやっています。

それは、ほかのところも多分そのように町内会費から出ているところもあると思うんですけれども、そういうことをやっていて、ご説明ありましたきりかぶ公園とかは町がやっているんですが、基本的に違うんですね、住民が行かなきゃいけない。

現在、私たちのところも来月和戸３丁目が担当なんですけれども、みんな高齢化している、膝が痛い、座って鎌で草が取れない、でもすごい草の量。それで、２年前にもその悲痛を訴えたんですけれども、まちづくり建設課はこの説明書に関して全然変わりがなく返ってきているんですよ。それで、誰もが安心して安全に利用できる公園環境の整備に努めましたと書いてあるんですけれども、現実無理なんですよね。それで、地域によってこれは早くからの協定でやっているんだけれども、町にお願いしていいということを分からないから地域がやっているんですよね。

なので、183ページの上の表の自治会の役割分担の中に、雑草等の除草廃棄というのは、実際難しくなってきているんです。よくやってくれていますよ、害虫がいたりとか樹木の選定は本当に対応がすごく早くて、すぐやる課ですよね、小河原委員がよくおっしゃる。よくやってくれているんですが、草の対応は本当に町民一人ずつになっているか。そこをやはりもうこのすみ分けを変える時期が来ているのかなというのと、先ほど申しましたけれども、町が出してやっているということを知らないからやっているんです。

やっぱり出ないと、誰々来ていないとかとなってしまいますので、そこはそうなったら地域のコミュニティがかえって壊れちゃうんですね。だから、樹木が伸びてきました、虫が出ました、通報したりするのはみんながします、でも、基本的な草取りとかは町がやることがいいんだと思うんです。そのあたりお願いいたします。

それと、古い道具に関しましては、多分基準みたいなのが必要だと思うんですよね。そういう一覧とかがあれば区長さんにしても、うちのところはそろそろだなとか考えるので、そういう基準がなくて、点検する方とか職員の方が、いや、まだいいよと言っても、実際見た人が、これ危ないよとその差が、考え方の違いがありますので、そういう基準というものをある程度つくっていただいて、それって必要だと思いますので、その辺お願いいたします。

あと、２番目、岸辺遊歩道、38ページなんですけれども、備前堀川はカワセミも来ます、いろんな鳥がいるんですけれども、私も議員になってから県土整備事務所とか一応相談をしているんですね。見に来てもらったりするんですけれども、ヘドロみたくなっていて自転車もたくさんあって、県はやれないとおっしゃるんですよ。

替わりましたけれども、前にいた部長さんなんですが、宮代町から確かに今回の基礎になっている遊歩道ですよね、整備の話があるので、そういうときと一緒になってやれば、古利根の合流まで

川の掃除をするということは、そういうことはできなくもないということを聞いているんですね。

だから、それは町のほうが遊歩道整備するんだから川の中もきれいにしたいと、町のほうが、県が管理する川なので一緒にやりたいということを言っていかないと、それはできないと思うんですけれども、そういうことは私耳にしているので、ここまで町のほうが道路整備してくださるなら、そのことを町が積極的にやってほしいので、そのあたりお願いします。

もう一つ、自治会の方とか皆さん、これから計画入ってきますけれども、私のほうに耳に入っているのが、小さいお子さんの散歩とか結構しているときに、和戸３丁目は自分が住んでいるところなんですけれども、整備されているんです、フェンスが。だけれども、対岸とか和戸４丁目、５丁目にかけてとかは、すごくもうフェンスが、川が、地盤がずれてしまって斜めになったり、あとちゃんとしているところも子供が走っていくと落っこちそうで危ないと。だから、岸辺遊歩道ってやっぱりみんなが使っているところ、これから造るから使うんじゃなくて、もうみんないっぱい使っているんですよ。そういうところの安全性というのを考えて、そういうときに若い人の意見とかも入れてほしいと思いますので、そのあたりどうなっているのかお聞きします。

あとは、もう少し分かりやすく、まちづくり建設課はちゃんとしっかりやっていると思いますので、分かりやすく書いていただきたいと思います。

お願いします。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、一つ言うのを忘れました。

わくわくロードです。ここを飛ばしてしまいまして、安全ということで私が特に先ほど言ったのは、笠原小から新しい村、観光客もそうですけれども、地域住民の危ないというところ、多分新しい村に行っている方はかなり思うと思うんですよ。私も軽自動車ですけれども、対向車が普通の速度でバンバン入ってきて、すごく怖い。それで歩道にも乗り上げながら通っているんですよね。地域住民の方も怖いと言っているので、そのあたり、やはり優先が地域住民であるならば、そこを重点的にあそこを直していくところだと思いますので、そこも追加でお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁をお願いします。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず１点目、成果書のほう182ページの公園管理報償金の関係になります。

こちらにつきましては、おっしゃるとおり高齢化が進んでいる現状は認識しているところでございます。報償金の制度を始めてからも、かなり何年もたっておりますので、調整をして直せるところは直していきたいというふうに思います。

古い遊具についての撤去とかといったところの明確な基準というのがあるのかどうかというところなんですけれども、一応点検基準というところで業者のほうも一律同じような形で見ているので、その中で例えばＣ判定であった場合、使用可だけれども、よく見ていかなくちゃならないような形であったり、そのＣの中でも使用が不可能だったりというところは、ＣなのかＤなのかというところで、その中でまた細かくゼロから１、２、３というような形で分かれていまして、そのほか劣化についても、それぞれの基準がＡＢＣＤというような形で細かく細分化されていますので、こちらについては、業者のほうの判断ということもありますけれども、うちのほうの町のほうの担当が見

て、これはちょっとというところであれば、それはやっぱり変えていかなくちゃならないと思っています。

日常点検につきましても、一応公園施設業協会というところで出している日常点検の項目というのがありまして、昨年度の決算の委員会だったかと思うんですけれども、そういった点検の項目とかは明確にされているのかというところでご質問があったかと思うんですけれども、そういったご意見も受けまして、そのマニュアルを基本として、うちのほうでも現場に出たときには見るようにしているように心がけていますので、ご理解いただければというふうに思います。

続きまして、成果書の38ページの岸辺遊歩道の関係でございます。

こちら備前堀川のほうの自転車ですとか、ヘドロ等の汚れがあるということでご指摘をいただいているところではあるんですけれども、こちらについて、県のほうでも町がやるということであれば整備していただくということを、すみません、初めて伺ったので、よい話を聞けたと思っております。

こちらのほうの調整につきましても、多分備前堀のほうの担当とあと和戸立体をやっている担当が違うのだと思いますので、ちょっとそちらの河川のほうの担当とも話をしてみまして、時期についてはもうちょっと後の時期になってしまうかとは思うんですけれども、整備に合わせて河川のほうもきれいにできればというふうに思っておりますので、協議のほうはさせていただきたいと思います。

あと、フェンス、健康マッ歩沿いに当たるのかなと思うんですけれども、こちらのほうのフェンスが傷んでいるところについては、全面というわけにはいかないかもしれないんですけれども、確認させていただいて、修繕等はやっていきたいとは思っております。

続きまして、成果書のほうの33ページ、わくわくロードのところですね。

こちらの安全について新しい村近くのところですね。こちらについては安全に通れるように今後の基本構想等を検討させていただきまして、ご意見として伺っておきますので、反映ができるように極力努力をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

公園のほうのＡＢＣＤというのの判定とか、やっぱり遊具の心配されている方からそういうものを区長さんとか、ここの自分たちの地域の公園のそういうのがどういう判定になっているとか、そういうものをお示しいただきたいと、そういうのありますかと聞くんじゃなくて、示していただくと、うちのところはまだ大丈夫だなとか、そろそろ考えていかなきゃいけないなとか、何かそういうことができるので、やはり点検しっかりしているなら、担当課までは分かっているけれども、住民は何か不安で不安で、いいのかなと、そこをもう少し住民が分かるような形をお願いしたいです。

それと、すぐ対応していただくということで、この除草に関しては本当に危ないし、虫に刺されるというよりも、ダニがついたら犬の散歩とかでも皆さん、本当に体によくないので、そのあたりはしっかりと、やっぱり好意でやっている町民と、もううちはできないよと言ってお任せしているところがあるということ自体が、知っていてやっているわけではないので、知らないで受けていますので、そこはきちっとお願いします。

あと、岸辺遊歩道のほうは、その遊歩道の話をしていくときにやっぱりいろんな世代、若い世代

の意見もしっかりと聞いていただきたいと思います。

あとは、わくわくロードのほうも本当安全確保で、よろしくお願いいたします。

要望です。以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で、まちづくり建設課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　３時０７分

再開　午後　３時１１分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３９号の審査（教育委員会）

○委員長（川野武志君）　これより教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（新井庸一君）　こんにちは。

教育推進課生涯学習室長の新井と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

こんにちは。

教育推進課学校教育担当、学校管理幹兼副課長の竹内知子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　こんにちは。

教育総務担当主幹の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。

教育推進課教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の加藤裕一です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（鵜川裕介君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の鵜川裕介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の齋藤真美子と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑章人と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（宮部俊周君）

こんにちは。

同じく、生涯学習・スポーツ振興担当主査の宮部俊周と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　こんにちは。

文化財保護担当主査の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく４問質問させていただきます。

まず１問目なんですが、これは決算書ではなくて、初めのほうの成果書のほうでお願いしたいと思います。

185ページの下のほうになりますが、９行目です。下から９行目で、学校運営においては、学校の自己評価、関係者評価、保護者アンケート等を公開することにより、学校課題を学校だけでなく保護者、地域とも共有し、新たな目標に地域ぐるみで取り組むという地域・家庭・学校が一体となった取組を進めましたとあります。

その次も、学校評議会及び須賀中学校と東小学校に新設された学校運営協議会を開催し、地域の中で特色ある学校づくりを目指すことができましたとあります。これそれぞれその成果を具体的に説明していただきたいと思います。

２問目になります。

決算書の165、166ページなんですが、備考欄の一番下のところですね。不登校対策事業になります。

成果書のほうでは、190ページになりまして、不登校対策事業ということで、成果のところで令和３年度の不登校の児童生徒は22人でしたとあります。こちらのほうなんですけれども、フォローしていただいたということなんですが、この中で何人ぐらい登校するようになったかということをお伺いいたします。

３点目なんですが、決算書167、168ページで、備考欄で小中一貫教育推進事業、この中で、成果書の191ページになります、中段のところで、小中学校一貫英語教育の推進ということで、外国語活動補助員や英語指導助手と連携して指導ということになっております。

その成果の中で、下から６行目、小学校３・４年生で週１時間の外国語活動、５・６年生で週２時間の外国語科の授業を実施とあります。この中で、外国語活動というのはどういうものをされたのかということをお伺いいたします。

それから、４問目になります。

決算書でいきますと197、198ページになります。成果書のほうでは、206ページの中段になります。

東京2020オリンピック聖火リレー事業ということで、こちらのほう480万3,000円ということで、決算のほうでは453万2,372円ということになっているんですが、こちらのほうで、すばらしい事業を行ったということなんですけれども、この中でお子さんたちにどのようにいい経験をさせてあげられたかということをお聞きしたいのと、あとこの記念展を開催しておりますね。この記念展は大体幾らぐらいの予算で行われたのかをお聞きいたします。

以上、４点になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

ただいまの泉委員の質疑についてお答えいたします。

まず初めに、説明書の185ページ、学校運営協議会等についての成果ということでございました。

学校運営協議会は、学校と地域が連携をして、よりよい学校の教育活動が進めていけるようにということで、ご意見をいただくものでございます。学校では様々な教育活動を行っています。例えば、運動会の在り方がどうであったか。また、子供の学習の様子を見ていただいて、その子供の学びの姿がどうであったか。それから、学力についてど

うであるのか。そして、今現在ＧＩＧＡスクールが進んでおりますが、その状況についてどうであったか等、実際に学校のほうに来ていただいて子供たちの学ぶ様子を見ていただきながら、それについてよりよい進め方がある場合にはご意見をいただいています。

全てにおいてこちらが悪いとか、これはとてもいいですねということではなく、よりよい方向に進んでいくようにということでご意見をいただいております。

今年は、東小学校では具体的に、昨年は新型コロナでしたので、なかなか子供の様子を直接見ることができないというお話をいただいています。ですけれども、ＧＩＧＡスクールが進んでいるということで、実際に学校のほうには来ていただいて、校長室のほうからオンラインで子供の学びの様子を見ていただいたり、給食を食べている様子を見ていただいたりということで、ご意見をいただきました。

そのときには、コロナ禍でなかなか直接やることが難しいことがあるけれども、オンラインを使うとこんなふうに授業が進められたり、できないと思っていたことができるようになるんですねというようなご意見をいただいたそうです。

学校運営協議会については以上でございます。

続きまして、決算書の165ページ、166ページ、説明書の190ページでございます。

不登校対策事業、22人いたけれども、何人登校するようになりましたかというような質疑であったと思います。こちらのほう、全員が全く学校のほうには通えない状況ではないということについて学校のほうから報告が上がっています。

その頻度についてなのですが、週に１回とか、週に２回とか、そういうことはそれぞれのお子さんによって違いますので、どれぐらいかというところを申し上げるのは難しいんですが、全く学校に通えていないという子は、昨年度はいなかったということです。

ただ、それが教室のほうに向かえたかというと、そこも難しいところがあって、さわやか相談室のほうに通って学習を進めている子もいます。

学校のほうで大事にしていることは、学校のほうに毎日通うことが難しいお子さんであっても、担任を中心に管理職、養護教諭、様々な教諭がおりますが、みんなで誰かが心をつないで、そしてその子に寄り添える指導をしていくということを心がけております。

以上です。

続きまして、決算書の167、168ページ、説明書の191ページ、小中学校の英語指導助手のことについて書かれているけれども、小学校の３・４年生の週１時間行っている外国語活動とはどのようなものであるかという質疑についてお答えいたします。

小学校では、今まで英語というものは学ぶことがございませんでした。しかし、新指導要領になったときから小学校３年生、４年生は外国語活動、そして５・６年生は外国語科の授業をするようになりました。

内容といたしましては、中学校で行っている英語の教科書を使いながら英語を学んでいくというものではなく、文部科学省のほうから出されている英語の副教材のようなものを使わせていただいて、その内容に沿って授業を行うのですが、小学校の３・４年生で大事にしていくことは、英語に慣れ親しむということでございまして、宮代町では特に英語の音声をたくさん聞くことによって英語に慣れ親しむということから進めさせていただいています。

これは、百間中学校区で研究をしてきた内容と

も重なるんですけれども、たくさん英語を勉強しても卒業したときになかなか英語が話せない、それは何でだろうということを考えて、宮代町独自で英語の授業をさせていただいています。

その基本となるものが、英語をたくさん聞く、そして耳に慣れ親しませることで口ずさむように英語が出てくるというような、言語の学びを大事にしながら授業を進めさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

泉委員からいただきました４問目に当たります決算書197ページから198ページ、また説明書の206ページにあります東京2020オリンピック聖火リレー事業についてお話をいただきました。子供にどのような形で経験と影響を与えたかというお話、それと記念式典ですね、こちらの経費についてというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、まず子供に与える経験ないし影響といたしましては、今回、宮代の代表としまして当時の百間中学校の鈴木さんという方に聖火リレーのほうをお願いして走っていただいた経緯がございます。

こちらにつきましては、皆さんもそうですけれども、東京に、日本にオリンピックが来るということ自体がやはり50年に一度ですとか、そういうサイクルの中での貴重な経験な時を、同じ時間を刻むという中で、聖火リレーだけに限らずこれをきっかけに、例えばスポーツをまたさらにきっかけに、子供たちにいろいろな形での考え方ですとかやり方、また勇気ですとか、元気というものを与えるという形での成果が出たのではないかなというふうには思います。

また、この聖火リレーが宮代町、あとは杉戸町を走ることによって、よくレガシーという言葉を使いますけれども、そのような形で後世の子たちにも思い出してもらった上で同じような思い出というものを語っていただきながら、また改めていろいろなことを考えていただければという形では、いい刺激になったのではないかなというふうに考えております。

そして、もう一つ、記念式典のほうのお金ですけれども、こちらにつきましては決算書にございますオリンピック聖火リレー事業のほうからお出ししているものではなく、事業名でいきますと生涯スポーツ事業というものが別にございます。こちらのほうから支出のほうをさせていただいております。

金額にいたしましては、9,658円。内容としましては、展示に必要なパネルですね、下地のパネルのほうの購入をさせていただいたということで費用のほうを捻出しております。実際の印刷ですとかは、直営、町のほうでさせていただきまして、あとは飾るものですね、こういうものは関係者のほうから無償でお借りするというような形で対応させていただきましたので、その分の費用はかかっていないということで、消耗品だけの出費という形になっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

最初の質問なんですけれども、やはりコロナ禍ということがありまして、こういう皆さんの意見を聞くというのはちょっと大変な作業になった中でのこの事業だったのではないかなと思います。そういう中でしっかりとやっていただいたということは、本当にありがたいなと思います。そうい

うオンラインを利用する、活用できたということも、このＧＩＧＡスクール構想の中で利用できたということで、大変よかったなと思います。

２問目のほうになりますが、全員が必ずしも出てこなかったというわけではないということを聞いて安心したわけなんですけれども、ただやっぱりその場合であっても、同じ教室で出席するということはできない状態なんだなということで、まだまだ難しいことではあると思います。

そういう中で聞きたかったのは、宮代町いじめ問題調査委員会を開催することになってしまったということで、あまり触れられたくないとは思うんですけれども、これの経過というか、どうなったかということをちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

３問目になりますが、一貫教育で、よく分かりました。これ実は、こちらのほうの英語教育ということで英語教育推進事業と分かれてこの英語教育のほうがなっていますので、なぜかなと、それを質問しようと思っていたんですけれども、先ほどの答弁で意味が分かりましたので、こちらはよく分かりましたので、ありがとうございます。

やはりヒアリングというんですか、これはすごい大事だと思います。私なんかも一生懸命英語を勉強しましたけれども、外国人の方と話ができるなんていうことがやっぱりできませんので、私の友人で海外留学した人間がいたんですけれども、とにかくいつもラジオをかけるときは英語で流れていますよね。文化放送のもうちょっと先でしたかね。必ず英語を延々としゃべる、あれをいつも聞いていると言っていましたので、このヒアリングというのは大切だと思いますので、いい授業になるのではないかと思います。

あと、最後の４点目なんですが、これ私も一生懸命決算書を見ていてどこにも書いていないので、一体どうやって費用を賄ったんだろうと思って質問させていただきました。

先ほどの答弁の中で買っていないというふうに言われまして、借りて行ったということだったんですが、この決算書の中で備品購入費ということで、この東京2020オリンピック聖火リレートーチ購入費ということで15万8,340円というふうになっているんですよ。これって購入したことになると思うんですよね。これはどのようになって、保管されているのかどうかとかちょっとお聞きしたいと思います。

以上２問、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

今、質疑いただきました借りてという表現でございますが、すみません、説明不足で申し訳ございません。私の借りてという部分につきましては、展示された場所に当時スタッフのジャージですとか、そういうものも一緒に展示させていただいたということで、その部分を借りてという形で表現させていただきました。

今お話いただきましたトーチにつきましては、こちらのほうは購入させていただきまして、今現在ぐるる宮代のほうに展示できるような形で、今ショーケースというんですか、こちらのほうを準備させていただいているような状況です。

今年になってしまいますが、10月９日にスポーツフェスティバルがございますので、そちらまでにはちゃんと皆さんが見えるような形で展示するという形で今準備を進めておりますので、すみません、説明不足で申し訳ありませんでした。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

今いじめの件について質疑がございましたので、その件についてお答えいたします。

令和３年１月に小学校においていじめの不登校重大事態、いじめが原因で学校に登校することができない状況が続いている状態が発生いたしました。令和３年11月に宮代町いじめ問題調査委員会を設置しました。

内容については、現在調査中のため、説明については申し訳ありませんが、差し控えさせていただきますが、進捗状況としましては、関係者への聴取などの調査は実施済みでございます。

そして、会議については、これまで８回行いました。そして、現在はオンラインでの報告書の取りまとめに入っております。そちらのほう４回です。報告書をまとめ、今は報告書のまとめを進めているところでございます。

内容については、大変申し訳ありません。調査中ということで差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再々質問はありません。

最後のこの不登校問題は、やはりナイーブなことでありますし、なるべく起こってはほしくないものですので、しっかりと対処していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

４問ほど質問させていただきます。

１つ目は、182ページ、家庭・学校・地域ふれあい事業でございます。

口頭の説明によると、この内容としては進路指導、キャリア教育の一環として職場体験活動などを通して、生徒が望ましい労働意識や職業観、社会的マナーなどを学ぶための経費ということで言っておりました。

このことでちょっと聞きたいんですけれども、決算書の182ページを見ると、消耗品が8,000円、郵便料が５万5,000円となっております。この学ぶことと郵便料とはどんな関係があるのか、まず最初にそれをお伺いしたいと思います。

あと、同じ同ページの182ページですが、中学校施設管理事業の教育用ＩＣＴ機器の利用や備品の購入となっていますが、学校で利用度と先生のこのパソコンなんかのＩＣＴ説明とその理解度と、生徒の授業での展開で教える側と学ぶ側の温度差というのはあるんでしょうか。その辺のところ、私はちょっとパソコンは苦手なんですけれども、そういう先生と生徒間の温度差というのはあるのかどうか。

あと、186ページです。

社会教育活動事業、報償費、講師謝金2,000円と人権教育推進事業、報償費、講師謝金４万円と、この違いを教えていただきたいと思うんです。

この講師謝金というのが至る所に教育関係では出てくるんですよね。最初に168ページ、170ページ、178ページ、186ページ、そのほか188ページ、190ページ、196ページと謝金という言葉がかなり出てくる。これがまちまちというか、謝金の金額がまちまちなので、謝金を払うときのマニュアルみたいなのはあるんでしょうか。規定というか。その辺のところをどうなっているのか教えていただければありがたいなと思っております。

この謝金については、産業観光課にもあるんですけれども、そこもいろいろと謝金という言葉が出てくるんですけれども、ちょっと分からないこ

ともあるので、決まりというのはあるのかなと思って、こういうあれのときはこれだよという、それを教えていただきたい。

最後に、学校給食費です。

197、198、説明書は195ページになるのかな。

増額になったということで説明ではしたんですけれども、これはなぜかというと給食回数が増えたためでございますということで言っておりました。

ただ、私はこのことで言ったら、経済的な理由によって教育法第22条の３の理由により、学校給食費などを支給したときとされていますが、成果は分かります。成果は分かるんですよ。子供たちの命を守る学校給食に公的補助を強めるときでは私はないかということなんですよ。

なぜかというと、今回決算期なので、昨年度より原油価格の上昇や天候不順、またロシアによるウクライナ侵略の影響で燃料や食料品など生活必需品がかつてない勢いで上がっている。これを家庭が直撃受けているということは皆さん分かると思うんですけれども、中でも食材費、水や光熱費が値上がりで学校給食への影響は深刻だと思います。

給食費の値上げを踏み切る自治体もあります。宮代町は食育の推進と言っていますので、教育の中に取り組まれています。セーフティーネットの機能も有しています。食料品や配送コストの高騰によっておかずの品数や量が減らされたり、栄養基準が満たされなければということはなってはなりません。私は思っております。

文部省は４月５日に負担軽減を指示し、事務連絡を出しました。物価高騰によって教育費の負担が増大し、生活困窮世帯家庭がさらに追い込まれたり、子供たちの育ちが阻まれたりすることのないよう、諸物価高騰の申告な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、給食費の値上げはしないこと、無償化に向けて進めることなど上げてあります。

私は子供たちの成長を保障することは大事ではないかなと思っております。この学校給食、私は無償化にするべきだと思っていますが、その辺のところはどうかということなんです。最後に言います。

その辺の４点についてお伺いをしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

ただいまの山下委員の質疑についてお答えいたします。

決算書182ページ、家庭・学校・地域ふれあい事業についてでございます。

消耗品の8,000円、それから郵送費の５万5,000円の使い道についてということでよろしかったでしょうか。

こちらのほうは、中学生が職場体験をするということで必要なものを買わせていただいたり、送らせていただいたりしているものでございます。

消耗品につきましては、職場体験に行く前に必要な準備をする、それのために使っているお金でございます。

郵送費のほうですが、職場体験をする前にはお願いをしたり、それからご質問をさせていただいたり、それから実際には今回職場体験のほうは新型コロナの関係でできなかったんですけれども、準備の段階でいろいろとお世話になっているということでお礼のお手紙を書いたり、そのようなことで郵送費として使わせていただいているもので

ございます。

この件に関しては、以上でございます。

続きまして、決算書182ページ、ＩＣＴ機器の使用で教員と子供たちの学ぶ温度差ということで質疑がございました。

子供たちと先生方に１人１台端末を宮代町ではつけてくださっているということに、教育委員会としては大変感謝を申し上げます。

学ぶ学びの温度差というところなんですが、教員のほうもここ数年で紙と鉛筆で授業をしていたものが端末を使っての授業ということで、初め行っていくのは大変なことだったと思います。そんな中で教員も使い方について学ぶ、子供と共に学ぶということで、使いながら指導の仕方について勉強をしています。そして、子供たちもいろいろな場面で教員がこのように使いますよという指導の下に実際授業を進めてきています。

例えば、ジャムボードというものがあるんですが、今までにしたら模造紙に付箋を貼ってみんなの意見をまとめたりする授業がございました。それをパソコン上で同時にグループの何人かで共有して動かせるというようなものがございます。そちらのほうを使って、よりよい考えをみんなでまとめていくというような授業もさせていただいています。

また、低学年の子供たちは、カメラ機能を使って写真を撮ったりして、自分の作品をまとめるというようなこともしております。そして、クラスの中でＭｅｅｔというものを使ってみんなでオンラインで話し合う機会をつくったりもしています。

中学生になりますと、もう少しレベルが上がりまして、ウインドウズではパワーポイントというものなんですが、グーグルのほうではスライドという機能がございます。そちらを使って自分の考え等をまとめて発表、プレゼンをするような授業も行っています。

それらを全ては、やはり教員のほうで指導をして、子供がそれを使っていくということでございますので、先生方も大変勉強しながら、今日のこの学びの中ではどの機能を使うことが有効であるかということを考えながら子供たちに指導していっているところでございます。

ですから、子供においても、教員においても、今現在このＧＩＧＡスクールに関わること、大変一生懸命勉強していて、そのよさを活用しながら学びに生かしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

質疑いただきました決算書186ページに多分あったと思うんですが、社会教育活動事業の報償費、また人権教育推進事業の報償費、またほかのページにも報償費というものについての基準というか決まりというものがあるのかということで質疑いただいたと思います。

こちらにつきましては、細かくお話しさせていただくとあれなんですが、基本的に回数とかにももちろんよって金額が違ってくるというのは当たり前なんですけれども、例えば専門性を持っている方ですとか、あとは本当に謝礼程度にお願いしているやり方、またあと学校関係者や官公庁の関係者、もちろん民間の方もそうですけれども、いろいろな呼ぶ方の事情によりまして、ある程度少し単価が変わってくるという、町の中で目安ですけれども、少し持っておりまして、あとは過去の事例等も踏まえまして報償費の単価というものを決めさせていただいた中で、支出のほうをさせていただいております。その単価に実際出ていただ

いた回数を掛けて、お支払いしているというのが実際のところでございます。

ちなみに、ちょっと具体的に出ました社会教育活動事業の報償費につきましては、講師謝金2,000円というところなんですけれども、こちらにつきましては成人式のときに着つけのボランティアさんのお願いしまして、こちらの方にお支払いしている、昨年につきましてはちょうど１名の方にご協力いただきまして、2,000円の単価でお願いしたということがございます。

また、人権教育推進事業につきましては、専門性があるというところも踏まえまして、１回講演のほうをいただきまして、講師の方に４万円のほうを支払いさせていただいたというような経緯がございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

ご質問があったのが、まず決算書で197ページ、198ページ、説明書のほうで195ページに当たります学校給食運営管理事業になります。

給食費の無償化を検討しているかどうかというようなご質疑であったかと思います。

まず、給食の現状なんですが、山下委員のご指摘があったとおり、今、食材費のほうがかなり高騰しておりまして、物価のほうも上がってきているという状況でございます。現状としましては、その中でいかに子供たちに栄養を、整ったものを提供するかということで、栄養士及び全農食品のほうと協議しながら、なるべく学校給食費の値上げをしない中で何とかおいしい給食を提供しようと今努力しているところでございます。

また、給食の無償化になりますが、今現在は給食費のほうを頂いてございます。基本的には利用者の負担というんですか、食べる方の負担ということで頂いていると思うんですが、無償化となりますと１億を超える町の財政負担のほうが出てくるかと思います。今すぐに検討しているということではないんですけれども、今後ほかの自治体の推移であったりとか、社会的な状況のほうを見ながら、そういったことも検討する必要があるのかなというふうには思っておりますが、今現在では無償化に向けて動きをしているというわけではないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

すみません、先ほどの回答のほうをちょっと訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

具体的に社会教育活動事業の報償費で、成人式のときに2,000円お支払いしているというような回答をさせていただいてしまったんですが、ここを訂正させていただければと思います。

実際には２名の方に昨年はボランティアとして来ていただきまして、この報償費１人1,000円のありがとう券を購入させていただきまして、１人1,000円ずつのありがとう券をお渡しさせていただいたというのが事実でございます。

失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初、学校・地域ふれあい事業、備品を買って、郵便でいろいろとお礼を出したり、これはどのくらいの数を出したんでしょうか。いろんな企業とかそういうところも出したんでしょうか。個人に出したんでしょうか。それとも生徒に出したんで

しょうか、それは。ちょっと分からないなという感じがするので、教育として学ぶことということなんですけれども、今言ったのはお礼の手紙を書いたり、質問、お願いを言ったりなんかということなんですけれども、どんな内容で出したのか、その郵便の内容というんですか、何通、どこに出したのかがちょっと分からないな。

それと、先ほど言いました、子供さんに学ぶことを教えるわけですよね、それによって。子供さんの生活のどういうふうに、これからなんですか。今はまだ準備段階なんですか。それとも教える実践の段階なんですか。ちょっとその辺のところが分からないというのが、それによって成果はどうやって出たのか、その辺のところも詳しくちょっと分かれば。分かる範囲でいいですよ、それをお願いします。

それと、ＩＣＴ機器の利用ということなんですけれども、これ一般的にできる人とできない人というのが普通出てくるんですよ、必ず。子供さんがこれ全員ができるということじゃないですよね。その辺のところをどうやって先生が苦労しているのかちょっと分からないんですけれども、できる子とできない子と普通の子がいるわけですから、大きく分ければね。やはりできない子をどうやって教えるのか。

全員に渡しているわけですから、全員ができるようにするのがこれは当然だと思いますけれども、かといって、じゃできる子は何だこんなこともできないのかとばかにしているような感じがしないでもないと思うんですよ。最初からもうできちゃう子はいますから。大人よりかもすごいパソコンをやっている人がいますから、その辺のところの温度差というのはどういうふうになっているのかなという感じがするので、先生方も大変だと思うんだけれども、先生だってそのＩＣＴ、パソコンに不慣れな人はいると思うんですよ。だから、その辺のところの温度差なんですよ。どうやって教育しているのか、どうやってコミュニケーション取っているのか、ちょっと分からないんですよ。

普通のあれはこういうことでやって、カメラを教えて、何を教えてというのは分かるんですよ、それは。教えていてもやっぱり温度差は……

○委員長（川野武志君）　山下委員、質問を明確に。

○委員（山下秋夫君）　ですから、そういう温度差をどういうふうに調整しているのか、回答をもう一度お願いします。

あと、186ページの社会教育活動事業の報償金とかいろんな報償金があるんですけれども、専門性だとか言っていました。官公庁の人だとか、専門的な人だから高いんだと。でも、この基準を決めるというのはなかなか難しいんじゃないかなと思っています。人権教育、これ専門的なんだと言われれば、ああ専門的だな。着つけが専門的だなと言えば、これだって専門的なんですよ。一般の人じゃできませんからね。何か町の基準というのはあるのかなと思って、その辺のところで。ちょっと分からないというのがあるんです。

専門的だ何だかんだと言われても、じゃ官公庁の人だからこれは高いんだとかあるんですか、そういう基準というのが。目安が分からない。基準の。町でこういう人にはこうだよというふうに書類で書いてあるんだったら別ですけれども、その基準はどういうふうになっているというのが分かれば、きちんと。

専門的だと言われたら、みんな専門的なんですよ、それぞれの。官公庁、官公庁というのは何という感じになってしまうので、じゃ官公庁に勤めている人は高いのかいというふうになってしまうし、官公庁に勤めていたら安くて結構なんじゃないですか、逆に。分からないけれども、俺も。

だから、その辺のところのがあるのかどうか、全部。きちんとされているのかということなんですよ、目安が。目安がないというんだったら……

○委員長（川野武志君）　山下委員、答弁者はよく理解していると思うので、いつまでも同じような質疑をしないでください。お願いします。

○委員（山下秋夫君）　マニュアルをきちっとしているのかどうか、その辺のところがあったら教えて、みんな専門的だということで。

それと、学校給食はいろいろなことがあります。私は将来的にも、今すぐでも無償化にしたほうがいいんじゃないかなという感じがするので、ただ、さっきの回答にありました、値上げをしない方向でやっていくんだということで言っていましたので、ぜひその辺のところは守っていってほしいなと。質を落としたりなんかしたんじゃこれは何もなりませんので、ぜひそれは守ってほしい、このことについては回答は要りません。

じゃ、最初の３点だけお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

山下委員からの再質疑、１つ目は家庭・地域ふれあい事業で、子供たちがどんな内容のものを送っているか、それから何通ぐらい出しているのか、現在これは学びの準備段階なのか、もう終わっていてどんな力がついているのかというようなご質問だったと思います。それについてお答えいたします。

まず初め、どちらのほうに出しているかということなんですが、職場体験では学校のほうに子供たちが来て、先生の仕事とは、教員の仕事とはどういうものかということを学ぶ子もいます。それから、近くですとカスミストアのほうに行かせていただいて、そちらのほうの仕事を体験したりする生徒もいます。それから、保育園や幼稚園等に行かせていただいたり、そのほかレストランというかファストフード店とかそういうところに行く子供たちもいると思います。

そのような中で行かせていただくので、その一つ一つの団体のほうにお手紙等を出させていただくんですが、代表で出すのではなくて、社会に出たときにいろいろお願いするときにはどんな方法でお願いしていくのかというような、それも含めて学びなんです。ですから、全員が１人ずつがお願いのお手紙を出したり、ご質問させていただいたり、そしてお礼のお手紙を出したりしています。

昨年は、全ての学校で準備はできたんですけれども、コロナ禍ということで実際に行ってその活動をすることがかないませんでした。ですので、その場所で生で体験するということはできなかったんですけれども、そこまでの過程でいろいろお世話になったことについて感謝のお手紙等を出させていただいています。

一学年が毎年お世話になります。須賀中、百中、前中、ですので、毎年大体200人程度の子供たちがお世話になって、その子供たちが全員出しているということでございます。

続きまして、２つ目の質疑についてでございます。

ＩＣＴの活用について、子供によっても身につくレベルが、身につくのに時間がかかる子もいる、そういう子たちについてはどうなのかというような質疑だったと思いますが、もちろんＩＣＴの活用だけではなくて、学校で学んでいる全てのものに対してみんなが同じスピードで力をつけていくということは難しいことです。ＩＣＴについても難しいと感じる子もいるのかなと思いますが、私たち大人が思っているよりももっとずっと早く子

供たちって慣れてくるんだなということをこの数年で感じております。

その中でも、なかなか打ったりするのが難しいお子さんもいらっしゃいますが、そういうときには、全ての学びで行っていますが、共同学習をしています。先生だけが教えるのではなくて、近くにいる得意な子がやり方を教えてあげる。でも、いつも教わるばかりではなく、それは教科によって教わる、教えるが変わったりもします。そういう中で子供たちは、それぞれ得意なことを生かしながら一緒に学んで、一緒に力をつけていくという授業を行っております。

そして、教員についてなんですが、こちらも得意、不得意はございます。そのために、宮代町では研修会を実施させていただいています。ＩＣＴ研修という研修で宮代町教育委員会のほうが主催となっておりますが、その中で各校の代表の先生に出席していただいて、今月はこんな取組をしたらこういう成果があったよというような実践の事例について報告し合いながら、それぞれの学校で得た成果について全校で共有しながら、そして代表の先生が学校の中でそれを広めということで研修をさせていただいています。

得意不得意はあると思いますが、そういった日々の研修の中で教員も力をつけさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

先ほど再質疑いただきました報償費の基準のお話になります。明確な基準があるかという形でお話をいただいたと思います。

こちらにつきましては、町としても明確な基準というよりも過去の実績、あとは過去の事例、こういうものを積み上げまして、その都度講師の方に、こちらごめんなさい、交通費も込み込みという形にはなるんですけれども、どのような形で講義をいただきたい、あとはこのような形の予算になっていますがよろしいでしょうかという形での調整をさせていただいた上での、最終的に報償というものをお支払いしているような形になってございますので、明確に、例えば大学の教授だから幾らだとか、例えば芸能人だから幾らだとか、そういうものの基準は、はっきりしたものは持っていないというのが事実でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

まず最初に、家庭・地域のふれあい事業、私も分からなかったので、その辺のところちょっと詳しく述べてくれということで言ったので、説明ではよく分かりました。

ぜひその辺のところは、子供たちの実践とかいろんなことを学びながら、家庭、そして事業所へ行って自分たちで学ぶということも大事なもので、社会に出て学ぶということも大事なことで、分かりました。ぜひ強めていってほしいなという感じがします。

それと、ＩＣＴ機器のあれなんですけれども、これはかなり温度差もあるんじゃないかなと私は感じているんですよ、今でも。理想から言えば今言ったことなんだろうと思いますけれども、それは分かります。

ただ、本当に、新聞なんかにも出ていたんですよね。ＩＣＴの教育、宮代で言えばＧＩＧＡスクールですよね。ついていける子、ついていけない子がいるということで、難しいということで、大変難しい、普通の勉強も同じですから、優しく専

門的に少しでもいいからできない子には教えてあげる、またできる子は下のできない子に教えるということも一つの勉強ですから、ぜひその辺のところは無理をせずに。

先生もできなかったらできないでいいんですよ。それは当然のことですから、例えば60歳ぐらい、60歳とかそういう先生は、こういうのに慣れていないというのも中にはいるはずなんですよ。若い先生だったら小さいときからやっていましたから、分かると思うんですけれども、絶対に無理をしないで、全員が学べるようにしてほしいというのが私の願いです。ぜひその辺のところはやってほしいと思います。

それと、最後の社会報償の謝金がみんなばらばら、これも過去の事例とかそういうのを見てやったということなんですけれども、これこのままでよろしいんでしょうか。この辺のところをもう一度どういうふうに、将来的にどうするべきかということで、ただ過去がこうだったから、じゃ素直にそのまま出す、やっぱり見直すところがあるんじゃないかなという感じがするんですよ。先ほども言いました専門的な何とかと言っていますから、全員専門的なんですよ。それぞれの。

ですから、やはり町の規定というか規格というか、マニュアルみたいのがあって、そこからそれに従って出していくということが必要じゃないかなという感じがするんで、その辺のところ、過去のことばかりやるんじゃなくて、やはり見直しというのは途中で必要じゃないかなと私は感じますので、ぜひその辺のところを、教育委員会としてどうするのか、もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

今お話いただきました謝金の基準についてですが、教育委員会として、教育委員会だけが報償を出しているというところではございませんし、教育委員会でというよりも町としてというような考え方が必要かなというふうに思っております。

一番最初のお話でもありました商工関係、こちらのほうにもあったというようなこともお話いただきましたので、町全体としてそこの部分がやはり明確に出せるということの必要性というものも含めまして、教育委員会だけでなくて町全部でちょっと考えるような形で検討していくということも必要かなというふうに思いますので、そのようなことでご理解いただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　４時１０分

再開　午後　４時２４分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

引き続き、教育委員会の審査を行います。

質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。

１点だけ確認をさせてください。

決算書の166ページ、下の方の交通安全・防犯対策事業、そして説明書のほうの189ページ、学校安全体制推進「スクールガード」・「スクールガードリーダー」の設置、学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえというところで、県からスクールガードリーダーの委嘱を受けた各小学校の代表が中心となって、学校間の連携を図りながら学校の巡回・

指導、登下校時の見守り活動を行うというふうになっているんですけれども、この決算書の166ページのほうは保護者立しょう保険料というのが入っているんですけれども、このスクールガード、スクールガードリーダーに関しては、全くのボランティアで皆さんやっていると思うんですけれども、交通事故とかそういうときの保険は入っているのでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

今の田島委員の質疑についてお答えいたします。

決算書166ページ、説明書の189ページのスクールガードリーダーの保険についてでございます。

こちらのほう、ボランティア活動保険というものに入らせていただいております。補償につきましては、死亡保険や後遺障害保険、入院保険、入院中の手術や外来の手術等、そういうものを含んでいるものでございます。そちらのほうに加入させていただいています。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　それでは、この傷害保険料というのがボランティア保険なのでしょうか。

また、スクールガード全体が179人というふうになっているんですけれども、これ全員をカバーしているのか、もしくはスクールガードリーダーのみなのか、先ほど質問忘れてしまったんですけれども、県から委嘱を受けてどういった役割、このスクールガードリーダーというのはどういう権限を持ってそういう見守りとかそういうのをやっているのでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

今の質疑についてお答えいたします。

まず、保険のことについてですが、こちらボランティア活動保険というもので、基本プランお一人350円で入れるものでございます。そちらのほうに入らせていただいておりますので、179人全員入らせていただいております。

続きまして、スクールガードリーダーの役割ということなんですが、先ほど委員さんもおっしゃっていたとおりでございます。各学校には大変たくさんのスクールガードの方が登録をしてくださっています。全部合わせて179名なんですが、その方たちの調整をしながら、子供たちが安全に登校するためのリーダーとして見守りを行っていただいています。

学校のほうには、その方を中心に、ここが少し危ないところだと思いますというようなご意見をいただいたり、それから学校のほうからも、こういうようなお願いをしたいんだけれども、いかがでしょうかというようなことでお願いをして、全てそのスクールガードリーダーの人が中心となって、学校とスクールガードの間の橋渡しというか、そういうものも担ってくださっています。学校の現場にいる者としては、地域と学校を結んでくださる方なので、大変ありがたい方だなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　１人当たり350円という値段で、じゃこの179人、もちろん町が払っているんだと思うんですけれども、そうするとこの保護者立しょう保険料は多分お母さん方の毎朝の旗当番の保険だと思うんですけれども、その下の傷害保険料だと350掛ける179だと合わないので、どこ

から出ているのかなと、決算の数字的に。

今まで、最後の質問になりますので、スクールガード、あとスクールガードリーダーというのはそういった交通事故とか何かいろんな事故に遭ったことがあるのかどうか、そこだけ確認させてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

ただいまの質疑についてお答えいたします。

金額のほう、申し訳ありません。少々合わないということですので、この後確認させていただきます。

事故についてなんですが、昨年度の事故については登校時に３件だけございました。中学生が自転車で学校に通うときに、交差点のところで曲がったところの出会い頭、車とちょっと接触をしてしまったというような件が２件、そして小学校の子供が……。

申し訳ありません。スクールガードリーダーさんの事故はございませんでした。子供の事故でした。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく２点質問をさせていただきます。

決算書の165、166ページの交通安全防犯対策事業についてです。

こちら前段でもございましたけれども、こちらの先ほど保護者立しょう保険料というのが何人かというのは、誰が対象なのかということで、保護者の立哨当番となるとほぼ全員が関わっているので、その保護者全員がこういった保険に入っているのか、いないのかとか、そのあたりも併せて先ほどのと一緒に、この後でもいいので教えてください。

こちらの安全対策ということで、先ほどスクールガードの方の事故はないということで、言いかけた児童生徒についてで３件ということで、これも質問しようかと思っておりました。

先ほど、中学生が２件自転車でということで、小学生のお子さんの事故ということを教えていただくのと、あと事故まではいかなくてもヒヤリ・ハットというか、ひやっとした事例を把握されているのかということでお伺いいたします。

あと、もう一つ確認なんですけれども、県から委嘱されたということで、スクールガードリーダーの報償費等は県から出ているのか、これは全く無償でやられているものなのかという確認です。お願いいたします。

２点目なんですけれども、その下の不登校対策事業についてです。

こちらも前段で出ておりますけれども、先ほどのいじめ問題調査委員会については、調査中ということで内容等は伺えないということだったんですけれども、こちらについては過去のことであって、それを調査しているということだと思うんですけれども、現在のご対応というのはどうされているのかということをお伺いします。

あと、もう一点なんですけれども、こちらのいじめ、不登校対策ということで、成果書の190ページにもございますけれども、さわやか相談室などでさわやか相談員とボランティア相談員の方が学習相談やそういった学校にちょっと行きづらい子たちのご対応をしてくださっているということで、こちらに成果もございますけれども、またこのいじめというかハラスメントですよね、そういうのをこちらのさわやか相談室に行ってそういっ

た相談もあるのかとか。

前回、資料でもいじめの人数というのは小学生と中学生ではもう大分違って、中学生になると本当に数名という現状だと思うんですけれども、それはいじめがないということではなくて、やはりそれを誰かに伝えて、伝えた後、例えば報復されるとかそういったことを恐れて誰にも言えないという現状がその数字にも現れているのかなと思うんですけれども、こういったことを担任の先生が対応するというのはまた難しいと思うんですけれども、そういったことをスクールカウンセラーやこのさわやか相談員の方がご対応していただいているのかということと。

あともう一方で、加害者の児童生徒についてのこともあると思うんですけれども、こちらについては例えば少し、ちょっとご相談受けたりした際に、例えばそういったトラブルがあったというときに、謝罪ということをお互いに、ごめんねということで、それで、いいよみたいな、それはよく小さい幼児の頃からそういったことはあると思うんですけれども、そういったことで解決するということではないと思っていまして、加害者についてもどういうことをされているのかということと、あと加害者のほうも何もないと、何をしても何もないんだということを積み重ねていってしまって、それでどんどんエスカレートしたり、そういったことを積み重ねてしまうということにならないようなご対応をされているのか。

少し長くなってしまったんですけれども、そういったことをされているのかということをお伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

大きく分けて２点、交通安全の件とそれから不登校対策事業についてお答えいたします。

まず、交通安全の保険に関わることなんですが、申し訳ありません。こちらのほうはこの後確認させていただいてお答えさせていただきます。

それから、交通安全の中の児童生徒の事故についてということで、中学生の事故については先ほど申し上げたとおり、登校時２名の生徒が自転車に乗って登校するときに交差点のところで車と接触をしてということでしたが、そこで倒れてしまって、一応病院に行ったほうがいいかなということで行きましたが、大きなけがなくということで終わっています。

小学生のほうなんですが、こちらも朝登校するときなんですが、自分のお家から出て集合場所に行こうとしたときに慌てて飛び出してしまったと。そのときに車と接触があったんですが、このときにも大きなけがはなくということで終わっています。

日頃からスクールガードリーダーの方をはじめ見守りの方々皆さんによく見ていただいているからこそ、これで済んでいるのかなというふうに思いますが、見守っていただいていることに甘えずに、自分たちできちんと右左、左右の確認をして渡るとか、気をつけて自転車に乗るという指導をこれからも続けてまいりたいと思います。

続きまして、スクールガードリーダーさんが無償であるということなんですが、こちらのほうは大変いろいろしていただいてありがたいというふうに思っておりますが、委員おっしゃるとおりでございます。

安全については、お答えはそちらでよろしいでしょうか。

そして、スクールガードのための先ほどの、人数が、令和２年度末は230人であったということ、

そして、令和３年度当初は228人であったということで、保険を掛けるときには228人であったということなのです。そうすると合うかな。それで、令和３年度当初は228人の方がご協力をいただいていたので、350掛ける228人でそちらの決算書のほうに出ております７万9,800円ということで、その１年の中で、途中でおやめになった方もいらっしゃって、現在の人数、何人ですかということで出させていただいている成果のほうでは179人というふうに書かせていただいていたので、そこでずれが出ております。すみません。

今お話しさせていただいた保険のほうは、学校応援団のボランティアに関わる保険でして、申し訳ありません、スクールガードリーダーのほうは決算書の167、168ページにあります町民みんなが先生推進事業の役務費のほうにあります傷害保険料の31万5,000円の中で出させていただいております。申し訳ありませんでした。

続きまして、不登校対策についてでございます。

いじめの問題で、現在の対応ということなんですが、宮代町ではいじめの防止等のために基本的な方向を示し、それが宮代町いじめ防止基本方針なんですが、それにのっとって行わせていただいています。いじめの防止や早期発見、それから、いじめへの対応が宮代町において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう努めております。

そこに書かれている基本理念のように、子供たちが互いを尊重し、高め合う人間関係を築き、継続することができるよう学校、保護者、地域が連携し、それぞれの役割を自覚して子供たちを支援することにより、いじめのない社会づくりに取り組むものであるということで、この理念の下に行わせていただいています。

さわやか相談員さんにも相談ができるのかということですが、昨年度は、まず教育相談員にいじめのことについて相談した者、延べ２人でございました。それから、スクールカウンセラーに相談した者が、小学生で実件数として１名でございました。そのほか、調査はないんですけれども、その都度さわやか相談室ではいろいろな相談を子供たちはしておりますので、お友達とのトラブル等あったときには、相談はできる環境を整えております。

また、いじめが小学校では多い件数、中学校では少ない件数というその理由について、誰にも言えないというところで、本当は言いたいけれども、言うことによってまたいじめられてしまうのではないかという心配があって言えないお子さんもいるのではないかというご心配をいただいております。

その件につきましても、学校のほうでも発達段階に応じて感じることというのは様々だなということを承知しておりますので、子供たち一人ひとりの状況に合わせて、担任に言えないことは養護の先生でもいいですし、その子が言える環境を整えるように努めております。

スクールカウンセラーの方が対応しているかということについては、先ほど申し上げました。

それから、いじめの相談、トラブル、謝罪については、「ごめんね」と一回言って終わるものではないということで、ご意見をいただきました。加害者にどういうことを指導しているかということですが、まず一番初めに、その事実確認をきちんとさせていただいています。それは、片方ではなくて両方に聞いて、食い違っているところを埋めていく必要があるということで、子供たちにもその確認をまず一番初めにさせていただきます。

その中で、教師が聞き取った中で、こちらの子にはこういう問題があったかな、こっちの子にはこういう問題があったかなということについて、

じっくり子供たちに話をして、自分たちで自分がいけないところがあったかなということについて感じてもらう、そして、その中で納得した上でどうしたらいいかということを子供たちにも考えさせていく、そのような指導をしていきます。

子供ですので、今日注意をして明日やらないというのはなかなか難しいところもございます。でも、それについて、繰り返し繰り返し指導していくほかはないのかなというふうに考えております。ですから、学校の教員にも、何かが起こったときにはきちんと事実の確認をして、それによって子供たちが、トラブルが起こったときにどう解決していく必要があるのか、自分は何をすべきなのか、そのようなことをきちんと考えていける力をつけさせていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

166ページの交通安全防犯対策事業の保護者立しょう保険というのは、ご確認なんですけれども、この228名分ということで、このスクールガードのボランティア登録をされている方だけということで、保護者の立哨当番の保険はないという、かかっていないということでよろしいのか、そこをもう一回確認いたします。

それと、先ほどの児童生徒の事故ということでは３件お伝えいただいたんですけれども、事故にまではいかない、どんなところが危ないとか、ちょっとヒヤッとしたというそういったことも把握をされているのか、把握されていたらこちらも教えてください。

２点目の不登校対策事業についてなんですけれども、こちらのいじめ問題調査委員会の件ということで、現在はどのような対応を行っているのかというのをもう一度、フォローをされているのかとか、また、その家族や当事者のお子様にどのようなご対応をされているのかということをもう一度お伺いいたします。

それで、先ほどいじめの防止ということで、早期発見をしてということだったんですけれども、この発見をした後ということで、どのように子供たち、その事実確認をしながら子供たちがどのように考えていくかという、本当にそれもとても大事なことだと思っていますし、学校の人間関係を学ぶ場の一つでもあると思いますので、そういったこともお互い話し合うということはすごく大切だと思うんですけれども、これを担任の先生と両者でじっくり話し合うということなんですけれども、これ、いつこういった話をされているのか、先生とその生徒たちだけでしているのかとか、その辺りのこともう一度詳しく教えていただきたいと思います。

あと１点、また、スクールカウンセラーやさわや相談室へのいじめの相談ということも、先ほど件数をお伺いしましたけれども、こちらの、例えばご相談した際にその話した内容ということの安心というのは保たれているのかというのをもう一度お伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

立哨の方、保護者についての保険については、確認をさせていただきますので、申し訳ありません。

それから、大きな事故にならなくてもヒヤリ・ハットの事故について報告が上がってきているのかということについてなんですが、小さな事故に

ついては、こちらのほうに上げていただくということを学校にはお願いしておりません。

ただ、子供の安全に関わることですので、そういう情報が学校のほうに、子供もしくは保護者の方から入ったときには、そこの場所がどこだったのか、どんな様子で事故に遭いそうになってしまったのか、そういうことについて学校のほうに情報が上がったときには、各クラス、もしくは学年、もしくは一斉下校のときに全体指導でということで、その都度指導させていただいています。

続きまして、不登校対策事業のほうで、いじめの問題について、その後のケアということなんですが、学校のほうでは、学校の教育活動全体が行われるという下で、可能な限りそのお子さんがどのようにしたら学校に通えるのかということについては考えさせていただきながら、できる限り努めているところでございます。

事実の確認について、誰がということなんですが、こちらも先ほど申し上げたとおり組織的に行うということで、校長であったり教頭であったり、教務主任であったり、それから生徒指導主任であったり、担任であったり学年主任であったり、いろいろな者が関わりながら聞き取りをさせていただいています。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

すみません、細かく８点聞きます。

１つ目は、学校給食運営管理事業198ページの、説明書195ページです。

アレルギー対策の食材の除去食と代替食の提供について、人数と、卵とか大豆とかあると思うんですけれども、新しくまた違う食品が多様に入っていたりしているようでしたらお聞きします。それが１点目。

２点目は、学校のトイレ改修です。

決算書174ページ、説明書193ページで、対応をしていただいてありがとうございます。それで、ちょっと現場から声聞いているのが、今までの和式のところに洋式トイレが入ったために、ドアとの間隔がちょっと狭くて、体の大きい子が使いにくいということと、今後、学年を上がって、中学校も対応してくれていますけれども、体の大きい子とか学年が上がっていくとどうしても狭いということが、これから考慮していってくれるのかなという声があって、それこそ和式トイレが嫌でトイレを我慢するといった問題から、今度、狭いから嫌だという問題が出ないように、そのあたりお聞きします。

３番目は、これはちょっとどこに入っているか分からないのでお聞きします。

体協のほうの、いつも年に何回かお便りいただいていたりするんですけれども、こちらはどこの会計に、どこの項目に入るかということをお聞きします。

あと、前もお聞きしたんですが、こども110番の家です。

166ページの、説明書189ページ、先ほどから出ていますスクールガードの皆さんとの連携とか何かこども110番の家、多いんですけれども、駆け込んだりとか、その連携とか、その辺お聞きします。

あと、説明書198ページの下段にあります有害図書等取扱店舗の巡視というところで、公共施設、民間のところもそうなんですけれども、199ページの一番上に、12月９日、町内公共施設などを中心に22か所を巡視ということなんですけれども、この町内公共施設とかもで有害図書とかがあるのか、それとも違う目的で回るのかお聞きします。

あと、199ページ、説明書201ページ、両方とも説明書です。公民館事業とぐるる宮代利用者数が出ているんですけれども、進修館でもお聞きしたんですが、ワクチン接種の数が入っているのか、公共の、町が主催の団体とかの数が入っているのか入っていないのかお聞きします。

あとは、180ページの修学旅行のキャンセル料が100万円以上あると思うんですが、計画したときに保険に入るんですが、保険によっては、例えばインフルエンザが発生しちゃって行けないとか、キャンセル料も賄うみたいな保険があると思うんですが、今回、新型コロナということでなったんですが、今後、何かそういうのがあったらそういう保険も考えていったほうがいいんじゃないかなとか思うんですけれども、そういうものは入っていなかったのか、例えばインフルエンザとか何かのためのキャンセルというのは入っていたかどうかお聞きします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井と申します。

今、**九**山委員のほうからいただきました質疑、まず、私のほうですと３番目にありましたスポーツ関係の体育協会からのお便りですよね、こちらがどこの費用に入っているかというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、体育協会独自の事業になりますので、町から印刷代をお出ししているということではありません。広報と一緒に配布しているということで少し誤解されがちですけれども、体協の事業という形でご理解いただければというふうに思います。

それと、５つ目にお話しいただきました、説明書の199ページにあります青少年健全育成事業の中の、次のページになってしまいますが、有害図書の巡視という形で、公共施設も含まれるのかなというようなお話ですけれども、書き方のほうが大変、すみません、不親切な部分がございまして、基本的には公共施設には自ら置いているところはないというような認識ではいますが、まれに利用者の方とかが置いていってしまうですとか、そういうケースもございますので、そういうところの部分を見させていただいたり、また、あとは本を取り扱っているお店のほうに、制限をかけるわけにはいかないんですけれども、例えばそういう成人のコーナーと子供のコーナーだとかというのが混在していないかとかという形での巡視という形でさせていただきまして、もし混じっているですとかというような形があれば、そのお店の店長さんにお話をさせていただいて、ご協力いただくというような活動をさせていただいているということでございます。

それと、６点目でございました、説明書のほうのやはり199ページないし200ページの公民館と図書館の利用者の中にワクチン接種の方が入っているのかというお話をいただきました。

公民館につきましては、ワクチン接種の会場になっておりませんで、こちらのほうは純粋に利用者というふうにお考えいただければと思います。図書館につきましても同様になります。

あと、質問にはなかったんですが、ぐるる宮代のほうにつきましては、今年度はやっていないんですけれども、昨年度はワクチン接種会場ということもございました。こちらにつきましては、使用料の補塡もいただいているというところもございますので、利用者のほうにはカウントさせていただいております。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

まず、決算書197ページ、198ページ及び説明書195ページ、学校給食運営管理事業におきますアレルギー対応の関係についてお答えいたします。

まず、アレルギーで除去食や代替食を行っている人数ですが、これはちょっと７月の数字になりますが、104人です、全町で104人対応してございます。

また、アレルギーの食品で新しいものということだったかと思いますが、すみません、私のほうは４月から来ておりまして、ちょっと過去との比較ができないので大変恐縮なんですけれども、宮代町、非常にアレルギー対応のほうがほかの自治体よりも手厚くやっておりまして、今、手元に申請書があるんですが、かなり細かい項目を入れてございます。

ただ、ちょっと栄養教諭及び委託者である全農さんとも話はしているんですけれども、アレルギーを対応する食物がもう何十種類とあるんですが、増えれば増えるほど事故も起きる危険性もありまして、アレルギーで事故が起きますと、それこそ軽症のものからかなり重度になるおそれもありますので、どこまで増やせるのかというのはよく判断しながらしていかなくちゃいけないという話を今しているところでございます。

明確な回答になっていなくて恐縮なんですが、給食については以上になります。

もう一点、決算書173ページ、174ページ及び説明書193ページです、小学校施設管理事業のほうで、トイレの改修工事のほうでご質問があったと思います。

確かにトイレを改修した際に、和式から洋式にしたときに狭くなってしまうというのは、どうしても起きてきてしまうところでございます。また、学校もかなり古い学校ですので、昔に比べると子供たちの体格も大分よくなっておりまして、今、６年生になるとかなり大きな子たちもいるかと思います。

トイレの改修工事におきましては、設計業者のほうに入っていただきまして、そこら辺の支障がないように設計をしていただいて工事を進めているところではございますが、今後、高学年のトイレとかも入っていきますので、そこら辺、よく注意しながら設計業者とも打合せのほうをしていければと思います。

以上となります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

私のほうからは、決算書166ページ、説明書189ページの安全対策のこども110番の駆け込み状況等についてお答えいたします。

昨年度、こども110番のほうに駆け込んだという報告は、各学校から上がってきておりません。こちらのほうは、本当にスクールガードリーダーさんをはじめ、スクールガードの方々に横に寄り添いながら歩いて帰っていただいているということがございまして、そのおかげかなというふうに思っております。

また、子供たちには、いざというとき、こういうおうちがあって、こういうお店があって、駆け込むことができるんだよということについては、年度当初の一斉下校のときや不審者対応避難訓練のとき等に、こども110番のプレート等を見せながらお話はさせていただいています。そして、通学班で帰るときに、こういうおうちが自分たちの

通学路のどこにあるのかについても確認をしておきましょうというような指導はさせていただいております。

続きまして、決算書の180ページ、修学旅行等のキャンセル料についてでございます。

昨年度は、須賀小学校の林間学校が中止、それから須賀中学校と百間中学校の修学旅行が中止、そして須賀中学校と前原中学校のスキー教室が延期というふうになりました。そのことによって、キャンセル料を町のほうから出していただきました。大変ありがとうございました。

このキャンセル料は、教育委員会から学校に指導させていただいているのは、キャンセル料がかからない状況の、状態のところで、行くか行かないかの判断をするようにというような指導はさせていただいています。ですが、数日前に急にその学年の子が新型コロナにかかってしまった、クラスターになるおそれがある、そのような状況では行かせることが難しいということで、どうにも防げなかったものということで、中止としてキャンセル料を負担していただいているものでございます。

昨年度は、そのようなものがあったときと、それから、中学校の修学旅行においては、急にでなくても企画料というものが発生するというようなご説明もいただいております。ですので、それについてはどうしても出さなくてはならないということになっております。

昨年度は、保険等いろいろ入っているんですが、急なキャンセルに関わるものまで負担していただけるような保険には入っていませんでした。

ですが、今年度、ある学校では、このようなものもあるので保険に入りますというようなことでしたが、なかなか、人によるのかもしれないですが、安価とは言えない保険料になってしまうんです。それによって保護者の承諾を得られるかというところも、学校においては大変難しいところがございまして、今後、検討させていただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

再質問いきます。

アレルギー対応は、私もすごく町が保育園のほうも対応してくれているし、学校も対応してくれて、非常にありがたいと思っているんですけれども、どんどん増えているので、ご答弁いただいたようにどこまでかとか、また違う、出てしまうので、どういう状況かなと思ってお聞きしました。分かりました。

２番目のトイレなんですが、実は久喜宮代衛生組合でやっぱり女性トイレが、変えたんですよ。和式トイレを、やっぱり狭くて、狭いですけれども、いいですかという話をされて使っているんですけれども、やはり不便というのと、子供はどんどん成長するので、今後対応していただきたいというのと、あとサービスエリアとかパーキングとか、ちょっとトイレ自体が小ぶりのものがすごく出ていますよね、便器というんですか、何かそんなのもあるので、多分限られた予算でやるには改築とかなかなかできないので、やはりその空間を広げるような対応を、何か来年度予算とかになっていくので入れていただきたいと思って、お願いしました。そういうことを考えていただけるのかお聞きします。

あと、こども110番のほうは分かりました。通常はいいんですけれども、子供は結構遊びに出かけたりとかというときに不審者が出たりするので、その辺のときの認識があれば子供たちに、そういうときに入れるかなと思うので、そこはこれから

もよろしくお願いします。

あと、有害図書に関しては分かりました。

あと、公民館とぐるる宮代の利用に関してです。

それで、公民館のほうは町事業の健康体操とかいろいろ使っていると思うんですが、それを抜いた数字、本当に町が主催する事業の利用者もここに入っているのかということをお聞きしたので、もしそれが入っているか入っていないかお聞きします。

あとは、保険に関しては、確かに単価が高いので、あとは団体であるのかなというのもありましたので、分かりました。

じゃ、何点かお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

九山委員のほうからいただきました公民館の利用者の関係ですね、町事業で行った場合にも利用者に入っているかというところですが、こちらにつきましては、利用者として一緒にカウントしております。

以上になります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

トイレの関係の再質問ということでお答えいたします。

サービスエリア等で小さいサイズのもの、便器が小さいというようなイメージですか、そういうお話を今いただきましたので、今後設計するトイレにつきましては、そういったものも参考にさせていただければと思います。

以上となります。

○委員長（川野武志君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点だけ。

公民館の健康体操とか抜いた数字とかが、後でいいので、ちょっとそういう別途で、それができたら出していただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、165、166ページの小中学校適正配置事業についてでございます。

これについては、令和３年５月に町長に答申したということなんですが、私は根本的に、以前議論した適正配置計画とそんなに変わっていない、問題は変わっていない、そういうふうに感じています。

しかし、審議会を開催してこういった答申を出していますが、そういった点では、そのことについて私も一般質問をして、ところが、町民、住民の方は、あまり小中学校の適正配置については知られていないということで、そうしたら教育推進課のほうで町民への説明会をするということで、説明会はされましたが、その経緯を私は全部聞かせていただきましたが、私はそんなに変わっていないと、大事なところは変わっていないと、そういうふうに感じています。

しかし、この説明会でも、これがこのとおりいくかどうかは分かりませんと、見直しもあり得るということもおっしゃっていました。そうすると、何がどういうふうになるのか、そういう言い方をされると町民だって分かりません。

実際、町長も出て、教育長も出て、課長も出て

説明して、それだとどういうふうになるんでしょうかというふうに、私は思うんですけれども、ただ、この小中学校の適正配置計画はこういうふうになっていますという、そういう結果だけが示されてしまうんじゃないか、そういう懸念もあるんですけれども、そういった点ではどういうふうに教育委員会としては考えておりますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、続きまして、165、166ページの交通安全防犯対策事業、これについては、スクールガードリーダーとか、安全パトロールとか、こども110番の家とかございますが、さきの町民生活課所管での質疑で、やはり交通指導員についても大事な位置づけだと思うんですけれども、実際、基準はないけれども、現在11人で、各学校４人ずつは必要だということで、５人は必要なのかなというような、そういう答弁をいただきましたが、これについて教育委員会としてはどのように考えていますか、お示しを願いたいと思います。

続きまして、165、166ページ、成果書では190ページの不登校対策事業でございます。

小中学校で22人と、割合も小学校が0.26％、中学校は2.67％ということで、これを計算式から出るんですけれども、小学校では何人、中学校では何人というふうに、まずはお答えいただきたいと思います。

実際、成果書でも書かれておりますけれども、体制を取って、対策を取っているんですけれども、決算ですので、さわやか相談員が何人いて、ボランティア相談員が、令和３年度ですよ、何人いたのか、それと、それに関わるスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとも協力していますけれども、こういった方々、携わっている方々が何人いたのか、その点もまずはお尋ねしたいと思います。

不登校問題はいじめが関わっている問題でもございます。最近では、携帯電話によるネットとかいじめ、これがかなり進んでいるし、これをやはり改善していくような対策も取られているかと思うんですけれども、そういった点ではどういった対策が取られているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、宮代町いじめ問題調査委員会を設置したということでありました。しかし、冒頭の議員のところで、令和３年11月に設置されたけれども、現在調査中ということで、答弁は差し控えさせていただきたいということがありました。

しかし、関係者の調査を終えた、それから、会議は８回行われて、報告書の取りまとめの段階だということなんですが、普通、事件だと警察なんか取材に行っても、今、調査中ということなので差し控えるということもあるんだと思うんですが、これは時効かもしれませんが、事件ではないでしょう、何でこういった決算委員会で答弁を差し控えなければいけないのか、質問を聞いてからそれについては答弁ができないとかというのだったらいいけれども、初めから質問を受けても差し控えるじゃおかしいでしょう。

これは、調査委員会は税金で設置されているんですよ。何で控えなければいけないのか、その点、お尋ねしたいと思います。

答弁がこれだけで何回も繰り返されると困りますので、じゃ、どうしてこのようになったのか、行き違いがあったと思うんですね。学校側といじめの関係で、加害者なのか被害者か分かりませんが。報告がありましたが、どういった経緯でこのようになったのか、決算ですから、まとめの意味で、もう一度その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、決算書171ページ、172ページの児童

教職員の健康管理等対策事業でございます。

学校医とか、それから日本スポーツ振興センターとか、こういった関係の経費だとかも出されておりますけれども、私はやはり、前段でもありましたけれども、新型コロナ感染から子供や教職員の健康と命をどのように守っていくか、これが一番大事だと思うし、重要だと思うんですね。これについては、かつてない不安やストレスがあると思います、あったと思います。これは単に子供たちだけではなくて先生方にも、職員にもあるわけですよ。

そういった点で、今後、子供たちの心身のケアでも言っておりましたけれども、これはしっかりやらなければいけないと思うんですけれども、どのように今後、またこれまでやってきたのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

これについては、子育て支援課でもお聞きしましたが、新型コロナウイスル感染症で、令和３年度の職員、教員、あるいは子供たちの感染数についても、トータルで結構ですので、まだ今回みたい、第７波はすごく感染者が多いんですけれども、令和３年度の感染者の実績についても改めてお願いをしたいと思います。

続きまして、177、178ページの２目教育振興費の中の19節の扶助費、これが非常に大きいんです。就学援助費の支給者が見込みよりも少なかったということなんですけれども、これについての内容についてもお尋ねをしたいと思います。

続きまして、やはり中学校のほうも同じでございます。183、184ページの２目教育振興費の中の、特に19節扶助費が501万8,000円となっております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、197、198ページの東京2020オリンピック聖火リレー事業でございます。

これは実際、成果書でも書かれているように行われました。しかし、もう一方では、新型コロナウイスル感染症の感染拡大により、町民体育祭や文化祭をはじめとする各種イベントの開催を中止しました。そういうふうに言いながら、もう一方では、このオリンピックの聖火リレーについてはしっかりとやっているんですよね。

この頃、やはり新型コロナウイスルの感染症の心配がある中で、これはやるにしても、極力イベント等については最小限にすべきではないかという、そういう声もあったと思うんですけれども、その点についてどのようにそれらを考慮して実施されたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、197、198ページの２目学校給食費の関係でございます。

１つは、よく学校給食については行われておりますが、アレルギー対策についても取り組んでおりますし、感心するところでありますけれども、もう一方では偏食の問題、子供たちは好き嫌いあるのは当然ですよね、あって当たり前なんですけれども、嫌いな野菜だとか嫌いな魚だとかあって、これらはやはりすぐには解消されないと思うんですけれども、こういった偏食の問題についてはどのように対策を講じられているのか。

それから、私は小児メタボという言葉も聞くんですけれども、これは単に過大に食べるというのもあるんですけれども、これは単に食べるというのではなくて、やはり子供たちの置かれているストレス、先ほどの心身のケアの問題ではないんですけれども、こういった点でもやはりどうしても食べてしまう、そういう状況もあると思うんですけれども、これについてはどのように対策を取られているんでしょうか。それが第１点。

それと、もう一つは、前段で山下委員も言いました学校給食の無償化なんですけれども、これは

決算ですが、先ほどの答弁では、じゃ１億円からもかかってしまうと、そういう答弁もありましたが、だったら、第３子からでもいいですよ、やれるところから考えているということぐらい答弁してもいいなかなと思うんですけれども、だとすれば、近隣でもかなり第３子の子供からやり始めているし、国のほうでもそうですが、じゃ近隣の状況はどうなっているのか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

それから、取りあえず１点目はそういうことで答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　５時３４分

再開　午後　５時４８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き教育委員会の質疑を行います。

答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

私のほうからは、まず、決算書163、164ページ、小中学校適正配置事業の質疑についてお答えいたします。

質疑の中で、小中学校適正配置計画が以前のものと変わっていないのではないか、または、住民の方に知られていないのではないかとの質疑をいただいたと思います、お答えいたします。

まず、小中学校適正配置の経緯になりますが、皆さんご存じかと思いますが、まず、平成25年に適正配置に関する審議会のほうを設置いたしまして、適正配置の計画の策定のほうをお願いしたところでございます。その結果、計画といたしまして、平成28年３月に、答申を受けた結果といたしまして計画を策定したんですが、内容としては大きく２点ございまして、１つは、小学校を地域の中心施設として多機能化、複合化するという答申の内容になります。

もう一つが小学校を３校に、中学校を１校に再編するという答申をいただいたものを基に計画のほうを策定したところでございます。ただ、その後、住民のほうから慎重な取組を求める請願書のほうが、町議会のほうに提出されまして、採択されたという状況がございましたので、町としても一度歩みを止めまして慎重に検討するということで、再度、令和元年度に小中学校の適正配置に関する審議会を立ち上げまして、また新たなメンバーで別の方からご意見をいただいたというところでございます。

令和元年に設置した後、決算書にあるとおり令和３年度に答申のほうをいただきました。審議会から町に提出された答申の内容ですが、まず１つ、さきの適正廃止計画については妥当であるという内容であったことです。ただ、人口、子供たちの数が増えているという現状もございますので、そこを踏まえまして、再編につきましては令和９年度からもう一度再検討をしてくださいという答申をいただいてございます。令和９年度頃になれば、今の人口増に基づく児童生徒数の増もある程度落ち着いて、その先の状況も見えるのではないかということで、令和９年度以降に再検討をしてくださいというふうに答申をいただいてございます。

また、３つ目といたしましては、中学校の再編につきましては、通学の安全性確保を前提としてほしいというような答申をいただいたところでご

ざいます。

それに基づきまして、町のほうで20年間の計画というんですか、プランを立てさせていただいたところでございます。

まずは、地域に残る須賀小学校、百間小学校につきまして再整備を行うと、また、そこを地域の中心施設として多機能化、複合化するという整備を先の10年で行う。令和９年度に小学校を３校に再編するか、また、笠原小学校、東小学校を１校に再編するかどうかについては、そこで改めて検討を行うということでプランニングのほうを出させていただいたところでございます。

５月から６月にかけまして、住民の説明会をさせていただきました。参加者につきましては、135名の方に参加いただいてございます。また、当日来られなかった方もいらっしゃると思いましたので、ユーチューブの動画で、適正配置の説明の内容をそのまま動画で撮りまして、動画を公開してございます。そちらにつきましては、300回を超える視聴のほうをいただいている状況でございます。できるだけ多くの方に届くようにということで、そのような取組をさせていただいてございます。また、区長さんへの説明等、また、広報での周知等もさせていただいているところでございます。

結果的には、令和９年度に見直すということ以外は以前の計画と同じかと思いますが、説明会を出た、いただいた質疑等の内容に関しましては、変化が起きているのかなというふうに認識してございます。

大きく２つ、意見が多かったのがございまして、１つは、道佛地区みたいに区画整理、開発を行って人口を増やしてほしいというような意見が１つです。もう一つは、これは特に保護者の方から多かったんですけれども、最終的に今のプランですと、再編を行うのが20年後になってしまいますので、もっと早く進めてほしいという声が多く上がっておりました。多分、６年前のときよりも実際に子供たちの数が減少しているとのが目の当たりになっているのかなというのもあるんですが、子供たちの教育環境、もしくは少人数ということの人間関係の部分で懸念をされる保護者の方から、早く進めてほしいというような声もいただいているところでございます。

ちょっと回答になっているかどうか分からなかったんですけれども、経緯等も含めて、改めてご説明させていただきました。

もう一点ご質問いただいていたのが、決算書197ページ、198ページ、学校給食の事業となります。こちらで偏食の問題でということで、どのように対応しているのかということでご質問をいただきました。

子供の偏食というのは、大人になるまでやはり引きずってしまいますと、健康等の問題も関わってくるところでございます。学校給食といたしましては、まず第１弾といたしましては、食べやすくするということを念頭に置いてメニューづくりをしてございます。子供たち、やはり食べ慣れていないものに対する抵抗は多くありますが、例えば野菜であれば小さくカットするであったりとか、味つけを変えてみるとかといったところで、食べやすいような工夫を、栄養教諭を中心に行っているところでございます。

一方で、食べ慣れない食材を出さなければ給食を残す率も減りますのでいいんですけれども、それだとやはり食育になりませんので、やはり学校給食を通していろんな食材を食べるという体験をしてほしい、それを通して好き嫌いをなくしてほしいというのもございますので、あえて子供たちが苦手な魚であったりとか、そういったものも提

供させていただいているところでございます。やはり家庭ですと甘えてしまって食べなかったりとかというところが、学校という環境ですと周りの友達も食べているというのもあれば食べる、また、残さないように食べようと皆さんで頑張っていますので、そこで食べて、その食材を食べるという経験をするということもございますので、なるべく苦手なものは出さないということではなくて、子供たちが苦手なものも出していこうということで行ってございます。

そういったところで、給食での栄養面のバランスを取りながら、少しでも好き嫌いがなくなればいいかなということで取り組んでいるところでございます。

また、小児メタボ対策に関連してになりますが、こちらの健康面と食事面があると思いますので、学校給食に関しては食事の面でというお話になると思いますが、先ほど言ったように、なるべくいろんな食材を食べるという経験を通して、偏食がなくなって、そういった健康によい食生活に慣れていくようにということで対策をしているところでございます。

最後、給食費の減免の関係でご質問いただいていたと思います。第３子の減免の近隣の状況はということでご質問いただいております。

近隣の自治体で３子目の給食費相当を減免等しているのは、まず春日部市、あとは久喜市、幸手市等は３子目の減免等を行ってございます。近隣の状況としては以上となります。

説明は以上となります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

まず初めに、前段で委員から質疑をいただいたことについてお答えさせていただきます。

スクールガード等の保険についてなのですが、決算書の165ページ、166ページ、交通安全防犯対策事業の中の役務費、保護者立しょう保険料については、先ほど申し上げたとおりスクールガードの方々288人分でございます。そして、その下の傷害保険料なんですが、こちらのほうはこども110番の家の方々に掛けさせていただいているものでございます。

次に、167ページ、168ページ、町民みんなが先生推進事業の中の役務費の傷害保険料の中からスクールガード、スクールガードリーダーの方のものは掛けさせていただいております。

それから、保護者に立哨をしていただいているんですが、保護者に掛けているものは各校のＰＴＡのほうで、埼玉県ＰＴＡ連合会保険制度というものに加入していて、ＰＴＡ会費で支払いをしているということです。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、丸藤委員の質疑についてお答えいたします。

まず初めに、決算書165ページ、166ページ、説明書189ページ、交通安全防犯対策事業についてでございます。

交通指導員、現在11名、各校４人ずつ必要ということで、５人ではというお話をいただきました。こちらにつきましては、学校教育としましては、配置していただければありがたいなという考えでございます。

続きまして、決算書165ページ、166ページ、説明書190ページ、不登校対策事業についてでございます。

小中学校の不登校の児童生徒人数でございますが、小学校は４人、中学校は18人、合わせまして22人でございます。

そして、さわやか相談員等の人数でございますが、さわやか相談員は中学校に各校１人、ボランティア相談員は中学校に各校１人、スクールソーシャルワーカーは町に１人、スクールカウンセラーは小学校に２人、中学校に２人でございます。

その方々は、皆さん、校内の会議等に入っていただいて、さわやか相談員、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、ボランティア相談員は、子供たちの状況について共有する場を設けております。

続きまして、ネットいじめが増えているということについて、どのような教育をしているかということについてでございます。

学校では、各校で情報モラルの教育をしています。担任がそのことについて指導するときもございますが、外部の講師をお招きして、埼玉県ネットアドバイザーであったり、ＮＴＴドコモの企業の方であったりするのですが、そのような方を講師に招いてご指導をいただいています。

続きまして、宮代町いじめ問題についてでございます。

こちらのほうの経緯についてですが、令和３年１月に小学校において、いじめの不登校重大事態が発生し、令和３年11月に宮代町いじめ問題調査委員会を設置しました。

内容についてですが、現在、教職員や当事者等の聞き取りを終えて、まとめの作業に入っているところでございます。その中身につきましては、いじめの事実認定や、それから、学校や教育委員会等の対応について調査をしていただき、それについての結果を出していただいているところですので、その内容については、今の時点では詳しく申し上げることができず、大変申し訳ございません。

続きまして、決算書の171ページ、172ページ、児童教職員の健康管理でございます。

コロナ禍における子供たちの心のケア、それから、教員のストレス等について申し上げます。

まず、子供たちは、これまでと同じ生活、学校生活をしておりまして、ストレスのかかる環境の中で生活している場合もあるかなというふうに思いますが、学校教育として大事にしていることは、子供たちに確かな情報を伝えるということです。どんなことをしてしまうと感染しやすくなってしまうのか、どのように行動していれば感染を防げるのか、そのような確かな情報を子供に伝え、そしてその中で、自分で感染を予防していく力をつけていく、それにより、なるべく日常に近い生活を行っていくよう、教員たちには子供にそのような指導をすることを指導しております。

令和２年度には、何をしたらうつってしまうのか、うつってしまったら大変怖いことになるという、知らないことが多過ぎて、子供たちは大変なストレスを抱えていたと思います。ですが、今はある程度、新型コロナというものがどんなものであるのかということについても分かってきました。そのような指導をすることで、子供たちが、何も分からなかったときよりかは学校の中での生活が以前に、少しずつですが、近づいてきていると思います。

教員のストレスですが、こちらのほうは毎年ストレスチェックをさせていただいております。昨年度の結果なんですが、仕事の負担について、量的負担ですが、全国平均が8.1ということで、宮代町は9.1ということで、仕事量については上回っています。ですが、職場のサポートというところで、上司のサポート、全国平均が7.5に対して、宮代町は9.5のサポートを得ているということ、同僚のサポート、全国平均が7.9に対して、宮代町は9.2ということで、職場の人間関係、助け合

いについては大変よい結果が出ておりまして、教員同士の間柄は大変良好ということでございます。

それによる健康のリスクですが、総合、全国平均が97のリスクがあることに対し、宮代町は75という結果が出ております。

今後も、仕事量等も考えながら、ストレス、教員のストレスも和らげていけるようなことについて、考えながら指導していきたいと思っております。

それから、令和３年度の感染者についてですが、小学校75人、中学校49人、これが児童生徒です。教員につきましては、小学校４人、中学校１人でございました。

続きまして、説明書の193ページ、決算書の177ページ、178ページ、小学校要準特別支援教育就学援助事業でございます。あわせて、説明書の195ページ、決算書の183ページ、184ページ、中学校の要準特別支援教育就学支援事業でございます。

こちらのほうは、入学説明会の際に、各家庭に周知をさせていただいております。教育委員会のほうで当初見込んでおりました人数よりも少なく、小学校では、就学援助のほうは129人、特別支援奨励子のほうは26人、中学校のほうは、就学援助のほうが85人ということでございました。

学校教育からは以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井と申します。

丸藤委員のほうからいただきました質疑に対してお答えさせていただきます。

決算書197ページ、198ページ、東京2020オリンピック聖火リレー事業についてご回答させていただきます。

ご質問のところにつきましては、新型コロナウイスル感染者が増える中で、イベントが昨年度中止しているという中での聖火リレーの実施について、どのような考えを持っているのかという話と、どのような対策を考慮したのかというようなお話だったと思います。

こちらにつきましては、まず、聖火リレーの実施につきましては、町単独で決めていくことでなく、オリンピック、パラリンピックのまず組織委員会、そして県の実行委員会というものが埼玉県全域を総括しておりまして、こちらがまず最終的な判断を下すというような形での一応組織づくりになっております。これに対して、県で実施される市町村のところの意見を伺いながら、最終的に判断していくというような形になっております。

今回の聖火リレーにつきましては、最終的に10日前ほどに、埼玉県知事のほうから実施するというような判断が出ました。判断に当たりましては、当時、まん延防止措置が出ていたさいたま市、それと川口市につきましては、公道でのリレーは中止にすると、その代わり公園内で行うという判断の下、その他の市町村につきましては、感染対策を取りながら実施するというような判断が出ております。

このような中で、今回は杉戸町と宮代町合同で実施させていただきましたところですので、どのような対策を取ってきたかというところになりますが、宮代町でできるところとしましては、当初予定しておりました、東武動物公園駅の東口駅前で予定しておりました進修太鼓の披露ですとか、小中学生の旗振り応援、こういうものを中止させていただきました。また、観覧の町民の皆様、多分に対象になるとは思うんですが、この方々も含めまして、なるべく観戦の自粛のお願い、そして、自粛する代わりにインターネットでの生配信とい

うものを実施させていただいて、遠いところから応援いただくというような配慮をさせていただいております。

また、そうは言いつつも、やっぱり現地に駆けつけてしまう方も現実にはいらっしゃったというところもございますので、このような方々につきましては、組織委員会、あとは警察、あとはボランティアの方が当時、警備等にも協力いただいておりましたので、この方々に、間隔を空けて見るだとか、大声を出さないとかという形での声かけでの注意というものをさせていただいたところです。

また、協力者におかれましては、自己管理という部分もございますが、２週間前からの検温ですとか、当日のマスク着用、あとは携帯用の消毒液というものを１人１個ずつ携帯していただいて、対応のほうをしていただいたというところでございます。現に、当日、若干熱っぽくなってしまったというボランティアの方もいらっしゃいましたので、この方につきましては、参加のほうをご遠慮いただいたというような形を取らせていただきまして、実際、スタッフ側のほうも観客側のほうも、ある程度の対策を取らせていただいた上で実施させていただいたというのが現状になっております。

また、昨年度からですけれども、徐々に町の事業ないしイベントというものも再開されているというような事実がございます。こちらにつきましては、聖火リレーのときもそうですけれども、新型コロナの感染状況、あとはワクチンの接種状況、あとは国の指針でも少しずつ出てきております、新型コロナ感染前の状況に少し戻していくというような形での、よくウィズコロナというような言い方をされますが、このような指針等を用いて少しずつ再開していくという形での判断の下、徐々に再開していくという形での考え方にのっとりまして、対策を講じながら実施させていただいているところです。

徐々にではありますが、人数制限をしたり、実際中止になっているところもありますけれども、対策を打ったりという形で実施させていただくというところが現状でございます。

私どもが主催する、今度、10月９日に行われますスポーツフェスティバルにつきましても、このような状況も踏まえまして、また国の指針、つい最近、ちょっとまたイベントに対する方針の変更がございましたので、こういうものも適宜情報を仕入れながら、安全対策を取りつつ実施していきたい、そして、新型コロナ前の生活に少しでも戻していきたいというような形で考えさせていただきまして、実施に踏み切らせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、163、164ページの小中学校適正配置事業でございます。

これについては、町民への説明会と変わりない答弁がありました。また、参加しての町民の意見として、道佛地区の区画整理事業をやったように人口を増やしてほしいとか、もっと早く進めてほしい、これはそういう声もあったということで、それはそれで分かるんですが、実際これ、また令和９年以降に見直して、じゃ、実際どのようになるかといった時点で、またいろんな意見が出ると思いますね。

ですから、そのときにまたどういうふうに、教育委員会としてもどういうふうな、こういった答申も踏まえて、また、請願なんかの議会の動きな

どを含めた状況を見てどのように判断するのかということなんですけれども、これ以上の答弁はありませんよね。町民に説明してきたとおりの答弁ですから、私はこれについてはかなり、実際そのときになってみないと分かりませんが、今のままだとやはり、特に中学校の安全対策については、きちっと取らない限りまた異論が出てくるのかなと、不安の声も出てくるのかなというふうに思いますので、取りあえずそういうことになるかと思いますが、その辺についてはどのように対策を取って改善されていくのか、その点の考えがございましたらお願いしたいと思います。

続きまして、交通安全防犯対策で165、166ページの関係でございますが、１つは、交通指導員についてはそのようにしてもらえるとありがたいというのはそうなんでしょうけれども、やはり子供たちが安全に登下校することは当然、教育委員会としての責任だと思いますので、これはもっと積極的に声を上げていいのではないでしょうか、そのように思います。これはこれで結構でございます。

あと、さわやか相談員、ボランティア相談員、それぞれいるんですけれども、これで、現状でいいのかどうか、その点についてだけお尋ねしたいと思います。

それから、いじめ問題調査委員会の設置で現在、進められております。これは全部非公開なんですよね。だとすると、教育委員会はこれ、逐次情報が入っていますよね。これは実際、小で起きたことによる調査委員会の設置であります。当時のことを振り返ると、いじめがあったけれども、子供と保護者が、学校の言い分と保護者、子供の言い分は食い違ったわけですよ。そのとおりだということであれば和解していますよね。こういうふうにはならなかったと思うんです。

ですから、そういった経緯があるわけですから、報告書はいつになるんでしょうか。最終の報告はいつ頃になるのか、その点と、私は今、大きな行き違いがあったかなと、先ほども言ったんですけれども、そういった認識でよろしいんでしょうか。

私は、この問題は非常に、小学校だけの問題だとは思いませんよ。これは教育委員会に関わる問題ですので、その報告によりますけれども、どのようにされるのか。今のところ報告書を出して何も言えないということですから、こちらは聞けないんですけれども、その報告を受けて、これはしかるべき、我々にも、また町民にも明らかにするんでしょうけれども、それで次はどういう段階になるんでしょうか。とにかく明らかにされるのは間違いないんでしょうけれども、その点で先ほどのことと併せてお願いしたいと思います。

それから、171、172ページの児童教職員の健康管理の問題でございます。

これについては、先ほども子供たちに対する教育的な観点からも答弁がありました。特に、先生方へのストレスなんかは、やはりこれを解消するのは感染症対策のためにも、教員を増やすことが一つだと思いますし、もう一つは、子供たちの少人数学級を実施していく、これに尽きるんじゃないかなと思うんですけれども、対策についてはどのように考えていらっしゃるか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、すみません、答弁がなかったので、私が質問漏れしたのかもしれませんが、173、174ページの小学校施設管理事業、これで、小学校のトイレの改修工事が、低学年のほうで大規模な改修工事をされたということなんですが、私はどこの学校とは申し上げませんが、異臭、臭い、トイレの独特の臭いにおいですね、これはもう前から聞いていたんですけれども、それは改善されてい

るのかどうか、その点だけ、すみません、最初にお聞きするのを忘れたようですので、その点についてもお尋ねをします。

それから、177、178ページの教育振興費、要するに扶助費の関係の不用額ですよね、これは小学校のほうにおいては、予算額は1,532万5,000円ですよ、支出済額が952万7,000円と。同じく中学校のほうは、183、184ページですが、予算額が1,198万6,000円、支出済額が696万8,000円ということ。ただ、それは確かに就学援助の支給が、対象事業費が少なくなって不用額が出たという、それは結果論なんですけれども、じゃ、予算のつけ方はどうだったのか、その辺の問題になると思います。少し乖離があるんですけれども、その点ではどうでしょうか。

私は決算額を見て、特にこれが、この部分が突出しているんですよ。ですから、やはり予算のつけ方、それがどうだったのか、その辺の根拠についてもお示しいただきたいと思います。

続きまして、197、198ページの東京2020オリンピック聖火リレー。室長はそのときにはこの担当ではなかったので、それはそれで経過報告と同時に、今、答弁があったんですけれども、要は町単独で決めたのではないと。やはり国・県の中で組織づくりをしてこういう事業に至ったということなんですよ、要は。そうなると、だから国、県の考え方が優先で、町民の声というのはどのように生かされているんだろうというふうに思うわけですよ。

これについては、心配なのは、やはり決算ですので今後どうするのかということで、先ほど10月９日の件についても答弁がありましたが、今、問題になっている安倍元首相の国葬への対応、これもやっぱり国や県がこういうふうになってきているから、私たちは、教育委員会も弔意の表明を、あるのかどうか分かりません、あるのかどうかというのを聞きたいんですが、実際、ほかの自治体でもそういった方針がないとどうしていいのか分からないという自治体もありますよね。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員、ちょっと……

○委員（丸藤栄一君）　今後の問題です。

○委員長（川野武志君）　これは決算特別委員会の内容、今の質疑は違うと思うので、それはお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　その辺では懸念されますので、そういった点では今後どういうふうにされるのかだけ、簡単で結構ですからお尋ねしたいと思います。

あと、細かい点もあるんですけれども、学校給食について、無償化についてですが、近隣でもこういう傾向になっています。こういった点で、いっぺんにはできないにしても、やはり少しずつやっていく方向ぐらいはあってしかるべきだと思うんですけれども、その方向性についても、もう一度お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を願います。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

今いただいたご質疑の中で、何点かお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目にご質疑をいただきました適正配置の関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたのがこれまでの経緯でございます。今後の関係で、令和９年度から再度検証していくという、今、スケジュールを考えております。これは、今後の宮代町の子供の数がどうなっていくのかですとか、あるいは学校教育制度が今後どうなっていくのかというところも

踏まえて、令和９年度から改めて学校の再編については検証していく必要があるということで考えております。

それを行った上で、中学校については、現在のところは、20年後に中学校１校にすることを目指しているところでございますけれども、その中で、安全対策については、審議会からもそうした旨の点について十分に留意するようにというご指摘を受けておりますので、当然、子供たちが安全に通えるかどうかというところについては、検証していく必要があるというふうに考えております。

これは、教育委員会として、今、どうするということをお伝えするというのがなかなか難しいんですけれども、審議会の中では、通学の方法について、現在は徒歩と自転車だけれども、ほかの交通手段も考えてもいいのではないかというような意見交換があったということについてはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、オリンピック聖火リレーの関係を踏まえて、国、県の流れの中で事業を行う、行わないというところについての判断というのがあるという関係については、先ほど担当のほうから答弁をさせていただきました。その中で、国葬に関してご質疑というか確認というようなこともあったのかなというふうに思います。

これにつきましては、実際に今、政府などから方針が示されているわけではございませんので、教育委員会としては対応のしようがないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当、竹内でございます。

私のほうからは、まず初めに、決算書165ページ、166ページ、説明書190ページ、不登校対策事業のさわやか相談員等が現状でよろしいのかということについてお答え申し上げます。

今現在、このさわやか相談員、ボランティア相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの方々に大変お力をいただいて、児童生徒一人ひとりをしっかり見て、大変丁寧に対応していただいています。現状の中で、引き続き対応していただく考えでございます。

続きまして、宮代町いじめ問題についてでございます。

委員のほうから、学校と大きな行き違いがあったということについての認識はということでご質疑をいただいております。

このことについて、一つ一つの対応についても、今現在、どうであったかということを含めて審査をしていただいている途中でございます。ですので、教育委員会としてどうであったかというような回答については控えさせていただければありがたいです。

それから、最終報告についてですが、以前は夏休み中にはというような計画で進めてくださっていたんですが、慎重に慎重に最終の報告をまとめてくださっています。前回の第三者委員会のときには、10月の末から11月の初め頃にはまとめられるというようなお話をいただいています。

続きまして、決算書171ページ、172ページの新型コロナ対策についてでございますが、先生方の負担を軽減するためにということで、教員の人数を増やす等の質疑をいただいております。

このことにつきましては、教育委員会としましても、教員の人数が増えれば先生方の負担は軽減されるというふうに考えております。県のほうからまたご支援いただけるのであるならば、スクールサポートスタッフ等を募集して、学校の消毒等、

お力添えいただける方がいらっしゃればありがたいというふうに考えております。

そして最後に、説明書の193ページ、決算書の177ページ、178ページ、説明書の195ページ、決算書の183ページ、184ページの小中学校の就学援助についてでございます。

こちらのほう、予算のほうをたくさんつけていただいておりますが、結果的には支出のほうがかなり額としては低かったということで、質疑をいただいております。

現在、小学校の児童、中学校の生徒の人数が増えているということも鑑みまして、なかなかその額を減らすということについても難しいという考えから、このような予算をいただいておりますが、このことにつきましては、引き続き教育委員会のほうでも考えさせていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

私のほうからは、決算書173ページ、174ページ、小学校施設管理事業でトイレ臭いの関係でご質疑いただいたと思います。

丸藤委員のおっしゃるとおり、トイレのほうも校舎の老朽化とともに大分古くなっておりまして、臭い等が気になるということもあるかとございます。今、トイレの改修工事を行っておりまして、改修後のトイレにつきましては、単に便器の交換だけではなくて、トイレの部屋の中、全てのリフォームを行っております。

昔ですと、タイルの床で排水溝があって水を流しながら清掃するようなトイレであったと思いますが、改築後のトイレにつきましては、庁舎のトイレと同じような、家庭のトイレと同じような乾いた床があって清潔なトイレという形になっておりますので、臭いのほうは解消されているかと思います。

また、昨年度におきましては、便器のほうの尿石除去のほうも、小学校、中学校ともにさせていただきまして、少しでも、改修に至るまでになりますが、今使っている古い便器につきましてもそういった臭い等がないよう、また、衛生面で問題がないように、専門の業者に入っていただきまして特殊な清掃を行ったところでございます。

私からは以上となります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

最後にご質疑をいただきました学校給食の関係について答弁をさせていただきます。

決算書では187ページ、188ページ、説明書のほうでは195ページの関連でございます。

ご質疑の内容としては、第３子以降の給食費の無償化について検討しているかというようなご質疑だったと思います。

こちらにつきましては、宮代町については、現時点では検討は行ってはございません。現在、学校給食については、物価の高騰等もありまして、非常に食材費の高騰というのが出てきているかなというふうに思います。その中で、町のほうとしては、今年度、地方創生臨時交付金などを活用して、ご家庭の皆様にそういう物価高騰に関わる部分につきましては、給付金という形で交付させていただきまして、子育て世代の負担軽減に努めているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それぞれの私の質問に対す

る答弁は、これ以上ないと思いますが、１点だけ。

やはり今後の問題で、国葬のことなんですが、政府や県からの通達がないということで、対応のしようがないということなんですけれども、弔意は誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかについても内心の自由に関わる問題だと思いますので、ぜひこれは強制だとか上の指示があったからとか、そういうことで一律に強制することはあってはならないと、そういうふうに思いますので、ぜひそういう対応をお願いしたいと。終わりたいと思います。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

四、五点用意したんですけれども、時間がないので、２点に絞ります。簡単です。

１点目は、学力テスト、これをやってどのぐらいの順位かどうか、私は順位だからいいとか悪いとか、そういうことは一切言いません。もしやったとしたら、何位だったのかを教えておいてもらいたい。

２点目、今、丸藤さんと同じ質問なんです、弔意の問題。はっきり私は、何か対応の仕方がないという答弁を今していたようですけれども、私はもうちょっと具体的に聞いておきたいと思います。弔意を求めたり強制したりしないのかどうか、それだけ。

あと、ちょうど副町長がいるから、副町長、副町長にも聞いておきたい。執行者としても同じことをやるかどうか、それだけ聞いておきたい。

以上です。

なぜ聞くかというと、この委員会は特別委員会ですから、聞いても問題ないことになっておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（中村敏明君）　それでは、答弁申し上げます。

まず、学力テスト関係ですが、公には発表されておりませんが、ちょうど順位が出ているのは全国学力学習状況調査、中学３年生と小学６年生が今年の行ったものです。小学校は、62市町村ありますけれども、３番目です。それから、中学校は、やはり62市町村ありますが、11番目でございました。

それから、２点目の国葬の問題ですけれども、先ほど課長からありましたとおり、上からの話、連絡は来ておりませんので、通達等何もありません。ですが、逆にそれだからこそ特別なことを学校で行うということはありません。

このことについては、９月21日に臨時校長会が別の用件であるんですけれども、その際に、何もなければ特にそういったことを強制するべきものでもないし、学校で特別なことは行わないということは、私のほうから指導させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　国葬の件でございますけれども、現在、国のほうから通知が一切届いておりませんので、現在、具体的な検討には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩　午後　６時４８分

再開　午後　６時５２分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

議案第39号　令和３年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第39号　2021年度、令和３年度一般会計決算の認定については、今日、まちづくり建設課所管と教育推進課教育委員会所管のところを終えたばかりですので、この間の４日間の審議もございました。それらを含めて、後日、９月22日の本会議に改めて反対討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第39号　令和３年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第39号　令和３年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月16日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き住民課国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時５６分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	会計管理者兼会計室長	佐　藤　賢　治　君
住民課長	草　野　公　浩　君	住民課副課長	高　橋　正　巳　君
国保・後期担当主査	齋　藤　幸　成　君	国保・後期担当主査	安　部　麻里亜　君
健康介護課長	井　上　正　己　君	健康介護課副課長	稲　宮　辰　男　君
健康介護課主幹	小　林　和　政　君	高齢者支援担当主査	鈴　木　健　司　君
まちづくり建設課長	成　田　雅　彦　君	上下水道室長	忽滑谷　　和　君
経営総務担当主査	齋　藤　智　子　君	施設担当主査	冨　田　満　晴　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　　任	岡　村　恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月14日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第４０号の審査（住民課）

○委員長（川野武志君）　これより本委員会に付託されました議案第40号　令和３年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　おはようございます。

それでは、職員の紹介をさせていただきます。住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　おはようございます。

同じく住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　おはようございます。

住民課国保・後期担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。よろしくお願いいたします。

細かい質問で申し訳ないんですけれども、３点ほど質問させていただきます。

まず１問目になります。決算書233、234ページの下のほうで疾病予防事業になります。成果書のほうが230ページになります。

こちらの成果書のほうで、各種検診等の状況ということと、生活習慣病重症化予防対策事業、それから健康ステーション事業というふうにあるんですが、この表組みのところなんですけれども、検診は全体的には増加しているんですが、大腸がん検診と乳がん検診だけが減っているんですね。これについてどのような見解をお持ちか。

それから、その下の受診勧奨実施者と、あと保健指導参加者のほうも減っているということで、こちらのほうも同じようにお聞きしたいと思います。

それと、健康ステーション事業のところで、参加者数になるんですけれども、秋のほうは40名、桜ウオークのほうが13名ということで、すごい減ってしまっているんですが、これについて、何か桜ウオークのほうは参加制限があるのかなと。そういうことも兼ねて、少なくなっている原因等を教えていただきたいと思います。

それから、２点目なんですが、決算書の235、236ページになります。

備考欄のところで、12委託料ということで、健康マイレージということで、私も今年から始めたんですけれども、やはり始めると歩くことを考えてなるべく歩くようにするようになったんですね。これ本当にいいことだと思うんですけれども、下

のほうにあります埼玉県コバトン健康マイレージ事業負担金、これ32万3,500円ということで、これはどのようにして決まっているのかということをお聞きいたします。

それから、３点目になります。

同じく決算書235、236になるんですけれども、２目の保健衛生普及費ということで、保健衛生普及事業、こちらのほうなんですけれども、ジェネリック医薬品を推奨しているということで、私も保険証をもらうとすぐシールですか、これを貼るようにしているんですね。

ここで成果書の231ページのほうになるんですけれども、上のほうでジェネリック医薬品に関するお知らせということで発送数が年２回。これ、延べ320通ということで、上のほうの通知だと大体２万3,288通ですから多いと思うんですけれども、医薬品に関するお知らせのほうは320通しか出されてないんですけれども、これはどのような選択をされているかということをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

それでは、まず検診の受診状況について。大腸がん検診と乳がん検診が減っていることについてなんですが、令和２年度もそうなんですけれども、やはり新型コロナの影響がございまして、受診控えをされている方がまだ令和２年度に続いて令和３年度についてもいらっしゃるのかなと考えているところでございます。

それと、健康ステーション事業の参加者数についてなんですが、秋の健康ウオーキングについては参加者数が40名、桜ウオークについては13名という参加状況なんですが、こちら定員数の関係がございまして、やはりこちらも桜ウオークの時期が新型コロナが結構拡大している状況もございました関係で、定員を減らして募集した関係がございまして、参加者数が少なくなっているところでございます。

続いて、ジェネリック医薬品の通数についてですが、こちらジェネリック医薬品のお知らせにつきましては、ジェネリック医薬品に替えた場合、200円以上減額できる見込みのある方を対象にジェネリック医薬品のお知らせを出しておりまして、それが年２回ですね。出しているので、医療費通知に比べて320通と少ない通数になっているものでございます。

以上です。

それと、すみません。あと埼玉県コバトン健康マイレージ負担金の金額なんですが、こちら保健センターと折半で支払っているものでございまして、こちら被保険者数割で負担金が決まってくるものでございます。

あと、すみません、もう一つ。成果書の230ページの生活習慣病重症化予防対策事業の受診勧奨実施者と保健指導参加者が、こちらも参加人数が減っている理由でございますが、やはりこちらも新型コロナの影響がございまして、なかなか保健指導に参加する方が控えていらっしゃるという影響があるものと思っております。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず１問目ですね。確かにコロナ禍の影響もあるのかとは思うんですけれども、でも、やはり少しずつ減ってきているというのが事実なわけですね。特に生活習慣病のほうにしますと、30年度は受診勧奨者のほうが42名いて、保健指導者のほう

が11名もいたわけですよね。それから比べると本当に少なくなっているなというのがあるので、コロナ禍だけのことなのかなという気がしてしまうんですが、こちらのほうに対して何か対策みたいなものを考えているのであればお聞かせください。

それと、先ほどのステーション事業のほうで桜ウオークのほうが制限をつけられているのかなと思うんですが、昨年ですと、秋のほうが33名で桜ウオークが19名ということだったんですけれども、この制限数は何名であったかということをお伺いいたします。

それから、２問目ですね。マイレージ事業負担金なんですけれども、昨年に比べますと若干減っているということになると思うんですが、その上のほうに健康マイレージデータ分析業務委託料59万4,000円、これ、今までなくて今回新しく入っているんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

それから、３問目になりますが、ジェネリック医薬品のほうで、そういう200円以上見込みがある方ということで分かっているということですので、そうしますと、これによって替えていただいた方がいらっしゃるかどうか。また、成果としてどのくらいの金額が出たのかということをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

生活習慣病重症化予防対策事業の参加者数についてなんですが、こちらは国民健康保険団体連合会のほうに委託して実施している事業でございまして、受診勧奨の通知を送る際に、できるだけ参加につながりやすいように過去の参加者の声とかを載せたりして、できるだけ参加につなげるような通知の工夫とかはしている状況でございまして、今後につましても、その勧奨通知につきまして、できるだけ参加につながりやすいような工夫をしていきたいと考えております。

あと、健康ステーション事業の定員数につきましては、秋の健康ウオークにつきましては40名定員で、桜ウオークにつきましては20名定員で募集して実施したところでございます。

健康マイレージデータ分析業務委託料についての内容ですが、こちらは健康マイレージに参加している方の歩数とか医療費を分析しまして、各年度ごとに、例えば令和２年度から参加している方、令和３年度から参加している方とか分けて、その方たちの歩数によって医療費がどれくらい変わるのかという分析を委託しているものでございまして、健康マイレージに参加している方とされてない方を比べますと、やはり参加されている方のほうが医療費が低く抑えられているという結果も出ているところでございます。

あと、ジェネリック医薬品に替えた場合の効果なんですが、こちら町全体で年間約4,000万ほど医療費が削減できているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

これ、どうしても個人の自由ですから、なかなか参加したくないという方がいたら、やっぱりしないということがありますので、なるべく参加できるような何か勧誘の仕方ですかね。そういったものを考えていただければと思います。

また、桜ウオークのほうでは20名という制限があるということで了解いたしました。

それと、あとジェネリックの件なんですけれども、マイレージのほう分かりましたので、ジェネ

リック医薬品のほうなんですが、4,000万ぐらいということで、昨年だと大体4,800万円ですかね。ぐらいが少なくできたというか軽減できたということになるんでしょうけれども、本当にこれに関しましては、やはりありがたいことになりますので、どんどんと進めていただきたいと思うんですが。

先ほどの答弁の中で、大体何人ぐらいの方がこれに対応していただいたかということを答弁いただかなかったので、そこだけ再々質問としてお伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

ジェネリック医薬品の率というか利用率なんですが、シェア率というのがございまして、ジェネリック医薬品に替えた率なんですが、令和３年度、宮代町は78.9％という数字になっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の220ページと成果書のほうも220ページになります。

こちらの県補助金についてなんですけれども、県補助金の額が減ってしまっているということで、前回ご説明あったように評価が下がったということで、補助金もその分、下がってしまったということなんですけれども、毎年、その基準が変わってクリアできないものが出てきたりとか、まして今回そうだったというご説明だったんですけれども、何が難しかったのかというところのご説明をもう少し詳しく、具体的な内容でお願いいたします。

２点目なんですけれども、決算書の236ページの疾病予防事業の、前段でもございましたけれども、埼玉県コバトン健康マイレージ事業についてなんですけれども、こちらご利用者の方も増えているとは思うんですけれども、万歩計のことについてなんです。何人かの方からちょっとお問合せをいただいていまして、送られてきた万歩計が壊れてしまったりしてなんですけれども、そのときにつくったアカウントが必要で、それを例えば今、スマホでも同じサービスの利用ができるんですけれども、そちらにもアカウントが随分前で忘れてしまって引き継げないとかで、それですごく困っているという方が何人もいらっしゃって、利用ができないんですけれども、以前のアカウントで続いていてと。

それがどこにご相談しても解決できないということがあって、何かそのあたりのお問合せがきっと役場のほうにもあるとは思うんですけれども、そのあたりの、どうにか解決して、また利用いただければと思っているんですけれども、そのあたり県とのやり取りとかでどのように、お問合せが来て、その後、していただいたのかというか、そのあたりご説明お願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

まず１点目の補助金についてのご質問です。

特別交付金の保険者努力支援分につきましては、評価によって交付金の金額が変わってくるものでございますが、評価項目について評価される連動がございまして、令和３年度の特別交付金につきましては、例えば特定健診の受診率につきましては令和元年度の実績が評価されます。あと、収納

率につきましても元年度の実績が評価されるといった、単年度の評価だけではないので、その年によって下がってしまうという状況もございます。

県繰入金につきましても、令和３年度、交付金が減っていますが、こちらは、令和３年度につきましてはがん検診の受診率の評価が令和３年度は下がってしまったという状況がございまして、交付金のほうも減っているという状況でございます。

続いて、２点目の健康マイレージの万歩計についてですが、万歩計につきましては、破損したり、壊したり、なくしてしまった場合は自己負担になりますが、県の健康マイレージ事務局のほうで新しく万歩計を購入することは可能でございます。

それと、あとアプリをダウンロードして参加することもできますが、こちらの手続につきましては、やはりこちらも県の健康マイレージ事務局のほうにお問合せいただいてやっていただいているという状況でございまして、ちょっとこちら町のほうでは万歩計からアプリのほうに振り替えるというような手続はできない状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

県の補助金については、受診率が下がっているということで、コロナ禍ということの理由なのかなと承知をいたしました。

２点目のコバトンの万歩計についてなんですけれども、こちら利用されている方が割と高齢の方が多くて、アカウントとか何かそういうことを県に連絡してもちょっと分からないような状況で、もし窓口に来て、何かそういうご対応のサポートをしてくださるということがあれば、そういったご案内をしたいなとは思っているんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

マイレージの万歩計については、仮に今まで町に登録されていた方がお勤めになったということで、健康保険組合で参加されている団体もいらっしゃるんで、そういったとき、あくまでも事務局のほうで操作をしないと引き継げなかったりするものですから、そういったところは、もしお客さんが見えたときにはいろんな諸事情を事務局に問合せするなり問合せ先ですか、丁寧なご案内をさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か確認と質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険の加入者数、平成30年度で8,305人、令和１年度で7,908人、令和３年度で7,250人、令和４年度で6,929人となっております。そして、国保の加入世帯平均所得額が令和１年で93万951円、令和２年度で99万418円、令和３年度で96万8,591円、令和４年度で98万755円となっています。これで間違いないかどうか。

また、それと課税所得者の平均所得を見ると、1991年度で413万2,400円、2000年度で390万6,600円、2010年度で305万1,700円、2015年度で303万9,000円、2020年度で304万4,900円、2021年度で313万1,800円。これで間違いないと思うんですけれども、1991年度より100万円近く平均収入が減っている、課税所得者の。これで間違いないのか、まず最初に聞きたいと思っております。

そして、国民健康保険の加入者の割合ですよね。

加入世帯の４割が年金生活者など無職、３割が非正規労働者、これでよろしいんでしょうか。低所得者が多く入っている医療保険だということで、まずは確認をしたいんです。

そして、令和４年８月18日、全員協議会で配付された資料を見ますと、国民健康保険税の税率等見直しについて意見を求める諮問をしたということで出されています。

私は、この確認の中で述べたように30年間で約100万円も減収、そして国保加入者は現役世代より収入が、さきに述べたとおり、課税所得さえ平均より低い。課税所得者を100とした場合は31％しか所得がない。そんな中、税率の見直しができるのかなと思っております。

説明書223ページでは、令和４年度は見直しを据置きしたと記載されております。その辺で５年度はどうなのか、お伺いをしたいなと思っております。

それと、221ページ、歳入の７款で１項延滞金、加算金及び過料でございますが、これ、今年度決算分だけですか。それとも昨年度決算分も含まれているのか、年度別の内訳をお願いしたいなと思っております。

それと、227ページ、徴税費です。

１目賦課徴収費ですが、滞納加入者の徴収事業はどのようなマニュアルがあるのか。現場で調査をし、差押えなど実力での徴収等件数があるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思っております。

あと、229ページ、出産育児一時金と書いてありますけれども、支給が増えたということで、口頭での説明だと16名の方に支給したと言われております。この申請件数の増と説明されましたが、この事業は個人が申請しなければ支給されない仕組みとなっているんでしょうか。その辺のところ、お願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

１問目の被保険者の状況については、現在、2025年問題ということで、前期高齢者の方が後期高齢へ移動するということで、成果書の217ページになりますけれども、毎年、減少しているところでございますが、ただ、令和３年度については国民健康保険を抜けて社会保険に加入される方より、社会保険を抜けて国民健康保険に加入される方が多いということで、高齢者の方は減っているのですが、逆に社会保険をやめて入られる方が多いということで、このような加入率ということでなってございます。

先ほどの、すみません、平均所得額とかちょっと手元に資料がないので、今、お答えできません。申し訳ないです。

２点目の国民健康保険税率等の見直しにつきましては、決算とは直接お話が変わってくると思うんですけれども、この前の８月に国保運営協議会のほうにご説明を申し上げまして、税率等の見直しの検討を始めたところでございます。次回は９月ということで、そこに向けてまたご検討いただければということで考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、決算書の221ページ、222ページの延滞金の内訳ということでご質問いただいたんですけれども、延滞金につきましては本税が2,000円以上の方について、延滞された日数によって1,000円からかかるものでございまして、年度ごとの統計を特に取ってございませんが、基本的には延滞金を徴収する場合については過年度分が多

いということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書の227、228ページの摘要の上から２番目の国民健康保険税賦課徴収事業に係るご質問でございますが、こちらにつきましては、納税通知書を作成したり印刷したり送付するための金額ということで分けてございます。

徴収に係る費用につきましては税務課の徴収対策室で行っておりまして、こちらにつきましては、あくまでも課税に対するもの、プラス督促状の発付するものということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書の229、230ページ、摘要の下から２番目の出産育児一時金支給事業、16件ということで、こちらにつきましては、医療機関のほうで受取代理制度とか直接支払制度ということで、医療機関を通じて町のほうに請求があったりする場合が、多くの場合該当しますので、ご本人が直接請求されるというケースは少ないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　納税義務者の収入のあれというのは、一般質問で税務課のほうに確認はされております。これで間違いないと思うんですけれども、それと、これについて先ほど言った、国民健康保険加入者の世帯が４割が年金生活者かどうかということで言ったんですけれども、その回答がないんですけれども、３割が非正規労働者だと。これだけでほとんどが収入の少ない階層が国民健康保険に入っていると思っているんですよ。

年金加入者だと、埼玉県では年金の平均が５万5,000幾らですから、60万いくかいかないかぐらいの人が圧倒的に多いんですよ。課税所得者の平均が2021年度で313万ですから、圧倒的、３分の１ぐらいしか収入がない、加入している人の。

そういう中で諮問したということは、これは決算だということで言っているんですけれども、決算だから聞いているんですよ、その辺のところは。やはり収入が少ないということは間違いないと思うんだよね。

そういう中で今年度に諮問したということは、決算時期に諮問したんですから、我々にもこういう資料の中で上げるんだよということなんだと思いますけれども、それを決算期に我々によこしたんですから、やはり関連はしているんだと思いますよ、その辺のところは。

こういう、本当に国民健康保険や何かに入っている人たちが収入が少ない。それで上げるというのは私は納得いかないなという感じがするんですよ。これはやはり町民の生活だとかそれを無視したやり方じゃないのという感じで。

その辺のところが決算期で、この決算期の数字を見ていても分かると思うんですよね。その辺のところがどういうふうに感じているのか、担当としてもう一度お願いします。

それと、歳入の加算金及び過料なんですけれども、これは過年度分が多いということを言われていたんですけれども、大体どのくらいになっているんでしょうか、割合、過年度分の割合というんですか。

それと、徴税費、これは税務課のほうでやっているんだということなんですけれども、すると、この徴税費というのはそういった通知だけこっちだけで、健康保険のほうは通知だけ出すということで、実際に集めるのは税務課だということなんですね。これ、じゃ把握はしてないんですか、その辺のところは、どうやって集めているのかというのは。全然把握はしてない。税務課にお任せということなんでしょうか。その辺のところ、もう一度お願いします。

育児支給のあれは、医療機関のほうから、生まれたらいろいろと手続上で医療機関のほうから請求をしている。これは請求漏れというのがあるんですか、医療機関じゃないところから。例えば家で、昔で言えば産婆さんというんですか、そういうんで自宅で産んだ人なんかは請求されないんでしょうか、自宅で出産した人は。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず１点目の国民健康保険税率の見直しということで、国民健康保険税率の見直しにつきましては、２年間、去年、昨年ということで据置きということで置かせていただいたところでございます。

成果書の216ページをご覧いただきたいと思います。

２年度決算の次年度精算を踏まえた会計収支ということで、２年度は4,600万ほど黒字が出て、３年度は3,800万ほど赤字が出ております。

また、埼玉県の国保運営方針におきましては、令和８年度、令和９年度の統一までの令和８年度までに赤字解消ということが求められております。

また、法定外繰入金に関しましては、国保加入者ではない方からもいただくということで、あくまでも県全体で健全な国保運営に資する目的のために赤字解消していきましょうということで、今回、国民健康保険運営協議会のほうに諮問させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、２点目です。

決算書221、222ページ、延滞金の内訳ということでございますが、内訳につきましては、先ほど申し上げましたとおり、過年度分が大半を占めるということで、年度別につきましては、申し訳ございません。数字はちょっと取っておりませんのでご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書229、230ページの出産育児金につきましては、漏れがないかという話でございますが、当然、出産をされると出生届を役場のほうに出されます。また、母子手帳の交付につきましては保健センターにお出しになられます。保健センターのほうのところに母子手帳の交付の申請をされる場合には、出産育児金につきましてのチラシ的なものをお配りさせていただいております。

また、出生された場合に、病院ではない、助産院等で出産された場合につきましても、出生されたことが分かるものがあれば出産育児金をお支払いざせていただいていますので、今まで漏れがあったということはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

１問目の税率の見直しについて補足をさせていただきます。

所得が減る中でなぜ諮問をしたかということなんですけれども、国民健康保険は所得の少ない方に対しても７割、５割、２割という軽減制度がございまして、現在、この軽減制度を受けている方は、被保険者のうち約50％の方が何かしらの軽減を受けてございます。

また、さらに新型コロナウイルスの感染症で収入が減少になった方にも今、減免をやっておりますし、また今年度から未就学児の世帯に対しての均等割の軽減もスタートいたしております。

そういった形で、所得の少ない方に対しては非常に減免制度が手厚くされておりますので、そういったことも含めて持続する医療制度にするために、やはりここで１回見直しをかけたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　軽減措置を取っていることなんですけれども、実際に令和２年度だか2,577人、令和３年度では2,575人が軽減されている。人数でいうと、令和２年度が5,041人、令和３年度が4,868人の加入者がいるんですけれども、そういう中で軽減された人は増えてきている。率にすると増えているんですよね。少ない人数になって増えているんですから、率からすると収入が減っている人が増えているということなんですよ、何らかの形で軽減している人たちが。

それだけ国民健康保険に加入している人たちの収入が減ってきているというのが事実だと思うんですよ。そういう中でやるわけですから、私はそれについてはもう少し様子を見るべきじゃないかなという感じがする。

まず、都道府県でされていても、地方自治の本旨で自治体の条例制定権というのがあるわけですよ。それは、憲法の下で自治体の独自の公費投入繰入れをすることは可能だと私は感じているんですよ。宮代町は宮代町の自治というのがありますから、それはできないということじゃないんですよ、はっきり言って。できる可能性があるということで私は言いたいと思っております。

ぜひ、そういう中で、上げずに自治体の本旨である制定をして、少しでも、このコロナ禍です。収入が減っている状態ですので、ぜひ考え直してほしいというような感じで私は勘ぐっております。

それと、加算金とかそういうのは分かるというか、データを取って、本当はすぐに答えられるようにしておくのが当然じゃないかなという感じがするんで、これは毎年、こういう人がこれだけ借り終わったんだよということで。決算書見れば分かると思うので、いっぱいみんな、１年１年引っ張り出さないといけないんで、それはちょっと面倒くさいなという感じがするんで、ぜひすぐに答えられるようにしてほしいと思っております。

徴税費は現場で分からないというのはおかしいなという感じはします。何人に当たって、何人から取ったのか。そして、どういう方法で取ったのかも含めて、やっぱりこれも健康保険をやっている担当ですから、ぜひその辺のところも税務課に聞いて、このように健康保険税は取ったよということで。取ったよと言えばあれなんですが、納めてもらったよということで聞ければありがたいなと思っております。

中にはやはり家まで来たよという人もいるんで、その辺のところはどのように、強制的にやっているのかどうかを含めて。大体収入の少ない家なんですよ、納めてないというのは。これ、皆さん、健康保険ですから納めるのが義務だというふうに感じていますよ。義務だけど納められないというのが実態なんですよ。ぜひ、その辺のところは実態を踏まえてやってほしいなという感じはします。

出産一時金については漏れがないということで、それは分かりました。もし漏れがあった場合は、本人で通知でできるということですね、後からでも。はい、分かりました。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

成果書の218ページなんですが、先ほど課長がご答弁されました新型コロナウイルス感染症の影

響による減免ということで額が載っています。これ、２年度はこういう形で改めて載せてなかったのかなと思うんですが、詳しく、どういうふうに見たらいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、決算書の232ページ、成果書227ページ、傷病手当金支給事業です。

これもやはり新型コロナの関係で、去年の６月議会でまた新たに長引かせたという言い方おかしいですけれども、手当金を条例を長くしたのかと思うんですが、これ６件というふうにありますが、大体どれくらいの額というか、その辺についてお伺いします。

それから、成果書224ページ、決算書228ページ、一般被保険者療養給付事業なんですが、被保険者自体は令和２年と比べたら350人くらい減っているんですが、療養給付費は１億2,000万くらい増えています。

そういう中で、これは給付件数も増えて、１人当たりの療養給付費もちょっと増えているんですが、月によって病気をする月とか、その月の多少というのがあるのかどうかお伺いします。

それから、決算書230ページ、成果書225ページ、一般被保険者高額療養費支給事業があります。これも高額療養ということで1,366万増えています。こういう中で、高額療養の１件当たりも増えていますが、これは大まかに言って、どんな病気が高額療養、病気の種類というか、その辺が分かったらお伺いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。よろしくお願いいたします。

まず、１点目の新型コロナ減免ですが、令和３年度が減免額320万1,200円となっておりまして、こちら減免の対象者21名となっております。令和２年度につきましては676万7,000円の減免額になっておりまして、こちらは対象が48名の方が減免となっております。

続きまして、成果書の227ページ、傷病手当金支給事業についてでございます。

令和３年度が支給額56万1,908円、支給件数６件となっておりまして、こちら56万1,908円につきましては、６名の方に対しまして71日分の支給となっております。

続いて、成果書の224ページですね。一般被保険者療養給付事業につきまして、月によって給付の額が違いがあるのかというご質問ですが、特に大きく違いはないのかなと思っておりますが、比較的冬の時期ですか、若干多くなっているかと思われます。

それと、成果書の225ページの一般被保険者高額療養費の支給事業についてです。

高額療養費の該当になるケースとしましては、多いのが入院された場合が比較的高額療養費の該当になる場合が多くなっておりまして、対象となる病気なんですが、全体の医療費に対しまして疾病別の割合としまして、入院と外来合わせてなんですが、一番多いのが慢性腎不全が全体の5.9％、続いて糖尿病が4.7％、続いて関節疾患が3.6％、続いて不整脈が3.3％、続いて高血圧症が3.1％というような病気が多くなっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

傷病手当金に関してですが、232ページです。今回、予備費充用ということでされています。令和２年度は結構な額を用意したけれども、傷病手当金というのはそんなに、37万だったんですが、

予算を取らなかったというか、もう新型コロナもだんだんよくなってきたかなということで、取らなかったということで予備費にしたのか、その辺ちょっと。大体10日間くらいですということなんでしょうか、それ、ちょっと確認します。

それから、高額療養支給事業なんですが、今、お答えいただいて、入院されて高額にはなるんですけれども、私たちの予算書の令和３年の目標のところで糖尿病、成人病重症化予防対策とか書いてあります。

そういう中で、やっぱり高齢化になって成人病絡みのことで大変だということで、特定健診の目標を54%と結構高く、令和３年、しちったのかなとは思いますが、９月現在で45%くらいいっているという話で、そして保健指導が48%という目標で、保健指導は結果、まだ締めてないので分からないということなんですが、今回、勧奨はがきが来ましたよね、令和４年度は。

ああいうタイミングをうまく使って、集団健診受けてない、申し込んでない人をすぐ拾い上げるとか、特定健診の目標を高く持ったならば、それに向かってちょっと細やかに健診を受けてもらうような流れをつくらないと、結局税金上げるな、上げるなと言う人は、国保税上げるな、上げるなと言いますけれども、医療給付費は結局増えていってしまうわけです。

ちょっとした油断という言い方おかしいですけれども、高齢になるとみんな何かしらの疾病が出てきますのでその辺と、あと先ほど療養給付費も年間ほとんど、ほぼほぼ同じということは、薬だとかいろんなことで慢性的に病気になっているという方々が多くなっているのが国保の方々かなとは思うので、その辺、やはりちょっとしっかり。

本当に一つのはがきで動きが出るというその辺で、目標は高く決めたのはすごい潔くていいんですが、それを実行する手だてというのをきめ細やかにしないと、こうやって金額で現れてきちゃうんじゃないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

それと、もう一つ、重複・多受診者対策というのがあるんですが、それに対しては、そういう方々が結構いるのかどうかもお伺いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

まず、１点目の傷病手当金についてのご質問ですが、令和３年度につきましての予算についてですが、こちら傷病手当金につきましては国の財政支援がございまして、それに基づいて支給している事業でございます。

令和３年度につきまして、予算を計上する際に、令和３年度も国の財政支援が引き続き行われるかどうかというのがまだ不明なところがございましたので予算は計上しておりませんで、予備費で対応している状況でございます。

続いて、特定健診についてのご質問です。

目標が特定健診54%というものに対して、令和３年度５月の段階で今、45%という状況でございますが、こちらにつきましては、令和２年度から新型コロナの感染が拡大している状況がございまして、令和２年度は受診率が下がった状況でございまして、令和３年度につきましても、令和２年度よりは回復してきている状況ではございますが、まだ受診控えが影響している状況もございまして、目標の54%にはまだ達していないという状況でございます。

勧奨はがきにつきましては、今年度８月に発送させていただいたんですが、こちらは10月に保健センターで行われます集団健診の電話予約が８月

に始まることから、それに合わせまして勧奨はがきを送らせていただいたものでございます。それと、10月に第２回目の勧奨はがきを送る予定でございます。

それと、令和３年度につきましては新たにインターネット予約のほうも開始させていただきまして、集団健診の予約につきましては令和２年度を上回る予約をいただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　１点、聞き忘れました。

埼玉新聞で、町長が若い世代、町長がということでなくて、若い世代への健康に宮代町は取り組んでいるということで優良賞か何か、そんなような。これは国保と関係があるんですか、その辺をお伺いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

先ほど議員さんの質問の中で、重複・頻回のほうの回答漏れがあったのでお答えを申し上げます。

重複・頻回の多受診者の対策事業ということで、頻回受診ということで、同じ病気である一定月に何日も多くかかられていたり、あとは１か月以内に２つ以上の医療機関に同じ薬を頂いているという方がいらっしゃいまして、それは当然、体によくないことですので、そういった方を対象に、令和３年度については３名の方を対象とさせていただきまして、直接訪問できたのはお二人でございますが、そういったことも含めて対策事業をさせていただいておるところでございます。

あと最後に、先ほどご質問いただいた分につきましても健康マイレージの関係がございますので、国保のほうも関連してございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時２２分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点、お願いします。

特定健診です。決算書の234ページ、説明書の229ページです。

特定健診、個別健診のほうがかなり増えているんですが、ちょっとお伺いするのは、特定健診で胃がん検診ですね。バリュームでやってくださっているんですが、注意書きにも書いてあるんですけれども、いろんな手術をしたりするとできないので特定健診は受けないという人も結構いるんですね。

それで、特定健診はバリュームだけということと、もう一つ、バリューム検査をしなくても医療機関に払うお金、１件幾らで医療機関に払うのか、それともある方は医療機関、払わなかったらそれを抜いて払うのか。一般財源からもかなり出ているので、そこを２点、お聞きします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

成果書229ページ、特定健康診査についてのご質問ですが、胃がん検診につきましては、保健セ

ンターで行っております集団健診を受診される場合に、併せて胃がん検診と肺がん検診を受診することができます。

こちらにつきましては選択制になっておりまして、特定健診のみを受診する方、特定健診と胃がん検診を受診される方、特定健診、胃がん、肺がん、全て検診を受診される方、受診される方が選べるようになっております。

つきまして、胃がん検診、肺がん検診、受診されない方につきましては、特定健診のみの金額の支払いとなっております。

以上です。

すみません。胃がん検診のバリューム検査につきましては、集団健診につきましては、南埼郡市医師会との契約になっておりまして、現在はバリューム検査のみとなっておりますが、今後につきましては胃がん検診の個別検診も、現在、検討している状況でございまして、そちらのほうで胃カメラの検診もできるように今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

今、特定健診のときと、あと人間ドックですね。それで、バリューム飲めない人はまあいいかと。体重とかはかかりつけ医に何か行ったときに、血液検査もするのでまあ行かなくていいかといって行かない人は行かない。検査する人は毎年行っていると思うんですね。

それで、今、答弁の中で検討していくということだったんですけれども、バリュームをやらないんだったら、バリュームに例えば何千円足してとかできますということだと受診率がすごく上がると思うんですね。全然症状がなくてがん検診をやると結構高いので、それがやっていただけると。今、検討してくださるということなんですが、すごく前だったんですけれども、要望はないかって、やっぱり何か健診のときに、個別にかかりつけ医とか婦人科もできるといいというのを私、書いたことがあるんですけれども、そしたら、その何年後かのときに女性クリニックでできるようになって、やっぱり同じことを考えている人がたくさんいるんだなってそのとき思ったんで、胃がん検診をバリュームじゃなくてできるようにできるだけ早くしてくれると、多分受診者数がかなり上がると思うので、検討しているってどの程度検討しているのか、その辺、もう一回、お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

検診に当然、器械のかなりお金かかりますので、これは医療機関もそうですし、あと集団健診のほうは健康づくり事業団というところが実際運営しておりまして、そちらとのやり取りになります。こういう要望があるということで、ぜひ町内の医療機関、それから健康づくり事業団のほうにも働きかけていきたいというふうに考えております。

なかなかすぐにというわけにはいかないと思いますけれども、働きかけを続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

一度では無理かとは思うんですが、かかりつけ医によってはそこでできることもあるので、例えばかかりつけ医から始めるとか、集団のほうはなかなかやっぱり難しいと思うんですけれども、その辺、全部一緒にじゃなくて少しずつでも早めに進めていただくことで受診者数は上がると実際思

いますし、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、１点目は決算書217、218ページの国民健康保険税のところの不納欠損なんですが、900万6,019円ということで、106件あるというふうに説明もされました。内訳も補足説明でされましたが、その中で倒産及び財産なしが59件、生活の困窮が13件、所在不明が32件、その他２件ということでありますけれども、特に生活の困窮が13件、中身ですね。それから所在不明というのは32件もあるんですけれども、その理由ですよね。それから、その他２件というのはどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

続きまして、決算書227、228ページで、成果書では223ページにかかります。決算年度で国保加入者１世帯当たりの課税所得は幾らだったか。山下議員はぽんぽんと早く言ったんですけれども、ちょっと確認をしていきたいと思います。

それから、令和３年度、決算年度で１世帯当たりの国保税が幾らになっているのか。決算ですので、お願いしたいと思います。

それから、課税所得に対する負担はどれぐらいになっているのか、その点もお示し願いたいと思います。

続きまして、成果書218ページに関わる法定軽減の関係ですが、その前に国保に加入している所得200万円以下の世帯はどれぐらいなのか、それから、所得金額がゼロの世帯はどれぐらいあるのか、これについてもお示し願いたいと思います。

それで、成果書218ページの法定軽減を受けている世帯なんですが、先ほど課長が半数以上に上るということだったんですけれども、もう少し正確な割合をお願いしたいと思います。

それから、新型コロナウイルス、同じく成果書218ページの一番下なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減免が320万ということなんですが、前年度に比べて半分になっている、この辺の理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、あと滞納の関係なんですけれども、差押えなんかはどのような状況になっていますでしょうか、お尋ねしたいと思います。それから、これらによる資格証明書の発行世帯あるかないのか含めて。

それから、短期保険証の発行、交付はどうなっているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、成果書、同じく218、減免の状況もあるんですけれども、国保法の77条による保険税の減免を申請した世帯なんかどのようになっておりますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、賦課限度額が上げられました、決算年度の。これによる影響はどうなんでしょうか。これらについてもお尋ねしたいと思います。

それから、特定健診なんですが、特に令和２年から令和３年度にこれは変わったという、そういうものはあるんでしょうか。それで、一般会計のときもお聞きしましたが、人間ドックは若干増えていますよね。その点でどのような影響あるんでしょうか。

それと、ジェネリックの関係の話も出ました。これによる負担の軽減なんかはどのようになっているんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、傷病手当の件なんですけれども、前段の議員の中で内容は分かったんですけれども、これは仕事を休んだことで給与の支払いを受けら

れなかった方を対象にということなんですけれども、件数が６件なんですけれども、冒頭にお聞きした不納欠損の中で倒産とか財産なしが59件もあるのにこの辺の乖離はないんでしょうか。どのように我々は判断していいのか、町としてはどのように認識されているんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

ご質問いただいた、すみません、順番とちょっと変わってきてしまうのはご理解いただければと思います。

まず、世帯の所得の状況で所得がゼロ円世帯数とか200万円以下世帯数についてのお尋ねの関係でございますけれども、令和３年度本算定のときの状況でございますが、所得がゼロ円ということの世帯数は982件。それで、その次の118万5,000円以下の世帯が1,628世帯ということです。その後の204万円以下というのが1,055ということで、そういった世帯数ということでご理解いただきたいと思います。

なので、ゼロ円世帯が982、それから118万5,000円までが1,628、その次の204万円までが1,055ということで、それぞれ世帯数ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、成果書の218ページ、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の件数の関係でございます。

３年度は21件、２年度は48件ということでございますが、こちらにつきましては、給与収入、事業収入、不動産収入の収入が前年と比べて10分の３以上減少する見込みの世帯ということで、前年に減免を受けられた世帯についてはもう既に10分の３を下回っているということで、さらに10分の３を下回る世帯というのはなかなかないということでご理解いただければと思います。

あとは、限度額を超える世帯数ということでございますが、３年度については39世帯ございました。２年度について43世帯ということでご理解いただきたいと思います。

ごめんなさい。限度額を超える世帯数については３年度が39、２年度が43世帯ということで、こちらについては当初、納税通知書を発付した日付でカウントしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、成果書229ページ、特定健診の関係でございますが、こちらにつきましては一般会計のほうなので、後期高齢の分でお答えさせていただいた内容と若干変わりますが、令和２年度につきましては、個別健診が例年ですと６月から11月の期間で行わせていただいているんですけれども、２年度については８月からということで、新型コロナの関係があったということ。また３年度については通常どおり６月から11月まで個別健診を行うことができましたので、それによって勧奨の通知を８月と10月、２回、３年度は出すことができました。

２年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、８月からスタートということで１回しか勧奨通知をお出ししてなかったということも、この受診率増につながっているものと考えております。

成果書の231ページ、保健衛生普及事業、こちらはジェネリックの関係でございますが、負担軽減につながっているかどうかというご質問でございますが、前段の議員さんのほうにお答えいたしましたが、令和３年度については数量シェアが

78.9%、令和２年度78.5%ということで、令和元年度はさらに75.7ということで、少しずつでございますが、皆様のお使いいただける薬がジェネリック医薬品に替わっているということで、そのほうで効果が出ているものと考えております。

成果書の227ページになります。

傷病手当金支給事業に関しまして、先ほど申し上げましたとおり、３年度につきましては６名、56万1,908円、２年度37万8,033円ということで、３年度については６名、71日分、２年度については３名、29日分ということで数字のほうは上がっているわけでございます。

３か月ごとに、国の通知によりまして支給期間を延ばさせていただいているところでございますが、あくまでもこちらにつきましては、お給料をいただいている方に対しての支給ということでなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、滞納との関係につきましては、特にこちらにつきましては、新型コロナのウイルスに感染した傷病手当金につきましては、当然、ご病気になられて苦しいところでございますので、こちらのお金をもし滞納されている方がいらっしゃったとしても充当するようなことはしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

あとは短期被保険者証と資格証の関係でございますが、３年度につきましては、令和４年２月につきまして、40件の方に交付をさせていただいております。また、資格証につきましては、昨年の８月になりますが、３年度につきましては８月になりますが、２件の方に対して通知を送らせていただいているところでございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

滞納差押えの状況についてのご質問に回答いたします。

令和３年度国民健康保険税の差押えについてですが、内容をご説明しますと、国税還付金が１件、預貯金が26件、生命保険が１件、給与が10件、そして年金が２件、不動産が１件、その他が１件、合計しまして42件、金額にしまして1,553万3,000円となっております。

それと、不納欠損ですが、生活困窮が13件、所在不明32件、死亡が２件となっておりまして、生活困窮につきましては所得が低い方で、滞納をしている金額を払えるほどの収入がない方を生活困窮として不納欠損しております。所在不明につきましては海外転出してしまったですとか、住所を置いたままどこか転出してしまった人とか、もう徴収できない方を不納欠損として処理しております

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

１世帯当たりの保険税の額ということで、調定額のほうになりますけれども、県に報告させていただいて、県のほうで集計したものにおいては、宮代町においては、令和３年度、13万1,811円です。令和２年度につきましては13万6,244円ということで県のほうに報告して取りまとめているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

軽減の割合でございますが、令和３年度については10月末現在ということで国への補助金の申請

の関係で取りまとめた資料がございまして、３年度においては51.5％、２年度においては50.6％ということで、10月末現在の数字ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

77条に関する減免申請はございませんでした。失礼いたしました。

課税所得に対する割合というのは……

〔発言する人あり〕

○住民課副課長（高橋正巳君）　３年度の本算定時における保険税の調定のほうから出した数字で、参考ということでなってございますが、３年度においては125万6,289円、２年度においては120万992円ということで決算を出しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

成果書の230ページ、人間ドック助成についてのご質問ですが、令和２年度に比べまして32件ほど増えております。令和２年度につきましては、新型コロナの影響がございまして、元年度に比べて減っておる状況でございますが、令和３年度につきましては、元年度まではいきませんが、少し回復してきておりまして、令和２年度より人間ドックを受診された方が増えている状況でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

賦課限度額を超える世帯数は、３年度は39件、２年度は43件ということで、賦課限度額は政令によって何年かに見直しされるわけでございますが、２年度と３年度を比べまして４世帯減ったということで、毎年度、世帯の所得の状況によって変わるわけでございますが、賦課限度額が３万上がれば、その世帯が３万を限度として値上がるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、217、218ページの不納欠損の関係でございますが、生活困窮というのは説明のとおり分かりますが、所在不明というのは海外へ転出したとかということなんですけれども、これは何らかの、全く急に海外へ転出するとかそういうことはあり得ないんで、ある程度、どういう状況かというのは分かるわけですよね。ただ単にこういう理由で32件ということなんですけども、この辺の経過というのか、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

あと死亡ということですね、その他２件というの、先ほどの答弁ですと。それは分かりましたが、所在不明というのがどうしてこういうふうになっているのか、その辺の経緯も含めてお願いしたいと思います。

続きまして、まず決算年度の国保加入者１世帯当たりの課税所得はということで、これは125万6,289円という答弁でした。これはどこから出てくるんですか、その根拠を示してください。

私は、国民健康保険税の税率というものの見直しに向けた諮問についてということで、これは住民課から説明のときに、これでは令和２年度が99万418円ですよ、令和３年度が96万8,591円と。これはまだ見込みにしても何で125万にもなってしまうのか。

先ほど山下議員がこのあたりで99万と言いまし

たよね。これはそういう信用の下で先ほどは質問していたんですけれども、私はこれについて、ちょっと改めてどういうふうになっているのかということでお聞きしましたが、どこからの数字ですか。何と何を割って、こういう数字になったのか。まず、その点、お尋ねします。

それから、２点目は、１世帯当たりの国保税が13万1,811円ということです。そうすると、課税所得に対する負担率も変わってきますよ、分母が違うと。その点で、国保税は分かりますが、国保加入者の１世帯当たりの課税所得がちょっとどうしてこういうふうに違うのか、お尋ねしたいと思います。

それから、国保に加入している法定減免の関係ですが、その前に所得金額ゼロの世帯が982件もあると。200万以下ですか、先ほど言った。私は200万以下の世帯はどれぐらいかということで、118万5,000円以下という世帯と200万円以下の世帯ということをお聞きしたんですけれども、1,050戸世帯ということなんですけれども、この点ではどうなんでしょうか。

それから、法定軽減を受けているのは51.5で、これは分かりました。

それと、新型コロナウイルス感染症の影響による減免というのも分かりました。

法定減免はこのとおりなんですが、国保法の77条による減免申請はないということで、これも確認しました。

この辺で、ちょっと課税所得が大きく違うのでどうなのかということでお聞きしたんですけれども、これが宮代はそうしますと、ほかの自治体より随分所得が高いという判断になります。そうすると、滞納の関係なんですけれども、もう一度この辺についても確認したいんですが、決算年度の滞納世帯についてはどのようになっていますか。

加入者の国保税が据置きされたとしても、やはり大変な負担だと思うんですけれども、加入者の受診控え、そういうのはないのか、あるのか、どういうふうな状況になっているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　０時０３分

再開　午後　１時０３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課の課長の草野でございます。

１点目の125万円の所得についてのお答えでございますけれども、大変申し訳ありません。議員さんの質問の趣旨を私どもちょっと勘違いをしておりまして、正しくは全員協議会で示させていただきました98万755円が正解でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

決算書217ページ、成果書は218ページ、不納欠損の所在不明者の状況についてでございます。

町のほうから督促状ですとか催告書を発送して宛所不明で届かない方ですとか、あと例えば転出先のほうを調査しても住所を置いたまま所在が分

からない方などが、所在不明として不納欠損しているものでございます。

続いて、成果書の230ページ、人間ドックの助成についての受診控えなんですが、令和２年度につきましては新型コロナの影響がございまして、令和元年度に比べましてかなり受診控えがあったものと思われまして、かなり減っておりますが、３年度につきましては回復が見られまして297件、２年度に比べて32件ほど増えている状況でございます。元年度に比べますとまだ数字は少ないんですが、２年度よりは受診控えは回復してきているものと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

すみません。滞納の世帯数について回答が漏れていましたのでお答えいたします。

令和３年度の滞納者の人数ですが508名、滞納額にしまして8,440万ほどとなっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問、最後ですので、よろしくお願いしたいと思います。

１点目は、やはり決算年度における国保加入者１世帯当たりの課税所得が98万755円ということでありました。それで、令和３年度の１世帯当たりの国保税が13万1,811円。そうすると、課税所得に対する負担率が、ちょっと待ってください。13.4％ですよ。これではやっぱり加入者が払いたくても払えない。実際、滞納者も508人と。

私は、ほかの自治体からすれば随分少ないのかなと。ということは、それだけ徴収のほうが強いのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても国保は構造的な、こういうふうな所得の少ない人が加入者となっているわけですから、当然、一般会計からの法定外繰入れをやはり増やしていかないと、それだけさらに負担がかかるということですので。

しかも、国保税にさらに、あと賦課限度額が医療分が63万、支援分が19万、介護分が17万と99万円ですよ。だから、これらを踏まえると、やはり本当に大変だというのは分かるんですけれども。

私、先ほど加入者の受診控えというのは人間ドックのことじゃなくて、診療そのものをやっぱり厳しいから控えるんじゃないかって、そういうことで聞いたんですけれども、人間ドックに変えられちゃったんですけれども。

これは生活保護基準よりも低いんですよ。ですから、私はもっと一般会計からの繰入れを増やすべきだというふうに思うんですけれども、そうはいかないというのが、県のほうの、町だけの考えだけでなくて、県からのそういう強い指導もあるから分かるんですけれども、町民との板挟みになって大変かと思うんですけれども、やはり町民の側から立てば一般会計からの法定外繰入れを増やすべきだって、ここはやはりそういうふうに思うんですけれども。

先ほどから課長はるる説明していました。でも、結論的には223ページの成果書にあるように、令和３年度に予定していた、令和４年度の税率等の見直し、据置き等になりましたということですが、これは当然だと思うんですけれども、その点で、やはり担当としてはもっと加入者のほうに寄り添うべきだと思うんですけれども、こういう構造的な問題もありますので、やはり今後のこともあるんですけれども、ぜひそういう意味では一般会計の法定外繰入れを増やして軽減を図るべきというふうに思うんですよ。最後、その点だけお願いし

たいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

法定外繰入金につきましては、やはり国保加入者以外の方の税金も投入されているということで、これはやはり不公平感というのは拭えないかなというふうに思っておりまして、いずれにしましても解消していかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、やはり議員ご指摘のとおり、所得の少ない方等もおりますので、町としては医療費の削減と、それから国や県に対する公費の負担の増を求めていく。また、法定外繰入れについては段階的に、なるべく負担が重くならないような形で解消に努めていきたいというふうに思っております。

国のほうも、今、大変医療改革も進んでおりますので、そういったことも含めて、令和９年度の税率の統一化に向けて準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　じゃ、最後に１点だけちょっとお聞きしたいと思います。

小河原ですが、実際に質問するかしないか迷ったんです。でも、前段者までの何人かの人がいろいろ細かく質問をして、およそ考え方は分かりましたけれども、私も一言だけ、今後、こうしてもらいたいということを申し上げたいと思うんです。

というのは、今度のこの健康保険の決算を見ましても、疾病予防を中心にしていろいろ町民の健康を守るためにやっていますということは分かりました。ですが、私思うのは、前の質問者も所得の問題。ですから、一般会計の繰入れや個々のいろいろな負担を要望というか意見を言っていましたよね。私もそれは同感なんです。

というのは、私ぐらいの年になると健康はすごく大事にしたいんです。今度の決算見ていまして、疾病予防とか確かに一生懸命やっていただいているというのは分かる。ですが、今日のテレビか何か、昨日のテレビだか知らんけれども、人生の長生きの問題やっていましたよね。

昔、任意でですよ。宮代町議会の任意の人が日本一の長寿のまち、勉強に行ったことがあるんですよ。任意ですから全員じゃないですよ。多分この中で行った人は任意だから私ぐらいかな、行ったのは。ほかの人はみんなもう議員辞めています。でも、そういう一生懸命みんな考えていたんですよ、やっぱり。

この間の、昨日でしたっけ。おとといの健康者には祝い金を出すとかなんとかって、75歳から。100歳以上は毎年くれるとかってありましたよね。それはいいんですよ。それはやっぱり、あの数字を見ていましても、100歳まで生きているのは８、９人でしょう、報告見ても。

私、いろいろやっぱり心配してテレビ等見ていて、100まで生きるというのは大変だなと思いましたよ。この健康保険の疾病予防で100まで生きられる人は何人いるんかって、いつも考えちゃうわけですよ。

そこで、やっぱり私が言いたいのは、所得の少ない人、ゼロとかね。「貧困」ってあまり言葉を使うとばかにしたことになるから言葉使いませんけれども、生活が大変な方、いっぱいいるわけですよね。先ほどの報告でも約1,000世帯近くいるわけでしょう。大変なことですよね。

私が最後に言いたいのは、健康を承知で長生きできるのはどういうのがいいかというのは、よく

テレビなんかでやっているのを見ました。素人が報告しているんじゃないんですね。医療機関の人が報告しているの。面白いこと言っていましたよ。確かに平常の疾病予防は大事だと。じゃ、その次に大事なのは毎日歩くことだと、歩くこと、毎日ですよ。それは健康なら、ある程度健康なら歩けるわね。

じゃ、もう一つ大事なことは何だといったら食べ物だって。そこで、私、これ言うと、町長がいて、そんなことできるかいと言われるかもしれませんけれども、じゃ、何がいいんだって、食べ物。毎日ウナギ食うんだって、毎日、ウナギ。そのほか大豆だとかそういうのをどんどん食べなさいと。それプラス野菜だよね。

食事を入れて、毎日歩く。町はウオーキングとかそういう奨励しているんですけれども、いろいろそういうことをやるべきだと。だけど、所得が低い人に毎日ウナギ食えと言ったって、おいらだって食べられないよね。

だけど、町はそういう方法を考えているかなと、みんながそういういいものを食べられるような方法。でも、健康保険の予算にはのせられないものね。食事の増進のためにいいものを保障するとか、そういうことは考えるかどうか。もし、来年の予算に考えるんだったら、そういうことが本当に必要なんだって。100歳以上、本当に長寿で生きてもらうには。

宮代町も年間８人から９人の方だけにお祝いを渡すんじゃなく、50人も100人も渡すような町にしてもらいたいわけですよ。そういう方法をどうやって考えているか、聞かせてもらいたい。ちょっと下手な能書き言って申し訳ないんだけれども、私はやっぱり宮代の町民が長生きしてもらいたい。そういう食べ物の質問です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

私ども、町民というよりはやっぱり国保の保険者になりますので、そういう立場で答弁させていただきますけれども、長生きということで、やはり健康な体を保つためには、議員おっしゃっていました食事というのは非常に大事でございまして、そういうことではこちらの特定健診で引っかかった方について保健指導というのをやっているんですけれども、保健指導では管理栄養士とか保健師の専門の方が食事の指導とか運動とか、そういった細かい指導をしております。

食事の指導ではどういったことを重点にやっているかといいますと、やはり体重コントロールですね。体重が増えるといろんな持病が出てきますので、体重を減らしていくためにはどうしたらいいのかということで、まず塩分を控えることとか、あとさっき言った野菜とか肉とかをバランスよく食べるということを管理栄養士が指導をしております。

その結果、保健指導のほう大体６か月間やるんですけれども、体重が受診前よりは何キロか減ったとか、あとヘモグロビンＡ１ｃの値が前よりも下がったとか、そういう効果も出ております。

そういった形で、まず体重を少なくしていくための食事の在り方というのを指導させていただいていますので、そういったことを引き続き続けていきたいというふうに思っております。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

私も、確かにそういうことはいろいろ指導を受けた記憶もあります。確かに最近、余計なことを言ったけれども、食べ物をいいものを食べろとは

毎日なかなかできないですよね。そこで、毎日、歩くことはできるよね。

前段の午前中の質問の中で万歩計、あれ申し込むと送り賃に初め550円ぐらいで送ってもらったのかな。午前中の前段者の質問じゃないけれども、壊れたとかなくしたとか、そうすると四千幾らかかるのよ。私もなくしちゃっているの。３年前に何とかしてくれと言ったことあります。

それで、歩く運動を奨励するなら、ああいう万歩計を何とかもう少し安く保証できるようにすべきだと思っているんです、私も。これは保証すればできることだから簡単にできるよね。県ではどうのこうのと言いますけれども、県は県、宮代は宮代として万歩計の宣伝をしているようですからやるべきだと思いますよ。

食べ物をどうのこうのというのは大変なことだから、万歩計を欲しい人に全部、なくしたり故障したりした人には、ほとんど安くまた渡せるように考えるべきだと思う。それが健康を守る秘訣。それを私は最後言いたかったの。

県がどうのこうのじゃなくて町として本気でそれは考えるべきだと思う。健康保険に入っている人だけじゃなく、これはもう全部欲しい人にはそういうことをやるべきだと思っているの。どうですか。それをもう一回、考え方をお願いして、いい返事でしたら、分かりました、ありがとうございますと言いますけれども、悪い返事だったら何だということで終わりたいと思うんですけれども。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

健康マイレージ、万歩計の話で結果報告がありまして、議員おっしゃられるとおり、5,000歩以上歩かれた方が前に比べて医療費のお医者さんにかかる金額が減ったとか、かなり歩かれることによって、歩き過ぎもまた問題なんですけれども、歩かれることによって効果があるというのはおっしゃられるとおりです。

最初、万歩計をお渡しするときは、万歩計自体を無料でお渡しさせていただいて、ちょっと壊れたときには実費でということでお話しされていると思うんですけれども、そういった場合に、今、スマホを持っていらっしゃる方がいらっしゃって、スマホだとかなり前の記録まで登録できますので、もし万歩計が壊れたり、スマホに使えることがあれば、そういった方向で使っていただくとより身近なものになると考えております。

また、負担についてはまた今後、検討していかなくちゃいけない。皆さん、比較的お年を召した方が万歩計のほうをお使いいただいていると思いますので、そういったところも考えていかなくちゃいけないと思っています。よろしいでしょうか。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　万歩計の問題だけ、私もスマホで今日は何歩歩いたかって見れば分かりますよ、毎日。それはそれ。ただ、町としてはスマホを使って何かここにもあったよね、役場にも。進修館にもあるよね。何か送ると、１か月何歩歩くと何か記念品をくれるとか、そういう楽しみがあるわけです。スマホじゃできないでしょう。できるようにしてくれればいいんだよ。駄目でしょう。

〔発言する人あり〕

○委員（小河原　正君）　できる、スマホで。じゃ、そのやり方、後で教えてください。本当だよね。それ必要なわけね。そうすれば、また万歩計の保証の問題は考え方変えますから。

万歩計がないと記念品がもらえないと思っているわけ、みんな。じゃもらえるようになるんだね、

間違いなく。じゃ、教えてくださいということを分かったということを言ってくれれば終わります。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。

今、ご質問いただいたものについては、万歩計であってもスマホであっても、データを送る先が一緒ですので、同じように、今だとありがとう券を何歩以上歩かれた方ということでお出ししていますので、扱いは一緒でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　なければ以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

反対討論につきましては、ただいま決算特別委員会が終了したばかりですので、改めて後日、本会議の中で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論の発言なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了させていただきます。

これより採決いたします。

議案第40号　令和３年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第40号　令和３年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定されました。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩　午後　１時３１分

再開　午後　１時３３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４２号の審査（住民課）

○委員長（川野武志君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第42号　令和３年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日、出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　改めまして、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　同じく住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査、安部と申します。よろしくお

願いいたします。

○委員長（川野武志君）　ここで、先ほどの資料の訂正の発言があります。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

大変申し訳ございません。資料の訂正を１点ほどよろしくお願いいたします。

成果書の270ページをお開きいただきたいと思います。

成果書270ページ、上段のほうに、滞納繰越分普通徴収保険料という欄がございまして、そのところの理由といたしまして、「高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定により、時効のため114万2,250円（４名分）」という記載がございますが、４名のところが３名でございます。大変申し訳ございませんが、「４名」のところを「３名」に訂正いただければと思います。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、後期高齢者医療特別会計の決算の認定についての７点ご質問させていただきます。確認が主ですけれども、よろしくお願いします。

まず、第１点目は決算年度の１人当たりの年額、一応確認のため幾らになっているのか。

それから、２点目は加入者の平均所得はどのようになっておりますでしょうか。

それから、３点目は滞納者の状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

４点目は、滞納のための資産を差し押さえた等の実態はあるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから、国保と同じように、５点目は短期保険証を交付した実態はあるのか。

それから、６点目は医療費の窓口負担の割合なんですけれども、１割負担の被保険者数、それから３割負担の被保険者数、どういうふうな状況になっていますでしょうか、お願いしたいと思います。

それから、７点目は健康診査についての受診率ですね。これはどういうふうになっていますでしょうか。

以上、お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

お尋ねの３番目、４番目、５番目のご質問にお答えいたします。

滞納者の状況ですが、令和３年度は滞納繰越分がある方は10名おりました。その中の内訳としては、既に転出されている方が２名、生活保護になっている方が５名、町税のほかの滞納もある方が２名、現在は未納がなくなっている方が１名ということで10名です。

４番目の差押えについては、令和３年度は１件もございません。

５番目の短期被保険者証の交付者は１名です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩　午後　１時４０分

再開　午後　１時４２分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。

広域連合のほうで作成しました賦課結果によりますと、令和３年度の１人当たりの保険料、総額から被保険者を割ったものについては６万9,673円。その前の令和２年度におきましては、保険料決定総額から被保険者で割ったものについて７万1,141円が調定額ということで、これが年額ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

大変申し訳ございませんが、加入者の平均所得、それから医療費の１割、３割の人数につきまして、今ちょっと手元にデータがございませんので、改めてデータをお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　７番目の健康診査の受診率については35.9％です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

先ほど１割、３割ということで負担割合のほうでご質問いただいたんですけれども、広域連合のほうでつくりました資料によりますと、令和４年３月末現在で被保険者数が5,853人おりまして、その中で現役並み所得ということで３割負担の方については406人という数字が出ておりますので、こちらのほうが全体のうち占める３割負担の方が406人ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員、１番目の質問ですが、ちょっと暫時休憩して、質問……。

暫時休憩させていただきます。

休憩　午後　１時４５分

再開　午後　１時４６分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

加入者の平均所得につきましては、一度、広域連合のほうにちょっと確認をしなきゃいけないということですので、後日改めてお示しさせていただきたいと思いますが。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

後期高齢者医療は、75歳以上の高齢者と、65歳以上で障がい認定を受けた高齢者ですよね。今、課長が言ったように、埼玉県の広域連合が運営しております。保険料については、先ほどの６万9,673円は、県全体から弾き出した金額で、特に保険料が上がったわけではないんですよね。その確認だけ。

それと、あと、加入者の平均所得は、多分50万から55万ぐらいの間だと思うんですけれども、本当に僅かな年金等で暮らしている方もいるということで、その辺は想像はできますが、金額は後になるということで、ぜひお願いしたいと思います。

それで、滞納者については10人ということで、理由も述べられました。このうち短期保険証を交付したのが１人ということなんですけれども、どうしてこういうふうになったのか。１人ということなんですが、この辺の経緯についてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、最初に聞いた６点目の医療費窓口負担の割合なんですけれども、３割負担が406人ということですと、加入者が5,853人です。引いた額で5,447人でしょうか。これも確認です。お願いしたいと思います。

それから、７点目の健康診査についての決算年度の受診率が35.9%。これは受診率については、今後の問題ですけれども、ある程度目標は持って受診率を高めるようになっているのか、指導されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

先ほど調定額につきましては、広域のほうでつくりました令和３年、令和２年、それぞれ宮代町の保険料の総額を被保険者数で割った数字ですので、令和２年、令和３年については、保険料率が変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げました被保険者のうち、３割負担の人の数が406ということで、ほかの方については１割負担ということで、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

短期被保険者証の１名の方の経緯についてご説明いたします。その方については、年金収入が300万円以上あるような方でして、資力があるということで、それにもかかわらず納付がないということで、短期被保険者証を発行したところでございます。

以上です。

失礼いたしました。健康診査の目標については、令和４年度は40%ということで、広域連合に報告しています。令和４年度については、後期高齢者の方にも受診の勧奨のはがきを送る予定でございまして、40%を目指していくような形です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問です。

１点は、短期保険証を交付したそのものが罰則なんですけれども、年金収入があるのにもかかわらず払わないと。これについては、令和３年、決算年度なんですが、そうしますと、その後どういうふうになっているんでしょうか。そのままになっているのか、それとも解消されているのかどうか。俗に言う、本当に困っているのでなくて、収入があるにもかかわらずということですから、そうすると、きちっと相談に乗れば答えてもらえるという内容だと思うんですけれども、その点についてお尋ねします。

それともう一点は、健康診査の受診率の関係ですが、宮代町は県内でどういった位置にあるのか、その点お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

短期証が発行されている方のご質問についてご説明いたします。

その方は、令和４年度も短期証の対象ということで、今年度も短期証を交付しております。その方は、町税のほうにも滞納がございますので、今後は徴収担当とも連携してご本人とご相談して、町税もあるので、町税のほうが納付が優先といいますか、なってしまう場合もあるのですが、後期高齢者医療の保険料についても納めていただけるように今後交渉していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。

後期高齢者の健康診査の受診率につきましては、４年３月末の年度末現在で、県平均で31.5％でございますので、それよりかなり率的には受けていただける率が高いということで、広域のほうから資料が出ておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

お聞きしたいんですが、前段者の質問に関係するかもしれませんけれども、３割負担、医療費の、最近ほとんど２割負担にしたじゃないですか。突然２割負担に上げちゃう。

そこでもう一つ、そういうことで聞きたいわけは、２割負担だと全体で医療費が何人になるのか、関連したことを教えてもらいたいのと、２割負担にすると、医療費が相当本人は上がりますよね。こんな生活が苦しいときに、１割上げるというのは大変なことですよね。なぜ上げたのか。国が上げたといえばそれで終わりなんだけれども、県のでもそのぐらいの議論はしていると思うんですよ、上げるのは問題ぐらいのことは。１割上げるというのはえらいことですよ。

あと、もう一点は、保険料、国民健康保険から後期高齢者、75歳以上になるときが変わる。上がる、高くなるんだよ、逆にね。国民健康保険のほうが安い。なぜ高いんだよ。普通だったら、歳取れば安くなるのが普通だと思うじゃない、保険料。逆に高くなるんだよね。なぜ高くするのか、それを教えてもらいたい。生活がそれじゃなくたって大変なんだから。どうでもいい人からうんと取れということですか。それを聞かせてもらいたい。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

２割の被保険者証が発行された人数についてお答えいたします。

令和４年10月１日からの健康保険証を先週、９月８日に皆様に送付いたしました。その内訳としては、１割の方が3,835人、２割の方が1,710人、３割の方が420人、合わせて5,965人の方に保険証をお送りしました。割合としては、１割の方が64％、２割の方が29％、３割の方が７％の割合になっています。

２割負担の方の医療費が増えるというご指摘についてですけれども、令和７年９月30日までの間は、負担を抑える配慮措置があります。その内容としましては、１か月3,000円までの増に抑えるという配慮措置です。例えば、窓口負担割合が１

割のときが月5,000円を支払っていた方が、２割になると１万円になります。その増が5,000円ということですけれども、その増を3,000円までに抑えるということで、差額の2,000円は高額療養費として払い戻しがされることになっています。その高額療養費の振込口座が、今現在、登録がない方については、後期高齢者医療広域連合のほうから高額療養費の申請書が対象者の方に送付されまして、そして口座が登録され、3,000円を超えた負担増があった場合には、自動的に指定の口座に振り込まれるような配慮措置になっております。

令和４年度に保険料の率が上がったということについては、団塊の世代が75歳以上となり始めまして、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、４割は現役世代、若い方の負担となっておりまして、今後も拡大していく見通しとなっています。そのこともありまして、後期高齢者の方にある程度負担していただくということで、均等割と所得割それぞれが令和４年度、令和５年度の保険料利率が上がったというところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

まず、２割負担がなぜ増えたかということでございますけれども、今、国のほうで全世代型の社会保障改革というのを行っておりまして、これは比較的高齢者の方に給付が多い制度になってございまして、それを子供からお年寄りの方までなるべく給付を全世代に行き渡らせるような改革をしておりまして、その一環として、今まで１割負担で済んだものが、２割負担というふうに見直しをされております。

ただし、先ほど担当のほうからお話がありましたように、月当たり負担増が3,000円を超える場合は、その3,000円までということで、令和７年度までの特例措置が設けられております。

それから、保険料がなぜ高齢者が高いのかということなんですけれども、後期高齢者医療制度は、以前は国民健康保険制度の中の一部として運用されてございました。その頃から医療費の増大が叫ばれておりまして、高齢者の方の医療費を明確化していこうということで、後期高齢者医療制度を平成20年度に設立されたというふうになっております。たまたま高齢者の方の保険料がちょっと金額的には高くなってしまったということで、特に何か意図的に高齢者の方に保険料を高くしろとかそういうことではございませんので、後期の保険料につきましては、２年置きに見直しをしておりますので、そういった中で、そのときの医療費の状況、それから75歳以上の高齢者の人数、そういったものも勘案して保険料というのは算定されておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

もう一回聞かせてもらいたいんですけれども、２割負担の人が3,000円まで上限、その後、高額療養費で返ってくると。この手続は本人がやらないと駄目なのかどうか、もう一回よく教えてもらいたい。黙っているとそのままになっちゃうからね。

あと、３割負担の人は、上限はないんですか。３割負担の人は払いっぱなしだ、幾ら高くても。それも教えてもらいたい。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

２割負担の方の高額療養費については、過去に後期高齢者の被保険者になってから、過去に一度でも高額療養費に該当した方には、その際に高額療養費の申請書をお送りしておりまして、口座を登録していただいています。その口座がある方には、自動的に3,000円を超えた場合には、超えた分が振り込まれます。登録がない方には、今月下旬頃に、埼玉県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の申請書を郵送します。その申請書を返していただいて、口座が登録されれば、その後、3,000円を超えた場合には、自動的に口座のほうにお金が振り込まれますので、１回１回の申請は必要ありません。

３割の方につきましては、特別今回２割の制度になったからということではなく、もともとある高額療養費の制度がございます。３割の方は、所得に応じて３段階ありまして、現役並み所得者は１、２、３と３段階あります。１の方は、大体８万円を超えた金額、２の方は16万7,400円を超えた金額、３の方は25万2,600円を超えた金額が高額療養費としてお返しすることになります。３割の方についても、高額療養費に初めて該当した月の約３か月か４か月後に担当のほうから申請書をお送りしておりまして、口座の登録がされた方には、さらに２か月後ぐらいに振込という形で高額療養費をお返ししております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　３点ほど質問させていただきます。

最初に、後期高齢者医療の保険料、約８割の人が年金より天引きされる特別徴収となっています。年金が年額18万円未満の場合や後期高齢者保険料と介護保険料の合計額が年金額の２分の１を超える場合はということでなっています。被保険者が保険者に直接払う徴収となっているんだと思います。

年金が年額18万円未満ということなんですけれども、これは年金始期が書いていないんですけれども、収入はどんなふうになっているのか。収入は関係ないんでしょうか。まず最初に聞きたいと思っております。

それと、説明書の272ページ、均等割の軽減表があります。２割軽減、５割軽減、７割軽減とありますが、これは年収の制限というのはどのくらいになっているんでしょうか。まずその２つ。

それと、289ページの１款の１項２目普通徴収保険料です。前年度より216万3,677円の増額となっています。普通徴収の対象者が増えたと、要するに普通徴収者が増えたということで言いました。普通徴収者の加入人数は。そして、先ほどのした、収入の低い人が普通徴収されているのかどうか。収入の低い人たちが増えたと受け止めてもこれはよろしいのでしょうか、それとも収入のある人でも増えているのでしょうか。そして、0.3ポイントの増ということで説明されたんですけれども、加入者のほうは何人ぐらい普通徴収が増えたのか、お答えください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２３分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。ご質問にお答えします。

まずは、特別徴収の対象となる方の要件として、年18万円以上の年金の受給額という部分ですが、そこについては、その他の収入は含まれません。年金のみが年18万円以上の方が年金天引きの対象となります。

２点目、保険料の均等割の軽減の対象になる方の所得についてです。被保険者の方が世帯にお一人ということでご説明いたしますと、７割軽減の対象となる方は、所得が43万円以下の方、５割軽減の対象となる方は、所得が71万5,000円以下の方、２割軽減の対象となる方は、所得が95万円以下の方となります。

３点目、普通徴収が増えた理由については、令和２年度から令和３年度に75歳以上になる新規加入者の方が増えていることが上げられます。新規加入者の方は、その年度、１年間は特別徴収になりませんで、普通徴収で納めていただくような納付方法となっておりますので、普通徴収が新規加入者の増に伴いまして増えたのではないかと考えられます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初の質問ですけれども、約８割の人が年金より天引きされるということなんですけれども、残りの人が普通徴収でやるんですけれども、先ほどの高額収入は無理だったとしても、普通徴収になっているみたいな感じで書いてもらったんですけれども、そういう人たちが何人ぐらいいるのかなと思って今質問したんですよ。なぜかというと、年金は少ないかもしれないけれども、18万円以下の人、これは年金始期を言っていないんですよね、普通徴収でやる場合は。だから収入があっても普通徴収になれるのかどうか。その辺のところを詳しく教えていただきたいなと思っているんですよ。例えば、1,000万円以上をもらったりとか、普通徴収で払わないということになると、ちょっと問題だなと思って、今も皆さん、少ない年金から徴収しているわけですから。その辺のところがどういうふうになっているのか、疑問があったものですから、お聞きしたいんですよ。

あと、軽減割の２割軽減が95万円以下の人、５割軽減が71.5万円以下の人、７割が43万円以下の人ということで、国民健康保険に入っている人はほとんどそれに入ってしまうということですよね。平均額が５万5,000円ぐらいだと思うんですけれども、55万だから70万ぐらいですよね、国民健康保険、年収最高にもらっても、平均でもらっても。そうすると、やはりほとんどの人が定収入になってしまっているということだと思っているんですけれども。

その辺のところで、こういう大衆新聞紙とか説明書のほうの何番、何ページだったかな、書いてあったんですけれども、低収入の人が結構いて軽減するも、何人ということで書いてありますけれども、全部でもう一度聞きたいんですけれども、何人ぐらいになるんですかね、全員で、２割、５割、７割軽減の人が。おっしゃってください。

289ページの普通徴収保険料、新規の加入者が増えた、それで保険料が増えたということは分かりました。これは、新規の方が0.3ポイント増ということですから、そういうことで受け止めてもよろしいですか、何人ということで。何人受けた

ということで言っていただければありがたいんですけれども。お願いします。

普通徴収が増えたのが、先ほどもお聞きしましたけれども、収入の高い人が多いのか、収入の少ない人が多いのか、この辺のところが分かったらお願いしたいんですけれども。どういう階層の人が増えたのか。普通徴収でも、収入の多い人が増えたのか。ただ年金が少ないだけじゃないと思いますよね。収入はどうなっているのか、その辺のところ、どのくらい増えている、そういう細かいことが分かればおっしゃっていただきたいんですけれども。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

２点目の軽減者数についてお答え申し上げます。

成果書の272ページをご覧いただきたいと思いますけれども、こちらに表がありますが、２割軽減は917名、５割軽減が605名、７割軽減が1,834名となってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

普通徴収のご質問についてお答えします。

75歳になったばかりの新規の方は、普通徴収で開始するということでしたけれども、その皆さんは特に収入の多い少ないに関係なく、皆さん普通徴収で開始ということになります。

そして、年金天引き、特別徴収の要件として18万円以上の年金受給額があるというところがありますけれども、18万円以上が基礎年金の部分でしか特別徴収ができないということもありまして、逆に、収入がとても多い方、不動産所得とか何か譲渡所得とかがあったりして全体の所得が多い方については、逆に保険料が高くなるので、年金天引きができないという方もいらっしゃいます。あと、逆に、年金の受給が全くなくて年金天引きができないという場合もあります。

普通徴収の所得の内訳については、ちょっと分からないというところです。

以上です。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

私、後期高齢者医療制度、これは全体として年齢で区切っている。高齢者、別枠の医療保険に囲い込んでいるというのが制度の仕組みかなと思っているんですよ。この医療保険の徴収の方法が、年金額が18万未満の場合ということで、普通徴収はね、年金額で決められている。押し売りじゃないんですよ、年金額で決められているんですよね。だから収入があっても、年金が少なければ少なくて低くて済むというふうに感じるんですけれども、その辺のところの仕組みというのはどういうふうにやっているのかな。ちょっと分からないんですよ。収入が多くても、年金額が少なければ、少ないのか。それとも、収入も同時に含まれるのかどうか、その保険料に対して。その辺の仕組みをもう一度説明をお願いしたいと思っているんですけれども。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

まず、特別徴収という制度については、支払いがやはり普通徴収、納付書で毎期支払うのが大変だということで、年金がある程度ある方について

は、年金から引かせていただこうという、どちらかというと納付の方法を簡素化した制度になっております。年金額が18万円以上の方について対象とするということなんですけれども、これは年金が少ない方をいきなり天引きでやるということがどうなのかということで、そういった方々を保護するために18万円以上としたわけでございますので、これは介護もそうですし、後期もそうですので、社会保障制度全般の制度ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

収入が多い方については、普通徴収ということで納付書で納めていただくようになります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　反対討論につきましては、ただいま決算特別委員会が終了したばかりなので、改めて後日、本会議の中で討論を行いたいと思います。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論の発言はなしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第42号　令和３年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第42号　令和３年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおりと認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時３７分

再開　午後　２時４１分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４１号の審査（健康介護課）

○委員長（川野武志君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第41号　令和３年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課、介護保険を担当しております主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　健康介護課高齢者支援担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点、質問をさせていただきます。

決算書の263、264ページの介護認定審査会運営事業についてです。

成果書の246ページにございます、こちらの認定に当たりまして、区分の変更、却下７件と取消し３件ということが記載されているんですけれども、こちらの詳しい内容というか、変更に当たってご本人やご家族の要望というか、そういったことがあっての却下というか、取消しというのもどういうことなのかとか、このあたり詳しく教えてください。

２点目が、決算書274ページ、成果書の257ページです。

こちらの地域介護予防活動支援事業についてなんですけれども、こちらで介護予防ということで、介護をなるべく使わないように元気でいるために、地域のサロンなどに皆さん参加されて体を動かされたりしていると思うんですけれども、大体全体のこういった介護予防の活動に、宮代町の高齢者の方ということで、何名ぐらいの方が参加されているのかということをお伺いいたします。

最後に、決算書の280ページで、成果書の263ページです。

認知症総合支援事業についてです。こちらは早期発見につなげるということで、認知症初期集中支援チームを設置して取り組まれたということで、令和３年度はゼロ件でしたけれども、医療機関への受診などにつながるよう支援されたと記載されていますけれども、何名がつながったのかということを、そのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林です。

ご質問にございました審査運営事業につきましてご回答いたします。

主要な施策に関する説明書の246ページでございます。

まず、資料のほうでございますが、「取消し３」と書いてあるところでございますが、大変恐縮ですが、取下げということで、「取下げ３」という形で修正をいただければと思います。申し訳ございませんでした。

区分変更却下というものでございますが、介護の認定につきましては、変更申請、区分が現状と異なるよというところから、区分変更申請というものがございます。それを認定調査、また、認定審査会を行いまして、審査した結果、やはり前回の変更前の区分と同じである、そういった判定をしたものが区分変更却下でございます。

続きまして、取下げでございますが、こちらに

つきましては、介護認定の申請中に資格がなくなった、例えばお亡くなりになった、そういった形で資格がなくなった方につきましては、介護認定の審査会に至らなかった、そういったものにつきましては、取下げという形を取っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

質問にお答えさせていただきます。

まず、介護予防等の活動の参加者の人数がどれくらいいるかという質問でございます。それの回答につきまして、様々な健康予防体操等を行っておりまして、これから順次体操のお名前と人数を申し上げていきます。

まず、いきいき百歳体操、こちらの立上げ支援というのがあるんですが、これが32名、延べでございます。それから、プラザサポーター養成講座、こちらに参加した方が延べ52名。それから、いきいきプラザというものがございます。こちらに参加された方が35名。それから、いきいき百歳体操の実際の体験事業でございます、こちらが延べ44名参加がございました。それから、出前講座等による介護予防教室等が延べ257名。以上の活動を行ってございました。

それから、２つ目の質問で、認知症の関係のご質問でございますけれども、最終的に医療のほうにつながった方が何名いらっしゃるかという質問でございました。こちらが、対象が、記録では１名ということになっておりますので、以上でございます。

○委員長（川野武志君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

再質問をそれぞれさせていただきます。

初めの質問では、内容承知をいたしました。

２点目なんですけれども、こちらの認定調査というか、介護保険を利用したいという方が初めに受けるものだと思うんですけれども。

同じく246ページの認定調査事業についても、新規の申請が増えていまして、適切な介護保険の利用をされていると思っているんですけれども。

先ほどの例えば認知症総合事業についても、こちらの相談については、相談から支援の対象に至ったケースというのはなくて、医療関係につなげたのが１名ということなんですけれども、こういったものが相談があって、介護が必要な方が分かるというよりは、例えば先ほどの介護予防とかに出られている方は、その状態というのが分かるんですけれども、こういうのに参加をされていない方というのは、やはりお宅に伺って、そこで今、介護が必要な状態なんじゃないかというのが分かるかと思うんですけれども。

再質問としては、介護が必要な方を待っているというか、向こうから来てそれを認定するということが仕事だと思うんですけれども、例えば民生委員の方やそういう方々と、そこから介護が必要な方というのが上がってきて、つなげた方というのもいるのかというのをお伺いしたいなと思いました。

あと、介護予防については、たくさんの方がこうやって参加されていて、本当にこういう介護を利用しない時期が長くなるということで、とてもいいなと思っております。また、こういったつながりが出ていることで、こういうところに出づらくなったということが、またその方の状態が分かるということで、皆さんもそうやっておっしゃられている方もいたので、これも引き続きしていくことだと思うんですけれども、そういった介護予

防と適切な介護を受けていない人が受けられるような状況ということも含めて、このあたりのことをもう一回お伺いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

先ほどの質疑の中での介護予防に追加の質疑でございます。

現在、介護保険の置かれる状況といたしまして、介護の認定を受けた方が非常に多くなっているという状況がございましたので、なるべくその前の段階として、介護を必要な状況になる前に、支援が必要になる前に、そういった方に対して町として積極的に支援をして、体操教室に積極的な参加を呼びかけるなど、また、フレイル予防などのほうにも注意していただくように、働きかけているところでございます。

具体的なやり方でございますけれども、例えば町の地域包括支援センター、こちらが民生委員さんと協力して地域訪問というのを行っております。これは高齢者のみの世帯の方を対象にして、直接そのお宅に訪問をいたしまして、何か介護に関するご相談を受けたりとかいう形で意見を聞いてという形を取っておりまして、なるべくそういう必要になる状態の前でご相談をお受けして、そうならないための取組というのを積極的にこちらのほうから紹介をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

１点、質問させていただきます。

説明書のほうの248ページ、この施設介護サービス給付事業、決算書だと268ページ。

実施内容の下に、「施設の介護サービス利用者数」と書いてありますが、この３件、介護老人福祉施設、あと、介護老人保健施設、あと、看護療養型医療施設。

まず、介護老人福祉施設ですが、これは有料老人ホームは宮代町が何件で何人ぐらいいるんでしょうか。

あと、２点目、介護老人保健施設、これは介護老人ホームとは違うんですけれども、これの件数を教えてください。

あと、介護療養型医療施設ですが、これは最近宮代町にも介護つきの高齢者住宅もあると思うんですが、これの件数と、あと、入居者数ですか、それを教えてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　担当主幹の小林でございます。

ご質問にご回答いたします。

まず、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームのことでございます、こちらは宮代町に３件ございます。あと、小規模のものがございまして、それが定員29人以下のものが１件ございます。介護老人保健施設でございますが、いわゆる老健と呼ばれる施設でございます。こちらにつきましては、２件ございます。

続きまして、介護療養型医療施設、こちらにつきましては、宮代町には施設はございません。

委員ご質問の、いわゆる有料老人ホームというものは３件ございます。

それぞれ入居者数は、すぐにはちょっと出てまいりませんので、定員数ということでご回答させていただきます。申し訳ございません。それでは、定員数で申し上げます。介護老人福祉施設につき

ましては、定員が300人ございます。続きまして、介護老人保健施設につきましては、合わせて160、定員がございます。介護療養型医療施設につきましては、施設はございません。

申し訳ございません。あと、有料老人ホームは、今、手元に定員数がございませんでしたので、今、答えはいたしかねます。申し訳ございません。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

介護つきの高齢者住宅というのは、３番目の件ですか。介護つき高齢者住宅というのは、先ほど言った件でございますか。介護つきの高齢者住宅というのもあるんですよね。これは有料の老人ホームとは違うと思うんですけれども。お答えください。

質問はそれ以外に、決算書のほうに、268ページに、下のほうに、居宅介護住宅改修費給付事業と書いてありますね。これは、例えば高齢者がいる自宅の手すりとか階段、あとトイレとか、そういう可住のことだと思うんですが、これは何件ぐらい入ったんでしょうか。

○委員長（川野武志君）　深井委員、再質問というのは、１回目の質問で答弁されたものに対してのまた再質問をするという形で、違う質問は認めていないので、申し訳ないですけれども。１回目の質問だけにさせていただきたいと思います。

○委員（深井義秋君）　この29件というのは、グループホームのことですか。先ほど29人と言いましたよね、これはグループホームのことでしょうか。これで質問は終わらせてもらいますが。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　担当主幹の小林でございます。

まず、ご質問のありました、サービスつき高齢者住宅、いわゆるサ高住と呼ばれる施設で、先ほど私は答弁のほうが漏れておったかもしれません。宮代町内で２か所ございます。また、小規模の特養につきましては、これは地域密着型の施設ということで、定員が29人以下の特養という類型がありまして、その施設が１件ございます。和戸のほうに１件ございます。

また、グループホームにつきましても、定員は29人以下、そういった施設ではございますが、グループホームにつきましては、町内に２か所ございまして、介護の成果書的な類型の中では、施設ではなくて、地域密着型というところの事業のほうに分類されております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再度質問させていただきます。

老人ホームに入居するに当たって、そこの定員がいっぱいの場合は、場合によっては二、三年待たされるとかそういうこともあると思うんですけれども、今現在が宮代町は大体定員で足りているんでしょうか、お答え願います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　担当主幹の小林でございます。

毎年県のほうで、入所待ちの人数を調査しております。宮代町は、ここ数年は30名ほどで推移しておりまして、増減ない状況ということでございます。すぐにという方もいらっしゃいますが、30人程度はいつも待っている状況が続いているということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく３問質問させていただきます。

まず、決算書の277、278、279、280という形になるんですけれども。成果書のほうでは、２つ別ページに載っているんですが、まず、52ページと63ページにまたがって載っておりますので、そこを参考にさせていただきたいと思います。

まず、278ページの備考欄の一番最後のところで、生活支援体制整備事業ということになります。こちらのほうなんですが、280ページのほうで、地域支援コーディネーター地域支え合い推進員業務委託料ということで、420万円と出ているんですけれども、これはどのような計算でこういう金額になっているのかというのをまずお聞きいたします。こちらの決算書のほうの63ページと、あと52ページとあるんですけれども、まず、63ページのほうで、令和３年度の事業実績成果ということで、主に高齢者に対して生活支援、電球交換、ごみ出し等を行う民間企業、株式会社御用聞きとの意見交換を通して、日本工業大学学生が宮代町で生活支援を行う準備を進めましたとあるんですけれども、この株式会社御用聞きさんの意見交換というのでどんな意見があったのかということと、あと、日本工業大学のほうでどのような支援を行うことを勧めるようにされたのかということをお聞きするのと、あと、スマートフォン体験会というのもやられたということで、これは本当にありがたいなと思うんですが。令和４年度からはスマートフォン相談会を定期的に行うということで、今回やっていると思うんですが、その経過報告も一緒にいただければと思います。

あと、２問目なんですが、前段の議員のほうからも質問があったわけなんですけれども、280ページの下の区間、上のほうですけれども、認知症総合支援事業ということで、こちらのほうなんですが、しらおか病院のほうへつなげていくという支援で、ただ、今回はゼロ人ということになっておりました。

３問目になります。認知症総合支援事業の中でゼロ人であったんですけれども、委託料が12万6,000円ということで入っているわけなんですけれども、これって最低限度の金額になっているのかということをお伺いしたいと思います。

なおかつ、こちらの成果書の263ページのほうで、上のほう、認知症地域支援推進員の配置ということで、もみの木のほうの職員１名と高齢者支援担当職員が１名という形で、認知症地域支援推進員としてされているとなっているんですけれども、こちらに関しては、予算書にどこにも予算化のことが載っていないんですね。これはただ配置したというだけで、予算化していないのに何で特別会計にのっているのかなとちょっと不思議だなとは思ったんですけれども、ここについての説明もお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

お答えを申し上げます。

それでは、まず、生活支援体制整備事業の中で、コーディネーターの費用で420万円という内訳はどうなっているかということについてお答えいたします。

主なものとしましては、人件費相当の価格でございます。細かいところで言うと、出張旅費であったり、それから細かい備品を買ったりとかという需用費的なものもございます。いろんなものを組み合わせまして、420万円という数字でござい

ます。

それから、株式会社御用聞きについてどのような意見交換があったのかというところでございます。こちらにつきましては、昨年の段階においては、御用聞きを使ったサービスはまだ始まっていない状況でございますので、どういった手順、もしくはどういったサービスを地域で提供できるかとか、そういったような意見が様々あったと聞いております。今年度、令和４年度以降については、この御用聞きは本稼働するんですけれども、昨年はそういった前段階といいますか、どのような形でスタートできるかを詰めていった協議の場でございました。

それから、スマホの相談会についての現状ということでございますが、現在、すてっぷ宮代で日工大生によるスマホの説明というか、相談会を設けているんですけれども、大変全回好評でございまして、第２回として今年また10月以降、再開するんですけれども、地域の高齢者の方々、スマホのことで悩んでいる方々をこういった場でご相談申し上げて、分かるような形でお帰りいただくというようなことをやってございました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

認知症総合支援事業についてお答えを申し上げます。

ご質問のほうで、こちら、新しらおか病院のほうに認知症の初期集中支援チームを委託しているということについてのご質問でございますが、３年度は支援対象ケースは、成果書に記載のあるとおり、ゼロ件でございました。ただ、これはあくまでも初期集中支援チームでの対応ということで、こちらの初期集中支援チームというのは、実はどういう方が対象になるかといいますと、医療にかかっていない、介護にかかっていないなど、認知症として何らかの治療、サービスを受ける一歩手前の方について、医療へつなげるためのものでございます。こちらについては、対象ケースはございませんでしたが、新しらおか病院に対しては、町のほうから、認知症についての相談をこちらのほうから投げかけて、アドバイスをいただいたりですとか、また、認知症についての普及啓発ということで、広く認知症についての理解を求めるための活動を行っていただいております。そのための費用として、委託料が上がっているものでございます。

それから、もう一点、認知症地域支援推進員でございます。こちらは、推進員といたしまして、地域包括支援センターもみの木の職員が１名、それから町の高齢者支援担当が１名ということで、合計２名が配置されておりますが、実際、この廃止に伴いまして、具体的なこの認知症総合支援事業というのは、予算が伴うものではございません。実際この２名が中心となって、認知症に関する相談を受けるというものでございます。

具体的な相談ですが、例えば包括支援センター、それから役場で認知症に関する相談もお受けしておりますけれども、それとは別に、認知症カフェ、こちらを実施しておりまして、地域包括支援センターは月１回、もみの木の事務所またはすてっぷ宮代で月１回の開催を行っております。こういった中で、認知症ご本人ですとか、ご家族の相談をお受けしているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

認知症のほうはよく分かりました。

まず、１問目ですね。私が聞きたかったのは、意見交換をしたのであるから、具体的な意見、どういうものがあったかというのをちょっと知りたかったもんですから、こちらほうには電球交換とかごみ出しとか、やっぱりこういうことでも本当に年寄りにしてみたらありがたいことですから、こういったもの以外にも何かそういった行いをしてもらえるようなことがあったのかどうかを確認したかったということなんですが。

それと、日本工業大学の学生のほうの支援というのは、スマートフォンのことだったということなわけですね。分かりました。

この中で、やっぱり助け合いグループとしてやられているわけなんですけれども、スマートフォンのほうは結構いろいろとやっていただいたみたいですが、この中に日本工業大学学生が宮代町で生活支援を行うための準備ということだったので、この生活支援というものがスマートフォンだけではなくて、何か先ほどあったそういう細かな点についてもやっていただけるということを考えていらっしゃるかなと思っていたわけなんですね。

そういうことはないということで、それを確認でもう一回質問いたします。

それと、この下にみどりの会に自転車パンク修理など50円から500円で請け負うと書いてあるんですけれども、この50円から500円てこの波が結構広いんですけれども、これはどういうことなのかなということを再度お聞きします。

最後に、こちらの52ページのほうで、この生活支援のほうの支援の事業なんですけれども、今回は70代、80代が約８割ということだったんですが、今後は若い世代、40から60代の登録者を増やせるような取組を推進しますとありますけれども、こちらのほうは、何かそういう取組というか、計画というのを考えていらっしゃるかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

ちょっとこの事業、分かりにくいですよね。申し訳ないです。こういう名前で国のほうがつけているもんですから、やっている事業です。

簡単に事業の位置づけを説明させていただくと、高齢者を事業の対象とした地域包括ケアシステムと、これも難しいんですけれども、ありまして、どういうことかというと、元気な方はご自分の力で地域の中で楽しんでいただく、まずはですね。それはもうご自身のサイクルで、自分の好きな遊びをしていただくというのが、それはあっていいと思っています。プラス町のほうでいろんな機会をご用意して、そこに参加いただいて、いろんな経験とか、仲間づくりをしていただく。これが地域デビューの事業、エンジョイの事業だというふうに我々は思っています。

さらにもう少し、ちょっとお体が少し弱られて、例えば電球の交換とかちょっとした家のことをご自身でできないような方、ただ、介護の世話になるほどではないような方というのも中にはいらっしゃったりします。この事業の目的というのは、そういった方々を地域で助け合えるような仕組みをつくろうというのがこの事業です。

言うはやすしなんですけれども、結局支える人がいないと話になりませんので、その支える人を探していこうというのが、その１個前の地域デビュー、いろんな方が地域に参加してくださるような仕掛けを今しようというところです。

ただ、どうしてもこれまではお時間に比較的ゆとりのある高齢の方が多く登録していたんですが、

予備軍として40代、50代の方にもお声かけをしたいということで、昨年で言えば、12月の西原フェスタあたりから、若干もっと若めの方を対象にした昨年はダンスでしたけれども、とか、今年も別の企画考えていますが、そういった方が来るようなイベントに仕上げていきたいと思っています。

そうした中でやっていく上で、ちょうどこの「御用聞き」という会社からお声がけが実はございました。これは日本工業大学の先生を通じてのご紹介だったんです。

長くなってすみません。ちょっと横顔紹介すると、高島平で学生を使って高齢者の方の生活支援をしている会社なんです、ボランティア的に。その会社から手を組まないかという相談を受けまして、民間企業ですからどういった形でお付き合いができるかという点での意見交換をさせてもらいました。

そうしたところ、我々が実は気がつかないような高齢者の困っている潜在的なニーズですとか、あるいはその場合の対応の方法ですとか、そういったノウハウを持っていることが分かりましたので、昨年協定を結ばせていただきまして、お互い情報交換ですとか、事業協力をしようということになっております。いずれは宮代町に根を生やして、日本工業大学の学生さんを登録をして、ほぼ実費に近いと思うんですが、有償で高齢者の方だけでなく、生活支援を支えていただく会社として頑張っていただこうかなと思っています。

ですから、地域で支え合う、これが一番理想型ですけれども、それで全部補えるわけではありませんから、やはり一部は民間事業ですとかそういった力も借りながら、幅広くいろんな機会を高齢者の方に提供したいなというのが、私どもの事業の希望です。

最後、みどりの会につきましては、これは地域の方が自主的に運営しているものですので、値段の違いというのは、例えば時間ですとか、内容によって違うのかなというふうには思っております。

以上でございます。すみません。

○委員長（川野武志君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

とにかく70代、80代の方が登録してもやはり高齢者になってしまうので、若い方の支援が大切になってくると思いますので、そちらのほうを進めていただけるということで、しっかりとやっていただきたいと思います。

また、その日本工業大学の学生もボランティアというわけにはいかないでしょうから、その有償のほうですかね。そちらの保障しっかりとしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

幾つか質問したいと思います。

まず最初に、介護保険特別会計の223ページです。介護保険料が令和２年度と比較して収入済額が1,288万円の２％増となっています。これは値上げの影響だと思いますけれども、これはそれと同時に生活困窮世帯からも強制的に徴収する仕組みとなっているからではないでしょうか、お答えください。

それと、町の税金、町税では、令和３年度決算で37億7,886万2,000円で、令和２年度では38億6,001万5,000円で、約9,000万円の町民の税が落ち込んでいる。一般質問の中でも、町民の課税所得の収入が1991年度、413万2,400円から2021年、313万1,800円と収入が落ち込んでおります。100万円も落ちているんですよ。これで町民の生活が成り立つとお思いでしょうか。

保険給付の実態はどうでしょうか。令和２年度で歳出合計の86.4％あった給付が令和３年度では84.5％と２％近くも落ち込んでおります。保険料が２％上がり、給付が２％減る。合計で４％保険料を上げていると同じではないでしょうか。私は見直すべきだと思っております。国の制度そのものはそのとおりなんですけれども、やはり宮代町でもそういう認識があって、やはりまずいなと思っているのかどうか、その辺のところがどういうふうな考えを持っているのか、お答えください。

あと、2021年８月より資産要件が変更になったということなんですけれども、どんな変更なのか。対象から外れると補助がなくなり、低収入ほど負担増になるということで、最大６万9,000円になるそうです。宮代町の影響はどのぐらいになっているのか、その辺のところを教えていただきたい。

それと、施設の関係なんですけれども、新型コロナ感染症の拡大を受けて、訪問介護、訪問ヘルパーや通所介護、デイサービスで、深刻な利用抑制が起こり、介護事業所が深刻な大幅な減収に見舞われています。

感染症防護に向けた現場の必死な努力にもかかわらず、全国各地で介護や福祉施設でクラスターが発生し、多くの利用者、従事者が深刻な被害をもたらされました。この宮代町の実態はどういうふうになっているのか、教えてください。

あと、2000年にスタートした介護保険制度は今年制度化して23年目となります。その期間はちょうど政権による社会保障削減路線の20年と重なってしまいました。社会保障予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治の下、介護分野では介護報酬の連続削減、１割負担利用料を２割、３割への引き上げ、介護施設の食費、居住地の負担増、要支援の１、２の訪問通所介護の保険給付外し、要介護１、２の特養入所からの締め出しの改悪が連続されています。

宮代町のこれでの影響はどういうふうになっているのか、おっしゃってください。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　お答えをしたいと思います。

まず、介護保険料につきましてです。これはご存じのとおり３年ごとに向こう３年間の介護の給付の計画、見通しを立てまして、人口からですね、これに基づいて、かつ様々な特定財源を見込んだ上で、皆様からご負担いただく介護の保険料というものを決めさせていただいているものでございます。

ですから、今回、対前年ということで見れば、収入は増えておりますが、これは令和３年度からの第８期の計画に基づいた結果としての介護保険料でございます。

この介護に限らずですけれども、あくまで保険制度でございますので、当然ご利用される方とこれを負担される方、双方があって初めて成立するものです。その辺バランスを取りながら、制度を適正に運営しながら、極力負担のほうは増えないような工夫をしながら運営していかざるを得ないという点はご理解をいただきたいと思っております。

全て制度については、国のほうで画一的に決まっておりますので、機会を捉えて、例えば委員ご質問のような比較的立場の弱い方に負担が行かないような改正ですとか、こういった点というのは、意見としては申し上げていきたいというふうに考えております。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　介護保険担当主幹の小林でございます。

資産要件が変更になった点につきましてご回答申し上げます。

資産要件が変更になった点につきましては、主要な施策に関する説明書の252ページ、高額介護サービス費の給付金事業、ここが該当する事業になります。

まず、どんな改正があったかでございますが、資産の要件が変更になったものがございます。今まで令和３年７月までは、単身の世帯の資産要件が1,000万円、夫婦の世帯が2,000万円でございました。こちらが細分化されまして、単身の世帯が500万円から650万円、夫婦世帯が1,500万円から1,650万円と変更があったものでございます。こちらが、資産要件が変更になった点でございます。

そちらの影響ということでございますが、252ページ、表のとおりでございまして、やはり支給総額のほうは減っている状況ということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　課長。

○健康介護課長（井上正己君）　では、幾つかお尋ねいただいております施設への影響ですとかについてお答えをしたいと思いますが、この制度の改正による影響で何人、あるいはどういったというところは把握はしてございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほど申しました町税も減っている。それで収入も減っている、町民の。それで、保険料が２％上がり、給付が２％減る。これは事実ですよね。そういう影響があるのに、またいろいろと制度を改正していますと。2021年８月より資産要件、先ほども言いました資産要件、単身者と夫婦２人世帯ということで、単身者は500万から650万、1,000万からね。これで夫婦でも1,000万から1,650万ですか、2,000万だったものが。資産要件が変更になって。これで何というか、どのくらい宮代町で影響があるのか。そのほかにも把握はしていないということを言っていますけれども、各施設の現状。つい最近でもうちの近くの施設が他人に渡ったということも聞いております。

その辺のところで、介護保険担当として、そういう宮代町の影響、各施設の影響なんかを調べていないんでしょうか。私は分からないんですけれども。個人個人の影響はどうなっているのか。そういう施設の影響というのはどうなっているのか。収入が減って、財政不足になったのか、分かりませんよ、それは。我々は知る由はありませんから。その辺のところは、介護保険担当者として、施設に入所している人がいるんですよ、やはり。影響が分からないじゃ済まないと思うんですけれども。その辺のところは、もう一度おっしゃってください。

それと、８月に資産要件変わったんですけれども、今言われました宮代町で最大どのくらいの影響あったのか、それをおっしゃってください。全国平均だったら最大で６万9,000円ぐらい変更になったということを増額になったということで言われているんですけれども、宮代町の影響額はどのくらいだったのか、もう一度おっしゃってください。

それから、町はこのような町民の収入減に対して、これは国に言ったのか、意見を申し上げると言ったんですけれども、意見は国に申し上げると言っているのか、県に言っているのか。それとも意見書を出したのかどうか、国に対して。その辺のところをもう一度言ってください。どんな意見

を申し上げたのか。お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　まず、１点目の影響に対する把握についてお答えをしたいと思っております。

先ほどの答弁と重なるところもありますが、介護保険を運営する上では、それを利用される方と、それからご負担される方、この辺の状況を推移を見まして、向こう３年間ごとに計画を立てております。この介護計画自体が破綻するわけにはいきませんから、それぞれ必要なサービスとこれに応じて必要なご負担をいただくということを勘案して制度をつくらせていただいているものでございます。これ自体は、もう現状の見込みに対してその数字に合わせて行うしかないんですね。計画自体は。

先ほどおっしゃったような例えばコロナがあって収入が途絶えたりとか、そういった個々のいろんな事情があれば、これについては臨時的に、例えば収納を免除するとか猶予するとか、個々に制度として対応するものだというふうに理解しております。一つ一つの事例を見て介護保険計画を立てるということは無理ですので、この計画策定の中で把握する必要はないという点で申し上げた次第です。ただ、個々の事情というのは、ここ数年来、議会でもご説明しておりますので、ご存じかと思いますが、それぞれに応じた措置が取られてきたというふうに理解はしております。

いま一つ意見でございますが、ここ数年の中で意見書という形で出したことはございません。ただ、新しい仕組みをつくるときに意見等を求められれば、対応していきたいということを先ほど私のほうで答弁を差し上げた次第でございますし、機会を捉えてというのは、そういった機会を見逃さずに対応していきたいという姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課介護保険担当主幹の小林です。

高額介護サービス費の影響ということでご回答いたします。

具体的なものがいろいろあろうかと思うんですが、例えば第１段階の人が資産が要件で外れてしまった。そういった場合につきましては、１日の負担の増加額が2,331円、ユニット型個室を使っていて、第１段階の方が資産要件で外れてしまった。そういった場合を想定すると、１日当たり2,331円増加したというふうに考えられます。これが30日間あったということですから、大体６万9,930円が最大の影響額ということが想定されるのではないかと思います。

また、今回はそういった資産要件のほかに食費の額が変更になったという部分がございまして、食費、去年の額と異なる人は、１日当たり710円異なってしまう場合がございます。それが30日ありますので、資産要件は合って、認定は取ったけれども、今年の区分でいうと、食費の負担額が増えたので、１日当たり710円増えたので、１か月にすると掛ける30で大体２万1,300円食費が、限度額の認定は受けたけれども、食費の負担が増えた。そういった方が大体２万1,300円増えることが想定されます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

こういう本当に最初に意見書を出したのかと聞いたら、機会を捉えてということなんですけれども、これは積極的に町民の負担が大きくなって困

っている人がいっぱいたくさんいるんですよ。積極的に町から国に意見書を出すべきじゃないかなという感じはするんですけれども、その辺のところは町の姿勢としてはいかがなものか。相手がそういう姿勢を取ってきたら出すというんじゃなくて、やはり出すべきじゃないかなという感じがするんです、町として。じゃなかったら、やはり宮代町の置かれている状況、資産要件だけで食費が２万1,300円、それと最大６万9,000円ぐらいになるということで言われていますけれども、それだけまた町民の負担が大きくなっている。これでは介護保険使いたくても使えないというのが現状じゃないんですか。制度があるけれども、使えない。どんどん負担が大きくなっていく。給付は少なくなっていく。これが現状ですよね、町の。

私はそういうんじゃなくて、そういう制度をやはり直していくというのが必要じゃないかなという感じがするんですよ。国がそういうふうに変えたんですから、国に意見を申さないと、これは変わらないですよ。町で幾ら頑張ったって、それは限度がありますよ。分かりますよ、それは。町からそういう今大変だということを国に訴えていかなければ、これは通じないんじゃないですか。個人個人が言ってもなかなか通じない。やはり運営主体である町が言わなければこれは通じない問題ですよ。その辺のところどう思っているのか、もう一度おっしゃってください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　ありがとうございます。

機会をというふうには申し上げましたが、それはやみくもに町が単独で声を上げるということではなくて、例えば県ですとかそういったところと協調して動く機会というのは、これはございますから、活用していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いします。

給食サービスです。276ページ、説明書は219ページです。

260ページの歳入で、配食サービス利用者の負担が434万1,000円で、あと、歳出のほうが、委託料が1,590万2,715円ということで、大体2,000万ぐらいの事業かなとは思うんですが、これでサービスを受けている人たちは、ちょっと分からないので、金額的に割合、全員同じ負担割合なのか、介護によって変わってくるのか。延べ人数を出していただいていますが、これ、大体延べじゃない人数が分かったらお願いします。

以上、まず、それが１点です。

それと、もう一つは、274ページ、説明書の257ページ、介護予防活動のプラザサポーターさんのことやら、たくさんの活動をしていただいているんですが、この参加者の人というのは、結構同じ人も長く参加もされていたりとか、あと、登録する人がなかなかそっち側に回らないという現状で、新しい人の開拓をどうされるのか、しているのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　３時４３分

再開　午後　３時５８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁を求めます。

担当主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

ご質問にお答えいたします。

まず、１点目、配食給食サービスの件でございます。こちらのまず、自己負担についてでございますけれども、こちらの自己負担は一律で300円、１食につき徴収をしております。これに特段介護の段階とかは考慮せず、一律でございます。どの方も300円で１食提供するという形を取っております。配食事業全般でいきますと、およそ1,590万円の事業総額でございます。

それから、登録している利用している人数でございますけれども、登録者は122名現在配食サービスを登録をされております。ただ、実際には、途中で施設に入所したりとかでお休みをしている方もいらっしゃいますので、実際はもうちょっと少なくて100人ぐらいで推移しているところでございます。

それから、続きまして、介護予防事業等の新しい担い手をどのように考えているかというところでございますけれども、私ども昨年、担い手を増やすための講座といたしまして、プラザサポーター養成講座というものを開いておりました。ここで最終的に全てこの講座を受け切って合格した方が４名いらっしゃいました。それで都合全体で52名登録中ということでございます。

今後も担い手を増やす試みにつきましては、継続して続けていたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

一番初めの給食配食サービスについては分かりました。

これ、今、物価も何も全て上がっているんですけれども、来年度とかやっぱり負担を今300円が均一ということなんですが、かなりの高騰から考えていくと、本当は300円に抑えて町の負担を増やすというがあれかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えなのか、まだちょっと決まっていないかもしれないですけれども、そのあたり多分負担が大きくなっているので、お聞きします。

あと、プラザサポーターの講座とかやっていただいていて、あと、いろんな前段の委員さんの答弁の中にもいろんな百歳体操とかたくさんやっていただいていて、そっちの参加者も結構増えていると思うんですが、その辺が同じ人ばっかり、結構気に入って参加もされているんですけれども、できたら裾野を広げるということが大事なので、同じ方が参加してくれたってありがたいもあるんですけれども、その辺もどう考えているのか、お願いします。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

まず、１点目でございますが、配食のほうでの負担金300円でございます。

こちらはここ数年ずっとこの300円という金額でお願いをいたしております。ただ、今世間のほうでは、物価高とかいう形も確かにございます。こちらのお弁当は、みどりの森に作っていただいているところなんですけれども、金額、この300円については、またみどりの森ともちょっと協議をして、どういう金額が適切であるかということも今後検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、２点目のプラザサポーターの関係で

ございますが、今ご質問にありましたように、参加者の方も非常に同じ方がいらっしゃっていて、固定化されているという現実もございます。ただ、もちろん同じ方が継続性をもって、長く続けていただくというのももちろんそれはそれで効果のあるいいことだと思いますので、結構なんですけれども、やはりより裾野を広げて多くの方に参加していただきたいという思いも町はございます。聞くところによりますと、やはりこう、今参加する方が固定してしまうと、新しくやりたいと思ってもなかなかそこのグループに入っていけないとか、入りにくいとかいう声もちょっとお聞きします。また、参加者の中での男女比も、男性の方があまりいらっしゃらないということもございますので、なるべく男女問わず、多くの方に参加していただきたいということがございまして、３年度から、今度既存の健康づくりの団体だけではなくて、町内の各地区のほうに直接お願いをいたしまして、地区のほうで例えば集会所を使って健康づくりの体操にぜひ参加いただけないでしょうかということでアプローチをしております。

地区連絡会のほうでも先日区長さんのほうにお願い等はしておりまして、実際一つの地区が、じゃ、やってみましょうということで動いていてくださって、始めているところもございます。そういった形であれば、今度は地区で、地区単位である程度健康介護のその予防に参加していただいて、男女問わず、男性の方も多く参加できるような形で進めていければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

お弁当のほうは、やはりよくみどりの森さんとやっていただいて、できるだけ負担のない方法、難しいかもしれませんけれども、お願いします。

あと、百歳体操とかプラザサポーターさんのほうを少しずつですよね。微量に増えているということと、あと、この百歳体操、私もサロンでやらせていただいたけれども、何かみんながラジオ体操みたいな感じで、体に負担がなくて、前も申し上げましたけれども、私のところは男性の方が指導して教えてくださるけれども、とっても丁寧で、本当に男性の方もどんどんとやってくださるといいなと思っていますので、本当、裾野の広がりも担当課としては、引き続きやっていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、７点ご質問させていただきます。

まず、第１点は、確認なんですが、第１号被保険者数、これは基準保険料で結構でございます。

それから、２点目は、第１号被保険者の滞納者数はどのような状況になっておりますでしょうか、お示し願いたいと思います。

３点目は、特別養護老人ホームの入所待機者ですね。どのようになっておりますか。

それから、４点目は、町内に特養ホームが幾つあって、何床あるのか。また、空き床はあるのかどうか。その辺、分かるようであれば、お示し願いたいと思います。

それから、５点目なんですけれども、決算年度での特養ホームでの増床はあったのかどうか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、６点目は、補足給付制度の改正の関係ですが、この補足給付の利用者はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねをします。

それから、７点目は、決算書253、254ページの

国庫補助金の中の１目調整交付金なんですが、これが、収入済額が3,206万円で、前年比で3,113万円減額となっております。この点についてのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　介護保険担当主幹の小林でございます。

質問に順次お答えしてまいりたいと存じます。

まず、第１号被保険者の数でございます。

改定後の保険料、基準額で申し上げます。年間の基準額５万9,700円でございます。

続きまして、滞納者数につきましてお答えいたします。

滞納者数、令和４年３月末現在、実人数で88人の滞納者がございました。

続きまして、特別養護老人ホームの待機者数でございます。前段の委員にもお答え申し上げましたが、県の調査内容でございます。去年の調査内容ですと、今30名待機者がいるという形になっております。

続きまして、特別養護老人ホームの数でございます。前段の委員にもお答え申し上げましたが、町内のほうでいわゆる特別養護老人ホームが３施設、地域密着で少し小さい施設が１施設、合わせて４施設、定員が329名になろうかと思います。

続きまして、特別養護老人ホームの空き状況という形ですね。こちらのほうは、県のほうの待機者情報のホームページ、今、最新のもので確認したんですが、実利用者数というのがちょっとないものですから、ちょっと分からないというのが回答でございます。

続きまして、特別養護老人ホームの増床があったかということですが、町内においては変化はございませんでした。

続きまして、補足給付についてでございます。

補足給付につきましては、主要な施策に関する説明書の253ページ、特定入所者介護サービス費給付事業、その下、特定入所者介護予防サービス給付事業がその事業の内容でございます。

給付件数につきましては、特定入所者介護サービス給付事業、特定入所者介護予防サービス事業につきまして、減っている、減少した状況でございます。こちらの人数でございますが、３月末現在で、約243名の方が認定を受けていたという形になります。

続きまして、最後、決算書の254ページ、調整交付金でございます。調整交付金につきましては、令和３年度に国のほうの制度改正がございました。どんな制度改正だったかと申し上げますと、国において計算に用いる補正係数が変更になっております。町からの令和２年度、令和３年度の報告数値に大きな違いはないことから、その国の係数の変更が影響があったものと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、２点目の第１号被保険者の滞納者の数、88人ですよね。これは、制裁措置は受けている方についてさらにどのようになっているのか、お願いしたいと思います。

それから、利用料の関係で、先ほど聞けばよかったんですけれども、介護保険サービス利用の利用料、自己負担割合なんですが、１割負担、２割負担、３割負担、これはそれぞれ何人ずつ、どういうふうになっておりますでしょうか。すみません、この点についてお示し願いたいと思います。

それから、３点目の特別養護老人ホームの入所

待機者なんですが、30人ということなんですけれども、内容はどういうふうな状況になっているんでしょうか。例えば要介護１、あるいは要介護２の方は、どういうふうになっているのか。そういった点とか、それから、中にはいろいろな理由で長期待機期間になっている人もいるかと思うんですね。そういう方は、いらっしゃるのかどうか。入所待ちの最長期間についてもお尋ねしたいと思います。

それから、４点目については、特に空いている空き床は現在どのようになっているか、これは分からないということなんですけれども、なぜ分からないのか、お尋ねします。そんなに変わりはないと思うんですけれども、そういうつもりで聞いたんですけれども、分からないと言われてしまうと困りますので。

それから、５番目の特養ホームの増床計画なんですけれども、これは決算年度で変わりないということでしたが、今後のことで、たしかこれまで答弁の中にも計画があったやに聞こえたんですけれども、今後はどういうふうな状況になっておりますでしょうか。分かればお願いしたいと思います。

それから、６点目の補足給付制度の関係ですが、成果書の253ページの下のこれがそうですね。食費とか居住費、滞在費ということで。これがそうだとすれば、随分、少ないなという感じはするんですけれども、これは先ほど利用者は多いんですけれども、この数字は何なんでしょうか。決算年度はそれぞれ食費、居住費３人というふうになっておりますけれども。件数高３件というふうになっていますけれども、この辺のご説明をお願いしたいと思います。

それから、７点目の最後の決算書253、254ページの１目調整交付金の関係ですが、これは、令和３年の制度改正があったけれども、国のほうからの補正係数の変更によるものということなんですけれども、これについては、当初５％ぐらいをということで言われていたかと思うんですけれども、実際国のほうでは、調整交付金５％をちゃんと守っているのかどうかということで、私は確認したかったんですけれども、そうしますと、決算年度が、これは何％になるんでしょうか。その点も踏まえてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課介護保険担当主幹の小林でございます。

質問につきまして順次答えてまいりたいと存じます。

まず、滞納者数のうち、給付制限を受けている方の人数でございますが、給付制限を受けている方、令和３年度末現在、５人の方が給付制限を受けています。うち実際にサービスをご利用されている方が１名いらっしゃいます。

続きまして、利用者負担の負担割合別人数でございます。第１号被保険者、こちらは令和４年３月現在でございますが、第１号被保険者１割負担の方が1,614名、割合として87％。２割負担の人が115人、割合として6.2％。３割負担の方が81人、4.4％。また、第２号被保険者、こちらの方は皆さん１割負担になりますが、46人いらっしゃいました。

続きまして、４問目、特別養護老人ホームの待機者、どんな内容かということでございます。

要介護度別で待機者を見てみますと、要介護度１の方で待機をされている方はいらっしゃいませんでした。要介護２で待機されている方が７名、要介護度３で待機している方が９名、要介護度４

で待機している方が９名、要介護度５で待機している方が５名、合わせて30名という形になっておりました。うち、長期待機者はいるのかどうかということでございますが、今回の調査内容については、そこまでは把握し切れておりません。

続きまして、特別養護老人ホームの空き床の関係でございますが、分からないのはなぜかということでございますが、特別養護老人ホームには、広域型の施設ですので、他の市町村から入居されている方もいらっしゃいまして、宮代町以外の方がどれぐらい入所しているかというところが、分からないところの原因の一つ、また空き病床を公表されていないというところが分からないことの一つ、以上で分からないこと、今現在空き病床が幾つあるかというこれは確としたところが分からないということとなっております。

続きまして、特別養護老人ホームの整備計画につきましてでございます。

町の第８期介護保険事業計画上では、地域密着型の特別養護老人ホーム、いわゆる小規模な特別養護老人ホームを１か所造ろうというところで計画をしておりましたが、今のところ進んでいない状況でございます。

続きまして、特定入所者介護サービス費給付事業の関係でございます。主要な施策に関する説明書253ページでございますが、こちらの補足給付らにつきましては、食費に係る分と滞在費、いわゆる居住費、滞在費に係る分に関して給付される分がございます。その件数が延べ件数になりますが、それぞれ特定入所者介護サービス費給付事業が、食費につきましては2,249件、居住費につきつましては2,266件、特定入所者介護予防サービス費の給付事業につきましては、それぞれ３件、こちらは特定入所者介護予防サービス費給付事業が少ないのは、基本的には、施設入所に関する経費なので、施設入所、特定入所者の場合は施設入所ではなく、短期入所しか該当者がいないからこちらの数は少なくなっているものでございます。

続きまして、調整交付金の関係でございます。

調整交付金の年度末現在、町の給付割合は何％だったかということでございますが、令和３年度は、集計された町の負担割合1.25％でございました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問を行わせていただきます。

まず、２点目に伺いました第１号被保険者の滞納者のうち、給付制限を受けている方が、そうしますと、実際は４人ということで、これらについては、５人のうち１人はサービスを受けているんでしょう。制裁を受けているということですよね。だから、あとの４人というのは、現在どういうふうになっているのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、特養ホームの入所待機者なんですが、30人、内容等は分かりました。これは多いか少ないかという問題なんですけれども、そういった点では、先ほど言った増床計画があれば、またぐんと解消される見込みは出てくると思うんですけれども、そうしますと、増床計画があったけれども、進んでいないと。そうすると、全然どういう理由だかは分かりません。全然見込みは立っていないんでしょうか、その点伺いたいと思います。

あと、最長期間というのは、分からないということなんですけれども、中には、老人保健施設に入所中で移動ができないとか、あるいは認知症だとかそういった関係で、環境を変えるわけにはいかないということで、入所待機者には入れてあるけれども、長くなっているというそういうような

方もいらっしゃると思うんですけれども、その点の把握していないということなんですが、そこまでは、把握されていないのか。いないということですから、いないんでしょうけれども、これはきちっと把握するべきかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これは要望で結構でございます。

あと、やはり入所待機者、多いか少ないかというのもあるんですけれども、これを少なくするためには、増床計画とともに、周知が必要かなと。当然、入所待機者に。これは大事だと思うんですけれども、どのように周知されておりますか。その点、お伺いしたいと思います。

あわせて、全く増床計画、見込みないのかどうか、その点、お願いしたいと思います。

それから、補足給付制度は分かりました。

最後の調整交付金の関係なんですけれども、やはり前段で山下委員もいろいろ介護保険での問題点も指摘しておりましたけれども、私は介護保険の問題の一つとして、国が支出する公費負担の割合をやっぱり下げてきた。それも大きな要因だと思うんです。先ほども言いましたように、国が約束した調整交付金５％を守らないで、実際決算年度は、先ほどの答弁で1.25％しか交付していないので、これは、もうやはり国がさじ加減していると言うとあれかもしれませんけれども、そういうふうに見えるんですけれども。その点では、担当としては、これについてはどのように認識されておりますでしょうか。本来５％来ればいいと思うんですけれども、来ていない。実際は1.25ということなんで、これの乖離といったらおかしいですけれども、その点についての見解をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課介護保険担当主幹の小林です。

滞納者数の関係でご回答いたしたいと思います。

滞納者数のうち給付制限を受けている方、先ほど５名と申し上げました。うち１名が調査日現在でサービスの利用を行っている方、ですので、ご本人の利用者負担が３割で負担をされている方になります。それ以外の方につきましては、調査日現在利用されていませんでしたので、まだ介護は受けているけれども、サービスの開始まで至っていない状況という形になろうかと思います。

続きまして、特別養護老人ホームの関係でございます。

今回計画上あった地域密着型介護老人福祉施設の関係は、今のところ進んでいない状況です。この第８期介護保険事業計画は、令和５年度までの計画なのですが、令和５年度中の完成の見込みは今のところはございません。

続きまして、調整交付金の関係でございます。

この調整交付金につきましては、国が後期高齢者の加入割合と所得段階の加入割合の全国平均との差に基づいて保険料基準額の格差を調整するものですので、恣意的になろうかというところもあるのかもしれませんが、一方でいついつ機械的に決まっているところというのもございますので、今回は制度の補正係数が影響したことによるものということになりますが、恣意的に何か変わっているというふうには、ちょっと受け止めていない状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

前段者が大分質問してくれたので、私は１点だ

けよく聞いておきたいと思います。

介護サービスを受けるまでの期間、役場へ来て、包括センターで検討して、その後に医者の証明書をもらって、何だかんだえらい時間がかかるんだよね。決まるまで。なぜこんなに時間をかけるのかなと思って。何とかならないのかなと私は思っているんだけれども。思いますというのか、思いますけれども、えらい時間がかかりますわね。簡単に決まるわけじゃない。それを何とかなんないのかが一つ。

あと、前段者の質問にもありましたけれども、利用者の保険料、１割、２割、３割というのは、それは分かりましたけれども、サービス保険料１回決めると今はいろいろ面倒くさくないようなんですけれども、私が聞いておきたいのは、要支援と要介護の違い。どう違うのか。

それで、決まって、この効果的な支援が本当にあるのかどうか。なかなかいろいろあるようなないような。本当にその内容によって自立ができるようになるのかどうか、これがいろいろ難しいところじゃないかなと。どういう方法で自立できるのかどうか、やっているのかどうか、教えてもらいたい。

それと、サービス保険料が決まると、例えば１割負担、２割負担、３割負担、いろいろ決まるんだけれども、例えば要支援で１か２でいくと、あんたの保険料は幾らというやつで決まるんだよね。それはしようがないなとも思います。ところが、例えば要支援２だったら、１か月２回ぐらい１週間に行って、サービスを受けられるんだよね。それで、例えばいろいろな都合で支援を受けられない場合があるじゃない。それでも保険料は取られちゃうんだ。極端に言えば、１か月１回しか行かなくなくても１か月分取られちゃう。４回行けば４回分と同じだもん。８回なら８回の、８回でも同じなのに１回しか行かなくても同じなの。１か月分の保険料は。俺、それが分かんないんだよね。それはサービスする医療機関がそう変えられたら困るのは分かるにしても、あまりにもそこら辺はおかしな法律だなと思っています。なぜそういうのかなと。それがなぜかというのを聞かせてもらいたい。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課介護保険担当主幹の小林です。

委員のご質問に順次お答えしてまいります。

介護の認定期間の関係でございます。

介護の認定期間は、大体国のほうの基準では、申請があってから１か月をめどにしなさいということで決まっております。

町のほうも随時やっておりますが、やはり１か月から１か月を少し過ぎてしまうのが現状でございます。といいますのも、介護の認定につきましては、申請者の元に介護の認定調査に行く必要がございます。その日程調整が大体早くて１週間後、２週間後という形になっております。それがあって、調査して、調査表ができて、お医者様から来る意見書をいただいて、それから介護認定審査会という会議をもって決定というプロセスがあるものですから、今ところ１か月から１か月半かかっているところでございます。

我々も昨年度は調査員を増員などしてなるべくお待たせしないように取り組んでまいりますが、なるべくお待たせしないようにこれからも取り組んでまいりたいと存じます。

要支援と要介護の違いでございますけれども、先ほど介護認定のところで少しお話ししましたが、要介護の認定に当たりましては、認定調査というのを行います。その認定調査は、国のほうで決め

られた調査表を聞き取りするわけでございますが、それをコンピューターで統計的な診断で、コンピューターでまずは一時的な判断をするわけですが、それが調査の項目の分布でいわゆる介護をする時間、ほかの方が介護を要する時間という時間数を算出する計算になっています。介護に要する時間数が長い方が要介護、短い方が要支援という形になっています。

続きまして、介護を使って自立に向けた介護をどのように使っていくかということでございますが、介護保険のご利用に当たっては、必ず介護のケアプランというものを用意いたします。それがケアマネさんや地域包括支援センターの職員とケアプランをつくっていきます。そのときに十分話し合われてご自身の自立に適したケアプランをつくって、それにサービスを当てはめる、また地域の活動を実践していく、そういったケアプランをつくりながら、自立に向けて支援していく流れになります。

以上です。

〔「使用料」と言う人あり〕

○健康介護課主幹（小林和政君）　すみません、答弁漏れておりました。

利用者にサービスをしたときの利用者負担の関係だと思います。利用者負担につきましては、基本的には行った回数掛ける何回、何日になろうかと思いますが、サービスの種類によっては、それが月額報酬制度になっていて、１か月で幾らというサービスもございますので、もしかしたら、そこのサービスの違いのところが、要するに月額報酬、１日行って幾らというものもあるし、積算の積み重ねのものもあるし、月額報酬のものもあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かったような分かんないようなんです、私。

サービスや保険料、利用料、１か月１回でも、行かなくても１か月分取られちゃうんだ。保険料、ばかになんない金額だよ。それが分かんない。

あと、認定は決まるまで１か月から１か月半と言うけれども、随分短くやれんね、そんなことないな。とんでもない話だ。まだ来ないや、来ないやというぐらいかかる。その間に悪くなっちゃう、かえって。本当に何か時間がかかる。今言った一つ一つ階段を上がっていくには大変な時間がかかるよね。場合によっては２週間ぐらい一つのものを決めるのにかかるわけ。そんな１か月や１か月半で決まるわけないと思うよ。そういう状況。それはやっぱり何とか早く改善してもらうべきだと思います。

あと、利用料については、本当にちょっとそこら辺がおかしいなと思うんだけれども、それは面倒見るんだから、しようがないぞと言われればしようがないよね。私、そう思うわ。だけれども、さっき言ったように、要支援とか要介護との差がえらく違うから。例えば要支援で決まった人が、本当に自立ができるまで面倒見ているのかどうか。それをはっきり聞かせてもらいたい。

私が知っている人だって、ちっともよくならないというので、やめちゃった人がいるんだから。名前言うと問題になるから言わないけれども。そういう状況だよね。

だから、要介護だったら、結構面倒見ているようだけれども、場合によって要支援だとほっぽっとくみたいだよ。金だけ取るだけ。保険利用料。送り迎えはちゃんとやるようだよね。送り迎えは。それは大したもんだけれども、どうもそれ以外はちょっと不満があるようですよ。あっちこっち話聞きますと。もう一回それについて、やっぱり役

場の窓口がしっかりしないと、どうもなかなか納得できない部分があるんじゃないかなと思います。もう一回聞かせてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上でございます。

ご質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目、認定期間の件です。標準は１か月ということで、実際には30少し超えているのが今平均かなと思っています。事情はいろいろ個々の案件でありまして、実際に少し遅れがちの方には事前にご案内を、通知を、こういった理由で遅れていますということを差し上げているんですが、役場の事務的な遅れというのでは、これは言い訳ではなくて、ございませんで、一つはやっぱり認定調査になかなか相手との都合があって、早くに早々と行けないケースも中にはあるということ。もう一つは、主治医の先生から頂戴する意見書がなかなか届いてこないケースも間々あるということとか、介護の認定というのは、いろんな人が関わりますので、どうしても仕組みの中では、どこかの何というんですか、過程が少し遅れてしまうということは、これはどうしても出てまいります。その結果でございます。それはそれとして、我々は少しでも早く皆様にサービスがご提供できるよう努力はしていきたいというふうに考えております。

それと、サービスの関係です。

要支援、要介護とそれぞれ先ほどの認定調査ですとか、主治医の先生の意見に基づいて、一律に一括して判断をさせていただいております。その方その方の症状に合わせて仕組みとしてはですよ、ケアマネジャーの方がどのようなリハビリプランを行えばその方にとっていいのかということを立てて活動いただいているというふうに考えております。ただ、その方の状態も人間ですから、日々変わってまいるでしょうし、その方にとって合うプログラム、合わないプログラムと、これはもう当然あると思っています。大切なのは、そこのところで双方でコミュニケーションを図って、もっとその方に合ったサービスが提供できるように改善していくことだと思っております。

ですから、町といたしましては、そういった介護の現場の方々がそういうことを学べるような機会の提供ですとか、あるいはいろんな介護を通じて住民の方からの声があれば、それをお伝えするなどして、全体的な底上げを図っていきたいなというふうに考えております。ご理解いただければと思います。

〔「使用料はいいのか」と言う人あり〕

○健康介護課長（井上正己君）　失礼いたしました。

使用料につきましては、どのようなサービスなのかということは分かりませんが、サービスによっては、１回当たり幾らということで負担いただく性質のものもあるでしょうし、例えば定期的にといいますか、必要なときに見守りをするようなサービスだったりすると、それは出たときというよりも、定期的に見守るという観点から月幾らという決め方をしているサービスもあるようには聞いております。ですから、サービスの性質によって１回当たり、あるいは月当たりという決まりがあるという点はご理解をいただければと思います。

○委員長（川野武志君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　これ以上言うと、また愚痴になるから言いませんけれども、本当に受ける人の立場をよく考えて、町も底上げしてもらいたいと思います。それを信用して、今回は質問を終わります。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

反対討論につきましては、ただいま決算特別委員会が終了したばかりなので、いつも同じことなんですけれども、改めて後日本会議の中で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了させていただきます。

これより採決いたします。

議案第41号　令和３年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第41号　令和３年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩　午後　４時５４分

再開　午後　５時０８分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第４３号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（川野武志君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第43号　令和３年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　まちづくり建設課上下水道室施設担当の冨田と言います。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　まちづくり建設課経営総務担当の齋藤です。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　４点ほどお聞きします。

まず最初に、宮代町監査委員の意見書10ページ、あと、決算報告書の７ページになると思いますけれども、今年度の水道の純利益と過去の利益、それの今現在も水道のほうで持っている決算時の合計額はどのくらいになるのか、まず、そちらのほうをお答えください。

ちょっと、私、この決算報告書を見ると、企業会計なんでちょっと難しいという感じがするんで、分からないんで、ちょっと教えていただきたい。それの合計額はどのくらいになるのか。

あと、令和３年度の供給単価と給水原価の単価と原価を、これと、審査意見書の特別会計の水道の関係で、宮代町水道事業の歳入歳出審査員の意見書の中で、一番、10ページの下に書いてあるんですけれども、供給単価と給水原価、これだけ違うんですけれども、埼玉県の近隣でも結構です、比較というのは分かりますか、それをちょっと教えていただきたい。

あと、今回、２か月間だけ、基本料金ですか、減免したということで、それは分かるんです。ただ、新型コロナだとか収入が減っている現在、私もいつも言っているんですけれども、町民の収入が100万ほど減っているんですよ、1991年から比べたら。そういう中で町民の生活が苦しんでいる。２か月還元はしたんですけれども、これ、もう少し考えてもらえないかということで、ちょっとお聞きしたいんです。

それと同時に、基本料金が20立方計算となっていると思うんですよ、宮代町は。２か月に１回基本料金を徴収しているんですけれども、給水量ですか、昨年よりか減っているし、これは、あといろんな事情があると思いますよ、一つは給水の水を節約しているということと、新しい器具で水道をあんまり使わなくなってきていることもあるかと思いますけれども、でも、大きな原因としてはやっぱり控えているというのが現状じゃないかなと思うんですよ。

そこで一つお伺いしたいんですけれども、去年も聞いたんですけれども、基準内だけの使用者、13ミリ、20ミリ合わせてどのくらいの件数があるのか、それをちょっと教えていただきたいなという感じはします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷です。

まず、１点目の純利益ということで、決算書のページ６のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらの下から３行目、当年度純利益１億1,011万3,357円でございます。昨年度の数字につきましては、ちょっと記載はされていないんですけれども、8,463万910円でございます。

続きまして、供給単価につきまして、埼玉県の平均ということですけれども、少しお待ちください。

続きまして、埼玉県の給水原価と供給単価の平均でございますけれども、こちらにつきましては、令和２年度の決算の数字が出ております。県の平均、給水原価につきましては、１立方当たり155.0円でございます。続きまして、供給単価につきましては、156.0立方円でございます。

続きまして、３番目の質問として減免の件につきましては、８月、９月の料金についてやらさせていただいておりまして、控除とかでいただいてやっております。今後、そちらの予算とか国からの支援があれば、それを活用してやっていきたいと考えております。

４番目の給水量の減っている原因とかにつきましては、少しお待ちください。

すみません、４番目の質問としまして、13ミリと20ミリの件数ということで、13ミリ、令和３年度だと２万8,627件、31.2％でございます。20ミリ、６万1,849件、67.4％の比率を占めております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後のことなんですけれども、基準内だけの使用者はということを聞いたんですよ、13ミリと20ミリの。去年が多分合計で4,488件となっているんですよ、去年の回答では。今年はどのくらいですかと聞いたわけです、早い話が。

そういうことで、そのことも進めて、この今までの過去の利益も含めて、こういう７ページ、８ページ、当年度末残高ということで出ているんですけれども、資本合計36億ですか、669万8,472円ということが、これが残高になるんですか、全部の。まず、それを教えていただきたいと思っております。

あと、供給単価、原価、埼玉県と比べて宮代町は、令和３年度で供給単価が183円、給水原価が173円となっているんですけれども、これ、高いほうですか、安いほうですか、直接お伺いします。

その辺のところ、やっぱり町民が水道、毎日毎日使っている、収入も減っている中で、下げる努力をしていかないと本当に町民がパンクしてしまうような感じがするんで、その辺のところはどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

やはり、先ほども言いました20リットルの基本料金を、私は直接言いますけれども、もう少し下げるべきじゃないかなという感じはします。その辺のところをどのように考えているのか、もう一度おっしゃってください。

最初に言った、使用者の20立方と、13ミリと20ミリと合わせて去年が4,488件、今年は何件になっているのか。基準内だけですよ、基準内だけの使用者は何件ぐらいになっているのかということで、教えていただきたいと思っております。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

こちら、ページ８の36億円につきましては、次のページのページ９とページ10をご覧になっていただきたいと思います。

こちら、下のほうに資本合計ということで、36億669万8,472円とございまして、こちらにつきましては資本の合計ということで、資本金とこちらの剰余金の合計になっております。

こちらにつきましては資本ということで、財産とかになっているものもございますので、そういったものの金額としての評価となっております。

以上でございます。

〔「埼玉県の平均」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田と申します。

基本水量20立米で13ミリと20ミリはどのぐらい使用しているかというご質問だと思うんですが、これはまだ、水量的には今回は拾ってございません。

これは３月議会の予算委員会のときにお示しした資料の中に、毎年こちら20立方メートル、13ミリと20ミリ使用件数ということでお示ししてある

ものでございまして、申し訳ございませんが、今回はまだその集計はしておりません。３月には間に合うと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

給水原価、供給単価が高いかと言われますと、確かに県の平均よりかは高いんですけれども、埼玉県につきましては、給水人口731万人で、全国で第５位、年間給水量も82万6,000で全国５位でございます。

簡単に言いますと、埼玉県は全国で見ましてもトップクラスで、水道事業を行うには採算の取りやすい効率のよい場所でございます。

その中で宮代町は３万3,000人の規模でやっておりますので、こういった利益が出ないと、やはりつらいところがあるかなとは感じているところでございます。

やはり人口が多いところのほうが効率がいいものでございますので、こちらについてはやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後ですので、もう一度言います。

私は町民から、宮代の水道料金は高いと言われているんですよ。それと同時に使ってもいないのに基本料金を取られる。だから、町民は高いというふうに感じているんですよ。これはやむを得ないとか、そういうんじゃないんですよ。埼玉県の平均ですから、あくまでも、先ほどの平均価はね。それはどこの町でも同じですよ、それは。それ言ったらもうおしまいですよ、本当に。

町民が高いと言っている、思っている水道料金、それに対してどう考えているのかなと思って聞いているんですけれども、答えがないんですよ、はっきり言って。やむを得ない、そういうのが答えです。高くても我慢しろというのと同じですよね。同義語ですよ、それは。

そういうんじゃなくて、やっぱり今回は２か月間基本料金を抑えてくれましたけれども、それはそれで、我々も皆さんも町民も喜んでいましたよ、それは。

でも、先ほど言いました、供給単価も高いし、基本料金も20リットル計算だ。やっぱり私はこの20リットルという基本料金、使用してもしなくても取られる。今、町民の収入が減っているんですよ。やはりそこで還元するというのはまず最初に基本料金、使用した分だけを徴収する。

近隣は、どういうふうになっていますか。やはり少なくても使用した分に近づけているんじゃないんですか。そういう改善をしてほしいということで、町民は願っているんですよ。やっぱり応えるべきじゃないかなと感じはするんです。

それと、この最初に言った利益の合計ですよね。これは資本の分も入っているということで言われましたけれども、現金、貯金で幾らですか、これは、11億3,031万6,876円ですか、現金だけで。そのほか各種の積立金ありますよね。

利益がどのくらいたまっているのかどうか、総額がどのぐらいなんですか。この積立金というのは何でも使えますよね、早い話が。目的はあってもいざというときは取崩しができる。やはり少しでも町民に還元するべきじゃないかなと私は感じているんですよ、常々。

その辺のところで、水道部門としてどういうふうに感じているのか、もう一度おっしゃってください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

ページ23ページのほうをご覧いただきたいと思います。

下の２行目、資金期首残高10億7,045万7,094円、資金期末残高11億3,031万6,876円、前年度に比べまして5,985万9,000円ほど上がっております。これにつきましては、毎年施設を更新して、適切にこれからも安全に水を供給するようにしているところなんですけれども、３年度につきましては、さらにその３つ上のところ、建設改良企業債による収入がございました。それにつきまして、２億9,000万ほど充てておりますので、現金としては増えておるんですけれども、こちらにつきましては、２億9,000万は必ず返さなくちゃいけないものでございますので、こちらの負債があるということで、一応増えてはいるんですけれども、事実上は減っているというふうに認識していただきたいと思います。

やはり、我々としては無理、無駄のないようにやりたいと思っておりますし、今後も水道というのは続けていかないといけないと思います。それに対してはそれなりに、やはり町民皆さんに負担していただかないといけませんので、この規模でやっていく以上は、こちらのほう負担していただきたいと考えております。

もちろん、我々としましては無理、無駄をなくすように努力しておりますので、その辺ご理解をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤議員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、年間給水量が前年度と比較しても減っております。この辺の理由について。

それから、有収水量の推移も下がっていますよね。これらについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、有収率の推移なんですけれども、これは、近年では令和元年度がピークで、その後また減り続けているんですが、提案理由の補足説明のときに、町内３地区に分けて行って、これまで毎年平均で19か所の漏水箇所を発見したけれども、今回は132か所の漏水箇所を確認したということで、随分大きく数字が跳ね上がっていますけれども、この辺の理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、消費税の関係でございます。消費税による使用料や加入金への負担増が、実施されての決算年度の影響額は使用量でどれぐらいになっているのか、また、加入金ではどれぐらいになっているのか、合計で幾らになっているのかお示し願いたいと思います。

また、決算年度に、町民が水道会計に納めた消費税、使用料と加入金を合わせてどれぐらいになるのか、これについてもお尋ねしたい、確認をしたいと思います。

それから、先ほど、前段の山下議員のときにも言いましたが、確かに、持続可能な水道会計にしていかなければいけないし、そのためにも順次、負債についても返していかなければいけないと、その適正化というのも必要かと思いますけれども、今、このように物価高で、また、新型コロナウイルスの関係で大変な状況の下で、だからこそ、今回、せめて国の創生交付金を生かして、２か月の基本料金の減免をしましたけれども、令和３年度も同じようなことが言えると思うんですけれども、

特にそういうふうにしなかった、また、できなかった理由をお示し願いたいと。

それから、山下議員が言いましたけれども、13ミリ口径、20ミリ、基本料金ですよね。確かに、全然使っていないのに基本料金が取られる、それは結局下水道料金を加算されますから、大きな負担になるわけですよね。

町とすれば、じゃ、その辺を、そういった声に対してどういうふうに応えているんでしょうか。答弁は、先ほども答弁をしていますけれども、住民からも、たしか何年か前に、住民との議会懇談会でも言われた方がいらっしゃいましたが、そういう声にはどういうふうに応えているんでしょうか。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

給水量減っているということにつきましては、新型コロナ感染症で、令和２年度に、主に自宅待機、ホームステイとかの影響で皆さんが水を使ったと、家の中にいて。通常は外に出て仕事をしたり遊んだりして留守がちだったということで、令和２年度につきましては、そういった状況がなくなりまして、家にいたということが影響しているかと思いまして、水量が上がっているかと思います。

逆に、令和３年度につきましては、こちらにつきましては総括事項にも書かさせていただいたんですけれども、一応、ワクチン接種とか生活様式の取組とかの取組で、皆さんが多少なりとも出ていったということで、また、そういうことで水量の使用が減ったというふうに考えております。

続きまして、有収水量につきましても同様でございまして、やはり２年度については家の中にいた方が多かったと、しかし、３年度につきましては同様に出られたということで有収水量は減ったというふうに認識しているところでございます。

あと、有収率につきましては、今まで、先ほど議員おっしゃられたように３地区、１年１か所ずつやっていた、３年に一度ずつやっていたんですけれども、その前のときには一括して全地域をやっております。そこから１年ごとに３地区に分けてやっておりますので、そこでも上がってはいたんですけれども、さすがに３年目になると、それが、漏水の修理が追いつかなくなって、その前のやったやつが次にもうすぐに漏水したということで、去年、全箇所やった結果132か所というところを拾ったところでございます。

そちらにつきましては、今年度鋭意努力して、修理して、今ほとんど終わっております。こちらについて、今のところ日々の水量見ますと減っておりますので、一応、そちらの有収率については、このままの状態でいけば令和４年度は改善するという見込みとなっております。

続きまして、給水収益とかの消費税の上昇に伴う影響額につきましては、少しお時間いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

すみません、消費税が８から10％に上がる２％分の影響額ということでよろしいでしょうか。

続きまして、適正化につきましては、こちらにつきましては、平成30年のときに新水道ビジョンをつくりまして、こちらに基づいて適正に計画どおりやるということでやっております。

減免につきましては、新型コロナワクチンによる商品券とかの配布とかを国庫補助とか使いましたので、水道としましては、自己財源でやるということは今後の維持管理を考えますと、継続することを考えますと、ちょっとそちらのほうについ

てはできなかったものと判断しております。

先ほども言いましたけれども、今後、国からの補助とかがあればそちらを活用して、減免のほうを行っていきたいと考えております。

続きまして、13ミリ、20ミリの基本料の件につきましては、今後、水道料金の改定があるときにはそういったご意見を参考にし、今後の改定に取り組んでいきたいと考えております。

少しお待ちください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

担当主査。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　経営総務担当齋藤です。

まず、給水使用益のほうで、消費税額なんですけれども、現在10％ですと6,324万8,980円、それが８％だった場合ということで計算させていただきまして、そちらのほうが5,059万9,284円、２％の差といたしましては1,264万9,000円ほどになっております。

続きまして、加入金ということなんですけれども、口径別分担金というものを水道法は新規で加入する場合いただいているんですけれども、そちらの加入金に関しましても消費税のほうがかかりまして、まず、10％の場合ですと、こちらが、消費税の額が523万6,000円、そちらが８％の場合ですと418万8,800円、差額といたしましては、104万7,200円ほどになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君）　丸藤議員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、質問させていただきます。

特に、有収水量、あるいは有収率の関係なんですけれども、生活様式が変わったというんですけれども、そんなに大きく変わりますか。水道には影響を与えるんでしょうか。

先ほど、説明がありましたけれども、その点で、前年度と比較して、例えば、年間給水量にしても２万8,779立方ですよね。それだけ減っているんですけれども、そういうのはコロナ禍の影響もありますでしょうけれども、こんなにも大きく変わるものなんでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

それから、有収率の関係なんですけれども、これまでは全体を見てやってきたけれども、３地区に分けたというのは、駅でいえば東武動物公園、和戸、それから姫宮、そういうふうに分けたんでしょうか。だとすると、もっと大きく３つのうち、さらに細分化して分ければ、原因もさらにはっきりしてきますよね、普通、考えたら。

そういう意味では、これまで毎年、19か所の漏水箇所、それが、こういうふうにしたことで132か所の漏水箇所を確認できます。そうすると、今までの漏水の実態はどうだったのかなというふうに逆に思ってしまうんですけれども、その辺の理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、基本料金の関係ですが、そういう声に取り組んでいきたいということなんですけれども、先ほどの議会懇談会でのそういった声をということで、確認させていただいてよろしいですか。

それから、決算年度では減免はされておりませんけれども、その理由に、水道ビジョンで、自己財源ではできなかったということなんですけれども、ほかの自治体なんかでは、やはり、内部留保資金のうちのほんの僅かですよね。そういうのを使ったり、もちろん今回みたいに地方創生臨時交付金があった場合、それがあると加味して、やはり基本料金の減免をしているんですよ。

だから、私は、全部を使えというふうには言いません。ですから、必要な財源は必要な財源として使わなければいけないけれども、そんなに自己

財源ではできなかったんでしょうか。

ほかの自治体のことをあえて言わせてもらうと、そういうところの努力をして減免しているわけですよ。そういう考えはなかったのかということでお尋ねします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

１点目の水量につきましては、こちらちょっと内部の資料になるんですけれども、13ミリ、令和元年度の水量１調定当たり25.4立方、令和２年度だと26.1立方、令和３年度だと25.5立方で、やはり令和２年度増えております。

続きまして、20ミリの水量でございますけれども、令和元年度ですと37.9立方、令和２年度ですと39立方と増えておりまして、令和３年度37.9立方ということで減っておるものでございますので、やはりコロナ禍の影響があったのかなと考えております。

続きまして、２番目の漏水につきましては、主に漏水しているところは給水管のところでございまして、俗に言う、一般的に言うと個人の敷地とかが主になっております。引込み管とかから漏水が多いものでございます。そちらの数がほぼ132件となっておりますので、やはり、全面的にやらないといけないかなと考えております。

ただ、やはり人口集中地区をこれから集中的にやっていこうかなという考えもありまして、そちらにつきまして、有収率の動向を見ながらやる量とかを考えていきたいと考えております。

続きまして、基本料金につきましては、やはり前回、平成22年のときに料金改定したんですけれども、住民の代表とかを踏まえた審議会のほうで検討しておりますので、やはり、そういった住民の声を聞きながら、今後、そういった料金の改定があればそういう形を取って、住民の考えを基に判断していきたいと考えております。

続きまして、減免につきましては、埼玉県の中でも８割のほうが自己財源とかでやっておりまして、残りの２割がそういった内部留保とか使ってやっているところでございます。

やはり、宮代町としましても限られた使用料とかいただいておりますので、今、水道とかの施設につきましては、今までの人たちが造ってくれたものでございますので、その中で我々は使用しているものでございますので、また、これについては今後、次の世代にも引き継がないといけないものでございますので、やはり、厳しいようなこと言いますけれども、施設の更新とかに使って、次の人たちのために使うものが一番やはり、こういった積立金については、内部留保についてはそういうふうな使い方をしていくのが一番ベストかと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　丸藤議員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。

最後の、やはり基本料金の減免の関係ですが、言っていることは分かるんですけれども、例えば内部留保資金、これは過去からの積み上げられたものですよ。しかし、今、非常事態宣言と同じですよ。かつてない新型コロナ危機の下で、また、ロシアのウクライナへの侵攻による、こういった物価高の影響の中で、せめて水道料金をと。これはほかの自治体なんかは、令和３年度なんて、令和２年度からやっているわけだから、こういった物価高がない中で新型コロナ関係だけで内部留保資金を有効に使おうと。じゃ、宮代は２か月の基

本料金の減免で幾らなんですか。

私は、全部を使えと言っていませんよ、先ほども。例えば、内部留保資金がほかの自治体では25億円あっても、そのうちの１億円を使うとか、それと、地方創生臨時交付金が１億円とか入ってくれば、そういうのと合わせて減免している、そういう努力をしているわけですよ。

言っていることは分かるけれども、やっぱり住民が困っているときに、そういう有効活用することのほうがずっと、内部留保資金、ずっと経過した中での生きたお金を使えるわけだから、そういうふうにすべきと、そういう考えはなかったのかということなんですけれども。

じゃ、これまでの過去のものは今の料金体系に使えないという答弁ですよね、先ほどの答弁ですと。それは違うんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうなんでしょうか。

最後ですんで、やはり住民が困っているときにそういうふうにすべき。だから、そういう意味では今回、２か月とはいえ基本料金の減免やっているわけですから、そういうふうにさらにすべきではないかなと思いますけれども、もう、終わったことですからしようがないんですけれども、今後の考え方としてそういうふうにやってしかるべきだと思うんですよ。その点だけお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

確かに、おっしゃるように、今すごい大切な状況だというようなことは認識しております。

やはり、水道にとって水道の料金というものについては、水道施設、そういったものの事業の運営に役立てていくものだと考えております。

以上でございます。

続きまして、減免金額につきましては、前回、補正予算として上げさせていただきました4,800万円を予定しております。今、９月16日ということで、９月分の検診が終わって、今ちょっと集計しておりますので、今後の数字につきましては決算のときとかにお示しできればと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません、１点だけ教えていただきたくて質問します。

13ページなんですが、事業報告書の総括事項で15行目くらいなんですけれども、一応、宮東の配水場に、その隣の用地を今回取得できましたよね。これを今の耐震化でコンクリがちょっと足りないから替えて造るというようなことを聞いたんですが、そうしますと令和５年から、今度隣にその造り出すという予定、ちょっとごめんなさい、計画をちょっとよく見ていなかったもので、それを来年度から造り出して、そして造ったら今のところを潰すというか、耐震化できていないから潰すということになるのか、その造る大きさというのはどれくらいになるのかというか、そこまで何年計画なのか、そこだけちょっと見通し的に教えてください。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

昨年度、宮東配水場の横のところに土地を購入いたしました。こちらにつきましては、ページ22のその他契約のところに金額とかを記載させております。

ご質問のありましたこれからの進捗につきましては、現在、今設計のほうを進めております。来年度以降からタンクの新設を予定しております。容量としましては、今あるタンク容量4,200トンなんですけれども、それと同系統の同規模の同形状のものを造る予定でございます。

こちらのほうは２年間ほどで造る予定でございまして、その後に、今、ナンバー１、既設の耐震補強に入る予定でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下秋夫です。

反対討論につきましては、ただいま決算特別委員会が終了したばかりなんで、改めて後日、本会議の中で討論を行いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第43号　令和３年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第43号　令和３年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時５９分

再開　午後　５時５９分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第４４号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（川野武志君）　本委員会に付託されました議案第44号　令和３年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当冨田と言います。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当齋藤です。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　下水道会計、あまり質問はないんですけれども、企業会計になったということなんで、企業会計というのは独立採算制ですよね。自分たちで、この中の財政でやっていくんだということは、今、町のほうで下水道にかけている、一般財政のほうから出している金額が、独立採算制となればゼロということになります。そうすると、この下水を利用している人たちに負担がその分かかってくる、莫大な金額ですよね。

宮代町は将来、下水道会計独立採算制で全部やっていくつもりなのかどうか。何のために企業会計にしたのか、ちょっとその辺のところもあるんですけれども、その辺のところも、いきさつも含めてもう一度細かく説明をお願いしたいんですけれども、まず、それです。

先ほども言いました独立採算制というのは、将来町民の負担がどのくらいになるのか。独立採算制ですから、もう計算はされていると思うんで、わがままですよ、それは。どのくらいになるのか、町民負担が。教えていただきたい。

以上です。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

町の下水道につきましては、昭和60年に県から認可をいただきまして、63年から工事が始まったところでございます。そして、第一中継ポンプ場とかを造りまして、平成５年から一部供用、平成７年から宮代台とかの供用とかしております。

その中で、下水道につきましては、多額の起債を借りて進めたところでございます。基本的に幹線については町、枝線については３分の１を受益者、要は我々住民ですね。残りの３分の２を町のほうでやるという理論の下やっております。そのため、公共性の高いという部分については町の負担という考えでやっております。

今現在、そちらの借金を返している状況でございまして、そちらが今、農集合わせて５億3,000万ほどになっております。それにつきましては、令和13年度、10年後につきましては１億ちょっとぐらいにはなる、今まで借りた分を計算しますとそれぐらいになります。

また、今後につきましては、今、ストックマネジメントとかの計画を作成していまして、今後の更新計画とかを立てておりますので、そこでまた今後の数値が分かってくると思います。なので、ちょっと若干増えるかもしれませんけれども、大体、10年後につきましては企業債の返済というのは少なくなっております。

そのため、今現在、昨年度なんですが、下水道事業の経営戦略というものを作成しまして、こちらが今、収支比率が70％台でございます。そうしますと、令和13年度になりますと約90％ぐらいまで、その借金が、償還が終わりまして、減っていくことによって収支が上がってきますので、残りの10％をどうにかするかということを考えていかないといけないと思っております。

それにつきましては、やはり審議会とかを開いて、住民の声を聞いて、今後のことについてはそのときにまた検討していくものと思っております。

以上でございます。

すみません、続きまして、独立採算ということでございますけれども、究極をいえばやはり独立採算を狙っていかないといけないと考えてはおりますけれども、一応、基準内繰入れとかございますので、そういったものを当てていこうかと考えております。それでも足りないときにつきましては、検討するような形になると思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　借金がなくなっていく、１億円ぐらいになるんじゃないかということで、今、言われましたけれども、下水道というのは地下に埋まっています。地震や何からいっぱいあります。どうなるか分かりません、本当に。

ノートの上ではそういうふうに計算されているかもしれませんけれども、やっぱり水道でも何でも自然災害というのはあるんですよ。修理だとかそういうのをしなくちゃいけません。

独立採算制で、じゃ、それをやりなさいと言われても、これは難しいことですよね、何があるか分かりませんから。本当に公共性の強い下水道、水道、本当にできるのかなと思って、独立採算制で。

私は、これはちょっと不可能じゃないかなという感じがします。今でもあちこちで地震が起きて、水道が使えない、やった、下水が曲がっちまったとか、いろんな、ありますよ、そりゃ。

そういうことも計算されてやっているのかどうか。独立採算制でやりなさいと言って、本当に、利用者がみんな負担しなくちゃいけないのか。私はこれはちょっと難しいなという感じがします。ぜひ、その辺のところも含めて、町民負担が大きくなりますよ、本当に。そのほかにも消費税があります。

町は独立採算制で企業会計にすれば済むと本当に思っているのかどうか。やはり、町の一般財政を投入しないとこれ以上は難しいなと感じがするんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えていますか。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長です。お答えいたします。

独立採算といいますが、水道事業会計のほうは収入の収益で今、独立採算で運営のほうをできる状態となっておりますが、下水道事業につきましては、雨水とか公共が、公共というか一般会計で支払う義務があるんです、雨水、雨水の関係は。

そういうのもありまして、あと、今も補助金として一般会計のほうから受け入れておりますが、これは、地方公営企業法第17条の３で補助金がうたわれておりまして、地方公共団体は災害の復旧、その他特別の理由により、必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することができるということで、料金を上げるとか、何か災害があったときに利用者の負担を大きくするとか、そういうんじゃなくて、一般会計のほうから補助金が受け入れられるというふうに、地方公営企業法ではなっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　確かに、そういうときは一般財政から出していくんだという法律があります。私も分かっております。ただしそれだけじゃないですよね。やはりその過程において、一般的な修理とかそういうのがあります。全部そういうところから出しているんだったら何も企業会計にすることありません。目的はやはり、独立採算制ということが目的だと思います。

やはり、そのほかにも消費税が10%ある。町民負担が増えることは間違いないんですよ。これが下がるという回答だったら私も納得しますよ。下がるんじゃなくて上げるということでしょう、やっぱり。

それを独立採算制でやる、企業会計でやるということが目的じゃないかなと私は感じているんです。どうなんですか、その辺のところは。

○委員長（川野武志君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。お答えします。

先ほど室長のほうからの答弁ございましたが、下水道経営戦略の中でも、将来のあと数十年後の見込みとかを一応出しておりまして、今の下水道というのは借金を返済するのが大きな支出になっております。それが10年後ぐらいにはだんだん減っていきます。そうしますと、独立採算にはいきませんけれども、その料金プラス、あとは一般会計からの補助金で運営できる状態になると思います。

もちろん、一般会計から受け入れるということは、それだけ一般会計上の経費が少なくなるわけですから、それもなるべく削減するように努力しなければならないということで、今、経営戦略にのっとって事業のほうを運営しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤議員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

水道事業会計と同じように、下水道事業会計での2021年度においての消費税増税による使用料への負担、影響額はどのようになっているのか、また、町民が下水道会計に納めた消費税、2021年度、決算年度における消費税の影響額、これはどのようになっていますか、その点だけお願いいたします。

○委員長（川野武志君）　暫時休憩。

休憩　午後　６時１２分

再開　午後　６時１６分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書のページ10のほうをまずご覧いただきたいと思います。

上から２行目の下水道使用料、令和３年度につきましては、下水道使用料、こちら農業集落排水事業も含まれておりますけれども、２億3,714万3,737円の収入がありました。こちらにつきましては税抜きでございます。それに10%を掛けますと2,371万4,373円、それに対しまして８%でございますと1,897万1,498円、差額にしますと474万2,875円となっております。

続きまして、前年度の令和２年度でございますけれども、こちらは記載はないんですけれども、去年の数字が２億3,961万1,763円……。

〔何事か言う人あり〕

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　すみません。

２億3,961万1,763円、10%の消費税額2,396万1,176円、８%の仮定しますと1,916万8,941円、差額にしますと479万2,235円でございます。

以上でございます。

○委員（丸藤栄一君）　いいです。

○委員長（川野武志君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下秋夫です。

反対討論につきましては、ただいま決算特別委員会が終了したばかりです。改めて後日、本会議の中で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　反対討論はなしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了させていただきます。

これより採決いたします。

議案第44号　令和３年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君）　起立多数であります。

よって、議案第44号　令和３年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（川野武志君）　以上もちまして、本委員会に付託されました決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会　午後　６時２０分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

決算特別委員会委員長　　川　　野　　武　　志